

資料編

資料編目次

資料編

1 総則

1-3-2 災害時における個人情報の取扱い

- 2-1 被災者支援を目的とした個人情報の利用及び提供に係る事務の取扱いについて…… 5-1-1

1-5 県土の概況

- 1-5-1 耕地森林別面積調 …………… 5-1-13
- 1-5-2 本県極値気象表 …………… 5-1-13

1-6 災害の発生状況

- 1-6-1 岩手県における過去の火山災害以外のおもな災害記録 …………… 5-1-14
- 1-6-2 岩手県の地震津波災害調 …………… 5-1-22
- 1-6-3 岩手県断層分布図 …………… 5-1-27
- 1-6-4 岩手県における過去のおもな火山災害・噴火等記録 …………… 5-1-28
- 1-6-5 平成7年以降の岩手山の活動状況 …………… 5-1-29
- 1-6-6 平成8年以降の岩手山の地震回数の推移 …………… 5-1-32
- 1-6-7 岩手山の噴火史 …………… 5-1-33
- 1-6-8 岩手山火山防災マップ …………… 5-1-35
- 1-6-9 秋田駒ヶ岳火山防災マップ …………… 5-1-37
- 1-6-10 栗駒山火山ハザードマップ …………… 5-1-39

2 災害予防計画

2-2 自主防災組織等育成計画

- 2-2-1 自主防災組織の現況 ……………

2-3 5-2-1 防災訓練計画

- 2-3-1 総合防災訓練年次別実施状況 …………… 5-2-2

2-4 気象業務整備計画

- 2-4-1 気象台所管の観測所配置図 …………… 5-2-3
- 2-4-2 県内における地震・津波観測施設一覧 …………… 5-2-4
- 2-4-3 岩手山噴火警戒レベル（詳細版） …………… 5-2-8
- 2-4-4 岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲 …………… 5-2-9
- 2-4-5 岩手山の噴火警戒レベル判定基準 …………… 5-2-10
- 2-4-6 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 …………… 5-2-11
- 2-4-7 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル判定基準 …………… 5-2-12
- 2-4-8 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 …………… 5-2-13
- 2-4-9 栗駒山噴火警戒レベルにおける避難・規制対象範囲 …………… 5-2-15

2-4-10	栗駒山の噴火警戒レベル判定基準	5-2-16
2-4の2 通信確保計画		
2-4の2-1	岩手県防災行政情報通信ネットワークの整備状況	5-2-17
2-4の2-2	市町村防災行政無線の整備状況	5-2-18
2-4の2-3	防災相互通信用無線局一覧	5-2-19
2-4の2-4	非常及び緊急扱いの承認を受けた電話番号一覧表	5-2-25
2-5 避難対策計画		
2-5-1	市町村における避難所の指定状況	5-2-26
2-7 孤立化対策計画		
2-7-1	県内の災害時孤立化想定地域	5-2-27
2-8 防災施設等整備計画		
2-8-1	県有水防倉庫の水防用備蓄資器材一覧表	5-2-28
2-8-2	水防管理団体の水防用備蓄器具、資材数一覧表	5-2-31
2-8-3	空中消火基地の資機材等備蓄状況	5-2-34
2-8-4	林野火災消火機（器）材備付状況	5-2-35
2-8-5	放射性物質災害用資機材の備蓄状況	5-2-37
2-9 建築物等安全確保計画		
2-9-1	防火地域、準防火地域指定状況	5-2-38
2-9-2	住宅地区改良事業等、改良住宅等建設戸数	5-2-39
2-9-3	都市公園の整備状況及び整備計画	5-2-40
2-9-4	市街地再開発事業の状況	5-2-41
2-9-5	がけ地近接等危険住宅移転事業の状況	5-2-42
2-9-6	土地区画整理事業の状況	5-2-43
2-9-7	建築物防災週間防災査察実施状況	5-2-44
2-9-8	災害危険区域の指定箇所	5-2-45
2-9-9	宅地造成等規制区域の範囲	5-2-58
2-9-10	指定防火対象物の現況	5-2-59
2-10 交通施設安全確保計画		
2-10-1	道路施設の現況	5-2-60
2-10-2	隧道一覧表	5-2-61
2-10-3	障害物除去機械一覧表	5-2-68
2-10-4	港湾における耐震強化岸壁整備計画	5-2-69
2-10-5	漁港における耐震強化岸壁整備計画	5-2-69
2-10-6	花巻空港消火救難活動に関する協定	5-2-70
2-10-7	花巻空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	5-2-76
2-10-8	花巻空港医療救護活動に関する協定書	5-2-78
2-10-9	花巻空港医療救護活動に関する協定書細目	5-2-80
2-10-10	花巻空港消防車両一覧	5-2-88
2-10-11	花巻空港除雪車両等一覧	5-2-88
2-11 ライフライン施設等安全確保計画		

2-11-1	下水道施設の現況及び整備計画	5-2-89
2-12	危険物施設等安全確保計画	
2-12-1	化学消火薬剤備蓄状況	5-2-93
2-13	水害予防計画	
2-13-1	河川改修の状況	5-2-94
2-13-2	ダムの現況	5-2-95
2-13-3	河川総合開発事業調	5-2-97
2-13-4	砂防事業の実施状況	5-2-98
2-13-5	砂防指定地及び砂防施設市町村別一覧	5-2-99
2-13-6	砂防事業現況調	5-2-100
2-13-7	農地関係水害防止施設事業調	5-2-101
2-13-8	障害防止対策事業調	5-2-102
2-13-9	昭和38年以降における治山事業実施状況調	5-2-102
2-13-10	荒廃地復旧等の治山事業と保安林整備事業調	5-2-103
2-13-11	県内雨量・水位観測所調	5-2-105
2-13-12	河川水門管理要綱	5-2-107
2-13-13	洪水浸水想定区域指定一覧	5-2-112
2-13-14	水位周知河川指定一覧	5-2-113
2-14	雪害予防計画	
2-14-1	雪崩危険箇所表	5-2-114
2-14-2	岩手労働局における雪崩対策	5-2-115
2-14-3	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社における雪崩対策	5-2-115
2-14-4	防雪施設の設置状況	5-2-117
2-14-5	雪崩防止林造成事業調	5-2-118
2-14-6	雪崩対策事業による施設整備状況	5-2-119
2-14-7	県の除雪計画（春先の除雪を含む。）	5-2-120
2-14-8	除雪機械等の整備状況	5-2-121
2-14-9	削除	
2-14-10	雪害対策実施要領（抜すい）	5-2-122
2-14-11	救急医療班一覧表	5-2-126
2-14-12	巡回診療班一覧表	5-2-127
2-15	津波・高潮災害予防計画	
2-15-1	海岸保全区域延長	5-2-128
2-15-2	津波・高潮災害予防施設の設置状況	5-2-128
2-15-3	海岸防潮堤防設置一覧	5-2-129
2-15-4	削除	
2-15-5	海岸防災林造成実績調	5-2-133
2-15-6	海岸防災林造成事業調	5-2-133
2-15-7	海岸水門管理要綱	5-2-134
2-16	土砂災害予防計画	

2-16-1	土砂災害発生危険箇所一覧	5-2-136
2-16-2	地すべり危険箇所市町村別一覧	5-2-137
2-16-3	国土交通省所管地すべり防止区域一覧表	5-2-138
2-16-4	林野庁所管地すべり防止区域一覧表	5-2-139
2-16-5	農林水産省所管地すべり防止区域一覧表	5-2-140
2-16-6	地すべり防止対策事業一覧	5-2-141
2-16-7	土石流危険渓流市町村別一覧	5-2-142
2-16-8	山地災害危険地区市町村別一覧	5-2-144
2-16-9	山地災害防止対策事業調	5-2-145
2-16-10	急傾斜地崩壊危険箇所市町村別一覧	5-2-146
2-16-11	急傾斜地崩壊対策事業の実施状況	5-2-148
5-2-147	2-16-12 災害報告（地すべり，土石流等，がけ崩れ，雪崩）	5-2-149
5-2-148	2-16-13 岩手労働局における土石流による労働災害防止対策	5-2-153
5-2-152	2-17	
	火災予防計画	
2-17-1	消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の締結状況調	5-2-154
2-17-2	消防力一覧表	5-2-156
2-20	海上災害予防計画	
2-20-1	入港船舶の実績，石油等危険物取扱量及び港湾別貯油施設の状況	5-2-157
2-20-2	岩手県沿岸排出油等防除協議会の状況	5-2-158
2-20-3	各港湾の各種船艇の配置状況	5-2-162
2-21	災害対策基金確保計画	
2-21-1	災害救助基金の現在高調	5-2-165
2-21-2	財政調整基金の現在高調	5-2-165

3 災害応急対策計画

3-2	気象予報・警報等の伝達計画	
3-2-1	気象庁震度階級関連解説表	5-3-1
3-2-2	気象警報発表基準等	5-3-5
3-2-3	気象警報等伝達系統図	5-3-48
3-2-4	土砂災害警戒情報伝達系統図	5-3-50
3-2-5	津波警報等伝達系統図	5-3-51
3-2-6	地震及び津波に関する情報伝達系統図	5-3-52
3-2-7	北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報の伝達系統図	5-3-53
3-2-8	国土交通省が行う水防警報伝達系統図	5-3-54
3-2-9	岩手県知事が行う水防警報伝達系統図	5-3-55
3-2-10	噴火警報・予報等伝達系統図	5-3-71
3-2-11	津波予報区	5-3-74
3-2-12	地震情報に用いる海域名	5-3-75
3-2-13	異常現象の通報、伝達経路	5-3-76
3-3	通信情報計画	

3-3-1	県内無線施設設置状況一覧表	5-3-77
3-3-2	災害対策基本法に基づく公衆電気通信設備の優先利用等に関する協定書 (県警察本部)	5-3-87
3-3-3	災害対策基本法に基づく有線電気通信設備等の使用に関する協定書 (東日本旅客鉄道株式会社)	5-3-88
3-3-4	非常通信運用細則	5-3-89
3-3-5	東北地方非常通信協議会構成員名簿(岩手県内構成員)	5-3-94
3-3-6	災害時における放送要請に関する協定書	5-3-95
3-4	情報の収集・伝達計画	
3-4-1	被害状況判定の基準	5-3-96
3-5	広報広聴計画	
3-5-1	報道機関への放送協力要請(通知)	5-3-98
3-6	交通確保・輸送計画	
3-6-1	緊急輸送道路の指定状況	5-3-103
3-6-2	岩手県緊急輸送道路網図	5-3-110
3-6-3	飛行場外離着陸場の設置基準	5-3-111
3-6-4	飛行場及び飛行場外離着陸場(ヘリポート)一覧(県調査)	5-3-117
3-7	公安警備計画	
3-7-1	県警察装備品保有状況	5-3-126
3-8	消防活動計画	
3-8-1	緊急消防援助隊岩手県大隊	5-3-127
3-8-2	緊急消防援助隊岩手県隊出動要請連絡先	5-3-128
3-10	相互応援協力計画	
3-10-1	削除	
3-10-2	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	5-3-129
3-10-3	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目	5-3-134
3-10-4	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	5-3-141
3-10-5	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目	5-3-145
3-10-6	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	5-3-150
3-10-7	消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・ 東北8道県相互応援協定	5-3-154
3-10-8	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	5-3-156
3-10-9	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目	5-3-161
3-10-10	関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況一覧	5-3-164
3-11	自衛隊災害派遣要請計画	
3-11-1	陸上自衛隊岩手駐屯地主要装備品	5-3-169
3-14	災害救助法の適用計画	
3-14-1	災害救助法による救助の種類, 程度, 期間等	5-3-171
3-16	医療・保健計画	
3-16-1	指定病院連絡先一覧	5-3-175

3-16-2	医療施設一覧表（病院）	5-3-176
3-16-3	就業届出助産師数調（保健所別）	5-3-183
3-16-4	医療救護班編成表	5-3-184
3-16-5	災害時の医療救護に関する協定書	5-3-187
3-16-6	災害時における医療救護活動に関する協定	5-3-189
3-16-7	医薬品等調達関係団体連絡先一覧表	5-3-193
3-16-8	災害時における医薬品等の確保に関する協定	5-3-194
3-16-9	災害時における医療資機材の確保に関する協定	5-3-196
3-16-10	災害時における医療用ガス等の確保に関する協定	5-3-198
3-16-11	健康管理活動班編成表	5-3-200
3-17	食料、生活必需品等供給計画	
3-17-1	支給物資の種類、支給基準数量等	5-3-202
3-17-2	災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて	5-3-203
3-17-3	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）	5-3-206
3-20	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	
3-20-1	製材品供給可能概数	5-3-207
3-21	感染症予防計画	
3-21-1	感染症予防薬剤調達先一覧表	5-3-208
3-21-2	感染症予防関係法（抜粋）	5-3-209
3-22	廃棄物処理・障害物除去計画	
3-22-1	一般廃棄物処理業者一覧表	5-3-212
3-22-2	一般廃棄物処理施設一覧表	5-3-222
3-23	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	
3-23-1	県内火葬場一覧表	5-3-224
3-23-2	岩手県広域火葬計画	5-3-225
3-26	農畜産物応急対策計画	
3-26-1	家畜診療班及び防疫班編成表	5-3-231
3-28	ライフライン施設応急対策計画	
3-28-1	電力施設現況一覧表	5-3-232
3-28-2	都市ガス事業者一覧表	5-3-236
3-28-3	都市ガスの状況	5-3-236
3-28-4	液化石油ガス充てん所・オートガススタンド・充てん設備の所在地	5-3-237
3-28-5	応急給水資材の整備状況	5-3-240
3-32	防災ヘリコプター活動計画	
3-32-1	岩手県防災ヘリコプター応援協定	5-3-242
3-32-2	岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱	5-3-244
3-32-3	岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領	5-3-255
3-32-4	岩手県ヘリコプター等運用調整会議規約	5-3-266
3-32-5	大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画	5-3-267
3-32-6	岩手県ヘリコプター等安全運航確保計画	5-3-270

4 災害復旧・復興計画

4-2 生活の安定確保計画

- 4-2-1 災害復興住宅等に対する融資一覧表…………… 5-4-1
- 4-2-2 災害復興住宅資金…………… 5-4-3
- 4-2-3 生活福祉資金…………… 5-4-4
- 4-2-4 災害援護資金…………… 5-4-5

5 附属資料

- 5-1 みんなで取り組む防災活動促進条例…………… 5-5-1
- 5-2 岩手県防災会議条例…………… 5-5-4
- 5-3 岩手県災害対策本部条例…………… 5-5-6
- 5-4 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例…………… 5-5-7
- 5-5 岩手県防災会議運営規程…………… 5-5-15
- 5-6 小災害見舞金交付内規…………… 5-5-17
- 5-7 岩手県災害対策本部規程…………… 5-5-24
- 5-8 岩手県災害警戒本部設置要領…………… 5-5-65
- 5-9 気象予報・警報の地域区分…………… 5-5-71
- 5-10 地震被害想定調査（平成 9 年度実施）…………… 5-5-72
- 5-11 津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成 15～16 年度実施）…………… 5-5-77

1 総則

1-3-2 災害時における個人情報の取扱い

2-1 被災者支援を目的とした個人情報の利用及び提供に係る事務
の取扱いについて

法 学 第 1433 号

平成 24 年 3 月 29 日

本 庁 各 室 課 等 の 長
広 域 振 興 局 の 部 等 の 長
及 び 部 等 に 置 く 所 の 長
広域振興局以外の出先機関の長

法務学事課総括課長

**被災者支援を目的とした個人情報の利用及び提供に係る事務の取扱いに
ついて（通知）**

各種災害により被災した者（以下「被災者」という。）に対する生活再建に向けた支援を行うことを目的とした個人情報の利用及び提供については、岩手県個人情報保護審議会答申（平成 24 年 3 月 19 日付け答申第 69 号。以下「答申」という。）において、個人情報保護条例（平成 13 年条例第 7 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定による目的外の利用又は提供の禁止の原則の適用を除外することについて適当と認められたところです。

今般、当該利用及び提供に係る事務の取扱いを下記のとおり定めたので、貴職が保有する個人情報の利用又は提供が必要となった場合には、その適正な運用に努められますようお願いいたします。

記

1 実施機関内部における利用及び他の実施機関に対する提供

個人情報を県の事務又は事業（被災者支援を目的とするものに限る。）の用に供する場合、被災者の負担軽減を図るとともに、被災者の生活再建に資することができるよう、被災者個人の権利利益を損なわない限りにおいて、必要に応じその利用及び提供を図ること。

なお、当該利用及び提供に当たっては、条例の定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保すること。

2 国、他の地方公共団体及び岩手県内に所在する社会福祉協議会に対する提供

上記 1 に準じ、必要に応じ個人情報の提供を図ること。

なお、提供に当たっては、条例第 5 条第 2 項の規定の趣旨を踏まえ、提供先に対し、提供に係る個人情報について使用目的の制限その他の必要な制限を付するとともに、その適切な取扱いのために必要な措置を講ずるよう求めること。

3 法人その他の団体（1 及び 2 に掲げる者を除く。以下「団体」という。）に対する提供

答申別紙 2 「被災者支援に係る個人情報の提供の対象となる団体の基準」の全てを満た

す場合に限り、個人情報を提供できるものであること。

なお、当該基準の運用の詳細等を別添運用方針のとおり定めたので、団体から個人情報の提供を受けたい旨申出があった場合、当該運用方針に基づき審査事務その他の手続を行うこと。

(別紙2)

被災者支援に係る個人情報の提供の対象となる団体の基準

法人その他の団体(国、地方公共団体及び岩手県内に所在する社会福祉協議会を除く。以下「団体」という。)が各種災害により被災した者(以下「被災者」という。)に対する支援として実施する事業(以下「事業」という。)の用に供するため、県の実施機関が保有する個人情報を提供することができるのは、次に掲げる条件をすべて満たす場合に限るものとする。ただし、この基準にかかわらず、個人情報を提供することが適当でない認められる理由があるときは、個人情報を提供しないものとする。

(事業の公益性)

第1 当該事業の内容が、被災者の生命、身体、財産その他の権利利益の回復、保護、保全又は増進に資するものであり、被災者に対する生活再建に向けた支援としてふさわしいものであると認められること。

(目的の明確性・整合性)

第2 当該事業について、個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)が明らかであり、かつ、当該取扱目的と当該事業全体の目的とが整合していると認められること。

(提供内容の合理性等)

第3 当該事業のため必要とする個人情報の対象者の範囲及び個人情報の項目が、取扱目的に照らして合理的であり、必要かつ最小限のものであると認められること。

(提供の必須性)

第4 県から個人情報の提供を受けなければ、当該事業の目的が達成し難いと認められること。

(実施可能性)

第5 当該事業が、当該団体の人的体制、当該事業の実施に関する計画の内容、当該事業の実施の具体的な方法等を総合的に勘案した結果、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(責務遵守性)

第6 当該団体が、個人情報を取り扱うものとして自らの責任で個人情報の保護に関し必要な措置を講ずることができるものであると認められること。

2 当該団体が、県から提供を受けた個人情報を当該取扱目的以外に使用しないことを誓約するものであるほか、県の実施機関が付する条件を遵守するとともに、県の実施機関が求める措置を確実に講ずることができると認められること。

(権利利益侵害性)

第7 個人情報の提供によって、当該個人情報の対象者である被災者本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められること。

被災者支援に係る個人情報の提供の対象となる団体の基準の運用方針

(平成 24 年 3 月 29 日制定)

(前文 [基準の趣旨])

法人その他の団体（国、地方公共団体及び社会福祉協議会を除く。以下「団体」という。）が各種災害により被災した者（以下「被災者」という。）に対する支援として実施する事業（以下「事業」という。）の用に供するため、県の実施機関が保有する個人情報を提供することができるのは、次に掲げる条件をすべて満たす場合に限るものとする。ただし、この基準にかかわらず、個人情報を提供することが適当でないと認められる理由があるときは、個人情報を提供しないものとする。

【趣旨】

この基準は、各種災害時において、被災者に対する生活再建に向けた支援を目的とした事業を実施しようとする団体が、知事が保有する当該被災者の個人情報の提供を受けようとする場合に、当該団体及び当該団体が実施しようとする事業の備えるべき条件として、個人情報保護条例（平成 13 年条例第 7 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項第 7 号に基づく岩手県個人情報保護審議会答申（平成 24 年 3 月 19 日付け答申第 69 号。以下「答申」という。）において定められたものである。

【解釈・運用】

- (1) 答申に基づく提供の対象となる被災者の個人情報は、本庁各室課等及び各出先機関（以下「各室課等」という。）において保有する各種の個人情報であり、災害対応に係る事務事業において取り扱うもののみならず、通常（平常時）の事務事業において取り扱うもの（原則として、支援対象となる被災者の個人情報を容易に抽出することができる場合に限る。）も含むものである。
- (2) 「各種災害」の範囲については、東日本大震災津波のような自然現象により生ずる災害のみに限られるものではなく、自然現象以外の原因により生ずる災害も含まれるものである。
- (3) 「被災者」の範囲については、東日本大震災津波においても支援の趣旨や内容に応じて広義・狭義が様々に使い分けられており、一律に定義し難いことから、個別の災害の様態、被害の実情、必要とされる支援の内容等に照らし、個別に判断するものとする。

なお、各室課等において当該範囲の解釈について疑義が生じた場合、団体から申出を受ける前であっても、法務学事課に協議するものとする。

- (4) 団体から個人情報の提供依頼があった場合、この基準の第 1 から第 7 までの全てを満たす場合に限り、提供することができるものとする。
- (5) 当該条件にかかわらず、団体自身の性質上、県の保有する個人情報の提供の相手方として不適当であると考えられる場合（下記判断基準(1)及び(2)を満たさない場合）には、条件への適合の有無について判断するまでもなく、個人情報を提供しないものである。

また、当該条件をすべて満たす場合であっても、何らかの理由により個人情報を提供することができない場合や、個人情報を提供すべきでない事情がある場合（下記判断基準(3)に掲げる事情を認めた場合）は、個人情報を提供しないものである。

- (6) 知事は、個人情報の提供を受けようとする団体に対し、次に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、当該団体が災害時における連携・協力について県との間で協定その他の取決めを締結しており、当該取決めに基づく事業を実施するために個人情報の提供を受けようとする場合においては、ウに掲げる書類を省略することができるものとする。

- ア 被災者情報提供申出書（当該団体が個人情報の提供を受けたい旨、事業計画の概要その他必要な事項を記載した書面をいう。）（様式第1号）
 - イ 誓約書（当該団体が下記判断基準（1）を満たす旨及び県から提供を受けた個人情報の目的外使用を行わない旨を誓約する書面をいう。）（様式第2号）
 - ウ 実績調書（当該団体が下記判断基準（2）に掲げる実績を有するものであることを具体的に明らかにする調書をいう。）（様式第3号）
 - エ 個人情報取扱体制調書（当該団体内部の個人情報の取扱いに関する体制等を具体的に明らかにする調書をいう。）（様式第4号）
- (7) 各室課等は、団体から（6）に掲げる書類の提出があった場合、この基準に照らして審査を行い、法務学事課への協議を経て、個人情報を提供し、又は提供しない旨の決定をし、当該団体に対し、その旨を被災者情報提供決定通知書（様式第5号）又は被災者情報非提供決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- (8) 各室課等は、（7）の通知を行った場合、当該通知書の写しを法務学事課に送付するものとする。

《判断基準》

答申に基づく個人情報の提供先（この基準による審査の対象）となるべき団体は、下記（1）及び（2）を満たすものでなければならない。

なお、この判断基準による審査に際しては、必要に応じ、他の実施機関に照会をすることができるものとする。（当該照会回答における個人情報の収集及び提供については、条例第4条第3項第7号及び第5条第1項第5号に基づくものとして取り扱うものとする。）

（1） 団体自身の性質

団体が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該団体については、その性質上、県の保有する個人情報の提供の相手方として適当であると考えられる。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としていないこと。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としていないこと。

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。

以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていないこと。

エ 各種法令に違反していないこと。

オ 団体の構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者が含まれていないこと。

カ 暴力団又は暴力団員が、運営に実質的に関与していないこと。

キ 団体の役員及びこれに準ずる者（以下「役員等」という。）が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していないこと。

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

コ 団体が現に行っている事業又は活動が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するものでないこと。

サ 団体が現に行っている事業又は活動が、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するものでないこと。

シ 行政機関からの行政指導による改善がなされていない者でないこと。

ス 県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

- セ 一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成 23 年 10 月 5 日付け出第 116 号制定）に基づく入札参加制限を受けていないこと。
- ソ 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けていないこと。
- タ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続中でないこと。
- チ 上記に掲げる事項の全てに該当することについて、あらかじめ誓約していること。
- ツ その他個人情報の提供の相手方として適当でないと認められる理由がないこと。

(2) 団体の活動実績

団体が次に掲げる実績のいずれかを有する場合、当該団体については、その実績上、県の保有する個人情報の提供の相手方として適当であると考えられる。

- ・ 被災者に対する生活再建に向けた支援の実績があること。（県内での活動に限定しない。他都道府県、他国における実績も考慮。）
- ・ 県と連携・協力して事業を行った実績（県の事務事業全般にわたるものであり、被災者支援事業に限らない。）があること。

(3) その他の事情

各室課等の都合により個人情報を提供することができない場合や、諸般の事情を勘案して個人情報を提供すべきでない事情があるときは、個人情報を提供しないものとする。

具体的には、次のような場合が考えられる。

- ア 事務処理上の困難があること。（例：提供を希望する個人情報が大量なため対応できないこと、業務多忙につき対応できないこと。）
- イ 個人情報の提供以外の方法により対応が可能と考えられること。（例：支援対象人数が少なく、その特定も容易であり、かつ、事業内容も軽易（案内の発送等）であれば、団体が用意した後納郵便に県において宛名シールを貼り付けて送付すれば足りると考えられること。）
- ウ その他の理由があること。（例：事業の内容及び個人情報の範囲が既に個人情報提供済の事案（別の団体が行う別の事業）と重複していること。（同一地域において同一の物資（既に充足していると考えられるもの）を配布しようとする場合等が想定される。））

（事業の公益性）

第 1 当該事業の内容が、被災者の生命、身体、財産その他の権利利益の回復、保護、保全又は増進に資するものであり、被災者に対する支援としてふさわしいものであると認められること。

【趣旨】

県が連携・協力して実施することが適当と認める被災者支援事業か確認するとともに、当該事業の内容について、県の保有する個人情報を提供すべき公益性（公平性）があるか確認するものである。

【解釈・運用】

- (1) 対象となる事業は、原則として、団体が実施機関（各室課等）と協働して実施するものに限るものとするが、その範囲については、場所や時間によって変化する被災者の需要（支援ニーズ）に応じ、柔軟に解釈するものとする。

例えば、生命や財産の損害の回復等に係るものに限らず、被災による心理的負荷の軽減に係るものについても、その範囲に含まれるものである。

なお、各室課等において当該範囲の解釈について疑義が生じた場合、団体から申出を受ける前であっても、法務学事課に協議するものとする。

- (2) 上記趣旨にいう「県の保有する個人情報を提供すべき公益性（公平性）」とは、対象となる事業について、被災者支援事業としての公平性が担保されているか否かを主眼

として判断することを意図するものであり、不特定多数を対象とする事業のみならず、事業の内容によっては特定少数の被災者を対象とするもの（例えば、特定の地域の被災遺児・孤児の支援等）についてもその公益性を認める場合があると考えられる。よって、事業の公益性については、当該事業の規模のみならず、団体の規模、事業の内容等に即して個別に判断する必要がある。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、その内容上、県の保有する個人情報の提供の対象となるべき公益性を有するものと考えられる。

ア 被災者に対する支援を主たる目的とするものであること。

イ 県事業として実施することが適当な支援事業であること。（例えば、人的、金銭的な制約から県ではできないが、県が実施しても問題がない事業であるかなど。ただし、国・県・市町村との役割分担、部局間の事務分掌等の観点に偏り、安易に縦割りで判断することのないよう努めること。）

ウ 原則として、不特定多数の被災者を対象とするものであること。ただし、前述のとおり、事業の内容によっては特定少数の被災者を対象とするものについても公益性を認めるべき場合があると考えられること。

エ 原則として、当該団体等の営利等を目的とするものでないこと。

オ 公序良俗に反するものでないこと。

（目的の明確性・整合性）

第2 当該事業について、個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）が明らかであり、かつ、当該取扱目的と当該事業全体の目的とが整合していると認められること。

【趣旨】

個人情報の用途が明確であり、かつ、事業全体の目的（達成しようとする成果）と整合しているか確認するものである。

【解釈・運用】

各室課等は、団体から示された個人情報の具体的な用途が、当該団体が事業において達成しようとしている成果と明確に合致するか否かを、団体から提出を受けた書類の他、ヒアリングその他の方法により確認するものとする。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、個人情報を取り扱う目的の明確性・整合性が認められるものと考えられる。

ア 事業における個人情報の用途に具体性があること。

イ 事業全体の目的（達成しようとする成果）と提供する個人情報の用途とが明確に合致すること。（曖昧な部分や、明らかに整合しない部分がないこと。）

（提供内容の合理性等）

第3 当該事業のため必要とする個人情報の対象者の範囲及び個人情報の項目が、取扱目的に照らして合理的であり、必要かつ最小限のものであると認められること。

【趣旨】

事業における個人情報の用途に照らして、提供対象となる個人情報の範囲及び項目に過不足がないか確認するものである。

【解釈・運用】

各室課等は、第2で確認した個人情報取扱目的に照らして、提供対象となる個人情報の範囲及び項目に過不足がないか確認するものとする。

なお、当該確認に当たっては、個人情報の項目毎に、当該項目の提供が必要な理由を明確に整理するものとする。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、提供対象となる個人情報の範囲及び項目に過不足がないものと考えられる。

ア 事業の目的と、情報提供の対象となる個人の範囲とが整合していること。(ズレていたり、過大になったりしていないこと。)

イ 事業の目的に照らして、提供対象となる個人情報の項目が必要最小限であること。

(提供の必須性)

第4 県から個人情報の提供を受けなければ、当該事業の目的が達成し難いと認められること。

【趣旨】

事業が時宜を得たものであり、時機を失すればその効果を損ない、事業の目的が達成されないおそれがあるか確認するとともに、事業の実施のために県から個人情報の提供を受ける必要性の高さ(事業実施上の必須性)を確認するものである。

【解釈・運用】

(1) 県と市町村において同一内容の個人情報を保有している場合においても、市町村が当該市町村の個人情報保護条例の定めにより当該個人情報を提供することができない場合には、県から個人情報の提供を受ける必要性があるものと認められる。

また、両者とも個人情報の提供が可能な場合であっても、市町村の事務都合により、団体から申出のあった時点において県のみが当該個人情報を提供することができる状況にあり、かつ、速やかに事業を実施しなければ当該事業の効果が損なわれると認められるときにも、同様に、県から個人情報の提供を受ける必要性があるものと認められる。

(2) 「事業実施上の必須性」については、上記(1)のほか、事業において県の保有する個人情報を使用しなければならない理由(例えば、団体が自ら個人情報を収集しようとする場合、事業の時機を失し、結果として被災者の不利益となると考えられること等)についても併せて確認しなければならない。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、個人情報の提供の必須性が認められるものと考えられる。

ア 事業の内容が、その時点の被災者の支援ニーズに即したものの又は事業実施予定時期(将来)における被災者の支援ニーズを捉えたものであると考えられること。

イ 県からの提供以外の方法により個人情報を収集しようとした場合、当該事業を本来実施すべき時期に実施することができず、事業の効果が著しく低減すると考えられること。

ウ 当該団体が自ら個人情報を収集しようとした場合、多大な経費と労力を要したり、事業実施の時機を失したりするなど、事業の円滑かつ効果的な実施が困難となるおそれがあること。

エ 必要とする個人情報の対象者の範囲及び個人情報の項目に照らして、県以外の者から個人情報の提供を受けることが困難であると考えられること。

(実施可能性)

第5 当該事業が、当該団体の人的体制、当該事業の実施に関する計画の内容、当該事業の実施の具体的な方法等を総合的に勘案した結果、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

【趣旨】

事業について、その規模が適正であり計画どおり実施される可能性の高いものであるか確認するものである。

【解釈・運用】

各室課等は、団体から示された事業計画等について、当該事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであるか否かを、団体から提出を受けた書類の他、ヒアリングその他の方法により確認するものとする。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、計画どおり実施される可能性が高いものと考えられる。

- ア 事業の規模が、当該団体の規模に照らして過大なものとなっていないこと。
- イ 事業の実施に関する計画（実施細目、人員、スケジュール、資金、協力団体等）の内容が具体的であり、事業の目的（達成しようとする成果）と整合していること。
- ウ 事業の内容が、被災者や他の個人、団体等と紛争を生じるおそれのあるものでないこと。
- エ 事業が計画どおり実施されると見込まれること。

（責務遵守性）

第6 当該団体が、個人情報を取り扱う者として自らの責任で個人情報の保護に関し必要な措置を講ずることができるものであると認められること。

- 2 当該団体が、県から提供を受けた個人情報を当該取扱目的以外に使用しないことを誓約するものであるほか、県の実施機関が付する条件を遵守するとともに、県の実施機関が求める措置を確実に講ずることができることと認められること。

【趣旨】

団体について、個人情報を取り扱う者としての責務を遵守することができることと認められるか確認するものである。

【解釈・運用】

- (1) 団体の個人情報取扱体制及び個人情報保護能力については、団体から提出を受けた個人情報取扱体制調書（様式第4号）その他の書類の他、ヒアリングその他の方法により確認するものとする。
- (2) 県から提供を受けた個人情報の目的外使用をしないこと、県が提供にあたり付す制限や求める措置を遵守する旨の誓約は、誓約書（様式第2号）により行わせるものである。
- (3) 各室課等は、条例第5条第2項の規定により、個人情報の提供を受ける団体に対し、当該個人情報について使用目的及び使用方法の制限その他の必要な制限を付すとともに、その適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

各室課等が団体に対して付すべき制限及び求めるべき措置は、おおむね次のとおりである。

- ア 使用目的の制限（団体が申し出た取扱目的以外の目的に個人情報を使用しないこと。）
- イ 使用方法の制限（団体が申し出た使用方法以外の方法で個人情報を使用しないこと。）
- ウ 使用期間の制限（団体が申し出た事業期間の経過後においては個人情報を使用しないこと。）
- エ 個人情報を取り扱う者の制限（個人情報を使用することができる者の範囲は、団体が申し出た範囲に限ること。）
- オ 使用後の取扱いの指示（個人情報の使用が終了した後、当該個人情報の記録された

- 媒体について、各室課等の定めるところにより、廃棄、返却等の対応を取ること。)
- カ 再提供の禁止（別の団体に対する個人情報の提供を禁ずること。ただし、事業計画
上、当該団体と関係を有する団体に対する個人情報の提供が予定されている場合には、
必要最小限の再提供を認める場合があること。)
- キ 複製の制限（個人情報の複製（印刷等）は、事業内容に照らして必要最小限に留め
ること。)
- ク 本人への周知（県から個人情報の提供を受けて事業を実施するものであること、個人
情報の使用の停止を申し出ることができることについて、本人に周知すること。)
- ケ 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止（個人情報が漏えい、滅失及びき損するこ
とのないよう、必要な措置を取ること。)
- コ 団体の個人情報取扱規程に沿った個人情報の取扱いの確保（団体内部における個人
情報の取扱いに関する明文の取決めに沿って、個人情報を取り扱うこと。)
- サ 個人情報を取り扱う者に対する研修の実施（団体内部において、個人情報を取り扱
う業務に従事する者に対し、必要な研修を行うこと。)
- シ 調査・報告の実施（県は、必要に応じ、団体における個人情報の取扱いについて調
査し、又は報告をさせることができること。)
- ス 指示の実施（県は、必要に応じ、団体における個人情報の取扱いの適正を確保する
ため、団体に対し、必要な指示を行うことができること。)
- セ その他必要な措置の実施（キ～スに掲げる措置のほか、個人情報の適切な管理のた
めに必要な措置を団体自ら講ずること。)
- (4) 各室課等は、個人情報の提供に際し、(3)の措置要求を、被災者情報提供条件通知書
(様式第7号)を当該団体に対して交付することにより行うものとする。
なお、当該通知書の内容については、あらかじめ法務学事課の確認を経るものとする。
- (5) 各室課等は、個人情報の提供の後遅滞なく、団体から、被災者情報受領書（様式第8
号）を提出させるものとする。
- (6) 各室課等は、被災者情報提供条件通知書（様式第7号）及び被災者情報受領書（様式
第8号）の写しを、法務学事課へ送付するものとする。

《判断基準》

団体が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該団体の責務遵守性が認められる。

- ア 個人情報取扱事業者に該当する場合は、個人情報保護法の規定による義務（努力義務を
含む。）を履行し得る体制を整えていること。（個人情報取扱事業者に該当しない場合にあ
っても、これに準じた体制を整えていること。)
- イ 個人情報の取扱いに関して、団体内部において明文の取決めがあり、かつ、個人情報の
取扱いに関する責任者を定めていること。
- ウ 県から提供を受けた個人情報の取扱いに関して目的外に利用しないことや、県の実施機
関が付す制限を遵守することについて、あらかじめ誓約していること。
- エ 県から提供を受けた個人情報の取扱いに関して県の実施機関が求める措置を講ずるこ
とについて、あらかじめ誓約しており、かつ、団体の個人情報取扱体制等に照らして、当
該措置を確実に講ずることができると見込まれること。

(権利利益侵害性)

第7 個人情報の提供によって、当該個人情報の対象者である被災者本人の権利利益を不当に
害するおそれがないと認められること。

【趣旨】

個人情報の提供により生じるおそれのある権利利益の侵害と事業によって実現される公
益を比較衡量し、権利利益を不当に侵害するおそれがない（侵害があったとしても受忍範囲
内に留まる）ことを確認するものである。

【解釈・運用】

- (1) 事業によって実現される公益については、当該事業の対象となる被災者全体が受ける便益として捉えるべきものであるが、個人情報の提供により生じる個人の権利利益の侵害については、原則として個々の被災者の受忍範囲に即して捉えるべきものであり、個々の被災者の権利利益の侵害の総和として捉えるものではない。よって、両者は、定量的な比較になじまないものであり、個別具体の事例に即し、当該時点の状況等に照らして、適時適切に判断する必要がある。
なお、当該受忍範囲については、個別の事業において必要とされる個人情報の項目に照らして判断されるものであり、個人情報の項目数の多寡や当該項目の内容の重要度に応じて変化するものと考えられる。
- (2) 事業の内容が極めて軽易な場合、当該事業によって実現される公益も極めて小さいものに留まるものと考えられ、そのような場合には、個人情報の提供による権利利益の侵害が当該個人の受忍範囲を超える可能性が高いものと考えられる。

《判断基準》

個人情報の提供によって生じる本人の権利利益の侵害(個々の被災者に対し与える心理的影響等)が、事業の実施によって実現される公益(事業の受益者である被災者全体に対する有形無形の効果)と比較して小さいものであると考えられる場合、当該事業については、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと考えられる。

その他〔雑則〕

- (1) 個人情報の提供に関する被災者への周知

答申に基づく個人情報の提供の対象となった事業について、その円滑な実施を図るとともに、当該個人情報に係る本人(被災者)が自己の情報の取扱いについて知り得る状態に置くため、提供先となった団体の名称、事業の内容、提供した個人情報の内容(個人の類型及び情報の項目)について、次のとおり周知するものとする。

ア 実施機関による周知

各室課等は、個人情報を提供する場合、その事前又は事後において、当該提供事案の概要について、必要に応じ、当該個人情報に係る本人に対し、通知その他の適切な方法により周知するよう努めるものとする。この際、自己の情報を提供又は使用しないよう県又は団体に申し出ることができる旨を併せて周知するものとする。

また、法務学事課は、個人情報の提供が行われた場合、当該提供事案の概要について、ホームページ等により、当該提供の翌月に一括で公表するものとする。

イ 団体による告知

個人情報の提供を受けた団体は、当該個人情報を使用した事業における支援対象である被災者に接触する際、次に掲げる事項について書面又は口頭により告知するものとする。

- (ア) 当該事業が、条例の規定に基づき、県から個人情報を受けて行われるものであること。
- (イ) 県による団体への個人情報の提供を希望しない場合、その旨申し出ることができること。なお、当該申出は、県又は団体のいずれに対しても行うことができるものであること。(団体に対して申出があった場合、当該団体を通じて県に伝達すること。)

- (2) 個人情報の提供を希望しない旨の申出があった場合の対応

各室課等は、被災者から個人情報の提供を希望しない旨の申出があった場合、本人の意思に基づき、原則として、当該申出の以後において、当該被災者の個人情報を団体に提

供しないものとする。

また、既に個人情報を提供している場合においては、当該提供を受けた団体に対し、当該個人情報を使用しないよう指示するとともに、必要に応じ、返却、廃棄等の対応を取らせるものとする。

(3) 事業実績の報告

各室課等は、団体が事業の実施を完了した場合、被災者支援事業実施報告書（様式第9号）を提出させるとともに、当該報告書の写しを法務学事課に送付するものとする。

法務学事課においては、事業実績の概要を、ホームページ等により公表するものとする。

(4) その他

各室課等は、この運用方針により難しい事案が発生した場合、速やかに法務学事課へ協議するものとする。

（※様式については、添付を省略する。）

1 総則

1-5 県土の概況

1-5-1 耕地森林別面積調

区 分		面 積	備 考	
耕 地	田	94,300 ha	平成29年耕地及び作付面積統計	
	畑	普通畑	25,000	〃
		樹園地	3,610	〃
		牧草地	27,500	〃
	小計	150,410		
森 林	国有林	394,114	いわての森林・林業概要 (H30.11)	
	民有林	783,075	〃	
	小計	1,177,189		

1-5-2 本県極値気象表

要素	地名	盛岡		宮古		大船渡		県		内※
		値	年月日	値	年月日	値	年月日	値	年月日	
最高気温	℃	37.2	大13. 7. 12	37.3	昭 8. 7. 23	37.0	平19. 8. 15	38.8	平 6. 8. 14	釜石
								39.5	昭21. 8. 16	一関
最低気温	℃	-20.6	昭20. 1. 26	-17.3	明41. 1. 23	-11.6	昭55. 2. 17	-27.6	昭63. 2. 17	薮川
								-35.0	昭20. 1. 26	薮川
最小湿度	%	7	平20. 4. 22	8	平13. 3. 23	7	昭44. 4. 29			
最大風速	m/s	WNW 22.2	昭26. 4. 10	WSW 31.4	大元. 9. 23	SE 21.8	平14. 10. 2			
最大瞬間風速	m/s	SW 38.6	平16. 11. 27	SSE 43.5	平14. 10. 2	SSE 44.2	平14. 10. 2			
最大10分間降水量	mm	22.0	昭28. 8. 1	22.7	昭34. 10. 10	30.5	平 7. 8. 16			
最大1時間降水量	mm	62.7	昭13. 8. 15	72	平22. 12. 23	56.5	平17. 9. 7	86.5	平25. 7. 15	区界
								81.0	昭36. 9. 10	大平
最大日降水量	mm	198.0	平19. 9. 17	319.0	平12. 7. 8	200.0	昭52. 5. 16	333.0	昭63. 8. 29	岳山
								334.0	昭23. 9. 16	世田米
最深積雪	cm	81	昭13. 2. 19	101	昭19. 3. 12	32	昭59. 2. 28	279	平25. 2. 25	湯田
								368	昭49. 1. 27	湯田

※上段はアメダス観測開始からの値、下段は参考値（気象通報所等の観測値）
（アメダス観測開始：昭和51年～）

発生年月日	災害名	災害内容	り災		人的被害			建物					被害						土木被害				船舶被害 隻	水産物被害 千円	被害額 合計 千円											
			世帯数	人員 名	死者 名	行方不明 名	傷者 名	全焼壊 戸	流失 戸	半焼壊 戸	一部 破損 戸	床上 浸水 戸	床上 浸水 戸	非住家 棟	道路 ヶ所	橋梁 ヶ所	堤防 ヶ所	港湾 ヶ所	その他 ヶ所	農作物被害		流埋 ha				冠水 ha										
																				世帯	人員						死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上浸水	床上浸水	非住家
" 12. 29	火災	山田町天火																																		
23. 4. 14	火災	稗貫郡矢沢村大火											675																							
" 9. 16	水害	アイオン台風来襲(水沢雨量285.2㎜)			393	316	494	15,774	14,157	10,210	2,464	1,098	1,621	20	418								60,000									12,758,745				
24. 6. 9	火災	江刺郡羽田村大火										180																								
S25. 1. 31	暴風雨	下閉伊郡下被害甚大							2	21	326																					1				
" 8. 5	水害	熱帯性低気圧による豪雨						398	1,696			326												126								15,797				
26. 5. 13	火災	磐石町駅前より出火										126																								
29. 5. 9	風害	低気圧による風害(盛岡瞬間最大23.6m/s)			1				1	5	219																									
30. 5. 29	風水害	低気圧による風水害	82	405					1	1																			22			252,433				
" 6. 24	水害	梅雨前線による豪雨(湯田雨量329㎜)	266	1,262	2																												1,413,783			
" 7. 22	水害	梅雨前線による豪雨				1																														
" 12. 26	風水害	低気圧による風水害	28	145	2					2	13																							145		
31. 2. 8	風害高潮	8日~28日低気圧による災害			1																												6			
" 7. 22	水害	梅雨前線による豪雨																																		
32. 9. 6	風水害	台風10号来襲							1																											
" 12. 12	風水害	低気圧による風水害	430	2,425						4	47	85	785																						1	
33. 7. 22	風水害	台風11号来襲	16	68						2				16	133	5	19	7	9					1										754		
" 9. 18	風水害	台風21号来襲(安代町雨量301㎜)	1,851	5,700	2	6				6	2	5		1,201	2,411		59	25						37	25								5,829			
" 9. 26	風水害	台風22号(狩野川台風)来襲	2,914	12,354	2	1	14			14	32	72	137	2,136	4,823	234	324	4,120	30					73	339								3,194	151		
34. 4. 10	風水害	低気圧による風水害	12	68	1							7	25																					3		
" 8. 26	風水害	前線による風水害	236	941					1	3	3	10	3	210	500	10	61	12	9						27	77							324	7		
S34. 9. 26	風水害	台風15号(伊勢湾台風)来襲	318	1,481	26	3	4			4		86	230	216	1,116	340	26	31	21						13	10							719	6		
35. 1. 16	暴風雪	雪崩災害			8																													100,000	143	
" 5. 24	津波	チリ地震津波来襲(最大波高8.1米)	6,974	35,921	57	5	308			465	497	1,209		3,096	1,557	1,760	39	10	34	15								24					1,963	2,626	11,513,939	
36. 5. 30	火災	低気圧による強風(三陸フェーン火災)	1,088	4,873	4																													29,898		6,120,786
" 9. 16	風水害	台風18号(第2室戸台風)来襲	472	2,198								404	4,424	5,106																				32,004	40,752	1,790,844
" 10. 10	風水害	台風24号来襲	11	96						1	2	10	12	2	27	34	2																		6	
37. 1. 2	風水害	三陸沿岸に強風雨、高波	4	24		2										1	21																		59	290,000

発生年月日	災害名	災害内容	り災			人的被害			建物						被害						土木被害						農作物被害			水産物被害	船舶被害	被害額合計						
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家棟	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流理	冠水	流理	冠水	ケ所	ケ所	ケ所	ケ所	ケ所	ケ所				ケ所	ケ所	ケ所	ケ所	ケ所	
																																						世帯
38.1.6	風雪害	豪雪災害(最大積雪3米)			11			2																87												千円	232,105	
" 3.5	雪害	雪崩災害(湯田村,川尻営林署飯場)		5			12																														千円	
" 10.13	津波	エトロフ沖地震津波																																			千円	85,213
39.2.9	雪害	1月31日~2月1日,9日~10日の豪雪			4		10		380				141			87																					千円	2,807,288
" 3.6	雪害	雪崩災害(久慈市山根)			1		2																									2				千円	43,004	
40.1.8	高潮	昭和40年1月8日~9日の低気圧による強風高潮災害							1		4	27	17		10											88		2						263,199		千円	448,977	
" 2.4	津波	1965年2月4日アリューシャン地震津波																																5,787		千円	5,787	
S40.7.15	豪雨	梅雨前線の北上に伴なう集中豪雨(西和賀地方)	797	4,232			2				90	697	125		128	26	144																				千円	1,057,146
" 9.10	暴風雨	台風23号の来襲(主として風の被害)			1		1		8				43		8																			12,989		千円	529,000	
41.6.28	暴風雨	台風4号の来襲	3,077	14,083	2				4	92	530	2,522			256	26	297	1																160,667	5		千円	2,716,346
" 9.25	暴風雨	台風26号の来襲(主として県南地方)	1,878	8,029					6	5	278	1,575			115	12	64	1	2															8,379		千円	817,395	
" 10.13	豪雨	沿岸北部を中心とした集中豪雨	2,742	12,380	12				86	14	832	1,439			151	27	41	4															69,584			千円	1,634,944	
7~10	冷害	夏から秋にかけての異常気象																																			千円	2,908,351
42.4.19~20	水害	低気圧による大雨	172	709					1		9	156			96	12	61																				千円	228,795
" 6.5	雷雨降雹	内陸中部(北上市口内中心)の雷雨降雹	126	556					1	1	25	99			23	13	28																				千円	1,057,061
" 9.21~22	豪雨	沿岸北部の秋雨前線による集中豪雨	2,492	10,360	1				2	8	882	1,397	179		246	37	128	4	1															140,866		千円	1,913,669	
" 10.28	暴風雨	台風34号主として沿岸	9	58					6	1					21		22																	106,490		千円	124,886	
43.5.16	地震津波	1968年十勝沖地震	569	2,655	2			4	45	296	93	124	118		86	3	4	9	2															787,559	1,036		千円	2,205,475
" 6.21~22	雷雨降雹	県北,県南部の雷雨降雹																																			千円	113,000
" 6.29	降雹	県中部の降雹																																			千円	121,368
" 8.11~12	水害	低気圧による大雨	1,103	4,936					1		56	1,024	302		155	32	64		1																	千円	531,294	
" 8.20~21	水害	低気圧による大雨	24	113								23			94	3	40																			千円	252,901	
" 8.29~30	風水害	台風10号による風水害	97	364								93	5		63	1	12																			千円	188,116	
44.3.12~13	波浪	低気圧による波浪													1			1	19														381,726	167		千円	511,124	

発生年月日	災害名	災害内容	り災			人的被害			建物						被害				土木被害					農作物被害		水産物被害 千円	船舶被害 隻	被害額 合計 千円	
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流理	冠水	冠水							
			世帯	名	名	名	名	戸	戸	戸	戸	戸	戸	棟	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ha	ha	ha							
S44.5.6	林野 火災	異常乾燥による 林野火災	29	153																					1,047,994				
"5.12 ~13	山林 火災	異常乾燥による 山林火災	2	13	1																					12,650			
"7.28~31 8.5	大雨	前線による大雨 及び台風7号に よる大雨	472																							1,095,076			
"8.23	風雨 波浪	台風9号による 台風波浪	220	824																						7,520	28		
"9.18	豪雨	集中豪雨	1,272	5,067																						115,245			
45.1.31 ~2.1	水害	低気圧による豪 雨波浪	42	195	4																					1,590,578	277		
"8.1 ~2	水害	岩手県内陸北部 の集中豪雨																								151,996			
"10.16	地震	秋田県南東部の 地震	4	16																						362,327			
46.1.16 ~19	波浪 大雪	低気圧による高 波、大雪																								1,037,449	55		
"5.12	林野 火災	異常乾燥による 林野火災																								36,915			
"7.30	飛行機 事故	全空機空中接 触事故			162																					1,110			
"9.11 ~13	大雨 波浪	前線と台風26号 による大雨波浪																								94,634	8		
47.1.12 ~13	波浪 大雪	南海低気圧によ る高波大雨、大 雪	3	7	1																					1,740,435	63		
"7.7 ~9	水害	梅雨前線による 大雨	7	36																						1,003,243			
"8.2 ~4	水害	大雨	28	100																						214,448			
"9.12 う	豪雨 降ひよ	集中豪雨と降雹	34	115																						301,874			
"9.15 ~17	大雨 波浪	台風20号による 大雨、波浪	205	756	3																					90,696	17		
"11.21 48.6月 ~8月	水害 干害	大雨	39	142	1																					21,684			
S49.1月下 旬 ~2月上	大雪 波浪	南海低気圧によ る大雪、高波	1	2																						452,398	64		
50.3.21	大雨	低気圧による太 平洋側の大雨	224	837	2																					1,106,024	8		
"11.12 ~13	高波	低気圧(台風19 号)による大雨																								1,231,392	127		
51.1.2 ~8	林野 火災	異常乾燥による 林野火災	7	36																						1,453,505			
"9.8 ~14	大雨	台風17号と前線 による大雨	1	4																						1,349,383			
"10.20 ~21	大雨 強風	日本海低気圧に よる大雨と強風	24	83																							1,280,166		
"夏季	冷害	異常低温による 冷害																								41,518,959			
52.5.15 ~17	大雨	低気圧の北東進 に伴う太平洋側 の大雨	224	869	4																						6,785,623	1	
53.2.20	地震	宮城県沖地震																									989,181		

発成年月日	災害名	災害内容	り災			人的被害				建物						被害				土木被害				農作物被害		水産物被害	船舶被害	被害額合計
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流埋	冠水	千円	千円	千円				
62.9.16 ～9.17	大雨	台風13号による大雨波浪災害									1	30		31		12	3	2			8.8	55,020			1,687,343			
63.3.22 ～3.25	融雪	低気圧による大雨融雪災害											68	1	65		6								1,948,300			
63.8.28 ～8.31	大雨	低気圧による大雨災害	971	3,762			1		4	118	849	283	720	49	757	12					3,942.8	7,715			37,673,003			
63	冷害	異常低温・日照不足による冷害																							30,127,825			
H元.2.28 ～3.1	融雪	低気圧による大雨融雪災害											19	2	75		3								1,058,000			
元.4.11 ～4.12	大雨	低気圧による大雨災害	1	6						1	1		42		64										1,072,150			
元.8.27 ～8.28	大雨	台風17号による大雨波浪災害	1	3						1	2		73	3	130		5		0.8		20.5	800			3,287,156			
元.9.5 ～9.8	大雨	低気圧による大雨災害											80	1	209						204.3				3,401,013			
元.11.2	地震	三陸沖地震災害											14	3	1										911,046			
2.9.19 ～9.20	大雨	台風19号による大雨災害	42	145	1					4	300	72	418	28	1,063		5				4,489.2	13,095			20,373,221			
2.11.4 ～11.5	大雨	低気圧による大雨災害	239	886	1	1				4	957	309	877	33	1,059		5					187,116			21,340,942			
3.2.15 ～2.17	暴風 雨雪 波浪	低気圧による暴風雨雪・波浪災害	1	3						1	2		24		3		3					3,586,701			13,592,822			
3.8.30 ～8.31	大雨	台風14号による大雨災害	54	170	2					3	130	16	305	13	696		6				357.3	44,160			15,013,879			
3.7月中旬 ～8月中旬	冷害	異常低温・日照不足による冷害																							25,761,883			
5.7.28 ～7.29	大雨 洪水	低気圧による大雨・洪水災害	50	145	1								47	6	736						311.45	5,000			17,480,405			
5.7月 ～8月	冷害	異常低温・日照不足による冷害																							102,690,997			
6.2.21 ～2.23	暴風 暴風雪	低気圧による暴風・暴風雪災害																				37,770			152,671			
6.9.14 ～9.16	大雨	秋雨前線による大雨災害	51	152						1	165	25	175		166	3	1				39.23				4,409,754			
6.9.18 ～9.22	大雨	台風24号による大雨・暴風災害																				287,716			4,051,161			
6.9.29 ～9.30	大雨 暴風	台風26号による大雨・暴風災害	35	82	1					4	185	70	162	5	250						2,824.4				6,453,590			
6.10.4	地震	平成6年(1994年)北海道東方沖地震									2											718,576			1,238,948			
6.12.28	地震	平成6年(1994年)三陸はるか沖地震												4	5		1					7,029			642,782			
7.1.7	地震	岩手県沖地震	2	14																					182,808			
7.8.2 ～8.9	大雨	梅雨前線による大雨災害	8	24						1	28	32	157	4	321						2,784.9				9,396,266			
9.5.2 ～5.3	林野 火災	異常乾燥・強風による林野火災																							1,049,404			
9.6.28	大雨	台風8号による大雨・暴風災害									3		91	1	139										2,551,306			
10.6.27	大雨	梅雨前線による大雨災害											11	4	31		2								1,151,031			
10.8.13	大雨	梅雨前線による大雨災害	1	4						1	6	22	26		54						7.0				1,579,713			

発生日	災害名	災害内容	り災		人的被害				建物				被害				土木被害				農作物被害		水産物被害	船舶被害	被害額合計	
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流理	冠水					
10.8.26 ～9.1	大雨	前線の停滞による大雨災害	120	431	1				1	32	119	374	228	700	14	468		2	2,821.7							20,651,458
10.9.3	地震	岩手県内北部における地震災害					9							17		1										7,916,068
10.9.13	地すべり	江刺市における地すべり災害												1												1,088,055
10.9.15 ～9.16	大雨	台風5号による大雨・暴風災害	16	47			2			15	14	92	21	99	6	97			850.5					5,451	2,721,619	
10.9.30 ～10.2	大雨	秋雨前線による大雨災害									1	31	21	59	2	30										1,478,413
11.7.12 ～7.14	大雨	熱帯低気圧による大雨災害	140	425	1					12	141	873	4	425	6	381	8	4	778.0							13,827,705
11.10.27 ～10.28	大雨	低気圧による大雨災害	564	1,802	2		2			9	518	418	47	555	13	701		3	920.5					72,000	47,146,936	
12.7.8 ～7.9	暴風	台風3号による大雨・洪水・暴風災害	372	1,010			1			23	53	258	2	192	5	155			3,061.8					102,650	5,519,526	
13.1.18 ～1.28	低温	低温による道路の凍上災害												620												6,861,170
13.2.2 ～2.27	低温	低温による道路の凍上災害												1,599												19,012,055
13.4. 下旬	低温	低温による農作物等災害																		1,959.7						1,883,809
13.7.30 ～8.2	大雨	前線停滞による大雨洪水災害	127	406							7	119	22	60	3	160										3,193,497
13.9.10 ～9.12	大雨	台風15号による大雨洪水災害	61	162							3	59	47	62	3	78								5,750	2,115,064	
14.1.27 ～1.28	暴風	低気圧による暴風雪・大雪・波浪災害	8	22									1	1		1	6		0.68					524,076	4,063,903	
14.7.10 ～7.12	大雨	台風6号による大雨洪水災害	3,723	10,333	2		8			14	912	2,601	1,971	1,032	24	1,736	2	13	7,042.0				12,050	57,358,038		
14.8.12	洪水	低気圧による大雨・洪水災害									1	1		48	2	95			943.9						2,794,972	
14.10.1 ～10.2	洪水	低気圧による大雨・洪水・暴風・波浪災害					4			2		1	38	11		18			1,814.0				99,950	164	1,161,979	
15.5.26	地震	宮城県沖で発生した地震	12	33			91			10		1	88	109	9	21	23						410	4	11,889,408	
15.9.26	地震	平成15年(2003年)十勝沖地震					1																433,502		433,502	
16.9.30 ～10.4	洪水	台風21号による大雨・洪水・暴風・波浪災害	16	48			1				16	62	44	184	2	522			523.0						7,469,613	
17.8.16	地震	宮城県沖を震源とする地震					11							5	3										178,289	
18.10.4 ～10.9	洪水	低気圧による大雨・暴風災害	102	237			6			3	180	224	189	289	6	470			348.5				436,783		16,461,335	
19.9.7 ～9.9	洪水	台風9号による大雨・洪水・暴風・波浪災害	57	157			2			1	3	40	10	102	3	139	1		26.0				17,210		3,146,205	
19.9.17 ～9.20	洪水	低気圧による大雨・洪水災害	624	1,790	2					4	105	456		173	6	289							7,000		7,106,049	

発生字月日	災害名	災害内容	り災		人的被害			建物				被害				土木被害				農作物被害			船舶被害	被害額 合計			
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部 破損	床上 浸水	床上 浸水	床下 浸水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流埋	冠水			水産物 被害	千円	千円
20.4.4 ～4.8	林野 火災	異常乾燥下にお ける林野火災、 強風																								隻	千円
20.6.14	地震	平成20年(2008 年)岩手・宮城 内陸地震	785	2,675	2		37	2	4	778							24				90.0		1,000				20,960,328
20.7.24	地震	岩手県沿岸北部 を震源とする地 震	204	398			90		200								2				5.3						1,688,431
22.2.28	津波	チリ中部沿岸の 地震による津波																					1,815,325				1,815,325
23.3.11	地震 津波	平成23年(2011 年)東北地方大 平洋沖地震			4,672	1,142	209				25,023棟				1,497	90				145	317		13,174,000	13,271			※公共土木+ 農林水産 911,245,860
25.8.9	大雨 洪水	低気圧による大 雨・洪水災害	1,473	4,194	2		10	7	101	1				125	11	300											20,023,030
25.9.16	大雨 洪水	台風18号に伴う 大雨・洪水災害	442	1,228	1		5	3	103	4			65	3	369						954		59,880				10,950,940
28.8.30	大雨 洪水	台風10号に伴う 大雨・洪水災害	2,991	4,027	24		4	494	2,219	90			104	46	749				5	26			3,829,387				142,869,724

1-6-2 岩手県の地震津波災害調

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
869	貞観11	7・13	強震, 津波	陸奥国地大いに震いて城邑を破壊し, 海嘯哮吼して溺死者, 多し。
1611	慶長16	12・2	強震, 津波	三陸地方で大地震。東部海岸に大津浪。南部, 津軽にて人馬の溺死3千余等の被害。
1616	元和2	12・6	強震, 津波	三陸地方で強震。大槌町海嘯, 布日にて溺死者多数。
1625	寛永2		鳴 動	奥州の山鳴動す。
1662	寛文2	(9・9)	強震, 津波	南部領大震海嘯。
1663	同 3	8・19	異常鳴響	地震と鳴響あり, 盛岡城の戸障子鳴動。
1677	延宝5	4・6	大地震	花巻地方で晴天午下刻(午後1時過)大地震しばらくやまず。
〃	〃	4・13	強震, 津波	陸中国南部, 地大いに震い, 大槌浦, 宮古浦, 鉾ヶ崎浦等海嘯暴嵐し家を破る。
〃	〃	8・1	大地震, 洪水	花巻地方で大雨。申上刻(午後4時)大地震。市中洪水。
1678	同 6	2・21	地震, 鳴動	陸中鹿角郡水沢近傍の山, 朝より夥しく鳴動して地震う。
〃	〃	10・2	大地震	花巻地方で大地震。御台所脇石垣13間崩る。御城壁大半落等の被害。
1689	元禄2		津 波	陸中海岸津波あり。
1700	同 13	1・20	津 波 か	大槌地方大汐さし, 海辺大分騒ぎす人馬怪我なし。
1703	同 16	12・9	大地震	大槌地方で午後10時過大地震。
1704	宝永元	5・23	大地震	沢内地方で大地震。
1705	同 2	1・26	大地震	夜, 大地震
1717	享保2	5・13	大地震	花巻地方で大地震。方々家大小破する。
1720	同 5	5下旬~ 9 初旬	地 震	花巻地方で5月下旬より9月初めまで連日の如く地震。
1732	同 17	8・10 8・12	地 震	花巻地方で地震。
1733	同 18	5・12	地 震	花巻地方で地震。
1735	同 20	5・6	大地震	花巻地方で大地震。破損なし。
1751	宝暦元	5・21	津 浪	大槌地方で津波。
1756	同 6	8・10	地 震	亥の上刻(午後10時)地震。卯の刻(午前6時)にも地震。
1767	明和4	4・24	大地震	沢内地方で大地震。
〃	〃	5・2	大地震	5月2日, 同4日大地震。大風吹き, 時々秋まで地震続く。
1768	同 5	2・21	地 震	沢内地方で地震あり。
〃	〃	(7・28)	大地震	沢内地方で大地震。
1769	〃		地 震	沢内地方で時々地震。
1770	同 7	5・27	大地震	在所大地震, 所々破損, 多人馬死す。
〃	〃	6・26	大地震	沢内地方で大地震。
1772	安永元	6・3	大地震	沢内地方で6月3日, 13日, 14日地震。

資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
〃	〃	7・9	大地震	沢内地方で7月9日、14日又ゆる。
1780	同 9	(6・19)	大地震	午前6時大地震。昼の内度々あり。
1793	寛政5	2・17	強震, 津波	両石村にて流失家屋71軒, 船舶19艘, 溺死人あり。釜石村, 大槌村にも被害。
1823	文政6	9・初旬	強 震	9月初旬頃より岩手郡寺田村付近に微震頻発し, 10月23日半破壊性の激震起り, 家屋土蔵の倒壊, 変死者等あり。
〃	〃	9・29	鳴 動	西根山(西岳のことか)鳴動。七時雨山割崩, 滝不動崩落, 右近辺家屋, 土蔵崩れ, 壁落つ。
1830	天保元	1・15	大地震	辰刻(午前8時)大地震。女童子動転す。
1850	同 3	7・20	異常鳴響	夜九ツ時(午前零時)雷の如く鳴る。津波にて山くずれる。
1854	安政元	12・23	大地震	大地震。
1855	同 2	8・15	大地震	夕七ツ時(午後4時)大地震。
1856	同 3	8・23	強震, 津波	強震津波来たり, 宮古附近最も甚しく家屋流失, 倒壊100余戸上る。
1864	元治元	3・29	強 震	三閉伊海岸で地震。所々破損す。
1894	明治27	3・20	小 津 波	根室南々東約120軒の沖合海底で地震。午後8時20分頃本県沿岸に小津波。
1896	同 29	6・15	強震・津波 (三陸津波)	明治三陸地震津波, 三陸海嘯。本県の被害最も甚大にして死者18,158人に及ぶ。
1896	同 29	8・31	陸羽 大地震	和賀郡で最も被害多く, 倒壊家屋多数あり。
1897	同 30	2・20	小 津 波	陸前東海底で地震, 津波あり。気仙郡盛町3尺の高波。
1906	明治39	2・1	津 波	2時間16分にわたる遠地地震記録。被害なし。
1915	大正 4	11・1	津 波	三陸沖で地震, 釜石方面で高さ約2尺の津波。被害なし。
1922	同 11	11・12 ~ 13	津 波	チリで地震。気仙郡下で家屋102戸が浸水。
1931	昭和 6	11・4	地 震	小国村附近で地震(震度5)。小国村, 上閉伊郡金沢村地方で石垣崩壊, 炭がま破壊等の被害。
1933	同 8	3・3	地震, 津波, 大火	明治三陸地震津波。死者1,408名, 傷者805名, 行方不明1,263名, 家屋流失2,969戸, 倒壊1,011戸, 焼失209戸, 船舶流失6,768隻等の被害。
〃	〃	6・19	地 震	金華山東方沖で地震。気仙郡広田, 吉浜, 盛で強震。上閉伊郡甲子村で1名死亡。
〃	〃	8・ ~11・	鳴 動	七時雨山鳴動。奥中山付近で戸障子等がはずれ, 棚の上の物が転落する等の被害。
1946	同 21	4・2	津 波	田老町で津波。
〃	〃	12・21	津 波	宮古地方沿岸で津波。被害なし。
1952	同 27	3・4	津 波	十勝沖で地震。震度宮古4, 盛岡3。沿岸各地で津波。船舶, 水産関係施設等に被害。
〃	〃	10・26 ~ 29	地 震	県下各地で有感地震18回。被害なし。
〃	〃	11・5	津 波	カムチャッカ半島南端で地震。沿岸各地で津波。満潮時と重り漁船養殖施設等に被害。
1953	同 28	11・26	津 波	房総南東沖で地震。沿岸各地に津波。被害なし。
1958	同 33	11・7	津 波	エトロフ島沖で大規模な地震。三陸一带に小津波。被害無し。
1960	同 35	3・21	津 波	三陸沖で地震。本県海岸に小津波。養殖施設に若干の被害。
〃	〃	5・24	チリで地震, 津波	三陸沿岸一带に津波(チリ地震津波)。大船渡市など沿岸各地で死者57名, 行方不明5名, 住家全壊・流失962棟, 船舶流失・沈没・破損2626隻, 港湾施設等に大きな被害。

資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
〃	〃	7・30	津 波	八戸沖で地震。本県海岸に小津波。被害なし。
1962	同 37	4・30	地 震	宮城県北部で地震（宮城県北部地震）。盛岡，一関，花巻，北上，千厩で震度4，宮古，軽米で震度3。花泉で学校に被害。
〃	〃	12・28	地 震	岩手県沖で地震。震度盛岡4，宮古3。小本，山田両線で9ヶ所の落石。
1963	同 38	10・13	津 波	エトロフ島沖で地震。沿岸各地で養殖施設の一部に被害。
1964	同 39	3・28	地震，津波	アラスカ地震の影響で大船渡湾内の養殖施設に被害。
1968	同 43	5・16	地 震	十勝沖で地震（1968年十勝沖地震）。盛岡で震度5の強震。沿岸各地に津波。港湾施設，船舶等に大きな被害。
〃	〃	6・12	地震，津波	岩手県沖で地震。盛岡，宮古で震度4，大船渡震度3。弱い津波が発生。船舶等に被害。
1969	同 44	8・12	津 波	北海道東方沖で地震。震度は盛岡，一関で3，宮古，大船渡で2。沿岸各地で20～34cmの弱い津波。被害なし。
〃	〃	10・18	地 震	震度は盛岡の4の中震，大船渡，宮古3の弱震。津波，被害なし。
1970	同 45	9・14	地 震	宮城県沖で地震。盛岡，宮古，大船渡で震度4の中震。各地で送電線，土木，農業施設，学校等に被害。
〃	〃	10・16	地 震	秋田県南部で地震。本県西部で震度4～5。国鉄北上線で一時不通。建物損壊244棟等の被害。
1974	同 49	9・4	地 震	岩手県沖で地震。盛岡，宮古で震度4。落石，がけくずれ，停電等の被害。
1978	同 53	6・12	地 震	宮城県沖で地震。大船渡で震度5，盛岡，宮古で4。道路損壊，堤防決壊，がけくずれ等の大きな被害。
1979	同 54	5・22	地 震	岩手県沖で地震。震度宮古3，盛岡，一関，大船渡2。津波なく，農業用施設に若干の被害。
1982	同 57	6・1	地 震	宮城県沖で地震。震度盛岡4，宮古，大船渡3。津波なし。
1983	同 58	5・26	地 震	日本海中部で地震。震度盛岡4，宮古・大船渡3。農地農業用施設等に被害。
1986	同 61	3・2	地 震	宮城県沖で地震。震度盛岡，宮古4，大船渡3。津波なく，土木施設に被害。
〃	〃	5・26 ～ 7・	地 震	奥中山付近で群発地震。被害なし。
1987	同 62	1・9	地 震	岩手県中部沿岸で地震。震度盛岡，大船渡5，宮古4。津波なく，建物，土木施設等に被害。
〃	〃	2・6	地 震	福島県沖で地震。震度盛岡，宮古，大船渡で3。土木施設に被害。
〃	〃	4・7	地 震	福島県沖で地震。震度盛岡，宮古，大船渡で3。土木施設等に被害。
1989	平成元	11・2	地 震	岩手県沖で地震。震度盛岡，大船渡4，宮古3。岩手県で負傷者2名。道路に落石のため一部不通。津波被害なし。
1992	同 4	7・18	地震，津波	三陸はるか沖で地震。震度盛岡，宮古，大船渡で3。宮古で21cm，大船渡で23cmの津波が発生。被害なし。
1993	同 5	1・15	地 震	釧路沖で地震（平成5年（1993年）釧路沖地震）。震度盛岡，宮古，大船渡で4。花泉で農地農業用施設（ため池）に被害。津波あり。津波による被害なし。
〃	〃	7・12	地 震	北海道南西沖で地震。震度盛岡2，宮古，大船渡で1。津波なし。被害なし。
1994	同 6	10・4	地震，津波	北海道南西沖で地震（平成6年（1994年）北海道南西沖地震）。震度盛岡，大船渡で4。宮古3。宮古103cm，大船渡72cmの津波が発生。水産関係等に被害。
〃	〃	10・9	地 震	北海道東方沖で地震。震度盛岡2，宮古，大船渡で1。津波なし。被害なし。
〃	〃	12・28	地震，津波	三陸はるか沖で地震（平成6年（1994年）三陸はるか沖地震）。震度盛岡5，宮古，大船渡で4。宮古50cm，大船渡27cmの津波が発生。土木施設等に被害。
1995	同 7	1・7	地 震	岩手県沖で地震。震度盛岡5，宮古，大船渡で4。津波なし。農地農業用施設等に被害。
〃	〃	7・30	津 波	チリ北部で地震。宮古49cm，大船渡21cmの津波が発生。被害なし。

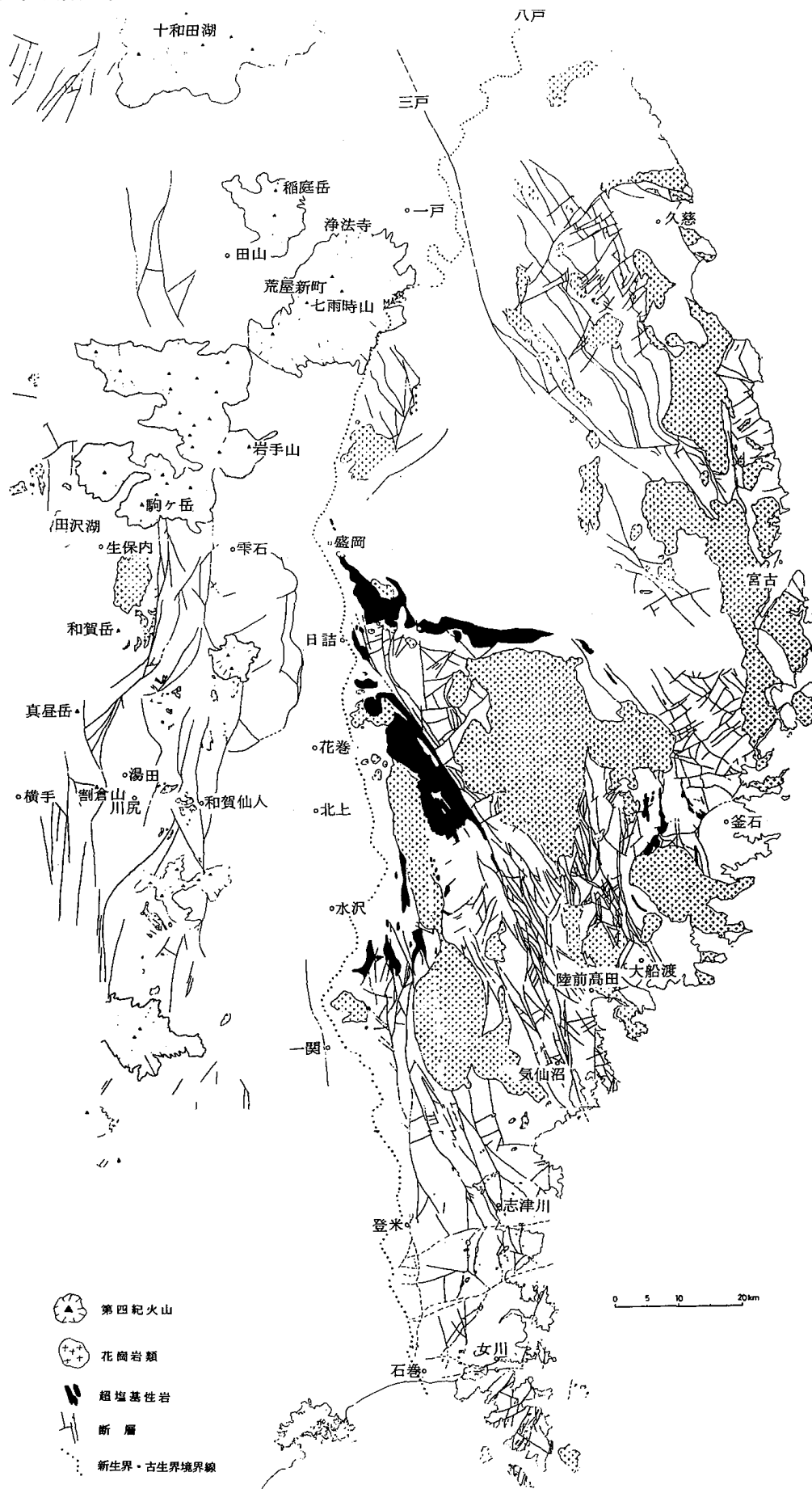
資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事項
〃	〃	12・4	津波	択捉島の南南東170km付近で地震。宮古21cm, 大船渡20cmの津波が発生。被害なし。
1996	同 8	2・17	津波	ニューギニア島付近で地震。宮古16cm, 大船渡16cmの津波が発生。被害なし。
1998	同 10	9・3	地震	岩手県内陸北部で地震。震度雫石町長山6弱, 雫石町千苺田4。負傷者9名。土木施設等に大きな被害。
2003	同 15	5・26	地震	宮城県沖で地震。大船渡市, 衣川村, 平泉町, 室根村, 江刺市で震度6弱。重軽傷者91名。土木施設, 学校施設等に大きな被害。
〃	〃	9・26	津波	十勝沖で地震(平成15年(2003年)十勝沖地震)。宮古57cm, 大船渡25cm, 釜石42cmの津波を観測。養殖施設等に被害。
2004	同 16	8・10	地震	岩手県沖で地震。震度宮古, 野田5弱。津波なし。
2005	同 17	8・16	地震	宮城県沖を震源とする地震。震度藤沢町5強。重傷者3名。土木施設, 学校施設等に大きな被害。
〃	〃	11・15	地震, 津波	三陸沖を震源とする地震。県内最大震度3。大船渡42cmの津波を観測。農地農業用施設に被害。
2006	同 18	11・15	津波	千島列島東方で地震。宮古32cm, 大船渡41cm, 釜石26cmの津波を観測。被害なし。
2007	同 19	1・13	津波	千島列島東方で地震。宮古14cm, 大船渡27cm, 釜石13cmの津波を観測。被害なし。
〃	〃	8・17	津波	ペルー沿岸で地震。宮古15cm, 大船渡9cm, 釜石10cmの津波を観測。被害なし。
2008	同 20	6・14	地震	「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震」。震度奥州市6強。死者2名, 重軽傷者37名, 土木施設, 農林業関係に大きな被害。
〃	〃	7・19	地震, 津波	福島県沖で地震。震度盛岡市4。久慈港で20cmの津波を観測。被害なし。
〃	〃	7・24	地震	岩手県沿岸北部で地震。震度野田村6弱。重軽傷者90名。土木施設, 林業関係に被害。
〃	〃	9・11	地震, 津波	十勝沖で地震。県内最大震度3。久慈港17cm, 宮古4cm, 釜石5cmの津波を観測。被害なし。
2010	同 22	2・28	津波	チリで地震。三陸沿岸一帯に津波。久慈港120cm, 宮古74cm, 釜石56cm, 大船渡42cm。水産物に大きな被害。
2011	同 23	3・11	地震, 津波	「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」。三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生。また、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害が発生。県内最大震度6弱。宮古で8.5m以上、大船渡で8.0m以上の津波を観測。死者5,140名(直接死4,673名、関連死467名)、行方不明者1,115名、負傷者210名、家屋倒壊26,079棟。(平成30年10月31日時点)
〃	〃	6・23	地震	岩手県沖で地震。盛岡市及び普代村で震度5弱。津波なし。文教施設等に被害。
〃	〃	7・10	地震, 津波	三陸沖で地震。県内最大震度4。大船渡で10cmの津波を観測。鉄道が運休となる被害。
〃	〃	7・23	地震	宮城県沖で地震。遠野市で震度5強。住家の一部損壊等の被害。人的被害は無し。
2012	同 24	3・27	地震	岩手県沖で地震。県内最大震度5弱。軽傷者1名。
〃	〃	12・7	地震, 津波	三陸沖で地震。盛岡市及び滝沢村で震度5弱。大船渡21cm, 久慈港23cmの津波を観測。死者1名。
2013	同 25	2・6	津波	南太平洋(サンタクルーズ諸島)でマグニチュード8.0の地震。宮古10cm, 大船渡10cm, 久慈港35cm, 釜石19cmの津波を観測。被害なし。
2014	同 26	4・3	津波	チリ北部沿岸で地震。久慈港55cm, 宮古21cm, 釜石19cmの津波を観測。水産物に被害。
〃	〃	7・5	地震	岩手県沖で地震。宮古市で震度5弱。被害なし。
〃	〃	7・12	津波	福島県沖で地震。大船渡20cm, 釜石微弱, 久慈港10cmの津波を観測。被害なし。
2015	同 27	2・17	地震, 津波	三陸沖で地震。盛岡市, 宮古市及び奥州市で震度4。久慈港27cm, 宮古11cm, 釜石7cmの津波を観測。被害なし。
〃	〃	〃	地震	岩手県沖で地震。普代村で震度5弱。文教施設に被害。
〃	〃	5・13	地震	宮城県沖で地震。花巻市で震度5強。農林水産施設等に被害。

資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
〃	〃	7・10	地 震	岩手県内陸北部で地震。盛岡市で震度5弱。軽傷者2名。
2016	同 28	11・22	地震、津波	福島県沖で地震。盛岡市他で震度3。久慈港79cm，宮古35cm，大船渡33cm，釜石23cmの津波を観測。農林水産施設，水産物に被害。

1-6-3 岩手県断層分布図



資料編 1 総則

1-6-4 岩手県における過去のおもな火山災害・噴火等記録（八幡平は噴火記録なし）

区 分	岩 手 山	秋田駒ヶ岳	栗 駒 山
貞享3年 (1686年)	噴火（溶岩流・泥流等）、 家屋破損		
貞享4年 (1687年)	噴火（噴石・噴煙）、群 発地震		
享保16～17年 (1732年)	噴火（焼走り溶岩流）		
寛保3年 (1744年)			噴火
明治23～24年 (1890～1891年)		噴火（鳴動・噴石）	
大正8年 (1919年)	大地獄で水蒸気爆発（降 灰）		
昭和7年 (1932年)		水蒸気爆発（泥流・降灰・ ガス）	
昭和19年 (1944年)			小水蒸気爆発（泥土噴 出・酸性水）西・南東山 麓で地震群発
昭和45～46年 (1970～1971年)		噴火（頻繁な爆発・溶岩 流出）	
昭和47年 (1972年)	白色噴煙		
昭和61～62年 (1986～1987年)			北東山麓で地震群発
昭和63年 (1988年)		南西山麓で地震群発	
平成7年 (1995年)	低周波地震・微動		
平成10年以降 (1998年～)	地震活動活発化		
平成19年 (2007年)	噴火警戒レベル導入 レベル1（平常）		
平成21年 (2009年)		女岳の地熱域に拡大傾向 噴火警戒レベル導入 レベル1（平常）	
平成31年 (2019年)			噴火警戒レベル導入 レベル1（活火山である ことに留意）

※噴火警戒レベル1におけるキーワード「平常」の表現を、平成27年5月18日より「活火山であることに留意」に改める。

1-6-5 平成7年以降の岩手山の活動状況

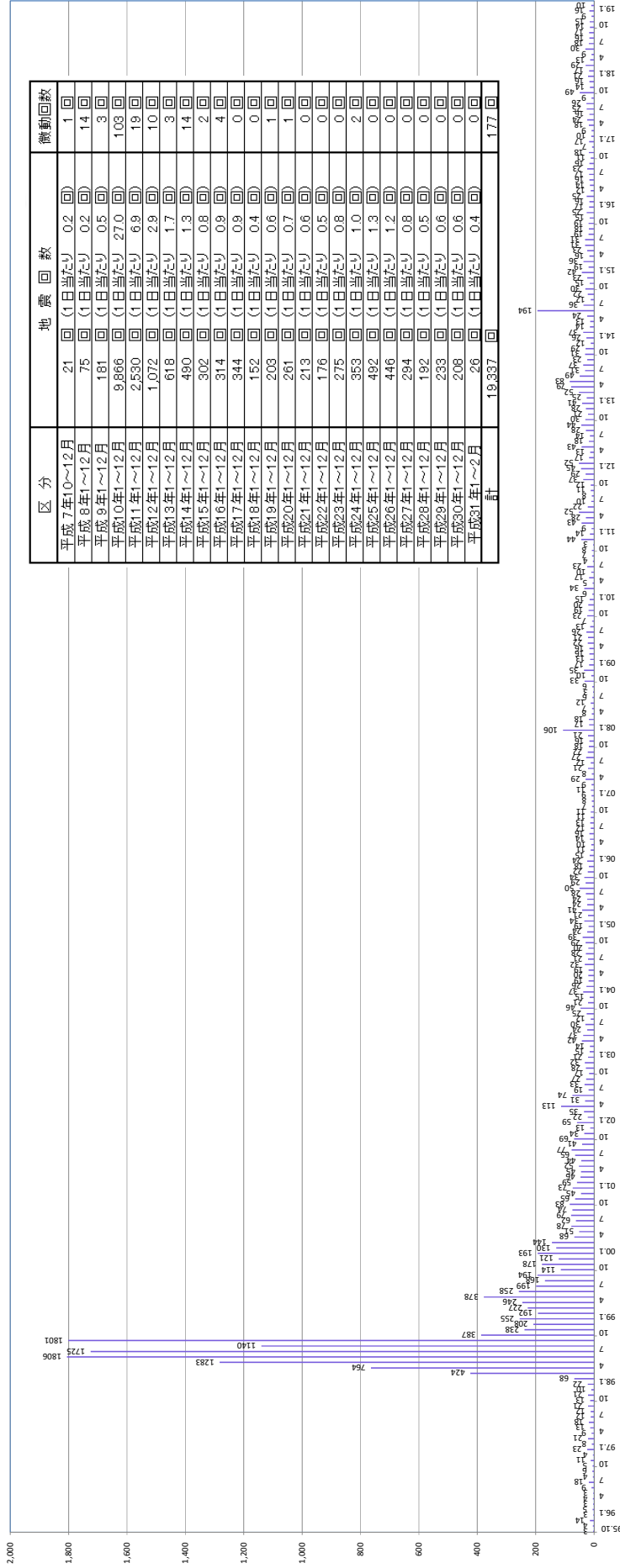
年	事 項
平成7年 ～9年 (1995～ 1997年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成7年9月火山性微動と低周波地震の発生が始まる。 ○ 平成9年12月山体西側を震源とする地震が発生し始める。
平成10年 (1998年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2月以降地震回数が増加。 ○ 4月29日15時前後の短時間に多数の火山性地震を観測。東北大学の傾斜計等のデータにも大きな変化を観測。臨時火山情報第1号。聞き取り調査の結果、休暇村岩手では有感となった模様。モホ面付近の地震が急増。 ○ 5月モホ面付近の地震を38回観測。 ○ 6月地震回数が1,800回(1ヶ月)を超える。岩手山西側を震源とする低周波地震の発生を観測。臨時火山情報第2号(今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火の可能性もある)。微動が目立って観測されるようになり、7月には振幅の大きな微動が観測され、発生回数も32回を数えた。大地獄谷での噴気温度の上昇と姥倉山付近で地温の高い箇所を確認。 ○ 7月振幅の大きい火山性微動と火山性地震が観測され、臨時火山情報第3号。7月下旬から8月前半にかけて、やや深いところ(4～8km)で発生した低周波地震が1日数回発生。モホ面付近の地震は35回発生。 ○ 8月三ツ石山付近でM3.4の地震。山頂付近を震源とするM1.8の地震。 ○ 9月岩手山の南西約10kmでM6.1(震度6弱)の逆断層型の地震が発生。篠崎地震断層出現。臨時火山情報第4号。山頂に近い鬼ヶ城付近で浅い地震(M2.0～2.5)が発生。 ○ 10月三ツ石山付近でM2.9の地震。 ○ 山頂付近でM2.9の地震発生。
平成11年 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低周波地震は1月28回、2～7月は12～20回の発生。8月1日には短時間に32回と多発した。 ○ 4月黒倉山・姥倉山鞍部北斜面で新たな噴気箇所を観測。 ○ 5月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM3.6(震度4)の地震が発生。 ○ 6月黒倉山の地中温度の上昇を確認。 ○ 9月葛根田川沿いの天然記念物「玄武洞」が大崩落。 ○ 11月振幅の大きな微動(振り切れ微動継続時間約4分)を観測。臨時火山情報第4号。
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1月黒倉山山頂付近の噴気が高さ100メートルを超える日が度々観測されるようになる。 ○ 3月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM3.8(震度4)の地震。 ○ 4月大地獄谷西小沢で10数ヶ所の噴気孔群を観測。 ○ 6月黒倉山から姥倉山付近を震源とする単色地震が発生。 ○ 6～9月黒倉山山頂の噴気の高さは200～250メートルに達する。
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 黒倉山山頂の噴気活動は依然活発。

(2001 年)	○ 5 月モホ面付近を震源とする低周波地震が 15 回観測。
平成 14 年 (2002 年)	○ 4 月下旬に東岩手山のやや深いところ（深さ 10km 前後）を震源とする低周波地震の活動がやや活発化。 ○ 浅部の地震活動は低調。
平成 15 年 (2003 年)	○ 東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震の活動が一時活発化。 ○ 浅部の地震活動は低調。 ○ 黒倉山山頂の噴気の状態に大きな変化は見られなかった。
平成 16 年 (2004 年)	○ 火山活動は穏やかに経過。 ○ 黒倉山山頂の噴気活動は、次第に低下傾向が見られ始める。 ○ 6 月 1999 年頃から笹枯れが始まった黒倉山付近で植生の回復が確認される。 ○ 12 月黒倉山山頂の西に伸びる地熱地帯の裸地で地温の低下傾向が確認される。
平成 17 年 (2005 年)	○ 地震、噴気活動は、低下傾向で推移。火山性微動は観測されなかった。 ○ 黒倉山山頂で観測されていた局所的な地盤変動は、ほぼ停止したことが確認される。 ○ 表面現象では、大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移し、黒倉山から姥倉山付近では引き続き植生の回復が確認される。
平成 18 年 (2006 年)	○ 地震回数は少なく推移。 ○ 地殻変動に顕著な変化は認められず。 ○ 黒倉山～姥倉山の噴気活動は低下の傾向が続き、植生の回復が認められる。大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移。
平成 19 年 (2007 年)	○ 火山活動は静穏に経過した。 ○ 8 月以降東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震がやや増加したが、浅部の地震活動は少ない状態で推移。 ○ 7 月に継続時間は短いですが、振幅のやや大きな微動を 1 回観測。 ○ 噴気活動は低調に推移した。 ○ 噴火警戒レベル 1（平常）〔12 月 1 日～ 〕（12 月 1 日より噴火警戒レベル運用開始）
平成 20 年 (2008 年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 1 月と 12 月に東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震がやや増加し、6 月には継続時間が短く振幅の小さい微動を 1 回観測したが、その後の地震活動は低調な状態で推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 21 年 (2009 年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は低調に推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 22 年 (2010 年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は低調に推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。

平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 3 月 11 日に発生した「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」以降、主に松川付近(山頂の西北西約 10km)を震源とする地震回数が平常時より若干多い状況となったが、その後、地震活動は収まっている。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 地震活動は低周波地震が一時的に増加し、火山性微動も 2 回発生したが、噴気活動は低調で、地殻変動にも特段の変化はなかった。
平成 25 年 (2013 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 地震活動は 3 月から 5 月にかけてやや多い状況になり、5 月には岩手山西側を震源とする最大震度 2 の地震が発生した。その他の期間は地震活動、噴気活動とも概ね低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 26 年 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 6 月 1 日に岩手山西側を震源とするマグニチュード 3.0 の地震が発生した。また、10 月 20 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される火山性地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 7 月 20 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される低周波地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
平成 29 年 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 10 月 25 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される低周波地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。

※ 噴火警戒レベル 1 におけるキーワード「平常」の表現を、平成 27 年 5 月 18 日より「活火山であることに留意」に改める。

岩手山の火山性地震月別回数



※ 基準観測点
 平成17年12月まで東北大学松川観測点
 平成18年1月から気象台雄物川観測点
 平成23年10月から気象台馬返し観測点及び防災科学技術研究所松川観測点
 ※ 平成11年までは滝ノ上付近の地震など山体構造性地震も含む

1-6-7 岩手山の噴火史

岩手山は、25 個以上の小火山から構成され、東西約 13km の長さに配列し、正確には「岩手火山群」と呼ばれる。富士山と同じ特徴を持つ化学組成の溶岩を産する国内でも最大級の火山である。代表的な山として小畚山、三ツ石山、大松倉山、犬倉山、姥倉山、黒倉山、鬼ヶ城、薬師岳 (2,038m)、鞍掛山などがある。岩手火山群を構成する一個一個の火山は成層火山である。これらのうち、形成時期が新しく、火山群の東半分を占める火山体（姥倉山から東側の山体）を狭義の岩手火山と呼び、さらにこれを東西に区分して西岩手火山・東岩手火山と呼ぶ。両者の境界はほぼ東経 141 度の線である。

岩手火山群は約 70 万年の歴史があり、そのため複雑な火山地形を示している。活動の初期には、東西約 13km の範囲の全体で火山活動があり、その後活動の中心は東側に移行している。過去に 7 回の山体崩壊を起こしているが、この回数は成層火山としては国内最多である。東岩手山は約 6,000 年前以降、主にマグマ噴火を繰り返し、一回の噴火のマグマ噴出量は、0.1 立方 km 程度以下である。これに対して、西岩手山は約 7,400 年前以降、水蒸気噴火のみを繰り返し、マグマは伴わない。火口周辺の岩石を起源とする火山灰の噴出量は 0.01 立方 km 程度以下である。

約 6,000 年前以降の主な活動は、次のとおりである。

(1) 約 6,000 年前 山体崩壊

東岩手山の山頂部で大規模な山体崩壊を起こし北東山麓を埋め尽くした。(平笠岩層なだれ堆積物)

土砂の一部は北上川に沿って流下し、岩手大学工学部付近に達して台地をつくった。

この後、江戸時代まで多数の噴火があり、溶岩が流出して薬師岳が形成され、さらに山頂火口の中に妙高岳が形成された。

(2) 約 3,200 年前 水蒸気爆発

大地獄谷中央火口丘で水蒸気爆発が起こり、網張温泉付近まで降灰(火口から約 3.5km で 10cm の厚さで堆積)。火山灰は熱水変質した岩石片(噴石)と岩粉・粘土からなり、火山灰量は 0.01 立方 km 以下と概算される。

西岩手山では 7,400 年前以降現在まで少なくとも 8 回の水蒸気噴火があり、この噴火が最大規模のものである。

(3) 1686 年(貞享 3 年) 山頂噴火

山頂の御室火口でマグマ水蒸気爆発が起こって滝沢村南東麓方向に火砕サージが噴出し、噴火が本格化して、降灰・火山泥流が繰り返し発生した。玉山村・滝沢村・盛岡市・花巻市方面に降灰し、玉山村生出地区は農地が荒廃し、放棄された。また、火山泥流が繰り返し発生し、玉山村・滝沢村・西根町方面に流下して滝沢村一本木地区が被災した。

(4) 1732 年(享保 16~17 年) 焼走り溶岩流

地震が頻発し、山鳴りの後、薬師岳北東山腹の 5 個の火口から溶岩が流出した。地震により、西根町平笠地区の住民が一時避難した。噴火活動は一年で終了した。

(5) 1919 年(大正 8 年) 水蒸気噴火

大地獄谷において、直径約 9m の火口から、強い音響とともに水蒸気とガスを噴出した。後に崩壊により火口の直径が約 50m に拡大し、火口湖中の熱水から水蒸気を噴出。火口湖周辺には巨大な石が飛散し、厚さ 3~15cm の変質粘土からなる火山灰が堆積した。火山灰は網張温泉方向に降灰した。

(6) 昭和の火山活動(1934~35 年, 1960 年, 1972 年) 水蒸気の噴出

昭和に入り，薬師岳山頂の薬師火口内で地熱活動が活発になり水蒸気の噴気が始まった。活動が活発化した時期は3回あり，これらの時期には盛岡市内からも水蒸気の噴出を確認できた。このうち最も活発だったのは1934～35年活動で，小爆音を伴った。

これらの噴気箇所は，主に薬師火口南東火口壁とその直下の火口内，及び妙高岳南東山腹で，噴出物は，水蒸気と火山ガスのみで，マグマの噴出はない。火山ガスは，二酸化炭素・硫化水素・亜硫酸・塩酸などで，塩酸を多く含むのが特徴である（1960年9月測定）。

また一方で，この時期においては大地獄谷・黒倉山などの西岩手山の噴気活動が続いている。
出典：「岩手山の地質」（著者 土井宣夫 発行 平成12年3月滝沢村教育委員会）ほか

岩手山火山防災マップ

〈西側で水蒸気爆発、東側でマグマ噴火が起きた場合〉

このマップは岩手山の過去の噴火に関する調査をもとに作成したものです。今後岩手山で想定される噴火について多くの方に知っていただき、一般家庭や観光施設をはじめ、関係機関での防災に役立てていただくことを目的としています。西側では約3,200年前の水蒸気爆発、東側では1686年のマグマ噴火と同じ規模の噴火が発生した場合を想定して、災害予想区域を表示しています。

ただし、実際の噴火ではこの図と異なる場合もありますので、噴火の状況に即した対応が必要となります。

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
1-1	城北小学校体育館	月が丘の一部 滝沢市国分・法誓寺・ 元村南自治会の一部	019-641-0187
1-2	厨川中学校体育館	西青山の一部	019-647-2253
1-3	青山小学校体育館	西青山の一部	019-647-0120
1-4	大新小学校体育館	長橋町・中根町・大館町・ 稲荷町の一部	019-647-7531
1-5	土瀬小・中学校体育館	長橋町・平賀新田・上厨川の一部	019-647-4740
1-6	大台地区コミュニティセンター	大台の一部	019-683-2116
1-7	松内地区コミュニティセンター	松内の一部	019-682-0989
1-8	小袋地区コミュニティセンター	小袋・夏間木・芋田向の一部	019-683-2116
1-9	生田地区コミュニティセンター	生田の一部	019-683-2116
1-10	洗民公民館【総神ホール】	下田・川崎の一部	019-683-2354
1-11	洗民小学校体育館	下田・川崎の一部	019-683-2254
1-12	玉山総合福祉センター	下田・川崎の一部	019-683-2743
1-13	舟田2地区コミュニティセンター	山田・舟田の一部	019-683-2116

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
2-1	旧西根小学校		019-693-2324
2-2	西山公民館		019-693-3321
2-3	西山小学校	小松(県道東側)	019-692-2224
2-4	町宮体育館	綱張、益花、権楽野、五区、 磯山(黒沢川西岸)	019-692-5030
2-5	栗石小学校	黒沢川(黒沢川東岸)	019-692-2203
2-6	中央公民館	下町一(国道北側)、下町三 (国道北側)、黒沢川(黒沢川西岸)	019-692-4181
2-7	七ツ森小学校	陽和郷、磯山(黒沢川東岸)	019-692-0571

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
3-1	東部体育館	南一本木自治会の一部	019-688-4872
3-2	滝沢第二中学校	南一本木自治会の一部	019-688-4907
3-3	滝沢東小学校	北一本木自治会の一部	019-688-6602
3-4	滝沢第二小学校	柳沢自治会の一部	019-688-4002
3-5	滝沢小学校	元村中央自治会の一部	019-687-2314
3-6	滝沢中学校	元村北・元村東・元村西自治会の一部	019-684-1771
3-7	滝沢総合公園体育館	姥屋敷・元村中央自治会の一部	019-687-3311
3-8	鶴岡小学校	元村中央自治会の一部	019-687-2004
3-9	ビブラーフ滝沢	元村中央自治会の一部	019-656-7811
3-10	滝沢南中学校	室小路自治会の一部	019-687-2021
3-11	篠木小学校	室小路・鶴岡南自治会の一部	019-687-2064

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
4-1	西根中学校	上平笠、中平笠、下平笠、南平笠	0195-76-3530
4-2	大更コミュニティセンター		0195-76-4069
4-3	大更小学校	松川	0195-76-2239
4-4	旧東大更小学校	岡村	0195-74-2111
4-5	旧沢川小学校		0195-74-2111
4-6	西根地区市民センター		0195-74-2111
4-7	田頭コミュニティセンター	薬師、館腰	0195-76-2521
4-8	平鏡コミュニティセンター	新田	0195-74-2040
4-9	平鏡高校	高宮、中村、間羽松、館腰の一部	0195-74-2610
4-10	平鏡小学校	上寄木、南寄木の一部	0195-74-2216
4-11	西根第一中学校	北寄木、山道	0195-74-2514
4-12	寺田小学校	八幡平温泉郷の一部	0195-77-2323
4-13	寄木小学校	金沢の一部	0195-76-3498
4-14	柏台小学校	八幡平温泉郷、金沢、柏台三丁目	0195-78-2003

【避難の際の留意事項】

噴火が発生した場合、その影響により河川の氾濫が想定されることから、橋梁やアンダーパス等の使用には十分注意するとともに、危険な場合は反対方向へ避難すること。

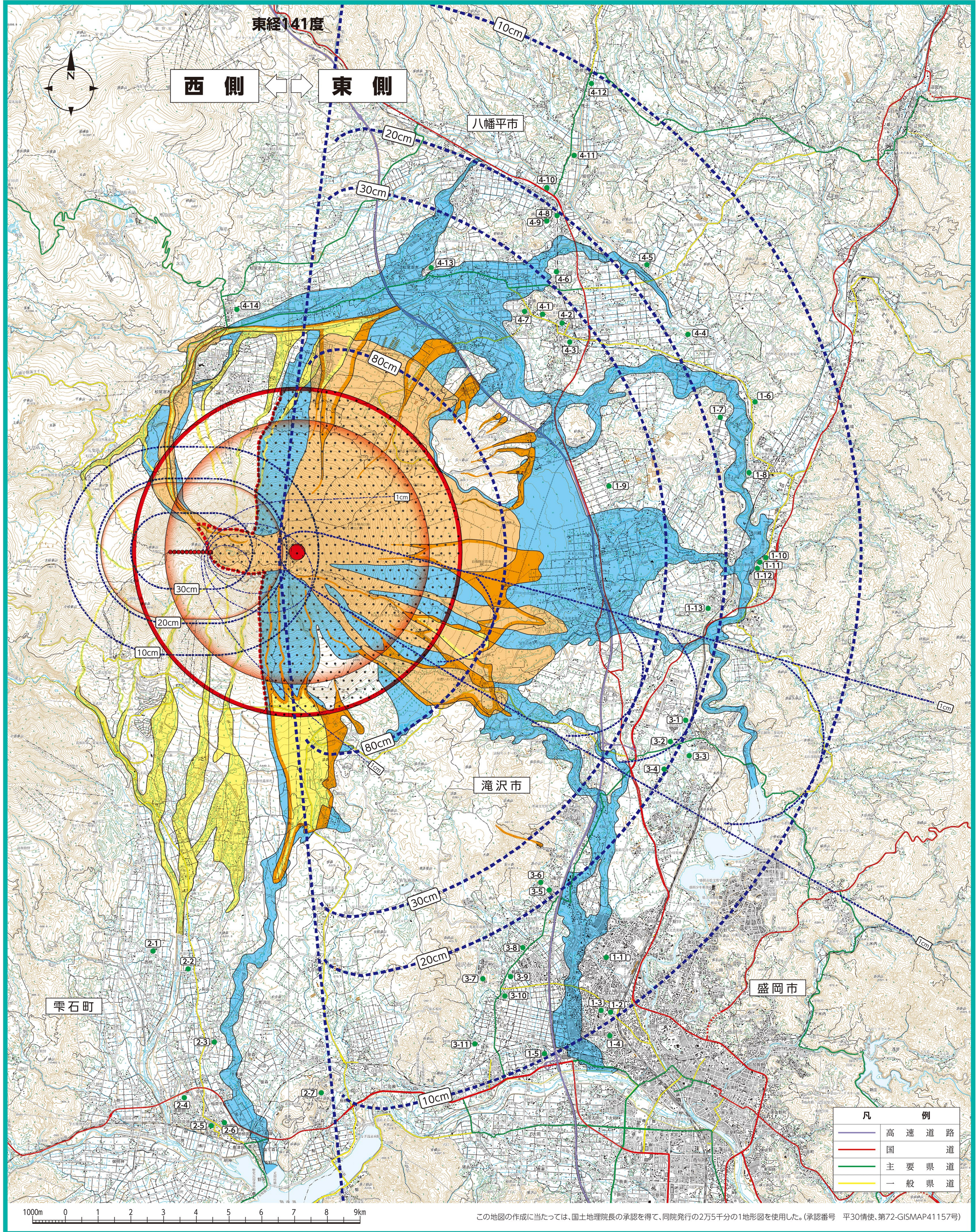
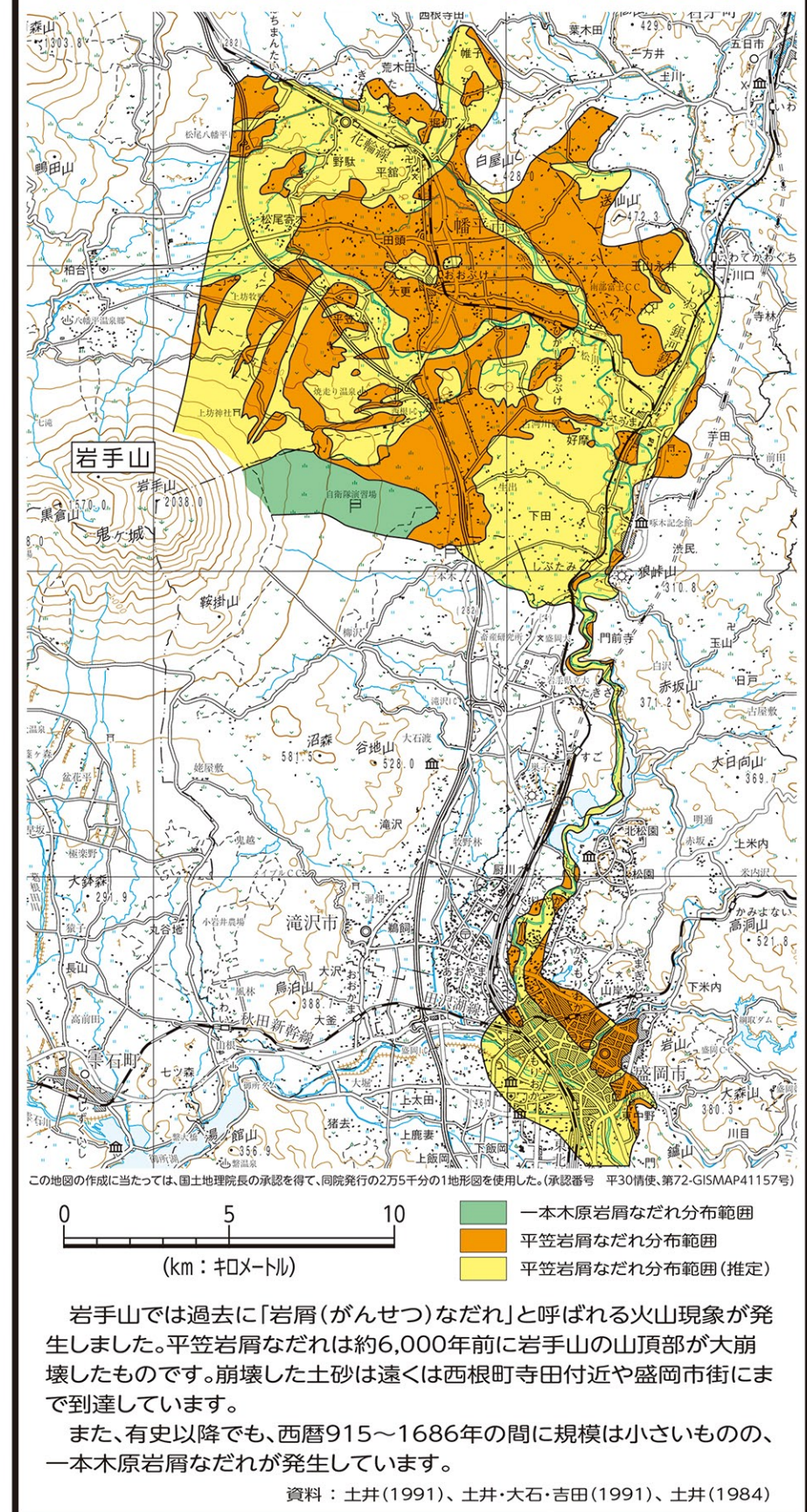
【噴火に備えて】

避難の際には日頃から準備が大切です。非常用持ち出し品(リュックに詰めておく)、避難場所と緊急連絡先をチェックしておきましょう。

- リュックサック
- 衣料品
- 懐中電灯
- 応急医薬品
- 多機能携帯ラジオ
- 食料品・水
- 貴重品(現金・通帳・印鑑など)
- 携帯電話・充電器
- 健康保険証
- ロケット・ホイッスル
- ヘルメット
- マスク
- プラスチック製のコップ
- 十徳ナイフ・缶切り
- ゴーグル
- 大小のビニール袋
- マッチ・ライター
- ロープ
- タオル

わが家の避難場所は

●過去にはこのような岩屑なだれ(山くずれ)も起きています。



避難場所	想定火口	大きな噴石	降灰	火砕流	火砕サージ(爆風)	溶岩流	土石流	火山泥流
	西側 東側	西側 東側	西側 東側	東側	東側	東側	西側 東側	東側
予想される火口位置	大きな噴石が飛んでくる危険性のある範囲	火山灰が降り積もる厚さ(cm)	火砕流が到達する危険性のある範囲	火砕サージが到達する危険性のある範囲	溶岩流が流れ下る危険性のある範囲	土石流が流れ下る危険性の高い沢と堆積する範囲	積雪時に火砕流が発生した場合、雪が融けて火山泥流が流れ下る危険性のある範囲	

※ 風向・地形条件等で、到達する方向は変わります。図に示したすべての範囲に到達するわけではありません。

防災マップの問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所
TEL 019-624-3131 (調査第一課)

岩手県 総合防災室・砂防対策課
TEL 019-651-3111

盛岡市 危機管理防災課
TEL 019-651-4111

八幡平市 防災安全課
TEL 0195-74-2111

滝沢市 防災防犯課
TEL 019-684-2111

栗石町 防災課
TEL 019-692-2111

平成10年10月 監修：岩手山火山災害対策検討委員会
 発行：国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、岩手県、盛岡市、栗石町、西根町、滝沢村、松尾村、玉山村
 (現八幡平市) (現滝沢市) (現八幡平市) (現盛岡市)

平成31年 3月 改訂：岩手山火山防災協議会

【裏面も要参照】

岩手山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	居住地域 及びそれより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している 過去事例 1686年の噴火：東岩手山山腹で噴火、融雪型火山泥流が川沿いに北上川まで流下、滝沢市一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出 火砕流(火砕サージ)は火口から山麓(約4km)まで流下 噴石は火口から山麓(約4km)まで飛散
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある 過去事例 1732年の噴火：東岩手山山腹で噴火、北東山腹に溶岩流出(湧き出し)が確認 激しい地震活動、有感地震の多発、住民避難
警報	噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	●東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される 過去事例 1998年の活動：4月29日、短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 (登山道は入口から立入規制) 住民は通常の生活。	●東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される 過去事例 1919年の噴火：西岩手山(大地獄)で噴火、噴石は山の登山道に飛散 1998年の活動：3月17日、火山性地震が増加し地殻変動開始
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。 ●火口内で少量の噴気や火山ガスが発生	

注1) 火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から雄倉山付道までの範囲に想定される。
注2) 「特別に被害が予想される区域(施設)」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山(絶頂)国際交流村」を指す。

噴火が起きたら、起きそうになったら



大きな噴石

大きな噴石の多くは火口から数km程度以内に落下するため、火口から十分に離れた箇所では安全です。岩手山に近づかないようにしてください。

溶岩流

溶岩流は一般に速度が遅く、徒歩でも逃げる事が可能です。落ち着いて、到達範囲の外に避難してください。

火砕流・火砕サージ

火砕流・火砕サージは高速(時速100km以上)で流れるため、発生してからの避難はほとんど困難です。噴火の危険性が高い状況になったら、火山情報などに十分注意し、速やかに到達範囲の外に避難してください。万が一、避難が遅れた場合は、少しでも高台の物陰に隠れてください。

避難時の心得

避難するときには、市役所・町役場から発表される避難勧告や指示に従って落ち着いて行動しましょう。

- ヘルメットか防災ずきん
- ゴーグル
- マスク
- 長袖
- 長ズボン
- 運動靴

- 1 気象台が発表する警報・情報に注意しましょう。
- 2 テレビやラジオ、メールサービスやアプリ、行政機関の広報などから、正しい情報を入手しましょう。
- 3 誤った情報に感わされないように注意しましょう。
- 4 避難の際には肌の露出を極力避けた服を着用しましょう。
- 5 動きやすい服装、靴にしましょう。

- 袖なしの服
- スカート
- サンダルやかかとの高い靴

非常用持ち出し品(例)

家族構成などに合わせて準備しましょう。

必要な物

- リュックサック
- 衣料品
- 多機能携帯ラジオ
- 懐中電灯
- 応急医薬品
- 食料品・水
- 貴重品(現金・通帳・印鑑など)
- 健康保険証
- 携帯電話・充電器

あと便利な物

- ヘルメット
- マッチ・ライター
- ローション
- 十徳ナイフ・缶切り
- プラスチック製のコップ
- 大小のビニール袋
- マスク
- ゴーグル
- ロープ
- タオル
- ホイッスル

赤ちゃんがいる場合

- ほ乳瓶
- 紙おむつ
- ミルク

お年寄りがいる場合

- 看護・介護用品
- 常備薬
- 紙おむつ

土石流

土石流は雨により発生し、高速(時速50km程度)で流れるため、噴火後、台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難してください。万が一、避難が遅れた場合には、沢から離れた少しでも高いところに避難してください。

融雪による火山泥流

融雪による火山泥流は高速(時速60km程度)で流れるため、速やかな避難が必要です。噴火の危険性が高い状況になったら、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難してください。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに避難してください。

火山灰などの降下

火山灰がたくさん積もった場合には、家屋がつぶれないよう、屋根上の火山灰を除去してください。

降灰による災害：降り積もった火山灰・スコリアなどの厚さと被害の目安(雪が積もっている場合、影響がさらに大きくなります。)

- 1m : ほとんどの木造家屋が倒壊します。
- 50cm : 半数以上の木造家屋が倒壊します。
- 20~30cm : 多くの木造家屋などに被害がでます。
- 10cm : 古い木造家屋などに被害がでます。
- 数cm : 自動車など、交通機関に影響が出ます。
- 2cm : 目・鼻・のどなどの異常を訴える人が多くなります。

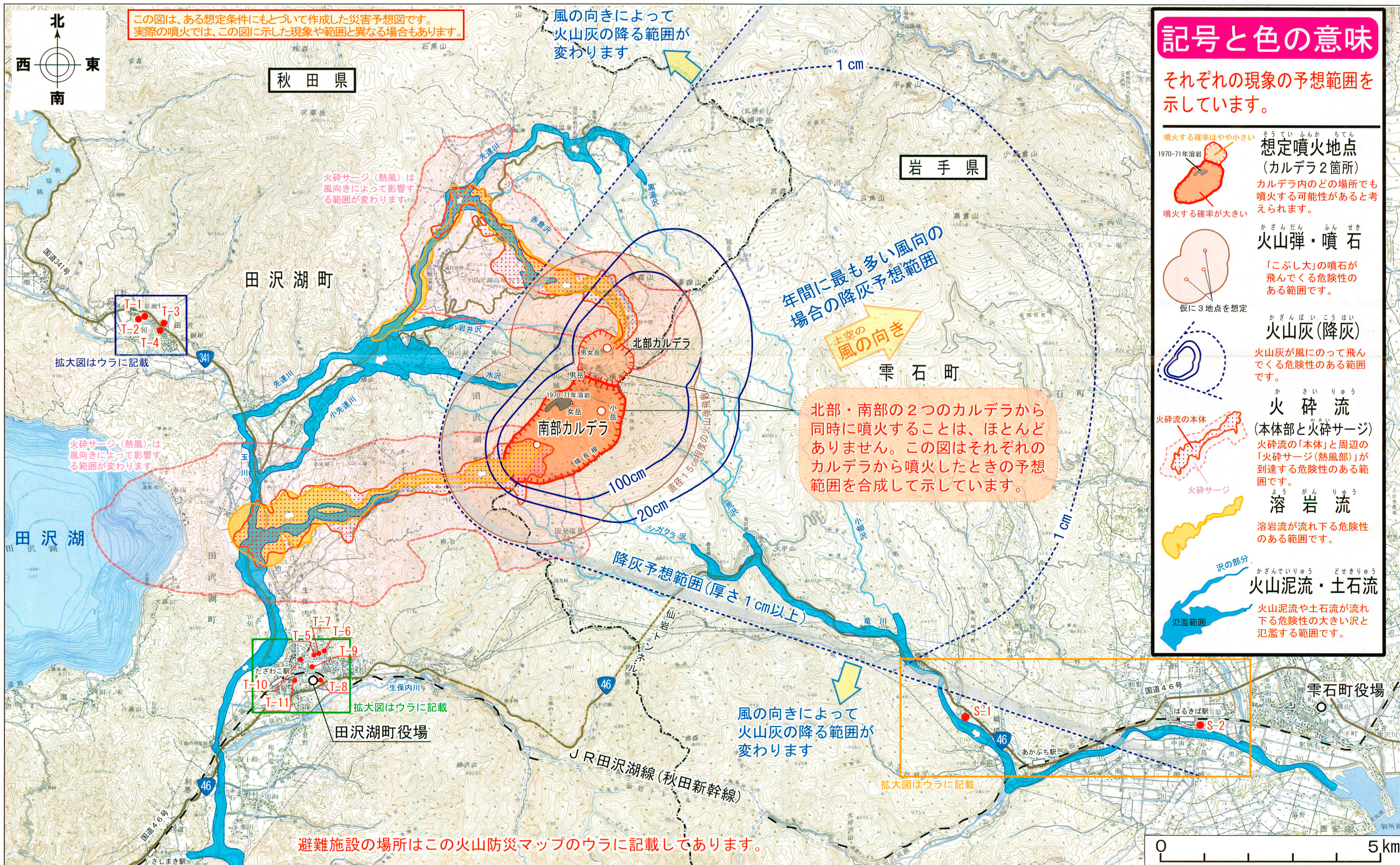
少量でも、火山灰が降り出したら、タオルやマスクなどで吸い込まないようにしましょう。また、帽子を着用しましょう。昼間でも急に暗くなるがありますが、火山灰で死傷することはありません。冷静に行動してください。

万が一の噴火に備えて **秋田駒ヶ岳は活火山です**

秋田駒ヶ岳火山防災マップ

このマップの内容についてのお問い合わせ先

田沢湖町役場（町民課）	TEL.0187-43-1111
雫石町役場（総務課）	TEL.019-692-2111
秋田県（総合防災課）	TEL.018-860-1111
岩手県（総合防災室）	TEL.019-651-3111
国土交通省 湯沢工事事務所（調査第一課）	TEL.0183-73-3174
国土交通省 岩手工事事務所（調査第一課）	TEL.019-624-3131



記号と色の意味

それぞれの現象の予想範囲を示しています。

- 噴火する確率はやや小さい（1970-71年海峽） **想定噴火地点（カルデラ2箇所）**
カルデラ内のどの場所でも噴火する可能性があると考えられます。
- 噴火する確率が大きい **火山弾・噴石**
「こぶし大」の噴石が飛んでくる危険性のある範囲です。
- 仮に3地点を想定 **火山灰（降灰）**
火山灰が風によって飛んでくる危険性のある範囲です。
- 火砕流の本体 **火砕流（本体部と火砕サージ）**
火砕流の「本体」と周辺の「火砕サージ（熱風部）」が到達する危険性のある範囲です。
- 火砕サージ **溶岩流**
溶岩流が流れ下る危険性のある範囲です。
- 川の部分 **火山泥流・土石流**
火山泥流や土石流が流れ下る危険性の大きい沢と氾濫する範囲です。

避難場所

田沢湖町	T-2 田沢町民体育館	T-5 田沢湖町民会館	T-7 生保内武道館	T-9 生保内中学校
T-1 田沢コミュニティーホーム	T-3 田沢中学校	T-6 生保内町民体育館	T-8 田沢湖町総合開発センター	T-10 生保内小学校
	T-4 田沢小学校		T-11 田沢湖町商工会館	

雫石町

S-1 橋場小学校
S-2 御明神公民館

火山の異常を見つけたら

秋田駒ヶ岳の異常現象についての連絡先

秋田地方気象台（技術課）	TEL.018-823-8291
盛岡地方気象台（技術課）	TEL.019-622-7868

このマップを作成した目的

秋田駒ヶ岳は、わたしたちの町に温泉や素晴らしい景観など火山の恵みをたくさん与えてくれる大切な山です。

しかし、一方では、秋田駒ヶ岳はこれからも噴火をすることもかもしれない活火山でもあるのです。

1932(昭和7年)や1970~71(昭和45~46)年の噴火では、幸いなことに大きな被害はありませんでしたが、今後、もし噴火した場合にそなえて「**活火山・秋田駒ヶ岳**」のことをよく知っておくことも大切です。

この『火山防災マップ』は、秋田駒ヶ岳の過去の火山活動や、もし噴火した場合に想定される火山災害などを地域のみなさんに知って頂くために作成したものです。

なお、近年の秋田駒ヶ岳は静穏な状態ですので、すぐに噴火が起きるような兆候は現在のところありません。

近年(明治時代以降)の火山活動

秋田駒ヶ岳は、下の表に示すように近年(明治以降)には3回噴火しています。このうち最も新しい1970~71年の噴火では、右の写真のように少量の溶岩流を噴出した。この溶岩流の跡は、現在でも女岳西側斜面にはっきりと見ることが出来ます。

1932年の噴火活動は女岳の南西側、南部カルデラの中に火口列ができ少量の泥流と降灰などの噴出がありました。このときは有害な火山ガスの発生や火口周辺の樹木の枯死などが確認されています。

噴火現象の説明

溶岩流

どろどろの溶岩(マグマ)が火口からあふれて流れ出したものです。普通は、速度が遅く、走って避けることができます。溶岩流の通過した場所は全て焼き尽くされ埋められてしまいます。

火山弾・噴石

噴火により高温の岩石が火口から放出されます。破壊力が大きく火口付近の建物などは容易に破壊されます。時には直径1m以上の岩塊が飛んでくることもあるので、噴火時には火口の近くに近寄ると大変危険です。

火山灰(降灰)

噴火によって火口から放出されます。火山灰は細かいため風に流されて風下側に多く降り積もり、通常は南西風が多いため主に東側に積もると予想されますが、天候や時期によって風向きが異なるため注意が必要です。

火砕流

高温の火山灰や岩塊、火山ガスなどが混じり合い斜面を高速(時速数十km)で流れ下ります。高温のガス(火砕サージ)は本体部よりも速くまで達し大きな被害をもたらす極めて危険な現象です。

火山泥流・土石流

火山泥流は、火砕流や放出された噴石や火砕流の熱により、斜面の雪が融けて発生します。土石流は、火山灰が斜面に堆積して水が地面しみ込みにくいときに雨が降った場合、雨水が一気に川に集まり発生します。

近年の噴火状況

噴出した年	噴火の内容
1890~91(明治23~24年)	12月から翌年1月まで噴火(?)。鳴動や噴石があったらしいが詳しいことは不明。
1932(昭和7年)	7月21~30日まで南部カルデラで小規模な噴火(水蒸気爆発)、火口列を形成。少量の降灰と泥流あり。樹木の枯死や有害な火山ガスの発生あり。
1970~71(昭和45~46年)	8月末頃に女岳山頂に噴気孔が形成。9月18日~翌年1月26日まで女岳山頂から噴火。頻りに爆発し溶岩流を少しずつ流出。噴出物総量約170万m ³ 。

秋田駒ヶ岳の噴火について - Q&A -

質問1 秋田駒ヶ岳は活火山なの？

そのとおりじゃ。活火山は「過去10,000年間に噴火したことがわかっている火山」と、噴火記録がなくとも現在活発に噴気のみ出る火山のことをいうんじや。秋田駒ヶ岳は、みんなも知っておるとおり1970年などに噴火しているから、立派な活火山というわけじゃ。

質問2 秋田駒ヶ岳はどんな噴火をする火山なの？

今までの噴火からみると、溶岩流、火山灰や噴石の噴出、もしかしたら火砕流の発生などもあるかもしれないな。もし、山の上に雪のある時期に火砕流が発生すると、雪が一気に融けて火山泥流が起きるかもしれない。それから火山灰が山の斜面にたまって後に雨が降ると、今度は土石流が発生して町まで流れ下るかもしれない。噴火が終了したからって気が抜けるのが火山災害の恐ろしいところじゃ。

質問3 もしも噴火する場合、何か前ぶれはあるの？

過去の噴火のときには、噴気が増えたり、山にある雪が溶けたりしたんじや。それから温泉の温度が急に上がった、地震が増えたりすることも考えられる。このような現象や何かおかしいことを見つけたら、地元の町役場か気象庁(仙台管区気象台)に**すぐに連絡する**とよいじゃらう。

質問4 次はいつ噴火するの？

じつは仙人のわたしたちでも、よく分からないんじや。ただ、秋田駒ヶ岳で過去の3回の噴火は偶然なのかもしれないが、40年に一度くらいの間隔じゃったから、もしかするとあと10~20年のうちに一度くらい噴火が起きるかもしれない。おっと、これはよしの勘にすぎんが。なお、いつ噴火するかと心配するよりも、**いつ噴火しても大丈夫のように普段から心がけておけばいい**のじゃ。

非常持ち出し品

火山噴火以外の災害にも役立ちます

着替え(長そで上着、シャツ、ズボン、下着、くつ下など)
手ぶくろ・軍手
マスク
非常食(水3リットル以上、乾パン、もち、缶詰、缶詰食品、711、チョコなど)
常備くすり、救急箱
現金・小銭
携帯電話
ゴータグール(火山灰除け)
リュックサック
お毛布・タオル

赤ちゃんといる場合：母乳ペン、ミルク、おむつ
お年寄りいる場合：常備薬など

普段から準備しておきましょう

- ヘルメット(防災ずきん)
- かさ・カッパ
- 健康保険証
- ろうそく・ライター

質問5 噴火すると、どのあたりまで被害がおよぶの？

次の噴火がどのくらいの大きさの規模なのかで被害がおよぶ範囲は変わってくるんじや。近年の噴火のように、小規模な噴火なら市街地への被害はほとんどないが過去2000年間に何回かあったような大規模な噴火の大規模な噴火が起きると、上にあるマップに示したような範囲が影響を受けることになるので予想されるんじや。北部カルデラから噴火する場合と南部カルデラから噴火する場合で被害がおよぶ範囲が変わるから、噴火が始まったらテレビや新聞などをみて「火口がどこにできたか」を注意することじゃな。

質問6 噴火に備えるには、どうしたらいいの？

次のようなことを普段から心がけておけば安心じゃ。

- 秋田駒ヶ岳が活火山であり、どのような噴火が起きやすいかなど、火山としての特徴を知っておく。
- 家族で避難場所を確認しあっておく。
- 地震に備えて家具の固定や壁の補強をしておく。
- 普段から非常持ち出し品を準備しておく。

質問7 もしも噴火が始まったら、どうすればいいの？

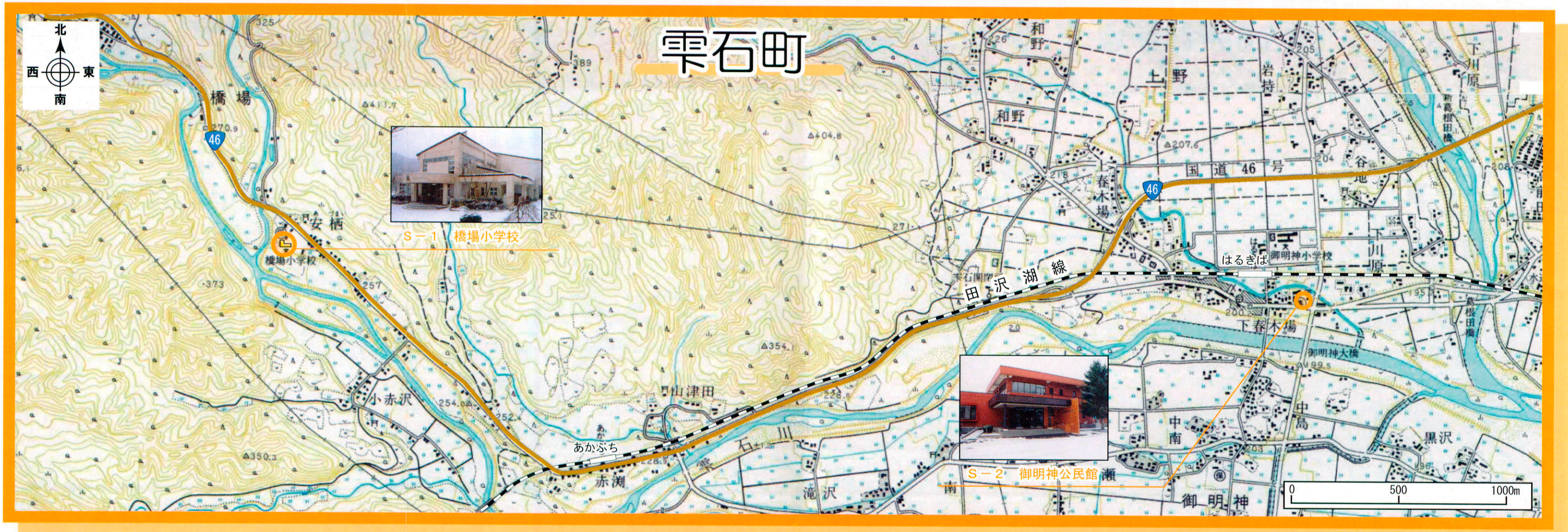
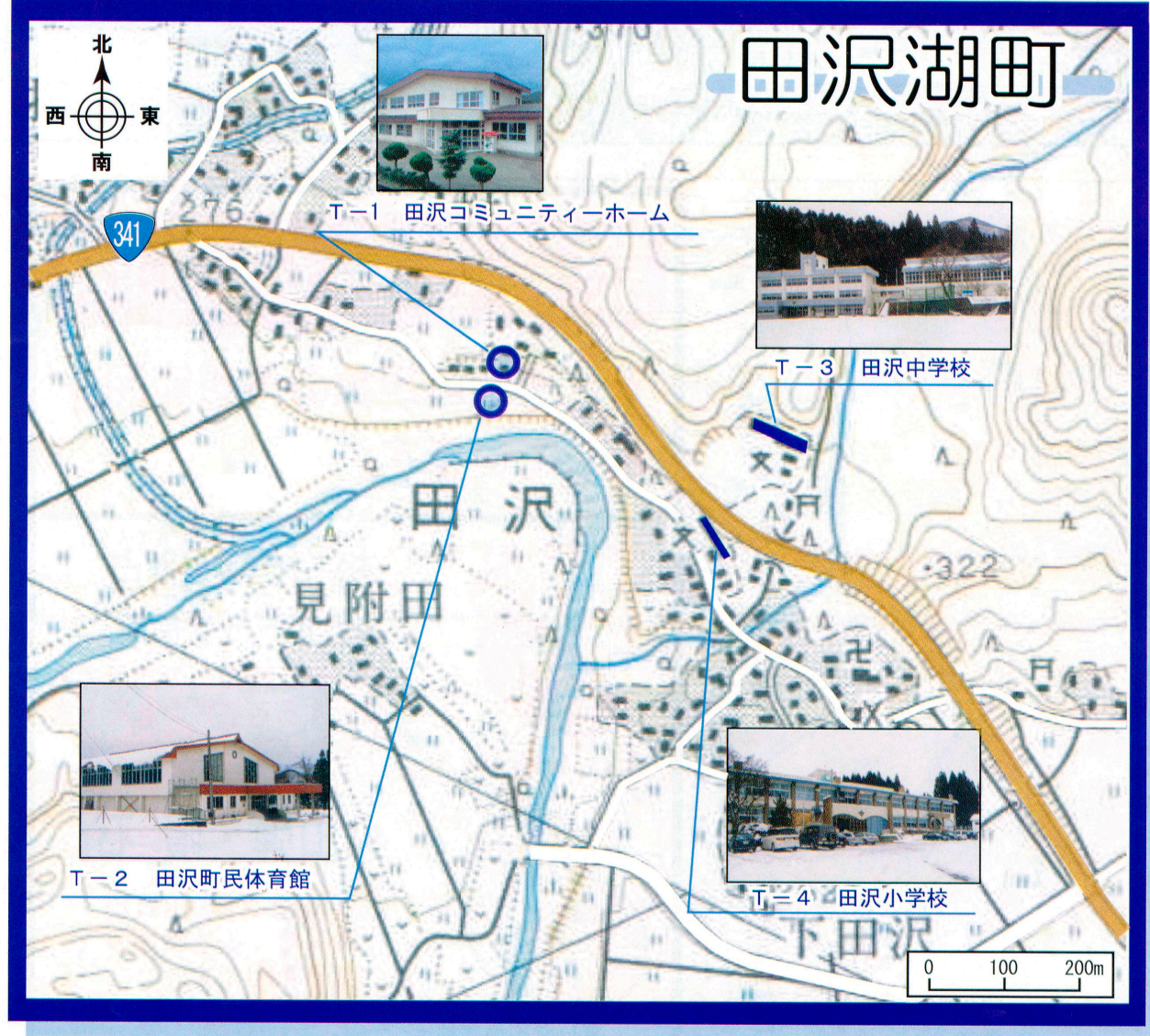
噴火が始まるとあわてたり、パニックになりやすいから、まずは落ち着いて正確な情報を知ることじゃ。デマにまどわされないように正しい情報(気象庁の火山情報(下の表を参照)など)をきいてあわてずに避難などの行動をすることじゃ。

火山情報	緊急火山情報	生命、身体にかかわる火山活動が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合に随時発表
	臨時火山情報	火山活動に異常が発生し、注意が必要ときに随時発表
	火山活動情報	緊急火山情報、臨時火山情報を補う場合や、火山活動に変化があった場合などに発表
		上記のほか、火山活動状況についてとりまとめた「火山活動解説資料」を毎月公表します。

火山情報は、気象台から発表されて、報道機関(テレビ、ラジオ、新聞など)を通じて、住民や観光客の皆さんに伝達されます。

避難場所位置図

避難先・経路等については、**防災行政無線等**による誘導や指示に従ってください。



雫石町役場 TEL: 019-692-2111

番号	施設名	所在地	電話番号
S-1	橋場小学校	橋場安栖野63-2	019-692-3482
S-2	御明神公民館	上野上野5	019-692-3228

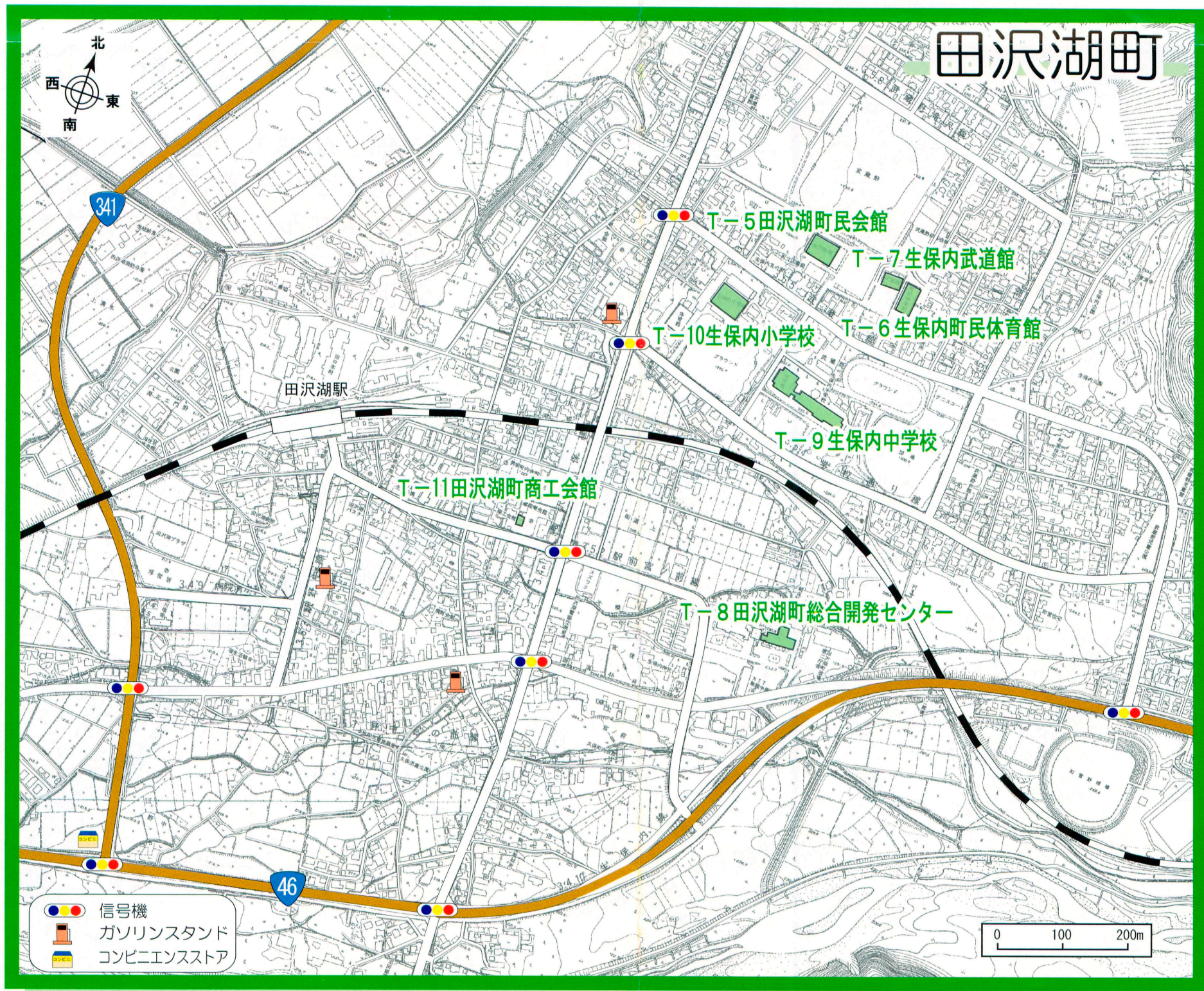
田沢地区

番号	施設名	所在地	電話番号
T-1	田沢コミュニティホーム	田沢字高屋151	0187-42-2810
T-2	田沢町民体育館	田沢字高屋59	0187-42-2815
T-3	田沢中学校	田沢字高屋166-5	0187-42-2310
T-4	田沢小学校	田沢字大山7	0187-42-2110

田沢湖町役場 TEL: 0187-43-1111

生保内地区

番号	施設名	所在地	電話番号
T-5	田沢湖町民会館	生保内字武蔵野105-1	0187-43-3143
T-6	生保内町民体育館	生保内字武蔵野105-1	0187-43-1975
T-7	生保内武道館	生保内字武蔵野105-1	0187-43-1989
T-8	田沢湖町総合開発センター	生保内字宮ノ後27	0187-43-1622
T-9	生保内中学校	生保内字武蔵野105-1	0187-43-1181
T-10	生保内小学校	生保内字武蔵野111	0187-43-0243
T-11	田沢湖町商工会館	生保内字街道ノ上85	0187-43-0372



もし噴火が始まったら

- 気象台が発表する火山情報に注意しましょう。
- 市町村長から避難勧告などの指示があった場合には従いましょう。
- テレビやラジオのニュース、新聞、市町村の広報などを聞いて正しい情報を得ましょう。
- デマやうわさに惑わされないようにしましょう。

避難する場合は...

- ① 左の絵のような格好が避難に適しています。
- ② 避難の前に戸締まり、電気、ガスの元栓を確認しましょう。
- ③ あわてず落ち着いて速やかに行動しましょう。
- ④ お年寄り、赤ちゃん、体の不自由な人、外国人など言葉の分からない人の避難を助けましょう。
- ⑤ 市街地では車は使わず徒歩で移動しましょう。



秋田駒ヶ岳火山防災マップ

この「秋田駒ヶ岳火山防災マップ」は、A3サイズに集約したものです。より詳しい情報はA1版マップをご覧ください。

秋田駒ヶ岳は活火山です

秋田駒ヶ岳の過去の火山活動や、もし噴火した場合に予想される火山災害などを地域みなさんに知っていただくために作成したものです。なお、近年の秋田駒ヶ岳は静かな状態ですので、すぐに噴火が起きるような兆候は現在のところありません。

噴火の前兆について

山の噴気が増えたり、音が特れたりする。湯気の温度が高くなったり、地震が増えたりする。

もし噴火が起きたら

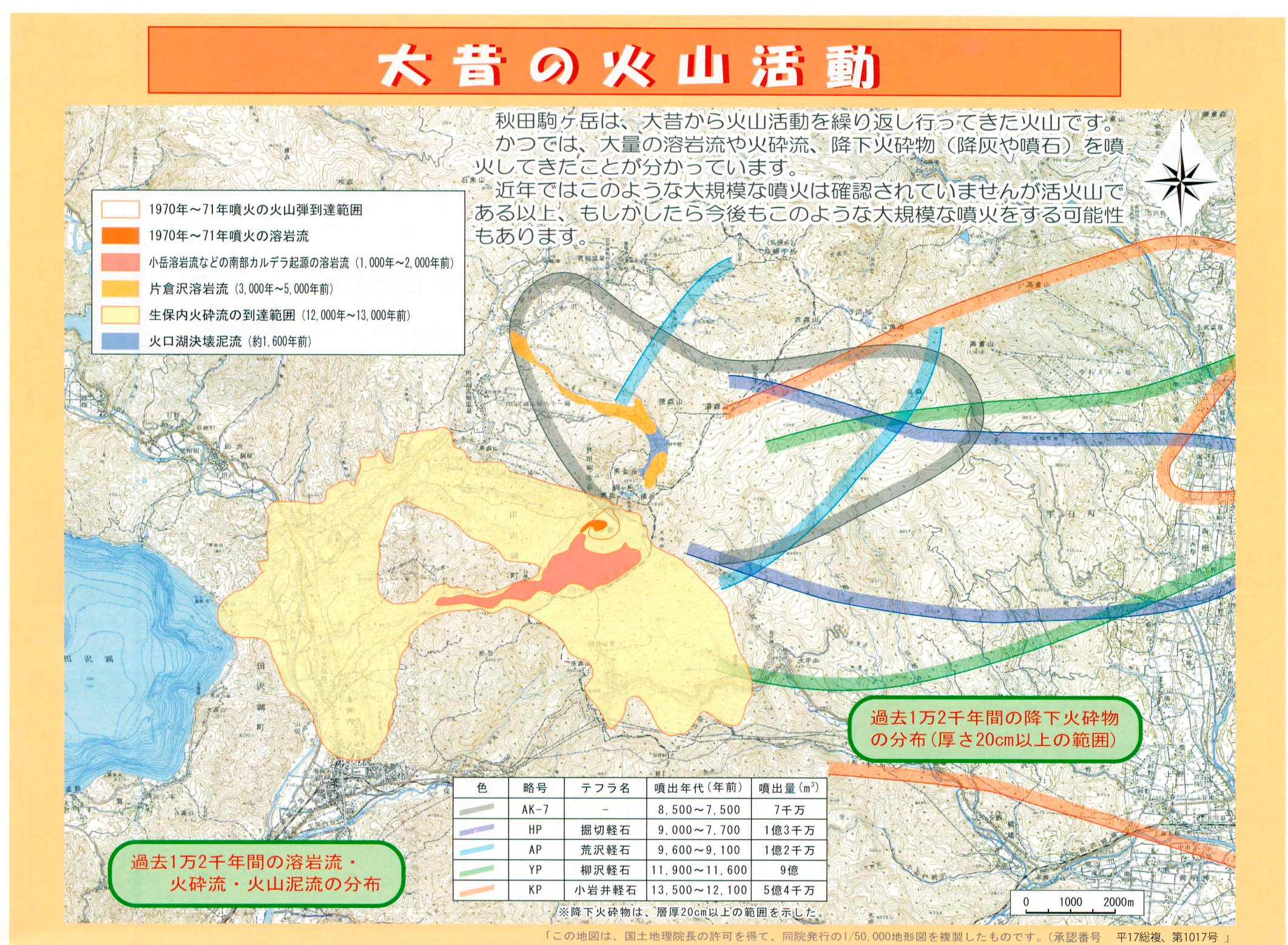
- ① 落ち着いて正しい情報(気象庁の火山情報)の下を参照し行動を要する。
- ② 避難する場合は、あわてず落ち着いて行動する。
- ③ 避難する場合は、あわてず落ち着いて行動する。

非常持ち出し品

- ヘルメット(防災用)
- カマ、カバ
- リュックバック
- 常備薬(救急箱)
- 現金、小銭
- 携帯電話
- ライター
- 懐中電灯(充電式)
- 携帯トイレ
- タオル、ハンカチ
- 常備薬など

噴火現象の説明

溶岩流 マグマが火山口から流れ出す。溶岩流が通過した場所はすべて凍りつき、固まった溶岩に埋められる。噴石・火山弾 火山口から噴き出される。直徑以上の噴石も降り降り山にたたまれ、崩壊する。火山泥流・土石流 火山泥流は噴火で火山口の周りに一帯に降り注ぐ。土石流は火山口の周りに降り注ぐ。噴火の際には、火山口から噴き出される。直徑以上の噴石も降り降り山にたたまれ、崩壊する。



火山用語三辞典

水蒸気噴霧 高温・高圧の水蒸気の作用で起こる爆発的な噴火です。新しいマグマの噴出はなく、古い岩石と水蒸気が爆発的に噴出されます。大規模な水蒸気噴霧は、山体の前縁などを伴うことがあります。

マグマ水蒸気噴霧 高温のマグマが地下水や海水など多量の水と接触すると、瞬間的に気化する(液体が気体になる)ため体積が急激に膨張します。この時に周囲の岩石などを吹き飛ばす爆発をマグマ水蒸気噴霧と呼びます。非常に破壊的で危険な現象です。

火山性地震 火山地域で、火山活動が原因で発生する地震のことです。火山性地震の発生には火山体内のマグマや火山ガス等の動きが関係しているために火山性地震よりもさらに噴火活動に密接な関係があると言われていました。

火山性地震 火山体の内部またはその周辺地域で発生する、震源の浅い地震のことです。このような地震を火山性地震以外で発生する通常の地震と区別して、火山性地震と呼びます。

溶岩流 溶岩流は、どろどろの溶岩(マグマ)が火山口からあふれて流れ出したものです。普通は、速度が遅く、走って逃げることもできます。

降下火砕物 火山口から噴出される火山灰や小石・岩塊などのことです。噴火規模や上空の風により、遠くまで到達することもあります。

火砕流 火山口から噴出されており、あるいは溶岩ドーム等の崩壊により高温の火山灰・軽石・岩塊、火山ガス等がまわりあって斜面を流れる現象です。温度は数百度、速度は時速100km以上にも達します。

火砕流サージ 火砕流本体から分かれて流れ下る高速・高温の砂塵のような現象です。破壊力があり、火砕流本体とともに大変危険な現象です。

ベースサージ 水蒸気噴霧やマグマ水蒸気噴霧などで吹き飛ばされた岩石を巻き、火山口周囲に高速で広がる現象です。破壊的で危険な現象です。

火山泥流・土石流 火山泥流は、噴火によって火山口付近の雪が解けたり、火山口湖が決壊したりして発生します。土石流は火山灰が斜面に堆積した後に雨が降ったときに、雨水が地中にしみこみにくくなり土石と泥水がまじりあって流れ下る現象です。

噴火 火山口や山腹の割れ目から立ち上がる、火山ガスや水蒸気などのことです。

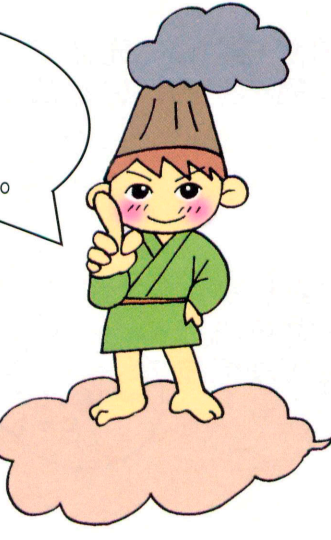
マグマ 岩石が融けたもので、地下に存在するものを指します。地表に現れたものは一般に溶岩と呼びます。

左の図は、おもて面の『秋田駒ヶ岳火山防災マップ』をA3サイズに集約したものです。

コピーして目につきやすい所(冷蔵庫、トイレなど)に貼ってご活用下さい。

このマップもつかってね。

【コピーはご家庭内の個人的使用に限ります】



防災科学技術研究所

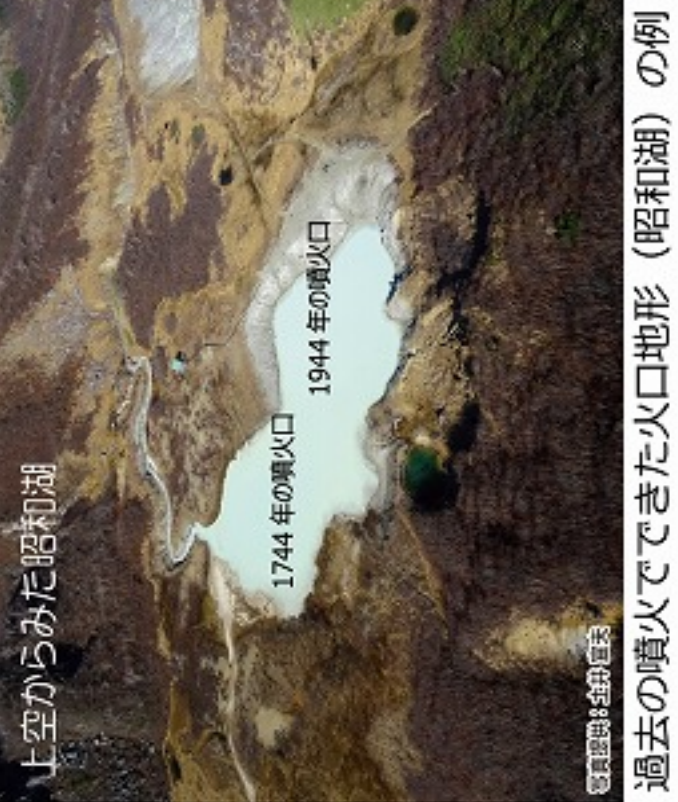


栗駒山火山ハザードマップ



栗駒山は、過去約1万年間に何度も噴火を繰り返してきた活火山です。最新の噴火は1944年に昭和湖付近で発生しています。このハザードマップは、栗駒山で過去に発生した噴火や他火山での噴火事例を参考に、一定の条件を設定し、「水蒸気噴火」と「マグマ噴火」にわけた噴火による影響範囲を示したものです。噴火によって発生する現象はさまざまであり、**実際の噴火ではこの図と異なる場合もあるため注意が必要です。**

噴火想定範囲



どこから噴火するか?
過去に噴火した地点を含む範囲を、水蒸気噴火とマグマ噴火にわけ噴火地点として想定しています。次の噴火では、これら噴火想定範囲のいずれかの地点から噴火が発生する可能性が高いと考えられます。

噴火したときに発生する現象

普段から注意が必要

火山ガス
昭和湖やゼツタ沢の周辺では、人体に有害な火山ガスが埋めから発生しています。立ち入り禁止区域には絶対に入らないよう注意が必要です。

大きな噴石

噴火と同時に発生します。火口から吹き飛ばされた岩石が火口から全方向に弾道を描いて飛散します。爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石が火口から全方向に弾道を描いて飛散します。直径数十cmの岩石等は、風の影響を受けずに短時間で落下し、大ささけによっては建物の屋根などを打ち破るほどの破壊力があるため、事前の避難が必要です。

火砕流・火砕サージ

噴火と同時に発生します。数百度以上の高温に達することがあり、スピードの速い現象です。高温の岩塊やガスなどが混合して、高速で流れる現象です。爆発的な噴火に伴って発生するほか、溶岩ドームが崩れて火砕流が発生することもあります。時速100kmを超えることもあり、発生してから避難しては間に合いません。

融雪型火山泥流

雪が積もっているときに噴火すると発生します。噴火によって流下する雪が溶けて、噴火に伴って高温の噴出物が、火口付近の雪を急速に融かし、発生した大量の水が周辺の土砂を巻き込みながら流下する現象です。噴火に伴って発生し、時速60kmを超えることもあり、発生してから避難する必要があります。

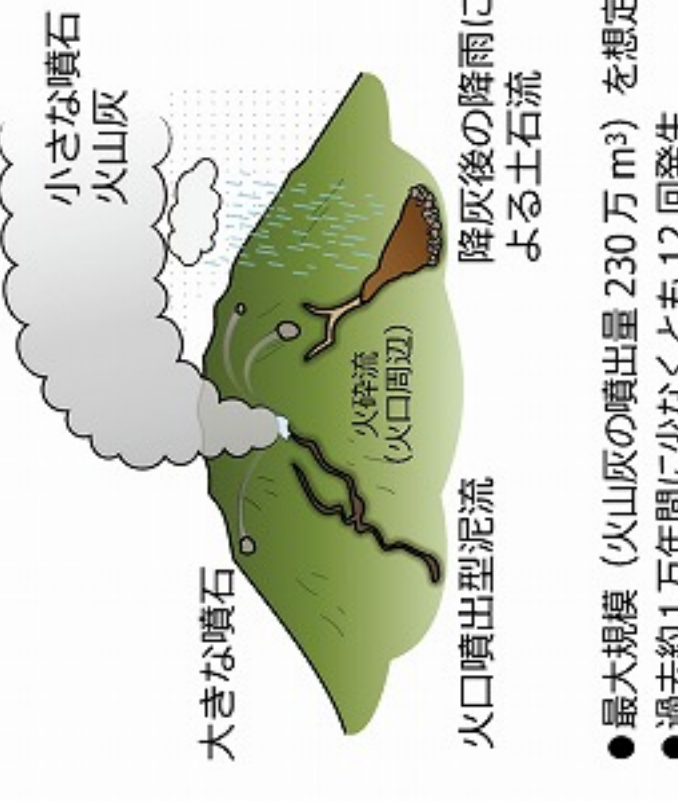
強酸性水の流下

1944年に昭和湖付近で発生した水蒸気噴火では、昭和湖及び須川温泉源泉で強酸性水の湧出が続き、噴火後3年にわたって須川川下流域の農作物や水力発電所に被害を及ぼしています。また、1744年噴火時にも強酸性水による被害を受けたことが古文書の記録で明らかになっています。将来、水蒸気噴火に伴って強酸性水が湧出した場合には、須川川下流域では数年間にわたり強酸性水による影響を受けることが想定されます。また、秋田県側で噴火が発生した場合には、成瀬川方向にも強酸性水が流下する可能性があり、また、1944年噴火後には昭和湖及び須川温泉源泉でpH 0.8、磐井川の流域でpH 3.0が観測されています。さらに大きな影響を受ける可能性も考えられます。

噴火の種類

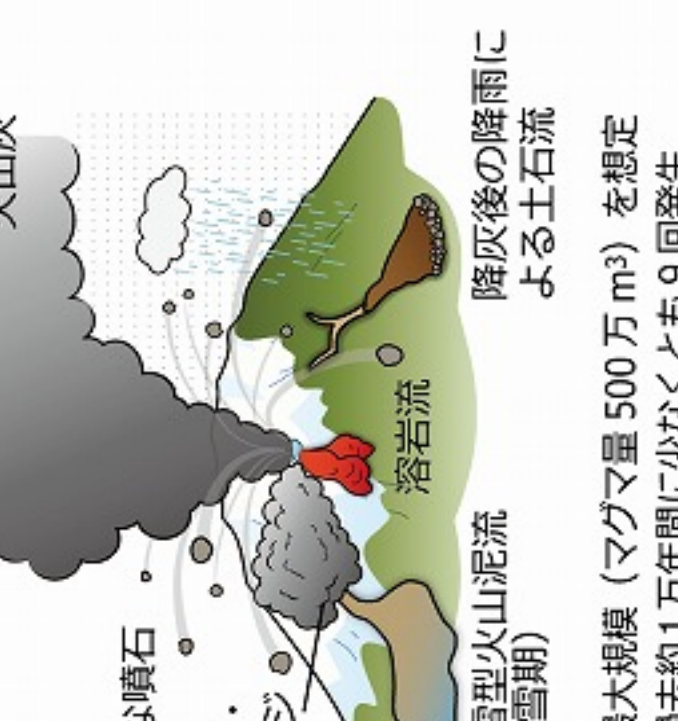
水蒸気噴火

マグマによって加熱された地下水等が爆発的に地表に噴出して発生する噴火



マグマ噴火

地下から上昇してきたマグマが地表へ噴出して発生する噴火



小さな噴石、火山灰

上空の風の向きにより影響範囲が大きく変わります。風下側では火口から遠方まで降灰することもあります。噴石は、噴出してから地面に降りるまで数分から十数分かかるため、屋内等に避難することで身を守ることが出来ます。このハザードマップでは、上空の風が平均的な強さの場合を想定しています。なお、一度の噴火で必ずしも至る方位に火山灰が積もるわけではありません。



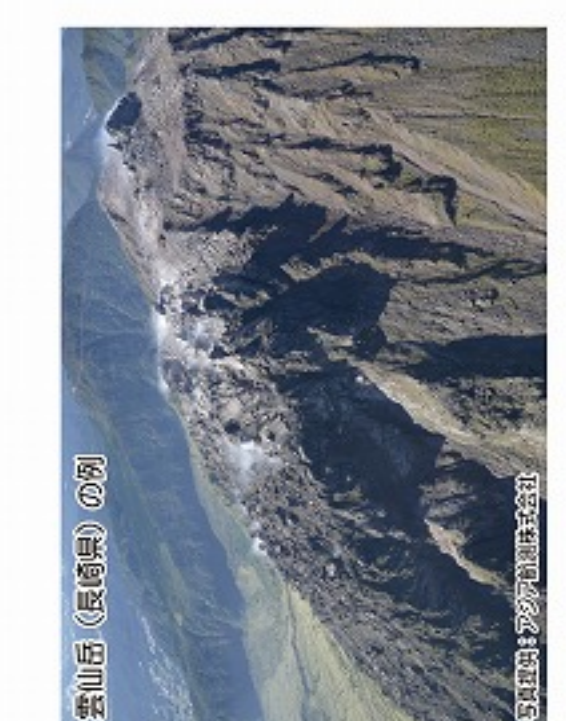
火口噴出型泥流

火口から直接泥水が噴き出し流下する現象です。温度が高い場合、熱泥流と呼ばれることもあります。栗駒山では過去約1万年間に、少なくとも5回の水蒸気噴火で火口から泥水が噴出し、磐井川方向へ流下したことがわかっています。



溶岩流・溶岩ドーム

比較的確りつくとり下流する現象です。火口から噴出した溶岩が粘性の高い流体として山腹斜面を流下する現象です。比較的ゆっくり流れるので避難が可能ですが、通過域の森林や道路等をすべて焼失、埋没させます。

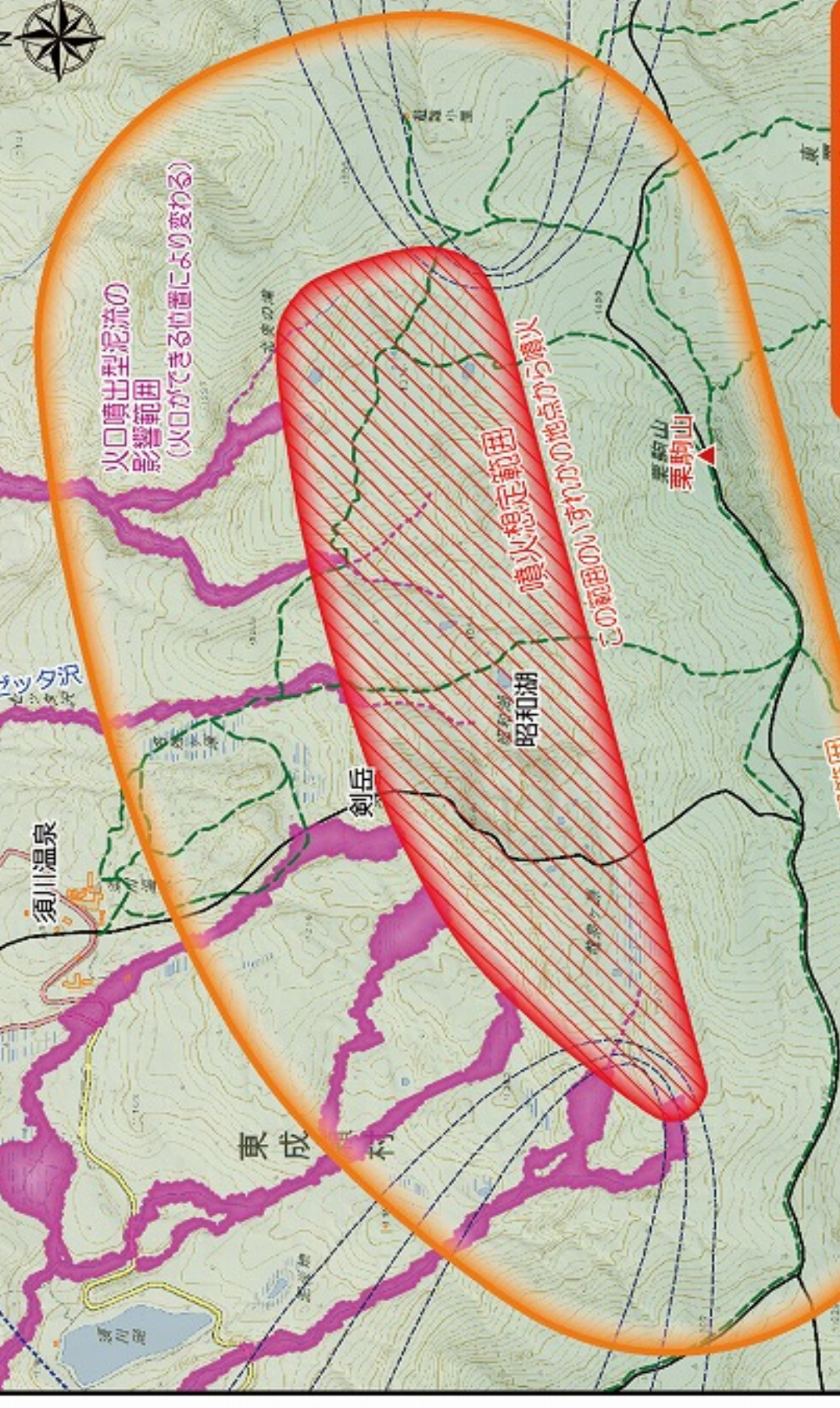
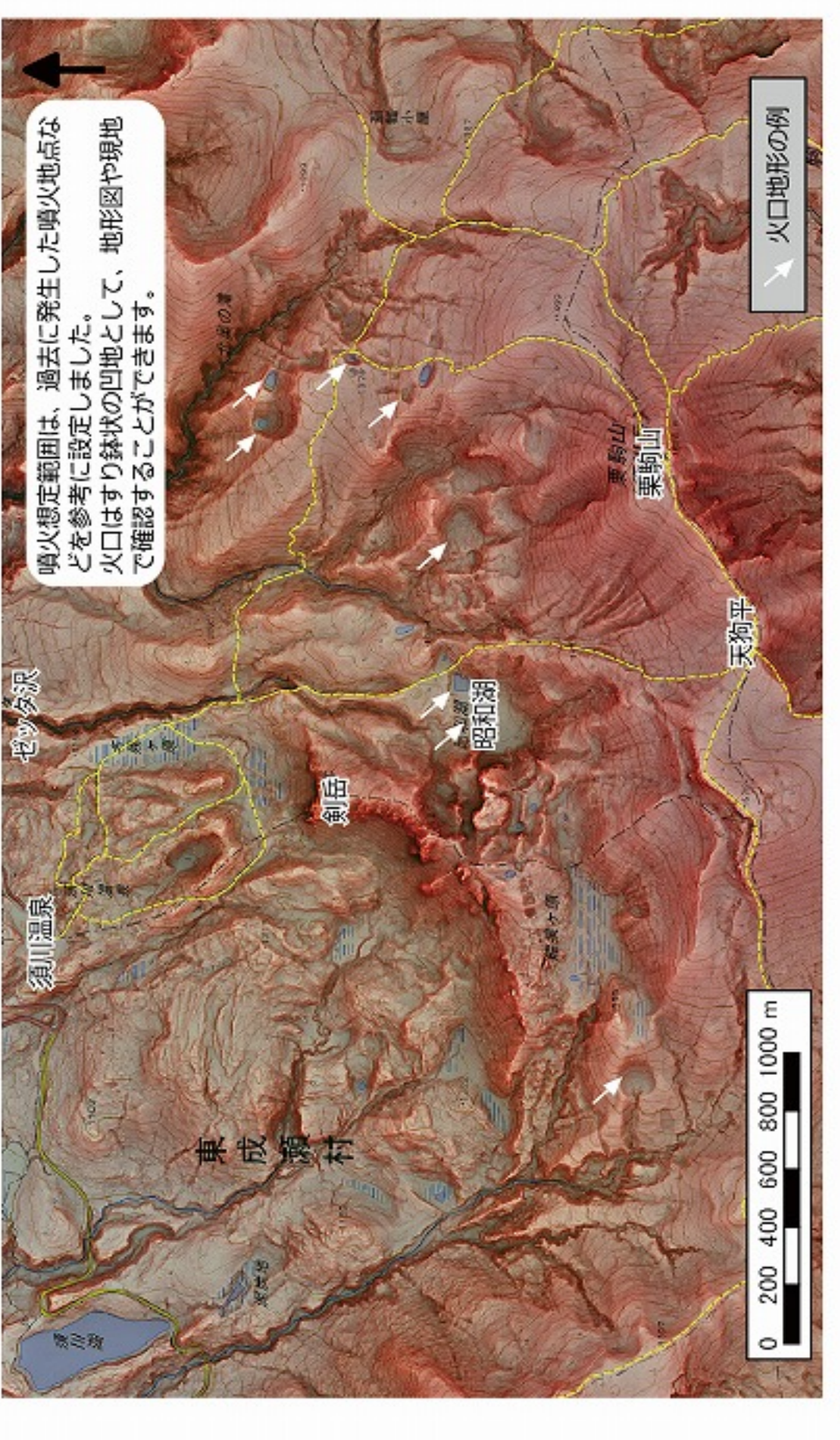
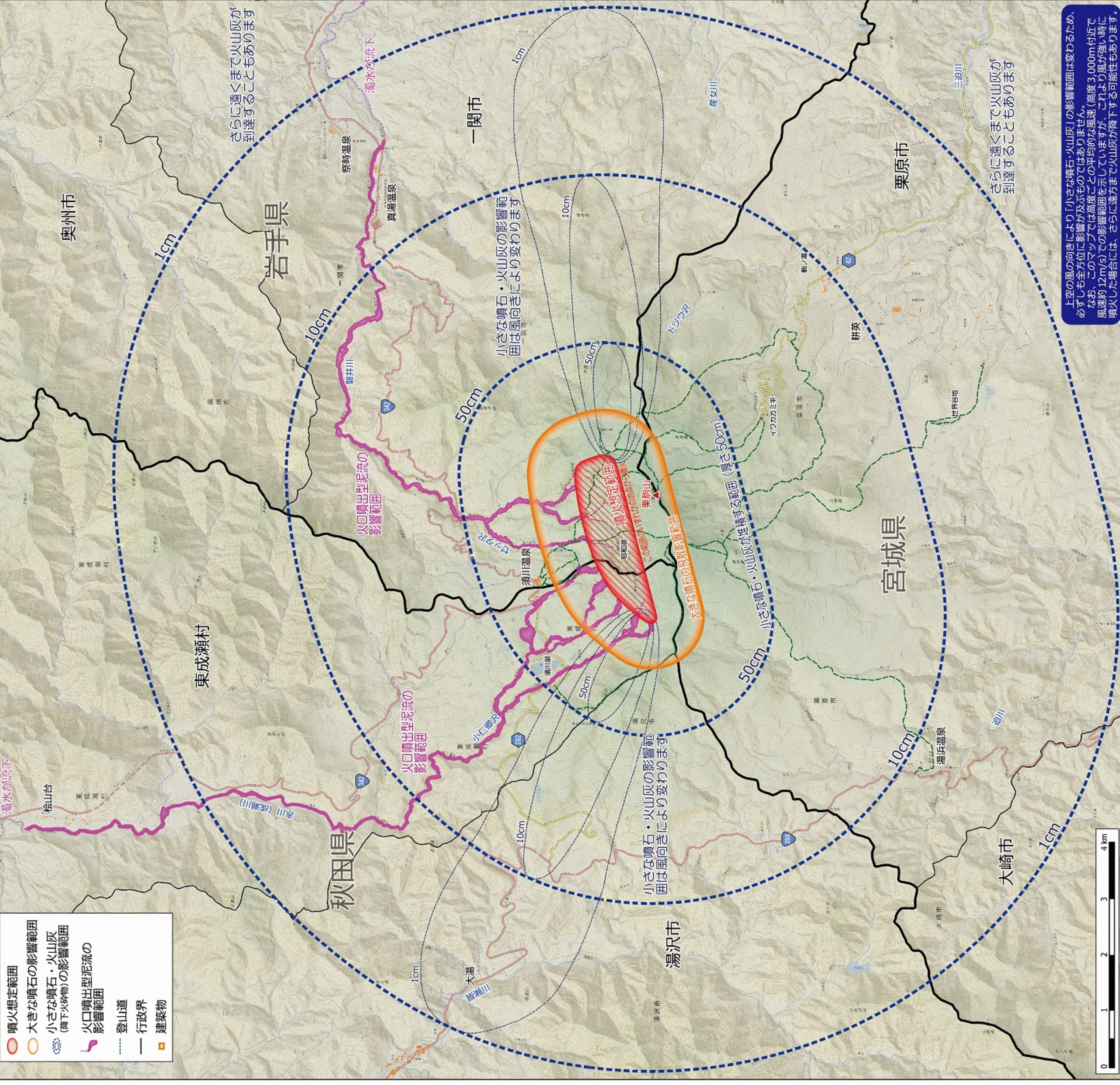


降水後の降雨による土石流

降雨によって発生します。噴火後には数年間にわたって起きやすくなります。土石流は、火山灰等が堆積した斜面において降雨に伴い発生し、谷地形や沢に流れ込んで流下する現象です。火山灰などの堆積状況により、噴火後数ヶ月〜数年間にわたって土石流が発生しやすい状態が長く続く可能性があります。降水後の降雨時には特に警戒が必要です。

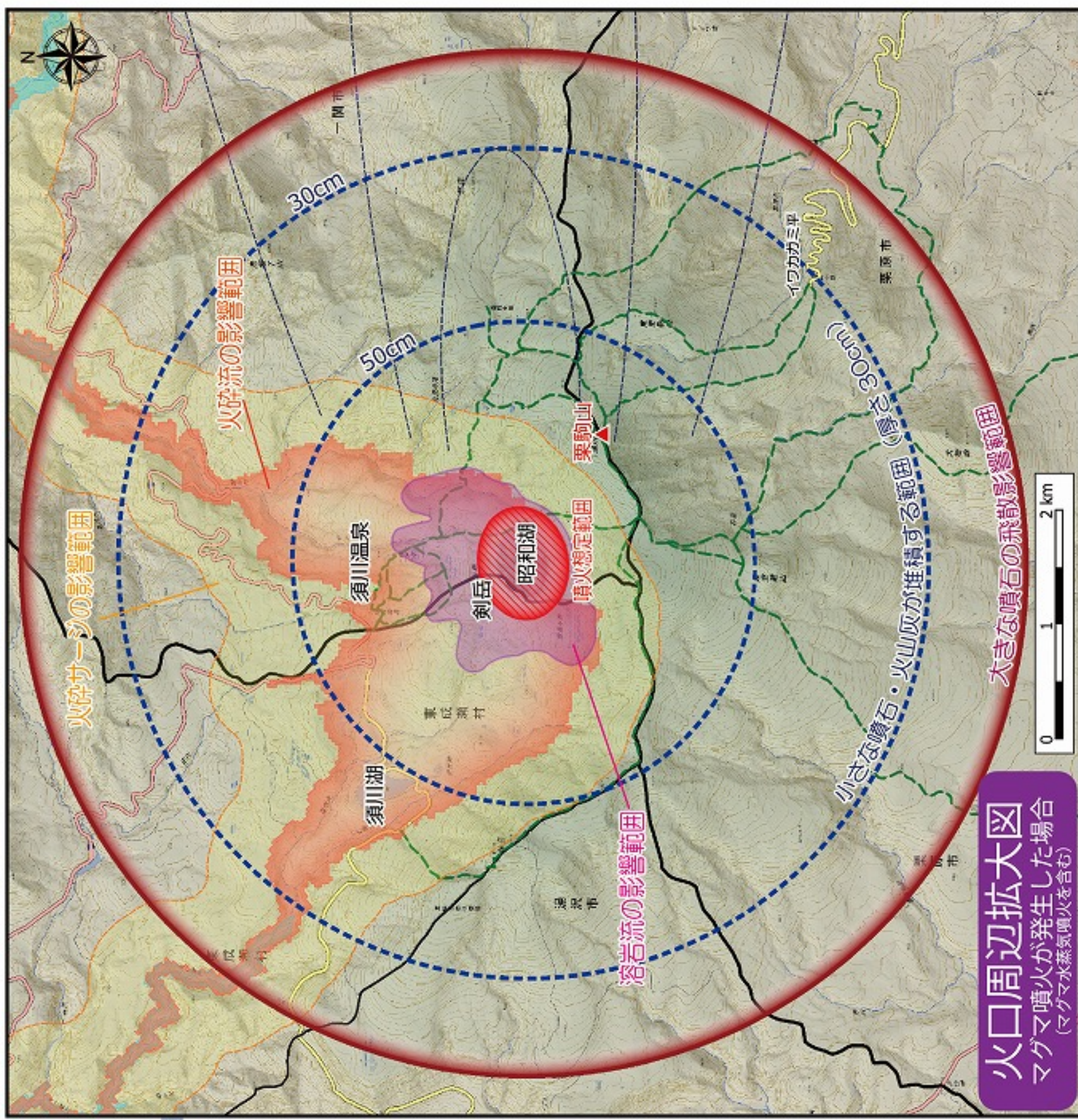


水蒸気噴火が発生した場合

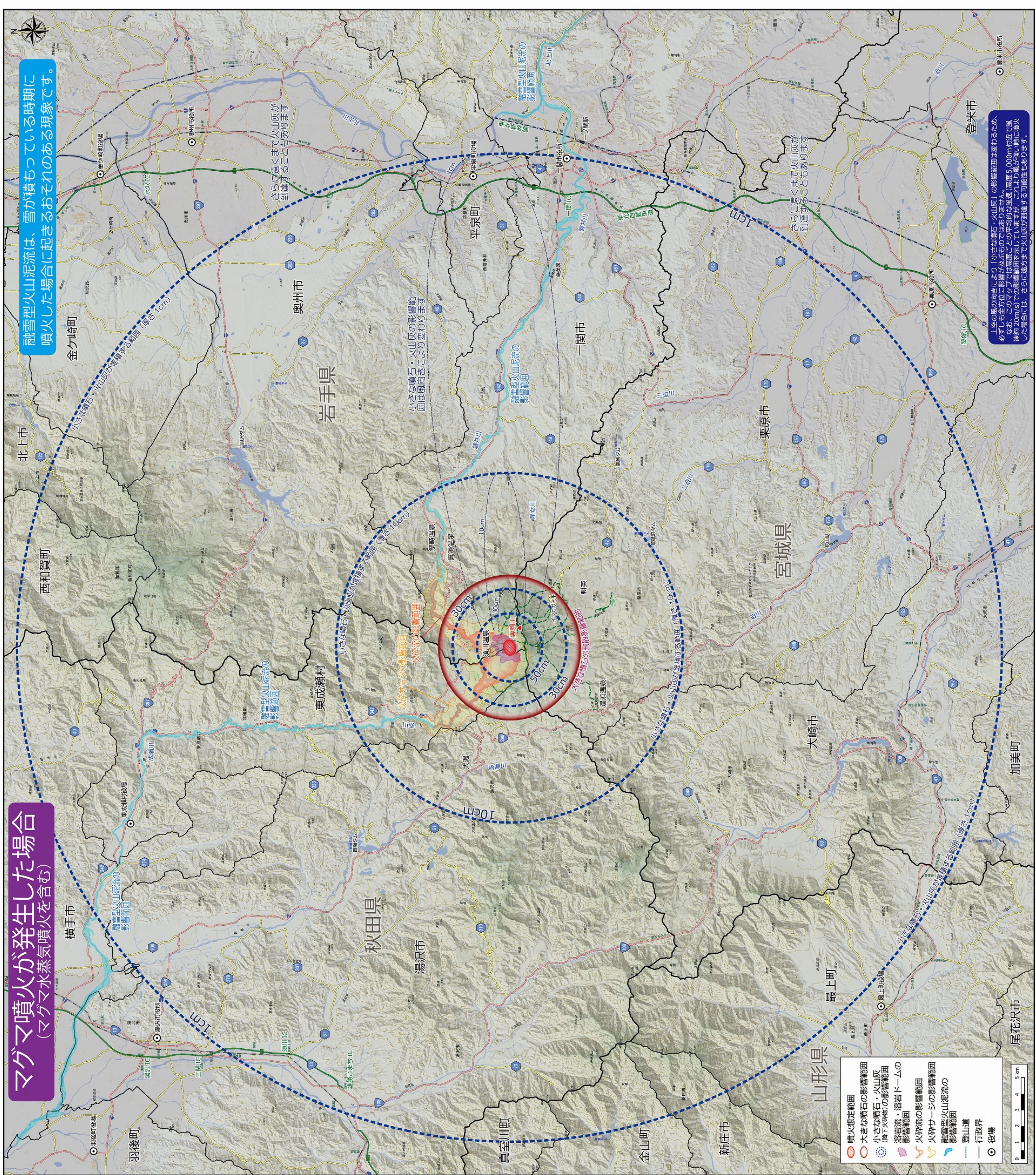


作成：栗駒山火山防災協議会 発行年月：平成30年3月
【連絡窓口】 岩手県 建設部 総合防災課 (019-629-5155) 宮城県 建設部 総合防災課 (022-211-2375) 秋田県 建設部 総合防災課 (018-860-4562)
この地図の作成にあたっては、国土院の地形データ(2015年度版)と、関係機関の提供データ(2015年度版)を利用しました。(作成者：平野 博之)

火口周辺は、火口噴出型泥流の影響を受ける可能性があります。火口周辺は、火口噴出型泥流の影響を受ける可能性があります。



【制作窓口】
岩手県 総務部 総合防災課 (019-629-5155) 宮城県 総務部 危機対策課 (022-211-2375) 秋田県 総務部 総合防災課 (018-860-4562)
この地図の作成にあたっては、国土院の提供した電子地図データ(国土地理院)を利用しました。(承認番号 平 29 甲 第 1294 号)



くろこまやま
栗駒山火山ハザードマップ

マグマ噴火が発生した場合
(マグマ水蒸気噴火を含む)

上空の風の向きにより「小さな噴石・火山灰」の影響範囲は変わるため、必ずしも全方位に広がるものではありません。ただし、このマップでは高度ごとの平均的な風速(高度5,000m付近で風速約20m/s)での吹散範囲を示してあります。噴火発生時の風速が異なる場合は、おそれのある範囲は変わります。

2 災害予防計画

2-2 自主防災組織等育成計画

2-2-1 自主防災組織の現況(H29)確定値

平成29年4月1日現在

区分 市町村	組 織 数	隊 員 数	組織され ている地 域の世帯 数	管内総 世帯数	総世帯数に対 する組織され ている世帯数 の割合(%)	組織数等の内訳								
						町内会、自治会等			小学校区			その他(中学校区、婦人消防協 力隊、婦人防火クラブ)		
						組織	隊員数	世帯数	組織	隊員数	世帯数	組織	隊員数	世帯数
盛岡市	240	114,105	114,105	134,007	85.1	240	114,105	114,105						
宮古市	69	13,752	11,758	24,030	48.9	32	7,190	7,190	3	148	148	34	6,414	4,420
大船渡市	105	15,017	15,017	15,017	100.0	103	12,467	12,467	1			1	2,550	2,550
花巻市	237	75,257	36,859	36,859	100.0	217	75,257	31,614				20		5,245
北上市	132	43,304	36,998	36,998	100.0	95	36,998	36,998				37	6,306	
久慈市	34	6,901	6,839	15,594	43.9	23	6,700	4,661				11	201	2,178
遠野市	89	10,565	10,586	10,890	97.2	87	10,161	10,586				2	404	
一関市	327	112,413	42,837	46,188	92.7	318	112,329	42,809				9	84	28
陸前高田市	86	4,810	5,009	7,573	66.1	82	4,810	5,009				4		
釜石市	47	12,917	8,502	16,778	50.7	43	12,625	8,446				4	292	56
二戸市	42	8,952	6,460	11,831	54.6	36	8,753	5,374				6	199	1,086
八幡平市	5	854	10,495	10,495	100.0	4	468					1	386	10,495
奥州市	239	112,622	41,930	44,875	93.4	228	82,992	31,261	11	29,630	10,669			
滝沢市	30	54,179	21,664	22,511	96.2	30	54,179	21,664						
雫石町	66	16,030	5,759	6,268	91.9	65	16,030	5,759				1		
葛巻町	29	1,401	2,776	2,776	100.0	28	1,164					1	237	2,776
岩手町	24	5,642	5,424	5,424	100.0	23	5,492	2,165				1	150	3,259
紫波町	42	7,220	11,734	11,734	100.0	41	7,220	7,220				1		4,514
矢巾町	67	24,051	10,131	10,131	100.0	41	24,051	10,131				26		
西和賀町	58	4,962	2,241	2,241	100.0	28	2,218	2,218				30	2,744	23
金ヶ崎町	64	10,968	5,951	5,951	100.0	43	8,770	5,951				21	2,199	
平泉町	21	7,851	2,650	2,650	100.0	20	7,501	2,549				1	350	101
住田町	24	3,404	2,226	2,226	100.0	22	2,226	2,226				2	1,178	
大槌町	25	3,576	5,432	5,432	100.0	11	3,459	3,459				14	117	1,973
山田町	13	5,813	3,789	6,661	56.9	8	5,228	3,202				5	585	587
岩泉町	11	9,736	4,519	4,519	100.0	6	9,736	4,519				5		
田野畑村	9	492	579	1,441	40.2	2	286	286				7	206	293
普代村	13	756	1,072	1,156	92.7	2	569					11	187	1,072
軽米町	40	893	1,196	3,758	31.8							40	893	1,196
野田村	2	51	667	1,655	40.3	1	25	173				1	26	494
九戸村	3	49	857	2,163	39.6							3	49	857
洋野町	16	8,494	6,844	6,844	100.0	15	8,310					1	184	6,844
一戸町	27	6,100	2,769	5,755	48.1	26	6,074	2,715				1	26	54
合計	2,236	703,137	445,675	522,431	85.3	1,920	647,393	384,757	15	29,778	10,817	301	25,967	50,101
					構成割合(%)	85.9	-	-	0.7	-	-	13.5	-	-

(注) 自主防災組織とは、

① 災害が発生したときに被害を最小限に防止し、又は軽減するため地域住民が必要な防災資機材等を利用して初期消火、避難誘導、救護等の活動を行うために組織しているもの(活動の役割分担が地域住民の合意によって定められていることを要する。ただし、規約等明文化されている必要はない。)をいい、防災、防火等の名称を使用しているものであっても実働部隊でないものは除く。

② 消防団、少年消防クラブ、幼年消防クラブ及び法令の規定による自衛防災組織等も除く(婦人防火クラブのうち、火災予防の啓蒙活動だけでなく、災害時に消火活動、炊き出し等の実践活動を行うものは含む)。

*()の数値は重複部分

2-3 防災訓練計画

2-3-1 総合防災訓練年次別実施状況

回数	年月日	主訓練地	災害想定	訓練項目	参加機関	参加人員
1	39.8.5	沿岸市町村	地震・津波・火災	8	24	—
2	40.8.20	一関市	水害	12	16	—
3	41.8.19	久慈市	地震・津波・火災	12	17	4,500
4	42.7.26	遠野市	水害・火災	13	13	2,400
5	43.7.26	大船渡市	地震・津波・火災	15	15	3,700
6	44.7.30	花巻市	地震・火災	15	15	3,000
7	46.7.23	釜石市	地震・津波・火災	16	17	5,300
8	47.7.22	水沢市	水害・地震・火災	16	22	2,100
9	48.7.14	陸前高田市	地震・津波・火災・水害	14	16	4,600
10	49.9.3	山田町	地震・津波・火災	13	29	5,000
11	50.9.1	盛岡市	地震・火災	19	33	8,400
12	51.9.3	大槌町	地震・津波・火災	18	23	5,400
13	52.9.1	北上市	地震・火災	17	20	2,800
14	53.9.1	宮古市	地震・津波・火災	19	24	3,500
15	54.9.1	一関市	地震・火災・水害	23	23	3,600
16	55.9.3	江刺市	地震・火災・水害	24	22	8,500
17	56.9.1	久慈市	地震・津波・火災・水害	24	28	2,550
18	57.9.1	遠野市	地震・火災・水害	25	24	2,400
19	58.9.1	大船渡市	地震・津波・火災・水害	26	31	12,000
20	59.9.1	二戸市	地震・火災	23	26	3,900
21	60.8.31	花巻市	地震・火災	25	27	4,600
22	61.8.30	釜石市	地震・津波・火災	30	34	2,500
23	62.9.1	水沢市	地震・火災	23	27	9,600
24	63.9.1	陸前高田市	地震・津波・火災	25	29	8,900
25	元.9.1	盛岡市	地震・火災	24	27	29,200
26	2.9.1	北上市	地震・火災	26	28	16,440
27	3.8.30~31	宮古市	地震・津波・火災	33	42	20,993
28	4.9.1	一関市	地震・火災・水害	32	37	13,412
29	5.9.1	久慈市	地震・津波・火災	37	37	10,212
30	6.9.1	江刺市	地震・火災・水害	31	31	8,081
31	7.9.1	遠野市	地震・火災・水害	35	45	8,459
32	8.9.1	大船渡市	地震・津波・火災・水害	44	75	10,202
33	9.9.1	二戸市	地震・火災	32	70	8,000
34	11.9.3	釜石市	地震・津波・火災	52	85	12,907
35	12.9.1	水沢市	地震・火災	41	61	12,872
36	13.9.1	陸前高田市	地震・津波・火災	43	63	10,311
37	14.9.1	盛岡市	地震・火災	96	64	13,333
38	15.9.1	北上市	地震・火災	85	131	16,848
39	16.9.1	宮古市	地震・津波・火災	83	161	12,993
40	17.9.1	久慈市	地震・津波・火災	89	120	12,452
41	18.9.1	一関市	地震・火災・水害	89	243	18,878
42	19.9.2	遠野市	地震・火災	51	87	8,749
43	20.10.19	大船渡市	地震・津波・火災	63	123	10,528
44	21.10.25	二戸市	地震・火災・土砂災害	58	79	6,174
45	22.8.29	花巻市	地震・火災・土砂災害	59	73	6,750
46	24.9.1	釜石市	地震・津波	51	78	13,379
47	25.9.1	久慈地域	地震・津波	63	103	10,051
48	26.8.29~30	岩手山周辺地域	火山・土石流	73	98	5,483
49	27.7.12	奥州市・金ヶ崎町	地震・土砂災害・水害	74	103	10,726

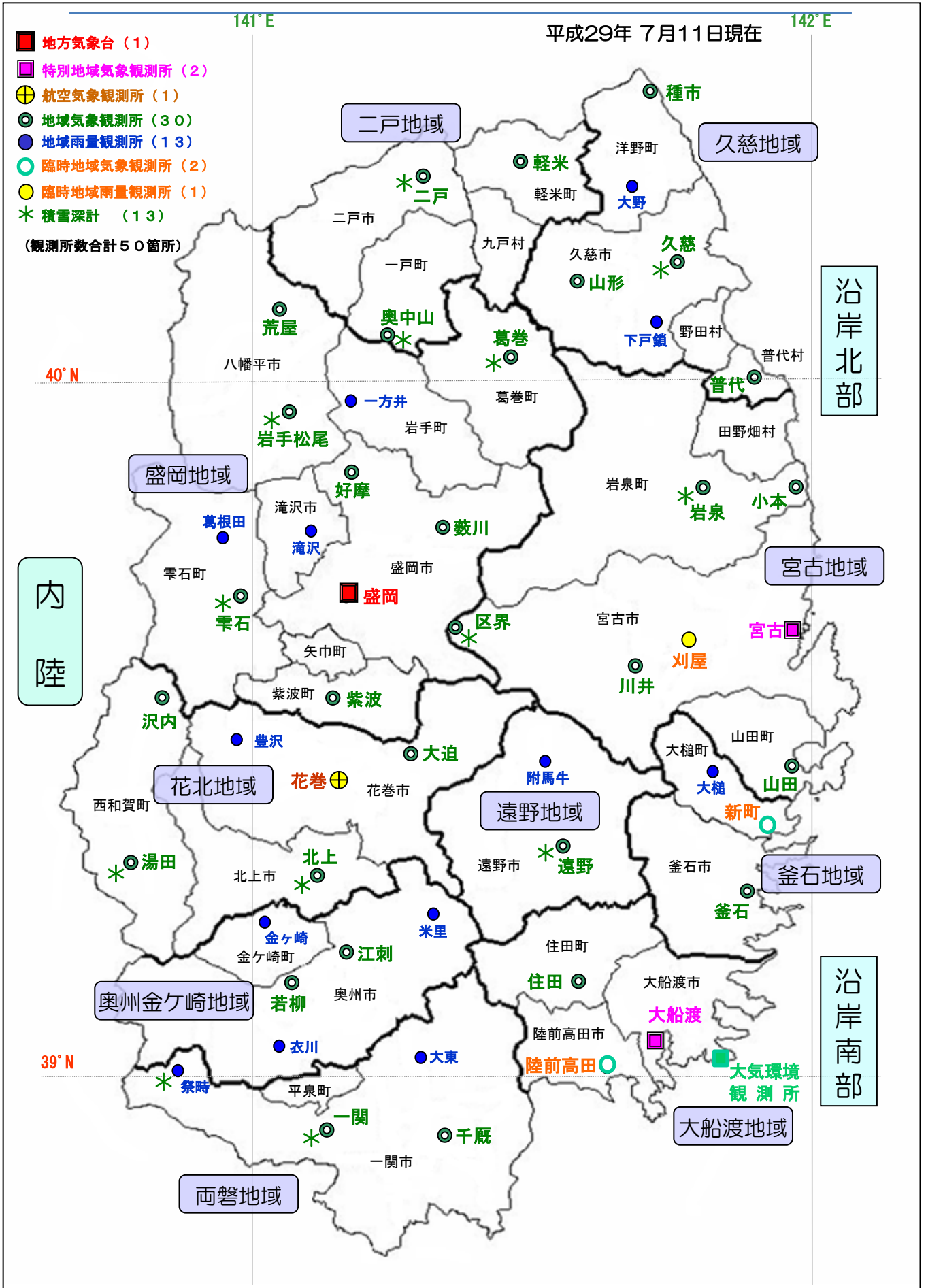
※1 昭和45年度及び平成28年度は、国民体育大会のため、通信訓練のみを実施。

※2 平成5年度は、石油コンビナート等総合防災訓練と同時開催。

※3 平成10年度（花巻市）は、大雨洪水災害のため中止。

※4 平成23年度は、東日本大震災津波のため、初動対応訓練（衛星携帯電話通信訓練等）を実施。

※5 参加機関には主催者を含む。



資料編 2 災害予防計画

2-4-2 県内における地震・津波観測施設一覧

(1) 地震観測施設

(平成30年10月31日現在)

市町村名	区分	所在地	摘要
盛岡市	計測震度計	盛岡市山王町7-60	気象庁
	強震計	盛岡市馬場町5-5	防災科学技術研究所
	強震計	盛岡市玉山区藪川字外山93-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	盛岡市玉山区藪川字外山35-16	防災科学技術研究所
	電子基準点	盛岡市玉山区大字川崎字川崎1-1	国土地理院
	電子基準点	盛岡市玉山区藪川字町村98-2	国土地理院
	計測震度計	盛岡市玉山洪民泉田360	岩手県
宮古市	計測震度計	宮古市鉄ヶ崎下町2-33	気象庁
	多機能型地震計	宮古市長沢第2地割44	気象庁
	強震計	宮古市五月町2-1	防災科学技術研究所
	強震計	宮古市田老字館が森155番2	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	宮古市田老字日影23番地	防災科学技術研究所
	電子基準点	宮古市大字津軽石第11地割57	国土地理院
	電子基準点	宮古市川井第2地割24-3	国土地理院
	電子基準点	宮古市区界第4地割148-1	国土地理院
	電子基準点	宮古市田老字館が森115-2	国土地理院
	計測震度計	宮古市茂市2-112-1	岩手県
	強震計	宮古市川井2-186-1	防災科学技術研究所
	強震計	宮古市区界3-32-20	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	宮古市夏屋第6地割5番地	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	宮古市小国第1地割61番地1	防災科学技術研究所
大船渡市	多機能型地震計	大船渡市猪川町字西山5	気象庁
	計測震度計	大船渡市大船渡町字赤沢17-3	気象庁
	強震計	大船渡市盛町字津野沢15	防災科学技術研究所
	電子基準点	大船渡市赤崎町字鳥澤188	国土地理院
	地殻変動観測施設	大船渡市三陸町吉浜字扇洞127-2	国土地理院
	験潮場GNSS観測局	大船渡市赤崎町字長崎漁港防波堤	国土地理院
奥州市	計測震度計	奥州市水沢区大鐘町2-16	気象庁
	強震計	奥州市水沢区佐倉河石橋51	防災科学技術研究所
	電子基準点	奥州市水沢区赤石町字照ノ沢42-2	国土地理院
	電子基準点	奥州市胆沢区若柳字愛宕350	国土地理院
	電子基準点	奥州市江刺区米里字荒田表85-1	国土地理院
	計測震度計	奥州市江刺区大通り1-8	岩手県
	計測震度計	奥州市前沢区字七日町裏71	岩手県
	計測震度計	奥州市胆沢区南都田字加賀谷地270	岩手県
花巻市	計測震度計	奥州市衣川区古戸53-1	岩手県
	多機能型地震計	花巻市大迫町大迫9-63	気象庁
	強震計	花巻市石鳥谷町八幡4-161	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	花巻市下シ沢字野口56-1, 57地内	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	花巻市中笹間第6地割92	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	花巻市東和町田瀬5区211番地1	防災科学技術研究所
	電子基準点	花巻市大迫町大迫第3地割25	国土地理院
	電子基準点	花巻市轟木7番12号	国土地理院
	計測震度計	花巻市材木町12-6	岩手県
	計測震度計	花巻市大迫町大迫2-51-4	岩手県
	計測震度計	花巻市東和町土沢8区60	岩手県
北上市	計測震度計	北上市柳原町2-3-6	気象庁
	強震計	北上市相去町高前檀27-36	防災科学技術研究所

資料編 2 災害予防計画

市町村名	区分	所在地	摘要
久慈市	計測震度計	久慈市川崎町1-1	気象庁
	多機能型地震計	久慈市枝成沢第19地割76	気象庁
	強震計	久慈市長内町第9地割67-2	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	久慈市侍浜町本町第9地割152番地	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	久慈市山根町字下戸鎖5-41-1	防災科学技術研究所
	電子基準点	久慈市宇部町5-132-8	国土地理院
	計測震度計	久慈市山形町川井第8地割31	岩手県
遠野市	強震計	遠野市青笹町糠前10-46	防災科学技術研究所
	電子基準点	遠野市松崎町白岩11-30	国土地理院
	計測震度計	遠野市宮守町下宮守29-73-1	岩手県
一関市	多機能型地震計	一関市舞川字番台11	気象庁
	計測震度計	一関市大東町大原字川内96-1	気象庁
	強震計	一関市大東町大原字清水田41-7	防災科学技術研究所
	強震計	一関市竹山町7-2	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	一関市巖美町字入道201	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	一関市巖美町字祭時82番地3	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	一関市藤沢町藤沢字仁郷50番1	防災科学技術研究所
	電子基準点	一関市大東町大原字台90-1	国土地理院
	電子基準点	一関市川崎町薄衣字泉台50	国土地理院
	計測震度計	一関市花泉町涌津字一ノ町29	岩手県
	計測震度計	一関市千厩町千厩字北方174	岩手県
	計測震度計	一関市東山町長坂字西本町105-1	岩手県
	計測震度計	一関市室根町折壁字八幡沖345	岩手県
	計測震度計	一関市川崎町薄衣字諏訪前137	岩手県
計測震度計	一関市藤沢町藤沢字町裏187	岩手県	
陸前高田市	高感度地震観測施設	陸前高田市矢作町字鍋谷5-2	防災科学技術研究所
	地殻変動観測施設	陸前高田市小友町字瀬沢2	国土地理院
	計測震度計	陸前高田市高田町字栃ヶ沢210-2	岩手県
釜石市	計測震度計	釜石市只越町3-9-13	気象庁
	強震計	釜石市中妻町3-11-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	釜石市甲子町第15地割24番地2	防災科学技術研究所
	電子基準点	釜石市甲子町9-156	国土地理院
二戸市	計測震度計	二戸市福岡字下川又15	気象庁
	強震計	二戸市石切所字船場19	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	二戸市白鳥字小田沢38番地1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	二戸市上斗米字大坊97地内	防災科学技術研究所
	電子基準点	二戸市堀野字下夕川原71番地1	国土地理院
	計測震度計	二戸市浄法寺町下前田37-4	岩手県
八幡平市	計測震度計	八幡平市大更第35地割62	気象庁
	強震計	八幡平市田頭19-43	防災科学技術研究所
	強震計	八幡平市叭田70	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	八幡平市田中下夕78番地	防災科学技術研究所
	電子基準点	八幡平市野駄第19地割75	国土地理院
	電子基準点	八幡平市字清水50	国土地理院
	計測震度計	八幡平市野駄21-62	岩手県
	計測震度計	八幡平市叭田70	岩手県
滝沢市	計測震度計	滝沢市中鶴飼55	岩手県
雫石町	計測震度計	雫石町千刈田5-4	気象庁

資料編 2 災害予防計画

市町村名	区分	所在地	摘要
	多機能型地震計	雫石町西根上駒木野320-2	気象庁
	高感度地震観測施設	雫石町南畑第32地割字南栴沢332番地1	防災科学技術研究所
	電子基準点	雫石町高前田104	国土地理院
葛巻町	多機能型地震計	葛巻町葛巻第39地割字元木218	気象庁
	強震計	葛巻町葛巻第8地割5-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	葛巻町江刈第34地割111番地2	防災科学技術研究所
	電子基準点	葛巻町葛巻5丁目170番地2	国土地理院
	計測震度計	葛巻町葛巻16-1-1	岩手県
岩手町	電子基準点	岩手町大字五日市8-30-2	国土地理院
	計測震度計	岩手町大字五日市10-44	岩手県
紫波町	計測震度計	紫波町紫波中央駅前2-3-1	岩手県
矢巾町	高感度地震観測施設	矢巾町大字煙山第6地割167番	防災科学技術研究所
	電子基準点	矢巾町大字間野々第12地割95-1	国土地理院
	計測震度計	矢巾町大字南矢幅13-123	岩手県
西和賀町	強震計	西和賀町川尻40-40-71	防災科学技術研究所
	強震計	西和賀町沢内字川舟第69地割-1の一部	防災科学技術研究所
	電子基準点	西和賀町湯田第20地割57-7	国土地理院
	電子基準点	西和賀町沢内貝沢第3地割190-4	国土地理院
	計測震度計	西和賀町沢内字太田2-81-1	岩手県
金ヶ崎町	高感度地震観測施設	金ヶ崎町西根和光183-1	防災科学技術研究所
	計測震度計	金ヶ崎町西根南町22-1	岩手県
平泉町	電子基準点	平泉町長島字砂子沢33	国土地理院
	計測震度計	平泉町平泉字志羅山45-2	岩手県
住田町	高感度地震観測施設	住田町世田米字子飼沢30-191	防災科学技術研究所
	電子基準点	住田町上有住字和田野15-6	国土地理院
	計測震度計	住田町世田米字川向96-1	岩手県
大槌町	計測震度計	大槌町小槌第32地割126	岩手県
山田町	計測震度計	山田町八幡町3-20	気象庁
	強震計	山田町大沢第8地割18番地	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	山田町山田第16地割9番地10	防災科学技術研究所
	電子基準点	山田町織笠第14地割32-1	国土地理院
岩泉町	強震計	岩泉町大川字下町65-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	岩泉町大川字寺庭126-2	防災科学技術研究所
	電子基準点	岩泉町小本字大牛内318-1	国土地理院
	電子基準点	岩泉町岩泉字一ツ石4番地	国土地理院
	電子基準点	岩泉町安家字大平115-2	国土地理院
	計測震度計	岩泉町岩泉字惣畑59-5	岩手県
田野畑村	多機能型地震計	田野畑村田野畑414	気象庁
	計測震度計	田野畑村田野畑143-1	岩手県
普代村	強震計	普代村第9地割字銅屋30-20	防災科学技術研究所
	地殻変動観測施設	普代村第1地割字上村8-2	国土地理院
	計測震度計	普代村第9地割字銅屋13-2	岩手県
軽米町	高感度地震観測施設	軽米町大字小軽米第19地割62番地5	防災科学技術研究所
	電子基準点	軽米町大字円子第3地割字家の下21-2	国土地理院
	計測震度計	軽米町大字軽米10-85	岩手県
野田村	計測震度計	野田村大字野田20-14	岩手県
九戸村	高感度地震観測施設	九戸村大字戸田19-61-1	防災科学技術研究所

資料編 2 災害予防計画

市町村名	区分	所在地	摘要
	計測震度計	九戸村大字伊保内10-11-6	岩手県
洋野町	計測震度計	洋野町種市第23地割27	気象庁
	強震計	洋野町種市第23地割27-2	防災科学技術研究所
	電子基準点	洋野町種市第20地割33番地3	国土地理院
	地殻変動観測施設	洋野町中野第9地割字谷地頭29-1	国土地理院
	計測震度計	洋野町大野8-47-2	岩手県
一戸町	高感度地震観測施設	一戸町奥中山字西田子664番地25	防災科学技術研究所
	計測震度計	一戸町高善寺字大川鉢24-9	岩手県

(2) 津波観測施設

市町村名	区分	所在地	摘要
宮古市	検潮所, 巨大津波観測計	宮古市日立浜町	気象庁
	波高計	宮古市田老字	東京大学地震研究所
	早期津波予測システム	宮古市田老字	東京大学地震研究所
	津波観測システム	宮古市田老字	田老町
大船渡市	検潮所, 巨大津波観測計	大船渡市赤崎町	気象庁
	GPS津波計測システム	大船渡市	東京大学地震研究所
久慈市	潮位計	久慈市長内町	東北地方整備局 (港湾局)
	巨大津波観測計	久慈市長内町	気象庁
釜石市	津波観測システム	釜石市	釜石市
	海面監視システム	釜石市甲子川河口	釜石市
	津波観測システム	釜石市	東京大学地震研究所
	験潮所	釜石市魚河岸町	海上保安庁
大槌町	波高計	大槌町	
田野畑村	海面監視システム	田野畑村	田野畑村
普代村	津波観測システム	普代村	普代村
	岩手久慈沖GPS波浪計	久慈沖	東北地方整備局
	岩手宮古沖GPS波浪計	宮古沖	東北地方整備局
	岩手釜石沖GPS波浪計	釜石沖	東北地方整備局
	釜石沖津波観測システム	釜石沖	東京大学地震研究所

2-4-3 岩手山噴火警戒レベル（詳細版）

平成19年10月岩手山火山災害対策検討委員会

対象範囲		火山活動の状況 レベル判定基準				行政対応（「岩手山火山防災ガイドライン」の理念を基本として対応する）	
レベル	概況	岩手山の物理観測情報	東岩手山の表面現象	西岩手山の表面現象	過去の事例	岩手山火山防災ガイドラインの区分	登山者、入山者への対応
5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	噴火が継続している状況で、火山性地震及び火山性微動の多い状態が継続し、さらに噴火現象の高まりが予想される場合 (レベル4への下げの基準) 上記基準に達しない活動が概ね10日間続いた場合	居住地域の近くまで、火砕流、融雪型火山泥流が発生した場合 ・居住地域近くまで、噴石が到達していることが確認された場合 ・噴火直後、有色噴煙が火口から1000m以上に達した場合	（該当事項なし）	1686年東岩手山山頂の噴火	第2期2 避難勧告及び警戒区域の設定	登山者、入山者への対応
4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	火山性地震、火山性微動、及び有色噴煙等の表面現象の状況から噴火現象の高まりが想定される場合 ・上記以外で、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 (レベル3への下げの基準) 上記基準に達しない活動が概ね1週間続いた場合	山頂火口付近から山麓付近にかけて、火砕流、融雪型火山泥流を確認した場合 ・上記以外で、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	（該当事項なし）	1732年東岩手山山腹の噴火（焼走り溶岩噴出）	第2期1 災害対策本部の設置 第1期4 注意喚起・自主避難	住民への対応 ・県は、「岩手山の火山活動に関する検討会」の助言を受け、市町村長に対して避難勧告、避難指示及び警戒区域の設定の助言を行う ・市町村長は、避難が必要な地区の避難勧告、避難指示の発令、警戒区域の設定を行う ・県、市町村は災害対策本部を設置する ・市町村は警戒の必要な区域の住民に対して避難準備情報を発令する ・市町村は予想される住民の避難に対して、避難所を開設する ・市町村は災害時要援護者、特異地域及び特別に被害が予想される区域**の避難勧告を発令する
3 (入山規制)	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	火山性地震が多発(100～200回/日以上) ・有感地震の増加(1～5回/日以上) ・継続時間のやや長い明瞭な火山性微動の発生 ・GPS等地殻変動データの異常が現れる (レベル2への下げ基準) 上記基準に達しない活動が概ね10日続いた場合	山頂火口からの小規模な噴火、または有色噴煙を確認した場合 ・200mを超える有色噴煙及び噴煙量の増加	大地獄谷火口からの噴火を確認した場合	1919年西岩手山(大地獄谷)の水蒸気爆発 1998年4月29日短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生	第1期3 警戒態勢の整備	登山者、入山者への対応 ・県、市町村は災害警戒本部を設置する ・県は、「岩手山の火山活動に関する検討会」の助言を受け、市町村への警戒体制を整備する ・市町村は、状況に応じて災害時要援護者、特異地域**の避難準備情報を発令する ・市町村は、冬季において特別に被害が予想される区域***の避難準備情報を発令する。(例えば、冬季の噴火で融雪型火山泥流が流下する危険のある滝沢村一本木地区砂込川沿い) ・八幡平市国際交流村、滝沢村相の沢温泉お山の湯の使用を規制する ・防災対応に活用できる情報の収集に努める
2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予測される	火山性地震が増加(50回/時、または100回/日) ・火山性微動が発生 ・GPS等地殻変動データの異常発生 (レベル1への下げ基準) 上記基準に達しない活動が概ね10日続いた場合	山頂火口からの200mを超える噴気、及び噴気量の増加 ・山頂火口周辺で地熱地帯の拡大が確認された場合	大地獄谷付近で極小規模な噴火を確認した場合 ・大地獄谷火口からの噴気量の増加、地熱地帯の拡大が確認された場合	1998年3月17日火山性地震が増加し地殻変動開始	第1期1 火山観測・情報収集伝達	登山者、入山者への対応 ・県は、「岩手山の火山活動に関する検討会」の助言を受け、市町村長に対して避難勧告、避難指示及び警戒区域の設定の助言を行う ・市町村長は、避難が必要な地区の避難勧告、避難指示の発令、警戒区域の設定を行う ・県、市町村は災害対策本部を設置する ・市町村は警戒の必要な区域の住民に対して避難準備情報を発令する ・市町村は予想される住民の避難に対して、避難所を開設する ・市町村は災害時要援護者、特異地域及び特別に被害が予想される区域**の避難勧告を発令する
1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏	火山性地震、低周波地震の発生回数が少ない状態が続いている ・長期的な地殻変動は見られることはあるが、火山活動によると思われる地殻変動はない (レベル1への下げ基準) 上記基準に達しない活動が概ね10日続いた場合	山頂火口で噴気量が少ない状況が続いている ・山頂火口で噴気量が減少している	大地獄谷火口で噴気量が少ない状況が続いている	—	—	登山者、入山者への対応 ・県は、「岩手山の火山活動に関する検討会」の助言を受け、市町村長に対して避難勧告、避難指示及び警戒区域の設定の助言を行う ・市町村長は、避難が必要な地区の避難勧告、避難指示の発令、警戒区域の設定を行う ・県、市町村は災害対策本部を設置する ・市町村は警戒の必要な区域の住民に対して避難準備情報を発令する ・市町村は予想される住民の避難に対して、避難所を開設する ・市町村は災害時要援護者、特異地域及び特別に被害が予想される区域**の避難勧告を発令する

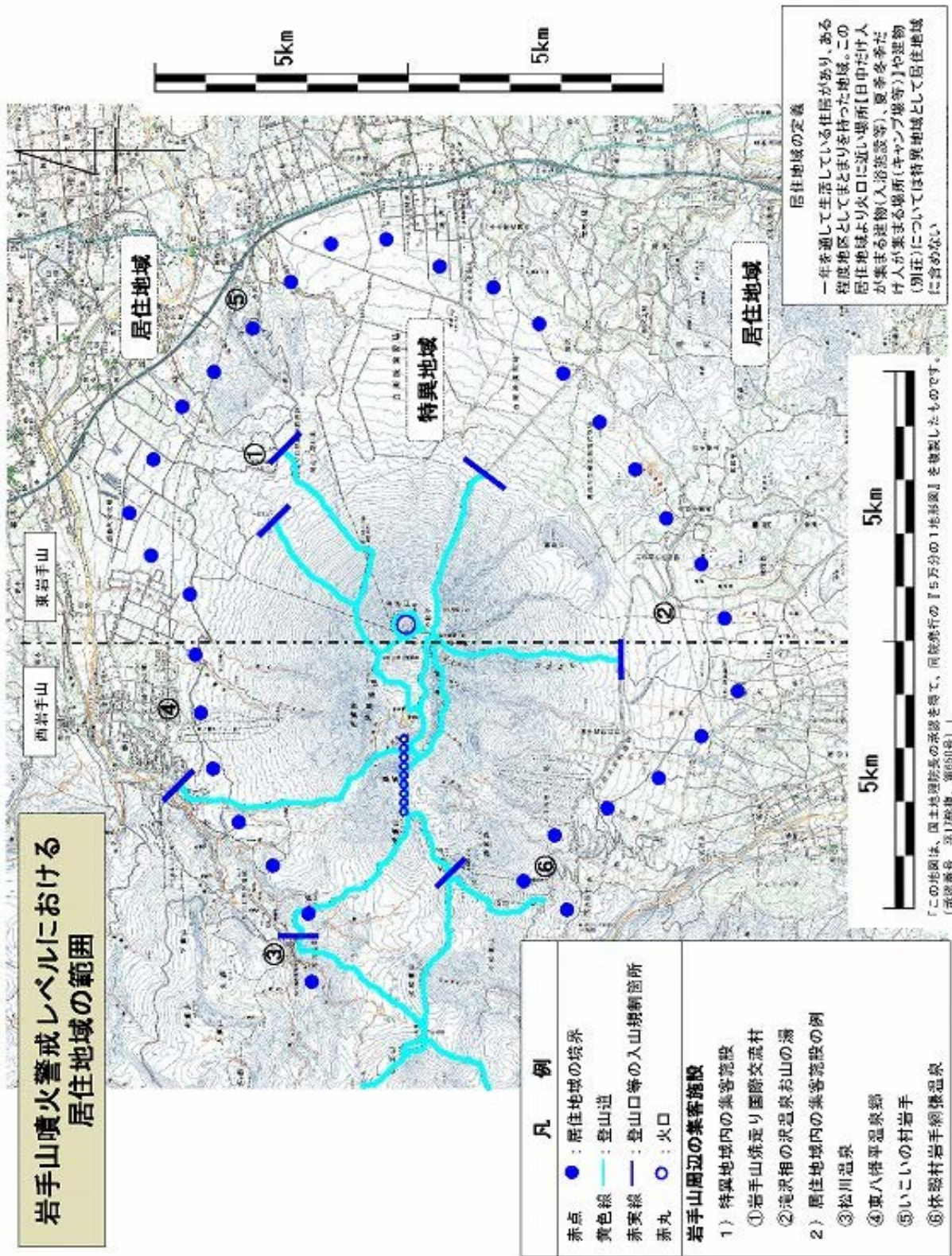
* 「重大な影響」とは、この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶことを意味する。

** 「特異地域」とは居住地域より火口に近い地域を指す。

*** 「特別に被害が予想される区域」とは、冬季の噴火において、融雪型火山泥流が流下する危険のある滝沢村一本木地区砂込川沿いを指す。

注) レベルの判定は、各項に示されている判定基準をすべて達した場合に行われるわけではなく、現れている現象を総合的に検討して判断する。また、レベルの下げについても概ねの基準を示しており、現象を総合的に検討して判断する。

2-4-4 岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲



2-4-5 岩手山の噴火警戒レベル判定基準

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】 次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多量のマグマ貫入を示す顕著な地殻変動 ・ 概ね火口から 3 km を超える火砕流の発生（積雪期においては 2 km） 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火活動の活発化がみられるなかで山体膨張を示す顕著な地殻変動（レベル 3 よりも規模大）とともに山麓で体を感じる規模の大きな地震の多発 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。</p>
3	<p>【居住地域の近く（火口から概ね 2 km を超え 4 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性あるいは発生】 次の現象のいずれか複数が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山性地震の活発化（100 回以上 / 24 時間） ・ 山麓で体を感じる規模の地震の発生 ・ 継続時間のやや長い火山性微動の多発、または振幅の大きな火山性微動の多発 ・ 山体膨張を示す明瞭な地殻変動（レベル 2 よりも規模大） ・ 東岩手山火口から噴気の顕著な増加 <p>次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴出物にマグマ起源の物質が含まれていた場合 ・ 10Pa 以上の空振を伴う火山性地震（爆発地震）の発生 ・ 東岩手山火口から大きな噴石が飛散する噴火を確認 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなり、1 か月程度経過した場合</p>
2	<p>【火口周辺（火口から概ね 2km 以内）に影響を及ぼす噴火の可能性あるいは発生】 次の現象のいずれか複数が観測された場合 （現象が顕著な場合は、単独の現象でも引き上げることがある）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山性地震の増加（前 5 日間の地震回数の合計 50 回以上） ・ 火山性微動の発生（3 回以上 / 24 時間） ・ 浅い低周波地震の多発 ・ 噴気地熱地帯の明瞭な拡大、新たな噴気の発生もしくは地熱活動の活発化 ・ 山体膨張を示す地殻変動（GNSS、傾斜計、干渉 SAR 等） <p>次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東岩手山火口、または西岩手山火口から有色の噴煙を確認 	<p>左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル 1 に引き下げる。ただし、元に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル 1 に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、上記の基準に達していなくてもレベル 2 に戻す</p>

・ 東岩手山では、山頂のやや深部の低周波地震が静穏な状況下でもみられ、連続して発生することがある。このため、東岩手山付近で発生する、やや深部の低周波地震の活動は地震、微動の基準に含めないこととする。

・ 火口は、「岩手山火山防災マップ」（平成 10 年 10 月）で想定されている、東岩手山（岩手山山頂）と西岩手山（大地獄谷・黒倉山～姥倉山）としているが、火口が特定できない時点では、両火口からの噴火を想定して噴火警報を発表する。

・ これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。

・ 「融雪型火山泥流」は、積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。

・ レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合（例えばレベル 1 の状況において、噴気活動の活発化やレベル 2 の基準に達しない程度の地震活動の活発化等）などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。

・ 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

2-4-6 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲

予報警報	対象範囲	レベル	説明		
			火山活動の状況と想定される主な現象	過去の事例	想定火口からの距離（影響範囲）
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある ●噴火に伴いカルデラから火砕流、融雪型火山泥流の流出が予想された場合。	有史以降なし	北部カルデラからの噴火 居住地域※A 南部カルデラからの噴火 居住地域※A
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている） ●噴火に伴い火砕流、融雪型火山泥流が発生し、カルデラ縁付近まで到達する恐れがある場合。 ●噴火に伴い噴石が居住地域の近くまで到達すると予想された場合。	有史以降なし	北部カルデラからの噴火 噴石飛散範囲は2kmを超える。ただし、居住地域までは届かない。
					南部カルデラからの噴火 噴石飛散範囲は2kmを超える。ただし、居住地域までは届かない。
		火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響*を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される ●噴火による影響が火口からおおよそ2km以内。 ●噴火に伴いカルデラ内で火砕流、融雪型火山泥流が発生（確認）した場合。 ●噴石がカルデラ縁を越える噴火が発生した場合、または噴火の発生が予想された場合。
2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予測される ●噴火による影響が火口から500m以内 ●地震活動や噴気活動の活発化等により、噴火の発生が予想された場合 なお、北部カルデラからの噴火は、全て「レベル3」以上とする。 [影響範囲の約500m以内に登山道があり、影響範囲1km内に八合目の小屋（バスの発着所）がある。登山者の安全確保のため「レベル3」とする。]			1932年の南部カルデラ内（石ボラ）での水蒸気爆発	北部カルデラからの噴火 噴石飛散範囲500m以内。 南部カルデラからの噴火 噴石飛散範囲500m以内。
噴火予報	火口内等 (ことに留意)	1 (活火山である)	火山活動は静穏 ●女岳北部で弱い噴気活動が見られるが、南部・北部カルデラに目立った表面現象はない。	現在の状況	規制地域なし

* 噴火による影響とは、噴石、火砕流、融雪型火山泥流により、現象が始まってから避難までの時間的な余裕がほとんどなく生命に対する危険性が高い火山現象による影響。

※A ・避難地域の部分解除の検討については、火山防災協議会（仮称）あるいはそれに代わる機関において協議する。
 ・秋田駒ヶ岳防災マップ（H15.2作成）には岩手県側への融雪型火山泥流は想定されていない。しかし、秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルの設定においては、冬期間に岩手県側のカルデラ壁近くで噴火が発生した場合には、カルデラ壁を越える噴煙柱の崩壊や高温の噴石の飛散などによって、岩手県側への融雪型火山泥流の発生も考慮すべきとするその後の知見により、秋田駒ヶ岳防災マップよりも安全側を想定することとした。
 ・融雪型火山泥流への防災対応は冬期間とする。

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に噴火の発生による重大な災害を及ぼす現象が発生あるいは切迫】 大規模な噴火が発生し、火砕流や融雪型火山泥流が居住地域に達すると予想された場合</p>	<p>左記に該当する噴火が発生した場合には、噴火の終了後、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえて判断する 左記に該当する噴火が発生していないことが確認でき、その状態が続いた場合にレベルを引き下げる</p>
4	<p>【居住地域に噴火の発生による重大な災害を及ぼす現象の可能性】 噴火の発生に伴い大きな噴石や火砕流、融雪型火山泥流が火口から 2 km を越え、居住地域の近くまで到達、または到達すると予想された場合</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合に、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえて判断する</p>
3	<p>【居住地域の近く（火口からおおよそ 2 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生する可能性】 次の現象のいずれかが観測された場合 ・想定火口の直下浅部での地震活動が活発化、または想定火口の直下で地震活動が活発化し、震源が浅部へ移動 ・山麓で揺れを感じるような規模の大きな地震が発生 ・山体内部で振幅の大きな火山性微動の発生（レベル 2 の基準よりも規模大、または継続時間長） ・山体の膨張を示す急激で大きな地殻変動（レベル 2 の基準よりも規模大）</p> <p>【居住地域の近く（火口からおおよそ 2 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】 噴火が発生し、大きな噴石が火口から 500m を超え 2 km 以内に飛散する噴火が発生した場合 噴火が発生し、カルデラ内で火砕流、融雪型火山泥流が発生した場合</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなって概ね 1 か月程度経過した場合</p>
2	<p>【火口周辺（火口からおおよそ 500m 以内）に影響を及ぼす噴火が発生する可能性】 次の現象のいずれかが観測された場合 ・想定火口の直下浅部で火山性地震の急激な増加（200 回以上 / 時） ・低周波地震や火山性微動の多発 次の現象のいずれかが複数観測された場合 ・火山性地震が増加（100 回以上 / 時、あるいは 200 回以上 / 24 時間）し、通常よりも多い状態が数日間継続（ただし、地震の発生場所や深さを考慮する） ・低周波地震や火山性微動が複数回発生（ただし、地震の発生場所や深さを考慮する） ・噴気地熱地帯の明瞭な拡大、新たな噴気の発生、または地熱活動の活発化 ・山体の膨張を示す地殻変動</p> <p>【火口周辺（火口からおおよそ 500m 以内）に影響を及ぼす噴火が発生】 噴火に伴い大きな噴石が火口からおおよそ 500m 以内に飛散した場合</p>	<p>地震活動が活発化前の状態に戻る傾向が明瞭になり、概ね 1 か月程度 GNSS 等の地殻変動データの変化や熱活動がほぼ停滞した場合</p>

- ・火口とは、「秋田駒ヶ岳火山防災マップ」(平成 15 年 2 月)の想定火口をいい、想定火口を北部カルデラと南部カルデラとしているが、火口が特定できない場合は、両カルデラでの噴火を想定して噴火警戒を発表する。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・「融雪型火山泥流」は、積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合（例えばレベル 1 の状況において、噴気活動の活発化やレベル 2 の基準に達しない程度の地震活動の活発化等）などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

2-4-8 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応

レベル		秋田県(仙北市)	岩手県(雫石町)
5 避難	北部カルデラ	<p>○避難勧告 田沢湖高原温泉郷、水沢温泉郷(※1)、小先達(※6)、下高野(※1)、供養佛(※6)、先達(※6)地域、玉川近傍で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※6) 大川端(※3)、下村(※3)、造道(※3)、堂ノ前(※3)、町田(※3)地域 乳頭温泉郷(※2)(レベル4で対応済)</p> <p>○道路規制 規 制：県道駒ヶ岳線、県道西山・生保内線 部分規制：国道341号、県道、始動(避難勧告地域内)</p> <p>○田沢湖スキー場施設立ち入り規制(レベル3で対応済)</p>	<p>○避難勧告 橋場(※5)、小赤沢(※5)(※6)地域 竜川流域で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※5)(※6) 国見温泉(※4)(レベル4で対応済)</p> <p>○道路規制 規 制：県道国見温泉線 部分規制：町道(避難勧告地域内)</p>
	南部カルデラ	<p>○避難勧告 阿気、石神、牛沢、柏山、上石神、黒沢、黒沢野、中生保内、中村、山根、春山地域 乳頭温泉郷(※2)、田沢湖高原温泉郷(※1)、水沢温泉郷(※1)、小先達(※6)、下高野(※1)、供養佛(※6)、先達(※6)地域 玉川近傍で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※6) 大川端(※3)、下村(※3)、造道(※3)、堂ノ前(※3)、町田(※3)地域(レベル4で対応済)</p> <p>○道路規制 規 制：県道駒ヶ岳線、県道西山・生保内線 部分規制：国道341号、県道、市道(避難勧告地域内)</p> <p>○田沢湖スキー場施設立ち入り規制(レベル3で対応済)</p>	<p>○避難勧告 橋場(※5)(※6)、小赤沢(※5)(※6)地域 竜川流域で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※4)(※6) 国見温泉(※4)(レベル4で対応済)</p> <p>○道路規制 規 制：県道国見温泉線 部分規制：町道(避難勧告地域内)</p>
4 避難準備	北部カルデラ	<p>○避難勧告 乳頭温泉郷(※2)</p> <p>○避難準備 田沢湖高原温泉郷、水沢温泉郷(※1)、小先達(※6)、下高野(※1)、供養佛(※6)、先達(※6)地域 玉川近傍で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※6) 大川端(※3)、下村(※3)、造道(※3)、堂ノ前(※3)、町田(※3)地域</p> <p>○道路規制 部分規制：県道西山・生保内線(田沢湖高原温泉郷の先で規制)、市道(避難勧告地域内及び)、県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点)(レベル2で対応済)</p> <p>○田沢湖スキー場施設立ち入り規制(レベル3で対応済)</p>	<p>○避難勧告 国見温泉(※4)</p> <p>○避難準備 橋場(※5)(※6)、小赤沢(※5)(※6)地域 竜川流域で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※5)(※6)</p> <p>○道路規制 規 制：県道国見温泉線</p>
	南部カルデラ	<p>○避難勧告 大川端(※3)、下村(※3)、造道(※3)、堂ノ前(※3)、町田(※3)地域</p> <p>○避難準備 阿気、石神、牛沢、柏山、上石神、黒沢、黒沢野、中生保内、中村、山根、春山地域 乳頭温泉郷(※2)、田沢湖高原温泉郷(※1)、水沢温泉郷(※1)、小先達(※6)、下高野(※1)、供養佛(※6)、先達(※6)地域 玉川近傍で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※6)</p> <p>○道路規制 部分規制：国道341号、県道、市道(避難勧告地域内)、県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点)(レベル2で対応済)</p> <p>○田沢湖スキー場施設立ち入り規制(レベル3で対応済)</p>	<p>○避難勧告 国見温泉(※4)</p> <p>○避難準備 橋場(※5)(※6)、小赤沢(※5)(※6)地域 竜川流域で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※4)(※6)</p> <p>○道路規制 規 制：県道国見温泉線</p>
3 (入山規制)	北部カルデラ	<p>○避難準備 乳頭温泉郷(※2)</p> <p>○道路規制 部分規制：県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点)(レベル2で規制済)</p>	<p>○避難準備 国見温泉(※4)</p> <p>○登山道規制 国見温泉ルート(入り口で閉鎖) 県境縦走ルート(笹森山で湯森山方向を規制)</p>

		<p>○登山道規制 県境縦走ルート(笹森山で湯森山方向を規制、その他は秋田県側への分岐路を規制)、黒石野林道、水沢口、田沢湖スキー場、熊ノ台、乳頭スキー場跡及び乳頭温泉郷から各ルートは全て入り口で閉鎖 ○田沢湖スキー場施設立ち入り規制</p>	
	南部カルデラ	<p>○避難準備 大川端(※3)、下村(※3)、造道(※3)、堂ノ前(※3)、町田(※3)地域 ○道路規制 部分規制：県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点で規制)、黒石野林道(十丈の滝で規制)(レベル2で対応済) ○登山道規制 県境縦走ルート(笹森山で湯森山方向を規制、その他は秋田県側への分岐路を規制)、水沢口、田沢湖スキー場、熊ノ台、乳頭スキー場跡及び乳頭温泉郷からのルートは全て入り口で閉鎖 ○田沢湖スキー場施設立ち入り規制</p>	<p>○避難準備 国見温泉(※4) ○登山道規制 国見温泉ルート(入り口で閉鎖) 県境縦走ルート(笹森山で湯森山方向を規制)</p>
2 火口周縁規制	北部カルデラ	<p>○道路規制 部分規制：県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点で規制) ○登山道部分規制 県境縦走ルート(湯森山で焼森方向を規制)、乳頭スキー場跡ルート(笹森山で八合目方向)、黒石野林道、水沢口、熊ノ台(これらは横長根から大焼砂分岐で小岳、横岳の両方向を規制、男岳山頂の北で規制) ○田沢湖スキー場立ち入り規制 (銀嶺第3リフト運転停止、周辺ゲレンデ立ち入り規制)</p>	<p>○北部カルデラ内への立ち入り規制 ○登山道規制 県境縦走ルート(湯森山で焼森方向を規制) 国見温泉ルート(大焼砂分岐で小岳、横岳の両方向を規制)</p>
	南部カルデラ	<p>○道路規制 部分規制：黒石野林道(十丈の滝で規制) ○登山道部分規制 八合目、水沢口、熊ノ台、田沢湖スキー場、県境縦走各ルート(全て南部カルデラ縁の登山道との合流部で規制) ○田沢湖スキー場立ち入り規制 (銀嶺第3リフト運転停止、周辺ゲレンデ立ち入り規制)</p>	<p>○南部カルデラ内への立ち入り規制 ○登山道規制 国見温泉ルート、県境縦走各ルート(全て南部カルデラ縁との合流部で規制)</p>
1 岩手県側		<p>防災対応なし</p>	<p>防災対応なし</p>

※1 冬期間の融雪型火山泥流による孤立を想定。

※2 乳頭温泉郷は噴火に伴う直接の影響(噴石など)は少ないが、唯一の避難道路が火砕流、融雪型火山泥流で通行不能となる恐れがあり、北部カルデラでの噴火を想定した場合はレベル4で避難が必要。

※3 これらの地域は南部カルデラ南西縁の風化により、火砕流と融雪型火山泥流に対して脆弱な地域で、南部カルデラでの噴火を想定した場合はレベル4で避難が必要。

※4 国見温泉は火口に近く、南部カルデラからの噴石が到達する可能性がありレベル4で避難が必要。

※5 秋田駒ヶ岳防災マップ(H15.2作成)には岩手県側への融雪型火山泥流は想定されていない。しかし、秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルの設定においては、冬期間に岩手県側のカルデラ壁近くで噴火が発生した場合には、カルデラ壁を越える噴煙柱の崩壊や高温の噴石の飛散などによって、岩手県側への融雪型火山泥流の発生も考慮すべきとするその後の知見により、秋田駒ヶ岳防災マップよりも安全側を想定することとした。

※6 融雪型火山泥流への対応で冬期間のみ。

レベル (キーワード)	火山活動の状況	立入規制対象範囲	避難対象 市町村	留意事項
レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	【栗駒山登山道及び周辺道路への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね4km以内 ○火砕流・火砕サージ 想定火口から居住地域近くまでの河川流域(磐井川・成瀬川) ○融雪型火山泥流 想定火口から影響が及ぶと予想される河川流域と周辺の居住地域(磐井川・成瀬川)	一関市 栗原市 横手市 湯沢市 羽後町 東成瀬村	①想定される影響範囲内に居住地域が存在。 ②融雪型火山泥流が想定される範囲に避難勧告等を発令。 ③羽後町内における融雪型火山泥流の影響範囲は河道域内のみ。
レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	【栗駒山登山道及び周辺道路への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね4km以内 ○火砕流・火砕サージ 想定火口から居住地域近くまでの河川流域(磐井川・成瀬川) ○融雪型火山泥流 想定火口から居住地域近くまでの河川流域(磐井川・成瀬川)	一関市 栗原市 湯沢市 東成瀬村	特定地域(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)に避難勧告等を発令。
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【栗駒山登山道及び周辺道路への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね4km以内 ○火砕流・火砕サージ 想定火口から居住地域近くまでの河川流域(磐井川・成瀬川) ○融雪型火山泥流 想定火口から居住地域近くまでの河川流域(磐井川・成瀬川)	一関市 栗原市 湯沢市 東成瀬村	岩手県及び秋田県側の登山道は、登山口で立入規制。宮城県側の影響範囲外の登山道は、分岐地点で立入規制。 特定地域(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)に避難準備・高齢者等避難開始を発令。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【火口周辺の登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね800m以内 ○火砕流・火砕サージ 火口周辺	一関市 栗原市 湯沢市 東成瀬村	岩手県及び秋田県側の登山道は、登山口で立入規制。宮城県側の影響範囲外の登山道は、分岐地点で立入規制。 特定地域(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)に避難準備・高齢者等避難開始を発令。
レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	(噴気や火山ガス等の状況により、必要な注意喚起や立入規制等を行う。)		

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積雪期において、火砕流・火砕サージが火口から概ね4 kmを超える噴火が観測された場合 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>積雪期において、次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火活動の活発化がみられるなかで多量のマグマ上昇を示す地殻変動が観測された場合（レベル3よりも規模大） ・溶岩ドームの成長が確認された場合 ・火砕流・火砕サージが火口から概ね2 kmを超える噴火が観測された場合 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。</p>
3	<p>【居住地域の近く（火口から概ね4 kmを超え、6 km以内の河川流域）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、あるいは発生】</p> <p>非積雪期において、次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火活動の活発化がみられるなかで多量のマグマ上昇を示す地殻変動が観測された場合 ・溶岩ドームの成長が確認された場合 ・火砕流・火砕サージが火口から概ね2 kmを超える噴火が観測された場合 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する（警戒範囲の縮小）。</p>
3	<p>【居住地域の近く（火口から概ね800mを超え、4 km以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、あるいは発生】</p> <p>レベル2の基準の現象が発生し、さらに次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震や火山性微動の急増および規模（振幅）の増大 ・GNSS等で山体膨張を示す顕著な地殻変動が観測された場合（レベル2よりも規模大） ・大きな噴石の飛散、火砕流の流下が確認された場合 ・溶岩流の流下、溶岩ドームの出現が確認された場合 ・噴出物に明瞭なマグマ起源の物質が含まれていた場合 ・レベル2相当の噴火が断続的に発生し、さらに規模の大きな噴火の可能性があると判断した場合 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなって1か月程度経過した場合。</p>
2	<p>【火口周辺（火口から概ね800m以内）に影響を及ぼす噴火の可能性、あるいは発生】</p> <p>○次の現象のいずれか複数が観測された場合 （現象が顕著な場合は、単独の基準でも引き上げることがある）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震が増加（地震回数が20回以上/24時間）した場合 ただし、地震の発生場所や深さを考慮する ・低周波地震もしくは火山性微動が発生した場合 ・GNSS等で山体膨張を示す明瞭な地殻変動が観測された場合 ・地熱域や噴気域の明瞭な拡大、新たな噴気もしくは噴気活動の活発化が観測された場合 <p>○次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口からの有色噴煙が観測された場合 	<p>左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル1に引き下げる。ただし、元に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2に戻す。</p>
<p>・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。</p> <p>・「融雪型火山泥流」は、積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。</p> <p>・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。</p> <p>・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。</p>		

2-4の2 通信確保計画
2-4の2-1 岩手県防災行政情報通信ネットワークの整備状況

(平成25年3月31日現在)

整備年度	事業費 (百万円)	地								系				無				線				局				衛星系無線局				合	計	フ ア ク シ ミ リ		
		地上				無線				系				無				線				局												
		統 制 局	中 継 局	固 定 局	端 末 局	小 計	基 地 局	地 域 移 動 局	全 県 移 動 局 (第一)	移 動 局 (第二)	移 動 多 重 局	小 計	県 庁 局	車 載 局	地 球 局	V S A T 局	小 計	255	17	118	0	255												
S53～S55	3,222	1	14	13	92	120	17	66	52																					17				
S58	517				27	27		5																						32	78			
S61	19				▲7	0																								0				
H元	22				2	2		1																						3				
H3	1,046				▲3	▲3	2	1																						5	▲3			
H4	3,100		4	1		5																								126	19			
H5	2,864																																	
H6	15		▲1			▲1	▲1	26																						24	1			
H7	228					0		▲5	5																					1				
H8	165				1	1			11																					13	74			
H9					▲1	▲1																									▲1			
H10					▲1	▲1																									▲2	▲1		
H11					▲1	▲1		26																							24			
H12					▲1	▲1																									▲2			
H13					▲2	▲2																									▲3	▲1		
H14		▲1	▲17	▲14	▲113	▲145	▲18	▲67	▲105	▲16	▲3	▲191																		▲354	▲14			
H15																																		
H16																																		
H17																																		
H18	815																																	
H19	19																																	
H20																																		
H21																																		
H22																																		
H23																																		
H24																																		
合計	12,032	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50

2-4の2-2 市町村防災行政無線の整備状況

平成25年9月24日現在

区分	市町村防災行政無線											有線放送 加入者数
	同報系					移動系						
	整備 方法	親 局	中 継 局	子局		整備 方法	基 地 局	中 継 局	移動局			
屋 外 方 式				個 別 方 式	車 載 型				可 搬 型	携 帯 型		
盛岡市	単	1	1	106	421	単	3	2	49	0	16	0
宮古市	単補	5	8	303	1,390	単	7	1	102	27	20	0
大船渡市	補単	2	1	197	11,000	単	0	0	0	0	0	0
奥州市	補	1	0	60	78	単	4	0	43	9	80	2,949
花巻市	補	1	1	6	0	単	4	0	19	0	18	2,631
北上市		0	0	0	0	単	1	0	38	0	4	3,141
久慈市	補	2	2	262	1,307	補	1	2	9	0	5	0
遠野市	補単	2	2	191	154	単	2	2	23	0	12	0
一関市	補単	4	2	249	8,880	単	7	3	110	14	73	0
陸前高田市	単	1	0	126	562	単	1	0	3	7	15	0
釜石市	補	1	1	100	300	単	1	1	20	6	23	0
二戸市	補	2	2	109	2,228	補単	2	2	9	8	25	0
八幡平市	補単	3	1	189	130	単	3	1	21	3	43	1,020
雫石町	単	1	1	78	135	単	1	0	19	1	20	0
葛巻町		0	0	0	0	単	1	0	8	0	6	0
岩手町		0	0	0	0	単	1	0	19	0	4	0
滝沢村	単	1	0	120	138	単	1	0	19	1	19	0
紫波町		0	0	0	0	単	1	0	8	0	14	4,186
矢巾町		0	0	0	0	単	0	0	0	0	0	2,104
西和賀町		0	0	0	0	単	0	0	0	0	0	914
金ヶ崎町		0	0	30	0	単	1	0	13	0	15	0
平泉町	単	1	0	11	2,500		1	0	9	0	6	0
住田町	補	1	1	44	2,238		1	0	12	8	35	0
大槌町	補	1	1	60	157	補	1	1	11	0	7	0
山田町	補	1	0	105	300	補	1	0	6	7	13	0
岩泉町	単	1	2	15	0		1	2	75	9	20	413
田野畑村	補	1	1	64	1,400	補	1	1	5	0	4	0
普代村	補	1	1	50	1,025		0	0	0	0	0	515
軽米町	補	1	0	109	100		1	0	3	0	4	0
洋野町	補	1	1	164	530	補	2	0	11	0	4	0
野田村	補	1	0	27	120		1	0	4	0	4	0
九戸村	補	1	0	37	295		1	0	3	0	5	0
一戸町		0	0	0	0		1	0	10	0	13	0
合計		38	29	2,812	35,388		54	18	681	100	527	17,873

単：単独事業による整備 補：補助事業による整備

※ 有線放送、オフトーク通信、ケーブルTV、コミュニティ放送など災害時に防災対策用として活用できるもの

資料編 2 災害予防計画

2-4の2-3 防災相互通信用無線局一覧

(1) 158.35MH z

(平成30年10月1日現在)

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
警察庁	盛岡市内丸8-10 岩手県警察本部	ML	5	12	いわて	801~812
海上保安庁	青森県八戸市築港街2-16 八戸海上保安部	FP	10	2	かいほきちはちのへ	
	釜石市魚河岸1-2 釜石海上保安部	FP	10	1	かいほきちかまいし	
	宮古市藤原3-114-2 宮古海上保安部	FP	10	1	かいほきちみやこ	
岩手県	花巻市葛第3地割183-1 花巻空港	MP	1	1	しょうぼうへりいわて	
	花巻市葛第3地割183-1 防災航空センター	FP	10	1	しょうぼうこうくう いわて	
		MP	1	2	しょうぼうこうくう いわて	102~103
		MP	5	4		101, 108, 106, 107
MP	10	3	1, 105, 104			
宮古市	宮古市新川町2-1 宮古市役所	ML	5	2	ぼうさいみやこ	4, 5
			10	1		3
盛岡地区広域 行政事務組合	盛岡市内丸8-5 盛岡地区広域消防事務組合消防本部	FB	10	1	もりしょうほんぶ	1~3
		ML	5	3	ほんぶけいたい	1
			10	1	いわてこうほう	1
			10	1	にしねこうほう	1
			10	1	あしろすいそう	1
			10	1	ほんぶこうほう	1
			10	1	やはばすいそう	1
			10	1	ほんぶしき	1
			10	1	ほんぶしえん	1
		10	3	ほんぶ	2~4	
宮古地区広域 行政組合	宮古市五月町2-1 宮古地区広域行政組合消防本部	FB	10	1	みやしょうほんぶ	
		ML	10	1	みやしょう	1
一関市消防本 部	一関市山目字中野140-3 一関市消防本部	ML	10	1	いちのせき	9
			10	1	いちのせきしき	
			5	1	いちのせき	50
			5	1	せんまや	50
			10	1	かわさき	22
			10	1	ひがしやま	22
			10	1	だいとう	22
			10	1	むろね	22
10	1	たむら	22			

資料編 2 災害予防計画

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
			10	1	いちのせき	22
			10	1	ひらいずみ	22
			10	1	はないずみ	22
			10	1	せんまや	22
			10	1	せんまやしき	
			10	1	ふじさわ	22
奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	奥州市水沢大鐘町2-16 奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	ML	5	9	みずさわ	93, 94, 105~108, 205, 207, 208
			5	2	まえさわ	302, 303
			5	2	いさわ	302, 303
			5	2	ころもがわ	302, 303
			5	2	かねがさき	302, 303
			10	3	みずさわ	3, 21, 501
			10	1	みずさわしき	1
			10	1	みずさわすいそう	1
			10	1	みずさわかがく	1
			10	1	みずさわくっせつ	
			10	2	きゅうきゅうみずさわ	2, 3
			10	2	まえさわ	1, 31
			10	1	いさわほんぶしき	1
			10	1	ころもがわ	1
			5	11	えさししょうぼう	24~34
			10	2	えさしいわやどう	3, 8
			10	3	えさしたまさと	1, 2, 4
			10	1	えさしかがく	1
			10	1	えさしひろせ	2
			10	1	えさしいなせ	3
			10	1	えさしおだき	1
			10	1	えさしげんばしき	1
			10	1	えさしきゅうきゅう	1
			10	1	えさしふじさと	3
10	1	えさしすいそう	1			
10	1	えさしこうほう	1			
北上地区消防組合消防本部	北上市柳原町2-3-6 北上地区消防組合消防本部		10	2	きたかみしき	1.2
			10	3	きたかみすいそう	1~3
			10	1	きたかみぼんぶ	1
			10	1	きたかみたんく	1

資料編 2 災害予防計画

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2		
		ML	10	1	きたかみはしご	1		
			10	1	きたかみきゆうじょ	1		
			10	1	きたかみかがく	1		
			10	3	きたかみきゆうきゆう	1~3		
			10	2	きたかみしきざいはんそう	1.2		
			10	1	きたかみこうほう	1		
			10	1	きたかみじんいはんそう	1		
			10	1	きたかみしえん	1		
			10	1	きたかみゆそう	1		
			10	1	きたかみれんらく	1		
			10	1	きたかみさいたい	1		
			10	1	わがすいそう	1		
			10	1	わがきゆうきゆう	1		
			10	1	わがこうほう	1		
			10	1	おおつつみすいそう	1		
			10	1	おおつつみきゆうきゆう	1		
			10	1	おおつつみこうほう	1		
			5	1	きたかみかはん	1.2		
			和賀郡西和賀町清水ヶ野118-4-7 西和賀消防署	ML	10	2	にしわがしき	1.2
					10	1	にしわがすいそう	1
10	1	にしわがきゆうきゆう			1			
10	1	ゆだすいそう			1			
10	1	ゆだきゆうきゆう			1			
10	1	ゆだこうほう			1			
久慈広域連合 消防本部	久慈市長内町第29地割21-1 久慈広域連合消防本部	FB	10	1	くじしょうぼうほんぶ			
		ML	1	13	くじしょうぼう	52~55, 58~61, 72~6		
			10	4	くじしょうぼう	1, 6, 10, 200		
			10	6	くじきゆうきゆう	1, 2, 4~7		
			10	1	くじしょうぼうしれいしや			
			10	1	くじかがく	2		
花巻市消防本部	花巻市材木町12-6 花巻市消防本部	FB	10	1	はなしょうほんぶ			
			1	2	はなまきけいたい	1, 2		
			5	9	はなまきけいたい	1~9		
			5	2	はなまきみなみけいたい	1, 2		
			5	4	いしどりやけいたい	1~4		
			5	3	おおはさまけいたい	1, 2, 4		
			5	3	とうわけいたい	1, 3, 4		

資料編 2 災害予防計画

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
		ML	5	1	ゆもとけいたい	1
			10	2	はなまききゅうきゅう	2, 3
			10	1	はなまきれんらく	1
			10	1	はなまきささつ	1
			10	1	はなまきみなみほんぶ	1
			10	1	いしどりやほんぶ	1
			10	1	おおはさまきゅうきゅう	1
大船渡地区消防組合	大船渡市盛町字木町1-1 大船渡地区消防組合消防本部	ML	5	1	だいしょう	61
			10	3	だいしょう	1, 101, 107
遠野市消防本部	遠野市青笹町糠前10-46 遠野市消防本部	ML	10	3	とおしょう	2, 3, 6
			10	1	とおしょうしき	3
			10	2	とおしょうきゅうきゅう	1, 2
陸前高田市	陸前高田市高田町字砂畑1-1 陸前高田市消防本部	ML	5	4	たかしょう	57, 58, 61, 62
			10	1	たかしょう	3
二戸地区広域行政事務組合	二戸市福岡字長峰28-1 二戸地区広域行政事務組合消防本部	ML	5	5	にしょう	101, 102, 105, 201, 202,
			10	1	にしょう	6
			10	1	にしょうきゅうこう	1
	一戸町西法寺関屋157-1 二戸地区広域行政事務組合一戸分署	ML	5	6	にしょう	112, 113, 115, 131~133
			10	2	にしょう	12, 13
			10	1	にしょうきゅうきゅう	5
	軽米町大字軽米第3地割78-11 二戸地区広域行政事務組合軽米	ML	5	2	にしょう	123, 124
九戸村大字伊保内第10地割11-19 二戸地区広域行政事務組合九戸	ML	5	1	にしょう	143	
東日本旅客鉄道株式会社	盛岡市盛岡駅前通1-41 東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	ML	1	14	もりてつしんつう	20~29, 71~74
			1	14	もりてつけいたい	1~14
久慈地区石油コンビナート等特別防災区域防災対策	久慈市夏井町字閉伊口第8地割105-2	ML	1	5	ちかびぼうさい	1~5

資料編 2 災害予防計画

(2)466.775MH z

(平成19年4月1日現在)

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
盛岡市	盛岡市内丸12-2 盛岡市役所	ML	10	2	ぼうさいもりおか	14~15
大船渡市	大船渡市盛町字津野沢15 大船渡市役所	FB	10	1	ぼうさいおおふなど	
		ML	10	5	ぼうさいおおふなど	1~5
	大船渡市大船渡町字明神町10-14	ML	10	1	ぼうさいおおふなど ちくほんぶ	1
	大船渡市赤崎町字蛸ノ浦37-11	ML	10	1	ぼうさいおおふなど たこのうら	1
	大船渡市赤崎町字山口80-38	ML	10	1	ぼうさいおおふなど あかさか	1
	大船渡市末崎町字平林81	ML	10	1	ぼうさいおおふなど まつさきちょう	1
北上市	北上市芳町1-1 北上市役所	PB	10	1	ぼうさいきたかみ	
		ML	10	9	ぼうさいきたかみ	1~4, 10~13, 80
	北上市和賀町横川目11-160 和賀庁舎	ML	5	5	ぼうさいきたかみ	51~55
			10	25	ぼうさいきたかみ	21~24, 31~50, 75
	北上市上江釣子17-201-2 江釣子庁舎	ML	10	2	ぼうさいきたかみ	60, 70
陸前高田市	陸前高田市字館の沖110 陸前高田市役所	FB	10	1	ぼうさいりくぜんた かた	
		ML	10	6	ぼうさいりくぜんた かた	1~6
二戸市	二戸市福岡字川又47 二戸市役所	ML	10	18	ぼうさいいのへ	3~5, 51~65
西根町	西根町大更第35地割62 西根町役場	FB	10	1	ぼうさいにしねち ょうやくば	
		ML	5	17	ぼうさいにしね	201~217
			10	9	ぼうさいにしね	101~109
矢巾町	矢巾町大字南矢幅第13地割123 矢巾町役場	FB	10	1	ぼうさいやはば	
		ML	5	10	ぼうさいやはば	50~59
			10	12	ぼうさいやはば	1~12
石鳥谷町	石鳥谷町八幡4地割161 石鳥谷町役場	FB	5	1	ぼうさいいしどりや	
		ML	5	3	ぼうさいいしどりや	1~3

資料編 2 災害予防計画

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
胆沢町	胆沢町南都田字加賀谷270 胆沢町役場	FB	10	1	ぼうさいいさわ	
		ML	5	59	ぼうさいいさわ	1~47, 52~63
			10	7	ぼうさいいさわ	48~51, 64~66
大槌町	大槌町子槌第25地割字金崎	FB	10	1	ぼうさいおおつち	
		ML	1	7	ぼうさいおおつち	101~107
			10	10	ぼうさいおおつち	1~8, 50, 51
浄法寺町	浄法寺町大字浄法寺字下前田37-4 浄法寺町役場	ML	5	5	ぼうさいじょうぼうじ	11~15
			10	2	ぼうさいじょうぼうじ	2, 3
松尾村	松尾村野駄第19地割75 松尾村役場	ML	5	8	ぼうさいまつお	108~115
			10	4	ぼうさいまつお	8~11
玉山村	玉山村大字洪民字泉田77-1 玉山村役場	ML	5	6	ぼうさいたまやま	21~26
			10	6	ぼうさいたまやま	1~6
野田村	野田村大字野田第20地割14 野田村役場	ML	5	3	ぼうさいのだ	1~3
			10	4	ぼうさいのだ	4~7
九戸村	九戸村大字伊保内第10地割11-6 九戸村役場	FB	10	1	ぼうさいくのへ	
		ML	5	5	ぼうさいくのへ	4~8
			10	3	ぼうさいくのへ	1~3

2-4の2-4 非常及び緊急扱いの承認を受けた電話番号一覧表

1 県庁舎・盛岡地区合同庁舎

019		回数		電		話		番		号		備	
交換機	収容	12	1	651-3160	3171								考
知事	室	1	1	623-1751									
総務部	長室	1	1	625-7525									
秘書	課	1	1	622-4401									
管財	課	1	1	623-5736									非常通報機
総合防災	室	1	1	651-3925									
県議会議事	事務局	0	0										
盛岡地方	振興局土木部	1	1	651-4082									

2 地区合同庁舎

庁舎名	回数	電		話		番		号		備	
花巻地区合同庁舎	4	22-4913	22-2331	22-4931	22-4973						考
花巻地区合同庁舎	0198	総務-207、208	保福環-222、223	農林-241、244	土木-266、268						転換器により内線電話機に切替
北上地区合同庁舎	1	63-8378 (FAX) 土木									
奥州地区合同庁舎	5	22-2812 総務-204、208	22-2843 総務-221、223	22-2862 保健所-263、278	22-2842 農林-294、295						転換器により内線電話機に切替
奥州地区合同庁舎	3	35-8441 農林-226、227	35-8445 農林-267、268	35-6742 農改-233、238							転換器により内線電話機に切替
江刺地区合同庁舎	0197	23-6676 (FAX) 総務	23-9634 (FAX) 県税	26-3565 (FAX) 保福環	23-0579 (FAX) 保福環	26-1875 (FAX) 農林	26-1425 (FAX) 土木				
一関地区合同庁舎	0191	52-4902 保福環-203、202	52-4931 農林-220、221	52-4971 土木-247、248							転換器により内線電話機に切替
一関地区合同庁舎	0192	27-9932 農林-224、225	27-9925 水産-232、233	27-9920 教育-276、277							転換器により内線電話機に切替
大船渡地区合同庁舎	0192	62-9663 (FAX) 保健所	62-1577 (FAX) 農林	63-1088 (FAX) 土木							
遠野地区合同庁舎	0198	25-2717 総務-202、306	25-2702 保福環-242、243	25-2704 農林-222、223	25-2706 水産-227、230	25-2714 土木-270、291	25-2707 漁取-261、262				転換器により内線電話機に切替
釜石地区合同庁舎	0193	64-2217 総務-202、203	64-2037 総務-210、215	64-2219 保健所-226、235	64-2039 農政-241、243	64-2054 水産-281、284	64-2055 土木-307、308				転換器により内線電話機に切替
宮古地区合同庁舎	0193	22-3117 林務-203	22-3110 土木-233、234								転換器により内線電話機に切替
岩泉地区合同庁舎	0194	53-1720 (FAX) 経営企画	52-3919 (FAX) 保健所	53-3560 (FAX) 農政	53-2304 (FAX) 林務	61-1164 (FAX) 水産	61-1123 (FAX) 土木	53-5009 (FAX) 農改普	52-8813 (FAX) 教育		転換器により内線電話機に切替
久慈地区合同庁舎	0194	23-9201 総務-202、203	23-9216 総務-205、208	23-9218 保福環-226、228	23-9236 農政-250、251	23-9217 土木-300、301					転換器により内線電話機に切替
二戸地区合同庁舎	0195										

2-5 避難対策計画

2-5-1 市町村における避難所の指定状況

県内各市町村における指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況

平成30年11月1日現在

市町村名	緊急避難場所について		避難所について		
	①緊急避難場所の指定数	②最終報告日	③避難所の指定数	④災害対策基本法施行令第20条の6第5号で規定する指定基準を満たした施設の指定数	⑤最終報告日
盛岡市	238	H30.4.27	226	45	H30.7.27
宮古市	123	H30.5.17	64	0	H30.5.17
大船渡市	67	H30.4.26	68	0	H30.4.26
花巻市	37	H30.5.8	87	0	H30.5.8
北上市	110	H30.10.10	75	5	H30.5.2
久慈市	152	H30.5.2	123	44	H30.5.7
遠野市	106	H30.5.2	72	0	H30.5.2
一関市	220	H30.4.27	68	30	H30.4.27
陸前高田市	142	H30.5.7	24	19	H30.5.7
釜石市	130	H30.5.22	29	10	H30.5.22
二戸市	74	H30.4.25	46	0	H30.4.25
八幡平市	57	H30.5.8	57	0	H30.5.8
奥州市	217	H30.6.8	177	0	H30.4.27
滝沢市	27	H30.5.1	26	0	H30.5.1
雫石町	32	H30.5.8	23	0	H30.5.8
葛巻町	38	H30.4.26	21	0	H30.4.26
岩手町	26	H30.4.25	26	26	H30.4.25
紫波町	84	H30.5.17	62	12	H30.5.17
矢巾町	30	H30.4.25	53	9	H30.4.25
西和賀町	47	H30.5.2	22	0	H30.5.2
金ヶ崎町	49	H30.5.2	13	13	H30.5.2
平泉町	30	H30.5.10	10	0	H30.5.10
住田町	37	H30.5.8	16	0	H30.5.8
大槌町	41	H30.4.1	16	0	H30.4.1
山田町	69	H30.5.1	35	2	H30.5.1
岩泉町	79	H30.5.7	52	0	H30.5.7
田野畑村	37	H30.5.22	37	37	H30.5.22
普代村	33	H30.5.1	6	6	H30.5.1
軽米町	45	H30.4.27	38	0	H30.4.26
野田村	28	H30.5.1	4	0	H30.5.1
九戸村	36	H30.5.8	9	9	H30.5.8
洋野町	70	H30.4.27	70	0	H30.4.27
一戸町	35	H30.5.29	13	0	H30.5.29
計	2,546		1,668	267	

※災害対策基本法施行令第20条の6第5号

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(要配慮者)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

2-7 孤立化対策計画

2-7-1 県内の災害時孤立化想定地域

平成20年10月1日現在（岩手県調べ）

番	市町村名	地域数	番	市町村名	地域数
1	盛岡市	38	21	金ヶ崎町	0
2	宮古市	34	22	平泉町	0
3	大船渡市	32	23	藤沢町	0
4	花巻市	27	24	住田町	3
5	北上市	0	25	大槌町	8
6	久慈市	0	26	山田町	8
7	遠野市	46	27	岩泉町	1
8	一関市	20	28	田野畑村	0
9	陸前高田市	6	29	普代村	4
10	釜石市	21	30	川井村	7
11	二戸市	6	31	軽米町	1
12	八幡平市	11	32	野田村	2
13	奥州市	8	33	九戸村	3
14	雫石町	8	34	洋野町	3
15	葛巻町	3	35	一戸町	10
16	岩手町	6	合 計		331
17	滝沢村	0			
18	紫波町	9			
19	矢巾町	0			
20	西和賀町	6			

2-8 防災施設等整備計画

2-8-1 県有水防倉庫の水防用備蓄資器材一覧表

(平成30年4月1日現在)

河川名	管理者	水防倉庫所在地	建設年度	床面積(m ²)	器具	資材
雫石川	盛岡広域振興局 土木部長	盛岡市 上厨川 15地割 字杉原	S44	115	鎌25 スコップ62 ペンチ20 トビケチ2 ハンマー4 のこぎり8 ツルハシ9 掛矢8 一輪車23 唐くわ10 シノ 9 大ハンマー10 斧4 縄あみ 器40 エンジンチェンソー1	土のう4,000 大型土のう40 耐候性大型 土のう60 松丸太4本(5m) 杉丸太40本 (4m) トラロープ(50m)3巻(200m)5巻 木 杭401 荒縄9巻 オイルマット(不織布タイ プ)1100枚 オイルマット(浮遊活性炭タイ プ)140枚 オイルフェンス(10m/本,連結タイ プ)70m オイルフェンス(2m/本,浮遊活性炭タイ プ)32m 油中和 剤660 ブルーシート13枚 防災シート40枚 土 木シート(クロスラムシート)3枚 竹90本 鋼杭341 本 塩ビ管(径12cm)12本 単管パイプ (4m)27本 袋詰めネット(3m×2.3m)50袋
豊沢川	花巻土木 センター 所長	花巻市 中根子 字道地	S47	115	鎌23 スコップ33 唐くわ5 掛矢 12 おの3 ハンマー13 のこぎり5 金切のこ3 つるはし3 一輪車 22 リヤカー1 片手ハンマー2 シノ1 縄あみ器15 金テコ3 ペンチ1 番線カッター1 水タケ2	土のう14,700 大型土のう100 丸太杭 (1.5)200本 丸太杭(1.8)150本 番線 100kg 鋼杭(1.8)40本 鋼杭(1.5)50本 鋼杭(1.2)170本 ロープ8巻 トラロープ1巻 ブルーシート7枚 オイルフェンス50m オイルフェンス(3m/ 本,浮遊活性炭タイプ)240m オイルマット204枚 歩板8枚 スイッチマット4枚 塩ビ管(3.0~ 4m)18本 鉄板(9mm)7枚 鉄板(12mm)1枚 単管パイプ(2m)66本 単管パイプ(3m)2本 ステンレス管12本 竹(3m)20本 竹(4m)4本 ア ルミ製ポール(2m)50本
和賀川	北上土木 センター 所長	北上市 北鬼柳 31地割48	S47	115	鎌5 スコップ20 掛矢10 おの5 のこぎり5 ハンマー5 トビケチ13 ツル ハシ5 唐くわ5 ペンチ5 かすがい 9 ナタ5 一輪車2	土のう11,830 鉄線70kg 木杭(1.2~1.5 m)107本 松丸太85 荒縄7巻 マニラロープ 900m オイルマット900枚 ビニールシート50 あゆ み板14 オイルフェンス222m 杉丸太4本 スリ イ油濾過吸着袋18袋 万国旗型オイルマット80m 鋼杭50本
人首川	県南広域 振興局 土木部長	奥州市 江刺区 愛宕 字金谷 16-1	S47	115	鎌7 スコップ28 掛矢2 おの3 唐くわ4 ハンマー1 ツルハシ18 投光 器2 一輪車7 トビケチ3 コムボート 1 ホーク4	土のう袋2,500 松丸太100本 大型土の う袋265 鉄線500kg 歩板100パイプ (1.0m)50本 パイプ(2.0m)100本 ブルーシ ート20枚 トラロープ3巻 荒縄1束 オイルフェンス 262m(2m×71+20m×6) オイルマット80枚 木 杭4 油濾過吸着袋36枚 吸着マット270枚
磐井川	一関土木 センター 所長	一関市 真柴 字中田 60-1	H24	115	鎌30 スコップ106 掛矢27 手お の6 ペンチ2 唐くわ5 ハンマー12 一輪車34 ナタ4 大ハンマー37 バール 3 ツルハシ5 コムボート2 ワイヤカッター3 シノ14 ラチェット大6 フォーク2 のこ ぎり3	土のう20,000袋 木杭136 縄6巻 ナマ 線20kg 杉丸太6(4m)本 杉丸太3(5m) 本 綿ロープ(300m)4巻 トラロープ(100m)2 巻 オイルマット700枚 大型土のう210袋 オ イルフェンス115m スイッチマット6枚 鋼杭74本 ブルーシート145枚

資料編 2 災害予防計画

河川名	管理者	水防倉庫所在地	建設年度	床面積(m ²)	器具	資材
千厩川	千厩土木センター 所長	一関市 千厩町 千厩 字東小田 285の1	H6	115	鎌8 スコップ 18 掛矢7 唐くわ9 のこぎり4 ツルハシ10 ハンマー3 大ハンマー4 おの5 ベンチ7 トビッチ5 小トビッチ2 一輪車5 救命胴衣5 金ゴテ4 パール3 投光器2 発電機1 長尺鎌4 番線50kg	土のう 22,000 松丸太 49(4m) 松杭 31(1.2m) 松杭 50(2.0m) 木杭 340(0.6m) 唐竹 11(2.9m) 竹串 120(1.8m、60本×2束) 鉄線 50kg プル シート 80枚(3.6×5.4) グリーンシート 2枚(5.4 ×7.2) イエローシート 13枚(2.0×4.0) 黒色 シート 3巻 オイルマット 1,020枚 吸着マット式オイル フェンス 2本(10m×2) オイルフェンス 100m(10m× 10) ロープ 1巻 荒縄 11巻 歩み板 67枚 (4m) 鉄筋 50本(Φ16mm) 平鋼 20枚 (2m) 塩ビ管 10本(UV100:4m) 大型土 のう 210袋 耐候性大型土のう 284袋 袋詰玉石 200袋(1t)
気仙川	大船渡 土木 センター 所長	陸前高田 市横田町 字西宿	S46	115	スコップ 20 掛矢10 ハンマー10 ベンチ5 おの7 のこぎり6 一輪車 10台 鎌5 ツルハシ5 唐鋏5 ナタ5 カッター5 金槌5 バリ5	土のう 200 松丸太 38 鉄線 75kg 杉丸 太 8 雑木杭 75 オイルマット 500枚(5箱) オ イルフェンス 50m ロープ 5巻 ビニールシート 5枚 歩板 10枚 塩ビパイプ 4本 鉄パイプ 6本 鉄筋 200本 竹 60本 二子縄 6ロット 大 型土のう 100袋
猿ヶ石 川	遠野土木 センター 所長	遠野市 遠野町 37地割	H24	115	かま 25 スコップ 18 掛矢3 唐くわ 9 つるはし 19 一輪車 2	土のう 13,240 ジャコ 53kg 鉄線 20kg 松丸太 3本 ビニールシート 66枚 ロープ 4巻 オ イルマット 557枚 荒縄 5巻 木杭(丸)143本 木杭(角)9本 鋼杭 32本 オイルフェンス 146m
鶴住居 川	沿岸広域 振興局 土木部長	釜石市 鶴住居 日の神	S46	115	スコップ 48 掛矢7 ハンマー3 つるは し14 とうが12 おの1 一輪車4	土のう 6,595 蛇かご 15 鉄線 25kg 5束 木杭 253 角杭 45 ビニールシート 95 ロープ 3 巻 オイルフェンス 10m×9+20m×5 オイルマット 1,400枚
閉伊川	宮古土木 センター 所長	宮古市 小山田 4地割 字中林 前96番1	S46	115	かま 4 スコップ 24 掛矢6 ハンマー(大 1,小2)3 投光器 1 つるはし 7 とうが 3 とびぐち 6 おの1の こぎり 2	土のう 15,000 松丸太 127 ジャコ 19 鉄線 80kg ビニールシート 5 木杭 96 オイルマット 400枚 ロープ 3巻 オイルフェンス 240m コムシ ト 5
小本川	岩泉土木 センター 所長	岩泉町 松橋 17の1	H3	107	スコップ 43 のこぎり 1 かま 1	土のう 200 丸太 50 木杭 570 ビニールシ ート 3 ロープ 11巻 オイルマット 300枚 オイルフェ ンス 12組 油処理分散洗浄剤 450
久慈川	県北広域 振興局 土木部長	久慈市 川崎町 1-33	S45	115	スコップ 75 ベンチ2 つるはし 22 ハ ンマー 5 投光器 2 ノコギリ 5 かま 10 おの 4 掛矢 4 とびぐち 1 発電 機 2 竹ざお 27本 ハンマー(大)7 一 輪車 8 ナタ 25	木杭 180 ナイロンカーテージ 8巻 松丸太 90 荒縄 13巻 ビニールシート 32 土のう 16,600 袋 鉄線 6巻 オイルマット 1500枚 オイルフェ ンス 104m コンクリートパネル 7枚 油中和剤 30函 大型土のう 70袋

資料編 2 災害予防計画

河川名	管理者	水防倉庫所在地	建設年度	床面積(m ²)	器具	資材
馬淵川	二戸土木センター 所長	二戸市 金田一 字八ツ長 88-1	H9	108	スコップ 7 掛矢 2 のこぎり 1 つるはし 5 かま 11 ハマー(大)1 鉋 2 胴長 2	土のう 6,000 松丸太 86 本 オイルマット 500 枚 ビニールシート 75 枚 麻袋 60 袋 コンパネ 102 枚 オイルフェンス 48m 松杭 78 トラロープ 3 巻 荒縄 6 巻

2-8-2 水防管理団体の水防用備蓄器具、資材数一覧表

河川名	水防管理団体名	管理者	水防倉庫所在地	所轄振興局等	器具												資材										水防倉庫概要	
					スコップ	つるはし	うが	おのり	のこぎり	かま	掛	とび	リヤ	ナ	クリツの	杭木	空俵	縄	ビニールシート	竹	鉄線	もっこ	土のう	その他	建築年度	床面積 (㎡)		
北上川	盛岡市	盛岡市長	三本柳16-43-7	盛岡	34	10	6	5	2	14	5	5	5	5	3	128	4	28	20	5			140	鉄筋棒40 オイルマット100	H 4	54.22		
北上川	盛岡市	盛岡市長	黒川23-19	盛岡	20	10	5	5	5	9	6	5	5	2	102	10	20	18	5			230	鉄筋棒20 オイルマット100	H 5	33.67			
北上川	盛岡市	盛岡市長	手代森14-19-20	盛岡	20	10	6	5	5	10	5	5	5	3	126	10	20		5			240	鉄筋棒46 オイルマット100	H 25	27.90			
北上川	矢巾町	矢巾町長	南矢巾8-96-1	盛岡	25	3	3	3	3							300		5				5,000		H 10	300.00			
北上川	紫波町	紫波町長	東長岡字天王126-2	盛岡	50	5	26	4	8	18	4	8		5	カスチ1	50	2		1			1,000			消防屯所併設			
北上川	紫波町	紫波町長	二日町字田中前44-6	盛岡	3	2	10				3	10										1,000			消防屯所併設			
北上川	紫波町	紫波町長	北日詰字大日堂20-1	盛岡	4						1				ハンマー2	30	8	6				1,100	トンボック15 ハンマー 2			消防屯所併設		
北上川	紫波町	紫波町長	大巻字八竜54-1	盛岡	24	5	18	2	3	4	4	12		4	カスチ1	20	3					1,000			消防屯所併設			
中津川	盛岡市	盛岡市長	愛宕町6番7	盛岡	69	26	19	23	14	17	15	4	4	7	4	79	20	36		5		100	鉄筋棒86 オイルマット100	S 49	19.44			
雫石川	滝沢市	滝沢市長	土沢265-5	盛岡	10	20		1							※-10							1,000			消防屯所併設			
葛根田川	雫石町	雫石町長	高前田55-1	盛岡	20	5	5	2	5	10	2			5			3		5			2,600		S 32	33.00			
松川赤川	八幡平市	八幡平市長	野駄19-75	岩手	7	3			5	5	3	2		3								2,800			松尾総合支所内			
猿ヶ石川	遠野市	遠野市長	綾織釜川原	遠野	20	8	1			4	6	6			投影器 1	83			40			5,000		H 元	22.50			
猿ヶ石川	遠野市	遠野市長	遠野町第27地割	遠野	60		10		3	13	6	16			カポン4 ハンマー3	90	12	36	20			3,000	鉄製クイ 50	H 4	39.70			
猿ヶ石川	遠野市	遠野市長	宮守町下鱒沢34-2-1	遠野	79	5	50	4	20	39	8	10		9	チェンソー1 クワパハ4	90	40	50		90		6,000	鉄製クイ 406	H 19	19.90			
豊沢川	花巻市	花巻市長	大谷地160	花巻	45	4	12	8	10	5	10		5	5	ハンマー4			7		50		0	鉄製クイ 8	S 59	46.75			
猿ヶ石川	花巻市	花巻市長	東和町落谷1区184	花巻	50			1	1	1	1							5				300	鉄製クイ 50	S 57	28.98			
稗貫川	花巻市	花巻市長	石鳥谷町関口	花巻	40	4	10		3				1					5				800		S 32	33.00			
稗貫川	花巻市	花巻市長	大迫町亀ヶ森8-82-2	花巻	20	2	1			2	6	10						3				1,000	ロープ 200m	S 55	14.90			
北上川	北上市	北上市長	稲瀬町岩脇	北上	150	35	50	18	14	28	30			9	ハンチ14 ハンマー4 鉄線3	147		30						救命胴衣80	H 12	89.40		
和賀川	北上市	北上市長	相去町平林3-5	北上	75	5					1				ハンマー2 ハンマー7 フタ杭140 鉄線2							6,390 50(大型)	鉄製クイ 200m	H 9	101.60			
北上川	金ケ崎町	金ケ崎町長	金ケ崎町三ヶ尻南荒巻75-6	県南	32	2		1	2	1	3				ハンマー1	17		13				2,000	鉄筋棒 258本	H 9	33.00			
北上川	奥州市	奥州市長	江刺愛宕字馬場先	県南	25	5	5	3	3		4	11	3	7	ハンチ3 ハンマー2		25		70							33.00		
北上川	奥州市	奥州市長	水沢羽田字町中袋	県南	95	9	19		10	12	19			5	※-12	58	PP1800	71	20	50						33.00		
北上川	奥州市	奥州市長	水沢東中通り二丁目	県南	35	0	19		5	26	7			5	※-13	158	PP1800		16							33.00		
北上川	奥州市	奥州市長	水沢姉体町字橋本	県南	0	6	10	4	8	11	5			2	※-14	149		24	20	5						33.00		
北上川	奥州市	奥州市長	水沢黒石町字二渡	県南	0	15	15	7	12	20	25			7	※-15		PP1837	41	20							33.00		
北上川	一関市	一関市長	川崎町薄衣字如来地100	千厩	55	11	10	4		23	33				※-2	200	フロン 4800	14	45	25		400	鉄線100 改良月の輪用=ルター 1 BB9-カ-1 Tマット2 ワイヤが5	H 15	124.50			
胆沢川	奥州市	奥州市長	水沢佐倉河字八ツ口	県南	44	6	9	5	6	2	11			2	※-16	20	PP1000	58		18						33.00		

河川名	水防管理団体名	管理者	水防倉庫所在地	所轄振興局等	器具													資材					水防倉庫概要													
					スコップ	つるはし	うがいのこぎり	かま	掛	とびぐち	リヤカ	ナ	クソリのバ	杭	空	縄	ビニールシート	筵	竹	鉄線	もっこ	吹	土のう	その他	建築年度	床面積(㎡)										
胆沢川	金ヶ崎町	金ヶ崎町長	金ヶ崎町永栄前村28-2	県南	14	11		4					20				10			900												消防屯所併設	33.00			
胆沢川	奥州市	奥州市長	胆沢南都田字五木田101-5	県南	15	4	3	2	6	6			105				3	20		1,200	20													S 37	33.00	
永沢川	金ヶ崎町	金ヶ崎町長	金ヶ崎永沢橋本2番地	県南	32	20		1	5									13		700														S 31	33.00	
広瀬川	奥州市	奥州市長	江刺岩谷堂字根岸	県南	51	5	6	4	16	15	12	4						53	32	2,400	16	150												S 29	33.00	
広瀬川	奥州市	奥州市長	江刺稲瀬字伊加里	県南	28	7	17	20	3	7	14	3						47	41			50												S 41	33.00	
北上川	奥州市	奥州市長	前沢古城字島田2-1	県南	28	13	14	7	12	10	8							5	58	4,000	60	250												H 17	49.69	
磐井川	一関市	一関市長	一関市地主町地内 一関第1水防倉庫(地主町)	一関	100	5	5				40							7	25	400														H 26	153.56	
磐井川	一関市	一関市長	一関市要書地内 一関第3水防倉庫(要書)	一関	14	5	7											47	14			6												H 9	77.76	
磐井川	一関市	一関市長	一関市青葉町地内 一関第2水防倉庫(青葉)	一関	112	5	5		45	35								20	25	200		2												H 26	104.32	
磐井川	一関市	一関市長	一関市中里字雲南地内 一関第4水防倉庫(中里)	一関	25	4	5			2	5	12						37	31			16												H 11	77.9	
北上川	一関市	一関市長	一関市中里字沖田地内 河川防災ステーション	一関	5	2	1				10	5						23	14	1,400	40	20												H 7	288.0	
夏川	一関市	一関市長	花泉町永井字東狼ノ沢170-1 花泉第1水防倉庫	一関	13	5		1	8	13	1	4						3	18	140														H 25	20.72	
金流川	一関市	一関市長	花泉町老松字日向前66-4 花泉水防倉庫	一関	78	22	13	1	6	12	9	9						10	116															H 26	104.34	
砂鉄川	一関市	一関市長	東山町長坂字西本町	千厩	42	9		11	22	36	7	24						92	139			2												H 6	33.00	
黄海川	一関市	一関市長	藤沢町黄海字天沼186	千厩	20	5	3	3	8	5	20	8						8	50			2												H 9	77.00	
黄海川	一関市	一関市長	藤沢町黄海字川口沖地内	千厩																														S 37	33.00	
黄海川	一関市	一関市長	藤沢町黄海字町裏地内	千厩	7		3	2		5	7																							S 42	33.00	
黄海川	一関市	一関市長	藤沢町黄海字熊館28	千厩	21	7	6	4	6	5	20	14						14	23			1												H 15	99.00	
気仙川	陸前高田市	陸前高田市長	高田町字栃ヶ沢210-2	大船渡	50	41	3		8	12	33							215	125	13,600														H26	35.19	
綾里川	大船渡市	大船渡市長	三陸町綾里字岩崎56-1	大船渡	3		5																												消防屯所	
吉浜川	大船渡市	大船渡市長	三陸町吉浜字上野2	大船渡	4		4	2		1	7																								消防屯所	
気仙川	住田町	住田町長	住田町世田米字清水沢59-27	大船渡	2													2	43	5,400															旧消防屯所	
盛川	大船渡市	大船渡市長	盛町字木町1-1	大船渡	68	6	23		7	15	22	15						76	20	6,400															消防署	
甲子川	釜石市	釜石市長	大町3丁目8-3	釜石														20	400	400														H 20	50.00	
閉伊川	宮古市	宮古市長	五月町2番13号(防災会館)	宮古	193	34	94	13	23	36	25							9	128	11,920															防災会館	
関口川	山田町	山田町長	山田町豊間根10-124-2	宮古																5,800														H24	108.00	
関口川	山田町	山田町長	山田町飯岡1-21-4	宮古	56	6		3			4									1,115																

※ 関口川水防倉庫は被災し未復旧。

河川名	水防管理団体名	管理者	水防倉庫所在地	所轄振興局等	器具										資材					水防倉庫概要					
					スコップ	つるはし	うが	おの	こぎり	かま	掛	とびぐち	リヤカ	ナ	クリツのバ	杭	空	縄	ビニールシート	延	竹	鉄線	もっこ	土のう	その他
小本川	岩泉町	岩泉町長	岩泉町松橋1701	岩泉	34	5	57	6	5	3	3											5,600	鋼杭 178	H 3	107.0
久慈川	久慈市	久慈市長	田屋町	久慈	190	4		3	3	3	13												※-8	S 42	59.00
久慈川	久慈市	久慈市長	長内町(消防署)	久慈	30			1	3													800	※-9		久慈消防署
馬淵川	葛巻町	葛巻町長	葛巻町葛巻8-5-1	岩手	40	3	6	2	2	12	8											4,500		H 3 H 8	33.05 57.96
馬淵川	一戸町	一戸町長	一戸町役場	二戸	15	2	3	1	4	5	3	20										2,000			役場内
馬淵川	二戸市	二戸市長	石切所字中曾根50番	二戸	13	5	5	2	5	5	5	2										3,000			市民会館裏運転手控室併設
安比川	八幡平市	八幡平市長	吹田70	岩手	10			1	10													1,300		S 57	28.00
米代川	八幡平市	八幡平市長	下川原20	岩手																		800		H 10	15.00
安比川	二戸市	二戸市長	浄法寺町浄法寺	二戸	31		18			3	1	12													消防屯所
岡本川	二戸市	二戸市長	浄法寺町荒谷	二戸	7							4													消防屯所
瀬月内川	九戸町	九戸村長	九戸村伊保内第23地割60	二戸	15	3	2	2	2	2	3	2										1,500		S 55	279.25
雪谷川	軽米町	軽米町長	九戸郡軽米町軽米(軽米町防災センター)	二戸	30			2	2			2										2,000			防災センター

※-1 縄より器22
 ※-2 竹割器5 竹ソギカマ3 縄より器17 むしろ縫針18 ハンマー18 綱切鎌22
 ※-3 竹割器4 竹ソギカマ5 縄より器30 むしろ縫針17 ベンチ4 ハンマー19 ビニールパイプ4
 ※-4 竹割器10 竹ソギカマ7 縄より器24 大ハンマー4 竹切鋸2 ビニールパイプ1
 ※-5 竹割器6 縄より器5 大ハンマー6 竹切鋸6
 ※-6 鋼製杭250 Tマット4 BBワーカー2
 ※-7 ロープ2巻 ビニールパイプ15 ハンマー9
 ※-8 チェンソー1 排水用ポンプ10台 XJ払機4 竹割器3 竹ソギカマ3 空気膨張用ゴムボート 発電機8
 ※-9 小型ポンプ1 組立式FRPボート1
 ※-10 発電機1 投光器1 チェンソー1
 ※-11 照明灯7 チェンソー6 大ハンマー1 鋸鎌3 縄より器10 浸水防水シート3
 ※-12 ベンチ9 ハンマー9 竹ソギカマ2 砥石1 発電機1 投光器1 救命胴衣8 木タコ12 帽上灯10
 ※-13 帽上灯10
 ※-14 ベンチ3 ハンマー2 竹ソギカマ1 砥石1 発電機1 投光器1 救命胴衣3 帽上灯10
 ※-15 ベンチ7 ハンマー13 砥石1 発電機1 投光器1 救命胴衣3 木タコ3 帽上灯10
 ※-16 ベンチ5 ハンマー3 竹ソギカマ1 砥石1 発電機1 投光器1 救命胴衣3 帽上灯8
 ※-17 大ハンマー13 金槌9 むしろ縫い針8 縄より器20
 ※-18 Tマット4 鉄製杭70 バイロン30
 ※-19 大ハンマー31 小ハンマー16 木槌5 縄切鎌12 縄切鎌45 むしろ縫針44 竹割器9 竹鋸17 竹尖鎌9
 ※-20 竹削ぎ鎌3 竹割器1 竹切鋸1

水防管理団体名

一関市
 保管場所: 一関市川崎町薄衣字加妻 舟2
 一関市川崎町薄衣字南新山 舟1 船外機1
 一関市川崎町薄衣字山崎防災センター 舟2
 一関市川崎町薄衣字町裏 船外機2
 一関市川崎町門崎字銚子 舟1 船外機1
 一関市川崎町門崎字神平 舟2
 一関市川崎町門崎字岩畑 舟2
 一関市川崎町門崎字官紅 舟1
 一関市川崎村門崎字針山 舟1

一関市中里沖田 船外機3
 一関市三関字桜町 舟1 船外機1
 一関市弥栄字連南田 舟1 船外機1
 一関市弥栄字梅ヶ崎 舟1 船外機1
 一関市舞川字小戸 舟1 船外機1
 一関市花泉町老松字日向前 舟1 船外機1
 一関市藤沢町黄海字天沼 舟2 船外機2
 一関市藤沢町黄海字熊館 舟2 船外機1
 一関市藤沢町黄海字町裏 舟3
 一関市藤沢町黄海字下曲田 舟2 船外機1
 一関市藤沢町黄海字小日形 舟1

2-8-3 空中消火基地の資機材等備蓄状況

平成28年4月1日現在)

配備区分 基地名(場所) 資機材名等		岩手県								計		計		合計
		消防学校	大船渡地区補給基地	二戸地区補給基地	花泉地区補給基地	久慈地区補給基地	計	大船渡地区補給基地	二戸地区補給基地	花泉地区補給基地	久慈地区補給基地	計	合計	
設置年度		昭和49	昭和60	昭和61	昭和62	平成元								
設置主体		岩手県	大船渡地区消防組合	二戸地区広域行政事務組合	一関市	久慈地区広域行政事務組合								
ヘリコプター離着陸場面積(m ²)		44,016	4,850	14,911	5,000	4,489	73,266							73,266
資機材保管庫構造		鉄骨平屋建												
資機材保管庫面積(m ²)		200	198	260	198	202	1,058							1,058
散水機		4					4							4
水のう型	(1800ℓ)	8	6	6	6	6	32							54
ハケット型	(700ℓ)						0							0
組立水	2,500ℓ	4	2	1	1	7	7							14
水	3,000ℓ					0	0							0
槽	5,000ℓ					0	0							0
吹流し	7,000ℓ	2				2	2							2
薬剤混合水槽		2				2	2							5
混合機		2	1			0	0							0
かくはん機						3	3							9
粉砕機		1	1	1	1	1	5							5
可搬式動力ポンプ		4				4	4							15
ベルトコンベア		1				1	1							2
充電機		1				1	1							2
バッテリーボックス		12	5	6	6	6	35							55
ホース		13					13							57
薬剤			75	75	66	75	291							420
			25	25	26	25	101							143
		461	336	336	336	336	1,805							1,805
剤							0							0

※ MAP1袋=30kg, CMC1袋=20kg, エプアールT1缶=20kg, フォレックス1缶=15kg

2-8-4 林野火災消火機（器）材備付状況

(平成30.10.1現在)

機(器)材名 所管区分	背負い 式消火 水のう	軽可搬 消防 ポンプ	山林防 災スプ レヤー	移動用 水槽	布製 バケツ	チェー ンソー	刈払機	スコッ プ	唐鍬	小型 動力 ポンプ
東北森林管理局計	389	16	0	31	408	21	70	409	796	1
岩手北部 森林管理署	24	1		2	12	4	21	35	55	
久慈支署	34	2		2	36	2	4	50	102	
盛岡森林管理署	74	4		5	101	3	13	29	135	1
岩手南部 森林管理署	86	1		3	106	2	17	111	202	
遠野支署	35	1		2	39	4	7	33	85	
三陸北部 森林管理署	66	4		11	45	3	5	113	96	
三陸中部 森林管理署	70	3		6	69	3	3	38	121	
森林整備課計	(2,392) 2,749	(33) 44	(13) 14	(82) 85	(433) 462	(55) 58	(60) 73	(404) 435	(293) 293	() 2
盛岡広域振興局 農政部	(207) 339	(2) 2	(4) 4	(7) 7						
県南広域振興局 農政部	(5) 5			(8) 8	(83) 83		10			
花巻農林振興セン ター	(62) 79	(1) 1	1		3			19		
遠野農林振興セン ター	(157) 157			2						2
一関農林振興セン ター	(415) 420	(2) 2	(4) 4	(16) 17	(100) 100	(6) 8	(10) 13	(98) 98	(94) 94	
沿岸広域振興局 農政部	(147) 147	(6) 6	(1) 1	(13) 13	(100) 100	(2) 3		(45) 49	(45) 45	
宮古農林振興セン ター	(314) 315	(2) 3		(2) 2		(1) 1				
岩泉林務出張所	(140) 298	(4) 14		(3) 3	14			2		
大船渡農林振興セ ンター	(198) 207	(2) 2	(2) 2	(8) 8		(46) 46	(50) 50			
県北広域振興局 農政部	(252) 276	(1) 1	(2) 2	(2) 2	(57) 59			(74) 76	(70) 70	
二戸農林振興セン ター	(495) 506	(13) 13		(23) 23	(93) 103			(187) 191	(84) 84	

() 内は森林整備課所管分のうち消防本部等で保管しているものである。

資料編 2 災害予防計画

(平成30.10.1現在)

機(器)材名 所管区分	防火水槽	林野火 災工作 車	ブッシュ カッター	チェー ンソー	可搬式 散水装 置	可搬式 送水装 置	軽可搬 式消防 ポンプ	小型動力 ポンプ付 水槽車
合計	1,239	1	2	153	5,872	83	131	4
盛岡市				7	174	2	30	
宮古市	96				514	8	2	
大船渡市	24			9	112	2		
花巻市				4	420	4		
北上市								
久慈市	286			2	238		2	
遠野市	46				492		2	
一関市	160							
陸前高田市								
釜石市			2	3				
二戸市	19				343	2		
八幡平市	23			10	240	8	15	
奥州市					360			
雫石町	56				90		8	
葛巻町	48			8	193		5	
岩手町					120		2	
滝沢村	22			9	153	5	6	
紫波町	178			1	110		3	
矢巾町								
西和賀町								
金ヶ崎町								
平泉町	11				150			
住田町	6				60		6	
大槌町					15			
山田町	28			7	50	2	3	
岩泉町	31				298	12		
田野畑村					89	6	4	
普代村	52			1	70	1	3	
軽米町	88				59		4	
野田村	29				20		2	
九戸村					78		10	
洋野町	30			1	170	2	13	
一戸町				4	32	5	3	
花巻市消防本部				7	76	2		
遠野市消防本部					29			
一関市消防本部							5	
陸前高田市消防本部				14	107			
大船渡地区消防組合消防本部				28	104	3	2	
二戸地区広域行政事務組合消防本部	3			2	608	14		
久慈広域連合消防本部		1			130	2		1
盛岡地区広域消防組合消防本部				23	92			
奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	3			2	46		1	1
釜石大槌地区行政事務組合消防本部								
宮古地区広域行政組合消防本部				10	30	3		2
北上地区消防組合消防本部				1	0			

2-8-5 放射性物質災害用資機材の備蓄状況

(平成24年11月1日現在)

備蓄資機材		備蓄機関		
		県	市町村 (消防を含む。)	計
放射線防護服		6着	41着	47着
呼吸保護具(放射性ガス対応用)		10個	54個	64個
電子ポケット線量計		61個	292個	353個
サーベイメーター	空間線量計	21台	247台	268台
	表面汚染検査計	1台	31台	32台
ガス測定器	可燃性ガス測定器	0台	67台	67台
	有毒ガス測定器	0台	46台	46台

2-9 建築物等安全確保計画

2-9-1 防火地域，準防火地域指定状況

(平成29年3月31日現在)

都市名	防火地域		準防火地域	
	面積 (ha)	最終決定年月日	面積 (ha)	最終決定年月日
盛岡市	25.0	平成21.3.19	1,179.0	平成21.3.19
宮古市			111.2	昭和26.12.22
大船渡市			31.2	平成25.11.29
奥州市			50.0	平成23.3.29
花巻市			75.3	昭和43.12.28
北上市			239.0	昭和45.7.1
久慈市			80.0	平成11.6.18
一関市			163.7	昭和41.8.26
陸前高田市			27.0	平成27.9.9
釜石市			218.0	平成6.3.1

2-9-2 住宅地区改良事業等、改良住宅等建設戸数

(平成30年1月1日現在)

建設年度	建設戸数	内 訳					備考
		盛岡市	花巻市	奥州市	釜石市	八幡平市	
昭和35	戸 18	戸 18	戸	戸	戸	戸	
36	18	18					
37	18	18					
38	62	36	26				
39	60	36	24				
40	42	42					
41	48	48					
42	54	54					
43	48	48					
44	48	48					
45	18	18					
46							
47							
48	68	32		36			
49	56			24	32		
50							
51	30				30		
52	6				6		
53	45				45		
54	51	21			30		
55	10					10	
56	77				62	15	
57	10					10	
58	12					12	
59	2					2	
60							
61							
62	8					8	
63							
平成元							
2							
3							
4							
5							
6	20				20		
7							
8							
9	42	42					
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
計	871	479	50	60	225	57	

2-9-3 都市公園の整備状況及び整備計画

(平成29年3月31日現在)

種 別	計 画		開 設	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
街区公園	341	84.78	1,070	148.74
近隣公園	45	85.66	56	98.92
地区公園	13	95.90	12	80.71
総合公園	20	516.70	22	474.93
運動公園	12	213.40	10	184.35
風致公園	6	235.90	5	84.85
広域公園	3	527.40	2	188.10
墓園	3	89.70	3	61.10
緑地	19	324.13	45	115.94
合 計	462	2,173.57	1,225	1,437.64
1人当り公園面積				14.3m ² /人

- (注) 1 計画とは、都市計画法により計画決定されたものであり、平成29年3月31日現在のものである。
 2 開設とは、都市公園法により開設されたものをいう。
 3 1人当り公園面積とは、都市計画区域内人口(1,005千人)をベースとしている。

2-9-4 市街地再開発事業の状況

(平成30年3月31日現在)

事業主体名	実施年度	施工地区名	備考
盛岡市	昭和52～57	盛岡駅前第一地区（第一工区）	国土交通省住宅局所管
盛岡市	昭和52～60	盛岡駅前第一地区（第二工区）	〃 □
水沢市	昭和55～60	水沢中央地区	〃 □
北上市	昭和56～60	北上駅前地区	国土交通省都市・地域整備局所管
北上市	平成6～11	北上本通り・新穀町地区	国土交通省住宅局所管

※ 「実施年度」は補助事業実施年度

2-9-5 がけ地近接等危険住宅移転事業の状況

(平成30年10月31日現在)

事業内容	事業実績														
	昭和54年度	〃55年度	〃56年度	〃57年度	〃58年度	〃59年度	〃60年度	〃61年度	〃62年度	〃63年度	平成元年度	〃2年度	〃3年度	〃4年度	〃5年度
除去戸数	9	14	7	13	17	12	7	6	10	7	5	4	8	8	5
建設戸数	8	13	6	9	13	8	7	4	10	5	3	3	5	5	4
事業内容	事業実績														
	〃6年度	〃7年度	〃8年度	〃9年度	〃10年度	〃11年度	〃12年度	〃13年度	〃14年度	〃15年度	〃16年度	〃17年度	〃18年度	〃19年度	〃20年度
除去戸数	6	6	5	1	10	4	1	1	5	9	7	4	7	2	7
建設戸数	4	4	2	1	2	3	1	1	2	3	1	1	2	0	3
事業内容	事業実績														
	〃21年度	〃22年度	〃23年度	〃24年度	〃25年度	〃26年度	〃27年度	〃28年度	〃29年度						
除去戸数	3	2	4	2	0	0	3	0	1						
建設戸数	2	1	1	1	0	0	1	0	1						

2-9-6 土地区画整理事業の状況

平成30年3月31日現在

都市名	完了		施工中	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
盛岡市	29	907.8	4	126.5
釜石市	5	197.7	4	107.6
宮古市	10	223.6	2	56.7
北上市	15	450.1	—	—
花巻市	20	434.3	—	—
大船渡市	13	345.2	1	33.8
一関市	7	249.2	—	—
奥州市	21	310.9	—	—
遠野市	3	51.9	—	—
久慈市	3	142.7	—	—
陸前高田市	5	124.1	2	298.5
二戸市	2	26.4	1	88.4
八幡平市	—	—	1	3.8
平泉町	1	11.3	—	—
大槌町	3	46.3	3	43.6
紫波町	3	43.9	—	—
矢巾町	7	136.1	2	51.7
山田町	3	34.8	4	89.8
滝沢市	5	111.6	—	—
野田村	1	12.9	—	—
合計	156	3,860.8	24	900.4

2-9-7 建築物防災週間防災査察実施状況

(平成30年11月1日現在)

	平成 15年度 上期	〃 15年度 下期	〃 16年度 上期	〃 16年度 下期	〃 17年度 上期	〃 17年度 下期	〃 18年度 上期	〃 18年度 下期
現地査察件数	42	36	38	36	36	40	73	62
改善指導件数	21	24	21	24	18	22	44	32
	平成 19年度 上期	〃 19年度 下期	〃 20年度 上期	〃 20年度 下期	〃 21年度 上期	〃 21年度 下期	〃 22年度 上期	〃 22年度 下期
現地査察件数	67	75	66	78	66	59	64	62
改善指導件数	50	55	44	51	33	41	33	34
	平成 23年度 上期	〃 23年度 下期	〃 24年度 上期	〃 24年度 下期	〃 25年度 上期	〃 25年度 下期	〃 26年度 上期	〃 26年度 下期
現地査察件数	42	45	55	60	55	53	53	58
改善指導件数	30	31	45	35	42	40	46	48
	平成 27年度 上期	〃 27年度 下期	〃 28年度 上期	〃 28年度 下期	〃 29年度 上期	〃 29年度 下期	〃 30年度 上期	
現地査察件数	59	58	47	54	57	54	50	
改善指導件数	33	42	39	40	32	36	29	

資料編 2 災害予防計画

2-9-8 災害危険区域の指定箇所

(平成30年9月1日現在)

区分	条例制定日	地区名	指定区域	指定の目的
宮古市	平成24年 10月24日施行	浦の沢	重茂第30地割の一部	津波による 災害を未然 に防止し、 住民の生命 財産の安全 を図る。
		追切	重茂第30地割の一部	
		鶏磯	重茂第25地割の一部、第26地割の一部	
		荒巻	重茂第23地割の一部、第24地割の一部、第25地割の一部	
		音部	音部第1地割の一部、第4地割の一部、第5地割の一部、第6地割の一部、第9地割の一部、重茂第23地割の一部	
		摂待	田老字水沢の一部、星山の一部、片巻の一部、下摂待の一部、弘川の一部	
		松月	崎山第4地割の一部	
		中ノ浜	崎山第3地割の一部、第6地割の一部	
		宿	崎山第3地割の一部	
		日出島	鍬ヶ崎第15地割の一部、第16地割の一部	
		大沢	鍬ヶ崎第6地割の一部、第8地割の一部、第10地割の一部、第12地割の一部	
		小堀内	赤前第14地割の一部	
		堀内	赤前第14地割の一部、第15地割の一部、第16地割の一部	
		葉の木	赤前第17地割の一部	
		太田浜	白浜第3地割の一部	
		小鯖沢	白浜第3地割の一部	
		田老	田老字乙部の一部、字野原の一部、字青砂里の一部、字川向の一部、字向山の一部、字西向山の一部、字田中的一部分、字小林の一部、字小田代の一部、字荒谷の一部、字館が森の一部、字田の沢の一部	
		法之脇	津軽石第1地割の一部、第2地割の一部	
		赤前	赤前第1地割の一部、第4地割の一部、第6地割の一部、第8地割の一部、第9地割の一部、第10地割の一部、第11地割の一部、津軽石第2地割、第7地割の一部、第8地割の一部	
		高浜	高浜2丁目の一部、4丁目的一部分	
		金浜	金浜第1地割の一部、第2地割の一部、第4地割の一部、第5地割の一部、第6地割の一部、第8地割の一部	
		平浜(大浜)	重茂第29地割の一部	
		立浜	重茂第27地割の一部、第29地割の一部	
		宿浜	重茂第26地割の一部、第27地割の一部	
		重茂里	重茂第3地割の一部、重茂第5地割の一部、第6地割の一部、第7地割の一部	
		与奈沢	重茂第7地割の一部、第9地割の一部	
		姉吉	重茂第9地割の一部、第10地割の一部	
		千鶏	重茂第11地割の一部、第12地割の一部、第14地割の一部、第15地割の一部	
		石浜	重茂第15地割の一部、第16地割の一部、第18地割の一部、第20地割の一部、第21地割の一部	
		川代	重茂第21地割の一部、第22地割の一部	
		水沢漁港	田老字水沢の一部、字水沢南の一部	
		小堀内(田老)	田老字向新田の一部、字青野滝北の一部	
		青野滝	田老字青野滝南の一部、字重津部北の一部、字重津部の一部	
沼の浜	田老字重津部の一部、字乙部野の一部、字和野の一部、字駿達の一部、字滝の沢の一部			
小港和野	田老字和野の一部			
小港漁港	田老字和野の一部			
越田	田老字和野の一部、字越田の一部			
檜内漁港	田老字西向山の一部、字檜内的一部分			
女遊戸	崎山第4地割の一部、第6地割の一部			
大船渡市	平成25年 4月1日施行	千歳	三陸町吉浜字千歳の一部	津波による 災害を未然
		小石浜	三陸町綾里字小石浜及び字館ヶ森の各一部	

資料編 2 災害予防計画

		砂子浜	三陸町綾里字砂子浜の一部	に防止し、住民の生命財産の安全を図る。	
		野々前・白浜	三陸町綾里字殿畑、字白浜、字大久保、字大明神及び字野々前の各一部		
		合足	赤崎町字合足の一部		
		小壁	三陸町越喜来字鳥頭の一部		
		崎浜	三陸町越喜来字大平、字仲崎浜、字東崎浜及び字明神道の各一部		
		越喜来泊	三陸町越喜来字泊及び字小泊の各一部		
		小路	三陸町綾里字小路の一部		
		細浦	末崎町字船河原、字石浜、字峯岸、字内田、字細浦、字中野、字神坂、字小細浦及び字山岸の各一部		
		浦浜	三陸町越喜来字小出、字所通、字前田、字肥の田、字沖田、字波板、字杉下、及び字泊の各一部		
		赤土倉	末崎町字赤土倉及び字大浜の各一部		
		碁石	末崎町字大浜、字泊里及び字大豆沢の各一部		
		末崎泊里	末崎町字泊里、字大豆沢、字中森、字西館、字山根及び字小中井の各一部		
		門之浜	末崎町字島崎、字高清水、字大田、字小田、字鶴巻、字門之浜、字小中井及び字西館の各一部		
		根白	三陸町吉浜字向野、字十二役及び字根白の各一部		
		扇洞	三陸町吉浜字扇洞の一部		
		吉浜	三陸町吉浜字沖田、字上野、字中井、字川原、字扇洞及び字横石の各一部		
		甫嶺	三陸町越喜来字甫嶺、字西甫嶺及び字鬼沢の各一部		
		長崎	赤崎町字外口及び字長崎の各一部		
		蛸ノ浦	赤崎町字清水、字蛸ノ浦及び字鳥沢の各一部		
		綾里	三陸町綾里字港、字石浜、字岩崎、字平館、字黒土田、字館、字田浜上及び田浜下の各一部		
		下船渡	大船渡町字永沢、字上平、字下平、字砂子沢、字宮ノ前及び字下船渡の各一部		
		大船渡	大船渡町字砂森、字中港の各全部 大船渡町字地ノ森、字堀川、字役料、字富沢、字赤沢、字新田、字欠ノ下向、字台、字茶屋前、字野々田、字笹崎及び字永沢の各一部		
		盛	盛町字砂土場、字東町裏、字内ノ目、字馬場、字二本杵及び字中道下の各全部 盛町字町、字松木渡、字東町、字館下、字みどり町、字宇津野沢、字御山下、字田中島及び字下館下の各一部		
		赤崎	赤崎町字諏訪前、字中井、字沢田、字石橋前、字佐野、字亀井田、字曲土手、字普金、字跡浜、字塩場、字後ノ入、字生形、字大洞、字山口、字太立、字永浜及び字清水の各一部		
一関市	平成17年9月20日施行 (平成19年1月1日改正) (平成23年9月26日改正)	舞川	字不動塚及び字小和巻の標高27.9メートル以下の区域		出水による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。
			字河賀慶の標高27.1メートル以下の区域		
		弥栄	字番台、字駒ヶ峯、字根岸及び字荷掛場の標高26.6メートル以下の区域		
			字川底の標高24.6メートル以下の区域		
		川崎町門崎	字小間木の標高24.3メートル以下の区域		
			字銚子の標高24.6メートル以下の区域		
		川崎町薄衣	字町裏、字法道地、字久伝、字須崎、字矢作前、字砂子田、字高館、字六反、字大清水、字玉崎、字御手洗及び字千石の標高18メートル以下の区域		
			字古館の標高23.5メートル以下の区域		
			字畑の沢の標高23.4メートル以下の区域		
			字南新山及び字石船渡の標高23.1メートル以下の区域		
字上巻の標高22.9メートル以下の区域					
字下巻の標高22.7メートル以下の区域					
花泉町日形	字沼田の標高22.5メートル以下の区域				
	字中神の標高21.9メートル以下の区域				

資料編 2 災害予防計画

			字下清水の標高20.4メートル以下の区域	
		花泉町老松	字沼野沢及び字小沼の標高19メートル以下の区域	
		花泉町永井	字川の口の標高19メートル以下の区域	
		黄海	字大森の標高18.5メートル以下の区域	
			字本沢の基準高21.8メートル以下の区域	
			字川口沖の基準高21.0メートル以下の区域	
			字小日形の基準高20.9メートル以下の区域	
			字上曲田の基準高19.7メートル以下の区域	
			字下曲田の基準高19.0メートル以下の区域	
陸前高田市	平成24年 3月26日施行	高田町	高田町曲松126-16、126-17、124-4、113-2、119-5、117-2、120-10、116-9、110-4、110-9、110-10、111-2、111-8、111-10、113-4、113-5、113-7、114-6、114-10、116-11、117-10、117-12、117-13、118-2、118-5、118-13、119-3、119-9、119-16、119-21、119-23、120-4、120-11、120-16、120-17、121-6、124-5、125-14、125-18、126-2、126-4、126-6、126-12、126-15、127-1、127-4、127-6、127-18、128-4、128-7、129-9、129-10、129-11、131-10、132-5、1-2、110-1、110-3、110-6、110-7、110-15、110-18、110-19、111-1、111-6、111-7、111-9、112-5、113-1、113-3、113-8、113-9、113-11、113-16、113-20、113-21、114-1、114-11、115-4、115-8、115-10、116-1、116-5、116-6、116-7、116-8、116-12、116-13、116-15、116-16、116-18、117-1、117-4、117-5、117-9、117-11、118-1、118-6、118-7、118-10、118-11、118-12、118-14、119-1、119-2、119-6、119-7、119-12、119-14、119-18、119-22、120-3、120-7、120-9、121-8、121-10、123-1、123-4、124-2、124-3、124-6、124-8、125-1、125-4、125-7、125-10、125-11、125-11、125-15、125-16、125-17、125-19、125-20、126-9、126-11、127-3、127-5、127-11、127-12、127-15、127-16、128-1、128-5、129-3、129-4、129-5、131-1、131-5、131-13、132-24、119-8、119-11、121-2、125-2、125-8、125-12、110-12、110-17、111-5、115-1、116-4、120-19、125-6、127-9、127-17、129-1、129-2、129-12、110-8、110-11、110-14、110-16、115-3、119-17、125-3、125-9、125-22、126-3、114-2、120-8、120-20、127-2、113-12、115-5、115-6、115-7、119-4、124-7、124-10、110-2、110-21、114-5、119-13、119-15、119-19、119-20、119-24、121-1、121-7、121-9、126-10、128-3、128-6、128-10、131-4、131-8、131-12、131-14、131-16、131-17、132-4、110-20、114-3、114-4、114-7、114-8、114-14、120-1、120-2、124-1、124-9、125-5、129-8、130-1、131-6、131-7、131-11、110-5、110-13、112-2、112-3、113-6、113-10、113-17、113-18、113-19、113-22、114-9、115-9、116-17、118-8、121-3、128-2、128-8、128-9、128-11、128-12、128-13、129-6、129-7、130-2、131-2、131-3、132-6、132-7、114-13、115-2、127-7、127-8、112-7、114-12、120-5、120-6、120-18、127-10、127-13、127-14、中宿12-3、12-4、9-1、13-1、13-2、13-7、14-1、18-5、48-2、48-8、48-9、48-11、65-2、6-2、7、8-3、10-2、13-6、13-12、15-2、15-3、15-4、18-18、19-3、23-1、34-1、34-12、37-1、39-2、30-1、60-8、60-17、60-19、62-6、64-1、66-6、74-2、75-2、66-1、66-4、8-1、	津波による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。

11-1、11-7、11-8、14-8、16-1、16-2、37-2、
37-3、40-1、40-2、40-4、74-1、75-1、74-3、
35-3、48-7、18-2、12-1、12-2、13-3、13-
11、35-1、43-1、43-5、18-1、18-6、18-13、
18-14、18-16、18-20、18-22、35-2、36、38-
2、42-1、42-2、45、18-15、1-2、2、52-2、
55-6、9-3、10-3、74-4、本宿44-4、45-3、45-
4、45-5、45-8、48-3、48-4、94-7、94-10、
95-1、95-2、95-3、95-5、95-6、95-7、95-9、
46-3、49-1、76-1、76-2、84-1、95-4、94-
11、94-6、94-1、86-1、86-5、95-10、45-1、
46-1、46-2、47-1、46-9、46-10、94-2、94-
8、95-8、87-3、87-5、87-7、88-3、50-3、53-
1、75-2、76-5、76-9、77-3、92-1、92-2、92-
6、92-22、92-27、93-8、96-4、96-5、96-9、
96-10、94-3、94-4、94-5、飯森場2-2、3-1、
9、中田39-3、53-6、134-5、53-4、53-8、54-
1、56-3、88-2、97、98、134-6、36-3、53-9、
53-10、53-3、86-10、54-5、56-8、177、56-
6、134-2、53-1、86-8、135-3、135-4、135-
7、135-5、135-8、4-5、4-10、86-5、1-3、2-
1、2-7、2-10、2-17、2-18、5-1、5-12、5-
14、56-4、134-3、下宿34-6、36-1、37-9、34-
1、34-5、37-2、27-4、4、7-3、8-4、10-1、
11-4、12-1、14-1、14-2、16-1、16-2、21-1、
21-3、21-4、21-7、21-8、21-9、21-10、21-
11、21-12、21-14、23-1、23-3、24-1、25-2、
26-1、27-2、27-3、27-11、37-4、38-2、38-
3、39-2、39-4、40-5、67、法量4-5、太田11-
2、9-5、9-9、61-3、中長砂58-2、58-3、10-
8、10-13、10-14、10-17、10-18、10-20、11-
1、11-4、11-25、11-26、11-28、12-7、12-9、
16-1、17、18-1、18-4、20-4、21-2、22、22-
1、24-2、24-4、25-3、25-4、25-8、25-9、25-
10、25-19、25-21、26-1、27-3、28-2、29-1、
29-2、29-3、30、31-1、37-1、37-2、38、41、
42-2、43-1、43-2、43-3、44-2、60、69-1、
69-3、70-1、砂畑1-2、1-3、2-1、2-3、2-4、
8-4、9-10、10-4、10-14、11-8、12-14、2-2、
2-12、9-6、9-7、9-8、9-9、9-11、9-12、10-
15、11-1、11-4、11-5、11-7、11-10、11-14、
11-16、11-17、11-19、11-23、12-15、12-20、
12-22、12-25、12-26、12-27、12-28、13-1、
13-2、13-6、13-21、15-4、68-3、68-4、68-
5、69-1、69-4、69-5、69-6、71-2、71-6、71-
9、71-14、71-15、71-16、前の森135、152、
184-3、184-4、127、128-1、129、136、137-
1、138、140、143、144、145-1、145-2、146、
147、148、153、154、155、158-1、161、166、
166-2、169-2、170、184-1、184-2、301、
303、304、305、310、311、313、316、318、
319、321、322、323、327、330、333、334、
336、337、338、339、341、343、344、345、
346、347、348、349、350、351、352、353、
355-2、356、357、364、365、368、375、376、
377、379、380、381、386、387、388、512、
513、514、515、516-1、516-2、517、518、
519、520、521、522、525、馬場前52-1、52-
2、46-1、47、47-2、50-1、51-1、51-2、53、
54、55、56、57-1、57-2、58、60、61、63-1、
63-2、64-1、65-1、65-3、65-5、65-7、134、

	<p>135-1、135-2、137-1、137-2、138-1、138-2、140-1、140-2、140-3、144、146、147、149、150、151、152、153、154-1、154-2、155、156、158、159、160、163、164、165-1、165-2、166、167-1、167-2、168、169、170-2、170-3、172、174、175、176、178、179、180、181-4、181-5、181-6、183、184-1、184-2、185-1、188-1、189-1、189-2、190、191、杉並1、5-3、5-5、16、22-1、22-3、34-1、34-2、34-3、34-4、39-2、39-3、46、48、63、67-2、68-3、70-1、70-4、75、76、78、88、91-2、102-2、110-1、110-2、111、112-1、112-2、113-1、113-2、124、125-2、126、127-2、129、131、134-1、135-1、135-2、135-3、135-4、136、137、138、140、141、143、144、145、146、147、148、149、152、153-1、153-3、153-5、125、130、134-2、150-3、153-2、153-4、館の沖119、159、160、161、162、163、164、165-1、165-2、166、170、171、172-1、172-2、172-3、172-4、173-1、173-2、174、175、176、183、184-1、185、187、188、188-2、189、115、118、122、123、124、127、129、131、132、133、134、135-1、135-2、136、141、142-1、142-2、145、146、147、148、149、150、152、153-1、154、158、176-2、177、178、179、180-1、182、184-2、中川原6-1、10-2、古川28-10、陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業による仮換地HB10街区1画地、HA03街区101画地、HA01街区1画地、HA02街区1画地、HB01街区2画地、HB02街区2画地、HB03街区1画地、HB04街区1画地、HB05街区1画地、HB06街区2画地、HB07街区2画地、HB09街区2画地、HB11街区101画地、HB11街区102画地、HB12街区1画地、HB13街区1画地、HB14街区1-1画地</p>
気仙町	<p>気仙町中井204-2、200-2、268、265-2、265-3、土手影345、138-3、145-1、300、307、312、316、318、325、336、337、342、356、357、358、131-1、134、138-4、141-1、141-2、142-2、148-1、266、303、304、305、315、320、321、324、326、327、328、329、330、331、338、339、343、344、346、347、348、350、353、354、355、367、368、371、372、373、374、132-1、133-1、135-1、154-1、156-1、157-1、378、302、363、351、138-1、146-1、308、311、332、333、340、149-1、150-3、150-5、267、136-1、151-1、151-2、152-1、153-1、306、309、310、323、361、362、364、375、湊106、169-3、6-1、6-2、9、12-1、19-5、20-1、90-4、90-5、93-4、93-5、93-6、96-2、105、106、112-1、112-4、112-5、112-6、112-7、113-1、114-1、115-2、116-2、119-1、122-1、122-2、122-3、124-4、124-5、124-8、124-10、124-11、131-15、131-16、131-17、153-3、156-2、157-3、165-1、168-2、170-2、176-5、176-6、176-7、176-8、176-9、176-11、177-1、177-11、177-12、177-13、177-19、178-20、178-33、178-56、178-57、178-58、178-59、185-2、185-5、185-10、185-11、185-18、186-6、186-7、186-10、186-11、186-12、186-14、186-18、186-21、186-22、186-23、186-24、186-50、186-56、187-2、7-1、37-1、87-1、104-1、109、118-1、125-1、176-3、178-1、178-27、178-38、178-51、178-62、180-2、180-7、180-8、180-9、185-3、185-4、185-20、186-8、186-20、121、10-1、13、14、</p>

19-2、19-4、96-1、101、101-2、169-4、171-3、171-5、172-2、172-4、173-4、173-14、176-1、176-14、176-16、176-17、176-18、176-19、176-20、177-5、178-3、178-7、178-29、178-31、178-35、178-40、178-49、179-4、179-5、179-6、180-11、180-12、180-13、180-14、180-15、180-16、180-17、180-18、185-6、185-7、185-8、185-17、185-19、186-3、186-27、186-28、186-30、186-40、186-46、95、186-37、39-5、39-18、178-22、178-23、17832、185-9、107、107-1、125-3、173-11、173-12、173-15、173-17、175-1、176-2、178-30、178-41、176-4、18、86-1、120、180-1、186-1、186-36、186-43、186-49、191、17、20-3、20-4、22-3、39-14、118-2、186-4、203、8-1、112-16、125-11、177-7、19-6、19-7、186-9、200-2、112-14、177-15、99-1、99-3、99-4、173-10、173-16、178-26、178-36、178-37、178-39、178-60、171-2、180-3、11、15、38-2、177-3、178-8、木場319、320、346、101、103、104-1、104-2、105、106、109-1、307、308、317、318、324、100-1、112-2、305、306、309、310、313、314、107-1、107-2、301、110-1、111-3、111-5、315、316、321、322、326、327、328、329、330、331、332、333、334、336、337、338、340、341、342、343、344、345、347、348、349、350、351、352、355、356、357、358、359、302、303、97-1、98-1、304、311、312、108-1、300、中堰713、714、677、678、708、710、628、667、269、281、282、295-1、296-1、296-2、297-1、602、623、626、630、652、653、664、665、711、712、278-2、294、464、604、619、621、622、624、634、637、646、647、659、660、662、666、669、670、671、672、686、687、688、689、690、696、697、698、709、719、720、682、683、685、716、631、638、639、640、641、642、675、676、270、620、701、702、693、694、695、718、606、607、608、609、610、651、657、658、699、700、715、274-11、274-12、276-1、611、612、627、645、654、655、679、680、681、684、724、625、632、633、635、636、668、673、674、648、649、650、721、605、603、要谷136-1、7-3、15、28、31-4、39-2、2-2、2-3、4、5、8-1、8-2、19-3、20-1、21、42-8、136-3、137、145、145-2、145-3、168、10、24-2、26、45-1、45-4、24-4、45-11、46-13、24-3、139、9、6-2、37-2、24-5、月山65-1、65-2、63-3、64-2、64-1、62-3、62-6、63-1、二日市40-1、40-5、40-6、52-2、64-4、64-7、64-8、64-9、64-13、62、60、60-2、63-1、63-2、64-1、64-2、64-10、64-11、64-17、64-21、69-2、70、68、40-4、40-10、45-1、古谷41-2、42-1、43、50、51-2、113-3、113-4、113-6、117-3、46、47、42-2、48-2、44-1、44-2、94-3、159、163-5、118-1、118-2、双六6-4、39-1、53-21、59、61、63、67-1、29-5、60、60-1、67-2、57、58-3、64-1、66、69-5、83、43-2、62、牧田169、174-1、44-4、56-3、180、183-3、185-2、181-1、167、171、172、上長部2、10、48、256-7、272-7、53、53-3、56-2、260-4、63、62-2、62-3、62-6、64-2、51、55-1、13、13-2、14-2、253-4、64-3、58、248、257-2、59、福伏13-2、13-3、21、

		<p>24-10、195、23-4、29、30、34-2、27、18-1、20、13-1、14-2、11-3、14-1、23-6、24-3、24-6、24-8、24-2、奈々切264、265、215、216、220、221、226、247、248、262、263、281、282、283、285、286、288、298、333、338、343、204、205、209、217、232、240、241、242、243、245、272、273、275、289、292、297、328、329、330、335、346、203、211、222、326、218、219、316、323、336、337、212、244、290、291、321、322、344、345、296、268、277、278、279、294、231、252、293、299、300、301、302、315、233-1、233-2、246、287、307、314、214、225、227、228、229、230、234、303、304、305、306、270、271、317、318、339、223、224、235、236、238、239、253、254、255、256、257、258、259、260、261、269、276、280、309、319、320、324、325、334、342、田の浜4-5、神崎7-3、42-1、87-1、1-2、50-8、54-1、133、22-5、荒川76-3、104-3、104-4、107-1、77-4、77-3、104-1、80-2、82-2、82-3、107-3、102、川口1、2-1、2-2、3-6、41-2、32-3、町3、14、139-1、164、172、町裏62-3、91-1、62-1、63-1、63-2、67-1、小淵76-16、76-19、76-20、91-2、的場1-2、2-7、2-12、2-18、3-13、4-7、8-7、9-6、11-3、12-5、14-4、14-17、陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地地区画整理事業による仮換地114街区1画地、115街区1画地、116街区1画地、116街区2画地</p>	
	米崎町	<p>米崎町沼田58-2、216-7、153-1、168-1、6-1、6-3、15、16、51-1、51-5、73-1、73-5、80、83、84、90-1、91-1、91-4、93、97-2、131-5、132-7、145-9、153-6、154-3、154-6、154-7、155-1、156-18、156-20、159-1、159-5、163-3、163-4、163-5、169-1、182、183、187、197、216-5、218-6、250-2、251、8-4、14、18-1、18-4、28-1、29、31-3、32-1、32-2、36、41-2、53-2、55、73-3、73-4、74-2、75-1、76-1、76-3、77-1、77-2、77-5、77-7、77-9、78-2、78-10、79-1、82-1、82-2、82-4、82-6、82-7、87-1、91-2、91-3、100-8、131-2、143-7、145-2、145-23、149-1、151-7、152-1、153-7、153-8、154-5、156-9、156-17、156-19、158-2、174-1、175-4、175-6、176-1、176-2、177-1、178-1、179-1、180-1、181-1、191-1、212、216-2、216-8、216-9、218-2、218-3、218-4、220-2、229-4、247、52、60、3-4、20-9、222-1、153-9、148-4、151-2、151-4、151-8、216-4、218-7、22-1、23-1、23-2、64-3、78-1、154-1、154-2、154-4、175-11、220-1、223-1、224-1、226-1、79-2、100-4、149-4、216-3、218-8、81-3、81-4、81-7、85-6、229-3、脇の沢10、168-20、139-3、168-31、11-5、8-5、9-1、116-1、117-4、119-1、135-2、137-2、138-1、138-2、140-3、140-5、140-7、143-4、146-3、146-13、147-9、164-2、167-2、167-5、168-12、168-21、168-24、1-7、7、116-4、119-2、120-1、121-1、121-3、122-1、122-10、122-11、126-1、127-2、127-4、136-3、136-5、136-16、136-17、139-4、140-9、146-4、146-5、146-8、146-10、166-1、168-1、168-3、168-7、168-9、168-16、168-26、168-27、168-30、171、118、168-25、16、2-5、154-6、154-8、</p>	

	<p>165、146-9、168-28、6、173-1、151-3、28-5、137-1、147-2、5-1、5-2、167-3、館8-1、90-3、127-6、5、3-1、2-3、10-3、10-8、12-3、12-4、12-13、12-16、12-17、13-1、104-1、108-4、109-2、122-3、135-2、1-1、1-3、2-1、4、9-3、9-6、9-7、12-8、12-15、90-2、91、126-4、3-2、92、93-1、93-2、125-6、126-1、6、11-3、14-5、89-2、89-3、89-4、90-1、109-1、109-9、13-6、122-8、123-1、123-3、127-2、7-1、7-3、137、10-1、135-1、中島115、36-5、157-2、71-1、39-2、156-2、157-3、堂の前92-8、50、97-1、6-1、6-3、10-3、11-10、25-1、25-14、25-27、25-30、25-33、47-2、65-4、65-5、65-7、65-18、65-19、65-20、65-21、65-22、66、93-1、98-6、98-7、3-1、4-1、16-1、16-16、16-18、19-1、25-3、25-6、59、63、67、69、70-2、71-2、74-2、92-10、94-4、94-5、95、102、106-1、107-1、110-1、110-5、166-2、61-1、11-5、11-6、11-13、12-7、25-5、25-12、47-3、61-6、101-4、30-1、30-3、100、75-4、25-15、25-25、96-1、96-8、98-1、98-2、98-8、25-7、25-17、25-23、101-2、6-2、7-1、7-2、10-5、16-15、57、98-3、167、3-4、37、65-14、65-15、地竹沢276-1、6-3、32-1、34-1、34-3、19-1、33、36-8、36-10、36-12、62、273-1、274-1、275-1、36-9、6-2、31-4、31-5、30-1、川西121-2、11-5、38-5、46-8、111-2、111-4、111-9、116-2、116-3、116-4、117、118-4、9、41-2、42-2、44、51-2、61-3、61-5、61-6、40-4、43-1、102、83-2、67-3、67-4、19-1、68-7、68-8、11-6、11-7、16-2、38-4、38-6、38-9、39-1、40-7、40-8、40-9、83-2、118-5、118-6、118-7、121-4、121-6、松峰104-2、103-5、59-87、104-1、107-1、108-1、109-5、134-5、62-1、62-5、59-86、103-6、中田71-1、71-5、82、255、273、274、80、254-1、254-2、254-4、83、川崎177-1、179、西の沢26-1、26-2、249-3</p>
矢作町	<p>矢作町大嶋部35-2、42-1、129-11、129-15、131-8、54-1、131-13、146、越戸内141-2、176、10-1、13、170-13、170-14、11-1、203、11-3、12、134-5、134-8、136-7、小嶋部96-2、寺前7</p>
広田町	<p>広田町長洞107、11-1、20-2、25-1、25-3、33、80-1、83-1、118-1、195-1、240、52-1、76-2、81、7-1、104、224-3、114-1、197-1、30-1、3-1、5-1、6-1、16-2、113-1、4-4、2-1、24-2、羽根穴26-1、26-3、26-17、80-3、114-1、114-2、200-2、33-1、106-2、172-1、24-5、29-1、29-3、大久保145-5、133-3、140-5、140-10、1-1、154-1、140-4、140-11、146-3、150-3、155-2、139-2、中沢8-2、8-3、33-1、33-3、34-3、39-1、39-6、41-1、49、188-16、52、188-15、188-17、323-1、37-2、188-1、35-3、35-12、36-1、7-1、43-2、43-3、188-3、188-6、188-12、6-7、42-9、277、7-6、9-3、279-1、306-4、6-1、39-4、276-14、泊65-3、107、108、112、113、114、114-1、115、154、155、78-14、79-4、83-1、83-3、94-1、95-2、124、134-1、75-2、78-10、110、138-2、97-2、105-1、77-3、78-4、78-19、</p>

	<p>109、116-1、116-2、116-3、117、20-3、103-4、136、140、142、78-9、18-1、71、75-1、76-2、78-1、81-4、135、83-2、102-3、103-5、93-1、69、103-2、103-1、小長洞2-1、3-2、33-1、34-2、33-2、33-3、169、170、六ヶ浦23-1、33、34-1、34-2、35-1、35-2、35-3、391、398、399、382-2、1-6、382-3、1-1、1-2、1-3、3-2、2-7、149-1、151-2、152-5、148-1、150-1、108-12、145-1、146-1、403-8、5-1、108-7、108-14、156、165-3、383-5、30-8、袖野120、久保2-1、257、11-1、11-6、14-4、4-4、大陽225-1、224-1、224-3、223-3、後花貝30-1、35-5、190-2、35-1、187-2、164-1、田端5、193-5、191-2、195-4、219、190-9、195-3、198-2、191-4、216、1-1、前花貝17-5、45、107-2、123-7、139-1、160-3、161-1、5-5、28、29-1、155、162-1、206-11、213、159、187-4、1-2、2、2-4、3、4-1、4-6、9-3、54-1、54-3、54-4、169-1、206-10、15-1、49-2、166-3、167-1、167-5、168-1、8-1、157、39、52、156-1、166-2、172-10、172-12、天王前13、14-3、14-7、14-8、14-9、14-10、21-4、23-10、25-3、28-8、28-18、28-23、28-24、28-26、70-7、70-10、70-14、70-15、70-16、70-21、70-24、73、78-1、78-6、79-2、85-13、87-7、87-8、106-1、7-4、28-22、28-25、28-27、28-28、55-1、58-5、70-23、70-27、78-4、78-5、84-12、85-15、30-2、3、28-9、70-4、70-12、70-18、72、28-16、28-15、29-3、75-1、75-2、75-4、76-1、76-2、85-5、85-8、88-1、89-3、89-4、89-6、2-5、28-12、28-17、88-2、23-8、63-4、7-6、21-2、21-5、23-11、29-1、32-3、76-3、90-5、97-4、74-24、85-14、28-6、28-19、7-8、10、御城林43-7、後浜103-2、83、84-3、83-1、92、平畑162</p>
小友町	<p>小友町矢の浦51、24-1、25-1、23、31、両替22、89、93-1、94-9、94-10、18、94-4、94-5、94-6、3-1、7-2、36-1、115、91-1、93-2、19、26-1、94-13、94-17、94-18、94-1、94-20、茶立場5-8、2-4、3-1、3-12、4-1、4-2、5-4、5-6、5-7、5-21、12-6、13-8、13-9、1-1、15-1、谷地前17-4、17-5、43-1、40-2、16-1、17-1、56-2、13-1、40-5、42、53、84-2、91-1、91-6、15-8、51-3、79-3、7-1、16-4、6-1、三日市14、6-8、6-12、6-14、41-3、44-1、44-3、44-5、46-4、46-5、56-10、66-1、69-1、6-5、8-3、10-1、39-10、46-17、56-2、56-4、67-1、68-1、78-5、123、11-1、36-2、64-3、6-2、6-4、6-13、56-7、76-1、76-9、42-1、43-6、37-3、48-2、12、12-1、5-13、6-9、41-6、41-7、45-2、54-2、16、5-11、63-1、8-1、13-1、14-9、18-7、18-11、73、74-1、衣地6-2、7-7、7-8、5-1、7-3、7-4、3-22、3-6、7-2、小ヶ口前23-2、26-2、28、29-1、30-2、26-3、金浜7-2、9-1、9-8、10-1、2-4、5、9-2、6-2、新田前2-7、2-13、冥加沢1-8、1-9、6-6、6-8、6-9、22-1、22-2、25-1、25-3、25-9、25-17、25-23、25-25、26-3、27-2、27-4、39-2、147-2、148-3、148-4、148-6、148-8、148-11、148-14、1-11、1-16、6-3、6-4、6-10、11、25-13、25-15、25-26、26-</p>

			1、148-9、25-24、19-2、21-4、19-4、20-8、27-9、148-1、1-4、1-2、188、泉田1-2、6-2、8-1、5、6-1、7-1、1、51-1、3、19-17、茂里花1-1、12-3、12-5、32-5、32-13、45-1、46-2、46-3、4、47、58、32-12、45-2、44-2、後谷地17-1、25-4、25-5、15-1、18-1、21-1、浦の前19-2、4-10、4-11、4-12、13-2、唯出3、5-2、9-1、11-1、11-4、20-2、20-3、22-1、24-2、64、68-2、72-4、72-5、72-7、99、6-5、8-1、12、13、17-2、28-1、42-1、42-6、43-1、66、67、78-3、20-4、22-2、22-5、19-1、21-1、73-1、20-1、65-1、76-2、76-3、77-2、79-1、96-1、57、70-2、55、81-1、83-2、85、宮崎13-1、56、26-1、下新田14-20、16-1、16-7、17-1、17-8、17-9、18-5、19-18、1-3、7-4、14-18、19-1、19-7、19-15、19-19、1-6、1-8、小崎下2-20、門前85-2、1-2、46、雲南49-2、29-3、上新田8-7、14-5、9-5、10-5、柳沢前110、塩谷1-1、6-1、浦田1-1、1-2、1-3、2-2、2-6、2-7、18-1、18-2、18-6、小谷地上25、瀬沢76、113-1、113-2、衣地下1-1、1-24、1-25、1-26、金田30-1	
		竹駒町	竹駒町細根沢15-4、37-1、14-4、仲の沢9、1-2、3-8、3-13、15-3、大畑12-3、12-4、12-5、12-6、25-13、25-25、28-2、28-3、11、3-8、25-4、25-10、2-1、2-3、3-1、3-6、3-7、3-9、3-10、3-15、10-1、十日市場3-9、3-10、39-1、243-3、8-12、8-7、8-9、8-13、9-1、9-2、9-9、101-1、102-1、滝の里14-1、1、15-2、4-3、10、118-3、館1-2	
釜石市	平成25年 3月11日施行	室浜	片岸町第10地割の一部	津波による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。
		根浜	鶴住居町第20地割の一部、第21地割の一部、第22地割の一部	
		箱崎白浜	箱崎町第1地割の一部、第2地割の一部、第3地割の一部	
		仮宿	箱崎町第4地割の一部	
		桑ノ浜	箱崎町第13地割の一部	
		本郷	唐丹町字大曾根の一部、字本郷の一部、字桜峠の一部	
		花露辺	唐丹町字花露辺の一部	
		箱崎	箱崎町第7地割の一部、第8地割の一部、第9地割の一部、第10地割の一部	
		両石	両石第1地割の一部、第2地割の一部、第3地割の一部	
		尾崎白浜	大字平田第7地割の一部、第8地割の一部	
		荒川	唐丹町字下荒川の一部、字荒川の一部、字上荒川の一部	
		大石	唐丹町字屋形の一部、字大石の一部、字向の一部	
		佐須	大字平田第9地割の一部	
		小白浜	唐丹町字小白浜の一部	
		唐丹片岸	唐丹町字片岸の一部、字川目の一部	
平田	大字平田第3地割の一部、大字平田第6地割の一部			
嬉石松原地区	嬉石町二丁目の一部、松原町三丁目の一部			

資料編 2 災害予防計画

		東部地区	港町一丁目の一部、港町二丁目の一部、只越町一丁目の一部、浜町一丁目の一部、浜町二丁目の一部、東前町の一部、新浜町一丁目の一部、新浜町二丁目の一部、大字釜石第一地割の一部、大渡町一丁目の一部、大町一丁目の一部、大町二丁目、大町三丁目の一部、只越町一丁目の一部、只越町二丁目の一部、只越町三丁目の一部、浜町三丁目の一部	
		平田埋立地区	大字平田第3地割の一部	
大槌町	平成24年 12月17日施行	町方	新町、須賀町、栄町、大町の一部、大槌第20地割、第21地割の一部	津波による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。
		小枕・伸松	小槌第28地割の一部	
		安渡	安渡一丁目の一部、二丁目の一部、三丁目の一部、新港町、港町の一部	
		赤浜	赤浜一丁目の一部、二丁目の一部、三丁目の一部、吉里吉里第27地割の一部	
		吉里吉里	吉里吉里一丁目の一部、二丁目の一部、三丁目の一部、吉里々々第30地割の一部、第31地割の一部、第32地割の一部	
		浪板	吉里々々第7地割の一部、第8地割の一部、第9地割の一部、第10地割の一部、第11地割の一部、第13地割の一部、第14地割の一部	
		沢山	大槌第22地割の一部、安渡一丁目の一部	
山田町	平成24年 10月5日施行 (平成24年 12月14日改正)	山田	北浜町の一部、中央町の一部、川向町の一部、境田町の一部、飯岡第1地割の一部、山田第1地割の一部、第2地割の一部、第5地割の一部	津波による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。
		織笠	織笠第1地割の一部、第2地割の一部、第3地割の一部、第4地割の一部、第8地割の一部、第9地割の一部、第11地割の一部、第12地割の一部、第13地割の一部、第14地割の一部	
		船越	船越第3地割の一部、第4地割の一部、第5地割の一部、第6地割の一部、第7地割の一部、第8地割の一部、第9地割の一部、第10地割の一部、第11地割の一部、第12地割の一部、第13地割の一部、第14地割の一部、第15地割の一部、第16地割の一部	
		小谷島	船越第18地割の一部、第19地割の一部	
野田村	平成24年 9月21日施行	野田	大字野田第9地割23番、24番2の一部、24番12の一部、24番13の一部、25番8、26番10、28番3、29番1、29番3、30番2、30番3、30番4、32番8、32番10、33番2、34番1、34番3、36番1、36番3、36番4、36番5、37番、38番1、38番3、38番4、38番6、38番7、38番11、38番14、38番15、38番16、39番1の一部、39番4、39番5、41番1、42番13、47番1、48番4、49番、50番1、50番2、50番4、50番5、50番6、50番7、51番1、51番8、51番9、51番10、52番2、52番3、53番1、53番5、55番1、56番1、56番2、58番1、60番1、60番2、64番1、65番1、65番3、83番4、83番6、83番9、83番10、83番64、83番66、83番123、83番124、83番125、83番137、84番5、84番6、84番7の一部、85番1、85番3、85番5、101番、105番、106番1、106番2、107番の一部、109番、112番の一部、119番の一部、120番の一部、121番、122番、133番、134番、135番、136番、138番、140番、144番の一部、145番、146番、147番、148番の一部、149番の一部、150番の一部、155番の一部、156番、157番の一部、第10地割8番4、9番、10番1、10番3、10番4、10番12、11番1、11番2、11番5、12番1、12番2、12番6、13番1、14番1、14番3、14番6、14番7、15番1、15番3、16番1、16番2、16番5、18番1、18番2、18番4、21番1の一部、21番4、21番5、23番1、23番3、23番4、25番1、26番1、28番の一	津波による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。

部、29番1、29番3、40番31、40番34、40番55、40番64、40番82、40番84、40番86、40番105、40番109、40番113、40番115、40番117、40番119、40番122、40番127、40番129、40番137、40番152、40番153、40番154、40番155、40番168、40番169、40番170、40番180、40番213、40番215、40番216、40番219、40番224、40番228、40番231、40番250、40番254、40番256、40番258、40番259の一部、40番261、40番263、40番269の一部、40番270、40番271、40番272、40番273、40番274、40番275、40番277、40番278、40番279、40番281、40番283の一部、40番284の一部、40番286、40番287、40番288、40番296、40番297、40番298、40番300、40番301、40番302、40番304、40番305、40番306、40番307、40番319の一部、40番321、40番322、40番323、40番324、40番328の一部、40番332、40番336、40番344、40番345、40番349、43番6、43番8、43番10、43番11、44番1、44番3、44番4、44番6、44番7、44番8、44番12、44番13、44番14、44番15、51番1、51番2、233番、235番、236番1、236番2、236番3、第11地割9番3の一部、9番6の一部、15番3、15番4の一部、15番5、18番15、21番2、21番3の一部、21番4の一部、22番1、22番2、23番1、23番3、23番4、23番5、23番6、23番7、23番8、23番11、23番25、23番35、23番36、23番37、25番1の一部、26番1、26番2、27番1、27番2、28番1、29番4、30番3、30番4、31番1の一部、32番1、33番1、33番3、33番5、34番1、34番6、35番1、35番2、35番6、35番7、36番1、36番4、36番7、36番8、36番9、36番12、37番1、37番2、38番1、38番2、38番5、38番9、38番25、39番2、39番3、39番4、39番6の一部、39番7、39番9、39番10、39番11、39番12、39番14、39番37、39番38、39番43、39番45、39番50、39番51、39番52、47番1、48番1、第12地割61番1の一部、61番8、61番11、61番12、61番36、61番38、61番64、61番74の一部、第16地割23番2の一部、53番1の一部、53番2の一部、64番1の一部、67番1の一部、68番1の一部、68番2の一部、73番1、73番2、75番、76番、79番1、79番2、87番1、88番1、89番、90番、96番1、96番2、100番1、100番5、101番1、103番1、104番、第17地割40番4の一部、40番5の一部、41番1の一部、44番の一部、45番、46番1、46番2の一部、46番3、47番1、47番2、47番4、47番5、47番6、47番8の一部、48番1の一部、53番7、第18地割1番4の一部、1番5の一部、1番9、1番10、1番11の一部、3番2、3番3、4番1、4番3、4番6、5番1、5番2、5番3、5番4、5番5、5番10、5番20、5番21、7番1、8番1、8番4、8番5、8番6、8番7、8番8、8番11、8番13、8番14、8番15、8番16、9番1の一部、9番3の一部、9番6の一部、11番6の一部、12番1の一部、12番2、12番4、12番6、12番7、12番10、12番11、12番12、12番13、12番14、12番15、12番18、12番28、12番35、12番36、12番37、12番40、12番46、12番47、12番48、14番1、14番2、15番1、15番3、15番6、15番7、15番8、16番1、16番3、17番、19番1、19番3、20番1、20番5、21番1、22番1、22番3、23番1、23番2、23番3、23番4、23番6、23番18、23番19、23番20、24番1、25番2、25番4、25番17、26番1、29番3、29番7、29番8、29番9、30番2、31番1、31番4、32番1、32番7、33番1、33番4、34番1、35番1、35

		<p>番4、35番5、35番8、35番10、35番11、35番12、35番13、35番14、36番1、36番3、36番5、36番7、36番8、36番10、36番12、36番21、36番28、36番29、36番30、36番31、第19地割18番、22番5、25番1の一部、25番2の一部、25番3の一部、27番3の一部、27番4、28番2、28番3、28番4、28番5、28番6、28番7、28番9、28番11、28番12、28番13、32番1、32番3、32番4、32番5、32番6、32番7、32番8、32番9、32番10、33番6、36番1、37番1、38番3、38番6、38番7、38番8、39番1、41番1、41番8、41番9、42番1、42番2、42番3、42番7、第29地割36番2、40番2、40番4、40番5、40番6、42番1、42番2、42番3、55番1、64番2、64番13、66番1、66番3、67番1、67番2、67番3、69番1、137番、第36地割119番2、120番の一部、121番13の一部、121番34、121番35、121番88、122番8、122番13、122番14、122番15、122番18、122番19、122番20、122番21、122番23、122番24、122番25、122番26、122番27、122番28、122番29、122番30、213番、216番、219番、223番、224番、225番、226番</p>
	<p>玉川</p>	<p>大字玉川第3地割25番1、25番2、25番3、25番4、26番1、77番7、77番8、77番14、77番16、77番21、第4地割73番1の一部、73番6、74番1、75番1、76番1、76番2、76番3、77番1、77番2、77番3、77番4、106番</p>

2-9-9 宅地造成等規制区域の範囲

(平成30年12月1日現在)

指定年月日	規制区域	規制面積	許可件数																		
			昭和54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
昭和42.8.30 平成16.10.1	盛岡市の一部	3,110 ha	23件	23件	27件	27件	20件	25件	18件	30件	24件	24件	30件	25件	21件	32件	24件	35件	19件	23件	30件
昭和43.4.27 48.10.5	宮古市の一部	3,158	20	17	16	15	10	8	7	13	15	6	12	16	8	14	15	13	14	14	14
昭和42.8.30	釜石市の一部	6,580	3	7	4	3	4	1	4	4	1	9	2	1	4	3	9	5	6	6	6

		許可件数																
平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
14件	9件(注)	9件	9件	15件	12件	16件	11件	3件	3件	2件	7件	4件	2件	1件	4件	3件	2件	4件
12	10	3	3	4	1	6	5	0	0	2	5	6	12	9	5	5	5	5
8	3	0	2	1	1	1	5	3	5	3	1	6	15	2	3	2	2	2

資料編 2 災害予防計画

2-9-10 指定防火対象物の現況（消防法第8条）

（平成29年3月31日現在）

業 態 別		数	
1	イ	劇場，映画館，演芸場，観覧場	102
	ロ	公会堂，集会場	1,328
2	イ	キャバレー，カフェー，ナイトクラブの類	3
	ロ	遊技場，ダンスホール	126
	ハ	風俗営業店舗	0
	ニ	個室型店舗等	21
3	イ	待合，料理店の類	33
	ロ	飲食店	998
4		百貨店，マーケット，その他の物品販売業を営む店舗又は展示場	2,080
5	イ	旅館，ホテル，宿泊所	884
	ロ	寄宿舎，下宿，共同住宅	12,392
6	イ	病院，診療所，助産所	835
	ロ	老人短期入所施設，養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，有料老人ホーム，介護老人保健施設等主として火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する施設	734
	ハ	社会福祉施設（6ロ以外の施設）	1,205
	ニ	幼稚園，特別支援学校	179
7		小学校，中学校，高等学校，高等専門学校，大学，専修学校，各種学校の類	1,848
8		図書館，博物館，美術館の類	174
9	イ	公衆浴場のうち，蒸気浴場，熱気浴場の類	13
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	55
10		車両の停車場，船舶又は航空機の発着場	58
11		神社，寺院，教会の類	691
12	イ	工場，作業場	6,261
	ロ	映画スタジオ，テレビスタジオ	6
13	イ	自動車車庫，駐車場	822
	ロ	航空機格納庫	5
14		倉庫	5,630
15		前各項に該当しない事業場	12,467
16	イ	(1)～(4)、(5)イ、(6)、(9)イが存する複合用途防火対象物	3,270
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物	2,219
16の2		地下街	1
16の3		準地下街	0
17		重要文化財，重要民俗資料，史跡等の建造物	102
18		アーケード	16
合 計			54,558

2-10 交通施設安全確保計画
2-10-1 道路施設の現況

平成30年10月1日現在 (単位: Km)

道路種別	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長の内訳										実延長の内訳										
					実延長					改良・未改良内訳					未改良延長					実延長の内訳					
					改良済延長					改良・未改良内訳					未改良延長					実延長の内訳					
					5.5m以上		5.5m未満含む		改良率		車道		改良率		車道		うち自動車交通不能		舗装済延長		舗装率		未舗装道延長		道路延長
国管理	4	594.2				592.4	591.9	100.0%	592.4	100.0%	592.4	100.0%						592.4	100.0%		500.1	475.5	31.3	69.5	61.0
県管理	16	1,319.6	113.7			1,206.0	1,158.6	96.1%	1,168.6	96.9%	37.4							1,189.8	98.7%	16.2	1,137.9	978.0	35.0	88.5	33.1
計	19	1,913.8	113.7			1,798.3	1,750.5	97.3%	1,761.0	97.9%	37.4							1,782.2	99.1%	16.2	1,638.0	1,453.5	66.3	158.0	94.1
主要地方道	50	1,397.2	61.4			1,335.8	1,120.3	83.9%	1,201.8	90.0%	134.0							1,231.4	92.2%	104.4	1,290.2	828.5	27.1	52.0	18.5
一般県道	194	1,762.5	69.9	39.0		1,653.5	1,082.2	65.5%	1,344.3	81.3%	309.2							1,315.0	79.5%	338.6	1,618.1	927.0	30.4	16.0	5.0
計	244	3,159.7	131.3	39.0		2,989.4	2,202.5	73.7%	2,546.2	85.2%	443.2							2,546.4	85.2%	443.0	2,908.2	1,755.5	57.6	68.0	23.6
国管理	4	594.2				592.4	591.9	100.0%	592.4	100.0%								592.4	100.0%		500.1	475.5	31.3	69.5	61.0
県管理	254	4,449.8	245.0	39.0		4,165.8	3,333.8	80.0%	3,686.7	88.5%	479.1							3,708.1	89.0%	457.7	4,016.8	2,719.5	92.3	156.5	56.6
市管理	6	29.6				29.6	27.3	92.4%	28.1	95.1%	1.4							28.1	95.1%	1.4	29.4	14.0	0.2		
計	263	5,073.5	245.0	39.0		4,787.7	3,953.0	82.6%	4,307.1	90.0%	480.5							4,328.6	90.4%	459.1	4,546.2	3,209.0	123.8	226.0	117.6
一級	1,429	3,734.7	25.4	24.7		3,684.7	1,960.7	53.2%	3,322.0	90.2%	362.6							3,377.2	91.7%	307.5	3,642.0	1,785.0	40.0	10.0	2.7
二級	1,841	3,408.3	17.2	6.3		3,384.8	792.6	23.4%	2,680.8	79.2%	704.0							2,771.2	81.9%	613.6	3,359.8	1,547.0	23.0	10.0	2.0
小計	3,270	7,143.0	42.6	31.0		7,069.4	2,753.3	38.9%	6,002.8	84.9%	1,066.6							6,148.4	87.0%	921.1	7,001.8	3,332.0	63.0	20.0	4.6
その他	51,133	21,684.0	163.8	123.8		21,396.4	2,246.7	10.5%	11,000.2	51.4%	10,396.3							10,370.0	48.5%	11,026.4	21,300.2	6,870.0	88.3	27.0	7.9
計	54,403	28,827.0	206.4	154.7		28,465.9	5,000.0	17.6%	17,003.0	59.7%	11,462.9							16,518.4	58.0%	11,947.5	28,302.0	10,202.0	151.3	47.0	12.5
総計	54,666	33,900.5	451.4	193.7		33,253.6	8,953.0	26.9%	21,310.1	64.1%	11,943.4							20,846.9	62.7%	12,406.6	32,848.2	13,411.0	275.1	273.0	130.2

※ 橋梁及びトンネルにおける数は、他県とまたがるものを0.5箇所として計上している。

※ 路線数・延長等は、岩手の道路現況(平成28年4月1日現在)による。

2-10-2 隧道一覧表

平成30年10月1日現在

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
小 繫	国 道 4 号	二戸郡一戸町	145.0	6.5	4.5	S38	覆工	コンクリート舗装
小 繫 歩 道	国 道 4 号	二戸郡一戸町	202.0	3.0	2.5	H4	覆工	コンクリート舗装
笹 目 子	国 道 4 号	二戸郡一戸町	611.0	7.0	4.5	S60	覆工	コンクリート舗装
赤 部 樺	東北横断自動車道 釜石秋田線 (東和～江刺田瀬)	花巻市東和町倉 沢～奥州市江刺 区梁川	1,042.0	7.0	4.5	H20	覆工	コンクリート舗装
	東北横断自動車道 釜石秋田線 (江刺田瀬～宮守)	奥州市江刺区梁 川～花巻市東和 町田瀬	1,952.0	7.0	4.5	H22	覆工	コンクリート舗装
白 土	東北横断自動車道 釜石秋田線 (江刺田瀬～宮守)	花巻市東和町田 瀬～遠野市宮守 町下鱒沢	1,857.0	7.0	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
向 落 合	東北横断自動車道 釜石秋田線 (江刺田瀬～宮守)	遠野市宮守町下 鱒沢	991.0	7.0	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
遊 井 名 田	東北横断自動車道 釜石秋田線 (江刺田瀬～宮守)	遠野市宮守町下 鱒沢	592.0	7.0	4.5	H20	覆工	コンクリート舗装
今 泉	国 道 45 号 (唐桑高田道路)	陸前高田市	706.0	7.0	4.5	H27	覆工	コンクリート舗装
二 郷 山	釜石秋田線 (宮守～遠野)	遠野市綾織町	311.0	7.0	4.5	H24	覆工	コンクリート舗装
通 岡	国 道 45 号 (高田道路)	陸前高田市～ 大船渡市	1,230.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
笹 崎	国 道 45 号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	284.0	7.0	4.5	H9	覆工	コンクリート舗装
明 神 前 盛	国 道 45 号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	1,129.0	7.0	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
	国 道 45 号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	221.0	7.0	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
宇 津 野 沢	国 道 45 号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	269.0	7.0	4.5	H9	覆工	コンクリート舗装
権 現 堂	国 道 45 号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	665.0	7.0	4.5	H13	覆工	コンクリート舗装
新 三 陸	国 道 45 号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	2,226.0	7.0	4.5	H4	覆工	コンクリート舗装
吉 浜	国 道 45 号 (吉浜道路)	大船渡市	1,644.0	7.0	4.5	H27	覆工	コンクリート舗装
新 鍬 台	国 道 45 号 (吉浜釜石道路)	大船渡市～ 釜石市	3,330.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
両 石	国 道 45 号 (釜石山田道路)	釜石市	1,209.0	7.0	4.5	H19	覆工	コンクリート舗装
恋 の 峠	国 道 45 号 (釜石山田道路)	釜石市	343.0	7.0	4.5	H20	覆工	コンクリート舗装
鶴 住 居 第 1	国 道 45 号 (釜石山田道路)	釜石市	937.0	7.0	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
船 越	国 道 45 号 (山田道路)	下閉伊郡山田町	1,288.0	7.0	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
山 田	国 道 45 号 (山田道路)	下閉伊郡山田町	774.0	7.0	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
間 木 戸	国 道 45 号 (山田宮古道路)	下閉伊郡山田町	977.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
田 名 部	国 道 45 号 (山田宮古道路)	下閉伊郡山田町	1,985.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
豊 間 根	国 道 45 号 (山田宮古道路)	下閉伊郡山田町	709.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
津 軽 石	国 道 45 号 (山田宮古道路)	宮古市	491.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
重 津 部	国 道 45 号 (宮古田老道路)	宮古市	294.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
撰 待 第 1	国 道 45 号 (田老岩泉道路)	宮古市	1,355.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
撰 待 第 2	国 道 45 号 (田老岩泉道路)	宮古市	1,772.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
岩 泉 小 本	国 道 45 号 (田老岩泉道路)	宮古市	1,134.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
岩 泉 長 内	国 道 45 号 (岩泉道路)	下閉伊郡岩泉町	301.0	7.0	4.5	H19	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
岩泉	国道45号(岩泉道路)	下閉伊郡岩泉町	1,986.0	7.0	4.5	H22	覆工	コンクリート舗装
大牛内	国道45号(岩泉道路)	下閉伊郡岩泉町	345.0	7.0	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
尾肝要	国道45号(尾肝要道路)	下閉伊郡田野畑村	2,736.0	7.0	4.5	H25	覆工	コンクリート舗装
新普代第1	国道45号(普代道路)	下閉伊郡普代村	118.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
新普代第2	国道45号(普代道路)	下閉伊郡普代村	347.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
湊	国道45号(久慈道路)	久慈市	563.0	7.0	4.5	H5	覆工	コンクリート舗装
三陸	国道45号	大船渡市	476.0	5.0	4.5	S36	覆工	コンクリート舗装
羅生	国道45号	大船渡市	566.0	6.5	4.5	S40	覆工	コンクリート舗装
鋏台	国道45号	大船渡市～釜石市	2,305.0	6.5	4.5	S45	覆工	コンクリート舗装
熊の木	国道45号	釜石市	498.0	7.0	4.5	S47	覆工	コンクリート舗装
小白浜	国道45号	釜石市	324.0	6.5	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
石塚	国道45号	釜石市	1,351.0	7.0	4.5	S44	覆工	コンクリート舗装
嬉石	国道45号	釜石市	138.0	6.5	4.5	S50	覆工	コンクリート舗装
天神	国道45号	釜石市	205.0	7.0	4.5	S62	覆工	コンクリート舗装
鳥谷坂	国道45号	釜石市	1,350.0	7.0	4.5	S44	覆工	コンクリート舗装
水海	国道45号	釜石市	70.0	7.0	4.5	S44	覆工	コンクリート舗装
古廟坂	国道45号	釜石市～上閉伊郡大槌町	660.0	7.0	4.5	S43	覆工	コンクリート舗装
城山	国道45号	上閉伊郡大槌町	932.0	7.0	4.5	H3	覆工	コンクリート舗装
夏本	国道45号	上閉伊郡大槌町	122.0	7.0	4.5	H3	覆工	コンクリート舗装
霜ヶ沢	国道45号	上閉伊郡大槌町	466.0	7.0	4.5	H3	覆工	コンクリート舗装
吉里吉里	国道45号	上閉伊郡大槌町	407.0	7.0	4.5	S44	覆工	コンクリート舗装
大沢第一	国道45号	上閉伊郡大槌町	169.0	7.0	4.5	S43	覆工	コンクリート舗装
大沢第二	国道45号	上閉伊郡大槌町	91.0	7.0	4.5	S43	覆工	コンクリート舗装
宮古第一	国道45号	宮古市	120.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
宮古第二	国道45号	宮古市	437.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
宮古第三	国道45号	宮古市	388.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
宮古第四	国道45号	宮古市	554.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
田老	国道45号	宮古市	618.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
撰待	国道45号	宮古市	288.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
小成	国道45号	下閉伊郡岩泉町	75.0	7.0	4.5	S47	覆工	コンクリート舗装
小本	国道45号	下閉伊郡岩泉町	729.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
田野畑	国道45号	下閉伊郡田野畑村	130.0	7.0	4.5	S45	覆工	コンクリート舗装
普代	国道45号	下閉伊郡普代村	276.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
長内	国道45号	久慈市	553.0	7.0	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
仙岩	国道46号	岩手郡雫石町	1,243.0	7.0	4.5	S51	覆工	コンクリート舗装
三ツ石	国道106号	宮古市	410.0	6.0	4.5	S49	覆工	コンクリート舗装
西家第1	国道106号	宮古市	184.5	5.5	4.5	S49	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
西家第2	国道106号	宮古市	164.0	5.5	4.5	S47	覆工	コンクリート舗装
袈岩	国道106号	宮古市	295.0	5.5	4.5	S47	覆工	コンクリート舗装
箱石	国道106号	宮古市	273.0	5.5	4.5	S52	覆工	コンクリート舗装
鈴久名	国道106号	宮古市	254.0	5.5	4.5	S52	覆工	コンクリート舗装
法師渡	国道106号	宮古市	291.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
蟹岡	国道106号	宮古市	158.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
柏木	国道106号	宮古市	376.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
川内	国道106号	宮古市	405.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
下達曾部	国道106号	宮古市	997.0	6.0	4.5	S52	覆工	コンクリート舗装
上達曾部	国道106号	宮古市	84.0	6.0	4.5	S50	覆工	コンクリート舗装
小滝	国道106号	宮古市	246.0	6.0	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
下平第一	国道106号	宮古市	196.2	6.0	4.5	H11	覆工	コンクリート舗装
下平第二	国道106号	宮古市	635.0	7.0	4.5	H11	覆工	コンクリート舗装
大峠	国道106号	宮古市	458.0	6.0	4.5	S45	覆工	コンクリート舗装
門馬	国道106号	宮古市	210.0	6.0	4.5	S48	覆工	アスファルト舗装
区界	国道106号	宮古市～盛岡市	271.0	6.0	4.7	S50	覆工	コンクリート・アスファルト舗装
曾利田	国道106号	盛岡市	194.0	7.0	4.7	H17	覆工	コンクリート舗装
水沢	国道106号	盛岡市	411.0	7.0	4.7	H16	覆工	コンクリート舗装
境鼻	国道106号	盛岡市	138.0	7.0	4.7	H15	覆工	コンクリート舗装
大升沢	国道106号	盛岡市	263.0	7.0	4.7	H13	覆工	コンクリート舗装
川目	国道106号	盛岡市	234.5	6.0	4.7	S47	覆工	コンクリート舗装
新川目	国道106号	盛岡市	757.0	7.0	4.5	H26	覆工	コンクリート舗装
白石	国道107号	大船渡市～気仙郡住田町	807.7	6.5	4.5	S42	覆工	コンクリート・アスファルト舗装
柏里	国道107号	気仙郡住田町	330.0	6.0	4.5	S45	覆工	コンクリート舗装
清水	国道107号	気仙郡住田町	199.0	6.5	4.5	H11	覆工	コンクリート舗装
当楽	国道107号	北上市～和賀郡西和賀町	214.0	6.0	4.5	S48	覆工	コンクリート舗装
大荒沢	国道107号	和賀郡西和賀町	300.0	6.0	4.5	S37	覆工	コンクリート舗装
杉名畑第1号	国道107号	和賀郡西和賀町	279.0	6.5	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
杉名畑第2号	国道107号	和賀郡西和賀町	252.0	6.5	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
川尻	国道107号	和賀郡西和賀町	110.0	5.5	4.5	S55	覆工	コンクリート舗装
向山第1	国道107号	和賀郡西和賀町	405.5	6.0	4.5	S51	覆工	コンクリート舗装
向山第2	国道107号	和賀郡西和賀町	377.9	6.0	4.5	S51	覆工	コンクリート舗装
城山	国道281号	岩手郡岩手町	305.0	6.5	4.7	S59	覆工	コンクリート舗装
九蔵坂	国道281号	岩手郡葛巻町	328.0	6.5	4.5	H5	覆工	コンクリート舗装
沼袋	国道281号	久慈市	335.0	7.0	4.5	H16	覆工	コンクリート舗装
茅森	国道281号	久慈市	190.0	6.5	4.5	S62	覆工	コンクリート舗装
鱒滝	国道281号	久慈市	310.0	6.0	4.8	S53	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
鰻	国道 281 号	久慈市	76.0	6.5	4.5	S60	覆工	コンクリート舗装
尻	国道 281 号	久慈市	375.2	6.0	4.8	S49	覆工	コンクリート舗装
山	国道 281 号	久慈市	238.0	6.5	4.7	S58	覆工	コンクリート舗装
舘	国道 282 号	八幡平市	203.0	6.0	4.7	S51	覆工	アスファルト舗装
大	国道 283 号	釜石市	251.0	5.5	4.5	S35	覆工, 一部素掘	アスファルト舗装
中	国道 283 号	釜石市	28.0	5.5	4.5	S34	覆工	アスファルト舗装
仙	国道 283 号	釜石市～ 遠野市	2,500.0	5.1	4.5	S34	覆工	コンクリート舗装
甲	国道 283 号 (仙人峠道路)	釜石市	488.0	7.0	4.7	H18	覆工	コンクリート舗装
新	国道 283 号 (仙人峠道路)	釜石市～ 気仙郡住田町	4,492.0	7.0	4.7	H18	覆工	コンクリート舗装
滝	国道 283 号 (仙人峠道路)	気仙郡住田町	2,996.0	7.0	4.7	H18	覆工	コンクリート舗装
秋	国道 283 号 (仙人峠道路)	気仙郡住田町～ 遠野市	1,130.0	7.0	4.7	H18	覆工	コンクリート舗装
赤	国道 340 号	気仙郡住田町～ 遠野市	1,998.0	6.0	4.5	H4	覆工	コンクリート舗装
堂	国道 340 号	宮古市	135.0	6.5	4.7	S57	吹付	コンクリート舗装
つ	国道 340 号	宮古市	218.0	6.5	4.7	S57	吹付	コンクリート舗装
深	国道 340 号	宮古市	327.0	6.5	4.7	S60	覆工	コンクリート舗装
川	国道 340 号	宮古市	107.0	6.5	4.7	S61	覆工	コンクリート舗装
刈	国道 340 号	宮古市	103.0	6.5	4.5	S63	覆工	コンクリート舗装
小	国道 340 号	宮古市	920.0	6.0	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
雄	国道 340 号	宮古市～ 下閉伊郡岩泉町	580.1	4.5	4.5	S10	覆工, 一部素掘	アスファルト舗装
川	国道 340 号	下閉伊郡岩泉町	80.0	6.5	4.5	H11	覆工	コンクリート舗装
栗	国道 340 号	下閉伊郡岩泉町	340.0	6.5	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
松	国道 340 号	下閉伊郡岩泉町	152.0	6.5	4.5	S58	覆工	コンクリート舗装
横	国道 340 号	下閉伊郡岩泉町	287.0	6.5	4.5	H10	覆工	コンクリート舗装
見	国道 340 号	下閉伊郡岩泉町	102.2	6.5	4.5	H13	覆工	コンクリート舗装
梅	国道 343 号	陸前高田市	105.0	6.5	4.5	S59	覆工	コンクリート舗装
坂	国道 343 号	陸前高田市	97.0	6.0	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
上	国道 343 号	陸前高田市	132.0	7.0	4.5	S57	覆工	コンクリート舗装
尼	国道 343 号	陸前高田市	244.0	7.0	4.7	H1	覆工	コンクリート舗装
高	国道 343 号	陸前高田市	81.0	6.0	4.7	S59	覆工	コンクリート舗装
黒	国道 343 号	陸前高田市	96.5	7.0	4.5	S57	覆工	コンクリート舗装
標	国道 343 号	一関市	97.0	6.0	4.5	S55	覆工	コンクリート舗装
鎌	国道 343 号	一関市	80.0	6.0	4.5	S55	覆工	コンクリート舗装
笹	国道 343 号	一関市	400.0	5.5	4.5	S48	覆工	アスファルト舗装
猿	国道 343 号	一関市	494.0	6.5	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
鳶	国道 343 号	一関市	481.0	6.5	4.5	H6	覆工	コンクリート舗装
小	国道 396 号	遠野市	995.0	6.5	4.5	H6	覆工	コンクリート舗装
小	国道 397 号	気仙郡住田町	191.0	6.5	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
ささのほら	国道 397 号	気仙郡住田町	214.0	6.5	4.7	H8	覆工	コンクリート舗装
ゆりあげ	国道 397 号	気仙郡住田町	465.0	6.5	4.7	H8	覆工	コンクリート舗装
栗木	国道 397 号	気仙郡住田町	221.0	6.5	4.5	H3	覆工	コンクリート舗装
種山	国道 397 号	気仙郡住田町～奥州市	870.0	6.5	4.7	H2	覆工	コンクリート舗装
古歌葉	国道 397 号	奥州市	361.0	6.5	4.7	H2	覆工	コンクリート舗装
赤金	国道 397 号	奥州市	855.0	6.5	4.7	H2	覆工	コンクリート舗装
胆沢	国道 397 号	奥州市	601.0	6.5	4.7	H14	覆工	コンクリート舗装
焼石東	国道 397 号	奥州市	200.0	6.5	4.7	H14	覆工	コンクリート舗装
焼石西	国道 397 号	奥州市	280.0	6.5	4.7	H13	覆工	コンクリート舗装
大森山	国道 397 号	奥州市	210.8	5.5	4.5	S51	覆工	コンクリート舗装
石湍	国道 397 号	奥州市	515.9	6.5	4.7	H18	覆工	コンクリート舗装
中井	国道 397 号	住田町	423.0	6.5	4.7	H23	覆工	コンクリート舗装
津付	国道 397 号	住田町	224.0	6.5	4.7	H24	覆工	コンクリート舗装
子飼沢	国道 397 号	住田町	901.0	6.5	4.7	H26	覆工	コンクリート舗装
北山 (下り線)	国道 455 号	盛岡市	950.5	6.5	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
北山 (上り線)	国道 455 号	盛岡市	923.5	6.5	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
早坂	国道 455 号	盛岡市～ 下閉伊郡岩泉町	3,115.0	6.5	4.5	H19	覆工	コンクリート舗装
岩谷	国道 455 号	下閉伊郡岩泉町	31.8	5.5	4.5	S50	覆工	アスファルト舗装
権現	国道 455 号	下閉伊郡岩泉町	112.0	6.0	4.5	S55	覆工	コンクリート舗装
三田貝	国道 455 号	下閉伊郡岩泉町	154.0	6.0	4.5	S57	覆工	コンクリート舗装
思湍	国道 455 号	下閉伊郡岩泉町	109.0	6.0	4.5	S57	覆工	コンクリート舗装
缺	国道 455 号	下閉伊郡岩泉町	333.0	6.0	4.5	S62	覆工	コンクリート舗装
山伏	盛岡横手線	雫石町～ 和賀郡西和賀町	1,282.0	6.5	4.5	H9	覆工	コンクリート舗装
湯田	盛岡横手線	和賀郡西和賀町	561.0	6.5	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
小倉隧道	一戸山形線	二戸郡一戸町～ 九戸郡九戸村	288.0	4.0	4.3	S24	吹付	コンクリート舗装
似鳥	二戸五日市線	二戸市	296.0	6.5	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
高清水	二戸五日市線	二戸市	198.1	6.5	4.5	H11	覆工	コンクリート舗装
白山第1	久慈岩泉線	久慈市	154.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
白山第2	久慈岩泉線	久慈市	433.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
白山第3	久慈岩泉線	久慈市	61.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
滝	久慈岩泉線	久慈市	378.0	5.5	4.5	S48	覆工	コンクリート舗装
山根	久慈岩泉線	久慈市	183.0	6.0	4.5	H3	覆工	コンクリート舗装
下遠川	久慈岩泉線	久慈市	120.0	6.0	4.5	H6	覆工	コンクリート舗装
遠川	久慈岩泉線	久慈市	394.0	6.0	4.7	H8	覆工	コンクリート舗装
下戸鎖1号	久慈岩泉線	下閉伊郡岩泉町	128.0	6.0	4.5	H13	覆工	コンクリート舗装
下戸鎖2号	久慈岩泉線	下閉伊郡岩泉町	188.0	6.0	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
安家清流	久慈岩泉線	下閉伊郡岩泉町	235.0	6.0	4.5	H15	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
安あおぞら	久慈岩泉線	下閉伊郡岩泉町	188.0	6.0	4.5	H15	覆工	コンクリート舗装
石嶋	久慈岩泉線	下閉伊郡岩泉町	594.0	6.0	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
清水合足	大船渡綾里三陸線	大船渡市	400.0	6.0	4.7	S63	覆工	コンクリート舗装
八ヶ森	大船渡綾里三陸線	大船渡市	260.0	5.5	4.8	S48	覆工	コンクリート舗装
石浜	大船渡綾里三陸線	大船渡市	119.0	6.0	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
恋し浜	大船渡綾里三陸線	大船渡市	854.0	5.5	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
篠ヶ崎	江刺室根線	一関市	85.0	6.0	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
豊沢	花巻大曲線	花巻市	246.0	5.4	4.5	S35	覆工	コンクリート舗装
中山1号	花巻大曲線	花巻市	169.5	6.0	4.5	H4	覆工	コンクリート舗装
中山2号	花巻大曲線	花巻市	700.0	6.0	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
小倉山	花巻大曲線	花巻市～ 和賀郡西和賀町	1,765.0	6.0	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
やすがさわ	花巻大曲線	和賀郡西和賀町	292.0	5.5	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
ひばさわ	花巻大曲線	和賀郡西和賀町	166.0	6.0	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
新狭山	一関大東線	一関市	758.0	6.0	4.5	H10	覆工	コンクリート舗装
折瓜	二戸九戸線	二戸市～ 九戸郡九戸村	1,137.0	6.5	4.5	H13	覆工	コンクリート舗装
江繫	紫波江繫線	宮古市	162.0	6.0	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
綱取	上米内湯沢線	盛岡市	107.5	5.5	5.0	S54	覆工	コンクリート舗装
仁田山	大船渡広田 陸前高田線	陸前高田市	313.0	6.0	4.7	H10	覆工	コンクリート舗装
猿沢	宮古岩泉線	下閉伊郡岩泉町	160.0	6.0	4.5	H6	覆工	コンクリート舗装
戸呂町第1	戸呂町軽米線	久慈市	60.0	6.0	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
戸呂町第2	戸呂町軽米線	久慈市	93.0	6.0	4.5	S60	覆工	コンクリート舗装
戸呂町第3	戸呂町軽米線	久慈市	461.0	6.0	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
戸呂町第4	戸呂町軽米線	久慈市	147.0	6.0	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
戸呂町第5	戸呂町軽米線	久慈市	128.0	6.0	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
大宮沢	戸呂町軽米線	九戸郡軽米町	978.0	6.5	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
根田茂	盛岡大迫東和線	盛岡市	1,466.0	6.0	4.7	H18	覆工	コンクリート舗装
古田	盛岡大迫東和線	花巻市	290.0	6.0	4.5	H11	覆工	アスファルト舗装
大芦	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡 田野畑村	409.0	5.5	4.5	S52	覆工	アスファルト舗装
島ノ越	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡 田野畑村	129.0	5.5	4.5	S47	覆工	アスファルト舗装
平井賀	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡 田野畑村	393.0	6.0	4.5	S51	覆工	アスファルト舗装
弁天	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡 田野畑村	218.5	5.5	4.5	S47	覆工	アスファルト舗装
おみおし	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡 田野畑村	575.0	5.5	4.5	S48	覆工	アスファルト舗装
黒崎	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡普代村	123.0	5.5	4.5	S48	覆工	アスファルト舗装
太田名部	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡普代村	81.0	5.5	4.5	S48	覆工	アスファルト舗装
普代浜	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡普代村	217.0	5.5	4.5	S51	覆工	アスファルト舗装
入畑	夏油温泉江釣子線	北上市	250.0	5.5	4.5	S56	覆工	アスファルト舗装
台	花巻停車場 花巻温泉郷線	花巻市	115.0	6.5	4.5	H8	覆工	アスファルト舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
千歳	薄衣舞川線	一関市	263.0	6.5	4.5	H14	覆工	アスファルト舗装
横道隧道	田野畑岩泉線	下閉伊郡岩泉町	95.3	4.0	4.5	S29	覆工	アスファルト舗装
滝ノ上	西山生保内線	岩手郡雫石町	108.4	4.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
鳥ヶ沢	水海大渡線	釜石市	299.0	3.4	3.8	S2	吹付	アスファルト舗装
第3号	野田長内線	久慈市	15.0	3.3	4.5	S30	吹付	アスファルト舗装
第2号 (浄土ヶ浜)	野田長内線	久慈市	90.4	3.5	4.5	S30	吹付	アスファルト舗装
舟渡	野田長内線	久慈市	129.0	5.5	4.5	H6	覆工	コンクリート舗装
安家隧道	安家玉川線	九戸郡野田村	36.0	3.0	4.0	S31	吹付	アスファルト舗装
小山田	宮古港線	宮古市	875.0	6.0	4.7	H4	覆工	コンクリート舗装
安渡	大槌小槌線	上閉伊郡大槌町	140.0	6.5	4.7	S44	覆工	コンクリート舗装
南昌第1	矢巾西安庭線	矢巾町～雫石町	2,005.0	6.0	4.5	H4	覆工	コンクリート舗装
南昌第2	矢巾西安庭線	矢巾町	472.0	6.0	4.5	H2	覆工	コンクリート舗装
須麻古	遠野東和 自転車道線	遠野市	55.0	3.0	2.5	H14	覆工	アスファルト舗装

2-10-3 障害物除去機械一覧表

平成29年11月30日現在

振興局等名 機械名	盛岡	岩手	花巻	北上	県南	一関	千厩	大船渡	遠野	沿岸	宮古	岩泉	県北	二戸	計
除雪トラック	5	1	4	1	1	2	2	1			1		5	3	26
除雪ゲレータ	33	10	12	7	7	4	3	10	10	6	5	6	7	12	132
除雪ローザ	7	6	1	13	1	1	1	2	2	2	5	7	4	4	56
合計	45	17	17	21	9	7	6	13	12	8	11	13	16	19	214

2-10-4 港湾における耐震強化岸壁整備計画

整備対象港湾一覧

平成27年4月1日現在

番号	港湾名	種別	管理者	所在地	備考
1	久慈港	重要港湾	岩手県	久慈市	
2	宮古港	〃	〃	宮古市	
3	釜石港	〃	〃	釜石市	整備済み
4	大船渡港	〃	〃	大船渡市	

2-10-5 漁港における耐震強化岸壁整備計画

整備対象漁港一覧

平成25年4月1日現在

番号	漁港名	種別	管理者	所在地	備考
1	野田漁港	第2種	岩手県	野田村	
2	太田名部漁港	〃	〃	普代村	整備済み
3	島の越漁港	第4種	〃	田野畑村	
4	田老漁港	第2種	〃	宮古市	
5	重茂漁港	第2種	〃	〃	
6	山田漁港	第3種	〃	山田町	
7	大槌漁港	〃	〃	大槌町	
8	両石漁港	第2種	〃	釜石市	
9	唐丹漁港	〃	〃	〃	
10	根白漁港	〃	〃	大船渡市	整備済み
11	越喜来漁港	〃	〃	〃	
12	綾里漁港	〃	〃	〃	
13	広田漁港	〃	〃	陸前高田市	
14	長部漁港	〃	〃	〃	

2—10—6 花巻空港消火救難活動に関する協定

花巻空港内の関係行政機関及び事業所等を有する団体（以下「協力団体」という。）は、花巻空港における航空機事故、火災その他の事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「緊急事態」という。）の消火救難活動について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条

この協定は、花巻空港における緊急事態に際し、協力団体が消火救難活動を円滑に実施することを目的とする。

（消火救難隊の設置及び組織）

第 2 条

前条の緊急事態に備えて、花巻空港内の協力団体の職員をもって構成する消火救難隊（以下「消火救難隊」という。）を設置する。

2 組織は、隊長に花巻空港事務所長を、副隊長に国土交通省東京航空局花巻空港出張所長、岩手県空港ターミナルビル株式会社代表取締役社長、日本通運株式会社盛岡総代理支店長並びに花巻空港事務所次長を充て、各班の編成は、別表 1 のとおりとする。

（隊長等の権限と任務）

第 3 条

隊長は、消火救難隊の指揮命令をとるほか、任務の一切を掌理する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。

3 班長は、隊長の命を受け、班員を指揮監督し、それぞれの任務達成に努めるとともに、その状況を記録整理するものとする。

4 班員は、班長のもとに担当の任務に従事するものとする。

5 各班の主な分担は、別表 2 のとおりとする。

（消火救難隊本部）

第 4 条

緊急事態には消火救難本部を設置し、隊長を本部長として、副隊長を副本部長として機能させ、情報収集、関係機関に対する情報提供等対外的な事項の対応にあたるものとする。

（緊急事態の発見情報の伝達）

第 5 条

緊急事態の第一発見者は、その状況等を直ちに花巻空港事務所に急報しなければならない。

2 緊急事態発生の際の警報は、館内非常放送で伝達するほか、有線、無線により緊急連絡系統図（別表 3）により通報するものとする。

(班員の出動)

第6条

班員は、前項の警報等があったときは、隊長が別に定める場合を除き、花巻空港事務所側は空港消防隊待機室前、空港ターミナルビル側は除雪車庫前に集合するものとする。

(班員の表示)

第7条

班員は、消火救難活動に従事するときは、所定の腕章を着用しなければならない。

(基本的事項)

第8条

協力団体の長は、ランプパス所有者の中から、別表1の人数の班員を派遣するものとする。

なお、班長については、隊長が指名する。

- 2 協力団体の長は、消火救難活動の際に、職員の増員派遣並びに活動に要する資器材の提供に協力するものとする。

(岩手県災害対策本部との関係)

第9条

岩手県災害対策本部（以下「県本部」という。）が設置されたときは、現地の消火救難隊本部は、県本部と連携をとり必要な措置を講ずるものとする。

(消火救難器材の整備)

第10条

班長は、緊急事態の発生に備え、その任務遂行に必要な器材等について、定期的に点検するものとする。

(訓練)

第11条

消火救難隊は、隊長が別に定めるところにより、定期的に総合訓練又は部分訓練を実施するものとする。

(準用規定)

第12条

この協定は、花巻空港周辺において発生した緊急事態についても準用するものとする。

(その他)

第13条

隊長は、この協定を実施するための要領を、別に定めることができるものとし、その他必要な事項又は変更があるときは、その都度協議して実施するものとする。

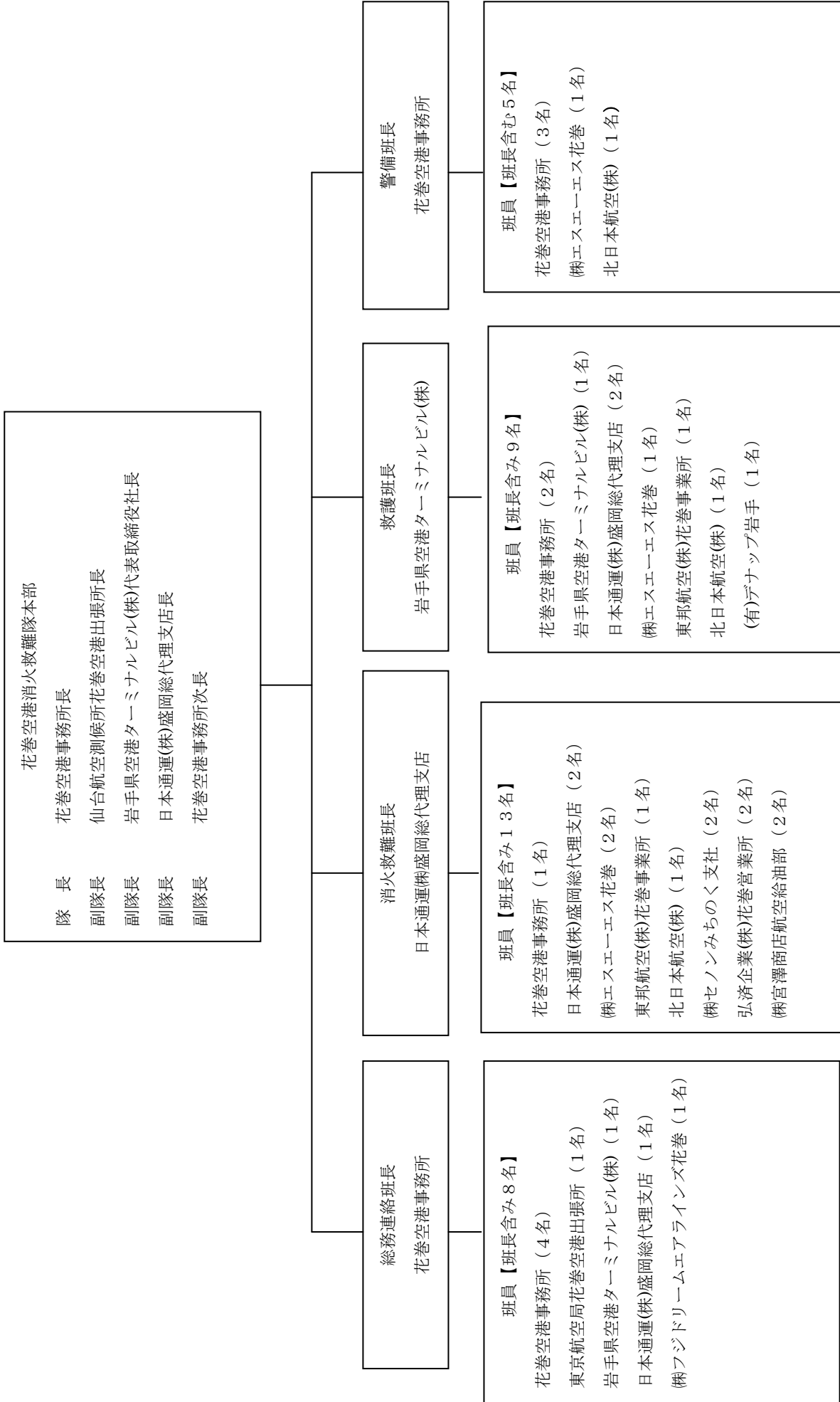
この協定締結の証として、本協定書13通を作成し、全協力団体が記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

平成28年1月25日

協力団体

岩手県花巻空港事務所	所長 菊池 光
国土交通省東京航空局花巻空港出張所	所長 岩崎 利彦
岩手県空港ターミナルビル株式会社	代表取締役社長 中田 光雄
日本通運株式会社盛岡総代理支店	支店長 白藤 啓
株式会社フジドリームエアラインズ花巻空港支店	支店長 藤澤 隆雄
株式会社エスエーエスいわて花巻空港事業所	所長 鯨坂 典高
東邦航空株式会社花巻事業所	所長 道山 郁雄
北日本航空株式会社	代表取締役 石川 一郎
有限会社デナツプ岩手	代表取締役 佐藤 淑憲
株式会社セノンみちのく支社	支社長 堀内 清
弘済企業株式会社花巻営業所	所長 瀬川 文秀
株式会社宮澤商店航空給油部	所長 千葉 善広

別表 1



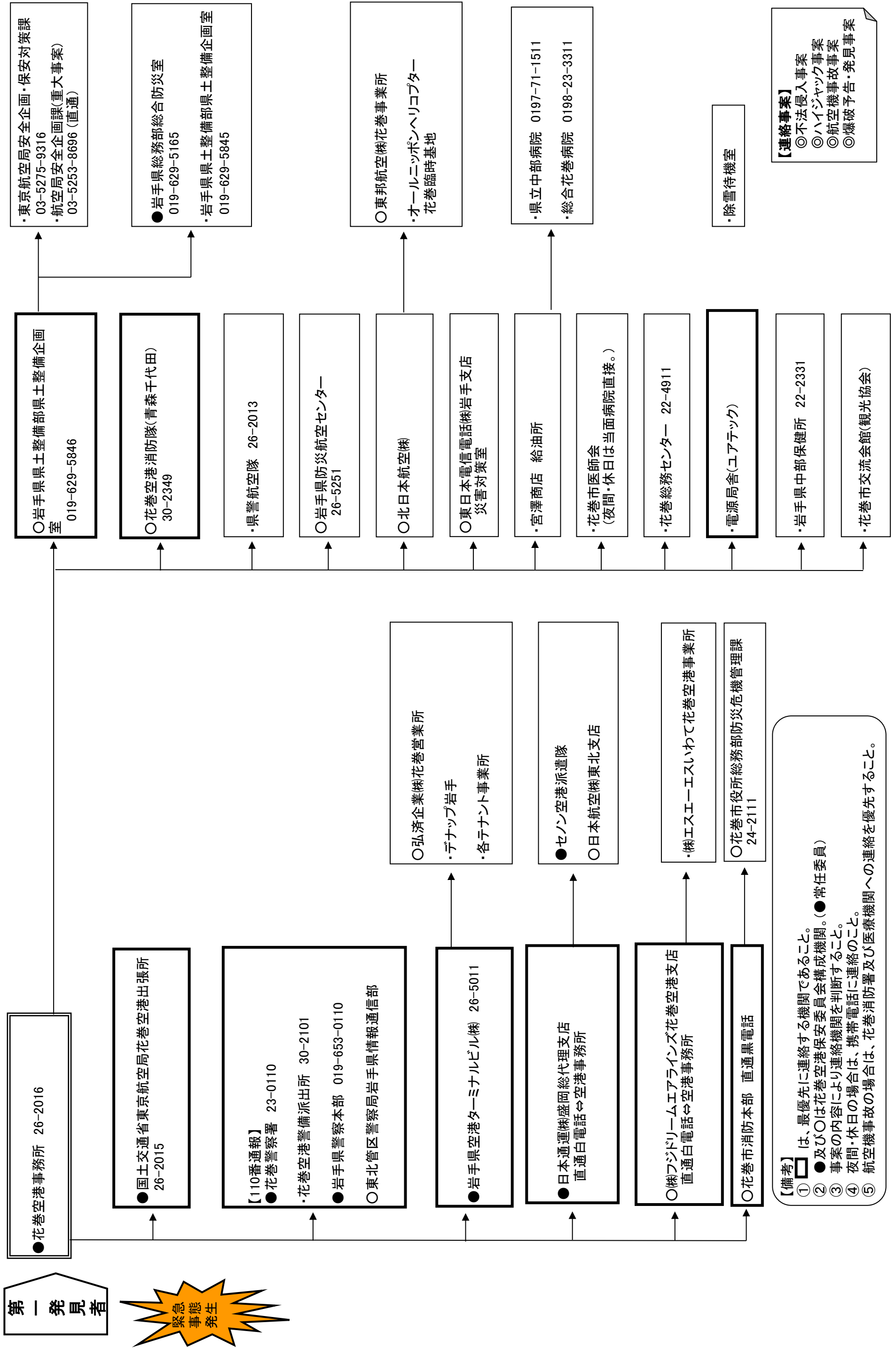
別表 2

花巻空港消防救難隊各班の主な分担内容

班 区 分	業 務 内 容	班 区 分	業 務 内 容
総務連絡班 班 長 花巻空港事務所	1 指定伝達の内容を記録整理する。 2 受信、発信の内容を記録整理する。 3 遭難者や同家族の待合室を空港ターミナルビル1階到着ロビーとする。 4 事故に関する情報を逐一整理し、消防救難隊本部に通報する。 5 空港関係のノータムを発行する。 6 各班と連絡調整を図り混乱の削減を図る。 7 業務遂行必需品の調達を取りまとめ手配する。 8 事故に関する記録（写真撮影を含む）、資料を調整する。	救 護 班 班 長 岩手県空港ターミナルビル(株)	1 応急医療手当の場所（トリアージ地区、エアータレント）を設営する。 2 派遣医師等を応急医療手当の場所に誘導案内する 3 トリアージ区分の人数等を確認し、消防救難隊本部に報告する。
消防救難班 班 長 日本通運(株) 盛岡総代理支店	1 航空機火災の場合は、空港内の化学消防車が第一義的に消火にあたるが、建物等の火災で初期消火の可能な場合に消火活動にあたる。 2 脱出した乗客の避難誘導、必要に応じ避難用バス等の手配を総務連絡班に依頼する。 (バスの依頼先：花巻観光バス(株)、岩手県交通(株)) 3 救出可能な負傷者を救護班と連絡をとり応急措置の場所に搬出する。 (救急車到着後は消防署員の指示に従う)	警 備 班 班 長 花巻空港事務所	1 制限区域内に消防救難関係者（警察、消防、医療機関）が入退場する際のゲート（入場は4番又は8番、退場は3番又は8番）の閉閉にあたる。 2 空港利用者等の避難誘導を図り混乱を防止する。 3 事故現場の保全を図り、関係機関の事故調査に支障を来すことのないよう配慮する。

花巻空港緊急連絡系統図

別表3



2-10-7 花巻空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

岩手県花巻空港事務所（以下「甲」という。）と花巻市（以下「乙」という。）は花巻空港及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、花巻空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは花巻空港におけるその他の火災又はそれら発生の恐れのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲及び乙が緊密な協力の下に一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止または軽減を図ることを目的とする。

（区分及び出動）

第 2 条 花巻空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第 1 次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 花巻空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第 1 次的にこれにあたり、甲が必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第 3 条 花巻空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、花巻空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の種類及び搭乗人員
- (3) 緊急事態の発生場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（消火救難活動の指揮）

第 4 条 緊急事態の消火救難活動の指揮は、空港所在地の管轄する乙の消防機関がこれにあたる。ただし、空港用地内における緊急事態の発生については、乙の消防隊が現場に到着するまでの間、花巻空港事務所長がその指揮にあたるものとする。

（遺体安置所の場所）

第 5 条 航空機事故等に伴う遺体安置場所は、宮野目地区体育館とする。

（調査に対する協力）

第 6 条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第 7 条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにその顛末を相互に通報するものとする。

（訓練）

第 8 条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練及び部分訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換等)

第 9 条 甲及び乙は、花巻空港に発着する航空機、花巻空港における諸施設、相互の消火機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

2 甲の所有する空気ボンベ充填について乙は協力するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

本協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

附 則 この協定書は、平成21年4月9日から実施する。

平成21年 4月 1日

甲 花巻空港事務所
所 長 日 野 利 則

乙 花 巻 市
市 長 大 石 満 雄

2-10-8 花巻空港医療救護活動に関する協定書

岩手県花巻空港事務所（以下「甲」という。）と社団法人花巻市医師会（以下「乙」という。）は、花巻空港及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、花巻空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要請）

第 2 条 甲は、花巻空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護師等の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の任務）

第 4 条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急措置及び必要な医療処置
- (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (4) 死亡の確認

（医療資器材等の提供等）

第 5 条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

- 2 毎年度、甲及び乙は、個々の医療器具の整合性を確認し、不具合がある場合は速やかに対処することを検討すること。

（消火救難訓練）

第 6 条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護師等の参加を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練の参加要請があった場合には、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対して、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第 2 項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

（費用負担）

第 7 条 医療救護活動に係る費用については、別途協議するものとする。

（災害補償）

第 8 条 医師又は看護師等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急

医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する

附 則 この協定書は、平成21年4月9日から実施する。

平成21年 4月 1日

甲 花 卷 空 港 事 務 所
所 長 日 野 利 則

乙 社 団 法 人 花 卷 市 医 師 会
会 長 高 橋 康 文

2-10-9 花巻空港医療救護活動に関する協定書細目

花巻空港医療救護活動に関する協定書（平成21年4月1日締結）（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護要員派遣要請区分）

第1条 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請：医療救護要員が医師会館又は自宅において待機を要する事態

派遣要請：現場救護所に派遣を要する事態

（報告書等の提出）

第2条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は待機を行なった場合には、医療救護要員名簿（第1号様式）及び医療救護活動実施報告書（第2号様式）並びに医療品等使用報告書（第3号様式）を甲に提出するものとする。

2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿（第4号様式）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。

2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通じて、費用を負担すべき者に対して請求書（第5号様式）を提出するものとする。

（費用負担の内訳）

第4条 乙が請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。

(1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用

(2) 医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（有効期間）

第5条 この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、以降同様とする。

本細目2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する

附 則 この協定書は、平成21年4月9日から実施する。

平成21年 4月 1日

甲 花巻空港事務所
所長 日野利則

乙 社団法人花巻市医師会
会長 高橋康文

第2号様式

平成 年 月 日

花巻空港事務所長 殿

社団法人
会 長
医 師 会
印

医 療 救 護 活 動 実 施 報 告 書

出動日数 平成 年 月 日 時～ 月 日 時

要請区分 派遣要請・待機要請

活動場所

活動状況

出動医療救護要員数 医師 名 看護師 名 事務職員 名

第4号様式

平成 年 月 日

花巻空港事務所長 殿

社 団 法 人
 会 長
 医 師 会
 印

訓 練 参 加 者 名 簿

訓練実施日時 年 月 日 時 分～ 月 日 時 分

訓練内容

職 種	氏 名	所属医療機関	住 所

第5号様式

平成 年 月 日

請 求 書

殿

社 団 法 人 医 師 会
会 長 印

請求金額 円

ただし、航空機事故の医療救護活動に対する費用負担として、上記のとおり請求
します。

なお、内訳は別紙のとおりです。

第5号様式 (別紙1)

平成 年 月 日

1 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用

社団法人 医師会
会 長 印

職 種	氏 名	所 属 医 療 機 関	金 額	摘 要

(注) 本様式に代えて、別途の様式を用いても差し支えない。

第5号様式 (別紙2)

平成 年 月 日

2 医療救護要員が携行した医療品等を使用した場合の実費

社団法人 医師会
会 長 印

品 名	規 格	数 量	薬 価		等 額	摘 要
			単 価	金 額		

(注) 本様式に代えて、別途の様式を用いても差し支えない。

所属医療機関名

氏 名

2-10-10 花巻空港消防車両一覧

空港化学消防車	3 台
救難資器材搬送車	1 台
医療資器材搬送車	1 台

2-10-11 花巻空港除雪車両等一覧

ロータリー車	3 台
スノープラウ (10 t)	5 台
スノープラウ (7 t)	1 台
スノープラウ (4 t)	1 台
スノースーパー	4 台
タイヤ・ドーザ	1 台
融雪剤散布車	3 台
連続式摩擦係数測定車	2 台

2-11 ライフライン施設等安全確保計画
 2-11-1 下水道施設の現況及び整備計画
 (流域下水道)
 (平成27年度末)

流域名	処理区名	事業着手年度	処理開始年度	事業			業認			可			27年度末			整備状況	
				処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	管渠 (km)	処理場能力 (千 ³ 日最大)	ポンプ場 (箇所数)	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	管渠 (km)	処理場能力 (千 ³ 日最大)	ポンプ場 (箇所数)	管渠 (km)	処理場能力 (千 ³ 日最大)	ポンプ場 (箇所数)	
	計			17,141	523.0	146.7	292.3	12	13,732	499.9	142.9	259.7	12				
北上川	都南処理区	S49	S55	8,871	337.6	83.3	195.6	8	6,989	325.3	79.5	189.0	8				
上流	花北処理区	S54	S62	5,469	122.5	42.7	61.9	2	4,532	117.0	42.7	48.0	2				
	胆江処理区	S61	H4	2,801	62.9	20.7	34.8	2	2,211	57.6	20.7	22.7	2				
磐井川	一関処理区	S57	H2	1,542	36.4	9.0	17.3	1	1,095	33.3	8.9	13.4	1				

(公共下水道)

(平成27年度末)

市町村名	処理区名	事業着手年度	処理開始年度	事業認可				27年度末整備状況					
				処理面積 (ha)	処理人口 (人)	管渠(分流汚水) (km)	処理場能力 (千 ³ 日最大)	ポンプ場 (箇所数)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	管渠(分流汚水) (km) ※1	処理場能力 (千 ³ 日最大)	ポンプ場 (箇所数)
盛岡市	都南処理区	S49	S54	5,697	265,090	124.9	—	汚4, 雨8	4,885.9	259,120	1,018.4	—	汚4, 雨5
宮古市	計			1,177	37,930	37.0	19.8	2	1,077.7	34,375	236.9	15.1	2
	宮古処理区	S52	S63	1,088	34,900	35.3	18.7	汚2	994.9	33,159	214.3	14.0	汚2
	田老処理区	H6	H12	89	3,030	1.7	1.1		82.8	1,216	22.6	1.1	
大船渡市	大船渡処理区	H3	H6	840	17,395	20.1	10.3		455.6	10,348	101.8	6.4	
花巻市	計			3,369	67,640	89.3	5.3	2	2,642.3	60,256	665.4	4.4	2
	花北処理区	S54	H2	3,016	59,440	71.6	—	雨1	2,301.3	54,824	552.1	—	雨1
	大迫処理区	H5	H11	175	4,300	8.5	2.5		174.9	2,888	60.6	2.5	
	東和処理区	H5	H12	178	3,900	9.2	2.8	汚1	166.1	2,544	52.7	1.9	汚1
北上市	花北処理区	S54	S61	2,453	63,450	67.1	—		2,330.7	62,220	387.1	—	
久慈市	久慈処理区	S57	H4	663	15,200	17.4	9.4	雨1	497.5	13,776	106.6	5.4	雨1
遠野市	計			572	10,500	14.4	6.5		521.3	12,288	108.1	5.1	
	遠野処理区	H2	H8	515	9,000	12.3	5.6		465.1	11,218	90.5	4.2	
	宮守処理区	H7	H14	57	1,500	2.1	0.9		56.2	1,070	17.6	0.9	
一関市	計			2,020	47,590	51.9	7.9		1,583.9	43,897	347.0	7.9	
	一関処理区	S56	H2	1,299	33,090	28.0	—		915.8	30,231	188.9	—	
	花泉処理区	H3	H7	157	4,100	4.8	1.7		142.7	3,761	37.3	1.7	
	摺沢処理区	H6	H13	91	2,000	2.2	1.6		91.0	2,090	27.2	1.6	
	大原処理区	H13	H17	66	1,900	2.4	1.0		63.7	1,526	17.3	1.0	
	千厩処理区	H13	H23	84	2,000	3.6	1.0		55.7	1,316	12.3	1.0	
	東山処理区	H6	H13	268	3,600	9.9	2.2		260.0	4,173	53.9	2.2	
	川崎処理区※2	H11	H13	55	900	1.0	0.4		55.0	800	10.1	0.4	
陸前高田市	高田処理区	H4	H10	537	5,000	20.0	2.0	雨2	363.5	4,122	77.0	2.0	雨1
釜石市	計			894	23,700	22.6	14.7	5	603.8	21,686	120.9	13.4	5
	大平処理区	S32	S53	780	20,200	22.0	12.8	汚3, 雨2	577.1	20,010	113.5	12.8	汚3, 雨2
	鶴住居処理区	H26		76	2,100	0.0	1.3		0.0	0	0.0	0.0	
	上平田処理区	S53	S54	38	1,400	0.6	0.6		26.7	1,676	7.4	0.6	
二戸市	計			718	13,250	21.2	6.6	2	518.3	12,091	94.3	4.5	2
	二戸処理区	H6	H12	657	12,250	18.6	6.3	汚2	457.5	11,100	83.7	4.2	汚2
	浄法寺処理区	H19	H22	61	1,000	2.6	0.3		60.8	991	10.6	0.3	
八幡平市	計			447	9,340	18.2	3.8		404.0	8,624	78.2	3.1	
	西根処理区	H9	H15	394	7,900	16.8	3.1		351.0	7,085	64.8	2.4	
	安代処理区	H14	H18	53	1,440	1.4	0.7		53.0	1,539	13.4	0.7	
奥州市	計			2,323	59,497	46.2	4.5		1,874.8	54,845	382.1	3.0	
	胆江処理区(水沢・江刺)	S61	H4	1,925	51,790	38.7	—		1,514.9	47,090	307.2	—	
	胆江処理区(胆沢)	H7	H9	139	1,950	2.4	—		134.3	1,998	20.1	—	
	前沢処理区	H5	H10	259	5,757	5.1	4.5		225.6	5,757	54.8	3.0	
雫石町	都南処理区	S54	S63	693	8,900	28.1	—	汚1	608.2	9,526	105.6	—	汚1
岩手町	岩手処理区	H7	H13	311	6,280	11.1	3.5	汚1	200.3	5,240	38.5	3.0	汚1
滝沢市	都南処理区	S53	S57	810	36,650	25.0	—		719.9	35,554	230.9	—	
紫波町	紫波処理区	S53	S61	806	17,580	20.0	7.1	雨1	659.3	19,596	121.3	7.1	雨1
矢巾町	都南処理区	S52	S59	864	20,980	20.0	—		775.4	20,473	162.2	—	
西和賀町	計			196	5,200	18.4	3.9		196.0	4,217	77.3	3.9	
	湯田処理区	H8	H14	98	2,200	5.7	2.5		98.0	1,980	30.5	2.5	
	沢内処理区	H8	H14	98	3,000	12.7	1.4		98.0	2,237	46.8	1.4	
金ヶ崎町	胆江処理区	S62	H5	738	8,680	18.0	—	汚1	557.9	8,542	110.7	—	汚1
平泉町	一関処理区	S58	H7	244	3,350	4.4	—		180.6	3,097	32.1	—	
住田町	世田米処理区	H9	H14	103	2,000	3.3	0.9		91.0	1,922	20.8	1.1	
大槌町	大槌処理区	H4	H11	285	7,900	11.6	3.6	雨3	156.4	3,413	45.0	2.3	雨3
山田町	計			309	6,810	10.1	2.9	2	165.2	1,887	31.6	1.3	1
	船越処理区	H6	H12	170	2,800	4.7	1.3	汚1	162.2	1,757	17.8	1.3	汚1
	山田処理区	H15		139	4,010	5.4	1.6	汚1	3.0	130	13.8		
岩泉町	岩泉処理区	H4	H11	109	3,000	2.1	2.2		99.2	2,787	24.3	1.5	
田野畑村	田野畑処理区	H11	H19	32	700	6.9	0.5		32.0	481	6.9	0.5	
軽米町	軽米処理区	H9	H17	123	2,900	3.0	1.6		84.3	2,511	19.1	1.0	
野田村	野田処理区	H7	H13	144	3,328	2.9	1.6		91.7	2,827	22.2	1.0	
九戸村	九戸処理区	H5	H11	88	2,800	6.5	1.2		88.0	2,615	28.7	1.2	
洋野町	計			240	6,130	5.1	2.7	1	204.5	5,442	51.8	2.0	1
	種市処理区	H10	H17	171	3,870	3.9	1.7		135.3	3,335	31.2	1.4	
	大野処理区	H6	H13	69	2,260	1.2	1.0	汚1	69.2	2,107	20.6	0.6	汚1
一戸町	一戸処理区	H7	H14	281	4,700	6.7	3.1	汚1	231.7	4,577	43.9	3.1	汚1
県計				28,085	783,470	753.5	125.6	37	22,900.8	732,355	4,896.7	99.3	32

※1 管渠延長について、事業認可では法で定める主要な管渠のみ計上しているが、整備状況では全ての管渠を計上している。

※2 処理開始のH13はフレックスプラントによるもので、処理場による開始はH19から。

資料編 2 災害予防計画

(都市下水路)

市町村名	都市下水路名	計画決定延長 (m)	集水面積 (ha)	施工済延長 (m)	施工年度	備考
宮古市	磯鶏	1,190	69	1,192	S51～S57	(指) S51.3.1
	板屋	910	169	869	S56～S61	(指) S56.9.9
大船渡市	桜場	2,510	504	1,645	S33～S56	(指) S52.2.25
	新田	2,281	190	2,281	S33～H4	(指) S52.2.25
	盛東部	1,350	45	1,332	S57～S63	(指) S57.6.11
花巻市	籠堰	681	40	681	S37～S38	(指) S37.7.7
	大堰川	800	492	790	S46～S48	(指) S45.8.26
	旧後川	1,139	152	1,139	S47～S51	(指) S45.8.26
	滝ノ沢川	1,640	256	604	S52～S54	(指) S51.10.15
	新川	1,180	51	1,174	S53～S55	(指) S52.10.7
	直町	1,248	54	1,248	S53～H4	(指) S53.3.13
	好地	921	38	921	S56～S60	(指) S56.11.30
久慈市	中部8号	925	84	470	S58～S62	(指) S58.1.11
陸前高田市	長砂	460	63	460	S38～S39	(指) S38.8.3
釜石市	鵜住居	0	0	0	H26	土地区画整備により廃止
奥州市	原中	2,728	117	2,728	S40～S48	(指) S51.3.1
山田町	境田	469	31	407	S58～H2	(指) S58.11.22
岩泉町	小本	274	52	274	S60～S62	(指) S60.12.20
計	18ヶ所	20,706	2,407	18,214		

公共下水道の雨水幹線に転用したものは除く。

資料編 2 災害予防計画

(特定公共下水道)

(平成27年度末)

市町村名	処理区名	事業着手年度	処理開始年度	事業認可		27年度末整備状況	
				処理面積 (ha)	処理水量 (千m ³ /日)	処理面積 (ha)	処理水量 (千m ³ /日)
北上市	北上工業団地	S46	S59	173.0	27.0	163.0	27.0

2-12 危険物施設等安全確保計画

2-12-1 化学消火薬剤備蓄状況

(H28.4.1現在)

種別	合計		化学消火薬剤種類別									
	ア～カ	カ～ケ	たん白系		合成界面活性剤 ウ (kl)	水成膜泡消火薬剤 (低発泡) エ (kl)	水溶性液体用泡消火薬剤 (耐アルコール用) オ (kg)	粉末 (kg)				
			3%型	ア 6%				第1種カ	第2種キ	第3種ク	第4種ケ	
市町村名等 盛岡地区広域消 防組合	6.14		0.28	1.62	0.46	3.70	0.08					
花巻市	1.10				0.58	0.52						
北上地区消防組 合	3.00					2.50	0.50					
奥州金ヶ崎行政 事務組合	2.30		0.08		0.80	0.96	0.46					
一関市	4.68				3.80	0.30	0.58					
大船渡地区消防 組合	2.63				0.99	1.64						
陸前高田市	0.78				0.72	0.06						
遠野市	0.10				0.10							
釜石大槌地区行 政事務組合	3.40		0.62		1.96		0.82					
宮古地区広域行 政組合	2.10				1.50	0.60						
久慈広域連合	3.66		1.48		0.72	1.46						
二戸地区広域行 政事務組合	0.84				0.84							
累計	30.73		2.46	1.62	12.47	11.74	2.44	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

2-13 水害予防計画
2-13-1 河川改修の状況

(平成30年3月31日現在)

施行区分	改修区分	指定延長	要改修延長	改修延長	進捗率
	国土交通省直轄工事 (北上川)	291.5km	272.0km	139.4	51.3%
	県工事	2,831.4km	1,431.7km	699.5km	48.9%

2-13-2 ダムの現況（国土交通省所管分）

（平成30年4月1日現在）

ダム名	水系名	河川名	位置	ダム諸元			貯水池		貯水容量		目的	工期	事業費	事業主体	
				堤高	堤頂長	堤体積	型式	集水面積	湛水面積	総量					有効量
				m	m	km ³		km ²	km ²	km ³	km ³		億円		
田瀬ダム	北上川	猿ヶ石川	花巻市	81.5	320.0	420.0	重力式 コンクリート ダム	740.0	6.0	146,500	101,800	治水2,200m ³ /s 発電27,000kW かんがい9m ³ /s	実調 昭15以前 建設 昭16～19 昭25～29	31.5	国
湯田ダム	"	和賀川	西和賀町	89.5	264.9	379.9	アーチ重力式 コンクリート ダム	583.0	6.3	114,160	93,710	治水1,800m ³ /s 発電 (1)37,600kW (2)16,300kW かんがい8m ³ /s	実調 昭28～31 建設 昭32～39	146.5	国
四十四田 ダム	"	北上川	盛岡市	50.0	480.0	382.2	重力式 コンクリート アース 複合ダム	1,196.0	3.9	47,100	35,500	治水650m ³ /s 発電15,100kW	実調 昭35～36 建設 昭37～43	66.8	国
御所ダム	"	雫石川	"	52.5	327.0	1,200.0	中央コア型 ロックファイル ・重力式 コンクリート 複合ダム	635.0	6.4	65,000	45,000	治水1,250m ³ /s 発電13,000kW 水道用水 64,800m ³ /日	実調 昭42～43 建設 昭44～56	488.8	国
胆沢ダム	"	胆沢川	奥州市	127.0	723.0	13,500.0	中央コア型 ロックファイル ダム	185.0	4.4	143,000	132,000	治水2,210m ³ /s 発電 (1)14,200kW (2)1,600kW かんがい 27.8m ³ /s 水道用水 46,800m ³ /日	実調 昭58～62 建設 昭63～平25	2,360	国
遠野ダム	"	来内川	遠野市	26.5	181.5	30.6	重力式 コンクリート ダム	29.6	0.12	1,030	920	治水160m ³ /s	昭28～32	2.4	県
滝ダム	久慈川	長内川	久慈市	70.0	187.0	220.0	"	152.6	0.34	7,600	6,000	治水400m ³ /s 発電450kW	実調 昭44～46 建設 昭47～57	145.8	県

ダム名	水系名	河川名	位置	ダム諸元				貯水池		貯水容量		目的	工期	事業費	事主体
				堤高	堤頂長	堤体積	型	式	集水面積	湛水面積	総量				
綱取ダム	北上川	中津川	盛岡市	59.0	247.0	201.0	重力式 コンクリート ダム	83.0	0.79	15,000	13,300	治水610m ³ /s 管理用発電 200kW 水道用水 32,000m ³ /日	実調 昭47～48 建設 昭49～57	158.3	県
入畑ダム	"	夏油川	北上市	80.0	233.0	293.2	"	38.0	0.63	15,400	13,900	治水360m ³ /s 発電2,100kW 水道用水 38,000m ³ /日 工業用水 17,000m ³ /日 かんがい 35,000m ³ /日	実調 昭49～51 建設 昭52～平2	194.0	県
日向ダム	甲子川	小川川	釜石市	56.5	290.0	241.2	"	22.0	0.29	5,700	5,000	治水310m ³ /s 管理用発電40kW	実調 昭56～57 建設 昭58～平9	267.9	県
早池峰 ダム	北上川	稗貫川	花巻市口	73.5	333.0	333.0	"	75.1	0.86	17,250	15,750	治水280m ³ /s 発電1,400kW 水道用水 1,000m ³ /日 工業用水 21,600m ³ /日	実調 昭57～61 建設 昭62～平12	368	県
綾里川 ダム	綾里川	綾里川	大船渡 市	43.0	154.0	70.2	"	1.6	0.03	486	445	治水13m ³ /s 水道用水 500m ³ /日	実調 昭61～平2 建設 平3～12	85	県
鷹生 ダム	盛川	鷹生川	大船渡 市	77.0	322.0	328.0	"	17.0	0.39	9,680	9,000	治水300m ³ /s 水道用水 4,630m ³ /日	実調 昭60～63 建設 平元～18	324	県
遠野第二 ダム	北上川	来内川	遠野市	23.1	87.5	20.0	"	33.5	0.08	248	221	治水90m ³ /s	建設 平2～22	119	県

2-13-3 河川総合開発事業調

(平成30年4月1日現在)

事業種別	事業名	事業概要	施行箇所	施行年度	防災上の効果
多目的ダム	築川ダム	型式重力式コンクリート	盛岡市 川目	調査(実施) 昭62~平3 建設 平4~	洪水調節容量 11,700,000m ³ 堆砂容量 2,400,000m ³
		ダム			
		堤頂標高 301.2 m			
		堤高 77.2 m			
		堤頂長 249.0 m			
		堤頂巾 5.0 m			
		堤体積 228,480 m ³			

2-13-4 砂防事業の実施状況

(平成30年4月1日現在)

所管別	事業主体	現状 (平27末)	岩手県地震防災 緊急事業五箇年計画		施行実績		摘要
			計画 年次	計画概要	計画 年次	実績概要	
国土 交通省	県	概成溪流 186 溪流	平28 ～ 平32	着手溪流 12 溪流 (うち概成 8 溪流)	平28 ～ 平32	着手溪流 12 溪流 (うち概成 3 溪流)	

※直轄分を除く

2-13-5 砂防指定地及び砂防施設市町村別一覧

(平成30年4月1日現在)

振興局等	市町村	指定地数	砂防施設数		振興局等	市町村	指定地数	砂防施設数		
			えん堤工	溪流保全工				えん堤工	溪流保全工	
盛岡	盛岡市	13	15	0	沿岸	釜石市	70	53	12	
	旧盛岡市	11	13	0		大槌町	23	18	3	
	旧玉山村	2	2	0		小計	93	71	15	
	雫石町	29	26	3	宮古	宮古市	63	59	4	
	滝沢市	3	3	0		旧宮古市	30	28	0	
	紫波町	7	8	1		旧田老町	10	9	2	
	矢巾町	1	1	0		旧新里村	8	7	1	
	小計	53	53	4		旧川井村	15	15	1	
	岩手	葛巻町	20	16	2	山田町	18	19	2	
		岩手町	5	3	0	小計	81	78	6	
		八幡平市	47	40	5	岩泉	岩泉町	48	35	4
		旧西根町	6	7	0		田野畑村	16	9	2
		旧松尾村	12	10	2		小計	64	44	6
		旧安代町	29	23	3	大船渡	大船渡市	37	33	1
小計	72	59	7	陸前高田市	16		14	0		
盛岡広域局管内 合計	125	112	11	住田町	12		10	0		
				小計	65		57	1		
県南	奥州市	32	20	8	沿岸広域局管内 合計	303	250	28		
	旧水沢市	1	1	0	県北	久慈市	52	30	8	
	旧江刺市	24	15	6		旧久慈市	30	20	6	
	旧前沢町	2	1	2		旧山形村	22	10	2	
	旧胆沢町	1	0	0		普代村	3	3	0	
	旧衣川村	4	3	0		洋野町	4	4	0	
	金ヶ崎町	16	13	2		旧種市町	3	3	0	
	小計	48	33	10		旧大野村	1	1	0	
	花巻	花巻市	45	39		10	野田村	3	2	0
		旧花巻市	17	19	2	小計	62	39	8	
旧大迫町		23	16	7	二戸	二戸市	7	9	0	
旧石鳥谷町		4	3	1		旧二戸市	5	4	0	
旧東和町		1	1	0		旧浄法寺町	2	5	0	
小計	45	39	10	軽米町		2	2	0		
北上	北上市	17	12	1		九戸村	10	8	2	
	西和賀町	45	48	5		一戸町	15	17	1	
	旧湯田町	20	17	3	小計	34	36	3		
	旧沢内村	25	31	2	県北広域局管内 合計	96	75	11		
小計	62	60	6	計	834	715	97			
遠野	遠野市	76	81		13	※1：旧一関市・平泉町・旧花泉町の合計				
	旧遠野市	62	67		12	※2：新一関市の合計				
	旧宮守村	14	14		1	※3：旧大東町・旧藤沢町・旧千厩町 ・旧東山町・旧室根村・旧川崎村の合計				
小計	76	81	13							
一関	計※1	35	37		3					
	平泉町	2	3		0					
	一関市※2	77	62		8					
	旧一関市	29	30		2					
	旧花泉町	4	4		1					
小計	33	34	3							
千厩	旧大東町	14	8		2					
	旧藤沢町	7	7		0					
	旧千厩町	2	0	0						
	旧東山町	8	8	1						
	旧室根村	5	1	1						
	旧川崎村	8	4	1						
小計※3	44	28	5							
県南広域局管内 合計	310	278	47							

2-13-6 砂防事業現況調

(平成30年4月1日現在)

対策区分 施行区分	概成 溪流数	えん堤工	床固・帯工	山腹工	溪流保全工
国土交通省直轄工事	11 溪流	21 基	床固 8 基		
県工事	250 溪流	718 基	57 基	8 箇所	97.8 km

2-13-7 農地関係水害防止施設事業調

(平成28年1月1日現在)

事業名	施行箇所	全体計画	施行年度	平成13年度 までの進捗	防災上の効果
防災ダム					
衣川	胆沢郡 衣川村	箇所 ダム 5	昭25～平9	完 成 5	減産防止 (米) 1,169t 被害防止額 (年平均) 1,093,381千円
御所	岩手郡 雫石町	” 3	昭25～44	完 成 3	” 468t ” 88,818千円
荒沢	岩手郡 安代町	” 3	昭27～平11	完 成 3	” 180t ” 578,811千円
雪谷川	九戸郡 軽米町	” 1	昭42～52	完 成 1	” 72t ” 33,755千円
矢櫃	岩手郡 雫石町	” 1	昭45～57	完 成 1	” 27,048千円
煙山	紫波郡 矢巾町	” 1	昭39～42	完 成 1	” 350t ” 48,725千円
根石	二戸郡 安代町	” 1	昭60～平12	完 成 1	” 111,814千円
千貫石	胆沢郡 金ヶ崎町	” 1	平11～21	完 成 1	被害防止額 14,922,646千円
ため池	県内一円	ため池 566	昭32～	完 成 84 未 完 成 482	受益面積 16,086ha
土崩 か 砂 い	”	水路 176	昭42～	完 成 130 未 完 成 46	” 10,623ha

2-13-8 障害防止対策事業調

(平成25年4月1日現在)

事業名	施行箇所	全体事業量	施行年度	防災上の効果	
障害防止 対策事業	盛岡市 (旧玉山村) 八幡平市 (旧西根町) 滝沢市	排水路m	昭45～平24	牧草畑 水田 浸水被害	120ha 190ha 95戸
		36,234			
		道路m			
		27,823			
砂防堰堤	6基				

2-13-9 昭和38年以降における治山事業実施状況調

(平成27年3月末現在)

事業名	箇所
山地治山	4,324
防災林造成	263
保安林整備	2,413
地すべり防止	1,946
計	8,946

注：県単独事業を含まない。

資料編 2 災害予防計画

2-13-10 荒廃地復旧等の治山事業と保安林整備事業調

直轄（東北森林管理局）事業分

（平成30年3月末現在）

事業名	計 画		施行実績		摘 要
	計画年次	計画概要	施行年次	施行概要	
復旧 治山 事業	昭57 ＼ 昭61	施行箇所 162カ所 安定面積 122.03ha 事業費 5,027,323千円	昭57 ＼ 昭61	施行箇所 197カ所 安定面積 159.17ha 事業費 2,830,515千円	第6次治山事業5カ年計画
	昭62 ＼ 平3	施行箇所 381カ所 安定面積 877.40ha 事業費 5,379,000千円	昭62 ＼ 平3	施行箇所 204カ所 安定面積 449.54ha 事業費 2,662,040千円	第7次 " "
	平4 ＼ 平8	施行箇所 268カ所 安定面積 97.4ha 事業費 4,165,000千円	平4 ＼ 平8	施行箇所 277カ所 安定面積 380.4ha 事業費 2,454,245千円	第8次 " "
	平9 ＼ 平15	施行箇所 244カ所 安定面積 408.63ha 事業費 3,624,000千円	平9 ＼ 平15	施行箇所 305カ所 安定面積 455.7ha 事業費 4,644,944千円	第9次治山事業7カ年計画
	平16 ＼ 平20	—	平16 ＼ 平20	施行箇所 45カ所 安定面積 173.33ha 事業費 876,033千円	森林整備保全事業計画
	平21 ＼ 平25	—	平21 ＼ 平25	施行箇所 111カ所 安定面積 587.54ha 事業費 4,429,813千円	森林整備保全事業計画
	平26 ＼ 平30	—	平26 ＼ 平30	施行箇所 57カ所 安定面積 293.67ha 事業費 2,975,946千円	森林整備保全事業計画
	予防 治山 事業	昭57 ＼ 昭61	施行箇所 8カ所 安定面積 3.42ha 事業費 140,000千円	昭57 ＼ 昭61	施行箇所 6カ所 安定面積 3.67ha 事業費 73,967千円
昭62 ＼ 平3		施行箇所 9カ所 安定面積 22.60ha 事業費 135,000千円	昭62 ＼ 平3	施行箇所 4カ所 安定面積 19.76ha 事業費 83,482千円	第7次 " "
平4 ＼ 平8		施行箇所 2カ所 安定面積 0.5ha 事業費 31,000千円	平4 ＼ 平8	施行箇所 10カ所 安定面積 15.8ha 事業費 51,908千円	第8次治山事業5カ年計画
平9 ＼ 平15		施行箇所 2カ所 安定面積 4.23ha 事業費 29,000千円	平9 ＼ 平15	施行箇所 5カ所 安定面積 13.11ha 事業費 94,235千円	第9次治山事業7カ年計画
平16 ＼ 平20		—	平16 ＼ 平20	施行箇所 2カ所 安定面積 3.54ha 事業費 21,405千円	森林整備保全事業計画
平21 ＼ 平25		—	平21 ＼ 平25	施行箇所 3カ所 安定面積 11.93ha 事業費 57,047千円	森林整備保全事業計画
平26 ＼ 平30		—	平26 ＼ 平30	—	—
		昭57 ＼ 昭61	施行箇所 18カ所 安定面積 61.48ha 事業費 60,000千円	昭57 ＼ 昭60	施行箇所 6カ所 安定面積 10.88ha 事業費 7,911千円
	昭62 ＼ 平3	施行箇所 74カ所 安定面積 354.00ha 事業費 196,000千円	昭62 ＼ 平3	施行箇所 42カ所 安定面積 113.89ha 事業費 82,788千円	第7次 " "
	平4 ＼	施行箇所 66カ所 安定面積 14.7ha	平4 ＼	施行箇所 184カ所 安定面積 1,245.61ha	第8次 " "

資料編 2 災害予防計画

保安林整備事業	平8	事業費	283,000千円	平8	事業費	737,336千円	第9次治山事業7ヵ年計画
	平9	施行箇所	264ヵ所	平9	施行箇所	467ヵ所	
	平15	安定面積	2,317.00ha	平15	安定面積	12,400.57ha	
	平16	事業費	421,000千円	平16	事業費	2,758,927千円	森林整備保全事業計画
	平20	—	—	平20	施行箇所	102ヵ所	
	平21	安定面積	—	平21	安定面積	3,027.00ha	森林整備保全事業計画
平25	事業費	—	平25	事業費	730,940千円		
平26	—	—	平26	施行箇所	67ヵ所	森林整備保全事業計画	
平30	安定面積	—	平30	安定面積	4,182.42ha		
	平30	事業費	—	平30	事業費	968,853千円	森林整備保全事業計画
	平30	—	—	平30	施行箇所	77ヵ所	
				平30	安定面積	3,204.40ha	
				平30	事業費	1,089,283千円	

県事業分

(平成27年3月末現在)

事業名	計 画		施 行 実 績		摘 要		
	計画年次	計 画 概 要	施行年次	施 行 概 要			
山地治山事業	昭62	施行箇所	777ヵ所	昭62	施行箇所	595ヵ所	第7次治山事業5ヵ年計画
	平3	安定面積	3,957ha	平3	安定面積	3,900ha	
	平4	事業費	16,847百万円	平4	事業費	18,383百万円	第8次 " "
	平8	施行箇所	722ヵ所	平8	施行箇所	562ヵ所	
	平9	安定面積	4,812ha	平9	安定面積	5,143ha	第9次治山事業7ヵ年計画
	平15	事業費	22,215百万円	平15	事業費	23,672百万円	
保安林整備事業	平16	施行箇所	714ヵ所	平16	施行箇所	579ヵ所	治山事業7箇年実施計画
	平22	事業費	30,100百万円	平22	事業費	28,656百万円	
	平23	施行箇所	436ヵ所	平23	施行箇所	548ヵ所	治山事業四箇年実施計画 (※H25末実績数値)
	平26	事業費	15,979百万円	平26	事業費	16,261百万円	
	平26	施行箇所	236ヵ所	平26	施行箇所	195ヵ所	
	事業費	8,632百万円	平26	事業費	4,787百万円		
保安林整備事業	昭62	施行箇所	195ヵ所	昭62	施行箇所	350ヵ所	第7次治山事業5ヵ年計画
	平3	安定面積	3,345ha	平3	安定面積	4,812ha	
	平4	事業費	2,115百万円	平4	事業費	2,983百万円	第8次 " "
	平8	施行箇所	219ヵ所	平8	施行箇所	439ヵ所	
	平9	安定面積	7,008ha	平9	安定面積	8,858ha	第9次治山事業7ヵ年計画
	平15	事業費	4,460百万円	平15	事業費	4,630百万円	
保安林整備事業	平16	施行箇所	151ヵ所	平16	施行箇所	336ヵ所	治山事業7箇年実施計画
	平22	事業費	1,800百万円	平22	事業費	2,205百万円	
	平23	施行箇所	173ヵ所	平23	施行箇所	243ヵ所	治山事業四箇年実施計画 (※H27末実績数値)
	平26	事業費	1,703百万円	平26	事業費	1,089百万円	
	施行箇所	78ヵ所	平26	施行箇所	65ヵ所		
	事業費	217百万円	平26	事業費	907百万円		

- (注) 1 山地治山事業には、地すべり防止、県単治山を含む。
 2 平成16～22年度は、国の治山事業計画から、森林整備保全計画（全国計画）に移行しているため、県の治山事業は治山事業7箇年実施計画を策定し実施。平成23年度以降は計画期間を4年間としている。

2-13-11-1 雨量観測所

(平成30年4月1日現在)

	岩手県			青森県			国土交通省東北地方整備局			盛岡地方気象台			市町村、その他			計
	テレメータ	自記	小計	テレメータ	自記	小計	テレメータ	自記	小計	アメダス	テレメータ	自記	小計	テレメータ	自記	
盛岡広域振興局土木部管内	7		7		17	1	18	7		1		1				33
岩手土木センター管内	2		2		11	1	12	4								18
花巻土木センター管内	4		4		5	2	7	3			1					15
北上土木センター管内	5		5		8		8	3			1					17
県南広域振興局土木部管内	4		4		8	1	9	5								18
一関土木センター管内 (千厩土木センター管内を除く)	4		4		4	1	5	2			2					13
千厩土木センター管内	4		4		4	1	5	2			1					12
大船渡土木センター管内	8		8			1	1	3			1					13
遠野土木センター管内	5		5		7	1	8	2			1					16
沿岸広域振興局土木部管内	7		7					3			1					11
宮古土木センター管内	9		9					5			1					15
岩泉土木センター管内	6		6					2			13					21
県北広域振興局土木部管内	9		9					6			6					21
二戸土木センター管内	6		6	6	6		6	3			8	2				31
計	80	0	80	6	70	9	79	50	11	28	39					254

2-13-11-2 水位観測所

(平成30年4月1日現在)

	岩手県						国土交通省東北地方整備局				市町村		計
	テレメータ	自記	普通	小計	他県		テレメータ	テレメータ	自記	普通	小計	普通	
					テレメータ	宮城県							
盛岡広域振興局土木部管内	11			11				14	2		16		27
岩手土木センター管内	4		1	5				1	1		2		7
花巻土木センター管内	5			5				7			7		12
北上土木センター管内	3			3				6		1	7		10
県南広域振興局土木部管内	3		1	4				11	2		13		17
一関土木センター管内	5			5		宮城県	3	6			6		14
千厩土木センター管内	13	2	5	20				7	1		8		28
大船渡土木センター管内	8	2	2	12									12
遠野土木センター管内	7			7				3			3	4	14
沿岸広域振興局土木部管内	8		11	19									19
宮古土木センター管内	5		2	7									7
岩泉土木センター管内	5			5									5
県北広域振興局土木部管内	8	2	1	11									11
二戸土木センター管内	6			6		青森県	2	2			2		10
計	91	6	23	120			5	57	6	1	64	4	193

2-13-12 河川水門管理要綱

河 川 水 門 管 理 要 綱

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、知事が管理する河川に設置されている水門、樋門及び樋管（以下「河川水門」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

2 ただし、津波高潮対策機能を有する河川水門については、別に定める海岸水門管理要綱によるものとする。

(管理の原則)

第2 河川水門は、洪水、高潮、津波等（以下「洪水等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理されなければならない。

(河川水門の管理の委託)

第3 知事は、洪水等による危険が切迫した場合における河川水門の操作の緊急性等にかんがみ、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第99条の規定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

(知事の管理事項)

第4 知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行う。

(1) 特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検をすること。

(2) 河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施行すること。

(3) 次に掲げる場合において、洪水等による災害が発生するおそれが大きいと認められるときは、関係市町村及び法第26条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者（以下「許可河川水門設置者」という。）に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。

ア 気象予報又は気象警報が発令された場合

イ 著しい降雨又は融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合

ウ 河川の水位又は潮位に著しい変動がある場合

(4) 許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事項)

第5 河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を執行するものとする。

(1) 平常時における河川水門の維持又は操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。

ア 河川水門を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。

イ 毎年度3回（原則として、6月、8月及び翌年3月とする。ただし、河川水門のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する河川水門（以下「潮位関連河川水門」という。）にあつては、原則として、7月、11月及び翌年3月とする。）以上河川水門の開閉部分の試運転（注油を含む。以下同じ。）をすること。

(2) 前号アの規定により河川水門を巡視したときは、河川水門巡視記録（様式第1号）を作成し、備えておくものとする。

(3) 次に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務態勢に入るものとする。

ア 次に掲げる気象予報又は気象警報が発令された場合

(ア) 浸水注意報、洪水注意報、津波注意報（潮位関連河川水門の場合に限る。）

(イ) 気象警報、浸水警報、洪水警報

(ウ) 高潮警報、津波警報、波浪警報（潮位関連河川水門の場合に限る。）

イ 洪水予報又は水防警報が発令された場合

ウ 河川の水位が警戒水位に達した場合

エ 海水に著しい変動があった場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）

オ 人体に感じる程度の地震が発生した場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）

カ 特に知事が指示した場合

(4) 警戒勤務態勢時における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。

ア 水門をいつでも操作できるようにしておくこと。

イ 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。

ウ 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できない恐れがある時は、避難を優先すること。

(5) 第2号の規定により警戒勤務態勢に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務態勢を解除し、河川水門を開放しておくこと。

(6) 次に掲げるところにより所要の報告をすること。

ア 毎年度4月15日までに河川水門管理体制報告書（様式第2号）を所管する広域振興局長に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。

イ 次に掲げる事項を行ったときは、その都度所管する広域振興局長に報告すること。

(ア) 河川水門の試運転をしたとき

(イ) 河川水門の異状を発見したとき

(ウ) 警戒勤務態勢に入ったとき

(エ) 河川水門を操作（試運転のための操作を除く。）したとき

(オ) 警戒勤務態勢を解除したとき

(7) 前号イ（ア）の規定による報告は、河川水門の試運転後7日以内に河川水門開閉操作報告書（様式第3号）により行うものとする。

（情報連絡）

第6 知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水等の発生の際における河川水門の操作に遺憾のないようにするものとする。

（国土交通大臣等に対する協力要請）

第7 知事は、国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通大臣及び市町村長の管理する河川に設置されている河川水門及び法第26条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるように協力を求めるものとする。

様式第1号

河川水門巡視記録

年 月 日	巡視者 氏名 :
-------	----------

	水門、樋門及び樋管名	巡視結果	*対応状況 (有の場合のみ)
	巡視状況		支障 (有 ・ 無)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
<p>※ 対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すること。</p> <p>1 : 障害物等の除去を行うなど、施設閉鎖できるように対応した。</p> <p>2 : 障害の状況を施設管理者へ連絡した。</p> <p style="padding-left: 40px;">(連絡日時、相手の氏名： 月 日 時 分 氏名)</p> <p>3 : その他 (以下に状況を記載のこと)</p>			

様式第2号

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

年度河川水門管理体制（変更）報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第6号アの規定により報告します。

水門、樋門 及び樋管名	河川名及び設置場所	型 式	開 閉 方 法	門 数	管理操作 責任者住所 氏名	管理操作 担当者住所 氏名	試運転予定 年月日その 他管理方法

注 年度途中における報告にあつては、管理体制の変更に係る部分について報告をすること。

様式第3号

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

河川水門開閉操作報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第7号の規定により報告します。

水門、樋門 及び樋管名	河川名及び設置場所	型式	開閉方法	門数	試運転の 年月日	試運転の結果及び施設の 異状の有無並びに措置

注 試運転の結果及び施設の異状の有無並びに措置については、具体的に記入すること。

2-13-13 洪水浸水想定区域指定一覧

○国管理河川

水系	河川名	対象市町村	公表日	想定最大
北上川	北上川	盛岡市, 矢巾町 紫波町, 花巻市 北上市, 金ヶ崎町 奥州市, 平泉町 一関市	東北地方整備局告示第78号 H14.6.28 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	雫石川	盛岡市、滝沢市	東北地方整備局告示第133号 H17.12.27 東北地方整備局告示第143号 H26.10.9 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	中津川	盛岡市	東北地方整備局告示第133号 H17.12.27 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	磐井川	一関市	東北地方整備局告示第133号 H17.12.27 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	砂鉄川	一関市	東北地方整備局告示第15号 H21.3.9 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	胆沢川	奥州市, 金ヶ崎町	東北地方整備局告示第55号 H22.3.30 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	和賀川	北上市	東北地方整備局告示第56号 H22.3.30 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	豊沢川	花巻市	東北地方整備局告示第57号 H22.3.30 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	猿ヶ石川	花巻市、北上市	東北地方整備局告示第10号 H23.1.19 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	人首川	奥州市	東北地方整備局告示第11号 H23.1.19 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○

○県管理河川

水系	河川名	市町村	公表日	想定最大
閉伊川	閉伊川	宮古市	岩手県告示第384号 H18.3.24	
津軽石川	津軽石川	宮古市	岩手県告示第385号 H18.3.24	
		山田町	岩手県告示第593号 H20.8.12	
久慈川	久慈川	久慈市	岩手県告示第942号 H18.9.29	
	長内川		岩手県告示第231号 H23.3.25	
	夏井川			
気仙川	気仙川	陸前高田市	岩手県告示第944号 H18.9.29	
盛川	盛川	大船渡市	岩手県告示第943号 H18.9.29	
新井田川	瀬月内川	九戸村	岩手県告示第478号 H20.6.20	
大槌川	大槌川	大槌町	岩手県告示第479号 H20.6.20	
鶉住居川	鶉住居川	釜石市	岩手県告示第480号 H20.6.20	
関口川	関口川	山田町	岩手県告示第594号 H20.8.12	
甲子川	甲子川	釜石市	岩手県告示第224号 H22.3.12	
北上川	猿ヶ石川	遠野市	岩手県告示第495号 H26.6.24	
	早瀬川	遠野市		
北上川	砂鉄川	一関市	岩手県告示第177号 H27.3.6	
北上川	夏川	一関市	岩手県告示第178号 H27.3.6	
北上川	夏川	一関市	岩手県告示第488号 H29.6.16	○
北上川	北上川	盛岡市	岩手県告示第487号 H30.6.15	○
北上川	松川	盛岡市	岩手県告示第488号 H30.6.15	○
北上川	築川	盛岡市	岩手県告示第489号 H30.6.15	○
小本川	小本川	岩泉町	岩手県告示第490号 H30.6.15	○
北上川	北上川	岩手町	岩手県告示第732号 H30.9.28	○
馬淵川	馬淵川	二戸市	岩手県告示第733号 H30.9.28	
		一戸町		
		葛巻町		
馬淵川	安比川	二戸市	岩手県告示第734号 H30.9.28	○

2-13-14 水位周知河川指定一覧

○県管理河川

河川名	観測所名	区域(左岸)、区域(右岸)
砂鉄川 (川内)	川内	左岸 一関市大東町大原字八幡館22番10地先(館下橋)から一関市大東町大原字若宮35番地先(牧田橋)まで 右岸 一関市大東町大原字長泉寺先8番2地先(館下橋)から一関市大東町大原字下烏神21番12地先(牧田橋)まで
砂鉄川 (十二木橋)	十二木橋	左岸 一関市東山町松川字町裏96番2地先(中通川合流点)から一関市東山町松川字野谷起252番3地先(十二木橋)まで 右岸 一関市東山町松川字三室320番5地先(三室平沢樋門)から一関市東山町松川字滝ノ沢204番8地先(十二木橋)まで
盛川	権現堂	左岸 大船渡市日頃市町字下板用75番15地先(板用橋)から河口まで 右岸 大船渡市日頃市町字中板用51番2地先(板用橋)から河口まで
気仙川 (上流)	昭和橋	左岸 気仙川と大股川との合流点から気仙郡住田町世田米字山谷7番地先(岩澤橋下流600m)まで 右岸 気仙川と大股川との合流点から気仙郡住田町世田米字川向190番地先(岩澤橋下流600m)まで
気仙川 (下流)	館	左右岸 陸前高田市横田町字久連坪84番1地先(舞出頭首工)から河口まで
甲子川	礼ヶ口	左岸 釜石市甲子町第1地割67番1地先(越田橋)から河口まで 右岸 釜石市甲子町第1地割129番地先(越田橋)から河口まで
鶴住居川	日ノ神橋	左岸 釜石市栗林町第17地割27番3地先(道々橋)から河口まで 右岸 釜石市栗林町第19地割32番3地先(道々橋)から河口まで
大樋川	屋敷前	左岸 上閉伊郡大樋町大樋第10地割字洪梨子5番1地先(小松野橋)から河口まで 右岸 上閉伊郡大樋町大樋第9地割字小松野127番1地先(小松野橋)から河口まで
小樋川	蕨打直橋	左岸 上閉伊郡大樋町小樋第15地割地先(蕨打直橋)から河口まで 右岸 上閉伊郡大樋町小樋第16地割地先(蕨打直橋)から河口まで
閉伊川 (千徳)	千徳	左岸 宮古市大字千徳第12地割字羽黒坊1番地1地先(花輪橋)から河口まで 右岸 宮古市大字田鎖第12地割字糸漬場94番1地先(根市河制工)から河口まで
津軽石川	新町	左岸 下閉伊郡山田町豊間根17地割72番2地先(日当橋)から河口まで 右岸 下閉伊郡山田町豊間根17地割72番14地先(日当橋)から河口まで
関口川	山田	左岸 下閉伊郡山田町山田第19地割108番1地先(関口新橋)から河口まで 右岸 下閉伊郡山田町山田第19地割110番1地先(関口新橋)から河口まで
久慈川	八日町 生出町	左岸 久慈市大川目町第11地割56弁18地先(岩井川合流点)から河口まで 右岸 久慈市大川目町第11地割57番3地先(岩井川合流点)から河口まで
長内川	長内橋	左岸 久慈市小久慈町第15地割10番4地先(小久慈橋)から久慈川合流点まで 右岸 久慈市小久慈町第60地割31番4地先(小久慈橋)から久慈川合流点まで
夏井川	夏井	左岸 久慈市夏井町字夏井第3地割5番1地先(生平橋)から久慈川合流点まで 右岸 久慈市夏井町字夏井第3地割1番5地先(生平橋)から久慈川合流点まで
瀬月内川	沢田橋	左岸 九戸郡九戸村大字伊保内第13地割37番地1地先(栄橋)から九戸郡九戸村大字伊保内第26地割57番地先(南田橋)まで 右岸 九戸郡九戸村大字伊保内第26地割46番地3地先(栄橋)から九戸郡九戸村大字伊保内第10地割54番2地先(南田橋)まで
築川	葛西橋	左岸 盛岡市川目第9地割171番3地先(下川目橋)から北上川合流点まで 右岸 盛岡市川目第10地割47番1地先(下川目橋)から北上川合流点まで
夏川	佐沼	左岸 一関市花泉町油島字花欠26番地1地先(小谷地橋上流200m)から宮城県境まで
雪谷川	昭和橋	左岸 九戸郡軽米町大字軽米第8地割187番11地先(日の戸橋)から九戸郡軽米町大字上館第1地割92番地先(いちい橋)まで 右岸 九戸郡軽米町大字上館第19地割38番3地先(日の戸橋)から九戸郡軽米町大字上館第13地割59番2地先(いちい橋)まで
猿ヶ石川	駒木	左岸 遠野市松崎町松崎6地割130番地先(小鳥瀬川合流点)から遠野市松崎町白岩1地割58番地先(早瀬川合流点)まで 右岸 遠野市松崎町松崎6地割115番1地先(小鳥瀬川合流点)から遠野市松崎町光興寺2地割76番72地先(早瀬川合流点)まで
早瀬川	上早瀬橋	左岸 遠野市鶯崎町2番2地先(初音橋)から遠野市遠野町10地割44番地先(猿ヶ石川合流点)まで 右岸 遠野市青笹町糠前4地割21番1地先(初音橋)から遠野市松崎町白岩1地割58番地先(猿ヶ石川合流点)まで
馬淵川 (岩根橋)	岩根橋	左岸 二戸郡一戸町鳥越字悪戸平73番3地先(安比川合流点)から二戸郡一戸町小鳥谷字野里1番3地先(平糠川合流点)まで 右岸 二戸郡一戸町鳥越字駒木平52番3地先(安比川合流点)から二戸郡一戸町岩館字川又14番9地先(平糠川合流点)まで
馬淵川 (石切所)	石切所	左岸 二戸市石切所字大淵3番地先(荒瀬橋)から二戸市金田一字駒焼地先(府金橋)まで 右岸 二戸市石切所字船場16番地先(川原橋上流200メートル地点)二戸市堀野字馬場97番地先(十文字川合流点)まで
安比川 (中央橋)	中央橋	左岸 二戸市似鳥字船石31番16地先(馬淵川合流点)から二戸市浄法寺町門前向14番2地先(太田川合流点)まで 右岸 二戸市似鳥字平山61番地先(一戸町境)から二戸市浄法寺町馬場向29番1地先(太田川合流点)まで
安比川 (五日市橋)	五日市橋	左岸 二戸市浄法寺町門前向14番2地先(太田川合流点)から八幡平市細野98番276地内(安比堰堤)まで 右岸 二戸市浄法寺町馬場向29番1地先(太田川合流点)から八幡平市細野534番1地内(安比堰堤)まで
松川	古川橋	左岸 盛岡市玉山区川崎字向川崎91番2地先(北上川合流点)から盛岡市玉山区松内字館13番6地先(赤川合流点)まで 右岸 盛岡市玉山区川崎字上川崎7番27地先(北上川合流点)から盛岡市玉山区松内字築場169番地先(赤川合流点)まで
北上川 (船田橋)	船田橋	左岸 盛岡市玉山区洪民字岩鼻44番16地先(船田橋)から盛岡市玉山区芋田字上武道106番2地先(松川合流点)まで 右岸 盛岡市玉山区下田字船綱70番5地先(船田橋)から盛岡市玉山区川崎字上川崎7番27地先(松川合流点)まで
猿沢川	西本町	左岸 一関市東山町長坂字東本町157番5地先(観音橋下流400m)から一関市東山町長坂字東本町333番6地先(砂鉄川合流点)まで 右岸 一関市東山町長坂字西本町178番地先(観音橋下流400m)から一関市東山町長坂字東本町37番21地先(砂鉄川合流点)まで
曾慶川	摺沢	左岸 一関市大東町摺沢字但馬崎77番5地先(田端橋)から一関市大東町摺沢字川口122番5地先(砂鉄川合流点)まで 右岸 一関市大東町摺沢字八幡前9番1地先(田端橋)から一関市大東町摺沢字雲南田33番地先(砂鉄川合流点)まで
矢作川	味米	左岸 陸前高田市矢作町湯漬畑14番7地先(矢作川橋梁)から陸前高田市矢作町越戸内213番1地先(気仙川合流点)まで 右岸 陸前高田市矢作町字金屋敷6番2地先(矢作川橋梁)から陸前高田市矢作町小嶋部103番1地先(気仙川合流点)まで
大股川	高屋敷	左岸 気仙郡住田町世田米字中井25番地先(高屋敷橋上流400m)から気仙郡住田町世田米字川口30番6地先(気仙川合流点)まで 右岸 気仙郡住田町世田米字中井76番地先(高屋敷橋上流400m)から気仙郡住田町世田米字大渡6番地先(気仙川合流点)まで
衣川	川西橋	左岸 奥州市衣川区有浦172番4地先(有浦橋)から北上川合流点まで 右岸 奥州市衣川区有浦166番1地先(有浦橋)から北上川合流点まで
小本川	赤鹿	左岸 下閉伊郡岩泉町岩泉字田屋峠39番4号地先(岩泉橋上流420m)から下閉伊郡岩泉町小本字家の向246番3号地先(小本橋上流90m)まで 右岸 下閉伊郡岩泉町岩泉字中野55番地先(岩泉橋上流420m)から下閉伊郡岩泉町小本字小本6番16号地先(小本橋上流90m)まで
安家川	日蔭	左岸 下閉伊郡岩泉町安家字松林43番4号地先(氷渡橋下流1,080m)から下閉伊郡岩泉町安家字半城子118番6号地先(安家ほたる橋下流1,100m)まで 右岸 下閉伊郡岩泉町安家字氷渡304番4号地先(氷渡橋下流1,080m)から下閉伊郡岩泉町安家字年々283番地先(安家ほたる橋下流1,100m)まで
和賀川	新町	左岸 和賀郡西和賀町沢内字長瀬野12地割133番地先(安ヶ沢川合流点)から和賀郡西和賀町槻沢25地割55番2地先(下前川合流点)まで 右岸 和賀郡西和賀町沢内字泉沢2地割29番地先(安ヶ沢川合流点)から和賀郡西和賀町湯田19地割169番4地先(下前川合流点)まで
雫石川	春木場	左岸 岩手郡雫石町御明神赤瀬94番1地先(志戸前川合流点)から岩手郡雫石町上野新里73番9地先(葛根田川合流点)まで 右岸 岩手郡雫石町御明神志戸前81番1地先(志戸前川合流点)から岩手郡雫石町御明神長内69番2地先(葛根田川合流点)まで
馬淵川 (田子)	田子	左岸 岩手郡葛巻町江刈第39地割38番地先(小屋瀬川合流点)から岩手郡葛巻町葛巻第21地割2番1地先(山形川合流点)まで 右岸 岩手郡葛巻町江刈第34地割6番1地先(小屋瀬川合流点)から岩手郡葛巻町葛巻第21地割4番2地先(山形川合流点)まで
北上川 (下苗代沢)	下苗代沢	左岸 岩手郡岩手町大字沼宮内第35地割58番地先(朽木川合流点)から岩手郡岩手町大字川口第51地割25番1地先(丹藤川合流点)まで 右岸 岩手郡岩手町大字御堂第5地割63番4地先(朽木川合流点)から岩手郡岩手町大字川口第51地割27番地先(丹藤川合流点)まで
閉伊川 (川井)	川井	左岸 宮古市川井第1地割86番地1地先(小国川合流点)から宮古市茂市第5地割111番地1地先(刈屋川合流点)まで 右岸 宮古市川井第6地割14番地先(小国川合流点)から宮古市茂市第8地割94番地1地先(刈屋川合流点)まで

2-14 雪害予防計画
 2-14-1 雪崩危険箇所表

(平成29年3月31日現在)

種別	路線名	地名	箇所数
一般国道	107号	北上市和賀町仙人他	2
	281号	久慈市大川目町第11地割他	2
	340号	宮古市和井内第1地割他	2
	397号	奥州市胆沢区若柳他	20
	小計		26
主要地方道	花巻大曲線	花巻市豊沢	1
	大槌小国線	宮古市小国他	6
	野田山形線	久慈市山根町木壳内	1
	小計		8
一般県道	西山生保内線	雫石町高倉山国有林他	7
	小計		7
	計		41

2-14-2 岩手労働局における雪崩対策

1 現地調査の実施

事業場における寄宿舍等の施設及び作業場所について実地に非積雪期及び積雪期において調査を実施する。

2 書面調査の実施等

事業場における寄宿舍等の施設及び作業場所について事業場から提出される届出報告書類に基づき書面調査を実施するとともに、法令に基づく諸届出、報告が正確迅速に必ず提出されるように完全励行を図る。

3 関係機関との情報交換

事業場における寄宿舍等の施設及び作業場所について、森林管理署、JR、県、市町村、气象台、警察署、その他の関係機関との常時情報の交換を行う。

4 雪崩災害防止対策に関する指導等

事業場における寄宿舍等の施設及び作業場所について個々の事業場に対し、リーフレットによる指導、警告、助言、臨検等を実施する。

5 緊急措置等の発動

事業場における寄宿舍等の施設及び作業場所について急迫した危険があり、使用停止、作業中止、避難等の必要あるときは、それらの緊急命令を発動するとともに違法な施設及び作業場所については厳重な取締りを行う。

6 労働災害防止団体の活動援助

中央労働災害防止協会及び建設業、林業の各業種別労働災害防止協会（岩手支部）の活動を通じて事業場の自主的な運動が行われるように資料、情報の提供等の援助を行う。

2-14-3 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社における雪崩対策

岩手県の地域における東日本旅客鉄道株式会社の路線に対する雪崩危険箇所は次表のとおりであり、土木技術センター等において巡回警備を実施し、又部外については発見の際の連絡等について協力をお願いし、危険防止を図る。

なだれ警備箇所一覧表

平成27年1月1日現在

NO	線名	駅 間		キロ程		備 考
1	北上線	岩沢	和賀仙人	19K580M	20K400M	
2	北上線	和賀仙人	ゆだ錦秋湖	22K450M	23K100M	
3	北上線	和賀仙人	ゆだ錦秋湖	25K090M	26K480M	
4	北上線	ゆだ錦秋湖	ほっとゆだ	31K000M	31K440M	
5	北上線	ほっとゆだ	ゆだ高原	38K105M	38K120M	

1	釜石線	平倉	足ヶ瀬	60K134M		
2	釜石線	上有住	陸中大橋	69K542M		

1	山田線	上米内	大志田	14K950M		
2	山田線	上米内	大志田	15K500M		
3	山田線	上米内	大志田	15K750M		
4	山田線	上米内	大志田	16K753M		
6	山田線	大志田	浅岸	21K300M		
7	山田線	大志田	浅岸	21K740M		
8	山田線	大志田	浅岸	23K859M		
9	山田線	大志田	浅岸	23K956M	24K000M	
10	山田線	大志田	浅岸	24K386M		
11	山田線	大志田	浅岸	24K670M		
12	山田線	松草	平津戸	43K700M		
13	山田線	平津戸	川内	57K740M		
14	山田線	平津戸	川内	57K850M		

1	田沢湖線	赤沢	大地沢	23K790M		
2	田沢湖線	赤沢	大地沢	24K890M	25K320M	
3	田沢湖線	赤沢	大地沢	26K000M	26K050M	
4	田沢湖線	赤沢	大地沢	26K335M		
5	田沢湖線	赤沢	大地沢	26K975M		
6	田沢湖線	赤沢	大地沢	27K527M		
7	田沢湖線	赤沢	大地沢	27K685M		
8	田沢湖線	赤沢	大地沢	27K948M	27K975M	
9	田沢湖線	赤沢	大地沢	28K050M	28K155M	

1	花輪線	松尾八幡平	安比高原	21K524M	21K621M	
2	花輪線	松尾八幡平	安比高原	21K650M		
3	花輪線	松尾八幡平	安比高原	21K845M	21K945M	
4	花輪線	松尾八幡平	安比高原	22K070M	22K170M	
5	花輪線	松尾八幡平	安比高原	22K550M	22K630M	
6	花輪線	松尾八幡平	安比高原	22K845M		
7	花輪線	松尾八幡平	安比高原	24K680M		
8	花輪線	安比高原	赤坂田	25K373M		
9	花輪線	安比高原	赤坂田	25K877M		
10	花輪線	横間	田山	41K027M	41K098M	
11	花輪線	横間	田山	41K650M	41K715M	
12	花輪線	横間	田山	41K900M		
13	花輪線	横間	田山	42K550M		
14	花輪線	横間	田山	43K085M		
15	花輪線	横間	田山	43K730M		
16	花輪線	横間	田山	43K830M	44K000M	
17	花輪線	田山	兄畑	54K860M		

2-14-4 防雪施設の設置状況

平成29年11月30日現在

道路種別	番号	路線名	防雪柵 (m)	スノーシェルター (m)	スノーシールド (m)	雪崩柵 (基)	消雪工 (m)
一般国道	106	106号	20.2	280.3			1,254.5
一般国道	107	107号	2,598.3	785.8	1,365.1	66	1,845.0
一般国道	281	281号	1,937.2	251.0	473.0	21	
一般国道	282	282号	1,348.4	786.0		16	80.0
一般国道	283	283号	2,905.5			99	1,072.0
一般国道	284	284号					34.5
一般国道	340	340号	1,000.0				
一般国道	342	342号	1,122.0	300.0		15	15.3
一般国道	395	395号	768.0				
一般国道	396	396号	701.0				100.0
一般国道	397	397号	260.0	230.0	633.0		
一般国道	455	455号		180.0		14	1,751.9
一般国道	456	456号	100.0				
小計		13	12,760.6	2,813.1	2,471.1	231	6,153.2
主要地方道	1	盛岡横手線	2,942.9	352.0		60	3,473.0
主要地方道	2	盛岡停車場線					1,263.0
主要地方道	4	釜石港線					38.0
主要地方道	6	二戸五日市線	549.5				
主要地方道	7	久慈岩泉線		780.0	470.0	16	
主要地方道	10	江刺室根線	234.5				
主要地方道	11	八戸大野線	532.0				
主要地方道	12	花巻大曲線	521.5	142.0		72	340.0
主要地方道	13	盛岡和賀線	5,681.1				1,378.0
主要地方道	15	一戸葛巻線	148.0			430	
主要地方道	16	盛岡環状線					2,792.0
主要地方道	17	岩手平館線	632.0				
主要地方道	23	大更八幡平線	727.0	2,145.0		2	
主要地方道	24	二戸九戸線					550.0
主要地方道	25	紫波江繋線					530.0
主要地方道	26	大槌小国線	528.0			66	
主要地方道	29	野田山形線	923.0				
主要地方道	30	葛巻日影線	179.0				570.0
主要地方道	32	二戸田子線	1,075.7				
主要地方道	36	上米内湯沢線					0.0
主要地方道	37	花巻平泉線	11,295.9				
主要地方道	42	戸呂町軽米線		345.0			
主要地方道	47	北上西ひた線	144.0				
主要地方道	50	北上金ヶ崎ひた線	428.0				
小計		24	26,542.1	3,764.0	470.0	646	10,934.0
一般県道	102	石鳥谷大迫線					360.0
一般県道	103	花巻和賀線	2,708.4				2,097.0
一般県道	109	石鳥谷花巻温泉線	230.8				
一般県道	112	北上停車場線					1,556.0
一般県道	114	二戸停車場線					471.5
一般県道	116	花巻停車場線					1,075.0
一般県道	120	不動盛岡線					846.0
一般県道	121	遠野停車場線					500.0
一般県道	122	夏油温泉江釣子線	1,472.6			1,959	
一般県道	123	花巻温泉郷線	500.0				
一般県道	129	好摩停車場線					70.0
一般県道	149	侍浜停車場線	200.0				
一般県道	153	侍浜停車場阿子木線	30.0				
一般県道	159	久田笹長根線	552.8				
一般県道	160	土淵達曾部線	810.0				
一般県道	162	紫波零石線	140.0				
一般県道	164	明戸八木線	605.7				
一般県道	165	岩崎藤根線	615.0				
一般県道	167	釜石住田線	628.7			68	
一般県道	181	道前浄法寺線	664.5				
一般県道	192	後藤野野中線	4,069.8				
一般県道	194	西山生保内線				23	
一般県道	195	田山花輪線	448.0				
一般県道	202	普代小屋瀬線				63	
一般県道	211	零石停車場線					808.0
一般県道	212	零石東八幡平線	82.4	120.0			347.0
一般県道	213	花巻空港停車場線					567.0
一般県道	215	湯川温泉線				14	
一般県道	219	網張温泉線	184.0				
一般県道	223	盛岡滝沢線					492.0
一般県道	225	北上和賀線	812.0				
一般県道	235	永沢水沢線	40.0				
一般県道	252	清水野村崎野線	45.5				
一般県道	253	元木江刈内線	146.0				
一般県道	257	岩手大更線	284.0				
一般県道	262	沖田田原線	840.0				
一般県道	269	明戸種市線	1,086.8				
一般県道	272	戸田荷軽部線		361.4			
一般県道	274	二戸一戸線					16.0
一般県道	278	鶴飼安達巣子線	439.5				
一般県道	281	矢巾西安庭線	264.0				
一般県道	286	東和花巻温泉線	400.0				
一般県道	288	北上水沢線	1,365.5				
一般県道	293	本宮長田町線					2,770.0
小計		44	19,666.0	481.4	0.0	2,127	11,975.5
合計		81	58,968.7	7,058.5	2,941.1	3,004	29,062.7

2-14-5 雪崩防止林造成事業調
県事業分

(平成27年3月末現在)

事業名	計 画		施 行 実 績		摘 要
	計画年次	計 画 概 要	施行年度	施 行 概 要	
雪崩防止林造成	昭62～平3	施行箇所数 面積 9箇所 17.7ha	昭62～平3	施行箇所数 面積 3箇所 3.8ha	第7次 治山事業 5カ年計画
	平4～平8	施行箇所数 面積 4箇所 11.9ha	平4～平8	施行箇所数 面積 4箇所 10.4ha	第8次 治山事業 5カ年計画
	平9～平15	施行箇所数 面積 2箇所 2.0ha	平9～平15	—	第9次 治山事業 7カ年計画
	平16～平22	施行箇所数 面積 2箇所 2.0ha	平16～平22	—	治山事業7箇年 実施計画
	平23～平26	—	平21～平26	施行箇所数 面積 1箇所 0.31ha	治山事業四箇年 実施計画 (H26末 実績)

2-14-6 雪崩対策事業による施設整備状況

(平成30年4月1日現在)

市町村名	区域名	計	画	実	績
西和賀町	湯 本	昭63～ 擁壁工	— m	昭63～ 擁壁工	— m
		雪崩予防柵	— m	雪崩予防柵	— m
〃	舘	平2～14 擁壁工	536m	平2～14 擁壁工	536m
		雪崩予防柵	7基	雪崩予防柵	7基
〃	湯 川	平4～12 擁壁工	179m	平4～12 擁壁工	179m
		雪崩予防柵	14基	雪崩予防柵	14基
〃	天 子 森	平12～15 雪崩予防柵	54基	平12～14 雪崩予防柵	44基

2-14-7 県の除雪計画（春先の除雪を含む。）

（平成29年度除雪事業計画書より）

道路種別	実延長	除雪延長	除雪率
一般国道	1,215.3 km	1,215.3 km	100.0 %
主要地方道	1,324.5 km	1,313.5 km	99.2 %
一般県道	1,635.8 km	1,635.8 km	100.0 %
計	4,175.6 km	4,164.6 km	99.7 %

2-14-8 除雪機械等の整備状況

機種別	保有台数	東北地方整備局 (岩手県内配置) (平成30年3月31日現在)	岩手県 (平成29年11月30日現在)	計
	除雪ドーザー		0 台	56 台
除雪グレーダ		27	132	159
ロータリー除雪車		5	58	63
除雪トラック		23	26	49
歩道除雪車		22	129	151
散布車		24	84	108
計		101	485	586

2-14-10 雪害対策実施要領（抜すい）

1 期間

12月1日から3月31日まで。

但し、一般災害事故等の場合においては、上記期間にかかわらず一部準用する。

2 雪害対策

雪害時又は、雪害を予想されるときは、次により対策をたて早期除雪に努めると共に、被害の際は復旧を速やかにし列車の正常運転を確保し、輸送の円滑化に努める。

(A) 雪害に対する事前手配

（支社手配）

(1) 气象台との連絡

気象通報受領などについて密接な連絡を保つ必要があるので、盛岡、青森、秋田气象台に特に協力を依頼する。

(2) 総合除雪対策

施設指令において、関係保線技術センター所長からの雪の情報に基づき、毎日総合的な除雪対策の手配をとる。

（現場手配）

(1) 早期除雪の徹底

雪害時には、除雪能力が不足する実情に鑑み、駅所は、平常時において早期除雪を充分に行う。

(2) 除雪用資材用具の整備

(B) 雪害時又は雪害を予想されるときの手配

（支社手配）

(1) 施設指令当直者配置

雪害時及び雪害を予想される場合は、必要により対策本部を設置する。なお、地区においては、必要により地区対策本部を設置する。

鉄道気象通報が発令されたとき又は、雪害が予想される場合は、施設指令が行う。

ア 気象通報の早期把握と関係箇所への伝達

イ 排雪列車の運転対策

ウ 雪の情報等の報告に基づく所要の除雪対策の指示手配

エ 支社内関係箇所への連絡

(3) 雪害輸送対策

ア 基本的な考え方

（ア）排雪列車優先運転

（イ）通勤、通学輸送の確保

イ 輸送手配

前号の基本的な考え方にもとづき次の措置をとる。

（ア）入換作業を制限する。

（イ）客車運用を一部変更する。

（ウ）降雪の状態により構内作業能力が低下したときは、列車の運休などの手配をとる。

（エ）本線列車を確保するためには、支線区の除雪要員を本線に出動させる。

(4) 部外者除雪作業協力要請

列車の運行に重大な支障を及ぼすと認められる場合は、消防団及び自衛隊の出動を要請する。

(5) 雪がき車の運用及び除雪機械の使用

(6) 信号予備電源の運用

(7) 通信回線障害対策

ア 電線着雪の状態を事前に把握して災害発生を予想されるときは、早目に要員、資材の準備を手配する。

イ 障害が発生した場合の回線の復旧は、次の順位によって行なう。

(イ) 指令電話

(ロ) 閉そく用回線

(ハ) 交換線

(現場手配)

(1) 現場機関相互の協力方

(2) 警戒体制

(3) 東北本線主要転てつ器の除雪手配

(4) 列車検修線の除雪

(5) 機関車及び乗務員の待機

(6) 信号機の着雪除雪

3 雪害時運転規制の標準 (別紙参考)

除雪車両並びに除雪機械配備計画

降雪の甚だしい場合には、早期に排雪列車或いは雪捨列車を運転し、雪害を最少限度に止めることとし、このため必要な運転規制を実施するための配備計画は、次のとおりである。

雪害時における運転規制標準

段階	降積雪の状況	線路の状況		排雪 列車運転計画	運転		規制	
		本線路	駅側線		運休	けん引定数削減	補機連結	
第1次	降雪量 1日10cm～40cm(20cm～50cm)又は は毎時2cm(3cm)をこえ6時間 以上降り続けているとき	確保	確保	必要によりラッセル運転	—	貨物列車 10～20%	—	—
第2次	降雪量 1日40cm～60cm(50cm～70cm)又は は毎時3cm(5cm)をこえ6時間 (4時間)以上降り続けているとき	確保	仕訳線の80%以上を確保する。 (仕訳線には貨物線を含む。 以下も同じ)	1.ラッセルを7～12時間 ごとに運転 2.必要によりロータリー を運転	0～20%	貨物列車 20～30%	旅客列車 必要により連結	—
第3次	降雪量 1日60cm～80cm(70cm～90cm)又は は毎時5cm(7cm)をこえ4時間 (3時間)以上降り続けているとき 又は、吹雪のとき	確保	仕訳線の70%以上を確保する。	1.ラッセルを5～8時間 ごとに運転 2.必要によりロータリーを 運転	20～40%	貨物列車 30～50%	旅客列車 9両以上の客車 列車に連結	—
第4次	降雪量 1日80cm～90cm(90cm～100cm) 又は毎時7cmをこえ3時間以上 降り続けているとき、又は吹雪 のとき	主本線全部と副 本線の50%を確 保する。	仕訳線の40%以上を確保する。	1.ラッセルを約3時間 ごとに運転 2.ロータリーを運転	40～70%	貨物列車 50～60%	旅客列車 全列車に連結 貨物列車 必要により連結	—
第5次	降雪量 1日90cm(100cm)以上又は毎時 10cm以上で列車の運転確保が困 難な状態のとき	主本線全部と輸 送力確保に必要な 最小限の副本 線を確保する。	輸送力確保に必 要な仕訳線、機 回線等の最小限 を確保する。	同上	旅客列車 通勤通学列車を除き運休 貨物列車 緊急物資の輸送に必要な 最小限の本数を除き運休	同上	全列車に連結	—

(注)・降雪時の状況の欄中()内は、雪害線区における場合を示す。
・吹溜の発生が著しい場合又は側雪が相当量を越える場合の運転規制方は、線区又は地方の実情によりこれを強化するものとする。

2-14-11 救急医療班一覧表

担当地域	担当医療機関名	
	第一次出動病院	第二次出動病院
盛岡市保健所、 県央保健所管内	県立中央病院	盛岡市立病院 盛岡赤十字病院 国保葛巻病院 国保西根病院 いわてリハビリテーションセンター
中部保健所管内	県立中部病院	県立東和病院 県立遠野病院 西和賀さわうち病院 北上済生会病院
奥州保健所管内	県立胆沢病院	県立江刺病院 国保総合水沢病院 国保まごころ病院
一関保健所管内	県立磐井病院	県立千厩病院 国保藤沢病院
大船渡、釜石 保健所管内	県立大船渡病院 県立釜石病院	県立高田病院 県立大槌病院
宮古保健所管内	県立宮古病院	県立山田病院 済生会岩泉病院
久慈、二戸保健所管内	県立久慈病院 県立二戸病院	国保種市病院 県立一戸病院 県立軽米病院

2-14-12 巡回診療班一覧表

市 町 村 名	地 区 名	担 当 医 療 機 関
盛岡市	姫神	八角病院
	藪川	県立中央病院
岩手町	玉山	渋民中央病院
	穀蔵	県立中央病院附属南山形診療所
雫石町	西山	雫石町立雫石診療所
	御明神	雫石町立雫石診療所
葛巻町	上外川	国保葛巻病院
	毛頭沢	国保葛巻病院
	吉ヶ沢・土谷川	国保葛巻病院
	星野・江刈川	国保葛巻病院
	寺田	国保葛巻病院
	車門	国保葛巻病院
	前森	国保西根病院
八幡平市	細野川	国保安代診療所
	兄川	国保田山診療所
遠野市	大野平	国保中央診療所
	南川目	国保新里診療所
宮古市	末前	国保田老診療所
	畑	国保田老診療所
岩泉町	坂本	済生会岩泉病院
	鼠入	済生会岩泉病院
	国見	済生会岩泉病院
	田茂宿	済生会岩泉病院
	年年々	済生会岩泉病院
軽米町	長倉	県立軽米病院
	笹渡	県立軽米病院
計	26地区	

2-15 津波・高潮災害予防計画

2-15-1 海岸保全区域延長

(平成23年3月31日現在)

所管別	海岸線延長	要保全海岸延長	海岸保全区域延長	要指定延長
国土交通省水管理・国土保全局	439,413 ^m	30,787 ^m	29,921 ^m	866 ^m
国土交通省港湾局	58,402	20,997	18,441	2,556
水産庁	208,414	69,542	58,582	10,960
農林水産省 農村振興局	2,586	4,126	3,807	319
計	708,815	125,452	110,751	14,701

※延長に重複区間を含む。

2-15-2 津波・高潮災害予防施設の設置状況

(平成23年3月31日現在)

所管別	堤防	護岸	突堤	離岸堤	水門等
国土交通省 水管理 国土保全局	16,005 ^m	2,328 ^m	3 ^基	6,518 ^m	93 ^基
国土交通省 港湾局	9,714	—	0	633	71
水産庁	38,708	3,869	163	1,498	306
農林水産省 農村振興局	3,820	—	—	70	25
計	68,247	6,197	166	8,719	495

2-15-3 海岸防潮堤防設置一覧

(平成23年3月31日現在)

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門 扉		施行年度	摘 要 (施行者)
					水門	扉門		
陸前高田市	国土交通省 水管理・国土保全局	大野地区	613.0	8.50	1	3	昭35～37	県
		高田 "	1,977.3	5.50	1	8	昭35～41	"
		勝木田 "	730.0	6.20	1	2	昭40～48	"
		田の浜 "	146.5	4.80	—	—	昭35	"
		石浜 "	160.0	6.30	—	—	昭55～61	"
	水産庁	只出 "	852.8	6.30	2	10	昭40～46	市町村
		六ヶ浦 "	621.9	8.50 6.30	2	3	昭38 昭53～58 平8～16	市町村, 県
		根岬 "	457.7	6.30	—	4	昭49 昭59～62	市町村
		広田 "	1,453.0	6.30	9	11	昭42～44 昭47～54 平12～	県
		大陽 "	194.3	6.30	2	3	昭47～50	市町村
		両替 "	663.7	6.10	3	3	昭35～40	"
		脇の沢 "	1,849.0	6.15	12	10	昭35～40	"
		長部 "	706.1	6.50	3	6	昭36～40	県
	要谷 "	840.0	4.95	7	5	昭35～38	市町村	
農林水産省 農村振興局	小友 "	491.3	6.15	4		昭43～45 昭35～41 平元～6	県	
大船渡市	国土交通省水管理・国土保全局	越喜来 "	1,020.0	7.90	4	1	昭36～58	"
		下甫嶺 "	380.3	7.90	2	—	昭39～46	"
	国土交通省 港湾局	清水 "	982.7	3.50	1	15	昭44～56 平3～9	"
		山口 "	391.0	3.10	1	6	昭40～61	"
	国土交通省 港湾局	永浜 "	714.0	3.50	2	1	昭49 平8～	"
		茶屋前 "	1,211.0	3.40	2	7	昭41～62 平3～18	"
		野田 "	70.0	3.40	1	1	平19～22	"
	水産庁	蛸の浦 "	1,324.2	3.50	6	13	昭36～39 昭41～43 昭49～54 平4～10	市町村
		泊里 "	281.5	6.30	1	5	昭42～46	"
		門の浜 "	1,535.7	8.50	2	16	昭43～49 昭57～平8	県
		大船渡 "	585.6	3.90 3.40	4	5	昭35～37 平3 平9～	"
		碁石 "	176.5	8.00	2	1	昭41～44	市町村
		吉浜 "	170.8	7.15		2	昭41～42	"
崎浜 "		418.1	7.90	3	5	昭41～43 昭55～62	県	

資料編 2 災害予防計画

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門 扉		施行年度	摘 要 (施行者)
					水門	扉門		
		泊 "	235.0	7.90	—	2	昭43～45 昭51～57	市町村
		鬼 沢 "	111.0	4.30	—	—	昭46	"
		越喜来 "	242.3	7.90	1	4	昭50～55	県
		小石浜 "	143.4	7.90	2	1	昭46～47	市町村
		野々前 "	518.8	7.90	2	6	昭38～42 平4～11	"
		綾 里 "	572.8	7.90	4	7	昭35～38 昭52～平7	県
	農林水産省 農村振興局	合 足 "	219.0	9.00	1	1	昭44～47	"
		吉 浜 "	570.0	7.15	3	2	昭40～45 昭55～平元	"
		沖 田 "	160.0	4.50	—	—	昭44～平10	"
釜石市	国土交通省 水管理・国 土保全局	鵜住居 "	760.5	6.40	2	—	昭36～48	"
		小白浜 "	473.6	11.80	1	2	昭44～55	"
		水 海 "	250.0	12.00	1	2	昭56～63	"
	国土交通省 港湾局	湾 口 "	1,960.0	—	—	—	昭53～平20	国
		須 賀 "	1,216.0	4.00	1	15	昭47～51	県
		大 平 "	841.0	4.14	—	3	昭45～48	"
	水産庁	室 浜 "	398.0	5.80	1	2	昭36～38	市町村
		箱 崎 "	680.2	5.60	2	4	昭35～37 昭42～44	県
		白 浜 " (鵜住居)	342.9	6.40	3	4	昭36～38 昭61～平3	"
		仮 宿 "	151.6	6.40	—	—	昭45	市町村
		桑の浜 "	144.8	9.30	—	2	昭42～45 平5～10	"
		両 石 "	400.4	9.30	1	2	昭35～39 昭55～61	県
		釜 石 "	1,762.5	4.00	7	38	昭46～51	"
		嬉 石 "	266.0	4.00	0	2	昭37～41	市町村
		平 田 "	480.0	4.30	1	2	昭38～40	"
		白 浜 " (釜石)	230.5	6.10	1	3	昭38～41	"
		佐 須 "	152.6	6.30	1	1	昭47～48	"
		小白浜 "	506.3	11.80	2	4	昭35～37 昭54～平2	県
	農林水産省 農村振興局	本 郷 "	246.0	11.80	1	2	昭41～44 昭51～55	"
		下荒川 "	[1,124.0 0	[4.00 11.80	3	—	昭35～40 昭43～44 平10～	"
大槌町	水産庁	吉里吉里 "	701.6	6.30	4	6	昭35～37 昭51～57	"
		大 槌 "	2,626.4	6.40	3	23	昭36～46 昭49～	"
山田町	国土交通省 水管理・国 土保全局	船越南 "	425.0	8.35	1	3	昭45～52	"
	水産庁	大 沢 "	2,642.5	2.80 4.00	8	15	昭35～40 昭42	"

資料編 2 災害予防計画

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門扉		施行年度	摘要 (施行者)
					水門	扉門		
		山田 "	1,744.0	4.00 6.60	1	17	昭39~41 昭45~49 昭61~	"
		織笠 "	1,328.8	4.00 4.80	2	9	昭36~39 昭43~46 昭51~58	市町村
		大浦 "	1,625.0	4.00 6.60	6	10	昭36~41 昭43~45 平4~	県
		船越 "	1,350.5	8.35	6	13	昭35~36 昭50~平元	"
	農林水産省 農村振興局	浦の浜 "	412.0	6.60	2	—	昭35~49 昭46~49	"
		小谷島 "	362.0	8.00	1	1	昭41~44 昭56~57	"
宮古市	国土交通省 水管理・国土保全局	神林 "	675.0	8.50	2	5	昭58~平2	"
		高浜 "	1,025.0	8.50	1	3	昭55~平7	"
		赤前 "	805.0	8.50	4	—	昭36~60	"
		重茂 "	297.0	10.00	1	—	昭36~42	"
		黄金浜 "	92.0	5.60	—	—	昭41	"
		金浜 "	1,160.0	8.50	4	2	昭57~平11	"
	国土交通省 港湾局	磯鶏藤原 "	1,079.0	8.50	—	4	昭35~41 昭61~平10	"
		高浜 "	328.0	8.50	—	—	平6~20	"
	水産庁	津軽石 "	750.1	8.50 6.00	3	4	昭35~36 昭44~45 平3~14	市町村
		音部 "	229.0	10.00	1	3	昭37~38 昭47~48 平10~	県
		宿 "	200.0	11.00	1	2	昭41~47	市町村
白浜 (宮古)		215.0	8.00	1	5	昭38~40	"	
農林水産省 農村振興局	大沢 (宮古)	122.0	13.70	2	1	昭42~44 昭60~平8	県	
宮古市 田老	国土交通省 水管理・国土保全局	撰待 "	195.0	13.70	1	—	昭45~52	"
		田老 "	1,345.0	10.00	2	3	昭30~42	"
	水産庁	田老 "	1,007.0	10.00	4	5	昭39~44 昭48~54	"
岩泉町	国土交通省 水管理・国土保全局	小本 "	400.0	13.30	—	—	昭44~47	"
	水産庁	小本 "	271.0	13.30	1	2	昭44~47 昭49~62	市町村
		茂師 "	48.0	10.30	1	1	昭45~47	県
田野畑村	国土交通省水管理・国土保全局	明戸 "	378.0	9.00	1	1	昭41~44	"
		嶋之越 "	63.1	10.00	1	2	昭47~50	"
	水産庁	平井賀 "	348.8	7.30	1	5	昭41~45	市町村
		島の越 "	500.9	7.30	1	3	昭40~44 平14~	県

資料編 2 災害予防計画

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門扉		施行年度	摘要 (施行者)
					水門	扉門		
普代村	国土交通省 水管理・国 土保全局	宇留部 "	1,122.0	15.50	1	3	昭34~37 昭47~58	"
		太田名部 "	155.0	15.50	1	1	昭37~42	"
野田村	国土交通省 水管理・国 土保全局	広内地区	208.5	12.00	1	3	昭49~52 昭60~平13	"
		野田 "	682.6	7.80	2	—	昭40~44	"
		米田 "	365.0	12.00	1	2	昭58~平2	"
		野田玉川 "	65.3	12.00	1	1	昭45~48	"
	農林水産省 農村振興局	野田 "	686.5	{ 7.80 12.00	2	—	昭35~39 昭39~42 平2~	"
久慈市	国土交通省 港湾局	諏訪下 "	2,816.0	7.28	—	12	昭38~63 平3~7	"
		湾口 "	710.0	—	—	—	平2~	国
	水産庁	久慈湊 "	1,305.0	8.00	6	—	昭33~37 昭51~平11	市町村
		小袖 "	277.7	7.30	1	1	昭44~48	"
		久喜 "	561.9	12.00 8.80	2	5	昭43~47 昭50~58 平3~16	県
洋野町	国土交通省 水管理・国 土保全局	大谷地 "	290.0	12.00	1	—	平3~8	"
		平内 "	1,190.0	12.00	2	1	昭36~41 昭61~平20	"
		小子内 "	160.0	12.00	1	3	昭53~62	"
		原子内 "	113.0	12.00	1	—	昭42~44 平5~10	"
		種市 "	320.8	4.30	—	1	昭48~53	"
		玉川 "	227.0	6.00	—	—	昭35~36	"
	水産庁	種市 "	999.1	12.00	4	11	昭38~40 昭42~49 昭62~平6	"
	国土交通省 港湾局	種市 "	—	—	1	—	昭42~	"

2-15-5 海岸防災林造成実績調

(平成26年3月末現在)

事業名	面積	箇所
防潮林造成事業	140.6ha	38箇所

2-15-6 海岸防災林造成事業調
県事業分

(平成27年3月末現在)

計画		施行実績		摘要
計画年度	計画概要	施行年度	施行概要	
昭62～平3	施行箇所数 5箇所 面積 3.0ha	昭62～平3	施行箇所数 3箇所 施行面積 2.5ha	第7次 治山事業 5ヶ年計画
平4～平8	施行箇所数 5箇所 面積 0.7ha	平4～平8	施行箇所数 3箇所 施行面積 2.6ha 防潮工・植栽工他	第8次 治山事業 5ヶ年計画
平9～平15	施行箇所数 1箇所 面積 2.0h	平9～平15	施行箇所数 1箇所 施行面積 2.42ha	第9次 治山事業 7ヶ年計画
平16～平22	—	平16～平22	—	治山事業 7ヶ年計画
平23～平26	—	平23～26	施行箇所数 8箇所 施行面積 3.46ha	治山事業四箇年実施 計画 (H26末実績)

※1 東日本大震災津波に係る治山施設災害復旧事業を含む。(宮古市撰待地区、山田町浦の浜地区、陸前高田市高田松原地区)

※2 完了年度に施行面積記載する。

2-15-7 海岸水門管理要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、海岸管理者及び河川管理者（以下「海岸管理者等」という。）が管理する津波高潮対策機能を有する水門、陸閘及び樋門（以下「水門等」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(管理の原則)

第2 水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等（以下「津波等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるよう維持管理されなければならない。

(水門等の管理の委託)

第3 海岸管理者等は、水門等の操作を適時適切に行うため、水門等の維持又は操作その他これらに係る日常管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。

(海岸管理者の管理事項)

第4 海岸管理者等は、おおむね次に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。
- (2) 水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事務)

第5 水門等の管理の委託を受けた市町村は、次に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これらに係る日常管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 水門等を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検すること。
 - イ 水門等の開閉に支障となる導水部や路面上の支障物を除去すること。その他水門等の開閉操作に支障がないよう日常管理すること。
- (2) 前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視日誌（様式第1号）を作成し備えておくものとする。
- (3) 水門等は、水門・陸閘操作規則（以下「操作規則」という。）に定めるところにより試運転を行うものとする。ただし、操作規則に定めのない水門等については、毎年3回（原則として、7月、11月及び3月とすること。）以上開閉操作の試運転（水門等の主要部分への注油等を含む。）を行うものとする。
- (4) 操作態勢については、第6及び操作規則に定めるところによる。

(警戒勤務)

第6 水門等の操作態勢は、操作規則に定めるところによるが、次に掲げる事項を原則とする。

- (1) 津波対応の場合は、現地に赴いての機側操作等による閉鎖は行わないこと。
- (2) 津波対応の場合は、水門等の閉鎖操作は遠隔自動閉鎖により行われる。ただし、何らかの事情により遠隔自動閉鎖が行われない場合は、遠隔手動操作により閉鎖を行うこと。
- (3) 開放操作は、現地機側操作又は遠隔手動操作により行うこと。

(報告)

第7 委託を受けた市町村は、毎年度4月15日までに当該年度の海岸水門等管理体制報告書（様式第2号）を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

2 前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。

3 委託を受けた市町村は、第5第3項に規定する試運転を行ったときは、水門等開閉操作報告書（様式第3号）を、当該試運転の日後10日以内に所管する広域振興局長に提出しなければならない。

〈様式については省略〉

2-16 土砂災害予防計画
2-16-1 土砂災害発生危険箇所一覧

(平成30年4月1日現在)

所管別	危険地区区分	危険箇所数	危険区域の現況		うち区域指定箇所数	防 止 施 設			摘 要
			面積	保全対象人家		概成	工事中	未着手	
国土交通省	地すべり危険箇所	箇所 191	km ² 78.18	戸 22,128	カ所 17	カ所 ※(1)	カ所 174	直轄分と県分との合計 ※H22～再開	
		6,959	—	28,626	298	17	6,644	急傾斜地崩壊危険箇所 I、II、IIIの合計	
		7,198	—	37,121	253	32	6,913	土石流危険溪流 I、II、準ずるの合計	
林野庁	地すべり危険区域 山腹崩壊危険地区 崩壊流出危険地区 計	17	28.78	246	0	11	6	「工事中」には一部概成を含む	
		109	—	—	2	47	60	〃	
		237	—	—	2	135	100	〃	
		363	—	—	4	193	166	〃	
民有林	地すべり危険区域 山腹崩壊 土砂流出 計	44	68.44	2,273	25	10	9	〃	
		1,124	—	—	351	204	556	〃	
		2,860	—	—	580	1,008	1,267	〃	
農林水産省	地すべり危険区域	3,984	—	—	931	1,212	1,823	〃	
		38	13.71	51	3	0	35	〃	

2-16-2 地すべり危険箇所市町村別一覧

(国土交通省分は平成30年4月1日現在)

(林野庁分は平成30年3月31日現在)

市町村	所管別	箇所数	区域の現況		うち区域指定箇所数	防 止 施 設			摘 要
			面積	保全対象人家		概 成	工事中	未着手	
		箇所	km2	戸	箇所	箇所	箇所	箇所	
盛岡市	国土交通省	9	2.23	259					
	林野庁	1	0.13	13	1		1		
宮古市	国土交通省	2	0.12	321	1	1			
花巻市	国土交通省	8	1.17	1,117					
	農林水産省	3	0.37		3	3			
	林野庁	3	1.23	28	2	2	1		
北上市	国土交通省	4	0.91	74					
	農林水産省	5	1.77	6				5	
	林野庁	1	0.01	0			1		(国)
久慈市	国土交通省	22	6	1,251	6	6			
	林野庁	4	1.9	62	3	3		1	
	〃	1	7.00	0			1		(国)
一関市	国土交通省	36	10.45	1,741	2	2			
	農林水産省	7	4.6	22				7	
	林野庁	9	18.56	13,528	7	6	3		
	〃	1	1.41	140			1		(国)
陸前高田市	国土交通省	2	0.05	36					
	林野庁	1	0.05	1		1			
二戸市	国土交通省	22	17.15	10,504	3	3			
	農林水産省	3	1.46	2				3	
	林野庁	3	1.14	278	1	1	2		
八幡平市	国土交通省	6	3.73	1,035	1	1	(1)		H22～再開
	農林水産省	3	0.35					3	
	林野庁	3	0.72	68	1	1		2	
	〃	6	17.71	41			2	4	(国)
奥州市	国土交通省	25	12.22	670	1	1			
	農林水産省	13	4.79	19				13	
	林野庁	6	3.70	57	3	2	2	2	
	〃	6	2.20	64			6		(国)
雫石町	国土交通省	7	1.64	105					
	林野庁	2	22.44					2	
	〃	2	0.45	1				2	(国)
紫波町	国土交通省	2	0.30	40					
西和賀町	国土交通省	18	7.95	600					
金ヶ崎町	農林水産省	3	0.26	2				3	
	林野庁	1	0.75	70	1	1			
平泉町	国土交通省	1	2.03	140					
住田町	林野庁	1	0.30	17		1			
山田町	国土交通省	1	0.16	61					
岩泉町	国土交通省	2	0.37	31					
	農林水産省	1	0.12					1	
	林野庁	2	0.30	86	1	1		1	
田野畑村	国土交通省	1	0.04	41					
軽米町	国土交通省	4	0.97	456					
	林野庁	1	0.17	6			1		
野田村	国土交通省	1	0.02	8					
	林野庁	3	0.13	86	1	3			
九戸村	国土交通省	1	0.05	11					
洋野町	国土交通省	1	0.02	1					
一戸町	国土交通省	16	10.60	3,642	3	3			
	林野庁	4	3.85	59	3	3		1	
計		290	176.05	36,800	44	45	22	50	

注(国)は国有林地内

資料編 2 災害予防計画

2-16-3 国土交通省所管地すべり防止区域一覧表

(平成30年4月1日現在)

地区名	位 置			面 積	法に基づく区 域指定年月日	対策事業 施行年度	備 考
	郡 市	町 村	字				
巽山	久慈市		巽町	12.16 ha	昭 37.12.5	昭36～38 昭41～42 昭52～57 平2～5	概 成 " " "
上夏井	"		夏井町	55.00	39.9.30	昭39～47 昭61～平 11	概 成
夏井	"		"	12.00	45.11.26	昭45～46	概 成
半崎	"		夏井町 侍浜町	53.20	49.4.12	昭50～63	概 成
湯田	二戸市		金田一	145.50	33.12.9	昭30～39 平元～18	概 成 (自動監視中)
八幡平	八幡平市	(旧松尾村)	赤川山 国有林	55.34	46.10.11 48.2.15 4.5.28	昭47～平 12 平22～	概成 工事中(再開)
胆沢	奥州市	(旧胆沢町)	若柳	345.00	38.6.8 元.11.8	昭37～平 18	概 成 (直 轄)
西法寺	二戸郡	一戸町	西法寺	5.52	48.2.14	昭47～49	概 成
大芦	久慈市		大芦	97.50	57.3.27	昭56～平4	概 成 (自動監視中)
下町	宮古市	(旧田老町)	下町	9.05	58.12.17	昭58～60	概 成
小祝	二戸市		白鳥	36.00	60.3.27	昭60～平9	概 成
蘭梅	一関市		蘭梅	5.10	63.3.9	昭62～平4	概 成
槻木平	"		巖美町	21.95	4.5.28	平4～12	概 成
白鳥	二戸市		白鳥	27.50	8.2.23	平6～13	概 成
地切	二戸郡	一戸町	岩館	18.94	9.2.23	平9～18	概 成
桑畑	久慈市		桑畑	9.14	14.1.25	平12～19	概 成
女鹿館	二戸郡	一戸町	女鹿	42.39	14.1.25	平12～19	概 成
計	17 地 区			951.29			

資料編 2 災害予防計画

2-16-4 林野庁所管地すべり防止区域一覧表

(平成27年4月1日現在)

地区名	位 置			面 積	法に基づく区 域指定年月日	対策事業 施行年度	備 考
	郡 市	町 村	字				
麦 生	久慈市	侍浜町	麦 生	24.08 ha	昭53.5.13	昭53～平15	概 成
中 崎	〃	夏井町	中 崎	88.92	昭47.7.13	昭47～平8	〃
大平山	一関市	中 里	大平山	22.66	昭37.8.17 平16.10.25	昭34～63 平15～20	概 成
磐井川	〃	巖美町	横 森	677.36	昭43.4.17	昭44～平15	概 成
にごり沢	〃	〃	板 川	293.58	昭45.3.31 平21.1.4	昭45～平 15、	工 事 中
中 川	〃	〃	本 寺	215.70	昭47.7.13	昭48～平10	概 成
井戸沢	〃	〃	長 根	439.91	昭54.4.25	昭55～平15	〃
餅 転	奥州市	衣川区	上衣川	25.40	昭53.5.13	昭53～63	〃
中 沢	下関伊郡	岩泉町	門	28.07	昭53.5.13	昭53～61	〃
浄法寺	二戸市	浄法寺町	御 山	9.28	昭42.10.20 昭53.5.13	昭43～56	〃
根 反	二戸郡	一戸町	根 反	19.95	昭40.8.4	昭40～47	〃
面 岸	〃	〃	面 岸	296.37	昭48.6.19	昭48～平17	〃
平船向	〃	〃	檜 山	66.92	昭48.6.19 昭55.4.17	昭52～57	〃
狼 洞	花巻市	東和町	南成島	28.79	昭57.8.9	昭56～61	〃
豊 沢	花巻市	豊 沢	北 向	26.57	昭62.12.22	昭62～平11	〃
門ノ沢	久慈市	夏井町	夏 井	109.54	昭62.12.22	平8～平17	〃
寄木向	八幡平市		赤坂田	22.99	昭62.12.22	昭62～平3	〃
南股川	奥州市	衣川区	餅転	87.87	昭62.12.22	昭62～平9	〃
大 森	胆沢郡	金ヶ崎町	永 沢	75.20	平3.5.8	平3～平6	〃
岡 山	一関市	巖美町	岡 山	278.13	平4.6.12	平13～	工 事 中
槻木平	〃	〃	板 川	101.02	平4.8.5	平4～平16	概 成
玉 川	九戸郡	野田村	玉 川	8.07	平6.11.4	平6～平7	〃
増 沢	奥州市	衣川区	増 沢	136.02	平22.1.21	平22～平28	工 事 中
田面野木	盛岡市	猪去	田面野木	13.22	平24.9.12	平24～	工 事 中
計	24	地 区		3,095.62			

2-16-5 農林水産省所管地すべり防止区域一覧表

地区名	位 置			面 積	法に基づく 区域指定年月日	対策事業 施行年度	備 考
	郡 市	町 村	字				
豊沢第一	花巻市		豊 沢	ha 22.84	昭45.3.27	平6～平11	概 成
豊沢第二	〃		〃	5.81	〃	〃	〃
太 田	〃		太 田	8.84	昭63.3.22	平元～平10	〃
計	3地区			37.49			

2-16-6 地すべり防止対策事業一覧

(平成30年3月31日現在)

所管別	事業主体	現状 (平30)	概要		施行実績		平成29までの実績	摘要
			事業費	17カ所	施行箇所	事業費		
国土交通省	県	概成	社会資本総合整備計画H30～H34事業計画概要		500,000千円	事業費	64,720千円	
			施行箇所1地区(概成)					
林野庁	国	昭62～平3	2	2,071,000 千円	1	1,742,055 千円	第7次治山事業5カ年計画 (民有林直轄地すべり防止事業)	
		平4～平8	1	1,721,598	1	1,786,352	第8次治山事業 ")	
		平9～平15	1	2,805,000	1	2,580,098	第9次治山事業7カ年計画 ")	
		平16～平20	2	—	2	1,158,076	岩手・宮城内陸地震における補正等を含む。	
		平21～平30	1	4,342,855	1	4,212,428		
		昭62～平3	10	1,348,000	8	1,721,232	第7次治山事業5カ年計画	
		平4～平8	12	2,145,000	10	2,986,480	第8次 ")	
		平9～平15	9	3,400,000	9	3,304,912	第9次治山事業7カ年計画	
		平16～平22	5	638,564	5	1,048,957	治山事業7箇年実施計画	
		平23～平26	2	616,950	2	751,505	治山事業四箇年実施計画	
		農林水産省	県	昭45～平11	3	1,546,318	3	1,546,318

資料編 2 災害予防計画

2-16-7 土石流危険渓流市町村別一覧（土石流危険渓流Ⅰのみ）

（国土交通省所管）

（平成30年4月1日現在）

振興局等	市町村	渓流数	保全対象 人家戸	防止施設					概要	
				概成渓流		着手渓流		未着手 渓流		
				渓流数	施設数	渓流数	施設数			
盛岡	盛岡市	67	515	3	3	0	0	64		
	旧盛岡市	40	324	3	3	0	0	37		
	旧玉山村	27	191	0	0	0	0	27		
	雫石町	39	222	5	6	4	4	30		
	滝沢市	11	828	4	5	0	0	7		
	紫波町	12	65	1	1	0	0	11		
	矢巾町	3	45	0	0	0	0	3		
	小計	132	1,675	13	15	4	4	115		
	岩手	葛巻町	75	1,132	5	7	2	4	68	
		岩手町	32	290	1	1	0	0	31	
		八幡平市	74	1,000	12	13	5	5	57	
		旧西根町	9	104	1	1	2	2	6	
		旧松尾村	18	250	5	6	3	3	10	
		旧安代町	47	646	6	6	0	0	41	
小計	181	2,422	18	21	7	9	156			
盛岡広域局管内 合計		313	4,097	31	36	11	13	271		
県南	奥州市	44	237	5	6	0	0	39		
	旧水沢市	4	22	0	0	0	0	4		
	旧江刺市	26	153	5	6	0	0	21		
	旧前沢町	3	20	0	0	0	0	3		
	旧胆沢町	1	2	0	0	0	0	1		
	旧衣川村	10	40	0	0	0	0	10		
	金ヶ崎町	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	44	237	5	6	0	0	39		
	花巻	花巻市	62	338	6	6	0	0	56	
		旧花巻市	22	181	1	1	0	0	21	
旧大迫町		27	113	4	4	0	0	23		
旧石鳥谷町		1	3	0	0	0	0	1		
旧東和町		12	41	1	1	0	0	11		
小計		62	338	6	6	0	0	56		
北上	北上市	20	101	3	3	0	0	17		
	西和賀町	27	209	8	8	0	0	19		
	旧湯田町	19	156	7	7	0	0	12		
	旧沢内村	8	53	1	1	0	0	7		
	小計	47	310	11	11	0	0	36		
遠野	遠野市	128	902	21	20	0	0	107		
	旧遠野市	80	506	11	11	0	0	69		
	旧宮守村	48	396	10	9	0	0	38		
	小計	128	902	21	20	0	0	107		
一関	計※1	6	45	0	0	0	0	6		
	平泉町	1	15	0	0	0	0	1		
	一関市※2	108	655	7	8	2	2	99		
	旧一関市	3	24	0	0	0	0	3		
	旧花泉町	2	6	0	0	0	0	2		
	小計	5	30	0	0	0	0	5		
千厩	旧大東町	39	219	2	2	0	0	37		
	旧藤沢町	9	68	0	0	0	0	9		
	旧千厩町	7	55	0	0	0	0	7		
	旧東山町	22	181	3	4	0	0	19		

資料編 2 災害予防計画

振興局等	市町村	溪流数	保全対象 人家戸	防止施設					概要
				概成溪流		着手溪流		未着手 溪流	
				溪流数	施設数	溪流数	施設数		
	旧室根村	8	80	0	0	2	2	6	
	旧川崎村	18	90	2	2	0	0	16	
	小計※3	103	625	7	8	2	2	94	
県南広域管局内 合計		390	2,442	50	51	2	2	338	
沿岸	釜石市	251	7,531	30	33	4	4	217	
	大槌町	56	1,289	10	10	0	0	46	
	小計	307	8,820	40	43	4	4	263	
宮古	宮古市	271	4,765	16	17	2	2	253	
	旧宮古市	160	2,889	10	11	0	0	150	
	旧田老町	25	327	1	1	0	0	24	
	旧新里村	32	375	2	2	2	2	28	
	旧川井村	54	474	3	3	0	0	51	
	山田町	93	1,524	3	5	0	0	90	
	小計	364	5,589	19	22	2	2	343	
岩泉	岩泉町	160	1,773	18	18	8	8	134	
	田野畑村	27	262	3	3	0	0	24	
	小計	187	2,035	21	21	8	8	158	
大船渡	大船渡市	166	3,233	14	15	0	0	152	
	陸前高田市	93	1,082	7	11	0	0	86	
	住田町	69	516	3	3	0	0	66	
	小計	328	4,831	24	29	0	0	304	
沿岸広域局管内 合計		1,186	21,275	104	115	14	14	1,068	
県北	久慈市	80	585	6	6	0	0	74	
	旧久慈市	60	483	4	4	0	0	56	
	旧山形村	20	102	2	2	0	0	18	
	普代村	24	235	1	1	1	1	22	
	洋野町	5	35	0	0	0	0	5	
	旧種市町	5	35	0	0	0	0	5	
	旧大野村	0	0	0	0	0	0	0	
	野田村	12	65	0	0	0	0	12	
	小計	121	920	7	7	1	1	113	
	二戸	二戸市	63	733	1	1	0	0	62
旧二戸市		52	612	1	1	0	0	51	
旧浄法寺町		11	121	0	0	0	0	11	
軽米町		26	202	1	1	0	0	25	
九戸村		34	508	4	6	0	0	30	
一戸町		71	995	5	8	0	0	66	
小計		194	2,438	11	16	0	0	183	
県北広域局管内 合計		315	3,358	18	23	1	1	296	
計		2,204	31,172	203	225	28	30	1,973	

※1：旧一関市・平泉町・旧花泉町の合計

※2：新一関市の合計

※3：旧大東町・旧藤沢町・旧千厩町・旧東山町・旧室根村・旧川崎村の合計

【説明事項】

土石流危険溪流

土危Ⅰ：保全人家5戸以上

土危Ⅱ：保全人家1～4戸

準ずる：人家はないが新規立地が見込まれる箇所

資料編 2 災害予防計画

2-16-8 山地災害危険地区市町村別一覧

(平成30年3月31日現在)

市町村名	国有林地内			民有林地内		
	箇所数	防止施設		箇所数	防止施設	
		概成	工事中		概成	工事中
	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
盛岡市	11		8	139	10	26
宮古市	13		4	407	86	111
大船渡市				203	120	16
花巻市	20		9	259	52	90
北上市	13		12	72	17	38
久慈市	8	2	6	246	69	70
遠野市	3		3	115	1	100
一関市	35		12	505	114	135
陸前高田市	1			139	65	26
釜石市	11		10	208	94	46
二戸市	1		1	166	28	58
八幡平市	47		20	148	29	47
奥州市	17		10	265	24	109
滝沢市				13	2	1
雫石町	67		29	41	2	24
葛巻町	1		1	138	14	45
岩手町	4		4	30	3	1
紫波町	1		1	16	3	5
矢巾町	7		6	3	0	0
西和賀町	17		11	110	21	43
金ヶ崎町	2		2	38	5	17
平泉町				26	13	4
住田町	3		3	121	52	17
大槌町	10		8	80	29	18
山田町	13		9	67	19	18
岩泉町	29		10	205	28	51
田野畑村	1		1	80	16	25
普代村				57	28	6
軽米町				32	5	9
野田村				32	9	14
九戸村				39	3	16
洋野町				27	10	5
一戸町	11	2	2	83	7	21
県計	346	4	182	4,110	978	1,212

(注) 山地災害危険箇所数には、地すべり危険箇所数を除く。工事中には「一部概成」箇所を含む。

2-16-9 山地災害防止対策事業調
県事業分

(平成27年3月末現在)

事業名	計		面		施行実績 (県単事業を含む)		摘要	
	計画年次	計画概要	施行箇所 安定面積 事業費	計画概要	施行年次	施行概要		
治山事業	昭62～平3	施行箇所 安定面積 事業費	777箇所 3,957ha 16,847百万円	施行箇所 安定面積 事業費	昭62～平3	施行箇所 安定面積 事業費	595箇所 3,900ha 18,383百万円	第7次治山事業 5ヶ年計画
	平4～平8	施行箇所 安定面積 事業費	722カ所 4,812ha 22,215百万円	施行箇所 安定面積 事業費	平4～平8	施行箇所 安定面積 事業費	562カ所 5,143ha 23,672百万円	第8次治山事業 5ヶ年計画
	平9～平15	施行箇所 事業費	714カ所 30,100百万円	施行箇所 事業費	平9～平15	施行箇所 事業費	579カ所 28,656百万円	第9次治山事業 7ヶ年計画
	平16～平22	施行箇所 事業費	609カ所 17,682百万円	施行箇所 事業費	平16～平22	施行箇所 事業費	791カ所 17,350百万円	治山事業7箇年 実施計画
	平23～平26	施行箇所 事業費	314カ所 8,850百万円	施行箇所 事業費	平23～平26	施行箇所 事業費	318カ所 6,802百万円	治山事業四箇年 実施計画

(注) 1 治山事業には、地すべり防止、県単治山、保安林整備を含む。

2 平成16～22年度は、国の治山事業計画から森林整備保全事業計画(全国計画)に移行しているため、県の治山事業は、治山事業7箇年実施計画を策定し実施。平成23年度以降は計画期間を4年間としている。

資料編 2 災害予防計画

2-16-10 急傾斜地崩壊危険箇所市町村別一覧（危険箇所Ⅰのみ）

（国土交通省所管）

（平成30年4月1日現在）

振興局等	市町村	危険箇所					急傾斜地崩壊危険区域指定区域数		
		危険箇所数		要対策箇所数	概成箇所数	工事中箇所数			
		自然斜面	人工斜面						
盛岡	盛岡市	71	62	9	62	7	3	11	
	旧盛岡市	70	61	9	61	7	3	11	
	旧玉山村	1	1	0	1	0	0	0	
	雫石町	12	12	0	12	2	0	3	
	滝沢市	10	6	4	6	0	0	0	
	紫波町	1	1	0	1	0	0	0	
	矢巾町	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	94	81	13	81	9	3	14	
	岩手	葛巻町	30	30	0	30	4	0	4
		岩手町	24	16	8	16	2	0	2
		八幡平市	28	19	9	19	6	0	6
		旧西根町	6	3	3	3	0	0	0
		旧松尾村	5	3	2	3	0	0	0
		旧安代町	17	13	4	13	6	0	6
小計	82	65	17	65	12	0	12		
盛岡広域局管内 合計		176	146	30	146	21	3	26	
県南	奥州市	69	58	11	58	11	0	15	
	旧水沢市	20	17	3	17	0	0	0	
	旧江刺市	23	16	7	16	5	0	8	
	旧前沢町	19	18	1	18	6	0	7	
	旧胆沢町	1	1	0	1	0	0	0	
	旧衣川村	6	6	0	6	0	0	0	
	金ヶ崎町	7	5	2	5	0	0	0	
	小計	76	63	13	63	11	0	15	
	花巻	花巻市	60	47	13	47	13	0	18
		旧花巻市	46	34	12	34	7	0	12
		旧大迫町	11	10	1	10	5	0	5
		旧石鳥谷町	1	1	0	1	0	0	0
		旧東和町	2	2	0	2	1	0	1
	小計	60	47	13	47	13	0	18	
北上	北上市	33	22	11	22	2	0	2	
	西和賀町	34	17	17	17	2	0	1	
	旧湯田町	32	16	16	16	2	0	1	
	旧沢内村	2	1	1	1	0	0	0	
小計	67	39	28	39	4	0	3		
遠野	遠野市	14	12	2	12	1	0	3	
	旧遠野市	10	9	1	9	1	0	2	
	旧宮守村	4	3	1	3	0	0	1	
小計	14	12	2	12	1	0	3		
一関	計※1	54	47	7	47	12	2	22	
	平泉町	9	9	0	9	0	0	0	
	一関市※2	113	96	17	96	30	4	41	
	旧一関市	37	30	7	30	7	2	16	
	旧花泉町	8	8	0	8	5	0	6	
小計	45	38	7	38	12	2	22		
千厩	旧大東町	18	16	2	16	5	0	6	
	旧藤沢町	2	2	0	2	1	0	1	
	旧千厩町	23	16	7	16	5	2	4	
	旧東山町	14	14	0	14	3	0	3	
	旧室根村	5	5	0	5	0	0	0	
	旧川崎村	6	5	1	5	4	0	5	
小計	68	58	10	58	18	2	19		
県南広域局管内 合計		339	266	73	266	59	4	80	

資料編 2 災害予防計画

振興局等	市町村	危険箇所					急傾斜地崩壊危険区域 指定区域数		
		危険箇所数		要対策 箇所数	概成 箇所数	工事中 箇所数			
		自然斜面	人工斜面						
沿岸	釜石市	330	326	4	326	61	2	69	
	大槌町	81	79	2	79	13	0	13	
	小計	411	405	6	405	74	2	82	
	宮古	宮古市	167	167	0	167	41	2	41
		旧宮古市	123	123	0	123	29	2	25
		旧田老町	18	18	0	18	7	0	10
		旧新里村	10	10	0	10	3	0	3
		旧川井村	16	16	0	16	2	0	3
		山田町	33	33	0	33	7	1	10
		小計	200	200	0	200	48	3	51
	岩泉	岩泉町	49	49	0	49	7	0	7
		田野畑村	19	19	0	19	0	0	0
		小計	68	68	0	68	7	0	7
	大船渡	大船渡市	184	156	28	156	24	1	27
		陸前高田市	88	77	11	77	14	1	16
住田町		35	34	1	34	2	1	3	
小計		307	267	40	267	40	3	46	
沿岸広域局管内 合計		986	940	46	940	169	8	186	
県北	久慈市	72	62	10	62	4	0	4	
	旧久慈市	61	53	8	53	3	0	3	
	旧山形村	11	9	2	9	1	0	1	
	普代村	17	13	4	13	1	0	1	
	洋野町	23	16	7	16	5	0	6	
	旧種市町	15	9	6	9	4	0	5	
	旧大野村	8	7	1	7	1	0	1	
	野田村	8	6	2	6	2	0	4	
	小計	120	97	23	97	12	0	15	
	二戸	二戸市	83	71	12	71	9	2	11
		旧二戸市	62	52	10	52	6	1	7
		旧浄法寺町	21	19	2	19	3	1	4
		軽米町	23	18	5	18	1	1	3
		九戸村	11	10	1	10	0	0	1
一戸町		54	51	3	51	7	1	5	
小計		171	150	21	150	17	4	20	
県北広域局管内 合計		291	247	44	247	29	4	35	
計		1,792	1,599	193	1,599	278	19	327	

※1:旧一関市・平泉町・旧花泉町の合計

※2:新一関市の合計

※3:旧大東町・旧藤沢町・旧千厩町・旧東山町・旧室根村・旧川崎村の合計

【説明事項】 急傾斜地崩壊危険箇所

危険箇所Ⅰ : 保全人家5戸以上または公共施設がある箇所

危険箇所Ⅱ : 保全人家1～4戸

危険箇所Ⅲ : 人家はないが新規立地が見込まれる箇所

2-16-11 急傾斜地崩壊対策事業の実施状況

(平成30年4月1日現在)

所管別	事業主体	現状 (平27末)	岩手県地震防災 緊急事業五箇年計画		施行実績		摘要
			計画 年次	計画概要	計画 年次	実績概要	
国土 交通省	県	概成箇所 276 箇所	平28 ～ 平32	着手箇所 10 箇所 (うち概成 3 箇所)	平28 ～ 平32	着手箇所 10 箇所 (うち概成 2 箇所)	

資料編 2 災害予防計画

2-16-12 災害報告（地すべり・土石流等・がけ崩れ・雪崩）

第 報

災 害 報 告（地すべり）

（ 年 月 日 時 分 現在）

ふりがな										地区名		
発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字								
発生日時	[不明・調査中・確認済]			年 月 日			時 分			不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する		
	根拠			[巡視日時・聞き取り・目撃・その他（ ）]								
避難準備・高齢者等避難開始	発令時刻	月	日	時	分	避難勧告発令時刻	月	日	時	分		
避難指示（緊急）	発令時刻	月	日	時	分	土砂災害警戒情報発表時刻	月	日	時	分		
避難勧告等で避難がなされた時刻	月	日	時	分	自主避難がなされた時刻	月	日	時	分			
発生要因	[降雨・地震・融雪・その他（ ）・原因不明]											
降雨状況	異常気象名				観測所名				災害発生場所からの距離 km			
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~			年 月 日 時						
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~			年 月 日 時						
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~			年 月 日 時						
地震	震源地				震度				観測地点	災害発生場所からの距離 km		
融雪	観測所名							災害発生場所からの距離 km				
	災害発生時の積雪深	cm	年 月 日 時									
地すべり規模	幅	m	長さ	m	斜面勾配	度	移動層厚	m	拡大の見込	有・無		
	保全対象人家戸数		戸		公共施設							
天然ダム(河道閉塞)状況	最大高さ	m	最大幅	m	最大長さ	m	湛水(有・無)	土砂法に基づく緊急調査の実施(有・無・検討中)				
移動状況	最大時間移動量(時速)	cm or m	年 月 日 時 ~			時			観測地点			
	移動総量	cm or m	年 月 日 時 分 ~			年 月 日 時 分			観測地点			
	近年の移動履歴	有・無		年 月 日 時 ~			年 月 日 時					
	変状	き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無	有・無	
既存施設状況	既存施設(有・無)(具体内容:) 既存施設の被災(有・無)(具体内容:)											
危険箇所	地すべり危険箇所	該当	有・無			危険度	[A・B・C]			所管[国交・林・農]		
	地すべり防止区域	指定	有・無			指定年	年					
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》《 》名			被害者年齢	才			農地被害	(種類・面積)	
		行方不明	《 》《 》《 》名				才					
		負傷者	《 》《 》《 》名				才					
	人家被害	全壊・流出	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸			公共的建物・要配慮者利用施設		
		半壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸					
		一部損壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸					
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸(空積・練積・RC・その他)									
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)											
その他												
避難状況 (集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)												
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)												
応急対応												
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]											
関係法令等(該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地			旧住宅造成事業に関する法律の適用区域							
	保安林	土石流危険渓流[I・II・準ずる]			建築基準法による災害危険区域							
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域							
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所			宅地造成工事規制区域							
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅造基準条例の適用区域							
	土砂災害特別警戒区域				土砂災害警戒区域							
	災害対策基本法に基づく警戒区域											
その他()												
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名						
	②所属	氏名			④所属	氏名						
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること ※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を《 》内書とする												
						座標	北緯	度	分	秒		
							東経	度	分	秒		
本省公表の有無:												

災 害 報 告 (土石流等)

(年 月 日 時 分 現在)

発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名				
ふりがな	[1級・2級・その他]		水系	川	[沢・川・谷]				
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年 月 日	時	不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する					
根拠	[巡視日時・聞き取り・目撃・その他 ()]								
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ()								
避難情報等の発令時刻	避難準備・高齢者等避難開始 発令時刻	月 日 時 分	概略のポンチ絵 (別途添付してもよい)						
	避難勧告 発令時刻	月 日 時 分							
	避難指示 (緊急) 発令時刻	月 日 時 分							
	土砂災害警戒情報 発表時刻	月 日 時 分							
	避難勧告等で避難がなされた時刻	月 日 時 分							
自主避難がなされた時刻	月 日 時 分								
発生要因	[降雨・地震・融雪・その他 () ・原因不明]								
降雨状況	異常気象名								
	観測所名	災害発生場所からの距離 km							
	連続雨量 mm	年 月 日 時 ~							
	最大24時間雨量 mm/24hr	年 月 日 時 ~							
	最大時間雨量 mm/hr	年 月 日 時 ~							
地震	震源地	震度	観測地点	災害発生場所からの距離 km					
融雪	観測所名	災害発生場所からの距離 km							
	災害発生時の積雪深 cm	年 月 日 時							
現地調査結果	土砂流出状況	流出土砂量 m ³	河道閉塞	有・無	堆積状況 河積 / 程度				
	流木流出状況	流出流木量 m ³	河道閉塞	有・無	堆積状況 河積 / 程度				
	氾濫面積 m ²	氾濫最大延長×氾濫最大幅 m×m	平均堆積深	最大堆積深					
	氾濫開始点の勾配 度	氾濫終息点の勾配 度							
	天然ダム(河道閉塞)状況	最大高さ m 最大幅 m 最大長さ m 湛水 (有・無)	土砂法に基づく緊急調査の実施 (有・無・検討中)						
既存施設状況	既存施設 (有・無) 既存施設の被災 (有・無) (具体内容:) 既存施設による土砂捕捉 (有・無・調査中)・流木捕捉 (有・無・調査中)								
溪流の情報	区分 [I・II・準ずる・危険溪流ではない (番号:)]	流域面積 km ²	河床勾配 1/						
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》《 》名	被害者	才				
		行方不明	《 》《 》《 》名	被害者	才				
		負傷者	《 》《 》《 》名	年齢	才				
	物的被害	人家被害	全壊・流出	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸	農地被害 (種類・面積)
			半壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸	
			一部損壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸	
			床上浸水	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸	
床下浸水	《 》《 》《 》戸		木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸			
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)						
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)								
二次災害の可能性	(有・無)								
保全対象	km下流に人家	戸 (人)	道路名等	(その他)					
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)								
対応状況	(どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したかorする予定か)								
応急対応									
緊急事業等				災害関連緊急事業申請の有無	[有・無・調査中]				
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地 (年指定)	地すべり防止区域 [国交・林・農]						
	保安林	河川区域 [1級・2級・準用・普通]	急傾斜地崩壊危険区域						
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域						
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域						
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域			その他 ()				
報告者	①所属 氏名	③所属 氏名	②所属 氏名	④所属 氏名					

* [添付図面等]

都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事

座標	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒

* 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

本省公表の有無:

* 写真は、別途e-mailにて送付すること

* 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする

災 害 報 告 (がけ崩れ)

(年 月 日 時 分 現在)

ふりがな										地区名		
発生場	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字								
発生日時	[不明・調査中・確認済]			年 月 日			時 分			不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する		
避難準備・高齢者等避難開始 発令時刻	月	日	時	分	避難勧告発令時刻	月	日	時	分			
避難指示(緊急) 発令時刻	月	日	時	分	土砂災害警戒情報発表時刻	月	日	時	分			
避難勧告等で避難がなされた時刻	月	日	時	分	自主避難がなされた時刻	月	日	時	分			
発生要因	[降雨 ・ 地震 ・ 融雪 ・ その他 () ・ 原因不明]											
降雨状況	異常気象名				観測所名				災害発生場所からの距離 km			
	連続雨量	mm	年	月	日	時	～	年	月	日	時	
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時	～	年	月	日	時	
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日	時	～	年	月	日	時	
地震	震源地				震度				観測地点	災害発生場所からの距離 km		
融雪	観測所名							災害発生場所からの距離 km				
	災害発生時の積雪深	cm	年	月	日	時						
斜面の種類	自然斜面	H=	m			横断図(別途添付しても良い)			概況平面図(別途添付しても良い)			
	人工斜面	H=	m									
	勾配	θ1	度									
拡大の見込み	[有・無]											
保全対象	人家	戸										
	公共的建物											
崩壊の状況	高さ	m	巾	m								
	面積	m ²	勾配θ2	度								
	崩壊又は流出土砂量	m ³										
	がけ下端の堆積深	m										
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋	m		②家屋	m						
	被害家屋位置の堆積深	①家屋	m		②家屋	m						
	崩土の到達距離	m										
	その他											
既存施設状況	既存施設(有・無)(具体内容:) 既存施設の被災(有・無)(具体内容:)											
斜面の情報	区分	[I ・ II ・ 準ずる ・ 危険箇所ではない]										
被害状況	人的被害	死者	《 》	《 》	《 》	名	被害者	才	農地被害	(種類・面積)		
		行方不明	《 》	《 》	《 》	名	者	才				
		負傷者	《 》	《 》	《 》	名	年齢	才				
	物的被害	人家	全壊・流出	《 》	《 》	《 》	戸	木造	《 》	《 》	《 》	戸
			半壊	《 》	《 》	《 》	戸	木造	《 》	《 》	《 》	戸
	一部損壊	《 》	《 》	《 》	戸	木造	《 》	《 》	《 》	戸		
	非住家被害	戸		宅地擁壁の被害	戸		(空積・練積・RC・その他)					
	公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)										
その他												
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)											
対応状況	(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)											
応急対策緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]											
関係法令等(該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地			地すべり防止区域 [国交・林・農]							
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域			旧住宅造成事業に関する法律の適用区域							
	国有林	土砂災害特別警戒区域			建築基準法による災害危険区域							
	民有林	土砂災害警戒区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域							
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅地造成工事規制区域							
		災害対策基本法に基づく警戒区域			宅造基準条例の適用区域							
	その他()											
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名						
	②所属	氏名			④所属	氏名						

- ※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること
- ※ 写真は必要に応じて別途e-mailにて送付のこと
- ※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を《 》内書とする

座標 北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒

本省公表の有無:

災 害 報 告 (雪 崩)

(年 月 日 時 分 現在)

ふりがな					地区名			
発生場	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字				
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年 月 日	時 分	不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する			
避難準備・高齢者等避難開始 発令時刻		月 日 時 分	避難勧告発令時刻		月 日 時 分			
避難指示 (緊急) 発令時刻		月 日 時 分	土砂災害警戒情報発表時刻		月 日 時 分			
避難勧告等で避難がなされた時刻		月 日 時 分	自主避難がなされた時刻		月 日 時 分			
発生要因		[降雨 ・ 地震 ・ その他 () ・ 原因不明]						
気象状況	雪崩発生時の天候	晴 曇 雨 雪 みぞれ						
	雪崩発生時の積雪深	cm	観測所名	観測所との距離	km	観測所との標高差	m	
	雪崩発生時の降雪深	cm						
	雪崩発生時の気温	℃						
地震		地震名						震源地
斜面の状況	高さ	H= m	横断図 (別途添付しても良い)		概況平面図 (別途添付しても良い)			
	斜面の向き							
保全対象	人家	戸						
	公共施設							
雪崩の状況	拡大等の見込み							
	雪崩の種類	表層・全層						
	高さ	m						
	幅	m						
	雪崩雪量							
	発生区の傾斜度							
	走路の長さ							
見通し勾配								
その他								
既存施設状況		既存施設 (有・無) (具体内容:) 既存施設の被災 (有・無) (具体内容:)						
斜面の情報		区 分 [雪崩危険箇所 ・ 準ずる ・ 雪崩危険箇所ではない]						
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》《 》名	被害者	才	農地被害	(種類・面積)	
		行方不明	《 》《 》《 》名	者	才			
		負傷者	《 》《 》《 》名	年齢	才			
	物的被害	人家	全壊・流出	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸
			半壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸
			一部損壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)					
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)							
その他								
避難状況 (集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)								
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)								
心急対緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]							
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	地すべり防止区域 [国交・林・農]					
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域					
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域					
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域					
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域					
		災害対策基本法に基づく警戒区域	宅造基準条例の適用区域					
		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所	地帯番号	箇所番号				
	その他 ()							
報告者	①所属	氏名	③所属	氏名				
	②所属	氏名	④所属	氏名				

※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること
 ※ 写真は必要に応じて別途e-mailにて送付のこと
 ※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする
 座標 北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒 本省公表の有無:

2-16-13 岩手労働局における土石流による労働災害防止対策

土石流危険河川（*1）において建設工事の作業を行うときは、土石流による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則に定める措置が講じられるよう監督指導等を行うほか、「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」（*2）による指導を行う。

（*1）土石流危険河川

- 1 作業場所の上流側（支川を含む）の流域面積が 0.2km² 以上であって、上流側（支川を含む）の 0.2km における平均河床勾配が 3° 以上の河川
- 2 市町村が「土石流危険溪流」として公表している河川
- 3 都道府県又は市町村が「崩壊土砂流出危険地区」として公表している地区内の河川

（*2）「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」の概要

- 1 地形等及び過去の土石流の発生状況について、作業着手前の調査の実施
- 2 土石流による労働災害防止のための規定の策定
- 3 降雨量等の把握
- 4 警戒降雨量基準の設定及び当該基準に達した場合に講ずべき措置
- 5 融雪又は地震の場合に講ずべき措置
- 6 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずべき措置
- 7 警報及び避難の方法等
- 8 土石流による労働災害発生の急迫した危険がある際の退避
- 9 避難訓練の 6 ヶ月毎の定期実施とその記録
- 10 土石流災害防止に関する安全教育の実施
- 11 元方事業者の講ずべき措置
- 12 異なる元方事業者が近接して作業を行う際に講ずべき措置

2-17 火災予防計画

2-17-1 消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の締結状況調

(平成26年4月1日現在)

番号	相互応援協定名	応援協定締結団体名 - () 内は合併前の市町村名-	県外団体の有無	応援協定締結年月日
1	消防相互応援協定	大船渡市、陸前高田市		34. 7.10
2	消防相互応援協定	大船渡市、住田町		34. 7.10
3	相互応援協定	久慈市、洋野町(種市町)		34. 8.10
	相互応援協定	久慈市、洋野町(大野村)		34. 8.10
4	相互応援協定	久慈市、野田村		34. 8.10
5	相互応援協定	久慈市、岩泉町		38. 7.20
6	相互応援協定	久慈市(山形村)、九戸村		46. 6.10
7	相互応援協定	久慈市(山形村)、軽米町		46.10.20
8	相互援助協定	久慈市(山形村)、葛巻町		34. 6. 7
9	久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定	久慈市、洋野町、野田村、普代村		18.12. 5
10	相互応援協定	洋野町、軽米町		19. 2. 1
11	消防相互応援協定	陸前高田市、住田町		34. 7.11
12	消防相互応援協定	奥州市(江刺市)、花巻市(東和町)		31.11. 1
13	消防相互応援協定	奥州市(江刺市)、一関市(大東町)、住田町		46. 7. 1
14	水沢市、前沢町、江刺市、金ヶ崎町、胆沢町消防相互応援協定	奥州市(水沢市、江刺市、胆沢町、前沢町)、金ヶ崎町		31.11. 1
15	相互援助協定	葛巻町、岩泉町		34. 6. 7
16	相互援助協定	葛巻町、九戸村		34. 6. 7
17	相互援助協定	葛巻町、一戸町		34. 6. 7
18	相互援助協定	葛巻町、岩手町		34. 6. 7
19	相互援助協定	岩手町、一戸町		42. 2. 1
20	山田町、大槌町の消防相互応援協定	山田町、大槌町		45. 6. 1
21	消防援助協定	野田村、岩泉町		38. 7.20
22	消防援助協定	普代村、岩泉町		38. 7.20
23	消防援助協定	岩泉町、宮古市(旧田老町)		38. 7.20
24	相互応援協定	軽米町、八戸市(南郷村)	○	11. 1.22
25	相互応援協定	軽米町、南部町(名川町)	○	11. 1.22
26	相互応援協定	軽米町、階上町	○	11. 1.22
27	相互応援協定	軽米町、洋野町(大野村)		34. 7.15
28	相互応援協定	軽米町、九戸村		34. 7.15
29	洋野町・階上町消防相互応援協定	洋野町、階上町	○	19. 9. 1
30	消防相互応援協定	盛岡市(玉山村)、八幡平市(西根町、松尾村、安代町)、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、紫波町		19. 3.30
31	消防相互応援協定	花巻市(旧花巻市、東和町)、北上市、奥州市(江刺市)、西和賀町(湯田町、沢内村)、金ヶ崎町		4.10. 1
32	宮古、下閉伊地区消防応援協定	宮古市(田老町、新里村、川井村)、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村		41. 9.19
33	久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定	久慈市(旧久慈市、山形村)、洋野町(種市町、大野村)、野田村、普代村		62. 4. 1
34	災害時における消防相互応援協定	二戸市(旧二戸市、浄法寺町)、八幡平市(安代町)、一戸町、軽米町、九戸村、三戸町(青森県)、田子町(青森県)	○	9. 5. 1

資料編 2 災害予防計画

番号	相互応援協定名	応援協定締結団体名 - () 内は合併前の市町村名-	県外団体の有無	応援協定締結年月日
35	消防相互応援協定	花巻市（花巻地区消防事務組合、大迫町、東和町）、遠野市（遠野地区消防事務組合、宮守村）		24. 5. 1
36	広域消防相互応援協定（高速道路に関する協定）	一関市（両磐地区消防組合）、栗原市（栗原地域広域行政事務組合）	○	57. 3.26
37	広域消防相互応援協定	一関市（両磐地区消防組合）、湯沢雄勝広域市町村圏組合	○	8.12.10
38	八戸自動車道消防相互応援協定	二戸地区広域行政事務組合、八戸地域広域市町村圏事務組合	○	61.11.27
39	消防相互応援協定	二戸地区広域行政事務組合、八戸地域広域市町村圏事務組合	○	11. 3.18
40	消防相互応援に関する協定	久慈広域連合、八戸地域広域市町村圏事務組合	○	20. 4. 1
41	救急業務応援協定	盛岡地区広域行政事務組合、宮古地区広域行政組合		50. 7. 1
42	消防相互応援協定	盛岡地区広域行政事務組合、大曲仙北広域市町村圏組合	○	51.10.28
43	東北自動車道消防相互応援協定	盛岡地区広域行政事務組合、鹿角広域行政組合	○	6. 6. 1
44	消防相互応援協定	奥州金ヶ崎行政事務組合（胆沢地区消防組合）、湯沢雄勝広域市町村圏組合	○	16.9.14
45	秋田自動車道北上・横手間消防相互応援協定	北上地区消防組合、横手市	○	19. 6.26
46	消防相互応援協定	北上地区消防組合、横手市	○	19. 6.26
47	消防相互応援協定	遠野市、住田町、大船渡地区消防組合		19.12. 1
48	消防相互応援協定	遠野市（旧遠野市、遠野地区消防事務組合）釜石市、釜石大槌地区行政事務組合		20. 3. 31
49	消防相互応援協定	釜石市、大槌町、釜石大槌地区行政事務組合		10. 4. 1
50	東北自動車道及び八戸自動車道消防相互応援協定	盛岡地区広域消防組合、奥州金ヶ崎行政事務組合（胆沢地区消防組合）、一関市（両磐地区消防組合）、花巻市（花巻地区消防事務組合）、北上地区消防組合、二戸地区広域行政事務組合		52.11.19
51	消防相互応援協定	釜石市、大船渡市、大船渡地区消防組合、釜石大槌地区行政事務組合		10. 4. 1
52	消防相互応援に関する協定	盛岡地区広域消防組合、宮古地区広域行政組合、大船渡地区消防組合、奥州金ヶ崎行政事務組合（胆沢地区消防組合、江刺市）、花巻市（花巻地区消防事務組合）、北上地区消防組合、久慈地区広域行政事務組合、遠野市（遠野地区消防事務組合）、一関市（両磐地区消防組合）、二戸地区広域行政事務組合、釜石大槌地区行政事務組合、陸前高田市		19. 4. 1
53	岩手・宮城県際市町災害時相互応援協定	一関市（藤沢町）、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、気仙沼市、南三陸町、本吉町、栗原市、登米市	○	18. 7. 6
54	消防相互応援協定	花巻市（石鳥谷町、大迫町）、紫波町		34. 7. 1
55	東北横断自動車道釜石秋田線（宮守IC～東和IC）消防相互応援協定	遠野市、花巻市、奥州金ヶ崎行政事務組合		24. 4.13
56	広域消防相互応援協定	一関市（両磐地区消防組合）、陸前高田市、	○	34. 7. 1

2-17-2 消防力一覧表

(平成29年4月1日現在)

区分 市町村名等	人員		主な消防車両					小型動力 ポンプ
	消防 吏員	消防 団員	ポンプ自動車 (水そう付含)	水そう車	(屈折)はしご 付消防自動車	化学消防 自動車	救急 自動車	
盛岡地区広域消防組合	577	—	27	1	2	1	22	12
花巻市消防本部	148	—	7	2	1	1	8	2
北上地区消防組合	140	—	8	1	1	1	7	2
奥州金ヶ崎行政事務組合	170	—	9	2	2	2	9	
一関市消防本部	221	—	20	1	1	1	11	
大船渡地区消防組合	93	—	5		1	1	6	
陸前高田市消防本部	36	—	4				3	2
釜石大槌地区行政事務組合	108	—	5	1	1	2	5	2
遠野市消防本部	52	—	4				3	
宮古地区広域行政組合	193	—	12	2	1	1	11	6
久慈広域連合	139	—	10	1	1	2	9	3
二戸地区広域行政事務組合	115	—	8		1	0	6	2
消防本部計	1,992	—	119	11	12	12	100	31
盛岡市	—	1,166	45					32
八幡平市	—	810	29					38
雫石町	—	281	18					8
葛巻町	—	306	8					13
岩手町	—	356	8					25
滝沢村	—	337	14					7
紫波町	—	542	14					21
矢巾町	—	312	14					6
花巻市	—	1,887	42					96
北上市	—	952	18					46
西和賀町	—	320	6					20
奥州市	—	1,778	36					116
金ヶ崎町	—	361	10					11
一関市	—	2,672	41					148
平泉町	—	219	3					11
大船渡市	—	909	22					33
住田町	—	374	5					15
陸前高田市	—	643	12					25
遠野市	—	900	15					53
釜石市	—	679	21					21
大槌町	—	166	8					9
宮古市	—	1,159	45					60
山田町	—	321	13					13
岩泉町	—	529	16					41
田野畑村	—	196	6					9
久慈市	—	793	17					45
普代村	—	143	4					7
野田村	—	217	0					10
洋野町	—	559	15					26
二戸市	—	811	22					42
軽米町	—	420	9					18
九戸村	—	307	5					13
一戸町	—	438	9					24
消防団計	—	21,863	550	0	0	0	0	1,062

2-20 海上災害予防計画

2-20-1 入港船舶の実績、石油等危険物取扱量及び港湾別貯油施設の様況

(1) タンカー入港隻数

港名	年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	入港船舶の大きさ
釜石	隻	221	237	208	236	219	199	199	222	213	197	173	176	157	168	169	160	161	153	49	137	156	158	99トン～3,869トン
	噸	135	99	32	7	11	20	29	30	21	33	19	18	23	16	11	54	43	26	12	16	1	0	69～995
大船渡	隻	443	428	365	315	288	307	330	325	333	316	280	160	57	22	32	117	47	17	7	11	1	2	69～17,999
	噸	23	16	25	20	17	18	14	21	8	6	30	34	27	20	23	9	12	30	15	14	14	16	69～498

(2) 石油等危険物取扱量

港名	年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
釜石	トン	342,760	360,812	364,556	412,420	412,650	390,330	388,470	417,390	407,220	370,870	316,860	307,030
	噸	33,467	24,651	9,697	4,750	4,275	5,160	7,651	6,700	5,980	6,250	3,400	2,550
大船渡	トン	445,355	450,236	360,129	364,766	364,457	365,844	329,851	359,134	341,259	284,641	250,890	148,712
	噸	1,110,773	564,949	207,271	6,766	6,694	5,660	5,816	7,070	6,176	7,833	5,355	5,693
久慈	トン	290,320	317,200	332,060	313,810	302,220	307,442	120,930	290,150	296,109	308,930	308,930	307,030
	噸	3,250	2,380	1,600	3,150	3,420	3,900	1,940	2,731	652	0	0	2,550
大船渡	トン	176,195	172,030	143,500	52,670	34,038	16,012	3,998	10,822	6,999	3,001	3,001	148,712
	噸	5,278	3,695	5,111	2,700	3,997	4,856	1,602	1,729	1,278	1,650	1,650	148,712

2-20-2 岩手県沿岸排出油等防除協議会の状況

岩手県沿岸排出油等防除協議会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として、岩手県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質（以下「排出油等」という。）が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この会の名称を「岩手県沿岸排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル等）の作成
- (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資機材等の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する講習及び訓練の実施
- (4) 排出油等の防除活動の連携の推進
- (5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、釜石海上保安部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 会員は、岩手県沿岸海域等において、別表に掲げる排出油等の防除活動に関係する行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等とする。
- 4 協議会の組織を次の5地区に区分する。
 - (1) 久慈地区（洋野町、久慈市、野田村）
 - (2) 宮古地区（普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市）
 - (3) 山田地区（山田町）
 - (4) 釜石地区（釜石市、大槌町）
 - (5) 大船渡陸前高田地区（大船渡市、陸前高田市）
- 5 各地区に地区部会を設け、各地区における大量の油又は排出油等が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を

協議し、その実施を推進することとする。

6 各地区部会の名称、部会長及び庶務担当は次のとおりとする。

地区部会名称	地区部会長	庶務担当
久慈地区部会	八戸海上保安部長	八戸海上保安部警備救難課
宮古地区部会	宮古海上保安署長	宮古海上保安署
山田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
釜石地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
大船渡陸前高田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課

7 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから第5条の会議の同意を得て会長又は地区部会長が指名する。

(会議)

第5条 会議は定例会議及び臨時会議とし、会長又は地区部会長が召集するものとする。

- 2 定例会議は、年1回程度開催する。
- 3 臨時会議は、必要に応じ開催する。

(情報の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料(4月1日現在のもの)を毎年1回、会長に提出するものとする。

なお、変更を生じた場合は随時報告するものとする。

- (1) 資機材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)
- (3) その他、必要な事項

(訓練等)

第7条 会員は、排出油等事故発生時における防除活動の技術、知識向上のため、各地区の排出油等防除訓練のほか、随時開催する講習会に積極的に参加するものとする。

(情報提供)

第8条 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報

を通知するものとする。

(総合調整本部の設置)

第9条 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、総合調整本部を設置し、情報の共有や既に行われた防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。

2 前項の総合調整本部が設置された場合、当該地区の会員は、総合調整本部に担当者を派遣するものとする。

3 会長又は地区部会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者(保険査定人を含む)、指定海上防災機関の職員、その他の防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加を要請するものとする。

(会員による防除活動等)

第10条 会員である船舶所有者等、石油関係企業、石油化学・電力等の企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施する。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体にあつては、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による海上保安部長等の要請により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、港湾土木関係企業、油処理関連企業、漁業者団体等にあつては、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛による防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(経費の求償)

第11条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として会員ごとに原因者に請求するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

(災害補償)

第12条 防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する関係機関等が当たるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第13条 協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、同法律第43条の5第1項に基づく岩手県沿岸海域に係る排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対して意見を述べるものとする。

(協議)

第14条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定めのない事項について、協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、釜石海上保安部警備救難課で行う。

付則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成6年12月1日から施行する。
- 2 本会則は、一部改正の日（平成10年1月28日）から施行する。
- 3 本会則は、一部改正の日（平成20年3月5日）から施行する。
- 4 本会則は、一部改正の日（平成26年3月31日）から施行する。
- 5 本会則は、一部改正の日（平成27年3月31日）から施行する。

2-20-3 各港湾の各種船艇の配置状況
 (1) 曳船一覧表

港湾名	船名	トン数	長	巾	深	主機種類馬力×台数	推進器	速力	扱先
釜石港	五葉丸	トン 199.00	33.30	9.20	m 3.90	PS ディーゼル 1,500×2	プロペラ	ノット 13.30	海洋曳船(株)
	早池峰丸	184.00	33.20	8.80	3.80	ディーゼル 1,550×2	〃	14.50	0193(24)3322
	磐手丸	183.00	29.98	8.80	3.80	ディーゼル 1,550×2	プロペラ	14.23	山和商店(有)
大船渡港	第137佐賀丸	160.00	26.60	6.80	3.57	ディーゼル 1,500×2	〃	-	0192(22)5121 (株)佐賀組 0192(27)7331

(2) タンカーバーヂー一覧表

港湾名	船名	トン数	長	巾	深	吃水	満載積載量 (タンク別, 及び合計)		所有者			
		トン	m	m	m	m		k1	k1			
釜石港	第2協同丸	57.62	22.23	4.45	2.32	—	22.	34.	48.	104.	三陸興産	
宮古港	第15多賀丸	19.00	20.50	4.70	1.91	1.80	10.	34.5	60.5	15	120	塩釜商会
	第57喜福丸	19.00	21.50	4.59	1.84	—	28.9	19.4×2	23.3×2	5.8	120	アベキ商店
大船渡港	第21大英丸	19.00	21.50	4.50	1.80	—	26.4	48	46.4	120.8	八木又商店	

(3) 隣接海上保安部署巡視船艇要目一覧表

基地	釜		石	富古	八戸		
	500トン型 PM 56 きたかみ	20メートル型 CL 72 きじかぜ			1000トン型 PL 64 しもきた	500トン型 PM 09 まべち	20メートル型 CL 75 むつぎく
長×巾	72.0×10.0	20.0×4.5	20.0×4.5	20.0×4.5	67.8×7.9	20.0×4.3	20.0×4.5
総トン数	650	26	26	26	325	23	26

基地	塩		釜		石	巻	気仙沼
	ハリコプター搭載型 PLH 05 ざおう	1000トン型 PL 74 まつしま	1000トン型 PL 06 くりこま	30メートル型 PC 222 うみざり			
長×巾	105.0×15.0	92.0×11.0	91.4×11.0	30.0×6.3	20.0×4.5	20.0×4.5	20.0×4.5
総トン数	3,100	1,250	1,200	75	26	26	26

2-21 災害対策基金確保計画

2-21-1 災害救助基金の現在高調

(平成27年4月1日現在)

内 訳	金 額	摘 要
定 期 預 金	518,884,503円	
計	518,884,503円	

2-21-2 財政調整基金の現在高調

(平成27年12月31日現在)

区 分	金 額	摘 要
現 金	28,999,897,407円	
計	28,999,897,407円	

3 災害応急対策計画

3-2 気象予報・警報等の伝達計画

3-2-1 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろう	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	され、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3-2-2 気象警報発表基準等

警報・注意報発表基準一覧表

盛岡地方気象台										
岩手県										
内陸										
一次細分区域	盛岡地域	二戸地域	花北地域	奥州金ケ崎地域	両巻地域	遠野地域	宮古地域	久慈地域	沿岸北部	沿岸南部
市町村等をまとめた地域	大船渡地域									
大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合									
洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合									
暴風(平均風速)	16m/s	16m/s	16m/s	16m/s	15m/s	15m/s	陸上 16m/s、海上 20m/s	陸上 15m/s、海上 20m/s	陸上 15m/s、海上 20m/s	陸上 20m/s
暴風雪(平均風速)	16m/s	16m/s	16m/s	16m/s	15m/s	15m/s	15m/s 雪を伴う	15m/s 雪を伴う	15m/s 雪を伴う	15m/s 雪を伴う
大雪	平野部 12時間降雪の深さ40cm 山沿い 12時間降雪の深さ50cm	平野部 12時間降雪の深さ40cm 山沿い 12時間降雪の深さ50cm	平野部 12時間降雪の深さ40cm 山沿い 12時間降雪の深さ50cm	平野部 12時間降雪の深さ40cm 山沿い 12時間降雪の深さ50cm	12時間降雪の深さ40cm	12時間降雪の深さ40cm	平野部 12時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ50cm	平野部 12時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ50cm	平野部 12時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ50cm	平野部 12時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ50cm
波浪(有義波高)	6.0m									
高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合									
大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合									
洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合									
強風(平均風速)	11m/s	11m/s	11m/s	11m/s	10m/s	10m/s	陸上 10m/s、海上 15m/s	陸上 10m/s、海上 15m/s	陸上 10m/s、海上 15m/s	陸上 15m/s
風雪(平均風速)	11m/s	11m/s	11m/s	11m/s	10m/s	10m/s	10m/s 雪を伴う	10m/s 雪を伴う	10m/s 雪を伴う	15m/s 雪を伴う
大雪	平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm	平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm	平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm	平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ15cm	12時間降雪の深さ15cm	平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm	平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm	平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm	平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm
波浪(有義波高)	3.0m									
高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合									
雷	落雷等により被害が予想される場合									
融雪	融雪により被害が予想される場合									
濃霧(視程)	100m									
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%									
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続									
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき									
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)									
着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合									
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm									

特別警報発表基準一覧表

現象の種類	基準		過去の特別警報に相当する事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		平成24年7月九州北部豪雨 (死者行方不明者32人) 平成23年台風第12号 (死者行方不明者98人)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上) 昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)
高潮		高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		—
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)

(別表1)大雨警報基準

平成30年5月30日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
盛岡地域	盛岡市	13	95
	八幡平市	13	90
	滝沢市	14	121
	雫石町	15	124
	葛巻町	13	91
	岩手町	13	100
	紫波町	13	113
	矢巾町	11	117
二戸地域	二戸市	8	84
	軽米町	9	97
	九戸村	10	111
	一戸町	11	87
花北地域	花巻市	15	109
	北上市	15	120
	西和賀町	15	129
遠野地域	遠野市	15	108
奥州金ヶ崎地域	奥州市	12	113
	金ヶ崎町	14	153
両磐地域	一関市	15	109
	平泉町	14	118
久慈地域	久慈市	9	95
	普代村	12	101
	野田村	10	122
	洋野町	12	110
宮古地域	宮古市	11	93
	山田町	10	108
	岩泉町	10	91
	田野畑村	11	100
釜石地域	釜石市	10	113
	大槌町	9	113
大船渡地域	大船渡市	13	119
	陸前高田市	12	117
	住田町	13	116

(別表2)洪水警報基準

資料編 3 災害応急対策計画

平成30年10月25日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
盛岡地域	盛岡市	北上川流域=37.7, 築川流域=16.7, 松川流域=23.3, 諸葛川流域=17.8, 米内川流域=12.2	北上川流域=(7, 33.9), 雫石川流域=(11, 35.7), 松川流域=(7, 20.9)	北上川上流[館坂橋・明治橋・ 山岸], 雫石川[太田橋]
	八幡平市	安比川流域=14.1, 松川流域=23.4, 赤川流域=19.9, 米代川流域=28.1	安比川流域=(7, 12.6), 松川流域=(5, 21), 米代川流域=(5, 25.2)	—
	滝沢市	北上川流域=51.1, 諸葛川流域=14.7, 木賊川流域=5.7, 巢子川流域=4.6	木賊川流域=(6, 5.1), 巢子川流域=(6, 4.1)	雫石川[太田橋]
	雫石町	雫石川流域=36.6, 黒沢川流域=11.3, 矢櫃川流域=14.6, 南畑川流域=17.9, 鶯宿川流域=10.4, 志戸前川流域=16.2	矢櫃川流域=(5, 13.1), 鶯宿川流域=(5, 9.3)	—
	葛巻町	馬淵川流域=19, 星野川流域=7, 山形川流域=10.4, 外川川流域=8.2, 元町川流域=5.1, 土谷川流域=6.5	馬淵川流域=(5, 15.5), 土谷川流域=(5, 5.8)	—
	岩手町	北上川流域=3.3, 江刈内川流域=2.7, 横沢川流域=4.3, 太田川流域=3.9	北上川流域=(5, 2.9), 江刈内川流域=(5, 2.4), 横沢川流域=(5, 3.8)	—
	紫波町	滝名川流域=15.7, 赤沢川流域=10.4, 平沢川流域=6.2, 大坪川流域=5.2, 岩崎川流域=12.6	滝名川流域=(5, 14.1), 赤沢川流域=(5, 9.3), 岩崎川流域=(5, 11.3), 北上川流域=(5, 51.5)	北上川上流[明治橋・紫波橋]
	矢巾町	大白沢川流域=6.8, 太田川流域=8.4, 岩崎川流域=4.9, 芋沢川流域=3.7, 向田川流域=3.7	大白沢川流域=(7, 6), 岩崎川流域=(7, 4.9), 芋沢川流域=(7, 3.3)	北上川上流[明治橋]
二戸地域	二戸市	馬淵川流域=36.3, 金田一川流域=10.2, 十文字川流域=8.6, 安比川流域=20.1, 岡本川流域=9.7	馬淵川流域=(5, 34.4), 金田一川流域=(5, 9.1), 十文字川流域=(5, 7.7), 安比川流域=(5, 19.2)	—
	軽米町	雪谷川流域=10.6, 瀬月内川流域=9.8	雪谷川流域=(5, 9.5), 瀬月内川流域=(5, 8.8)	—
	九戸村	瀬月内川流域=6.7, 荒田川流域=2.5, 大志田川流域=2.7	瀬月内川流域=(5, 6), 荒田川流域=(5, 2.2)	—
	一戸町	馬淵川流域=27.1, 女鹿川流域=9.4, 平糠川流域=4.7, 二ツ石川流域=8.8	平糠川流域=(5, 4.2)	—
花北地域	花巻市	添市川流域=8.4, 稗貫川流域=16.8, 葛丸川流域=13.3	豊沢川流域=(9, 18.4), 稗貫川流域=(5, 13.7), 猿ヶ石川流域=(5, 37.3), 北上川流域=(5, 57.1)	北上川上流[紫波橋・朝日橋], 猿ヶ石川[安野]
	北上市	和賀川流域=52.6, 黒沢川流域=8.7, 飯豊川流域=7.9, 夏油川流域=11.7, 尻平川流域=14.7, 北本内川流域=16.9	北上川流域=(5, 76.6)	北上川上流[朝日橋・男山], 猿ヶ石川[安野]
	西和賀町	和賀川流域=33.7, 南本内川流域=18.5, 下前川流域=7.5, 本内川流域=10.7, 横川流域=20.8	和賀川流域=(5, 30.3), 横川流域=(5, 18.7)	—
遠野地域	遠野市	猿ヶ石川流域=41.5, 寺沢川流域=5.2, 早瀬川流域=15.2, 猫川流域=11.9, 小鳥瀬川流域=20.5	猿ヶ石川流域=(5, 37.3), 早瀬川流域=(5, 13.6)	猿ヶ石川[安野]
奥州金ヶ崎地域	奥州市	衣川流域=21.1, 大田代川流域=10	衣川流域=(9, 20.4), 北上川流域=(5, 55.9)	北上川上流[男山・桜木橋・ 大曲橋]
	金ヶ崎町	宿内川流域=7, 永沢川流域=12.4	—	北上川上流[桜木橋]
両磐地域	一関市	金流川流域=14.8, 大平川流域=13.7, 中江川流域=4.6, 千厩川流域=10.8, 夏川流域=11.8, 猿沢川流域=7.8, 曾慶川流域=9.8, 久保川流域=16.6, 市野々川流域=8.2, 小猪岡川流域=12.2, 山谷川流域=4.6, 本寺川流域=6.2, 大川流域=9.4, 興田川流域=21	大平川流域=(5, 12.3), 千厩川流域=(5, 9.7), 猿沢川流域=(5, 7), 山谷川流域=(8, 4.1), 興田川流域=(5, 18.9), 北上川流域=(5, 63.3)	北上川上流[狐禅寺・諏訪前・ 釣山・妻神]
	平泉町	太田川流域=9.7, 衣川流域=22.8, 徳沢川流域=5.7	衣川流域=(11, 22.4)	北上川上流[大曲橋・狐禅寺・ 釣山]
久慈地域	久慈市	久慈川流域=22.5, 夏井川流域=13.8, 長内川流域=23.8, 日野沢川流域=7.9, 遠別川流域=15.8	久慈川流域=(5, 17), 長内川流域=(5, 21.4)	—
	普代村	茂市川流域=7.9, 普代川流域=21.7	—	—
	野田村	安家川流域=25.2, 宇部川流域=18.6, 明内川流域=6.7	宇部川流域=(9, 13.4)	—
	洋野町	川尻川流域=10.5, 大浜川流域=8.2, 有家川流域=7.5, 高家川流域=7.4	—	—
宮古地域	宮古市	閉伊川流域=48.6, 長沢川流域=14.6, 刈屋川流域=26, 小国川流域=24.3, 津軽石川流域=26.5, 田代川流域=17.6	長沢川流域=(9, 12.5), 小国川流域=(9, 23.4)	—
	山田町	豊間根川流域=13.5, 関口川流域=10	—	—
	岩泉町	安家川流域=16, 折壁川流域=6.3, 小本川流域=45.1, 鼠入川流域=13, 撰待川流域=11.4	—	—
	田野畑村	三田市川流域=5.2, 普代川流域=8.7, 明戸川流域=7.1, 平井賀川流域=6.9, 松前川流域=10.2, 白池川流域=4.7, 姫松川流域=6.2, 田代川流域=6.1	—	—
釜石地域	釜石市	鶴住居川流域=31.2, 甲子川流域=25.7, 片岸川流域=12.6, 熊野川流域=11.7	鶴住居川流域=(6, 25.1)	—
	大槌町	大槌川流域=23.1, 小槌川流域=17.3	大槌川流域=(5, 21.6), 小槌川流域=(5, 12.9)	—
大船渡地域	大船渡市	綾里川流域=8.2, 後ノ入川流域=7, 盛川流域=24.2, 須崎川流域=7.5, 中井川流域=3.7, 立根川流域=8.4	—	—
	陸前高田市	気仙川流域=37.5, 矢作川流域=15.6, 中平川流域=8.8, 浜田川流域=5.8	気仙川流域=(6, 33.7), 矢作川流域=(6, 14)	—
	住田町	気仙川流域=33.8, 大股川流域=19.6, 新切川流域=12.5	気仙川流域=(5, 30.4)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3)大雨注意報基準

平成30年5月30日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
盛岡地域	盛岡市	8	63
	八幡平市	5	60
	滝沢市	6	81
	雫石町	6	83
	葛巻町	6	60
	岩手町	5	67
	紫波町	6	75
	矢巾町	7	78
二戸地域	二戸市	5	56
	軽米町	5	64
	九戸村	6	74
	一戸町	5	58
花北地域	花巻市	7	73
	北上市	7	80
	西和賀町	7	86
遠野地域	遠野市	6	72
奥州金ヶ崎地域	奥州市	7	75
	金ヶ崎町	5	102
両磐地域	一関市	8	73
	平泉町	6	79
久慈地域	久慈市	6	63
	普代村	8	67
	野田村	6	81
	洋野町	6	73
宮古地域	宮古市	5	62
	山田町	7	72
	岩泉町	5	60
	田野畑村	6	67
釜石地域	釜石市	7	75
	大槌町	6	75
大船渡地域	大船渡市	8	79
	陸前高田市	6	78
	住田町	6	77

(別表4)洪水注意報基準

資料編 3 災害応急対策計画

平成30年9月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
盛岡地域	盛岡市	北上川流域=30.1, 築川流域=11.7, 松川流域=18.6, 諸葛川流域=14.2, 米内川流域=9.7	北上川流域=(5, 26.6), 雫石川流域=(7, 24), 松川流域=(7, 14.9)	北上川上流[館坂橋・明治橋・山岸], 雫石川[太田橋]
	八幡平市	安比川流域=11.2, 松川流域=18.7, 赤川流域=15.9, 米代川流域=22.4	安比川流域=(5, 9), 松川流域=(5, 15), 米代川流域=(5, 17.9)	—
	滝沢市	北上川流域=40.9, 諸葛川流域=11.7, 木賊川流域=4.5, 巢子川流域=3.6	木賊川流域=(6, 4.5), 巢子川流域=(5, 3.6)	雫石川[太田橋]
	雫石町	雫石川流域=29.2, 黒沢川流域=9, 矢櫃川流域=11.6, 南畑川流域=14.3, 鶯宿川流域=8.3, 志戸前川流域=12.9	雫石川流域=(5, 23.4), 矢櫃川流域=(5, 9.3), 鶯宿川流域=(5, 8.3)	—
	葛巻町	馬淵川流域=15.2, 星野川流域=4.9, 山形川流域=8.3, 外川川流域=5.7, 元町川流域=4, 土谷川流域=5.2	馬淵川流域=(5, 14), 山形川流域=(5, 6.6), 土谷川流域=(5, 5.2)	—
	岩手町	北上川流域=2.6, 江刈内川流域=2.1, 横沢川流域=3.4, 太田川流域=3.1	北上川流域=(5, 2.6), 江刈内川流域=(5, 2.1), 横沢川流域=(5, 2.7), 太田川流域=(5, 3.1)	—
	紫波町	滝名川流域=12.5, 赤沢川流域=8.3, 平沢川流域=4.3, 大坪川流域=3.6, 岩崎川流域=10	滝名川流域=(5, 10), 赤沢川流域=(5, 8.3), 岩崎川流域=(5, 8), 北上川流域=(5, 46.4)	北上川上流[紫波橋]
	矢巾町	大白沢川流域=5.4, 太田川流域=5.9, 岩崎川流域=3.9, 芋沢川流域=2.9, 向田川流域=2.6	大白沢川流域=(7, 5.4), 岩崎川流域=(7, 3.9), 芋沢川流域=(7, 2.3), 北上川流域=(5, 57.2)	北上川上流[明治橋]
二戸地域	二戸市	馬淵川流域=25.8, 金田一川流域=6.8, 十文字川流域=4.3, 安比川流域=15.9, 岡本川流域=6.1	馬淵川流域=(5, 17), 金田一川流域=(5, 5.4), 十文字川流域=(5, 4.1), 安比川流域=(5, 15.9), 岡本川流域=(5, 4.9)	—
	軽米町	雪谷川流域=8.4, 瀬月内川流域=7.8	雪谷川流域=(5, 8.4), 瀬月内川流域=(5, 7.8)	—
	九戸村	瀬月内川流域=5.3, 荒田川流域=2, 大志田川流域=2.1	瀬月内川流域=(5, 5.3), 荒田川流域=(5, 2), 大志田川流域=(5, 2.1)	—
	一戸町	馬淵川流域=21.6, 女鹿川流域=7.5, 平糠川流域=3.7, 二ツ石川流域=7	平糠川流域=(5, 3), 二ツ石川流域=(5, 7)	—
花北地域	花巻市	添市川流域=6.7, 稗貫川流域=13.4, 葛丸川流域=10.6	豊沢川流域=(5, 16.6), 稗貫川流域=(5, 12.3), 猿ヶ石川流域=(5, 21.9), 北上川流域=(5, 31.6)	北上川上流[紫波橋・朝日橋], 猿ヶ石川[安野]
	北上市	和賀川流域=36.8, 黒沢川流域=6.1, 飯豊川流域=6.3, 夏油川流域=9.3, 尻平川流域=11.7, 北本内川流域=13.5	北上川流域=(5, 36.1)	北上川上流[朝日橋・男山], 猿ヶ石川[安野]
	西和賀町	和賀川流域=26.9, 南本内川流域=14.8, 下前川流域=6, 本内川流域=8.6, 横川流域=16.6	和賀川流域=(5, 21.5), 横川流域=(5, 16.6)	—
遠野地域	遠野市	猿ヶ石川流域=33.2, 寺沢川流域=3.6, 早瀬川流域=12.1, 猫川流域=8.3, 小鳥瀬川流域=16.4	猿ヶ石川流域=(5, 33.2), 早瀬川流域=(5, 9.7)	猿ヶ石川[安野]
奥州金ヶ崎地域	奥州市	衣川流域=16.8, 大田代川流域=8	衣川流域=(5, 13.4), 人首川流域=(5, 15.4), 北上川流域=(5, 45)	北上川上流[桜木橋・大曲橋]
	金ヶ崎町	宿内川流域=5.6, 永沢川流域=9.9	—	北上川上流[桜木橋]
両磐地域	一関市	金流川流域=11.8, 大平川流域=10.9, 中江川流域=3.6, 千厩川流域=8.6, 夏川流域=8.3, 猿沢川流域=6.2, 曾慶川流域=6.9, 久保川流域=13.2, 市野々川流域=6.5, 小猪岡川流域=9.7, 山谷川流域=3.6, 本寺川流域=4.9, 大川流域=7.5, 興田川流域=16.8	大平川流域=(5, 10.1), 千厩川流域=(5, 8.6), 猿沢川流域=(5, 5), 山谷川流域=(7, 3.6), 大川流域=(6, 6), 興田川流域=(5, 14.2), 磐井川流域=(5, 27.9), 北上川流域=(5, 48)	北上川上流[狐禅寺・諏訪前・釣山・妻神]
	平泉町	太田川流域=7.7, 衣川流域=18, 徳沢川流域=3.6	衣川流域=(5, 14.4)	北上川上流[大曲橋・狐禅寺]
久慈地域	久慈市	久慈川流域=18, 夏井川流域=8.6, 長内川流域=19, 日野沢川流域=6.3, 遠別川流域=12.6	久慈川流域=(5, 14.4), 夏井川流域=(5, 8.6), 長内川流域=(5, 15.2), 日野沢川流域=(5, 5)	—
	普代村	茂市川流域=5.5, 普代川流域=17.3	普代川流域=(5, 17.3)	—
	野田村	安家川流域=20.1, 宇部川流域=14.9, 明内川流域=4.7	宇部川流域=(5, 11)	—
	洋野町	川尻川流域=6.5, 大浜川流域=4.1, 有家川流域=5.8, 高家川流域=5.6	川尻川流域=(5, 5.2), 大浜川流域=(5, 2.8), 有家川流域=(5, 4.6), 高家川流域=(5, 5.6)	—
宮古地域	宮古市	閉伊川流域=24.3, 長沢川流域=11.6, 刈屋川流域=18.2, 小国川流域=19.4, 津軽石川流域=21.2, 田代川流域=14	閉伊川流域=(5, 12.6), 長沢川流域=(5, 11.3), 小国川流域=(5, 18.8)	—
	山田町	豊間根川流域=10.8, 関口川流域=8	関口川流域=(5, 8)	—
	岩泉町	安家川流域=11.1, 折壁川流域=5, 小本川流域=22.6, 鼠入川流域=10.4, 撰待川流域=9.1	安家川流域=(5, 10.2), 小本川流域=(5, 6.4)	—
	田野畑村	三田市川流域=3.6, 普代川流域=6.1, 明戸川流域=5, 平井賀川流域=4.8, 松前川流域=8.1, 白池川流域=3.3, 姫松川流域=4.3, 田代川流域=4.3	—	—
釜石地域	釜石市	鶴住居川流域=24.9, 甲子川流域=20.5, 片岸川流域=10, 熊野川流域=9.3	鶴住居川流域=(5, 22.6), 甲子川流域=(6, 16.4), 片岸川流域=(6, 8), 熊野川流域=(6, 7.4)	—
	大槌町	大槌川流域=15.3, 小槌川流域=13.8	大槌川流域=(5, 9.6), 小槌川流域=(5, 11.6)	—
大船渡地域	大船渡市	綾里川流域=5.7, 後ノ入川流域=5.6, 盛川流域=19.3, 須崎川流域=5.3, 中井川流域=2.6, 立根川流域=5.9	後ノ入川流域=(5, 5.6), 盛川流域=(5, 19.3)	—
	陸前高田市	気仙川流域=30, 矢作川流域=12.4, 中平川流域=7, 浜田川流域=4	気仙川流域=(6, 24), 矢作川流域=(6, 9.9), 中平川流域=(7, 7), 浜田川流域=(6, 3.2)	—
	住田町	気仙川流域=27, 大股川流域=15.7, 新切川流域=10	気仙川流域=(5, 21.6)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5)高潮警報・注意報基準

平成29年1月12日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
盛岡地域	盛岡市	—	—
	八幡平市	—	—
	滝沢市	—	—
	雫石町	—	—
	葛巻町	—	—
	岩手町	—	—
	紫波町	—	—
	矢巾町	—	—
二戸地域	二戸市	—	—
	軽米町	—	—
	九戸村	—	—
	一戸町	—	—
花北地域	花巻市	—	—
	北上市	—	—
	西和賀町	—	—
遠野地域	遠野市	—	—
奥州金ヶ崎地域	奥州市	—	—
	金ヶ崎町	—	—
両磐地域	一関市	—	—
	平泉町	—	—
久慈地域	久慈市	1.3m	0.9m
	普代村	1.3m	0.9m
	野田村	1.3m	0.9m
	洋野町	1.3m	0.9m
宮古地域	宮古市	1.2m	0.9m
	山田町	1.2m	0.9m
	岩泉町	1.3m	0.9m
	田野畑村	1.3m	0.9m
釜石地域	釜石市	1.3m	0.9m
	大槌町	1.3m	0.9m
大船渡地域	大船渡市	1.2m	0.9m
	陸前高田市	1.3m	0.9m
	住田町	—	—

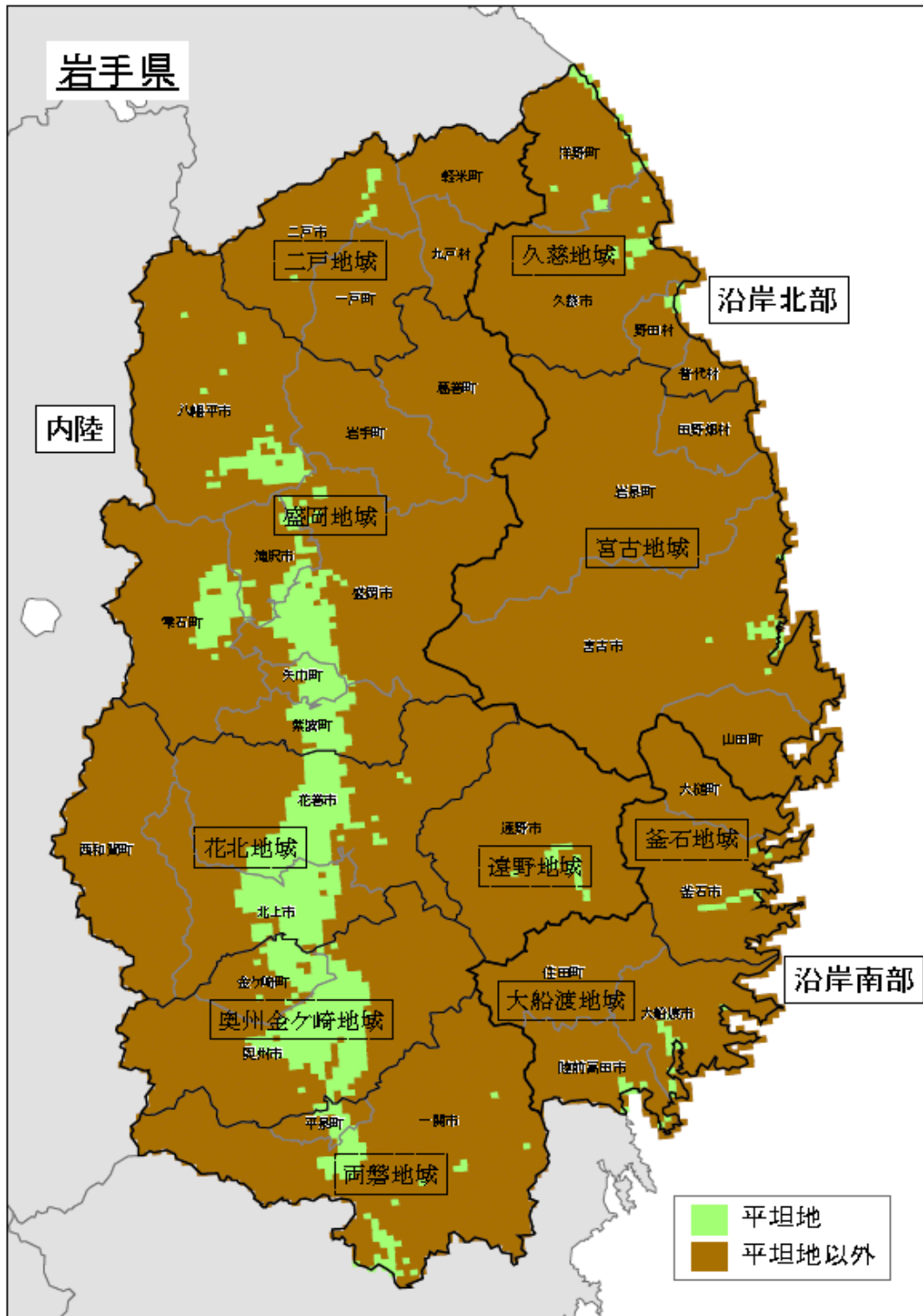
府県版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合は、省略は行っていない。
- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報発表基準（別表1～5）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“- ”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「川流域=10.5」は、「川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「川[]」は、洪水警報においては「指定河川である 川に発表された洪水予報において、基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

平坦地・平坦地以外地図



盛岡市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	95	
	洪水	流域雨量指数基準	北上川流域=37.7, 築川流域=16.7, 松川流域=23.3, 諸葛川流域=17.8, 米内川流域=12.2	
		複合基準 ^{*1}	北上川流域=(7, 33.9), 雫石川流域=(11, 35.7), 松川流域=(7, 20.9)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[館坂橋・明治橋・山岸], 雫石川[太田橋]	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	63	
	洪水	流域雨量指数基準	北上川流域=30.1, 築川流域=11.7, 松川流域=18.6, 諸葛川流域=14.2, 米内川流域=9.7	
		複合基準 ^{*1}	北上川流域=(5, 26.6), 雫石川流域=(7, 24), 松川流域=(7, 14.9)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[館坂橋・明治橋・山岸], 雫石川[太田橋]	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

宮古市	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	沿岸北部			
	市町村等をまとめた地域	宮古地域			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	11		
		土壌雨量指数基準	93		
	洪水	流域雨量指数基準	閉伊川流域=48.6, 長沢川流域=14.6, 刈屋川流域=26, 小国川流域=24.3, 津軽石川流域=26.5, 田代川流域=17.6		
		複合基準*1	長沢川流域=(9, 12.5), 小国川流域=(9, 23.4)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	16m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.2m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5		
		土壌雨量指数基準	62		
	洪水	流域雨量指数基準	閉伊川流域=24.3, 長沢川流域=11.6, 刈屋川流域=18.2, 小国川流域=19.4, 津軽石川流域=21.2, 田代川流域=14		
		複合基準*1	閉伊川流域=(5, 12.6), 長沢川流域=(5, 11.3), 小国川流域=(5, 18.8)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%				
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より4℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

大船渡市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸南部		
	市町村等をまとめた地域	大船渡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	119	
	洪水	流域雨量指数基準	綾里川流域=8.2, 後ノ入川流域=7, 盛川流域=24.2, 須崎川流域=7.5, 中井川流域=3.7, 立根川流域=8.4	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	15m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	15m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.2m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	79	
	洪水	流域雨量指数基準	綾里川流域=5.7, 後ノ入川流域=5.6, 盛川流域=19.3, 須崎川流域=5.3, 中井川流域=2.6, 立根川流域=5.9	
		複合基準*1	後ノ入川流域=(5, 5.6), 盛川流域=(5, 19.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

花巻市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	花北地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	109	
	洪水	流域雨量指数基準	浜市川流域=8.4, 稗貫川流域=16.8, 葛丸川流域=13.3	
		複合基準*1	豊沢川流域=(9, 18.4), 稗貫川流域=(5, 13.7), 猿ヶ石川流域=(5, 37.3), 北上川流域=(5, 57.1)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[紫波橋・朝日橋], 猿ヶ石川[安野]	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	73	
	洪水	流域雨量指数基準	浜市川流域=6.7, 稗貫川流域=13.4, 葛丸川流域=10.6	
		複合基準*1	豊沢川流域=(5, 16.6), 稗貫川流域=(5, 12.3), 猿ヶ石川流域=(5, 21.9), 北上川流域=(5, 31.6)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[紫波橋・朝日橋], 猿ヶ石川[安野]	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続		
		②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき			
	冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

北上市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	花北地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	120	
	洪水	流域雨量指数基準	和賀川流域=52.6, 黒沢川流域=8.7, 飯豊川流域=7.9, 夏油川流域=11.7, 尻平川流域=14.7, 北本内川流域=16.9	
		複合基準 ^{*1}	北上川流域=(5, 76.6)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[朝日橋・男山], 猿ヶ石川[安野]	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	80	
	洪水	流域雨量指数基準	和賀川流域=36.8, 黒沢川流域=6.1, 飯豊川流域=6.3, 夏油川流域=9.3, 尻平川流域=11.7, 北本内川流域=13.5	
		複合基準 ^{*1}	北上川流域=(5, 36.1)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[朝日橋・男山], 猿ヶ石川[安野]	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

久慈市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸北部		
	市町村等をまとめた地域	久慈地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	95	
	洪水	流域雨量指数基準	久慈川流域=22.5, 夏井川流域=13.8, 長内川流域=23.8, 日野沢川流域=7.9, 遠別川流域=15.8	
		複合基準*1	久慈川流域=(5, 17), 長内川流域=(5, 21.4)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	16m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	63	
	洪水	流域雨量指数基準	久慈川流域=18, 夏井川流域=8.6, 長内川流域=19, 日野沢川流域=6.3, 遠別川流域=12.6	
		複合基準*1	久慈川流域=(5, 14.4), 夏井川流域=(5, 8.6), 長内川流域=(5, 15.2), 日野沢川流域=(5, 5)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期: 最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期: ①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

遠野市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	遠野地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	108	
	洪水	流域雨量指数基準	猿ヶ石川流域=41.5, 寺沢川流域=5.2, 早瀬川流域=15.2, 猫川流域=11.9, 小烏瀬川流域=20.5	
		複合基準* ¹	猿ヶ石川流域=(5, 37.3), 早瀬川流域=(5, 13.6)	
		指定河川洪水予報による基準	猿ヶ石川[安野]	
	暴風	平均風速	15m/s	
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	72	
	洪水	流域雨量指数基準	猿ヶ石川流域=33.2, 寺沢川流域=3.6, 早瀬川流域=12.1, 猫川流域=8.3, 小烏瀬川流域=16.4	
		複合基準* ¹	猿ヶ石川流域=(5, 33.2), 早瀬川流域=(5, 9.7)	
		指定河川洪水予報による基準	猿ヶ石川[安野]	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5°C以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5°C以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6°C以下であって、最低気温が平年より6°C以上低いとき ②最低気温が氷点下6°C以下であって、最低気温が平年より2°C以上低い日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2°C以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2°Cより高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*¹(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

一関市	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	内陸			
	市町村等をまとめた地域	両磐地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	109	
	洪水	流域雨量指数基準	金流川流域=14.8, 大平川流域=13.7, 中江川流域=4.6, 千厩川流域=10.8, 夏川流域=11.8, 猿沢川流域=7.8, 曾慶川流域=9.8, 久保川流域=16.6, 市野々川流域=8.2, 小猪岡川流域=12.2, 山谷川流域=4.6, 本寺川流域=6.2, 大川流域=9.4, 興田川流域=21		
		複合基準*1	大平川流域=(5, 12.3), 千厩川流域=(5, 9.7), 猿沢川流域=(5, 7), 山谷川流域=(8, 4.1), 興田川流域=(5, 18.9), 北上川流域=(5, 63.3)		
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[狐禅寺・諏訪前・釣山・妻神]		
	暴風	平均風速	15m/s		
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8		
		土壌雨量指数基準	73		
	洪水	流域雨量指数基準	金流川流域=11.8, 大平川流域=10.9, 中江川流域=3.6, 千厩川流域=8.6, 夏川流域=8.3, 猿沢川流域=6.2, 曾慶川流域=6.9, 久保川流域=13.2, 市野々川流域=6.5, 小猪岡川流域=9.7, 山谷川流域=3.6, 本寺川流域=4.9, 大川流域=7.5, 興田川流域=16.8		
		複合基準*1	大平川流域=(5, 10.1), 千厩川流域=(5, 8.6), 猿沢川流域=(5, 5), 山谷川流域=(7, 3.6), 大川流域=(6, 6), 興田川流域=(5, 14.2), 磐井川流域=(5, 27.9), 北上川流域=(5, 48)		
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[狐禅寺・諏訪前・釣山・妻神]		
	強風	平均風速	10m/s		
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

陸前高田市	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	沿岸南部			
	市町村等をまとめた地域	大船渡地域			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	12		
		土壌雨量指数基準	117		
	洪水	流域雨量指数基準	気仙川流域=37.5, 矢作川流域=15.6, 中平川流域=8.8, 浜田川流域=5.8		
		複合基準*1	気仙川流域=(6, 33.7), 矢作川流域=(6, 14)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	15m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	15m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6		
		土壌雨量指数基準	78		
	洪水	流域雨量指数基準	気仙川流域=30, 矢作川流域=12.4, 中平川流域=7, 浜田川流域=4		
		複合基準*1	気仙川流域=(6, 24), 矢作川流域=(6, 9.9), 中平川流域=(7, 7), 浜田川流域=(6, 3.2)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%				
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

釜石市	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	沿岸南部			
	市町村等をまとめた地域	釜石地域			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	10		
		土壌雨量指数基準	113		
	洪水	流域雨量指数基準	鵜住居川流域=31.2, 甲子川流域=25.7, 片岸川流域=12.6, 熊野川流域=11.7		
		複合基準*1	鵜住居川流域=(6, 25.1)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	15m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	15m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.3m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7		
		土壌雨量指数基準	75		
	洪水	流域雨量指数基準	鵜住居川流域=24.9, 甲子川流域=20.5, 片岸川流域=10, 熊野川流域=9.3		
		複合基準*1	鵜住居川流域=(5, 22.6), 甲子川流域=(6, 16.4), 片岸川流域=(6, 8), 熊野川流域=(6, 7.4)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%				
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上				
	②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき				
	冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

二戸市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	二戸地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	84	
	洪水	流域雨量指数基準	馬淵川流域=36.3, 金田一川流域=10.2, 十文字川流域=8.6, 安比川流域=20.1, 岡本川流域=9.7	
		複合基準*1	馬淵川流域=(5, 34.4), 金田一川流域=(5, 9.1), 十文字川流域=(5, 7.7), 安比川流域=(5, 19.2)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	56	
	洪水	流域雨量指数基準	馬淵川流域=25.8, 金田一川流域=6.8, 十文字川流域=4.3, 安比川流域=15.9, 岡本川流域=6.1	
		複合基準*1	馬淵川流域=(5, 17), 金田一川流域=(5, 5.4), 十文字川流域=(5, 4.1), 安比川流域=(5, 15.9), 岡本川流域=(5, 4.9)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

八幡平市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	90	
	洪水	流域雨量指数基準	安比川流域=14.1, 松川流域=23.4, 赤川流域=19.9, 米代川流域=28.1	
		複合基準 ^{*1}	安比川流域=(7, 12.6), 松川流域=(5, 21), 米代川流域=(5, 25.2)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高			
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	60	
	洪水	流域雨量指数基準	安比川流域=11.2, 松川流域=18.7, 赤川流域=15.9, 米代川流域=22.4	
		複合基準 ^{*1}	安比川流域=(5, 9), 松川流域=(5, 15), 米代川流域=(5, 17.9)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

奥州市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	奥州金ヶ崎地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	113	
	洪水	流域雨量指数基準	衣川流域=21.1, 大田代川流域=10	
		複合基準 ^{*1}	衣川流域=(9, 20.4), 北上川流域=(5, 55.9)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[男山・桜木橋・大曲橋]	
	暴風	平均風速	15m/s	
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	75	
	洪水	流域雨量指数基準	衣川流域=16.8, 大田代川流域=8	
		複合基準 ^{*1}	衣川流域=(5, 13.4), 人首川流域=(5, 15.4), 北上川流域=(5, 45)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[桜木橋・大曲橋]	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

滝沢市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	121	
	洪水	流域雨量指数基準	北上川流域=51.1, 諸葛川流域=14.7, 木賊川流域=5.7, 巢子川流域=4.6	
		複合基準 ^{*1}	木賊川流域=(6, 5.1), 巢子川流域=(6, 4.1)	
		指定河川洪水予報による基準	雫石川[太田橋]	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	81	
	洪水	流域雨量指数基準	北上川流域=40.9, 諸葛川流域=11.7, 木賊川流域=4.5, 巢子川流域=3.6	
		複合基準 ^{*1}	木賊川流域=(6, 4.5), 巢子川流域=(5, 3.6)	
		指定河川洪水予報による基準	雫石川[太田橋]	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

雫石町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	124	
	洪水	流域雨量指数基準	雫石川流域=36.6, 黒沢川流域=11.3, 矢櫃川流域=14.6, 南畑川流域=17.9, 鶯宿川流域=10.4, 志戸前川流域=16.2	
		複合基準* ¹	矢櫃川流域=(5, 13.1), 鶯宿川流域=(5, 9.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	83	
	洪水	流域雨量指数基準	雫石川流域=29.2, 黒沢川流域=9, 矢櫃川流域=11.6, 南畑川流域=14.3, 鶯宿川流域=8.3, 志戸前川流域=12.9	
		複合基準* ¹	雫石川流域=(5, 23.4), 矢櫃川流域=(5, 9.3), 鶯宿川流域=(5, 8.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*¹(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

葛巻町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	91	
	洪水	流域雨量指数基準	馬淵川流域=19, 星野川流域=7, 山形川流域=10.4, 外川川流域=8.2, 元町川流域=5.1, 土谷川流域=6.5	
		複合基準* ¹	馬淵川流域=(5, 15.5), 土谷川流域=(5, 5.8)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	60	
	洪水	流域雨量指数基準	馬淵川流域=15.2, 星野川流域=4.9, 山形川流域=8.3, 外川川流域=5.7, 元町川流域=4, 土谷川流域=5.2	
		複合基準* ¹	馬淵川流域=(5, 14), 山形川流域=(5, 6.6), 土谷川流域=(5, 5.2)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5°C以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5°C以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6°C以下であって、最低気温が平年より5°C以上低いとき ②最低気温が氷点下6°C以下であって、最低気温が平年より2°C以上低い日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2°C以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2°Cより高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*¹(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

岩手町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	100	
	洪水	流域雨量指数基準	北上川流域=3.3, 江刈内川流域=2.7, 横沢川流域=4.3, 太田川流域=3.9	
		複合基準 ^{*1}	北上川流域=(5, 2.9), 江刈内川流域=(5, 2.4), 横沢川流域=(5, 3.8)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高			
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	67	
	洪水	流域雨量指数基準	北上川流域=2.6, 江刈内川流域=2.1, 横沢川流域=3.4, 太田川流域=3.1	
		複合基準 ^{*1}	北上川流域=(5, 2.6), 江刈内川流域=(5, 2.1), 横沢川流域=(5, 2.7), 太田川流域=(5, 3.1)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

紫波町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	113	
	洪水	流域雨量指数基準	滝名川流域=15.7, 赤沢川流域=10.4, 平沢川流域=6.2, 大坪川流域=5.2, 岩崎川流域=12.6	
		複合基準*1	滝名川流域=(5, 14.1), 赤沢川流域=(5, 9.3), 岩崎川流域=(5, 11.3), 北上川流域=(5, 51.5)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[明治橋・紫波橋]	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	75	
	洪水	流域雨量指数基準	滝名川流域=12.5, 赤沢川流域=8.3, 平沢川流域=4.3, 大坪川流域=3.6, 岩崎川流域=10	
		複合基準*1	滝名川流域=(5, 10), 赤沢川流域=(5, 8.3), 岩崎川流域=(5, 8), 北上川流域=(5, 46.4)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[紫波橋]	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

矢巾町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	117	
	洪水	流域雨量指数基準	大白沢川流域=6.8, 太田川流域=8.4, 岩崎川流域=4.9, 芋沢川流域=3.7, 向田川流域=3.7	
		複合基準*1	大白沢川流域=(7, 6), 岩崎川流域=(7, 4.9), 芋沢川流域=(7, 3.3)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[明治橋]	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	78	
	洪水	流域雨量指数基準	大白沢川流域=5.4, 太田川流域=5.9, 岩崎川流域=3.9, 芋沢川流域=2.9, 向田川流域=2.6	
		複合基準*1	大白沢川流域=(7, 5.4), 岩崎川流域=(7, 3.9), 芋沢川流域=(7, 2.3), 北上川流域=(5, 57.2)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[明治橋]	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

西和賀町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	花北地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	129	
	洪水	流域雨量指数基準	和賀川流域=33.7, 南本内川流域=18.5, 下前川流域=7.5, 本内川流域=10.7, 横川流域=20.8	
		複合基準*1	和賀川流域=(5, 30.3), 横川流域=(5, 18.7)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	86	
	洪水	流域雨量指数基準	和賀川流域=26.9, 南本内川流域=14.8, 下前川流域=6, 本内川流域=8.6, 横川流域=16.6	
		複合基準*1	和賀川流域=(5, 21.5), 横川流域=(5, 16.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

金ヶ崎町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	奥州金ヶ崎地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	153	
	洪水	流域雨量指数基準	宿内川流域=7, 永沢川流域=12.4	
		複合基準 ^{*1}	-	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[桜木橋]	
	暴風	平均風速	15m/s	
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	102	
	洪水	流域雨量指数基準	宿内川流域=5.6, 永沢川流域=9.9	
		複合基準 ^{*1}	-	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[桜木橋]	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

平泉町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	両磐地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	118	
	洪水	流域雨量指数基準	太田川流域=9.7, 衣川流域=22.8, 徳沢川流域=5.7	
		複合基準 ^{*1}	衣川流域=(11, 22.4)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[大曲橋・狐禅寺・釣山]	
	暴風	平均風速	15m/s	
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	79	
	洪水	流域雨量指数基準	太田川流域=7.7, 衣川流域=18, 徳沢川流域=3.6	
		複合基準 ^{*1}	衣川流域=(5, 14.4)	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[大曲橋・狐禅寺]	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

住田町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸南部		
	市町村等をまとめた地域	大船渡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	116	
	洪水	流域雨量指数基準	気仙川流域=33.8, 大股川流域=19.6, 新切川流域=12.5	
		複合基準 ^{*1}	気仙川流域=(5, 30.4)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	15m/s	
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	77	
	洪水	流域雨量指数基準	気仙川流域=27, 大股川流域=15.7, 新切川流域=10	
		複合基準 ^{*1}	気仙川流域=(5, 21.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

大槌町	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	沿岸南部			
	市町村等をまとめた地域	釜石地域			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	9		
		土壌雨量指数基準	113		
	洪水	流域雨量指数基準	大槌川流域=23.1, 小槌川流域=17.3		
		複合基準 ^{*1}	大槌川流域=(5, 21.6), 小槌川流域=(5, 12.9)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	15m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	15m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6		
		土壌雨量指数基準	75		
	洪水	流域雨量指数基準	大槌川流域=15.3, 小槌川流域=13.8		
		複合基準 ^{*1}	大槌川流域=(5, 9.6), 小槌川流域=(5, 11.6)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%				
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

山田町	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	沿岸北部			
	市町村等をまとめた地域	宮古地域			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	10		
		土壌雨量指数基準	108		
	洪水	流域雨量指数基準	豊間根川流域=13.5, 関口川流域=10		
		複合基準 ^{*1}	—		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	16m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.2m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7		
		土壌雨量指数基準	72		
	洪水	流域雨量指数基準	豊間根川流域=10.8, 関口川流域=8		
		複合基準 ^{*1}	関口川流域=(5, 8)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%				
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より4℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

岩泉町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸北部		
	市町村等をまとめた地域	宮古地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	91	
	洪水	流域雨量指数基準	安家川流域=16, 折壁川流域=6.3, 小本川流域=45.1, 鼠入川流域=13, 撰待川流域=11.4	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	16m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	60	
	洪水	流域雨量指数基準	安家川流域=11.1, 折壁川流域=5, 小本川流域=22.6, 鼠入川流域=10.4, 撰待川流域=9.1	
		複合基準*1	安家川流域=(5, 10.2), 小本川流域=(5, 6.4)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より4℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

田野畑村	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸北部		
	市町村等をまとめた地域	宮古地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	100	
	洪水	流域雨量指数基準	三田市川流域=5.2, 普代川流域=8.7, 明戸川流域=7.1, 平井賀川流域=6.9, 松前川流域=10.2, 白池川流域=4.7, 姫松川流域=6.2, 田代川流域=6.1	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	16m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
山沿い			12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	67	
	洪水	流域雨量指数基準	三田市川流域=3.6, 普代川流域=6.1, 明戸川流域=5, 平井賀川流域=4.8, 松前川流域=8.1, 白池川流域=3.3, 姫松川流域=4.3, 田代川流域=4.3	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
海上			500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より4℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

普代村	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	沿岸北部			
	市町村等をまとめた地域	久慈地域			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	12		
		土壌雨量指数基準	101		
	洪水	流域雨量指数基準	茂市川流域=7.9, 普代川流域=21.7		
		複合基準 ^{*1}	—		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	16m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8		
		土壌雨量指数基準	67		
	洪水	流域雨量指数基準	茂市川流域=5.5, 普代川流域=17.3		
		複合基準 ^{*1}	普代川流域=(5, 17.3)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
海上			500m		
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%				
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

軽米町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	二戸地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	97	
	洪水	流域雨量指数基準	雪谷川流域=10.6, 瀬月内川流域=9.8	
		複合基準 ^{*1}	雪谷川流域=(5, 9.5), 瀬月内川流域=(5, 8.8)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	64	
	洪水	流域雨量指数基準	雪谷川流域=8.4, 瀬月内川流域=7.8	
		複合基準 ^{*1}	雪谷川流域=(5, 8.4), 瀬月内川流域=(5, 7.8)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

野田村	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	沿岸北部			
	市町村等をまとめた地域	久慈地域			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	10		
		土壌雨量指数基準	122		
	洪水	流域雨量指数基準	安家川流域=25.2, 宇部川流域=18.6, 明内川流域=6.7		
		複合基準 ^{*1}	宇部川流域=(9, 13.4)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	16m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6		
		土壌雨量指数基準	81		
	洪水	流域雨量指数基準	安家川流域=20.1, 宇部川流域=14.9, 明内川流域=4.7		
		複合基準 ^{*1}	宇部川流域=(5, 11)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%				
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき				
	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

九戸村	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	二戸地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	111	
	洪水	流域雨量指数基準	瀬月内川流域=6.7, 荒田川流域=2.5, 大志田川流域=2.7	
		複合基準 ^{*1}	瀬月内川流域=(5, 6), 荒田川流域=(5, 2.2)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高			
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	74	
	洪水	流域雨量指数基準	瀬月内川流域=5.3, 荒田川流域=2, 大志田川流域=2.1	
		複合基準 ^{*1}	瀬月内川流域=(5, 5.3), 荒田川流域=(5, 2), 大志田川流域=(5, 2.1)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

洋野町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸北部		
	市町村等をまとめた地域	久慈地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	110	
	洪水	流域雨量指数基準	川尻川流域=10.5, 大浜川流域=8.2, 有家川流域=7.5, 高家川流域=7.4	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	16m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
山沿い			12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	73	
	洪水	流域雨量指数基準	川尻川流域=6.5, 大浜川流域=4.1, 有家川流域=5.8, 高家川流域=5.6	
		複合基準*1	川尻川流域=(5, 5.2), 大浜川流域=(5, 2.8), 有家川流域=(5, 4.6), 高家川流域=(5, 5.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上			
	②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき			
	冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

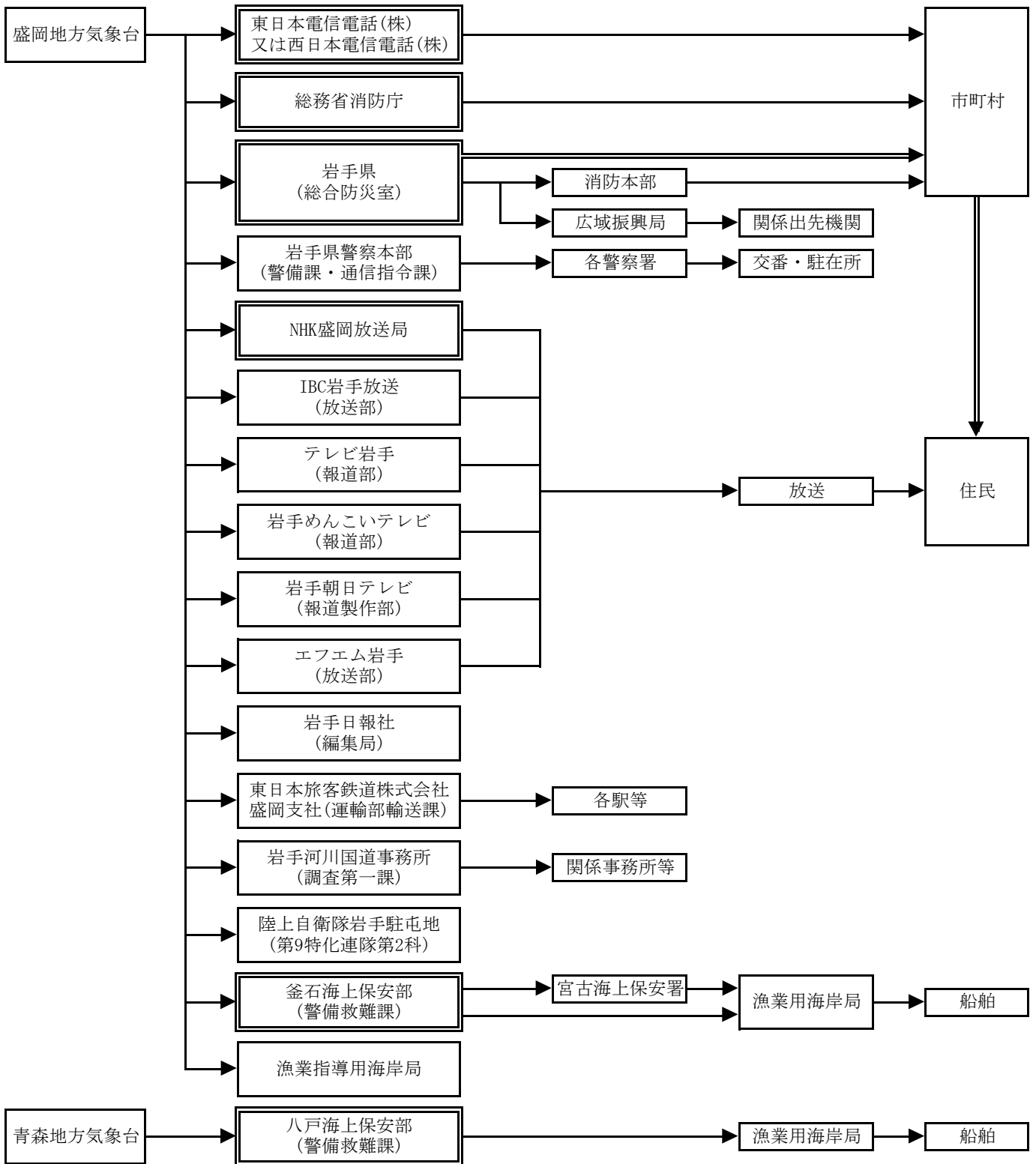
一戸町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	二戸地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	87	
	洪水	流域雨量指数基準	馬淵川流域=27.1, 女鹿川流域=9.4, 平糠川流域=4.7, ニツ石川流域=8.8	
		複合基準 ^{*1}	平糠川流域=(5, 4.2)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	58	
	洪水	流域雨量指数基準	馬淵川流域=21.6, 女鹿川流域=7.5, 平糠川流域=3.7, ニツ石川流域=7	
		複合基準 ^{*1}	平糠川流域=(5, 3), ニツ石川流域=(5, 7)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説

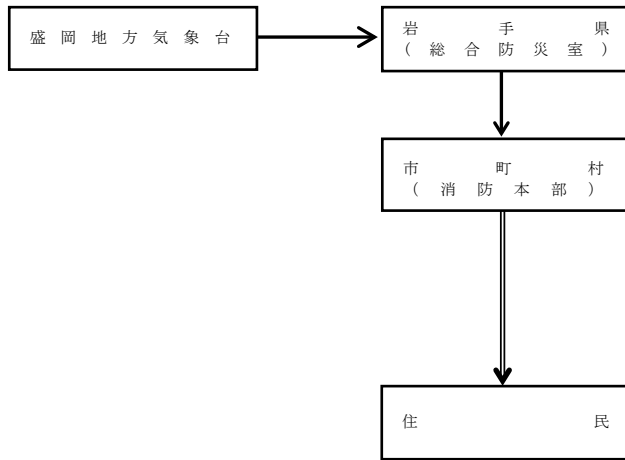
- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (4) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報(洪水を除く。)についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“-”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別途資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別途資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別途資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等を用いる。
- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

3-2-3 気象警報等伝達系統図



- (注)
- 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 - 2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

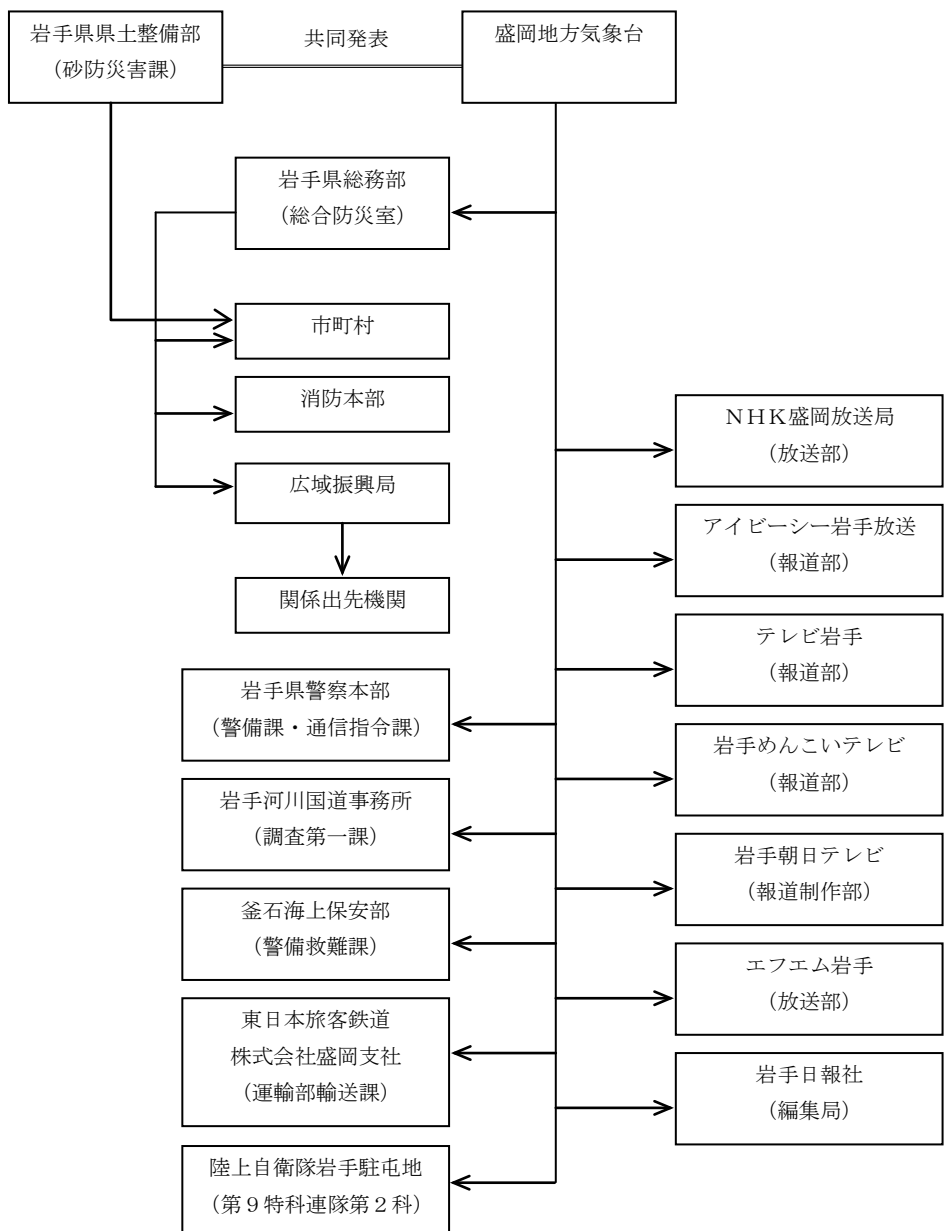
火災気象通報・火災警報伝達系統図



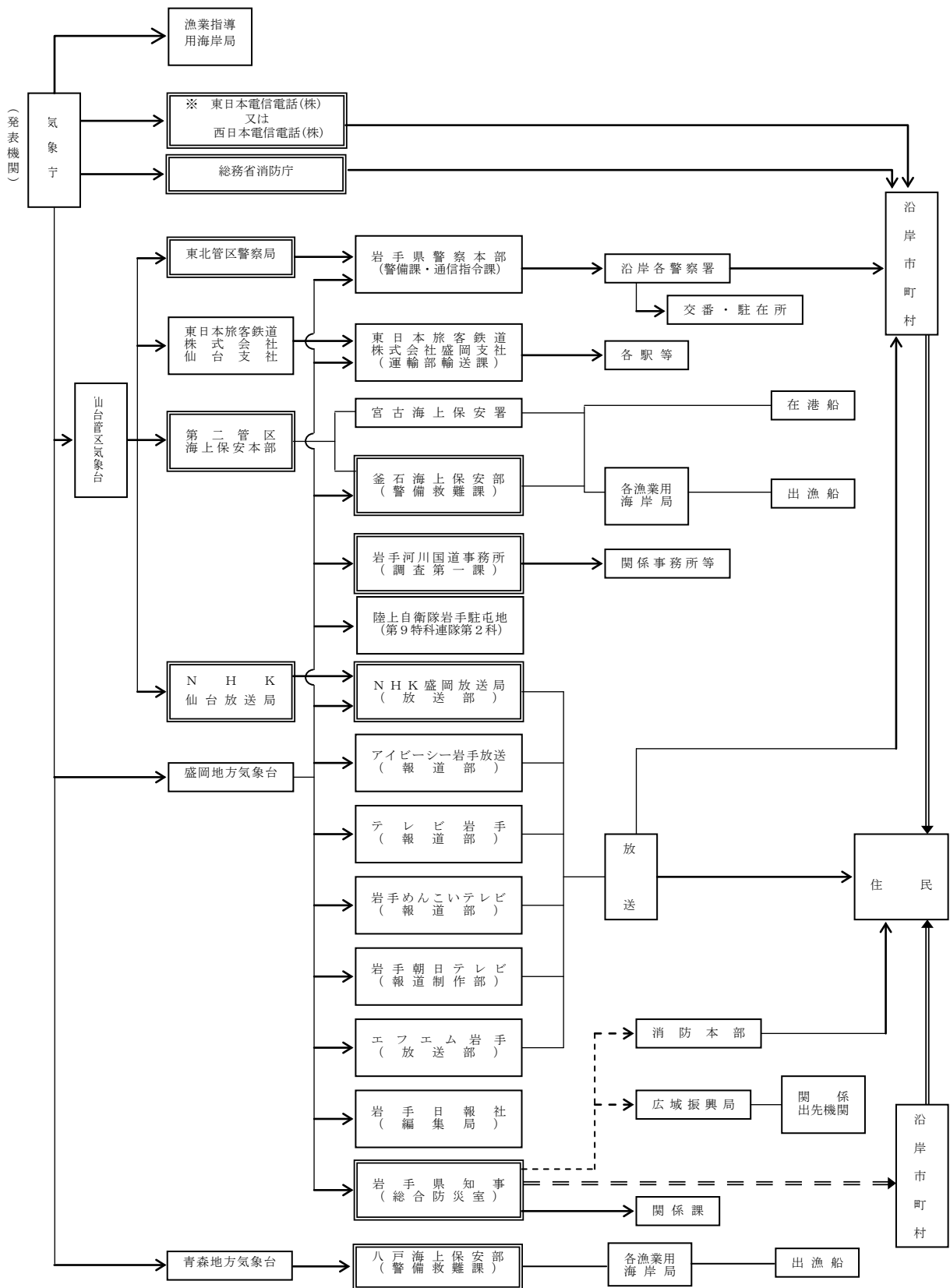
(注)

- 1 火災警報は、市町村長等が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発する。
- 2 **————** 線は、火災気象通報の伝達系統
- 3 **=====** 線は、火災警報の伝達系統

3-2-4 土砂災害警戒情報伝達系統図

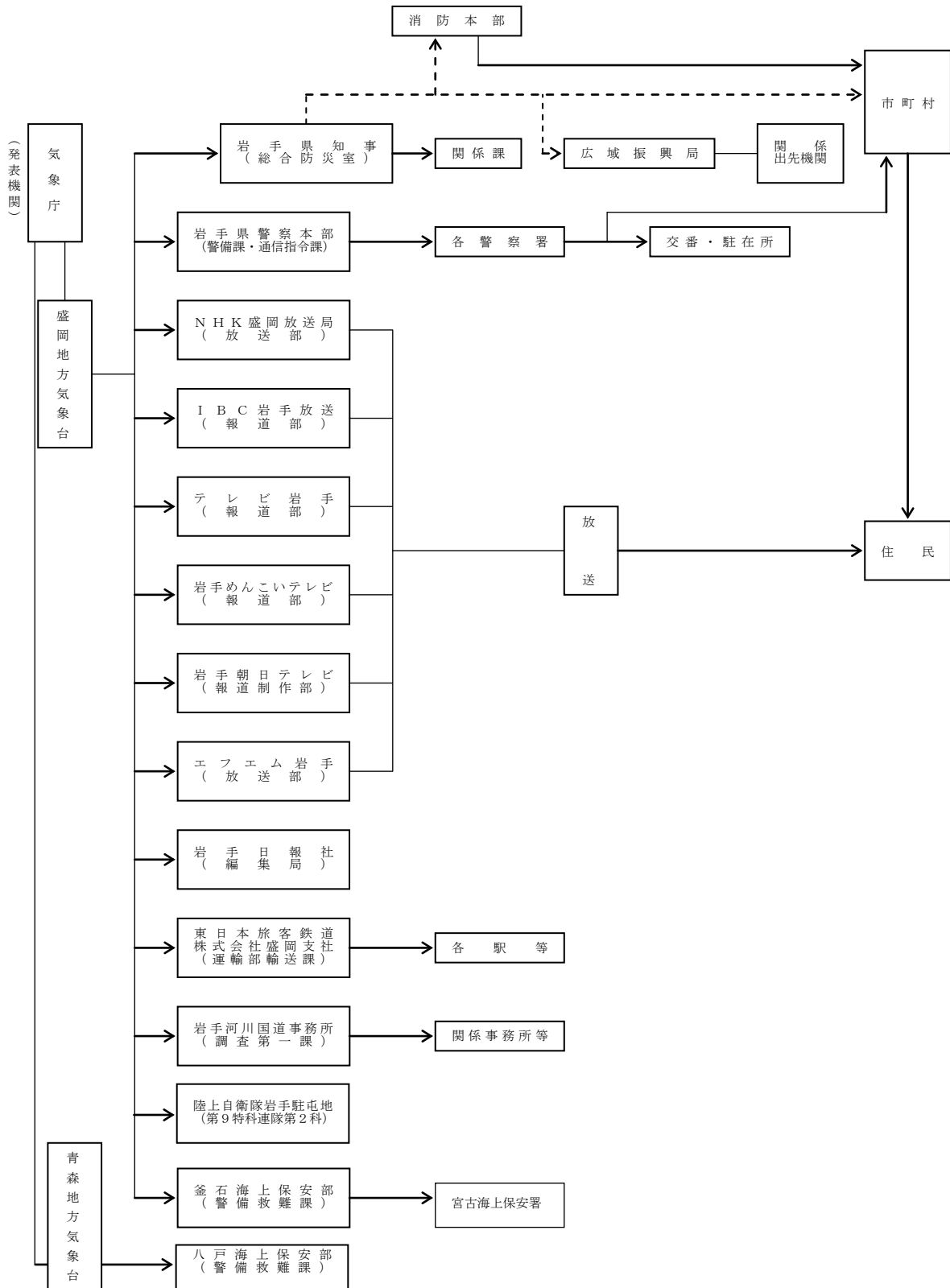


3-2-5 津波警報等伝達系統図



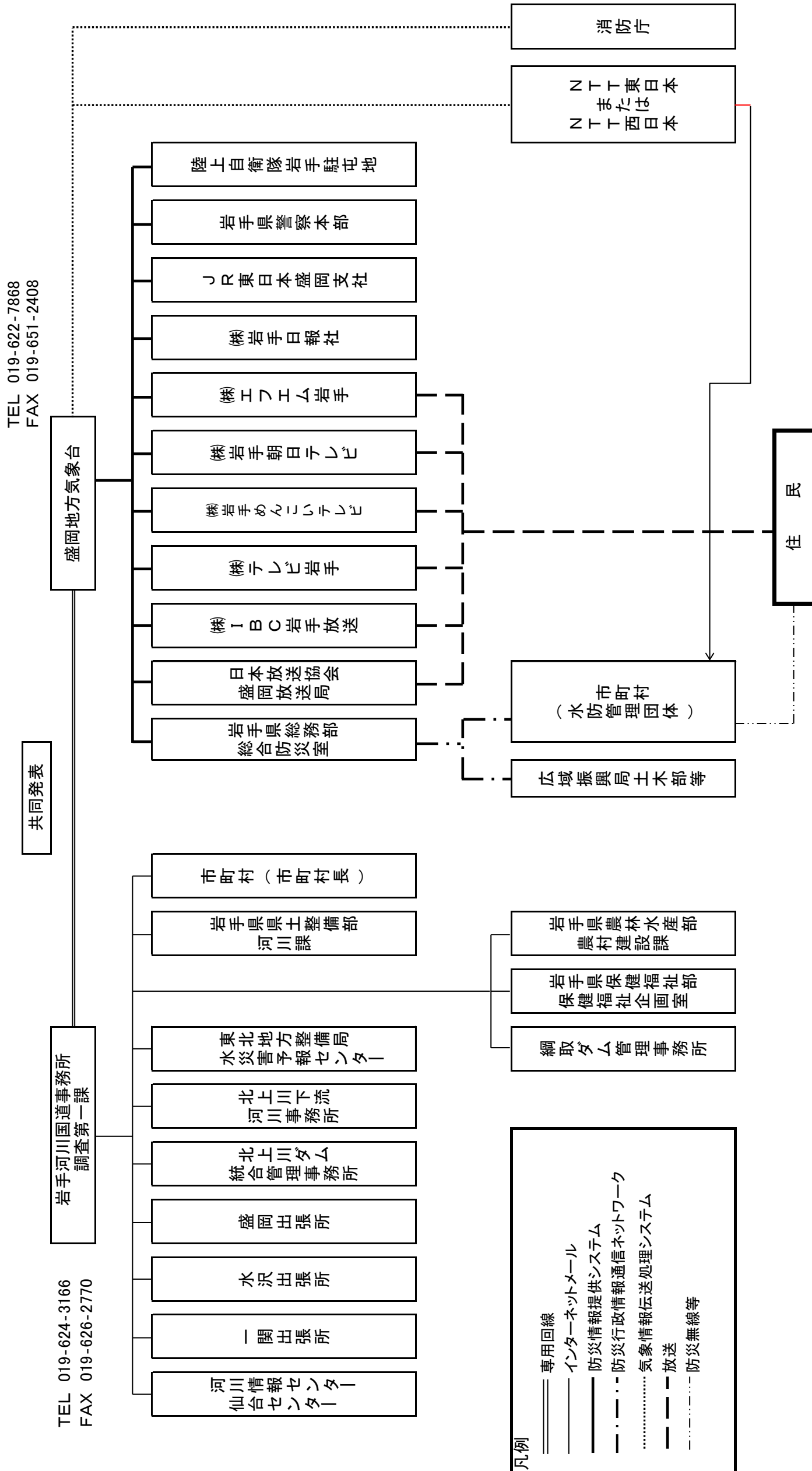
- (注) 1 ※は、大津波警報、津波警報発表及び解除のみ
 2 ----- 線及び === 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線
 3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 4 二重線の経路 (----- 線及び === 線、==== 線) は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

3-2-6 地震及び津波に関する情報伝達系統図



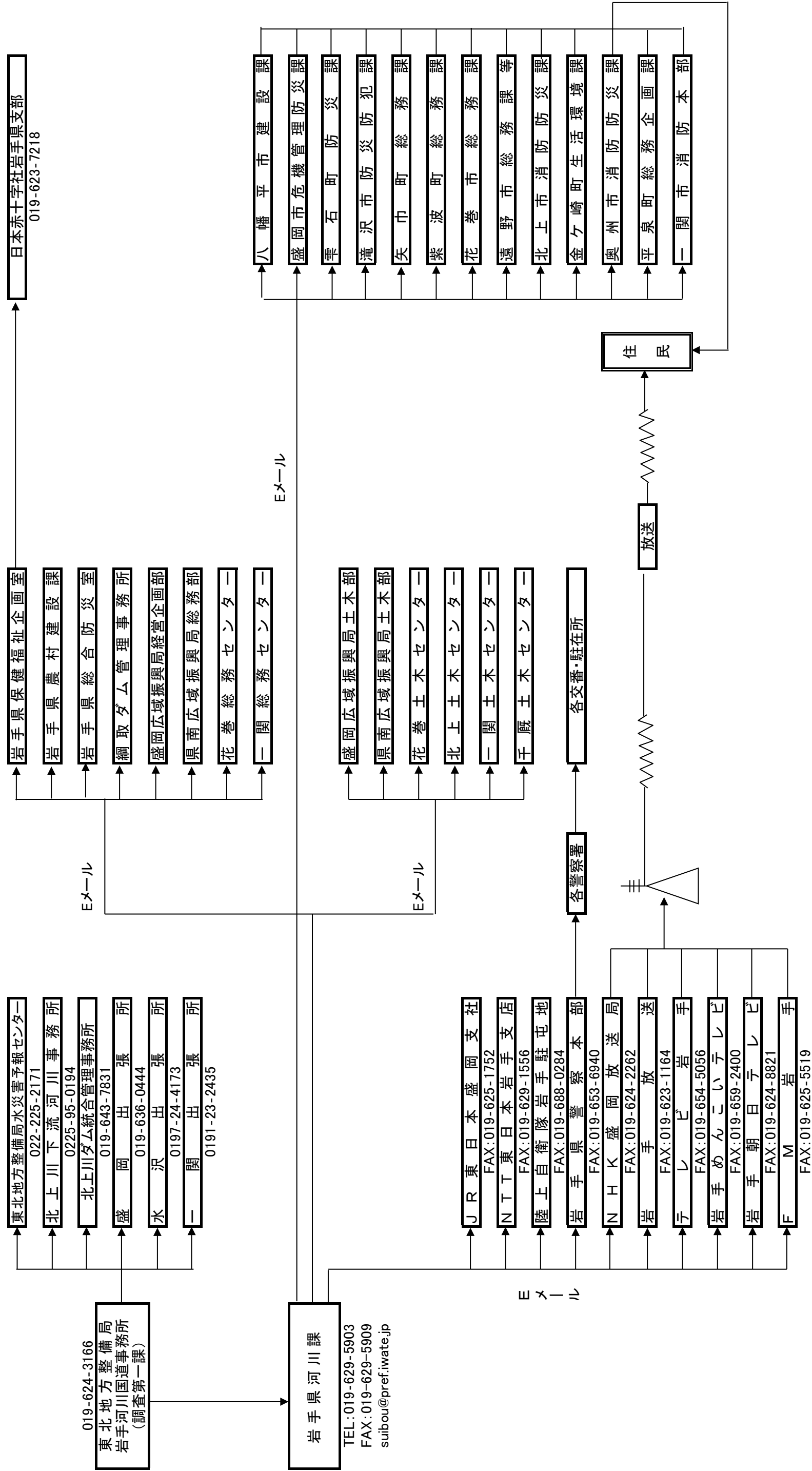
(注) - - - - - は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

3-2-7 北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報の伝達系統図



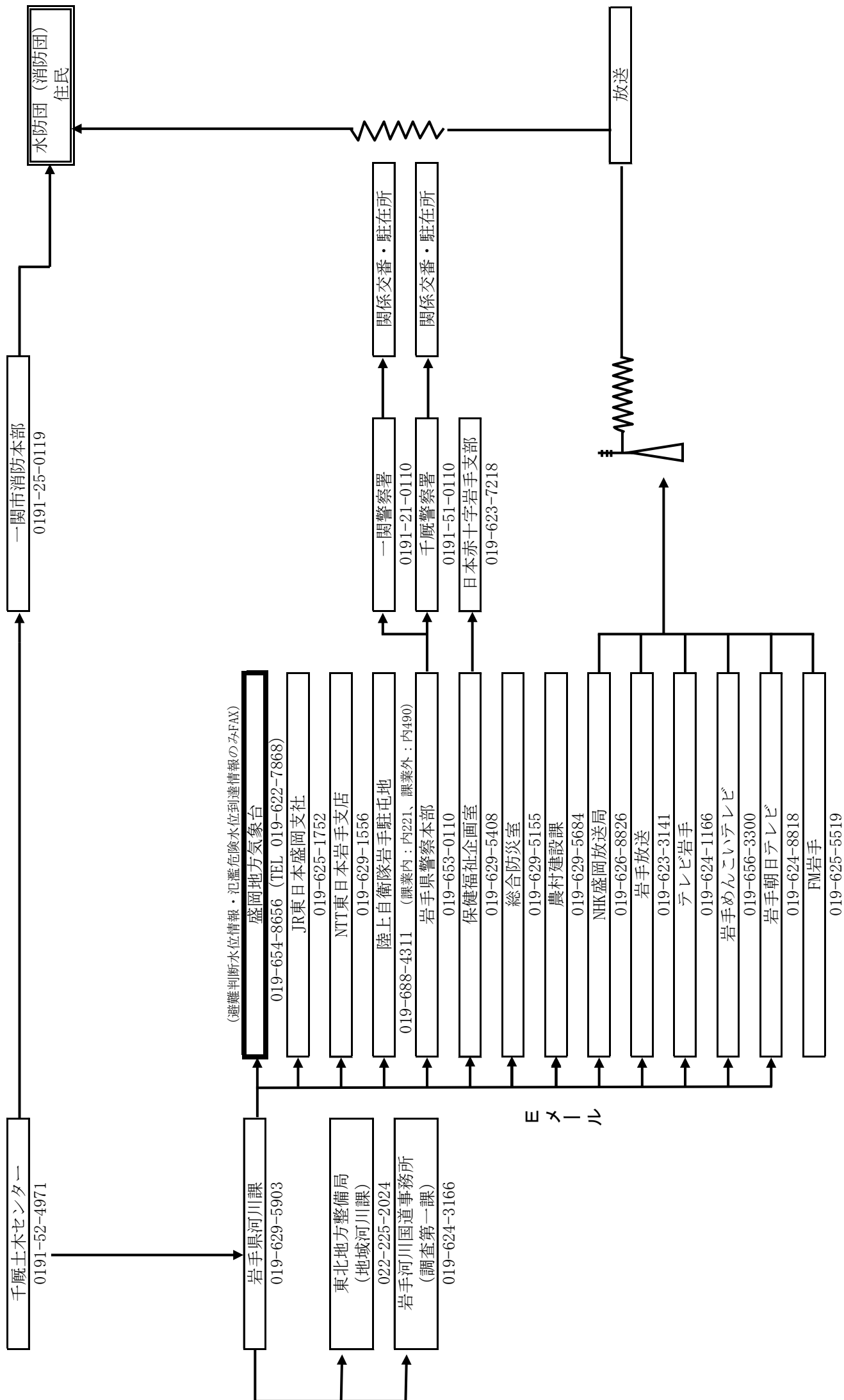
※NTT東日本またはNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

3-2-8 国土交通省が行う水防警報 伝達系統図

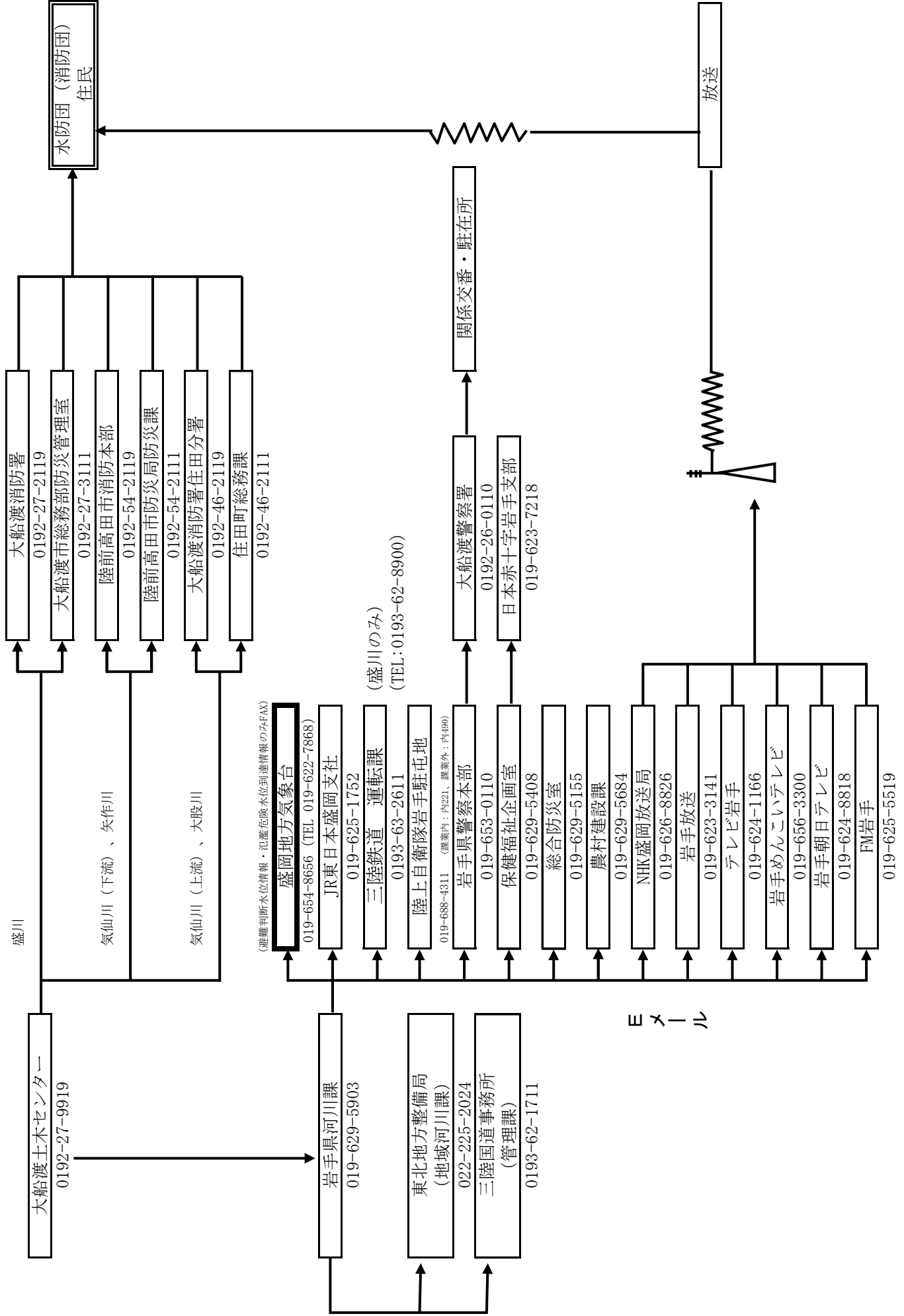


3-2-9 岩手県知事が行う水防警報 伝達系統図

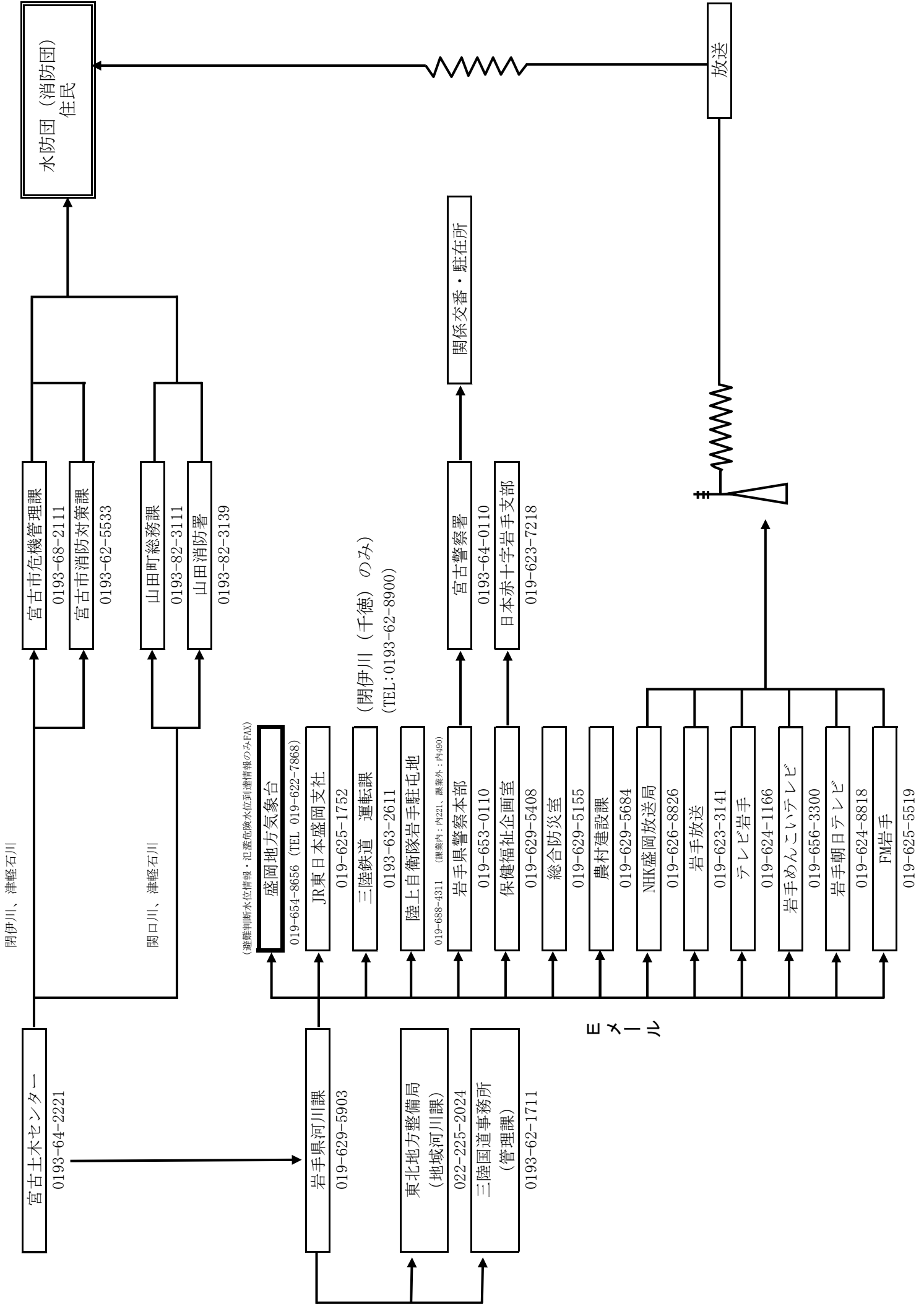
千厩地区 <砂鉄川、猿沢川、曾慶川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>



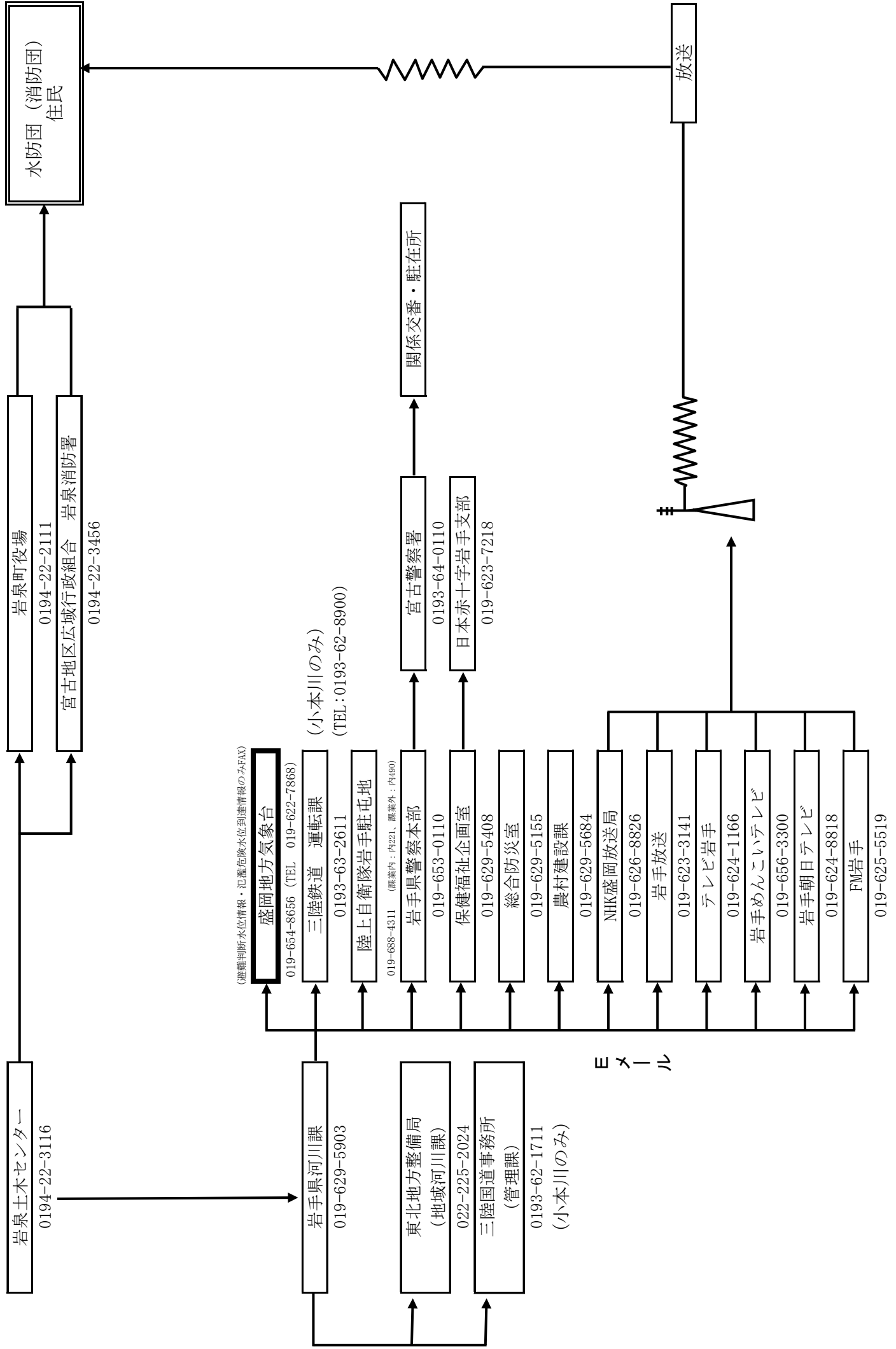
大船渡地区 <盛川、気仙川（下流）、気仙川（上流）、矢作川、大股川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>



宮古地区 < 閉伊川 (千徳)、閉伊川 (川井)、関口川、津軽石川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報 >

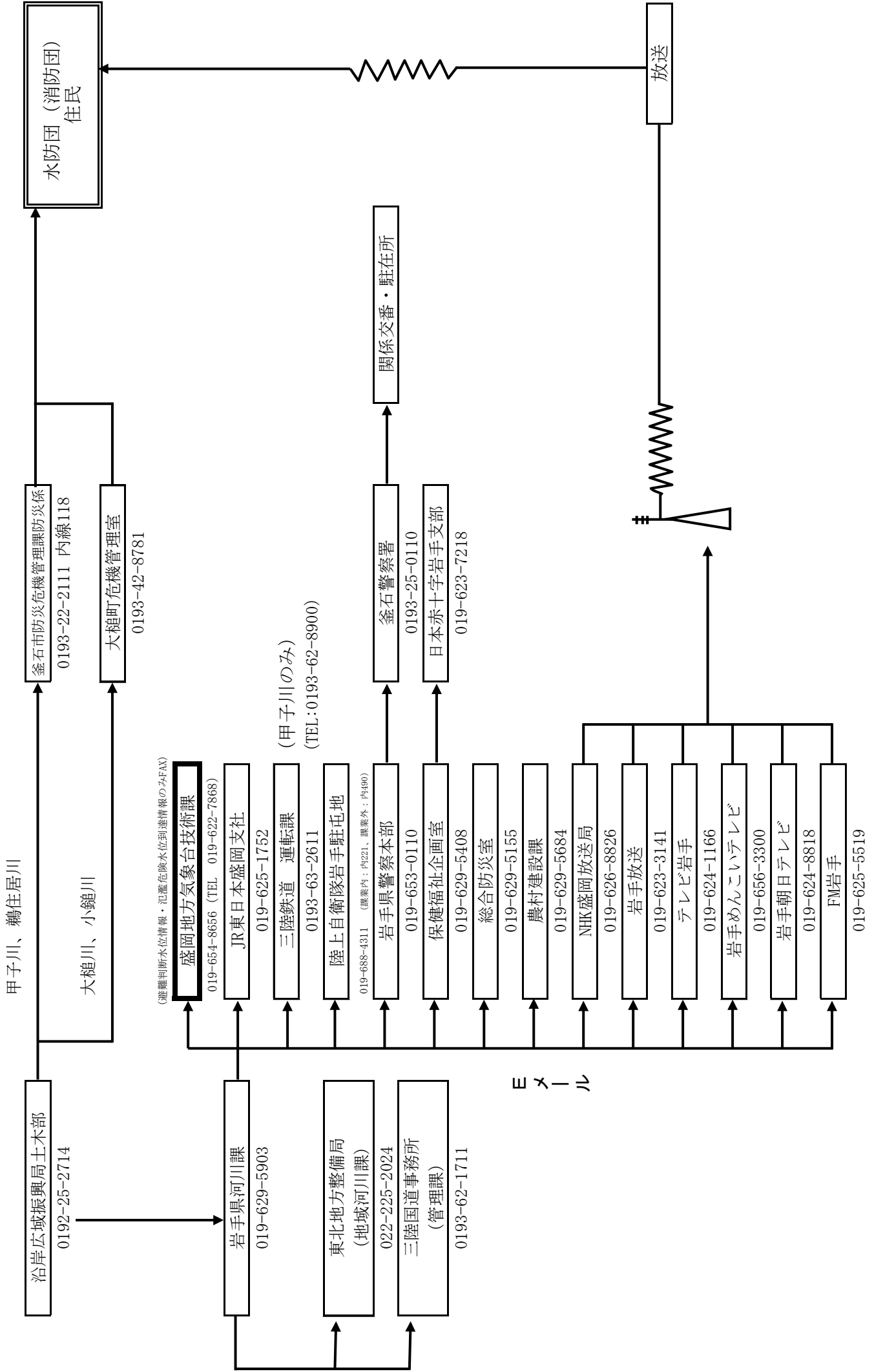


岩泉地区 <小本川、安家川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>



釜石地区

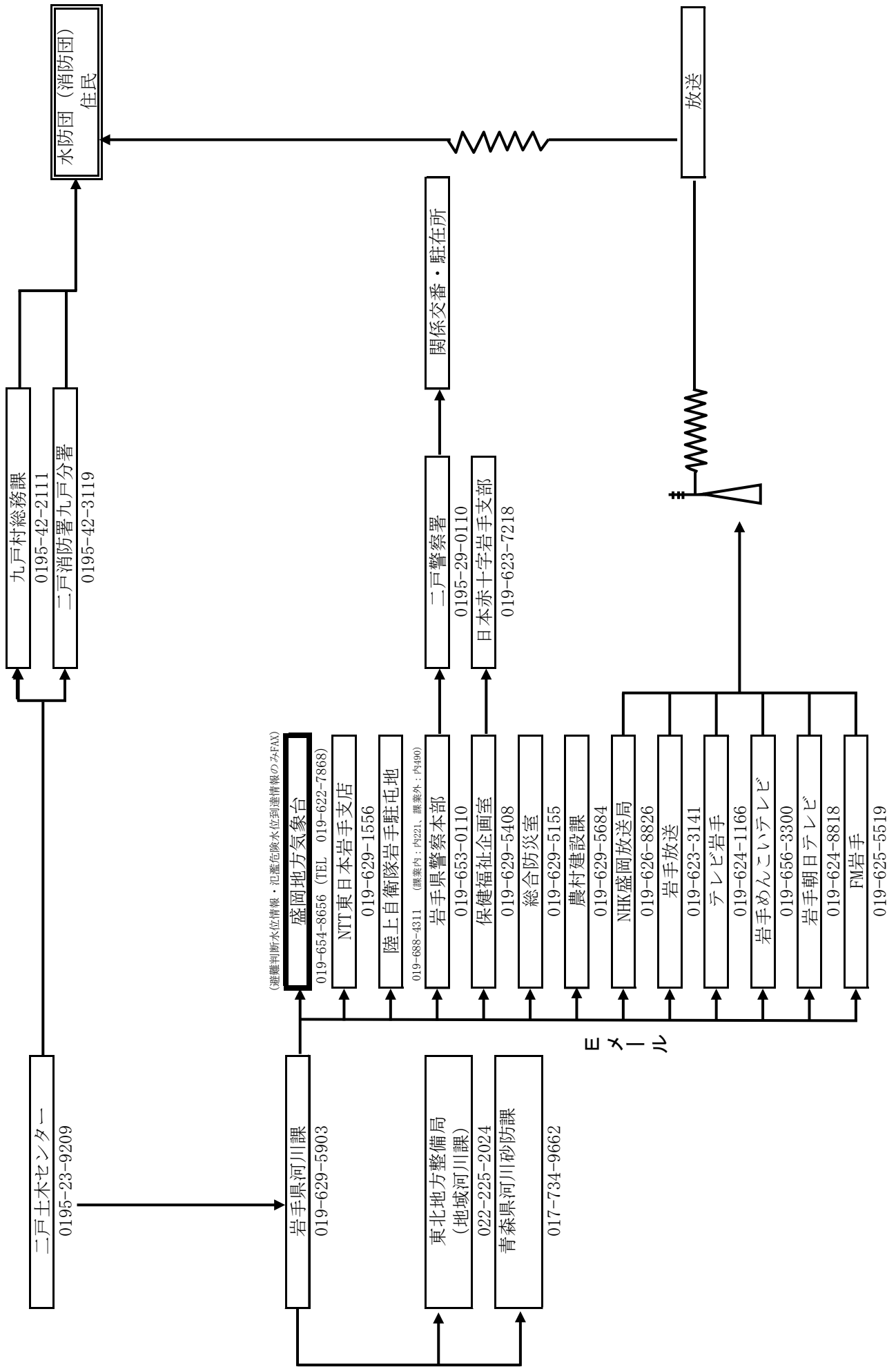
＜甲子川、鵜住居川、大槌川、小鍬川 水防警報及び避難判断断水位・氾濫危険水位到達情報＞



Eメール

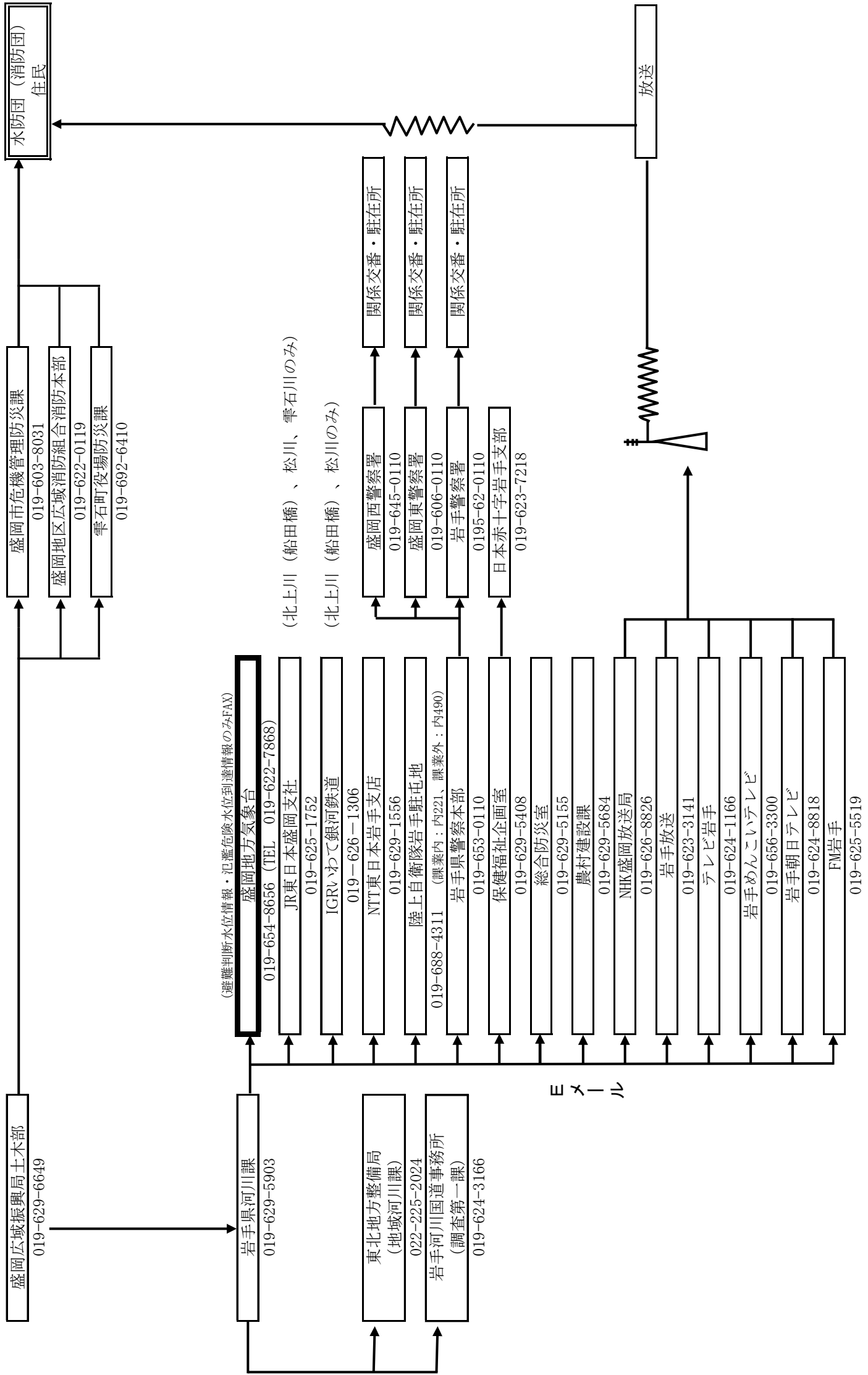
二戸地区 (瀬月内川)

<瀬月内川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>



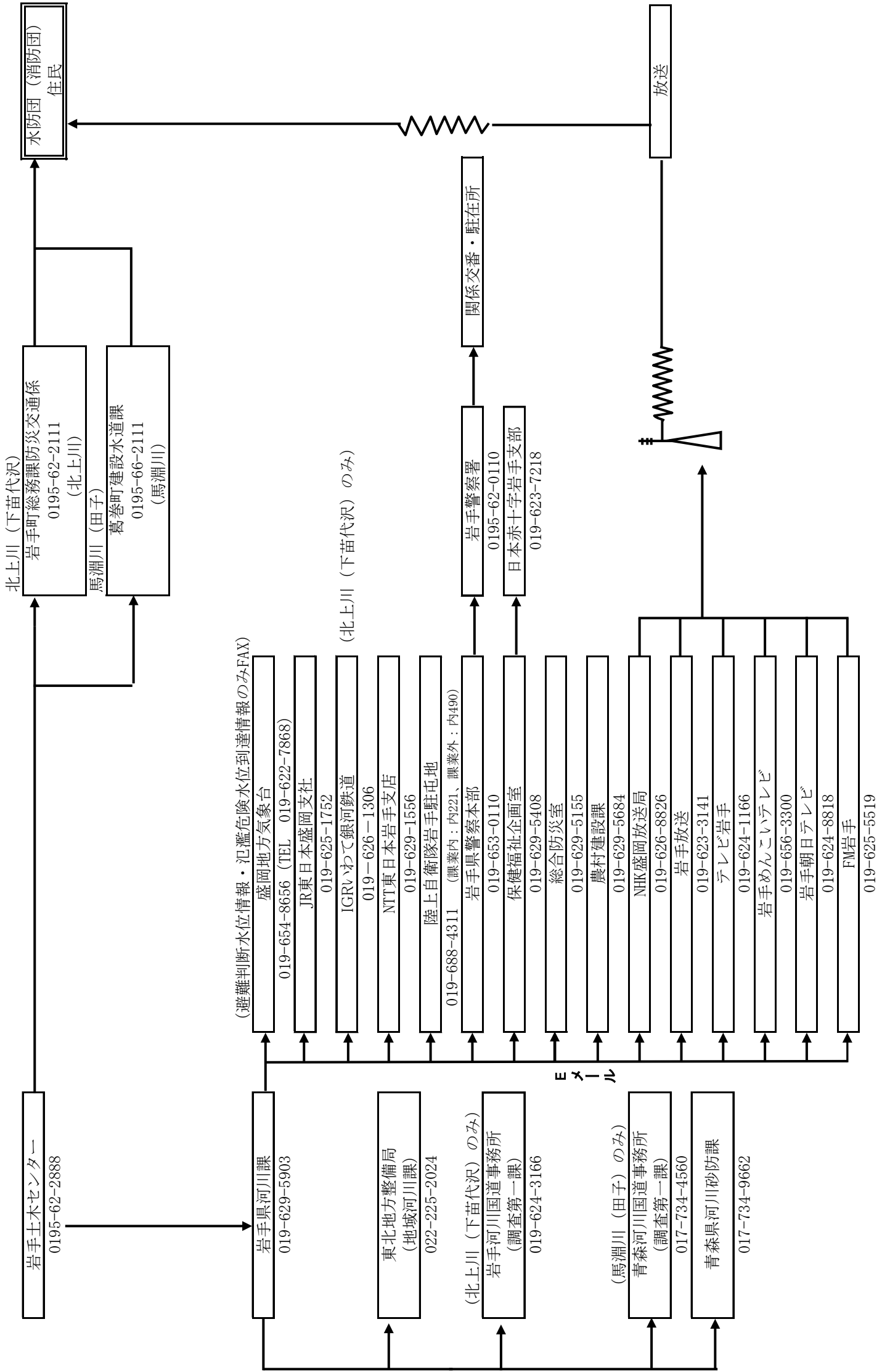
盛岡地区

< 築川、北上川（船田橋）、松川、雫石川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位水位到達情報 >



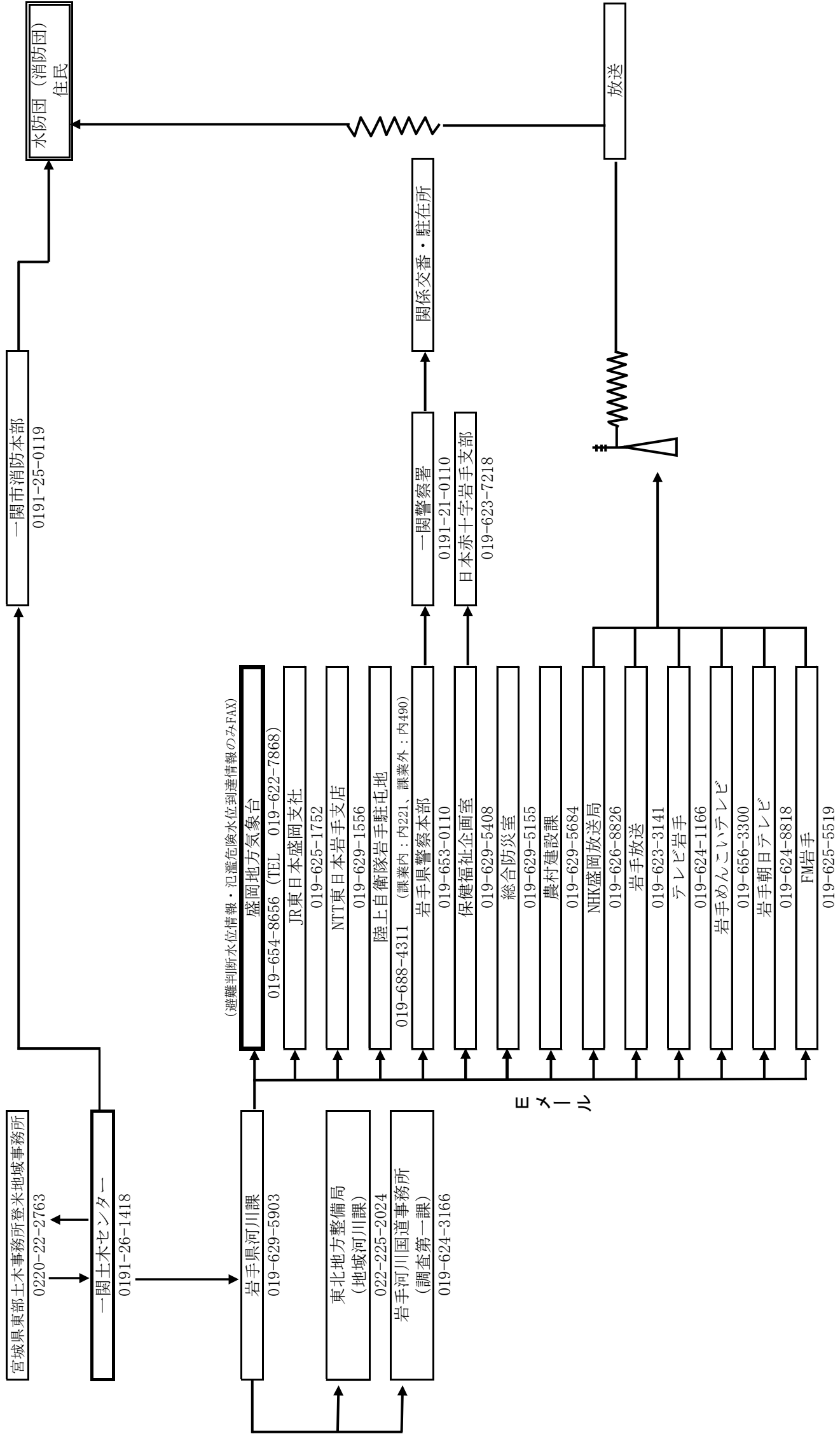
岩手地区

<北上川（下苗代沢）、馬淵川（田子） 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>



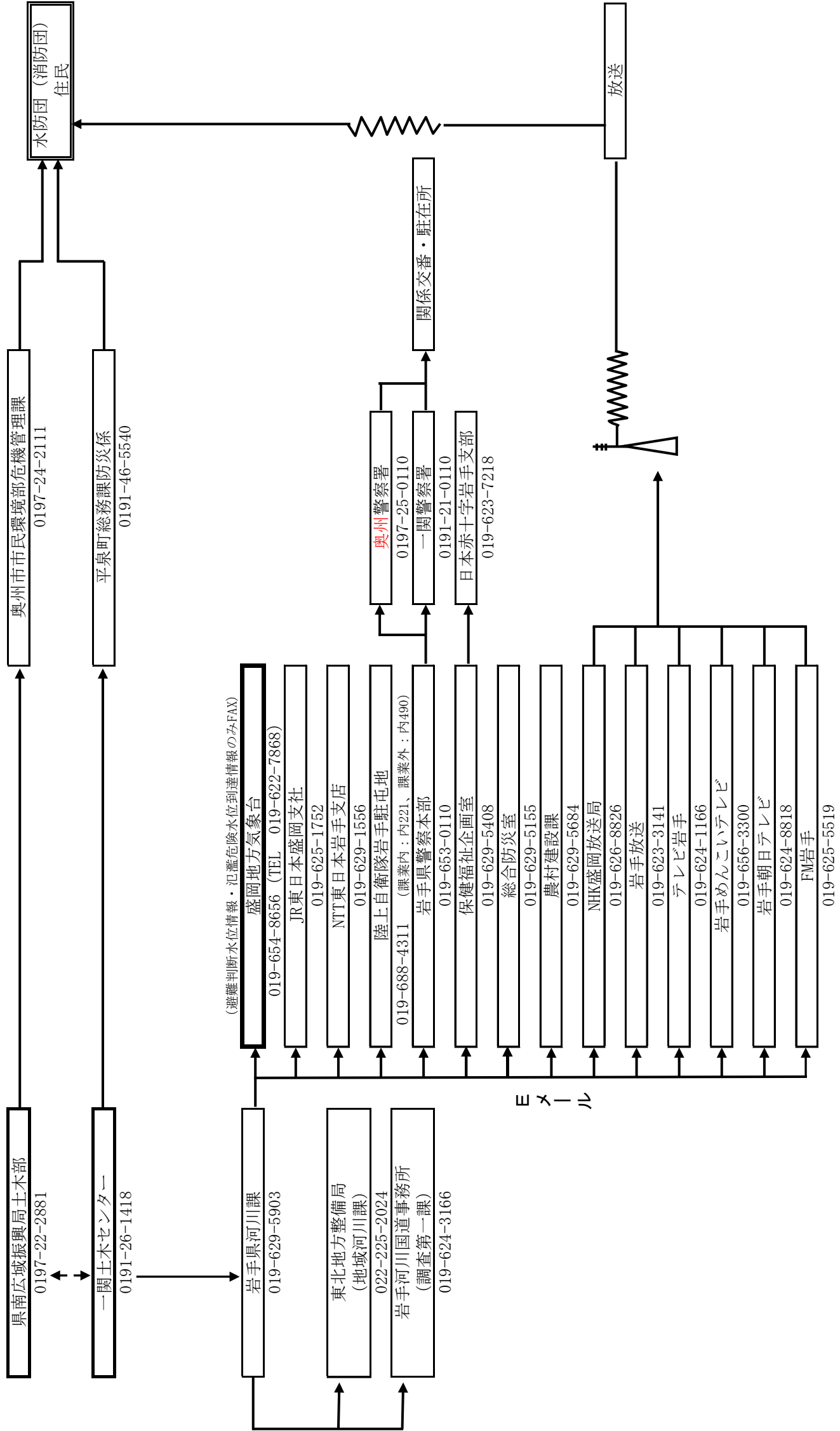
一 関地区

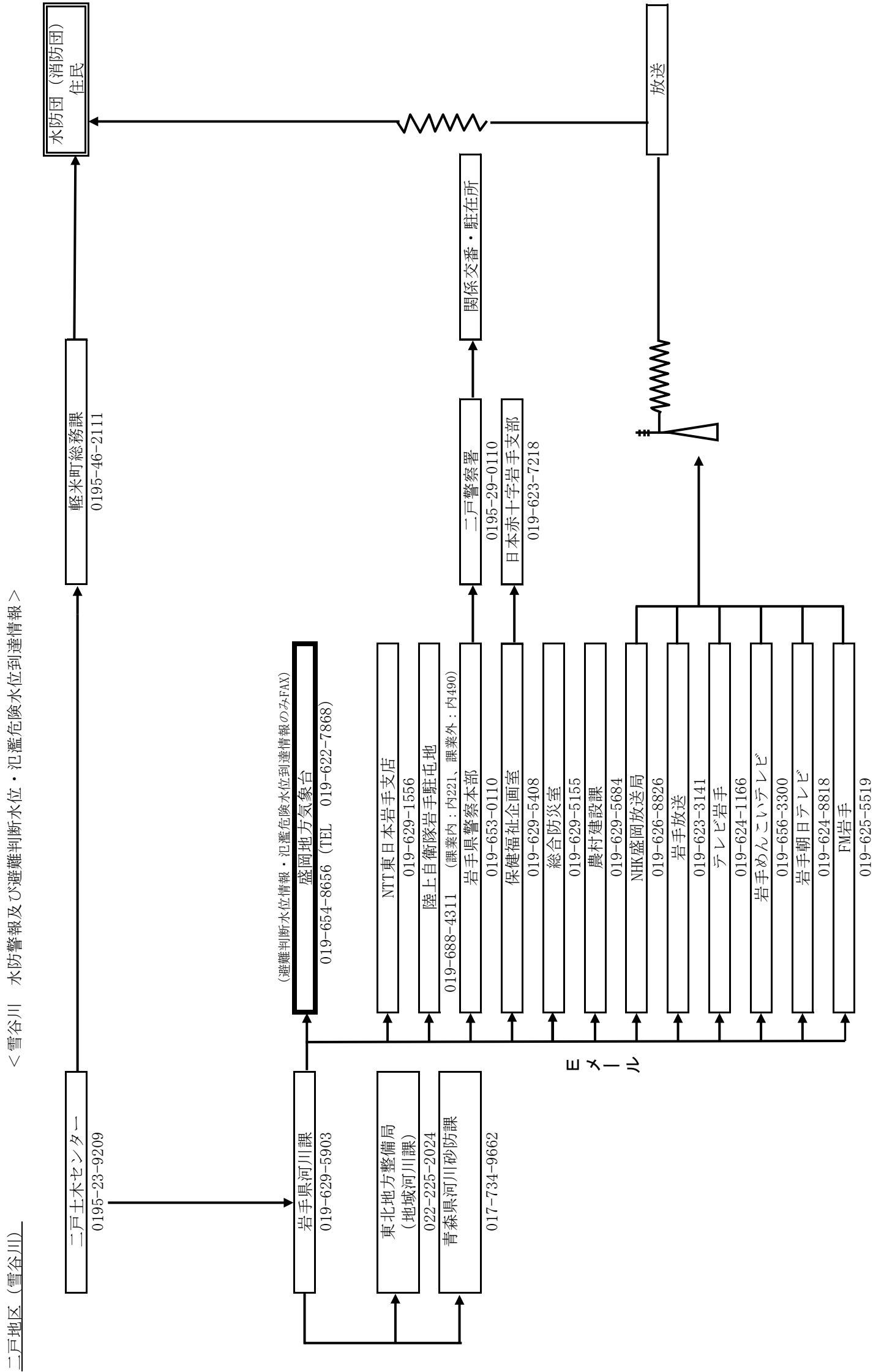
＜夏川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報＞



<衣川 水防警報・避難判断水位・氾濫危険水位水位到達情報>

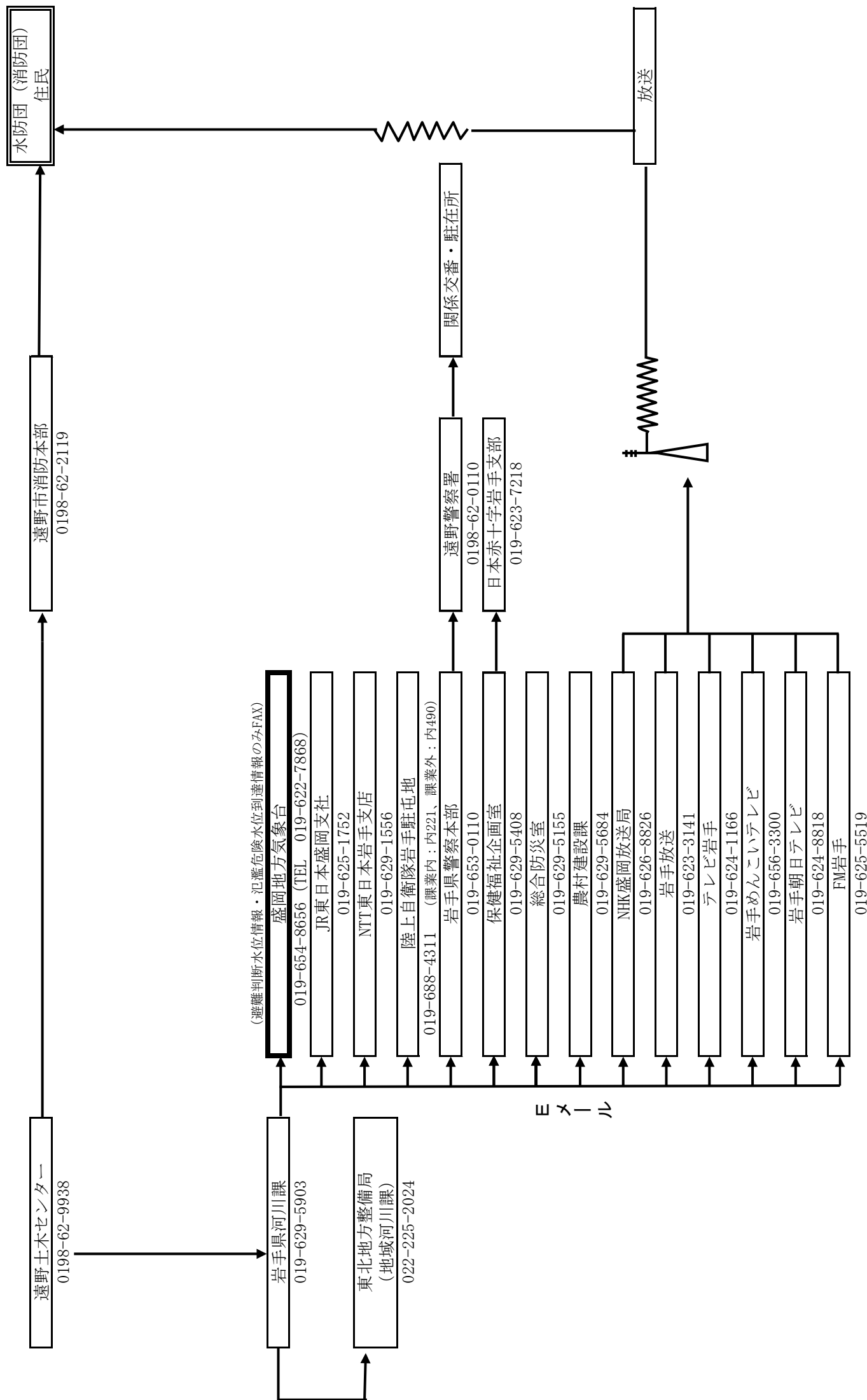
一関地区、奥州地区





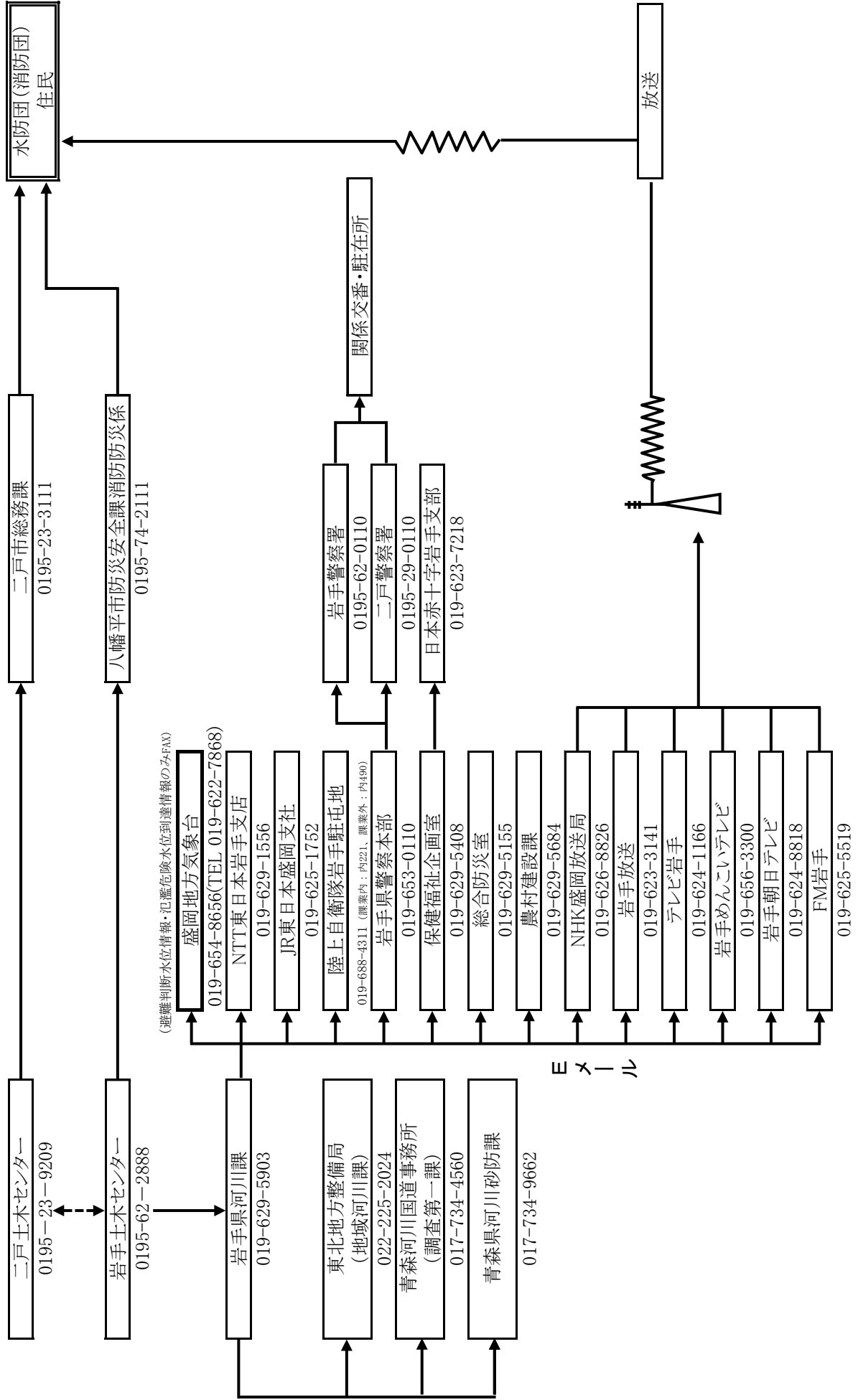
遠野地区

< 猿ヶ石川、早瀬川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報 >

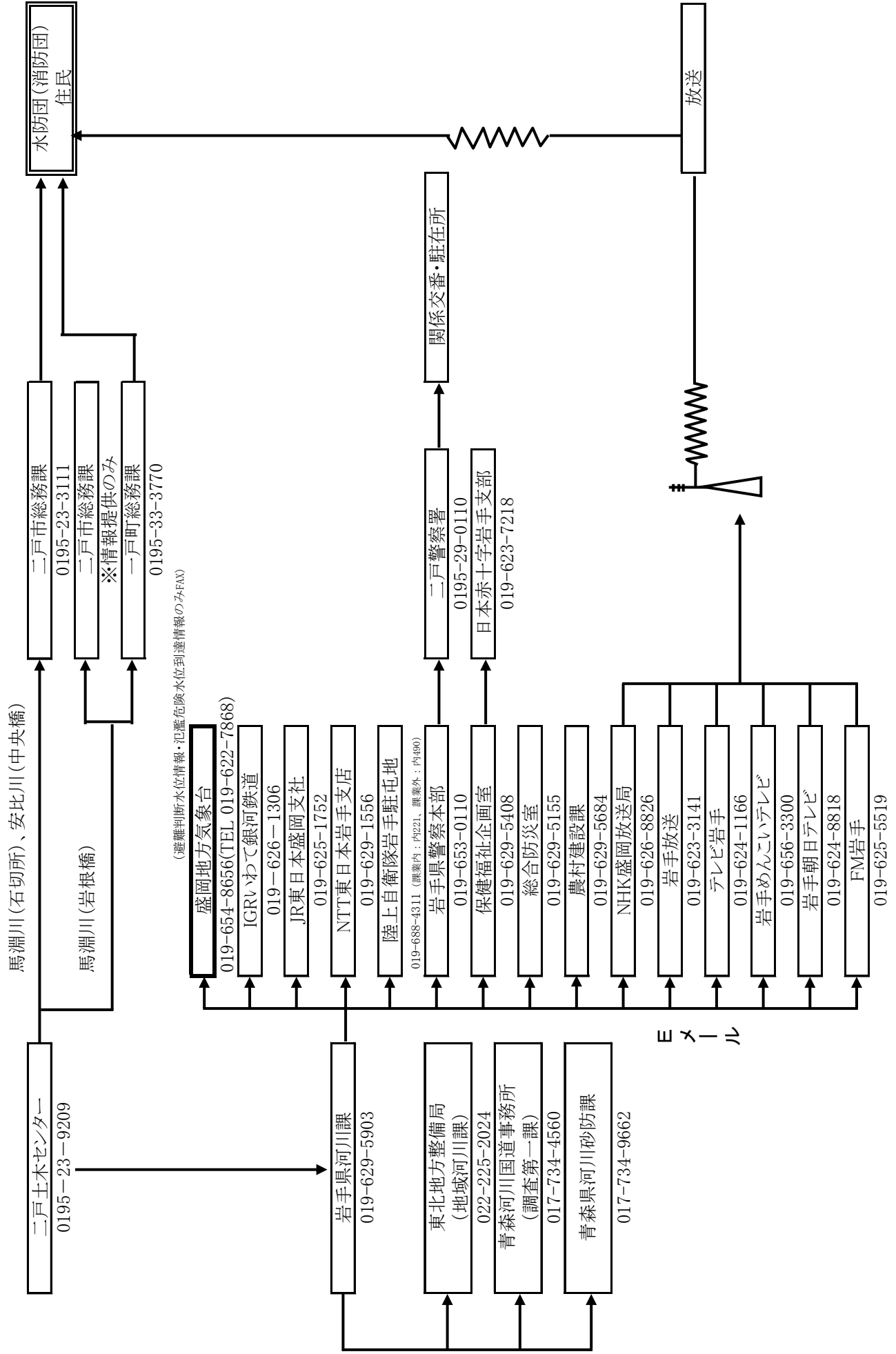


岩手・二戸地区(安比川)

<安比川(五日市橋) 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>

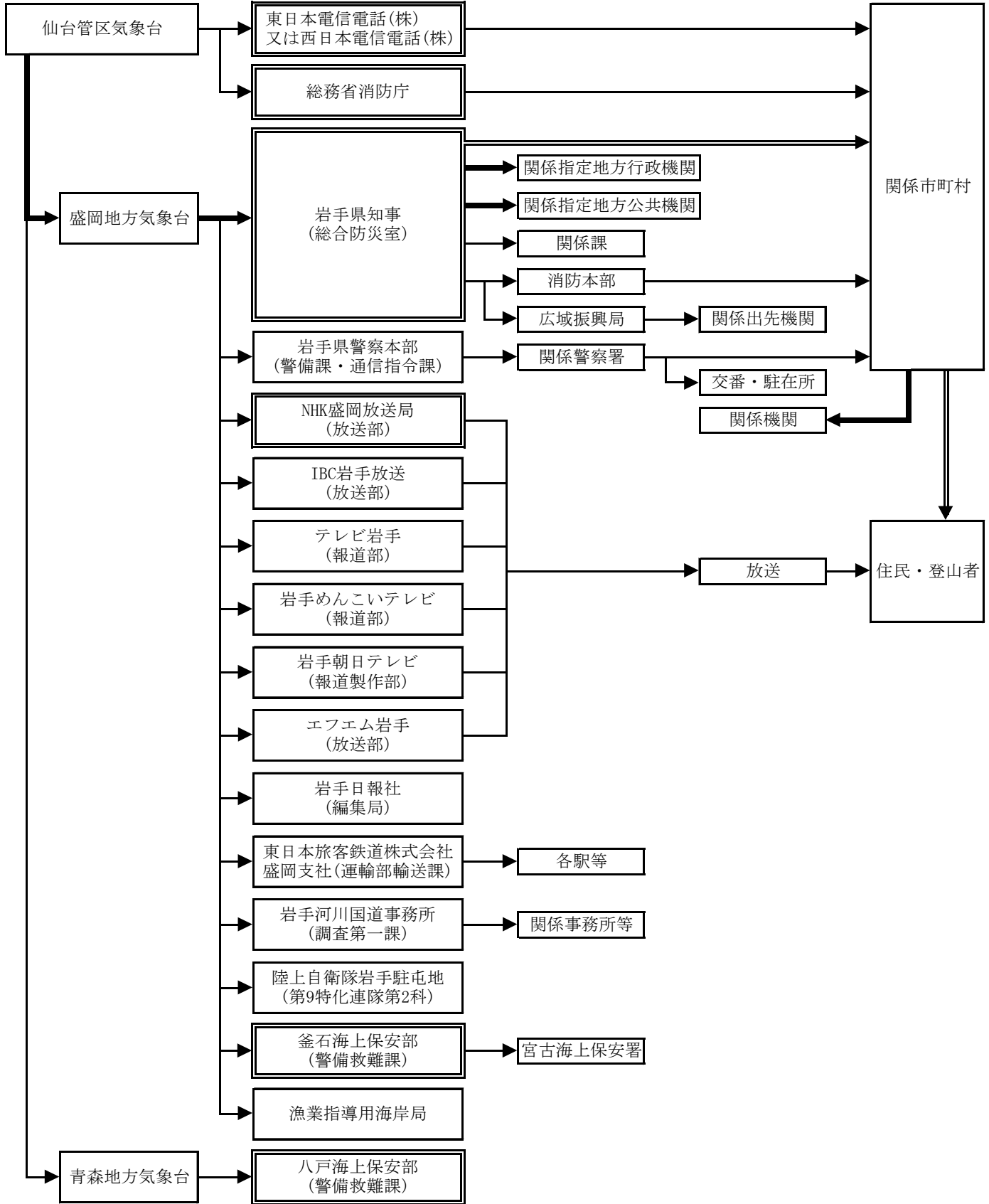


二戸地区(馬淵川、安比川) <馬淵川(石切所)、馬淵川(岩根橋)、安比川(中央橋) 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>



3-2-10 噴火警報・予報等伝達系統図

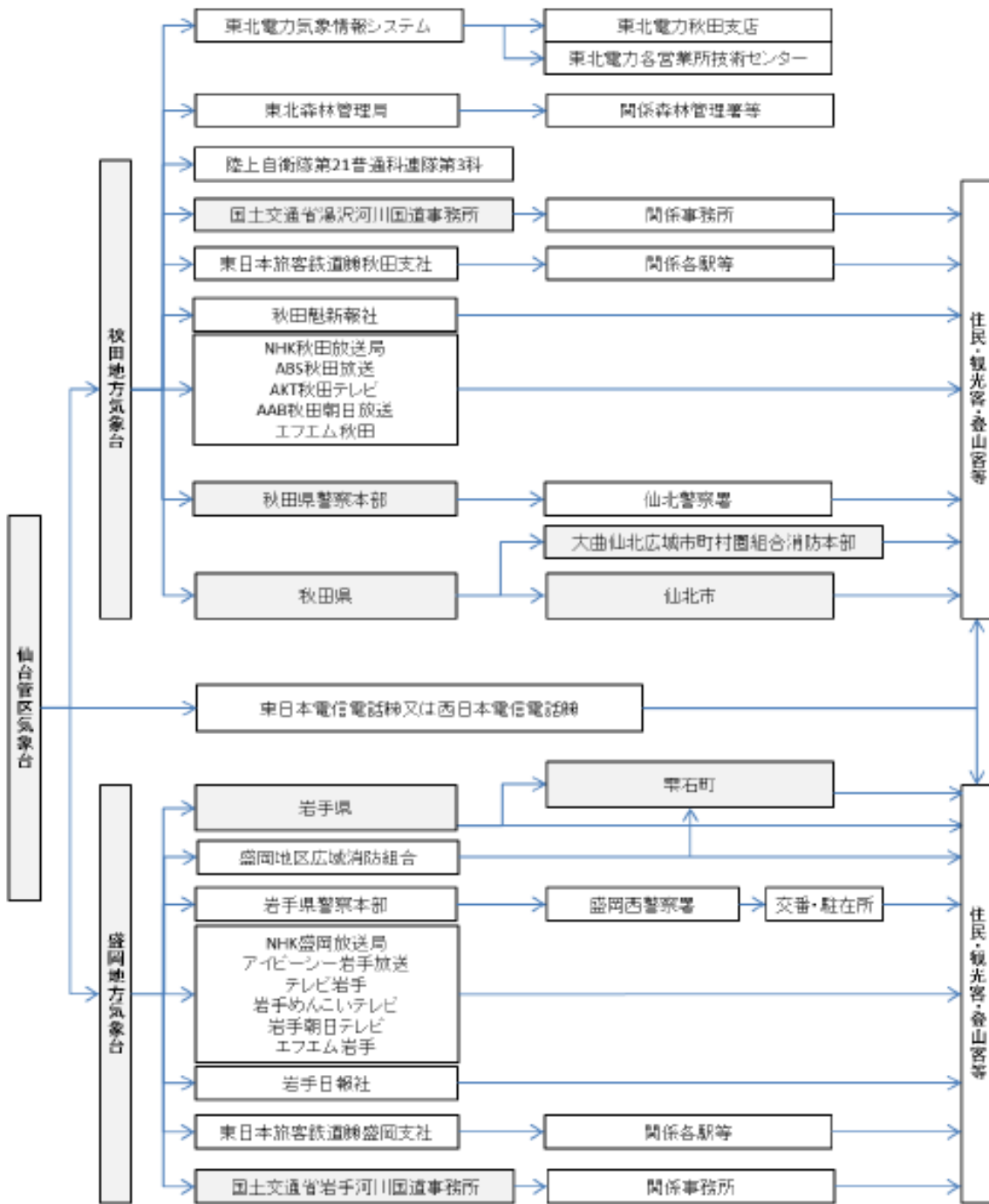
[岩手山]



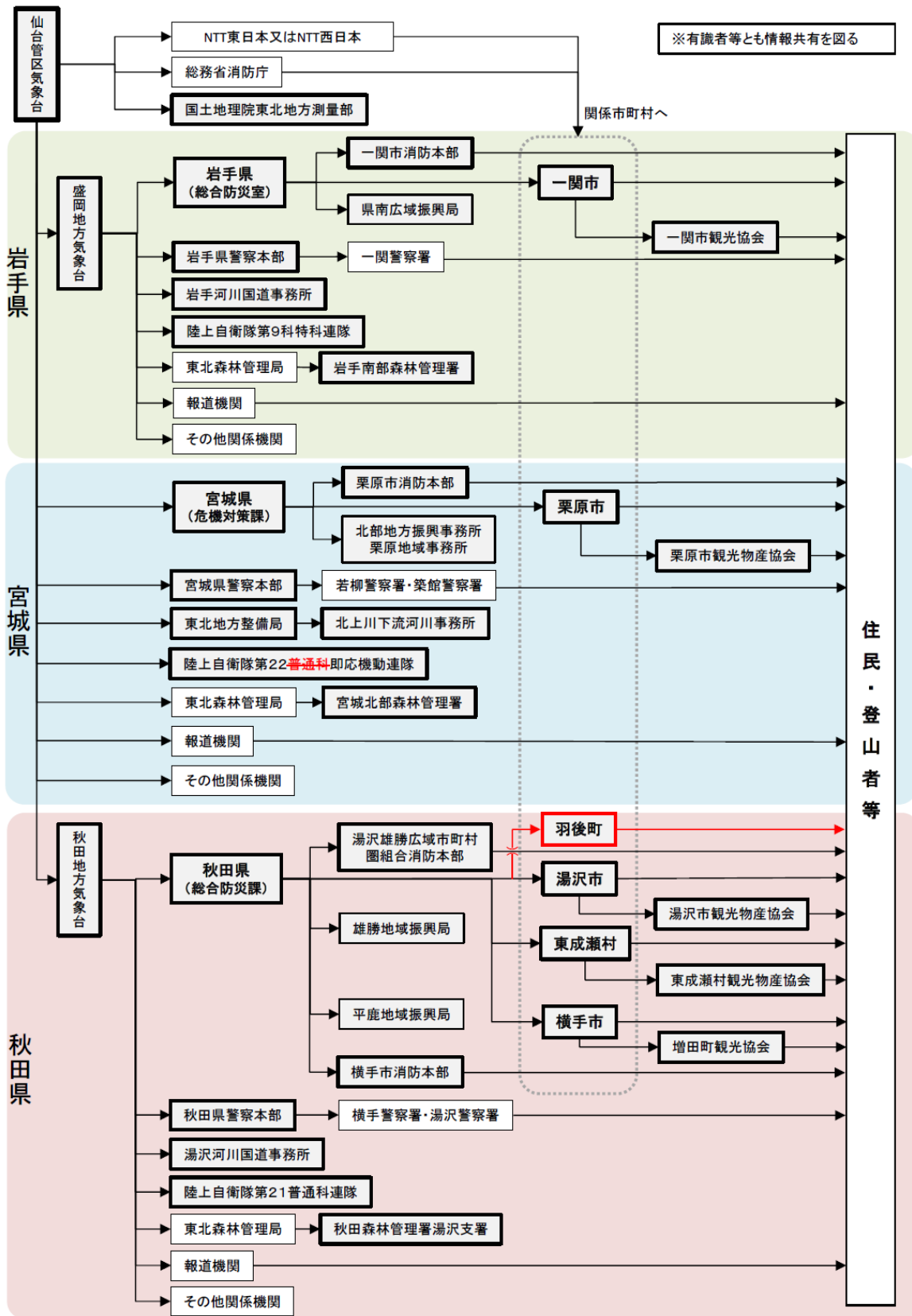
(注)

- 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 2 太線の経路は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、津報もしくは要請等が義務づけられている伝達経路。
- 3 二重線の経路は、
 - ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等
 - ・特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

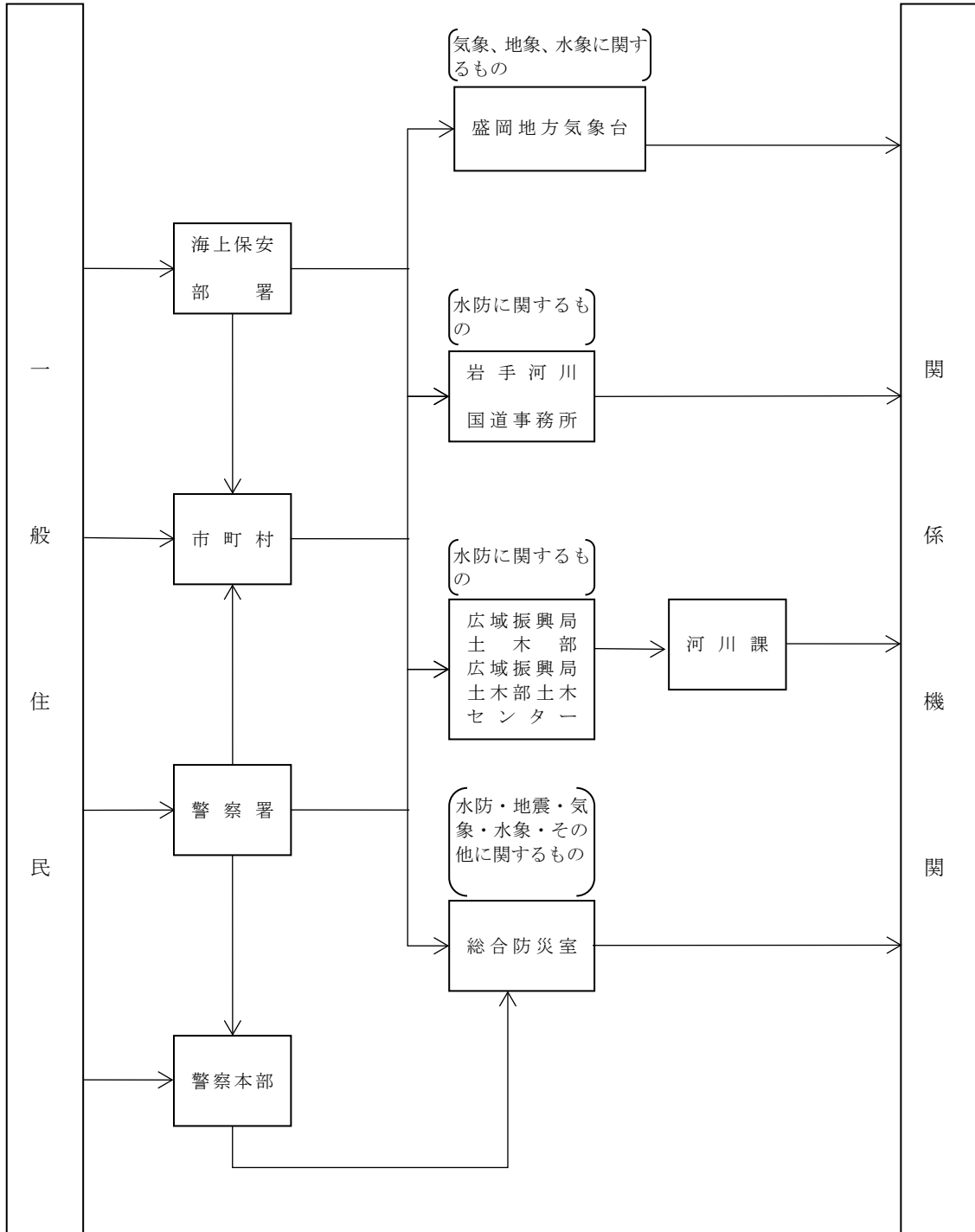
[秋田駒ヶ岳]



[栗駒山]



3-2-13 異常現象の通報、伝達経路



3-3 通信情報計画

3-3-1 県内無線施設設置状況一覧表

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管理者	使用目的
岩手県	防災航空岩手移動 90	岩手県防災航空センター	総合防災室長	防災行政用
〃	SCCいわてけんもりおか ちきゅう	岩手県庁舎	総合防災室長	〃 (電気通信業務用)
〃	SCCいわてけんいわてかはん ちきゅう 1	〃	〃	〃
〃	SCCじちたいいわてけん いわてかはんちきゅう V 1	盛岡市役所	〃	防災行政用 (電気通信業務用)
〃	〃 V 2	宮古 〃	〃	〃
〃	〃 V 3	久慈 〃	〃	〃
〃	〃 V 4	遠野 〃	〃	〃
〃	〃 V 5	釜石 〃	〃	〃
〃	〃 V 6	二戸 〃	〃	〃
〃	〃 V 7	葛巻町役場	〃	〃
〃	〃 V 8	大槌町 〃	〃	〃
〃	〃 V 10	山田町役場	〃	〃
〃	〃 V 13	軽米町役場	〃	〃
〃	〃 V 14	洋野町種市庁舎	〃	〃
〃	〃 V 15	野田村役場	〃	〃
〃	〃 V 18	九戸村役場	〃	〃
〃	〃 V 20	一戸町役場	〃	〃
〃	〃 V 21	宮古地区広域行政組合消防本部	消防長	〃
〃	〃 V 22	久慈広域連合消防本部	〃	〃
〃	〃 V 23	遠野市消防本部	〃	〃
〃	〃 V 24	釜石大槌地区行政事務組合消防 本部	〃	〃
〃	〃 V 26	二戸地区広域行政事務組合消防 本部	〃	〃
〃	〃 V 27	奥州市役所	総合防災室長	〃
〃	〃 V 28	一関 〃	〃	〃
〃	〃 V 30	雫石町役場	〃	〃
〃	〃 V 31	岩手町 〃	〃	〃
〃	〃 V 32	八幡平市役所	〃	〃
〃	〃 V 33	滝沢村役場	〃	〃
〃	〃 V 36	紫波町役場	〃	〃

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管理者	使用目的
〃	〃 V 37	矢巾町 〃	〃	〃
〃	〃 V 40	金ヶ崎町役場	〃	〃
〃	〃 V 45	平泉町役場	〃	〃
〃	〃 V 52	岩泉町役場	〃	〃
〃	〃 V 53	田野畑村 〃	〃	〃
〃	〃 V 54	普代村 〃	〃	〃
〃	〃 V 56	盛岡地区広域行政事務組合消防本部	消防長	〃
〃	〃 V 57	陸前高田市消防本部	〃	〃
〃	〃 V 58	奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	〃	〃
〃	〃 V 59	北上地区消防組合消防本部	〃	〃
〃	〃 V 60	一関市消防本部	〃	〃
〃	〃 V 62	大船渡市役所	総合防災室長	〃
〃	〃 V 63	花巻 〃	〃	〃
〃	〃 V 64	北上 〃	〃	〃
〃	〃 V 65	陸前高田 〃	〃	〃
〃	〃 V 68	西和賀町役場沢内庁舎	〃	〃
〃	〃 V 69	住田町役場	〃	〃
〃	〃 V 72	大船渡地区消防組合消防本部	消防長	〃
〃	〃 V 73	花巻市消防本部	〃	〃
〃	〃 V 108	岩手県立総合防災センター	〃	〃
〃	〃 V 116	陸上自衛隊岩手駐屯地	第9特科連隊第3科長	〃
〃	〃 V 117	釜石海上保安部	総合防災室長	〃
〃	〃 V 118	盛岡地方气象台	〃	〃
〃	〃 V 122	知事公館	秘書課長	〃
〃	〃 V 123	岩手県防災航空センター	総合防災室長	〃
農村建設課	すいぼうごしょ	御所防災ダム管理事務所	雫石町長	水防事務用
〃	〃 おうしゆく	鶯宿ダム管理所	〃	〃
〃	〃 そとます	外柵沢ダム管理所	〃	〃
〃	〃 れんたき	レン滝ダム管理所	〃	〃
〃	〃 もりおかのうち	盛岡地区合同庁舎	盛岡地方振興局盛岡農村整備事務所長	〃

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管理者	使用目的
〃	〃 ごしょ	御所防災ダム管理事務所	雫石町長	〃
〃	〃 やびつ	矢櫃ダム管理所	〃	〃
〃	〃 あにわ	安庭観測所	〃	〃
〃	〃 ますざわ	榊沢観測所	〃	〃
〃	〃 おうしゆく	鶯宿ダム管理所	〃	〃
〃	〃 れんたき	レン滝ダム管理所	〃	〃
〃	〃 そとます	外榊沢ダム管理所	〃	〃
〃	〃 はやしたいら	林平警報所	〃	〃
〃	〃 かつら	桂警報所	〃	〃
〃	〃 そとますざわ	外榊沢警報所	〃	〃
〃	〃 くわばら	桑原警報所	〃	〃
〃	〃 きたますざわ	北榊沢警報所	〃	〃
〃	〃 おすけ	男助警報所	〃	〃
〃	〃 たかまつ	レン滝ダム上流気象観測所	〃	〃
〃	〃 ばば	馬場警報所	〃	〃
〃	〃 きりどめ	切留警報所	〃	〃
〃	〃 おうしゆく おんせん	鶯宿温泉警報所	〃	〃
〃	〃 おうしゆくばし	鶯宿橋警報所	〃	〃
〃	〃 しどたいら	志戸平警報局	北上農村整備センター 所長	〃
〃	〃 とよさわ	豊沢ダム管理所	〃	〃
〃	〃 なかやま	中山観測所	〃	〃
〃	〃 みねごし	峰越観測所	〃	〃
〃	〃 たかくら	高倉第1警報所	〃	〃
〃	〃 しどたいら	志戸平警報局	〃	〃
〃	〃 ほうりょう	法領警報所	〃	〃
〃	〃 はなまき	豊沢川土地改良区	〃	〃
〃	〃 まくだて	幕館水位観測所	〃	〃
〃	〃 なまり	鉛水位観測所	〃	〃
〃	〃 さの	佐野水位観測局	〃	〃
〃	〃 ころもがわ	衣川防災ダム管理所	衣川防災ダム管理所長	〃

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管理者	使用目的
〃	〃 ますざわ	衣川防災ダム管理所 1号ダム管理事務所	〃	〃
〃	〃 かわうち	〃 2号ダム管理事務所	〃	〃
〃	〃 ころもがわ	衣川防災ダム管理所	〃	〃
〃	〃 たきざわ	衣川防災ダム管理所 5号ダム管理事務所	〃	〃
〃	〃 かわうち	〃 2号ダム管理事務所	〃	〃
〃	〃 ますざわ	〃 1号ダム管理事務所	〃	〃
〃	〃 かわひがし	〃 川東観測所	〃	〃
〃	〃 きたざわ	〃 3号ダム管理事務所	〃	〃
〃	〃 うんなんだ	衣川村雲南田	〃	〃
〃	〃 うさぎあな	〃 長袋	〃	〃
〃	〃 もちころびやま	〃 餅転山	〃	〃
〃	〃 くにみやま	〃 長塚	〃	〃
〃	〃 あまつち	〃 下河内	〃	〃
〃	〃 あらさわ	安代防災ダム管理所	安代防災ダム管理所長	〃
〃	〃 あっぴ	安代防災ダム管理所 1号ダム管理事務所	〃	〃
〃	〃 あらさわ	〃	〃	〃
〃	〃 あっぴ	〃	〃	〃
〃	〃 いつかいち	〃 五日市観測警報局	〃	〃
〃	〃 なべこし	〃 2号ダム管理詰所	〃	〃
〃	〃 ほその	〃 細野警報局	〃	〃
〃	〃 おうぎはた	扇畑警報局	〃	〃
〃	〃 たかはた	〃 高畑警報局	〃	〃
〃	〃 しものた	〃 下の田警報局	〃	〃
〃	〃 ほしざわ	〃 星沢観測警報局	〃	〃
〃	〃 まえもりやま	〃 安比中継局	〃	〃
〃	〃 ひらまた	〃 平又警報局	〃	〃
〃	〃 たやま	〃 田山観測警報局	〃	〃
〃	〃 なべこし	〃 2号ダム管理詰所	〃	〃
〃	〃 ゆきやがわだむ	雪谷川防災ダム管理事務所	軽米町長	〃
〃	〃 こがるまい	雪谷川防災ダム管理所	〃	〃

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
〃	〃 まるこ	円子水位観測所	〃	〃
〃	〃 まいた	米田水位観測所	〃	〃
〃	〃 ますこない	増子内水位観測所	〃	〃
〃	〃 たかくら	矢櫃ダム上流気象観測所	雫石町長	〃
〃	〃 くにみ	衣川防災ダム管理所 4号ダム管理事務所	衣川防災ダム管理所長	〃
〃	〃 ごしょ	御所防災ダム管理事務所	雫石町長	〃
〃	〃 おおしゆく	鶯宿ダム管理詰所	〃	〃
〃	〃 そとます	外柵沢ダム管理詰所	〃	〃
〃	〃 れんたき	レン滝ダム管理詰所	〃	〃
〃	〃 ころもがわ	衣川防災ダム管理所	衣川防災ダム管理所長	〃
〃	〃 あらさわ	安代防災ダム管理所	安代防災ダム管理所長	〃
〃	〃 あらさわ10	〃	〃	〃
〃	〃 〃 11	〃	〃	〃
〃	〃 〃 12	〃	〃	〃
〃	〃 〃 13	〃	〃	〃
〃	〃 あっぴ	〃 1号ダム管理詰所	〃	〃
〃	〃 なべこし	〃 2号ダム管理詰所	〃	〃
〃	〃 しらさわ	〃 3号ダム管理詰所	〃	〃
〃	〃 ねいし	〃 根石ダム管理事務所	〃	〃
〃	〃 いわて51	御所ダム管理事務所	雫石町長	〃
〃	〃 〃 52	〃	〃	〃
〃	〃 ころもがわ1	衣川防災ダム管理所	衣川防災ダム管理所長	〃
〃	〃 〃 2	〃	〃	〃
〃	〃 あらさわ1	安代防災ダム管理所	安代防災ダム管理所長	〃
〃	〃 あらさわ2	〃	〃	〃
〃	ふだいだむかんりとう	普代ダム管理所	普代村長	〃
〃	ふだいだむけいほうしゃ1	〃	〃	〃
岩手県警察本部	いわてけいさつ	警察本部、各警察署、岩手県情報通信部	通信指令課長	警察事務用
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	もりてつけいたい13	盛岡信号通信技術センター	信号通信課長	県との連絡用
東日本電信電話(株)	いわて かはんちきゅうS1	N T T岩手支店	〃	特設公衆電話

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
〃	〃 S2		〃	〃
〃	〃 S3		〃	〃
〃	〃 S4		〃	〃
国土交通省岩手河 川国道事務所	建設 岩 手	盛岡市上田4丁目2-2	岩手河川国道事務所長	水防道路用
〃	〃 盛 岡 1~16 (移動局)	〃	〃	〃
〃	〃 盛 岡 1~38 (移動局)	〃	〃	〃
〃	〃 盛 岡 河 川	盛岡市東仙北1丁目11-11	〃	〃
〃	〃 盛 岡 河 川 1~6 (移動局)	〃	〃	〃
〃	〃 盛 岡 河 川 31~39 (移動局)	〃	〃	〃
〃	〃 水 沢 河 川	水沢市東大通り1丁目2-14	〃	〃
〃	〃 水 沢 (基地)	〃	〃	〃
〃	〃 水 沢 1~4 (移動局)	〃	〃	〃
〃	〃 水 沢 31~39 (移動局)	〃	〃	〃
〃	〃 一 関 河 川	一関市狐禅寺字石ノ瀬155-81	〃	〃
〃	〃 一 関 (基地局)	〃	〃	〃
〃	〃 一 関 1~7 (移動局)	〃	〃	〃
〃	〃 一 関 31~47 (移動局)	〃	〃	〃
〃	〃 盛 岡 国 道	盛岡市津志田1-5-15	〃	〃
〃	〃 盛 岡 国 道 1~4 (移動局)	〃	〃	〃
〃	〃 盛 岡 国 道 31~41 (移動局)	〃	〃	〃
〃	〃 二 戸 国 道 (基地)	二戸市石切所字荒瀬72-1	〃	〃
〃	〃 二 戸 国 道 1~4 (移動局)	〃	〃	〃
〃	〃 二 戸 国 道 31~35 (移動局)	〃	〃	〃
〃	〃 水 沢 国 道	水沢市佐倉河草堂79	〃	〃
〃	〃 水 沢 国 道 (基地局)	〃	〃	〃
〃	〃 水 沢 国 道 1~3 (移動局)	〃	〃	〃
〃	〃 水 沢 国 道 31~35 (移動局)	〃	〃	〃
〃	〃 盛岡西国道 1~6 (移動局)	岩手郡滝沢村大釜字屋敷8-7	〃	〃
〃	〃 盛岡西国道 31~45 (移動局)	〃	〃	〃
〃	〃 倉 沢	和賀郡東和町倉沢7区284	〃	〃

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
〃	倉 沢 (基地)	和賀郡東和町倉沢7区284	〃	〃
〃	東 稲 山	一関市東山町田河津字袴腰1-138	〃	〃
〃	折 爪	二戸市福岡字織詰26-1	〃	〃
〃	川 崎 (基地)	一関市川崎町門崎地内	〃	〃
〃	西 岳 第3 (基地)	二戸郡一戸町小繫字西田子662-1	〃	〃
国土交通省北上川 ダム統合管理事務所 湯田ダム管理支所	建設 湯 田 ダ ム	西和賀町杉名畑44地割162-15	北上川ダム統合管理事務所 事務所長	〃
〃	湯 田 ダ ム (基地)	〃	〃	〃
〃	湯 田 ダ ム 1~6	〃	〃	〃
〃	湯 田 ダ ム 31~36	〃	〃	〃
国土交通省北上川 ダム統合管理事務所 田瀬ダム管理支所	〃 田 瀬 ダ ム	花巻市東和町田瀬39-1-3	〃	〃
〃	田 瀬 ダ ム (基地)	〃	〃	〃
〃	田 瀬 ダ ム 1~6	〃	〃	〃
〃	田 瀬 ダ ム 31~36	〃	〃	〃
国土交通省北上川 ダム統合管理事務所 胆沢ダム管理支所	〃 胆 沢 ダ ム	奥州市胆沢区若柳字横岳前山6	〃	〃
〃	胆 沢 ダ ム (基地)	〃	〃	〃
〃	胆 沢 ダ ム 1~3, 5, 6	〃	〃	〃
〃	胆 沢 ダ ム 31~36	〃	〃	〃
国土交通省北上川 ダム統合管理事務所	〃 北上川 ダ ム	盛岡市下厨川字四十四田1	〃	〃
〃	四十四田ダ ム (基地)	〃	〃	〃
〃	四十四田ダ ム 1~11	〃	〃	〃
〃	四十四田ダ ム 31~36	〃	〃	〃
〃	〃 御 所 ダ ム	盛岡市繫字山根192-4	〃	〃
〃	御 所 ダ ム (基地)	〃	〃	〃
〃	御 所 ダ ム 1~2	〃	〃	〃
〃	御 所 ダ ム 31~35	〃	〃	〃
〃	〃 物 見 山	住田町世田米字子飼沢30-111	〃	〃
〃	物 見 山 (基地)	〃	〃	〃
〃	〃 西 岳	一戸町小繫字西岳1西岳国有林	〃	〃

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
〃	〃 西岳第三 (基地)	〃	〃	〃
国土交通省三陸国道事務所	〃 階上第2 (基地)	洋野町種市第61地割132	〃	〃
〃	〃 羅生 (基地)	大船渡市三陸町越喜来	〃	〃
〃	〃 天神 (基地)	釜石市天神町	〃	〃
〃	〃 新三陸 (基地)	① 大船渡市立根町字細野地内 ② 大船渡市三陸町越喜来字井戸洞地内	〃	〃
〃	〃 吉浜 (基地)	大船渡市三陸町越喜来地内	〃	〃
〃	〃 十二神第二 (基地)	山田町大字豊間根字東山1-1	〃	〃
〃	〃 七森第二 (基地)	普代村第5地割上の山1-20	〃	〃
〃	〃 階上第二 (基地)	青森県三戸郡階上町大字鳥屋部字行人地内	〃	〃
〃	〃 船越 (基地)	山田町船越第6地割144-5	〃	〃
〃	〃 山田 (基地)	山田町第16地割	〃	〃
〃	〃 宇津野沢第二 (基地)	大船渡市盛町字津野沢地内	〃	〃
〃	〃 明神前第二 (基地)	大船渡市大船渡町明神前地内	〃	〃
〃	〃 新仙人 (基地)	①釜石市甲子町第3地割69 ②住田町上有住字土倉298	〃	〃
〃	〃 滝観洞 (基地)	①住田町上有住字土倉298 ②住田町上有住字船作131	〃	〃
〃	〃 三陸 1~3, 5~6 (陸上移動局)	宮古市藤の川4-1	〃	〃
〃	〃 三陸 31~36 (陸上移動局)	宮古市藤の川4-1	〃	〃
〃	〃 大船渡国道 1 (陸上移動局)	宮古市藤の川4-1	〃	〃
〃	〃 釜石国道 1, 3 (陸上移動局)	宮古市藤の川4-1	〃	〃
〃	〃 久慈国道 1 (陸上移動局)	宮古市藤の川4-1	〃	〃
〃	〃 大船渡国道 3 (陸上移動局)	大船渡市立根町字中野27-1	〃	〃
〃	〃 大船渡国道 31~37 (陸上移動局)	大船渡市立根町字中野27-1	〃	〃
〃	〃 大船渡国道 2 (陸上移動局)	釜石市大字平田第3地割61-72	〃	〃
〃	〃 釜石国道 2, 4 (陸上移動局)	釜石市大字平田第3地割61-72	〃	〃
〃	〃 釜石国道 31~36 (陸上移動局)	釜石市大字平田第3地割61-72	〃	〃
〃	〃 三陸 4 (陸上移動局)	宮古市佐原三丁目21-4	〃	〃
〃	〃 宮古国道 1~3 (陸上移動局)	宮古市佐原三丁目21-4	〃	〃
〃	〃 宮古国道 31~36 (陸上移動局)	宮古市佐原三丁目21-4	〃	〃
〃	〃 久慈国道 2~6 (陸上移動局)	久慈市川崎町16-35	〃	〃

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
〃	〃 久慈国道 31~39 (陸上移動局)	久慈市川崎町16-35	〃	〃
〃	〃 十二神第二 (携帯基地局)	山田町大字豊間根字東山1-1	〃	〃
〃	〃 七森第二 (携帯基地局)	普代村第5地割上の山1-20	〃	〃
〃	〃 階上第二 (携帯基地局)	青森県三戸郡階上町大字鳥屋部 字行人地内	〃	〃
〃	〃 三 陸 31 (携 帯 局)	宮古市藤の川4-1	〃	〃
〃	〃 通岡第二(基地)	大船渡市末崎町船河原地内	〃	〃
〃	〃 両石第一(基地)	釜石市両石町第4地割内	〃	〃
〃	〃 鶴住居第一(基地)	釜石市鶴住居町第28地割地内	〃	〃
〃	〃 岩泉第一(基地)	岩泉町小本地内	〃	〃
〃	〃 尾肝要第一(基地)	田野畑村田野畑地内	〃	〃
〃	〃 尾肝要第二(基地)	田野畑村田野畑地内	〃	〃
国土交通省釜石港 湾事務所	こうわんかまいし(基地)	釜石市港町2-7-27	副局長	港湾工事用
〃	こうわんかまいし 1~7	釜石港区域	〃	〃
〃	こうわんみやこ(基地)	宮古市磯鶏1-1-14	〃	〃
〃	こうわんみやこ 1~3・5	宮古港区域	〃	〃
〃	こうわんくじ(基地)	久慈市長内町40-108-13	〃	〃
〃	こうわんくじ 1~4	久慈港区域	〃	〃
東北電力岩手支店	ほくでんいわて	東北電力岩手支店(盛岡市)	岩手支店長	電力業務用
〃	きたかみほせん	〃 北上技術センター(金ヶ 崎町)	〃	〃
〃	みやこほせん	〃 宮古技術センター(宮古 市)	〃	〃
〃	もりおかほせん	〃 盛岡技術センター(盛岡 市)	〃	〃
〃	もりおかえいぎょう	〃 盛岡営業所(盛岡市)	〃	〃
〃	みずさわえいぎょう	〃 水沢営業所(奥州市)	〃	〃
〃	いちのせきえいぎょう	〃 一関営業所(一関市)	〃	〃
〃	みやこえいぎょう	〃 宮古営業所(宮古市)	〃	〃
〃	にのへえいぎょう	〃 二戸営業所(二戸市)	〃	〃
〃	くじえいぎょう	〃 久慈営業所(久慈市)	〃	〃
〃	はなきたえいぎょう	〃 花北営業所(北上市)	〃	〃
〃	とおのえいぎょう	〃 遠野営業所(遠野市)	〃	〃
〃	かまいしえいぎょう	〃 釜石営業所(釜石市)	〃	〃

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
〃	おおふなとえいぎょう	〃 大船渡営業所(大船渡市)	〃	〃
〃	あしろえいぎょう	〃 平舘サービスセンター(八幡平市)	〃	〃
〃	ぬまくないえいぎょう	〃 沼宮内サービスセンター(岩手町)	〃	〃
〃	いわいずみえいぎょう	〃 岩泉サービスセンター(岩泉町)	〃	〃
〃	ふじさわえいぎょう	〃 東磐井サービスセンター(一関市)	〃	〃
八戸海上保安部	かいほきちはちのへ	八戸海上保安部	部長	海上保安業務
釜石海上保安部	かいほきちかまいし	釜石海上保安部	部長	〃
宮古海上保安署	かいほきちみやこ	宮古海上保安署	署長	〃
陸上自衛隊第9特科連隊	—	—	第9師団長陸将	
岩手県企業局	けんでんもりおか	岩手県庁(無線局) 盛岡地区合同庁舎(通信所)	業務課 電気課長	電気事業用
〃	〃 がんどう	日ノ戸(無線局)施設総合管理所(通信所)	施設総合管理所長	〃
〃	〃 きたかみ	県南施設管理所	県南施設管理所長	〃
〃	いわてけんでん1	盛岡地区合同庁舎	業務課 電気課長	〃
〃	けんでん 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	施設総合管理所	施設総合管理所長	〃
〃	〃 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18	県南施設管理所	県南施設管理所長	〃
岩手県	漁業漁業指導用海岸局		水産技術センター所長	漁業指導監督用
釜石無線漁業協同組合	漁業指導用無線局 (JFT かまいしぎよぎょう)	釜石市大平町2-9-1	組合長	漁業用 電気通信業務用
宮古漁業協同組合	宮古漁業無線局 JHT みやこぎよぎょう	宮古市光岸地4-40	局長	〃
気仙郡漁業協同組合連合会	大船渡漁業無線局 おおふなとぎよぎょう	大船渡市末崎町字上山108-191	局長	出漁漁船との連絡用
種市漁業協同組合	種市漁業無線局 たねいちぎよぎょう	種市町第22地割131-1	組合長	〃
久慈市漁業協同組合	久慈漁業無線局 くじしぎよぎょう	久慈市長内町第42地割6	〃	〃
普代村漁業協同組合	普代漁業無線局 ふだいぎよぎょう	普代村第9地割字銅屋31-4	〃	〃
田野畑村漁業協同組合	田野畑漁業無線局 たのはたぎよぎょう	田野畑村島越104-2	〃	〃
小本浜漁業協同組合	小本浜漁業無線局 おもとはまぎよぎょう	岩泉町小本字家の向221-1	〃	〃
田老町漁業協同組合	田老漁業無線局 たろうぎよぎょう	宮古市田老三丁目2番1号	〃	〃
重茂漁業協同組合	重茂漁業無線局 おもえぎよぎょう	宮古市重茂第1地割37-1	〃	〃
日本赤十字社岩手県支部	につせきいわて	日本赤十字社岩手県支部	日赤岩手県支部長	災害情報連絡事務用

3-3-2 災害対策基本法に基づく公衆電気通信設備の優先利用等に関する協定書（県警察本部）

岩手県知事千田正（以下「甲」という。）と岩手県警察本部長武藤誠（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づく公衆電気通信設備の優先的利用及び無線設備の使用の手続について、次のとおり協定する。

（警察通信設備の種類）

第1条 甲が法第57条の規定に基づき優先的利用及び使用（以下「使用」という。）をすることができるこの公衆電気通信設備及び無線設備（以下「警察通信設備」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 警察有線通信設備
- (2) 警察無線通信設備
- (3) 警察衛星通信設備

（使用の申出）

第2条 甲は、警察通信設備を使用しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして乙に申し出るものとする。

- (1) 使用しようとする警察通信設備の種類
- (2) 使用しようとする理由
- (3) 通信の内容
- (4) 発信者及び受信者の氏名
- (5) 通信希望日時
- (6) その他必要な事項

2 前項の申出は、原則として、岩手県と岩手県警察本部との間に設備している専用電話によって行なうものとする。

（使用の承認）

第3条 乙は、甲から前条の申出があった場合において、当該申出の内容が法第57条の規定に適合し、かつ当該申出に係る通信が警察通信設備で到達可能なものであるときは、警察通信設備の使用を承認するものとする。この場合において、当該申出に係る通信の発信順位は、当該通信の緊急性、通信の内容、受付け順位等を勘案して乙が決定するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定による警察通信設備の使用についての連絡を確実にし、かつ、連絡の円滑を期するため、甲、乙はそれぞれ岩手県総務部総合防災室長及び岩手県警察本部警備部警備課長を連絡責任者に指名しておくものとする。

（警察通信設備の固有管理）

第5条 乙は、この協定に基づく警察通信設備の使用に関しては、原則として、警察通信設備の新設若しくは増設又は甲に対する通信機器の貸与は行なわないものとする。

（雑則）

第6条 この協定は、法第79条の規定に基づく公衆電気通信設備の優先的使用及び無線設備の使用の手続について準用するものとする。この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

昭和42年11月8日

岩手県知事	千田	正
岩手県警察本部長	武藤	誠

3-3-3 災害対策基本法に基づく有線電気通信設備等の使用に関する協定書（東日本旅客鉄道株式会社）

岩手県（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社盛岡支店（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づく有線電気通信設備及び無線設備の使用の手続きについて、次のとおり協定する。

（通信設備の種類）

第1条 甲が法第57条の規定に基づき使用することのできる乙の有線電気通信設備及び無線設備（以下「鉄道通信設備」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 鉄道有線通信設備
- (2) 鉄道無線通信設備

（使用の申出）

第2条 甲は、鉄道通信設備を使用しようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにし乙に申し出るものとする。

- (1) 使用しようとする鉄道通信設備の種類
- (2) 使用しようとする理由
- (3) 通信の内容
- (4) 発信者及び受信者の氏名
- (5) 発信希望日時
- (6) その他必要な事項

2 前項の申出は、原則として甲と乙との間に設置している専用電話によって行うものとする。

（使用の承認）

第3条 乙は、甲から前条の申出があった場合において、当該申出の内容が法第57条の規定に適合し、かつ、当該申出に係る通信が鉄道通信設備で到達可能なものであるときは、鉄道通信設備の使用を承認するものとする。この場合において、当該申出に係る通信の発信順位は、当該通信の緊急性、通信の内容等を勘案して甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、この協定による鉄道通信設備の使用についての連絡を確実にし、かつ、連絡の円滑を期するため、それぞれ岩手県総務部消防防災課長及び東日本旅客鉄道株式会社盛岡支店総務課長を連絡責任者とするものとする。

（鉄道通信設備の固有管理）

第5条 乙は、この協定に基づく鉄道通信設備の使用に関し、鉄道通信設備の新設若しくは増設又は甲に対する通信機器の貸与は原則として行わないものとする。

（準用）

第6条 この協定は、法第79条の規定に基づく有線電気通信設備及び無線設備の使用の手続きについて準用する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

昭和62年7月13日

甲 岩手県知事 中村 直
乙 東日本旅客鉄道株式会社
盛岡支店長 小野 尚志

3-3-4 非常通信運用細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、非常通信規約（以下単に「規約」という。）第15条の規定に基づき、非常通信の実施及び訓練に必要な事項を定めることを目的とする。

(無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等)

第2条 規約第8条に定める非常通信実施計画及び訓練計画に必要な無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等は、非常通信協議会（以下、「協議会」という。）構成員別に別冊にこれを掲げる。ただし、中央非常通信協議会長が、特に必要がないと認めた場合は、その一部の記載を省略することができる。

2 地方協議会は、連絡の設定及び通信の疎通を円滑にするために統制局を設けることができる。

(非常通信系の構成)

第3条 非常通信系は、原則として次の順序により構成するものとする。

- 一 同一構成員内の通信系
- 二 異なる構成員相互間の通信系

(地方区及び地区非常通信系の構成)

第4条 総合通信局等の管轄区域内（以下「地方区」という。）の地区相互間の非常通信系の構成は、それぞれの地方協議会がこれを定めるものとする。

2 隣接地方区相互間の非常通信系の構成は、関係地方協議会で協議してこれを定めるものとする。

3 都道府県内の非常通信系の構成は、それぞれの地区協議会（地区協議会なき都道府県では、地方協議会）がこれを定めるものとする。

(移動する無線局の活用)

第5条 非常通信の実施に際しては、移動する無線局を活用するものとし、その運用については次の区別に従いその局の移動状況等を参酌してあらかじめ計画を立てておくものとする。

- 一 地方区内を移動範囲とするものについては、当該地方協議会
- 二 都道府県内を移動範囲とするものについては、当該地区協議会（地区協議会なき都道府県は地方協議会）
- 三 常置場所を中心に他の地区にまたがって一定の距離以内を移動範囲とするものについては、その常置場所を管轄する地区協議会（地区協議会なき都道府県は前号に同じ。）

第6条 移動する無線局が災害地（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害が発生した地域並びに住民の要避難地域及び避難先地域を含む。以下同じ。）又はその付近に移動している場合は、できる限り出動して非常通報の疎通に協力するものとする。

(非常通報の内容)

第7条 非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- 一 人命の救助に関するもの
- 二 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 三 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 四 電波法第74条実施の指令及びその他の指令

- 五 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 六 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 七 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 八 遭難者救護に関するもの
- 九 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 十 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 十一 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 十二 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事からの医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 十三 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物質的災害を含む。以下同じ。）が発生した場合における住民の避難、救護、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの。

（非常通報の発信）

第8条 非常通報は、法令上許される範囲において、構成員が自ら発受するほか、依頼に応じてこれを発受するものとし、頼信の場合は、「非常」の表示をして差し出すものとする。

第9条 非常通報の内容は、なるべく簡潔明瞭なものでなければならない。

（非常通信の実施）

第10条 構成員は、第7条に係る者から非常通信の依頼があったときはこれに応ずるものとする。ただし、電気通信役務の利用によって目的を達し得ると認められる場合はこの限りではない。

（暴動の場合の非常通信の実施）

第11条 暴動（目的のいかんを問わず少なくとも一地方の安寧秩序を乱す程度、又は公共の静ひつを害する程度に多衆が結合して暴行脅迫を行うことをいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に非常通信を行うときは、特に慎重を期し、できる限り警察署、海上保安部署、又は検察庁と密接に連絡協議してこれを行うものとする。

（非常通信の協力）

第12条 構成員は、他の構成員から非常通信の疎通について協力を求められたときは、できる限りこれに応じなければならない。

第13条 非常通報は無料として取り扱うものとする。ただし、電気通信役務の利用に係る費用（約款により無料となるものを除く。）及び別に通信の取り扱いに関し補償を必要とする場合は、この限りでない。なお、費用の負担は、原則として依頼者が負担することとする。

第13条の2 構成員は、非常通報の配達に協力し、その配達上適宜の措置を講ずるものとする。

第2章 非常通信の運用

（非常通信の運用）

第14条 非常通信の運用は、無線局運用規則（以下、「運用規則」という。）などの関係規定によるほか、本章の定めたところによるものとする。

第15条 災害地にある無線局及びその他の通信施設は、非常通信を確保するため、法令上許される範囲内において最大限に運用するよう努めるものとする。

(使用周波数)

第16条 無線通信による連絡設定の場合において、A1A電波4,630kHzによるところが困難であるか、又はA1A電波4,630kHzの設備がないときは、通常通信波又は18条に定めるものの中から選定した周波数によって行うものとする。

第17条 前条の規定にかかわらず、現用通信系による無線電信、無線電話の連絡設定は、通常通信波でこれを行うことができる。

第18条 非常通信に使用する無線局の周波数が、使用制限として昼間波又は夜間波に指定されている周波数であるときは、それぞれの使用制限内で使用するものとする。

(非常通信の予告)

第19条 非常事態発生のおそれがある場合は、その付近の構成員は、その通信の相手方に対し後刻非常通信を実施することがある旨を連絡し、実施の場合の連絡方法、連絡時刻等をあらかじめ協議しておくものとする。

第20条 (削除)

第21条 無線電信局において災害地にある無線局と連絡を必要とし、呼出しを行うも応答を得られないときは、自己の聴取する周波数を示して随時呼出しを行うものとする。

(非常通報の伝送順序等)

第22条 非常通報の形式、記載方法、伝送順序及び伝送方法は、次によるものとする。

一 形式

電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの。ファクシミリの場合も同じ。）とし、次の事項を記載するものとする。

- (1) 種類（ヒゼウ、欧文の場合はEXZ）
- (2) 字数（文書形式のものの場合を除く。また、電報形式のもので電話回線のみを経由することが明らかな場合は省略することができる。）
- (3) 発信局
- (4) 発信番号
- (5) 受付日
- (6) 受付時分
- (7) 名宛
- (8) 指定
- (9) 記事（又は局内心得）
- (10) 本文

二 記載方法

- (1) 受付時分は24時間制をもって記載するものとする。
- (2) 非常通報を中継する場合は、その記事に中継者名を順次付するものとする。
- (3) 受付日は、必要がある場合に限り、「ヒ」の文字とその次に日付を表す数字とを記入するものとする。

三 伝送順序

一号に掲げる事項の順序によるものとする。

四 伝送方法

(1) 電信の場合

伝送上の記号は、受付時分の次に区切点「 」を、指定の前には「ホホ」を、記事（又は局内心得）の前には「ウウ」を、本文の前には「ホレ」を、また、受付時分の数字は運用規則別表第1号3に定める数字の略体をもって伝送するものとする。

(2) 電話及びファクシミリの場合

1号に掲げる事項の伝送は、それぞれの区別を付して行うものとする。

(3) 伝送途中における形式の変更

非常通報の伝送途中において、必要があるときは、文書形式を電報形式に又は、電報形式を文書形式に変えて当該通報を伝送することができるものとする。

第23条 前条の規定にかかわらず、同一構成員内で行う非常通報の伝送順序及び伝送方法等は、適宜定めることができる。

第24条 非常通信実施中は、非常通報の疎通に全力をあげるものとし、自己の業務通信に優先させるものとする。

2 通常の通報の通信中、非常通報を送信する必要を生じたときは、直ちにその通信を中止して非常通報を送信しなければならない。この場合には「BKOSO」の符号を付して直ちに非常通報の送信を開始するものとする。

第3章 訓練通信

（訓練通信の種別及び訓練回数）

第25条 規約第12条に規定する訓練は、各個訓練及び総合訓練とする。

- 一 各個訓練とは、常用通信系による訓練及び同一構成員内又は異なる構成員相互間の新規連絡による訓練
- 二 総合訓練とは、地方若しくは地区ごとに構成員が参加して実施する訓練又は数地方区若しくは地数地区と内閣府との間に行う訓練

2 前項の訓練回数は、第3条に規定するものについては中央協議会、第4条及び第6条に規定するものについてはそれぞれの地方又は地区協議会で適宜定めるものとする。

第26条 前条の訓練は、定期又は臨時に行うものとし、協議会ごとにあらかじめ訓練日時、訓練通信系統、訓練参加構成員、訓練要領を定めて実施するものとする。

第27条 協議会は、前2条の訓練実施計画を定めたときは、総務省及び必要と認める隣接の各協議会に連絡するものとする。

（訓練通信の聴取）

第28条 各無線局は、近接地方区、地区において訓練通信が行われるときは、自局の運用に支障がない限りなるべくこれを聴取し、空電、混信、受信感度等を記録し、非常通信の円滑な運用に資するものとする。

（通信の中止）

第29条 他の無線局が自局と同一周波数により訓練通信を実施しようとしているときは、特に急を要するもの以外は、その周波数による通信を一時中止して訓練通信の疎通の円滑を図らなければならない。

（訓練通信計画）

第30条 定期訓練の実施については、年間を通じて各時間ごとの感度、空中状態等が記録できるよう計画するものとする。

(訓練通信時間)

第31条 1回の訓練通信時間は、なるべく10分以内をもって終了するものとする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない。

第32条 削除

(訓練通信の模擬通報)

第33条 訓練通信は、原則として模擬通報によって行うものとし、頼信の場合は「訓練非常」なる表示をして差し出すものとする。

2 前項の模擬通報の記事（または局内心得）及び本文の冒頭には「クンレン」と記載し、種類欄は空欄とするものとする。

(訓練通信終了後の通報)

第34条 訓練通信終了に際しては、空電、混信、受信感度その他参考となるべき事項を相互に通報するものとする。

(報告)

第35条 訓練通信終了後は、所属の協議会に対し、別表の様式により報告するものとする。

2 協議会は、全国の報告事項を整理し、季節別、時間別による通信状態を把握して無線局による非常通信実施上に資するものとする。

第35条の2 非常通信の取扱要請を行った協議会は、速やかに中央協議会あて報告するものとする。

(周知)

第35条の3 非常通信の取扱要請を行った協議会は、非常通信の実施体制を確保している旨、関係機関等を通じ住民等に対して周知を図ることとする。

第36条 各協議会は、事務遂行の円滑を図るため、あらかじめ連絡の方法を定めておくものとする。

第37条 各協議会の役員名簿は、別冊にこれを掲げる。

3-3-5 東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員）

平成 29 年 7 月 31 日現在

構 成 員 名
岩手県
岩手県警察本部
盛岡市
宮古市
大船渡市
北上市
久慈市
遠野市 消防本部
陸前高田市
釜石市
八幡平市
奥州市
雫石町
滝沢市
大槌町
山田町
岩泉町
田野畑村
普代村

構 成 員 名
野田村
洋野町
一戸町
東北漁業無線協会
日本放送協会盛岡放送局
(株)アイビーシー岩手放送
(株)テレビ岩手
(株)岩手めんこいテレビ
(株)岩手朝日テレビ
(株)エフエム岩手
(株)ラヂオもりおか
奥州エフエム放送(株)
盛岡ガス(株)
三陸鉄道(株)
岩手県北自動車(株)
岩手開発鉄道(株)
(社)岩手県タクシー協会
(一社)日本アマチュア無線連盟岩手県支部
(株)日本政策金融公庫盛岡支店中小企業事業

3-3-6 災害時における放送要請に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき、岩手県知事が日本放送協会（以下「NHK」という。）に放送を行なうことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 岩手県知事は、法第55条の規定に基づく通知、または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにNHKに対し放送を行なうことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 岩手県知事は、NHKに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送日時および送信系統
- 4 その他必要な事項

(放送)

第4条 NHKは、岩手県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑をはかるため、岩手県消防防災課長および日本放送協会盛岡放送局放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、岩手県知事および日本放送協会盛岡放送局長が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和40年1月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

締結月日	協定の相手方	連絡責任者	締結月日	協定の相手方	連絡責任者
39. 12. 15	日本放送協会 盛岡放送局 日本放送協会 釜石放送局	盛岡放送局 放送部長	60. 10. 1	(株)エフエム岩手	報道部長
40. 4. 1	岩手放送(株)	報道部長	3. 4. 1	(株)岩手めんこいテレビ	報道制作部長
46. 2. 1	(株)テレビ岩手	報道部長	8. 10. 1	(株)岩手朝日テレビ	報道制作部長

3-4 情報の収集・伝達計画

3-4-1 被害状況判定の基準

(1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全壊、全焼、全流失	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	半壊、半焼	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
床下		浸水が住家の床上に達せず、床下に溜った程度のもの	
畑害	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害	
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害	
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの
流失		流失し、所在が不明となったもの	
破損		修理しなければ航行できないもの	
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚しく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの	
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの	
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの	

(2) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
船舶	檣、櫂のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

3-5 広報広聴計画

3-5-1 報道機関への放送協力要請（通知）

総 防 第 437 号
 13 盛消第 18 号
 13 零総発第 290 号
 西 総 第 629001 号
 滝 防 第 627001 号
 13 総 第 1066 号
 玉 住 生 第 113 号
 平成 13 年 6 月 29 日

日本放送協会盛岡放送局長	石郷岡 卓 様	
(株)IBC 岩手放送代表取締役社長	菊 池 昭 雄 様	
(株)テレビ岩手代表取締役社長	中 野 士 朗 様	
(株)岩手めんこいテレビ代表取締役社長	吉 武 秀 起 様	
(株)岩手朝日テレビ代表取締役社長	蓮 見 博 民 様	
(株)エフエム岩手代表取締役社長	東 島 末 起 様	
盛岡エフエム放送(株)代表取締役社長	工 藤 嘉 衛 様	
	岩 手 県 知 事	増 田 寛 也
	盛 岡 市 長	桑 島 博
	雫 石 町 長	川 口 善 彌
	西 根 町 長	工 藤 勝 治
	滝 沢 村 長	柳 村 純 一
	松 尾 村 長	佐々木 正四郎
	玉 山 村 長	工 藤 久 徳

市町村長が避難勧告等をした場合等における放送協力要請について（依頼）

岩手山の火山防災対策につきましては、常日頃、御協力を賜り感謝申し上げます。

この「市町村長が避難勧告等をした場合等における放送協力要請について」は平成 12 年 3 月 17 日付で協力要請を行っております。

岩手山の入山につきましては、本年 7 月 1 日から 10 月 8 日まで、東側の 4 ルートに限り一部規制を緩和する予定としております。

市町村長は、火山噴火が発生するなどして住民の生命・身体に危険が及ぶと判断した場合には、避難勧告等をし、防災行政無線や広報車等を通じて速やかに住民に伝達することとしておりますが、入山規制緩和に伴い、岩手山登山者に対する下山誘導に係る要請について改訂をいたしました。

つきましては、この避難勧告等の情報を迅速かつ確実に住民に伝達するには、可能な限り情報伝達の多重化を図る必要があり、このため、貴局をはじめ放送各社等の御協力をいただくことが極めて重要であると考えておりますので、下記 1 の場合は、別添「放送各社等に対する放送協力要請について」により、市町村長等から情報提供いたしますので、可能な限りその内容を放送くださるよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 放送協力要請を行う場合

- (1) 市町村長が避難勧告（指示）をした場合
- (2) 盛岡地方気象台から緊急火山情報が発表された場合
- (3) 盛岡地方気象台から噴火に係る臨時火山情報が発表された場合
- (4) 岩手山入山規制緩和期間内に、臨時火山情報が発表された場合及び異常現象の発生により岩手山への立入りが危険であると判断された場合
- (5) その他緊急に市町村から住民等に情報伝達する必要がある場合

2 改訂事由

本年7月1日から10月8日まで、岩手山の入山規制を一部緩和する予定であることから入山規制緩和期間中に、臨時火山情報等が発表された場合に登山者等の安全確保のため火山に関する情報の提供、速やかな下山、入山の禁止を呼びかける必要があるため。

(別添)

放送各社等に対する放送協力要請について

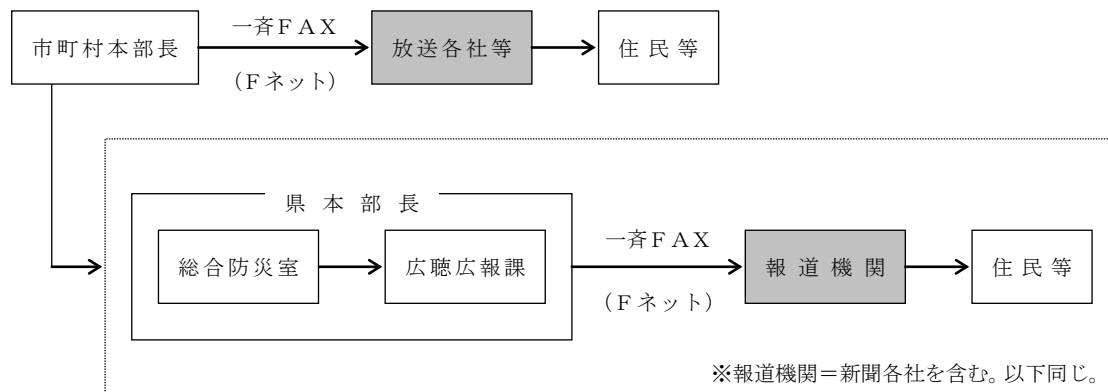
1 放送協力要請の項目について

- (1) 市町村長が避難勧告（指示）をした場合
- (2) 盛岡地方気象台から緊急火山情報が発表された場合
- (3) 盛岡地方気象台から噴火に係る臨時火山情報が発表された場合
- (4) 岩手山入山規制緩和期間に、臨時火山情報が発表された場合及び異常現象の発生により岩手山への立入りが危険であると判断された場合
- (5) その他緊急に市町村から住民等に情報伝達する必要がある場合

2 放送協力要請の方法

- (1) 市町村長が避難勧告（指示）をした場合

ア 連絡系統



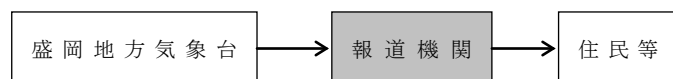
※県は、市町村から避難勧告（指示）報告があったつど、報道機関に資料提供します。

イ 資料提供の様式及び提供例

市町村及び県は、別紙1の様式により、放送各社等に資料提供します。

- (2) 盛岡地方気象台から緊急火山情報又は噴火に係る臨時火山情報が発表された場合

連絡系統



※緊急火山情報等が、盛岡地方気象台から直接伝達される報道機関（放送各社等）に対しては、市町村及び県は特に資料提供は行いません。

(3) 岩手山への立入りが危険であると判断された場合

ア 連絡系統 上記(1)に準じて行います。

イ 資料提供の様式及び提供例 市町村及び県は、別紙2の様式により放送各社等に資料提供します。

(4) その他緊急に市町村から住民等に情報伝達する必要がある場合

ア 連絡系統 上記(1)に準じて行います。

イ 資料提供の様式及び提供例 適宜の様式で資料提供します。

3 放送各社等の連絡先

下記の番号に一斉ファックスし、その後電話により送信の確認をすることとしています。

放送局名	担当部局	電話番号	FAX番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	昼 019-626-8826 夜 //	019-624-2262	盛岡市上田 4-1-3
(株)IBC岩手放送	報道部	昼 019-623-3141 夜 //	019-623-1164	盛岡市志家町 6-1
(株)テレビ岩手	報道部	昼 019-624-9012 夜 019-624-1166	019-654-5056	盛岡市内丸 2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	昼 019-656-3303 夜 019-656-3300	019-656-3030	盛岡市本宮字 松幅 89
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	昼 019-629-2901 夜①090-3367-2518 ②019-624-8818	019-624-8821	盛岡市盛岡駅 西通 2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	昼 019-625-5511 夜 //	019-625-5519	盛岡市盛岡駅前通 8-17
盛岡エフエム放送(株)	放送部	019-621-7110	019-621-7153	盛岡市中ノ橋通 1-1-21

※ 盛岡エフエム放送(株)へは、緊急火山情報等を総合防災室から伝達

※平成 18 年 (株)エフエム岩手移転のため、住所及び電話番号が変更

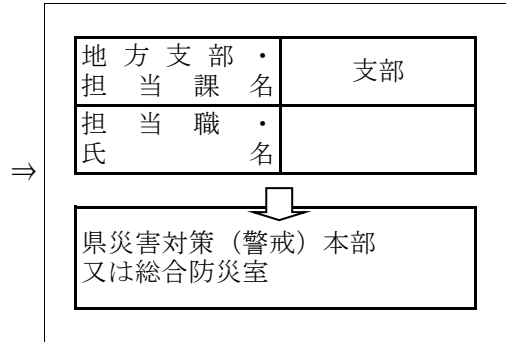
(株)エフエム岩手	放送部	昼 019-625-5514 夜 //	019-625-5519	盛岡市内丸 2-10
-----------	-----	------------------------	--------------	------------

別紙1 (資料提供様式)
報告様式

第 報
市町村 ⇒ 放送各社等
市町村 ⇒ 県
県 ⇒ 放送各社等

避難の指示・勧告状況

市町村名	
担当課・係名	
担当職・氏名	
連絡先	
FAX送信時刻	月 日 () 時 分



避難勧告等の区分	避難指示・避難勧告	
避難勧告等を行った者		
避難勧告等の理由		
避難勧告等の発令日時	月 日 () 午前・午後 時 分	
避難対象地域名		
避難対象者数	世帯 人	
避難先	(指定)	(その他)
	世帯 人	世帯 人
避難者数	世帯 人	
避難勧告等の解除日時	月 日 () 午前・午後 時 分	

- 注1 様式欄外の「第 報」には、何回目の報告であるかがわかるように記載のこと。
 2 様式欄外の「市町村⇒放送各社等」には、市町村から放送各社等、市町村から県、県から放送各社等の区分に応じ、○で表示のこと。
 3 追加、修正等があった場合には、当該部分がわかるように明示すること。

別紙2（提供例）
報告様式

第 報
 市町村 ⇒ 放送各社等
 市町村 ⇒ 県
 県 ⇒ 放送各社等

岩手山の入山規制状況

市町村名	
担当課・係名	
担当職・氏名	
連絡先	
FAX送信時刻	○月○日(○)○時○分

⇒

地方支部・担当課名	支部
担当職・氏名	
↓	
県災害対策（警戒）本部 又は総合防災室	

下記のとおり岩手山の入山を規制しましたので、放送協力要請に基づき情報を提供いたします。

入山規制を行った者	
入山規制の理由	
入山規制の発令日時	月 日 () 午前・午後 時 分
入山規制登山口	
その他関連事項	
入山規制緩和日時	月 日 () 午前・午後 時 分

3-6 交通確保・輸送計画

3-6-1 緊急輸送道路の指定状況

路線名	指定区間	供用区間	備考
【高規格幹線道路、地域高規格道路】			
東北縦貫自動車道	県内全線	全線	1次
東北横断自動車道	-	遠野IC～花巻JCT	全線
	-	北上JCT～秋田県境	全線
三陸縦貫自動車道	唐桑高田、高田、大船渡三陸、吉浜道路、吉浜釜石	長部IC～釜石南	全線
	釜石山田道路	釜石両石IC～釜石北IC	全線
	山田道路 山田宮古道路 宮古道路	山田南IC～宮古中央IC	全線
	宮古田老道路	田老真崎海岸IC～田老北IC	全線
三陸北縦貫道路	田老岩泉道路	田老北IC～岩泉龍泉洞IC	全線
	岩泉道路	岩泉龍泉洞IC～鶴の巣断崖IC	全線
	尾肝要道路	田野畑IC～田野畑北IC	全線
	普代道路	普代IC～普代北IC	全線
八戸・久慈自動車道	久慈道路	久慈IC～久慈北IC	全線
宮古盛岡横断道路	達曾部道路	-	全線
	築川道路	-	全線
	都南川目道路	川目IC～田の沢IC	全線
【直轄国道】			
国道4号	県内全線	全線	1次
国道45号	県内全線	全線	1次
国道46号	県内全線	全線	1次
国道283号	仙人峠道路	全線	1次
【県管理国道】			
国道106号	全線	全線	1次
国道107号	県内全線	全線	1次
国道281号	全線	全線	1次
国道282号	県内全線	全線	1次
国道283号	全線（仙人峠道路を除く）	全線	1次
国道284号	県内全線	全線	1次
国道340号	青森県境～395号（軽米町軽米第14地割）	全線	2次
	395号（軽米町軽米第14地割）～106号（宮古市茂市）	全線	1次
	106号（宮古市川井）～283号（遠野市松崎町）	全線	1次
	283号（遠野住田IC）～343号（陸前高田市竹駒町：廻館交差点）	全線	2次
	343号（陸前高田市竹駒町：廻館交差点）～45号（陸前高田市気仙町：高田松原西交差点）	全線	1次
国道342号	道の駅巖美溪～一関IC	全線	2次
	一関IC～宮城県境		1次
国道343号	全線	全線	1次
国道346号	県内全線	全線	1次
国道395号	全線	全線	1次
国道396号	全線	全線	1次
国道397号	107号（住田町世田米小股）～<市>大手通り線（奥州市水沢区）	全線	1次
	<市>大手通り線～（一）前沢北上線		2次
国道455号	全線	全線	1次
国道456号	396号（紫波町柘内）～283号（花巻市高松）	全線	2次
	（主）水沢米里線重用区間（奥州市江刺区）		1次
	（主）一関北上線重用区間（奥州市江刺区）		2次
	343号（一関市大東町摺沢）～284号（一関市千厩町摩王）		2次
	284号（一関市千厩町摩王）～宮城県境		1次
【主要地方道】			
（主）盛岡横手線	455号（盛岡市内丸：裁判所前）～<市>梨木町上田一丁目線	全線	1次
	全線（455号（盛岡市内丸：裁判所前）～<市>梨木町上田一丁目線を除く）		2次
（主）二戸五日市線	全線	全線	2次
（主）久慈岩泉線	全線	全線	2次
（主）水沢米里線	（一）玉里梁川線～4号（奥州市水沢区：道下交差点）	全線	1次
（主）大船渡綾里三陸線	45号（大船渡市：大船渡合庁前交差点）～大船渡港	全線	1次
	大船渡港～<市>綾里線		2次
	（一）崎浜港線～45号（大船渡市三陸町前田）		2次

路線名	指定区間	供用区間	備考
(主)江刺室根線	<市>川内本線～343号(一関市大東町大原)	全線	2次
(主)花巻大曲線	4号(花巻市高木:花巻東BP矢沢交差点)～(一)花巻南インター線	全線	1次
(主)盛岡和賀線	全線((主)上米内湯沢線～<町>宮田線を除く)	全線	2次
	(主)上米内湯沢線～<町>宮田線	全線	1次
(主)一関北上線	4号(一関市山目:大槻交差点)～(主)一関大東線(一関市中央町:竹山交差点)	全線	1次
	(主)一関大東線(一関市中央町:竹山交差点)～107号(北上市立花)	全線	2次
	(主)水沢米里線重用区間(奥州市江刺区)	全線	1次
(主)盛岡環状線	全線	全線	2次
(主)一関大東線	全線	全線	1次
(主)軽米種市線	全線	全線	2次
(主)軽米九戸線	(主)戸呂町軽米線～340号(九戸村江刺家)	全線	1次
	395号(軽米町小軽米)～(主)戸呂町軽米線	全線	2次
(主)大槌小国線	全線	全線	2次
(主)花巻北上線	全線	全線	2次
(主)二戸田子線	県内全線	全線	2次
(主)上米内湯沢線	全線(396号(盛岡市手代森:都南大橋東交差点)～(主)盛岡和賀線を除く)	全線	2次
	396号(盛岡市手代森:都南大橋東交差点)～(主)盛岡和賀線	全線	1次
(主)花巻平泉線	4号(花巻市二枚橋:方八丁交差点)～(主)盛岡和賀線	全線	2次
	107号(北上市和賀町横川目)～(主)北上西インター線		2次
	(一)三日町瀬原線～4号(平泉バイパス)		2次
(主)戸呂町軽米線	281号(久慈市山形町戸呂町)～(主)軽米九戸線	全線	1次
	(主)軽米九戸線～395号(軽米町上館)	全線	2次
(主)柏台松尾線	松尾八幡平IC～282号(八幡平市松尾)	全線	2次
(主)紫波インター線	全線	全線	2次
(主)北上西インター線	全線	全線	2次
(主)北上金ヶ崎インター線	全線	全線	2次
(主)釜石港線	<市>大町只越町1号線～283号(釜石市鈴子町:大渡橋南交差点)	全線	1次
	釜石海上保安部～<市>大町只越町1号線	全線	2次
(主)大更八幡平線	282号(八幡平市大更)～(一)洪民田頭線	全線	2次
(主)二戸九戸線	全線	全線	1次
(主)野田山形線	45号(野田村野田付近交差点)～野田村野田22地割	全線	2次
	<村>北区線～野田村野田22地割	全線	2次
(主)平泉巖美溪線	(一)三日町瀬原線～<町>役場線	全線	2次
(主)大船渡広田陸前高田線	45号(陸前高田市米崎町:広田半島入口交差点)～広田漁港	全線	2次
(主)北上東和線	東和IC～283号(花巻市東和町安俵)	全線	2次
(主)宮古岩泉線	106号(宮古市上鼻)～<市>北部環状線	全線	1次
(主)重茂半島線	<市>重茂港線～45号(宮古市:津軽石交差点)	全線	2次
(主)岩泉平井賀普代線	45号(田野畑村:大芦交差点)～島の越漁港	全線	2次
	太田名部漁港～45号(普代村:役場口交差点)	全線	2次
【一般県道等】			
(一)盛岡鶯宿温泉線	(主)盛岡環状線～(主)盛岡横手線	全線	2次
(一)相川平泉線	(主)一関大東線～4号(道の駅平泉)	全線	2次
(一)宮古港線	全線	全線	2次
(一)東宮野目二枚橋線	全線	全線	1次
(一)花巻空港インター線	全線	全線	1次
(一)花巻南インター線	全線	全線	1次
(一)石鳥谷大迫線	4号(花巻市石鳥谷町好地:好地交差点)～(一)中寺林犬淵線	全線	2次
(一)花巻和賀線	<市>城内・大通り一丁目線～<市>吹張町・城内線	全線	1次
	(主)花巻大曲線～<市>不動・下根子線	全線	2次
(一)江刺金ヶ崎線	<町>谷来浦・南町線～4号(金ヶ崎町西根:西根交差点)	全線	2次
(一)不動盛岡線	<町>安庭線～46号(盛岡市永井付近)	全線	1次
	<町>狼久保線～<町>安庭線	全線	2次
(一)遠野停車場線	<市>穀町仲町通り線～(一)遠野住田線	全線	2次
(一)種市停車場線	(一)角ノ浜玉川線～45号(洋野町種市:緑ヶ丘交差点)	全線	2次
(一)達曾部下宮守線	全線	全線	1次
(一)紫波雫石線	紫波IC～(主)盛岡和賀線	全線	2次
(一)玉里梁川線	全線	全線	1次
(一)若柳花泉線	<市>郷ノ里五輪堂線～342号(一関市花泉町老松水沢)	全線	2次
(一)花輪千徳線	(一)宮古港線～106号(宮古市千徳第10地割)	全線	2次
(一)不動矢巾停車場線	<町>三堤線～(一)矢巾停車場線	全線	2次
(一)矢巾停車場線	<町>中央1号線～4号(矢巾町西徳田:矢幅駅入口交差点)	全線	1次
	(一)不動矢巾停車場線～<町>中央1号線	全線	2次
(一)崎浜港線	(主)大船渡綾里三陸線～<市>中村線	全線	2次
(一)一戸浄法寺線	(一)二戸一戸線～<町>平田沢関屋線	全線	2次
(一)羽黒堂二枚橋線	(一)東宮野目二枚橋線～4号(花巻市二枚橋町:花巻空港駅口交差点)	全線	1次

路線名	指定区間	供用区間	備考
(一)八木港線	全線	全線	2次
(一)野田港線	全線	全線	2次
(一)氏子橋夕顔瀬線	4号(盛岡市上堂:上堂交差点)~<市>上堂一丁目青山二丁目線	全線	2次
(一)岩泉停車場線	岩泉消防署~455号(岩泉町岩泉太田)	全線	2次
(一)盛岡滝沢線	<市>中屋敷町青山一丁目2号線~(主)盛岡環状線	全線	2次
(一)佐倉河真城線	4号(奥州市水沢区佐倉河:道下交差点) ~<市>大手通り線(奥州市水沢区立町:立町交差点)	全線	1次
(一)長部漁港線	45号(陸前高田市気仙町交差点)~<市>湊漁港線	全線	2次
(一)吉里吉里釜石線	大槌漁港~(一)大槌小槌線	全線	2次
(一)遠野住田線	283号(遠野市綾織町新里4地割)~遠野IC	全線	1次
	遠野IC~<一>遠野停車場線	全線	2次
(一)水海大渡線	45号(釜石市:釜石両石IC入口交差点)~釜石両石IC	全線	2次
(一)新城馬口沢線	4号(奥州市:沖田交差点)~(一)衣川前沢線	全線	2次
(一)角ノ浜玉川線	(一)種市停車場線~<町>種市漁港線	全線	2次
(一)桜峠平田線	45号(釜石市唐丹町:桜峠北交差点)~唐丹漁港	全線	2次
(一)吉浜上荒川線	45号(大船渡市三陸町:川原交差点)~<市>根白元屋敷線	全線	2次
(一)清水野村崎野線	<市>飯豊和田線~4号(北上市村崎野:北上工業団地交差点)	全線	1次
(一)相去飯豊線	<市>川原町線~<市>九年橋藤沢線	全線	1次
(一)崎山宮古線	道の駅みやこ~45号(宮古市築地2丁目)	全線	2次
(一)一関平泉線	<市>中央町三反田線~(主)一関北上線	全線	1次
(一)二戸軽米線	(主)二戸田地線~(一)二戸一戸線(二戸市福岡:長嶺郵便局前交差点)	全線	2次
	340号(軽米町軽米:軽米IC交差点)~<町>役場沢線	全線	2次
(一)中寺林犬淵線	4号(花巻市石鳥谷町中寺林:石鳥谷BP南口交差点)~(一)石鳥谷大迫線	全線	2次
	4号(二戸市上田面:金田一交差点)~<市>矢沢線	全線	1次
(一)二戸一戸線	<市>矢沢線 ~(主)二戸九戸線交差点((一)二戸軽米線重用区間(二戸市福岡長嶺)除く)	全線	2次
	<町>袋町沢田線~4号(一戸町一戸:県立一戸病院入口交差点)	全線	2次
	4号(一戸町一戸:小井田交差点)~<町>根反線	全線	2次
(一)大槌小槌線	全線	全線	2次
(一)衣川前沢線	(一)前沢北上線~(一)新城馬口沢線	全線	2次
(一)東和花巻温泉線	(一)山の神西宮野目線 ~4号(花巻市東宮野目:花巻東バイパス北口交差点)	全線	1次
(一)宮古山田線	山田北IC~45号(山田町豊間根第2地割)	全線	2次
(一)小本港線	全線	全線	2次
(一)本宮長田町線	<市>太田橋中川町線~(主)盛岡横手線	全線	2次
	<市>宮沢小幅線~(主)盛岡環状線	全線	2次
(一)花巻停車場花巻温泉郷線	<市>四日町三丁目中央線~(主)盛岡和賀線	全線	2次
(一)山の神西宮野目線	全線	全線	1次
(一)三日町瀬原線	全線	全線	2次
(一)渋民田頭線	<市>山子沢線~(主)大更八幡平線	全線	2次
(一)前沢北上線	全線	全線	2次

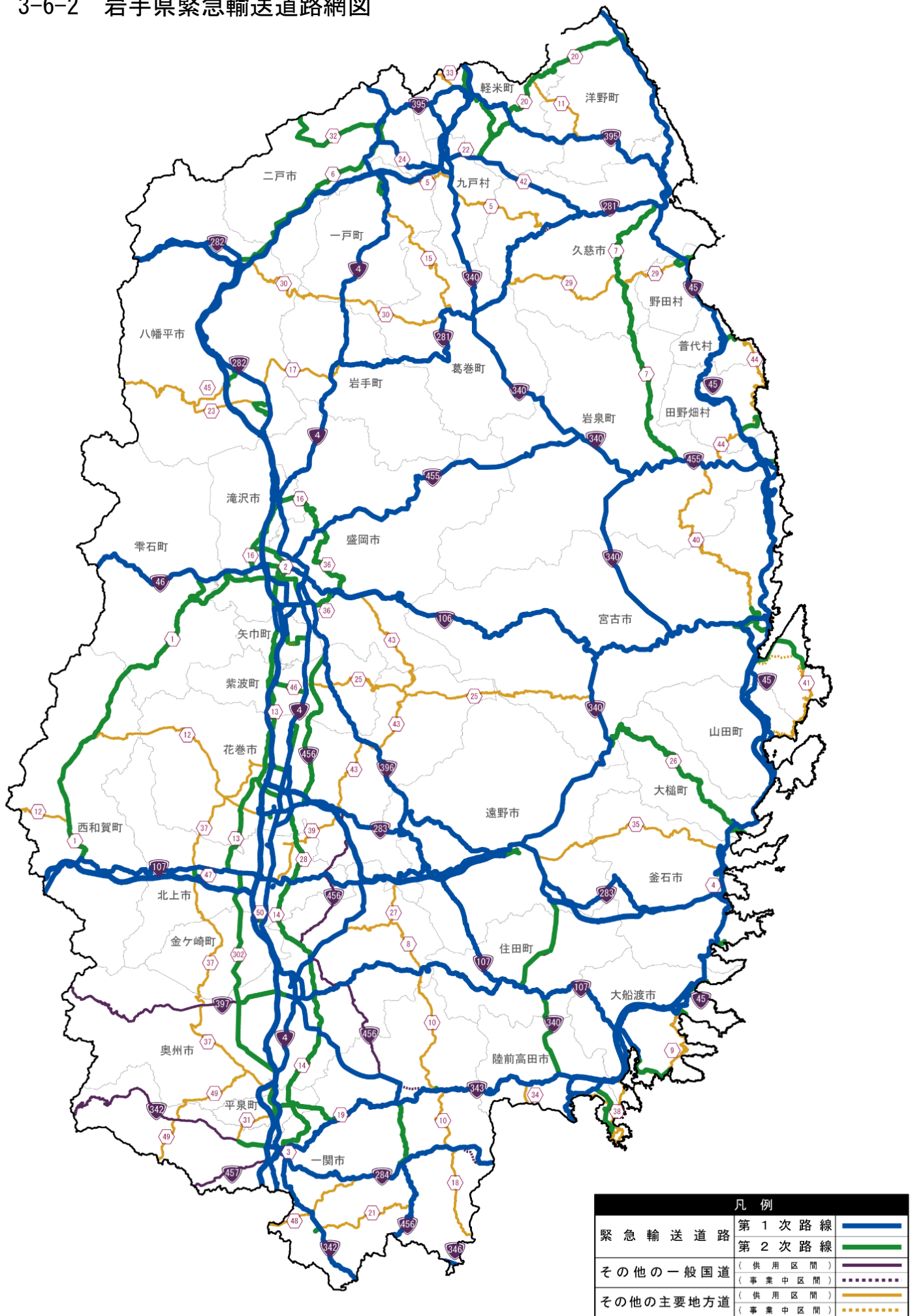
路線名	指 定 区 間	供用区間	備考
【市町村道】			
盛岡市道 上田四丁目稲荷町1号線	4号（盛岡市上田：NHK前交差点）～（一）氏子橋夕顔瀬線（館坂交差点）	全線	2次
盛岡市道 上田四丁目稲荷町2号線	（一）氏子橋夕顔瀬線（館坂交差点）～（主）盛岡横手線（稲荷町交差点）	全線	2次
盛岡市道 本町通二丁目上田四丁目線	盛岡市上田一丁目15番18号地先 ～<市>上田四丁目稲荷町1号線（市営体育館前交差点）	全線	2次
盛岡市道 北山一丁目10号線	盛岡市北山一丁目301番1地先～4号（盛岡市北山一丁目321番地先）	全線	1次
盛岡市道 上田一丁目線	県立中央病院～盛岡市北山一丁目301番1地先	全線	1次
盛岡市道 上田一丁目1号線	盛岡市上田一丁目6番15号地先～県立中央病院	全線	1次
盛岡市道 梨木町上田一丁目線	（主）盛岡横手線～盛岡市上田一丁目6番15号地先	全線	1次
盛岡市道 内丸大沢川原一丁目線	455号交差点（盛岡市内丸8番4号地先）～盛岡市大通一丁目2番1号地先	全線	1次
盛岡市道 内丸大通三丁目線	106号交差点（盛岡市内丸3番1号地先）～盛岡市大通一丁目2番1号地先	全線	1次
盛岡市道 太田橋中川町線	（主）盛岡横手線～（一）本宮長田線	全線	2次
盛岡市道 内丸三ツ割五丁目1号線	455号交差点（盛岡市内丸2番1地先）～盛岡市内丸9番18号地先	全線	1次
盛岡市道 内丸4号線	盛岡市内丸10番38号地先～盛岡市内丸9番18号地先	全線	1次
盛岡市道 内丸本町通一丁目線	455号交差点（盛岡市内丸11番15号地先）～盛岡市内丸10番38号地先	全線	1次
盛岡市道 宮沢小幅線	（一）本宮長田町線～（主）盛岡和賀線（アイスアリーナ南交差点）	全線	2次
盛岡市道 上堂一丁目青山二丁目線	（一）氏子橋夕顔瀬線～（一）盛岡滝沢線	全線	2次
盛岡市道 稲荷町谷地頭線	盛岡市青山一丁目23番24号地先～（一）盛岡滝沢線	全線	2次
盛岡市道 青山一丁目線	盛岡市青山一丁目9番22号地先～盛岡市青山一丁目23番24号地先	全線	2次
盛岡市道 中屋敷町青山一丁目2号線	盛岡市青山一丁目9番22号地先～（一）盛岡滝沢線	全線	2次
盛岡市道 岩手飯岡駅前通線	4号（盛岡市三本柳10地割1番10地先）～盛岡市永井22地割51番地1地先	全線	2次
盛岡市道 下永林1号線	盛岡市永井22地割51番地1地先～46号（盛岡市津志田14地割70番地1地先）	全線	2次
葛巻町道 役場線	281号（葛巻町葛巻第14地割）～葛巻町役場	全線	2次
葛巻町道 下町田子線	281号（葛巻町葛巻第14地割）～葛巻町役場	全線	2次
葛巻町道 柁ノ木土谷川線	プラトー入り口～281号（葛巻町葛巻第39地割）	全線	2次
葛巻町道 奥道線	340号（葛巻町葛巻第5地割）～281号（葛巻町葛巻第5地割）	全線	2次
岩手町道 庁舎前東線	<町>沼宮内一方井線～4号（岩手町五日市：石神の丘交差点）	全線	2次
岩手町道 沼宮内一方井線	岩手町五日市9地割84-22地先～<町>庁舎前東線	全線	2次
岩手町道 大宮通り線	岩手町五日市9地割84-22地先～岩手土木センター	全線	2次
八幡平市道 森子線	282号（八幡平市野駄第21地割230番2地先）～八幡平市野駄第21地割1番22地先	全線	2次
八幡平市道 森子支線	八幡平市野駄第21地割150番1地先～八幡平市野駄第21地割164番	全線	2次
八幡平市道 松尾線	282号（八幡平市松尾第27地割107番2地先）～八幡平市野駄第21地割1番22地先	全線	2次
八幡平市道 山子沢線	（一）渋民田頭線～282号（八幡平市大更第26地割180番2地先）	全線	2次
八幡平市道 病院前線	（一）渋民田頭線～（一）渋民田頭線	全線	2次
八幡平市道 北切線	（主）大更八幡平線～八幡平市大更第35地割63番56	全線	2次
八幡平市道 平館大更線	八幡平市大更第35地割63番56～（一）渋民田頭線	全線	2次
雫石町道 雫石・小岩井線	雫石町千刈田73番地～46号（雫石町晴山38番地）	全線	2次
雫石町道 雫石中央線	雫石町千刈田120番地～46号（雫石町千刈田97番地2）	全線	2次
雫石町道 北田圃12号線	雫石町千刈田5番地1～雫石町千刈田120番地	全線	2次
矢巾町道 中央1号線	（一）矢巾停車場線～<町>安庭線	全線	1次
矢巾町道 安庭線	<町>中央1号線～<町>堤川目線 4号（矢巾町藤沢：消防学校入口交差点）～<町>中央1号線	全線 全線	1次 2次
矢巾町道 三堤線	（一）不動矢巾停車場線～矢巾町大字南矢幅第13地割117番3	全線	2次
矢巾町道 三堤2号線	矢巾町大字南矢幅第13地割142番5～矢巾町役場入口	全線	2次
矢巾町道 狼久保線	矢巾町大字南矢幅第13地割117番3～（主）不動盛岡線	全線	2次
矢巾町道 宮田線	（主）盛岡和賀線～矢巾町大字広宮沢第5地割109番6	全線	1次
矢巾町道 堤川目線	矢巾町大字広宮沢第5地割109番6～<町>安庭線 <町>安庭線～矢巾SIC下り線側入口	全線 全線	1次 2次
紫波町道 東裏中新田線	4号（紫波町日詰字下丸森38-7）～紫波中央駅前二丁目1-3	全線	2次
紫波町道 中新田蓬田線	紫波中央駅前二丁目3-28～紫波中央駅前二丁目3-20	全線	2次
紫波町道 紫波中央駅前南北線	紫波中央駅前二丁目3-20～紫波町紫波中央駅前二丁目1-3	全線	2次
紫波町道 紫波中央駅前二丁目1号線	紫波町紫波中央駅前二丁目1-33～紫波町紫波中央駅前二丁目1-4	全線	2次
紫波町道 希望ヶ丘線	（主）紫波インター線～紫波町紫波中央駅前二丁目1-84	全線	2次
滝沢市道 滝沢駅線	4号（滝沢市砂込：県立大学入口交差点）～滝沢市菓子152-57	全線	2次
滝沢市道 産業文化センター5号線	滝沢市砂込389-76～滝沢市砂込389-28	全線	1次
滝沢市道 紫野第2号幹線	4号（滝沢市砂込738）～アピオ北側駐車場入口 滝沢市菓子152-57～（主）盛岡環状線	全線 全線	1次 2次
滝沢市道 鶴飼姥屋敷線	（主）盛岡環状線（商工会前交差点）～総合公園テニスコート付近	全線	2次
滝沢市道 中鶴飼上ノ山線	（主）盛岡環状線（ビッグルーフ入口交差点）～総合公園テニスコート付近	全線	2次
花巻市道 城内・大通り一丁目線	（一）山の神西宮野目線（花巻警察署前交差点）～（一）花巻和賀線	全線	1次
花巻市道 里川口・上町線	（一）山の神西宮野目線（里川口交差点）～花巻市上町15	全線	1次
花巻市道 上町・坂本線	花巻市上町15～花巻市役所	全線	1次
花巻市道 吹張町・城内線	（一）花巻和賀線～花巻市役所	全線	1次
花巻市道 役場庁舎入口線	花巻市石鳥谷町八幡第4地割105～（一）中寺林犬淵線	全線	2次

路線名	指定区間	供用区間	備考
花巻市道 役場庁舎南廻線	花巻市石鳥谷町八幡第4地割103-4～花巻北消防署	全線	2次
花巻市道 瀬畑口・下根子線	(一)山の神西宮野目線(瀬畑口交差点)～花巻市南諏訪町7-4	全線	2次
花巻市道 南諏訪町横断幹線	花巻市南諏訪町7-4～花巻市南諏訪町17-14	全線	2次
花巻市道 不動・下根子線	(一)花巻和賀線～花巻市南諏訪町17-14	全線	2次
花巻市道 四日町三丁目中央線	(一)山の神西宮野目線(四日町交差点)～(一)花巻停車場花巻温泉郷線(四日町三丁目交差点)	全線	2次
花巻市道 材木町・山の神線	花巻市消防本部(花巻中央消防署)～(主)花巻大曲線	全線	2次
花巻市道 吹張町・滝ノ沢線	花巻市末広町105～花巻市消防本部(花巻中央消防署)	全線	2次
花巻市道 鍛冶町・末広町線	花巻市末広町105～(一)花巻和賀線	全線	2次
北上市道 九年橋藤沢線	107号(北上市本石町1丁目5番23号)～(一)相去飯豊線	全線	1次
北上市道 大曲大天満線	北上市芳町1番1号～北上市芳町8番	全線	1次
北上市道 川原町線	4号(北上市北鬼柳:北上警察署口交差点)～(一)相去飯豊線	全線	1次
北上市道 上河原常磐台線	107号(北上市新穀町交差点)～北上市芳町8番	全線	1次
北上市道 2093208号線	4号(北上市村崎野17地割326番地2)～<市>飯豊和田線	全線	1次
北上市道 常盤台藤沢線	4号(北上市藤沢18地割102番地23)～北上市藤沢15地割176番地1	全線	1次
北上市道 飯豊和田線	107号(北上市北鬼柳18地割)～(一)清水野村崎野線	全線	1次
北上市道 大堤北線	4号(北上市相去町旧館沢43-42)～北上総合運動公園	全線	2次
西和賀町道 館役場前線	107号(西和賀町川尻40地割40番地66)～西和賀町川尻40地割40番地71	全線	2次
西和賀町道 大野南線	(主)盛岡横手線～西和賀さわうち病院	全線	2次
奥州市道 大手通り線	397号(奥州市水沢区水沢区西町2)～(一)佐倉河真城線	全線	1次
奥州市道 川原小路柳町線	総合水沢病院～奥州市水沢区字川原小路11-2	全線	2次
奥州市道 十文字秋成線	343号(奥州市水沢区中田町5)～(一)佐倉河真城線	全線	2次
奥州市道 北上野福原線	(一)佐倉河真城線～奥州市水沢区大鐘町2丁目14	全線	2次
奥州市道 西町下笹森線	397号(奥州市水沢区水沢区西町2)～奥州市胆沢区小山字下笹森106-4	全線	1次
奥州市道 南上野桜屋敷線	県立胆沢病院～<市>西町下笹森線	全線	1次
奥州市道 中町小境線	456号(奥州市江刺区大通り5)～奥州市江刺区西大通り91-2	全線	2次
奥州市道 南八日市新地野線	(主)水沢米里線～456号(奥州市江刺区岩谷堂:川原崎交差点)	全線	2次
奥州市道 高縁相馬檀線	国保まごころ病院～397号(奥州市胆沢区若柳下松原97)	全線	2次
奥州市道 下萱刈窪鶴田線	(主)前沢北上線～奥州市胆沢区南都田字小十文字160	全線	2次
金ヶ崎町道 谷来浦・南町線	(一)江刺金ヶ崎線～金ヶ崎町西根南町30	全線	2次
金ヶ崎町道 役場中央線	金ヶ崎町西根南町30～金ヶ崎町西根南町22-1	全線	2次
金ヶ崎町道 南荒巻・医者屋敷線	4号(金ヶ崎町三ヶ尻:勘九郎東交差点)～金ヶ崎町西根大平	全線	2次
金ヶ崎町道 大平線	金ヶ崎町西根森山31～金ヶ崎町西根大平	全線	2次
金ヶ崎町道 南花沢・前野線	4号(金ヶ崎町三ヶ尻:金ヶ崎工業団地口交差点)～金ヶ崎町西根森山	全線	2次
金ヶ崎町道 森山3号線	金ヶ崎町西根森山・西根大沢～金ヶ崎町西根森山・西根森	全線	2次
金ヶ崎町道 森山5号線	金ヶ崎町西根森山・西根森～金ヶ崎町西根森山	全線	2次
一関市道 中央町三反田線	(一)一関平泉線～一関市銅谷町204-3	全線	1次
一関市道 朴中里線	(一)一関北上線～一関市竹山町5-1	全線	1次
一関市道 東工業団地線	(主)一関大東線～一関市狐禅寺字大平133	全線	1次
一関市道 狐禅寺太平線	一関市狐禅寺字大平133～一関市滝沢字宮田118-19 一関市滝沢字宮田118-19～一関市滝沢字宮田118-88	全線 全線	1次 1次
一関市道 狐禅寺太平2号線	一関市狐禅寺字大平131～一関市狐禅寺字大平118-19	全線	1次
一関市道 泥田立沢線	一関市山目字泥田21-1～342号(一関市山目字泥田20-9)	全線	2次
一関市道 川内本線	一関市大東町大原字立町87-1～(主)江刺室根線	全線	2次
一関市道 立町線	一関市大東町大原字立町1-1～343号(一関市大東町大原字町裏119-3)	全線	2次
一関市道 大原洪民線	一関市大東町洪民字大洞地11-2～343号(一関市大東町洪民字横張4-8)	全線	2次
一関市道 北方館山線	456号(一関市千厩町千厩字町230)～一関市千厩町千厩字北方16-2	全線	2次
一関市道 北方線	一関市千厩町千厩字北方16-2～一関市千厩町千厩字北方16-3	全線	2次
一関市道 千厩新町北方線	456号(一関市千厩町千厩字町60-1)～一関市千厩町千厩字北方22-5	全線	2次
一関市道 駒場横井田線	一関千厩町千厩字横井田70-7～456号(一関千厩町千厩字横井田66-5)	全線	2次
一関市道 千厩病院線	一関千厩町千厩字横井田70-7～一関市千厩町千厩字上駒場87-3	全線	2次
一関市道 多目的グラウンド線	一関千厩町千厩字草井沢32-10～一関千厩町千厩字草井沢32-10	全線	2次
一関市道 萩の森団地線	一関千厩町千厩字草井沢32-10～一関千厩町千厩字草井沢32-10	全線	2次
一関市道 駒場金田線	一関市千厩町千厩字上駒場106-1～一関市千厩町千厩字中駒場19-6	全線	2次
一関市道 中駒場線	一関市千厩町千厩字上駒場120-5～一関市千厩町千厩字中駒場14-1	全線	2次
一関市道 千厩奥玉線	284号(一関市千厩町千厩字下駒場174-4)～一関市千厩町千厩字上駒場152-2	全線	2次
一関市道 駒場広域道路線	284号(一関市千厩町千厩字上駒場285-8)～一関市千厩町千厩字上駒場360-9	全線	2次
一関市道 郷ノ里五輪堂線	(一)若柳花泉線～一関市花泉町桶津字下原78-1	全線	2次
平泉町道 役場線	(主)平泉巖美溪線～平泉町平泉字志羅山43-2	全線	2次
陸前高田市道 栃ヶ沢7号線	陸前高田市竹駒町字栃ヶ沢47-14～陸前高田市竹駒町字栃ヶ沢47-13	全線	2次
陸前高田市道 栃ヶ沢8号線	陸前高田市竹駒町字栃ヶ沢47-13～陸前高田市高田町字鳴石38-2	全線	2次
陸前高田市道 相川鳴石線	340号(陸前高田市竹駒町字相川204-6)～陸前高田市高田町字鳴石52-11	全線	2次
陸前高田市道 鳴石和野線	陸前高田市高田町字鳴石52-11～陸前高田市高田町字西和野40-1	全線	2次

路線名	指定区間	供用区間	備考
陸前高田市道 水上線	陸前高田市高田町字中和野32～陸前高田市高田町字中和野22	全線	2次
陸前高田市道 高畑相川線	陸前高田市高田町字中和野22～陸前高田市米崎町字野沢82-1	全線	2次
陸前高田市道 野沢西の沢線	陸前高田市米崎町字野沢89-1～陸前高田市米崎町字野沢12-1	全線	2次
陸前高田市道 神田線	45号(陸前高田市米崎町字川内1-4)～陸前高田市米崎町字川向1-1	全線	2次
陸前高田市道 湊漁港線	(一)長部漁港線～陸前高田市気仙町字湊109	全線	2次
大船渡市道 合同庁舎前線	45号(大船渡市猪川町:大船渡合庁前交差点)～大船渡地区合同庁舎	全線	2次
大船渡市道 田茂山明神前線	45号(大船渡市盛町字下館下22-4)～大船渡市大船渡町字山馬越31-4	全線	1次
大船渡市道 県立大船渡病院線	大船渡市大船渡町字山馬越20-2～県立大船渡病院	全線	1次
大船渡市道 綾里線	大船渡市三陸町綾里字石浜77-22～(主)大船渡綾里三陸線	全線	2次
大船渡市道 中村線	(一)崎浜港線～大船渡市三陸町越喜来字杉下90-2	全線	2次
大船渡市道 崎浜旧支線	大船渡市三陸町越喜来字杉下85-3～大船渡市三陸町越喜来字杉下83-1	全線	2次
大船渡市道 旧崎浜線	大船渡市三陸町越喜来字杉下84-7～大船渡市三陸町越喜来字浪板14-6	全線	2次
大船渡市道 根白元屋敷線	大船渡市三陸町吉浜字根白85-4～(一)吉浜上荒川線	全線	2次
大船渡市道 扇洞根白線	大船渡市三陸町吉浜字根白94-2～根白漁港	全線	2次
住田町道 役場別当線	107号(住田町世田米川向)～住田町世田米字川向87-7	全線	2次
住田町道 役場前線	住田町世田米字川向87-7～住田町世田米字川向22-5	全線	2次
住田町道 清水沢上和野線	住田町世田米字川向22-5～107号(住田町世田米川向)	全線	2次
遠野市道 一日市新町線	(一)遠野住田線～遠野地区合同庁舎	全線	2次
遠野市道 一日市新張線	283号・340号(遠野市松崎町白岩15地割)～<市>穀町仲町通り線(穀町1地割交差点)	全線	2次
遠野市道 穀町仲町通り線	遠野警察署～(一)遠野停車場線	全線	2次
遠野市道 上組町青笹線	遠野市上組町15-2～<市>東館上組町線(上組町12地割交差点)	全線	2次
遠野市道 東館上組町線	遠野警察署～<市>上組町青笹線(上組町13地割交差点)	全線	2次
釜石市道 大町只越町1号線	釜石市只越町3丁目～釜石市只越町1丁目	全線	1次
釜石市道 只越天神町線	(主)釜石港線～釜石市只越町3丁目	全線	1次
釜石市道 松倉4号線	283号(釜石市野田町2丁目)～県立釜石病院	全線	1次
釜石市道 小佐野町8号線	283号(釜石市小佐野町1丁目)～釜石市小佐野町1丁目	全線	2次
釜石市道 小佐野町1号線	釜石市小佐野町1丁目～釜石市小佐野町4丁目	全線	2次
釜石市道 野田向定内線	釜石市定内町2丁目～釜石市定内町2丁目	全線	2次
釜石市道 向定内11号線	釜石市定内町2丁目～釜石市定内町4丁目	全線	2次
釜石市道 小佐野町大沢線	釜石市小佐野町4丁目～釜石市定内町2丁目 釜石市定内町4丁目～独立行政法人国立病院機構釜石病院	全線 全線	2次 2次
釜石市道 鈴子町中央線	283号(釜石市鈴子町8)～釜石市鈴子町8	全線	2次
釜石市道 鈴子町中妻線	釜石市鈴子町14～釜石市鈴子町13	全線	2次
釜石市道 鈴子町北線	釜石市鈴子町15～釜石市鈴子町13	全線	2次
釜石市道 鈴子町1号線	283号(釜石市鈴子町9)～釜石市鈴子町15	全線	2次
釜石市道 八雲町1号線	283号(釜石市:釜石警察署入口交差点)～釜石警察署	全線	2次
釜石市道 大平工業団地2号線	45号(釜石市大平町4丁目)～岩手オイルターミナル	全線	2次
釜石市道 鶴住居9号線	45号(釜石市両石町)～両石漁港	全線	2次
大槌町道 花輪田寺野線	(一)大槌小鎚線～大槌町小鎚第22地割字中川原	全線	2次
大槌町道 寺野線	大槌町小鎚第21地割109番内29～県立大槌病院	全線	2次
大槌町道 小鎚線	(一)大槌小鎚線～大槌町小鎚第21地割109番内29	全線	2次
大槌町道 源水迫又線	大槌消防署～(主)大槌小国線	全線	2次
大槌町道 大ケ口線	大槌消防署～<町>末広町沢山1号線(大槌町末広町交差点)	全線	2次
大槌町道 末広町沢山1号線	<町>大ケ口線(大槌町末広町交差点)～(主)大槌小国線	全線	2次
宮古市道 山口地区6号線	(一)宮古岩泉線～宮古市五月町1-1地先	全線	2次
宮古市道 山口地区23号線	宮古市五月町1-1地先～宮古地区広域行政組合消防本部	全線	2次
宮古市道 山口地区1号線	(一)宮古岩泉線～宮古地区合同庁舎	全線	2次
宮古市道 藤の川1号線	45号(宮古市藤の川1)～宮古市藤の川3-8地先	全線	2次
宮古市道 藤の川7号線	宮古市藤の川3-8地先～三陸国道事務所	全線	2次
宮古市道 小佐原1号線	45号(宮古市佐原3丁目)～<市>小佐原2号線	全線	1次
宮古市道 小佐原2号線	<市>小佐原1号線～県立宮古病院	全線	1次
宮古市道 市街地16号線	45号(宮古市田老1丁目)～宮古市田老字川向158-3地先	全線	2次
宮古市道 市街地47号線	宮古市田老字川向158-3地先～田老漁港	全線	2次
宮古市道 重茂港線	(一)重茂半島線～重茂漁港	全線	2次
宮古市道 小堀内新田線	45号(岩手県宮古市田老小堀内33)～たろう北IC	全線	2次
宮古市道 北部環状線	45号(宮古市佐原3丁目)～(主)宮古岩泉線	全線	1次
山田町道 織笠・外山線	45号(下閉伊郡山田町織笠12-2-9)～下閉伊郡山田町織笠14-29-3	全線	2次
山田町道 細浦・柳沢線	下閉伊郡山田町織笠14-29-3～下閉伊郡山田町織笠14-4-1	全線	2次
岩泉町道 中家線	455号(岩泉町岩泉中家45)～<町>惣畑線	全線	2次
岩泉町道 惣畑線	<町>中家線～岩泉町役場	全線	2次
田野畑村道 田野畑平井賀線	45号(下閉伊郡田野畑村145番7地先)～45号(下閉伊郡田野畑村123番3地先)	全線	2次
久慈市道 東駅前線	久慈市川崎町第1地割67-1～久慈市川崎町第1地割66-37	全線	1次

路線名	指定区間	供用区間	備考
久慈市道 久慈駅東口線	久慈市川崎町第1地割66-37～久慈市川崎町第2地割1-16	全線	1次
久慈市道 二十八日町新井田線	281号(久慈市二十八日町一丁目1)～久慈市表町第1地割59-20	全線	1次
	久慈市田屋町第2地割50-5～久慈IC	全線	1次
久慈市道 下長内旭町線	久慈市川崎町第2地割1-16～久慈市旭町第7地割41-1	全線	1次
	久慈市長内町第27地割30-3～久慈市川崎町第3地割8-7	全線	2次
久慈市道 門前源道2号線	久慈市旭町第9地割56-3～県立久慈病院	全線	1次
久慈市道 広美町海岸線	久慈市長内町第27地割30-8～45号(久慈市長内町:長内トンネル北交差点)	全線	2次
	45号(久慈市長内町第34地割19-2)～久慈市長内町第37地割15-10	全線	1次
久慈市道 久慈夏井線	281号(久慈市八日町二丁目37)～281号(久慈市十八日町二丁目1)	全線	2次
洋野町道 種市駅前十号線	種市第23地割字小橋27番81～種市第23地割27番2	全線	2次
洋野町道 種市駅前八号線	種市第23地割27番2～種市第23地割27番2	全線	2次
洋野町道 種市漁港線	45号(種市第18地割字小路合64番1)～種市第18地割字小路合47番1	全線	2次
野田村道 北区線	45号(野田村野田:野田港入口交差点)～(一)野田山形線	全線	2次
野田村道 役場前線	(一)野田山形線～野田村役場	全線	2次
二戸市道 枋ノ木市民会館線	(主)二戸九戸線～二戸市石切所字荷渡14-4地先	全線	2次
二戸市道 枋ノ木中道線	二戸市石切所字前小路62-3地先～二戸市石切所字荷渡14-4地先	全線	2次
二戸市道 大村前小路線	二戸市石切所字前小路62-3地先～(主)二戸五日市線	全線	2次
二戸市道 下川又中村線	(主)二戸九戸線～二戸市役所	全線	1次
二戸市道 上田面1号線	4号(二戸市金田一字上田面46-3地先)～二戸消防署・二戸警察署	全線	2次
二戸市道 諏訪前2号線	4号(二戸市石切所字諏訪前63-2)～(主)二戸五日市線	全線	2次
二戸市道 矢沢線	(一)二戸一戸線～395号(二戸市仁左平字矢沢76-1地先)	全線	1次
二戸市道 長嶺上東線	(一)二戸軽米線～二戸市堀野字上東72-1地先	全線	2次
二戸市道 大沢倉小清水線	二戸市堀野字上東72-1地先～二戸市福岡字大平70-4地先	全線	2次
二戸市道 福岡大平線	二戸市福岡字大平70-4地先～二戸市労働環境施設運動公園	全線	2次
軽米町道 役場沢線	(一)二戸軽米線～九戸郡軽米町大字軽米第10地割3番	全線	2次
軽米町道 蓮台野橋大町線	(一)二戸軽米線～九戸郡軽米町大字軽米第8地割105番9	全線	2次
軽米町道 大町向川原蓮台野橋線	九戸郡軽米町大字軽米第8地割108番2～(主)戸呂町軽米線	全線	2次
軽米町道 軽米病院脇線	九戸郡軽米町大字軽米第2地割54番1 ～395号(九戸郡軽米町大字上館第14地割1番3)	全線	2次
軽米町道 軽米病院線	九戸郡軽米町大字上館第1地割73番9～九戸郡軽米町大字軽米第2地割54番1	全線	2次
軽米町道 岩崎外川目線	395号(九戸郡軽米町大字上館第14地割43番2) ～九戸郡軽米町大字上館第1地割73番8	全線	2次
一戸町道 袋町沢田線	(一)二戸一戸線～一戸町岩館字沢田48-1	全線	2次
一戸町道 根反線	(一)二戸一戸線～一戸町岩館字沢田48-1	全線	2次
一戸町道 平田沢関屋線	(一)一戸浄法寺線～一戸町総合運動公園	全線	2次

3-6-2 岩手県緊急輸送道路網図

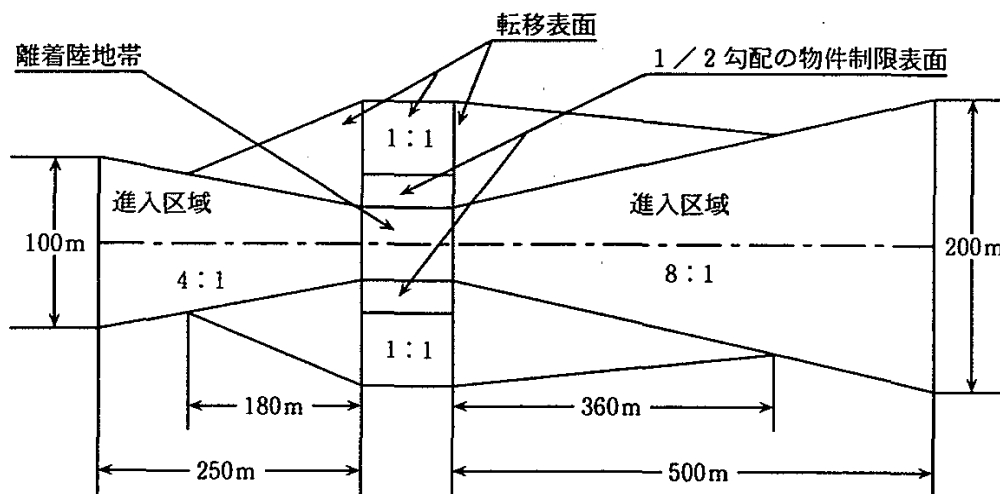


3-6-3 飛行場外離着陸場の設置基準

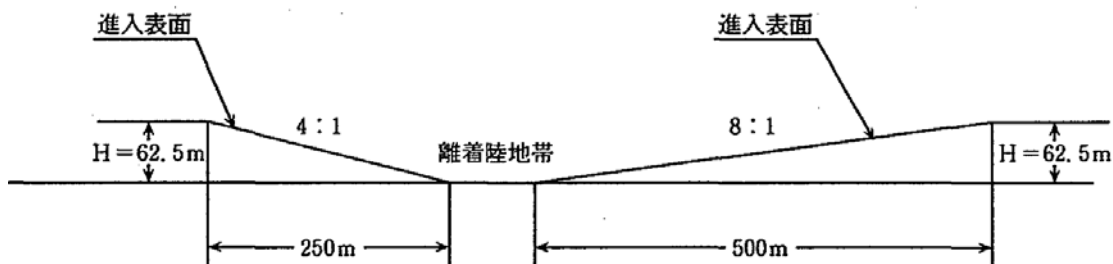
回転翼航空機の場合の進入区域，進入表面，転移表面の略図

(ア) 一般

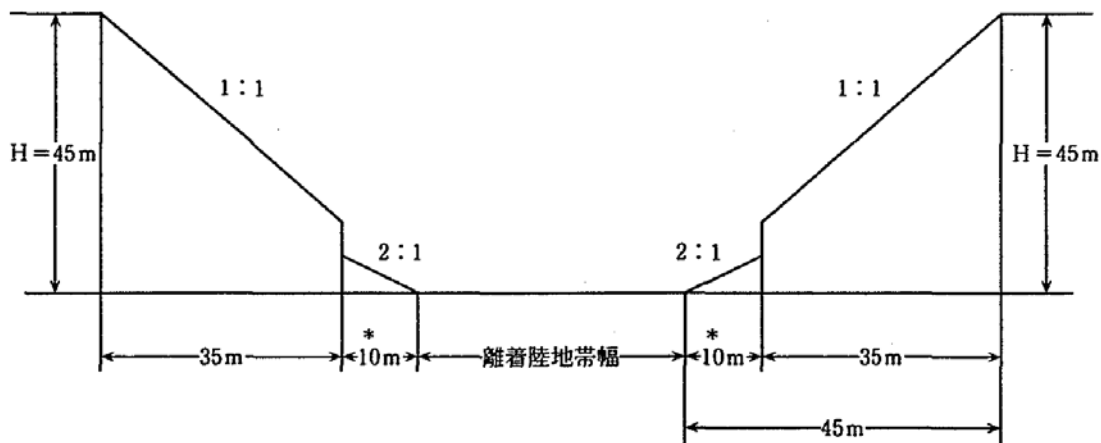
① 平面図



② 進入表面断面図



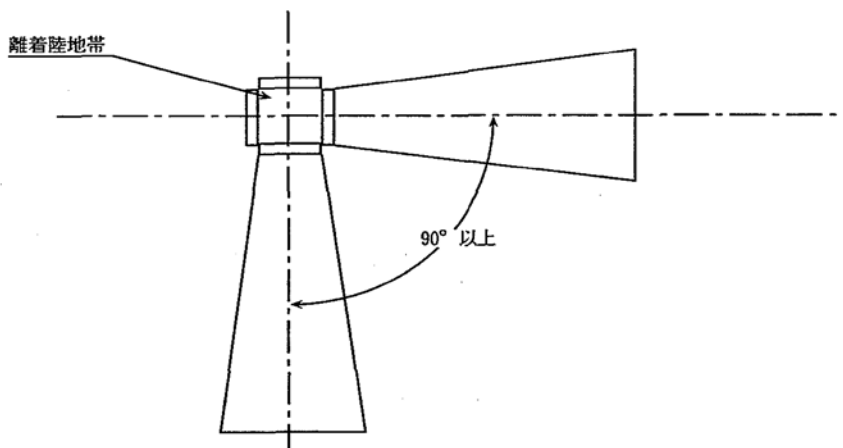
③ 転移表面断面図



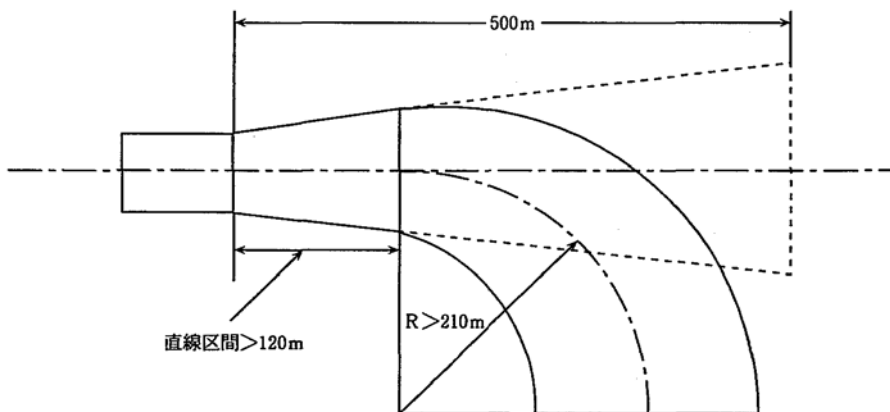
* 離着陸地帯の外側10メートルの範囲内に1/2勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

[進入区域，進入表面の特例]

① 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域，進入表面



② わん曲した進入経路，出発経路の場合の進入区域，進入表面

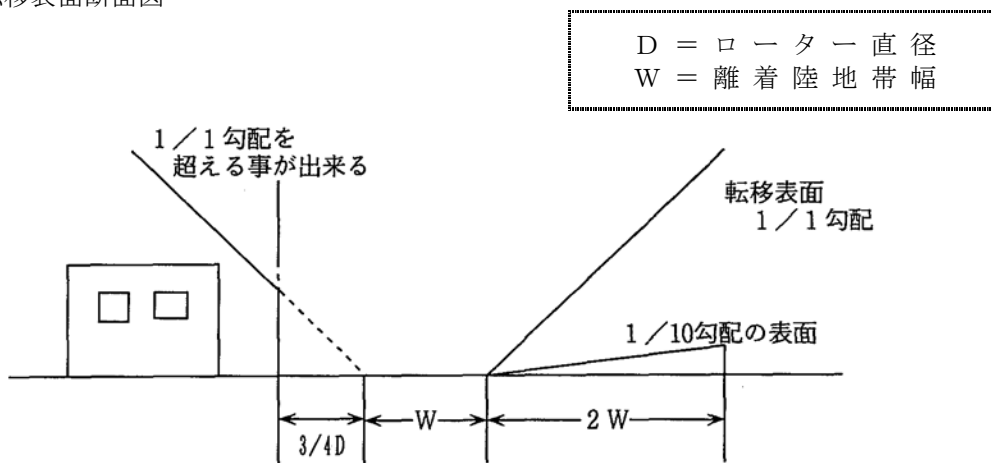


* 進入表面の勾配は，中心線上での勾配とする。

* Rは210メートル以上とする。

[転移表面の特例（一方の転移表面の勾配が1/1を超えることができる場合）]

* 転移表面断面図

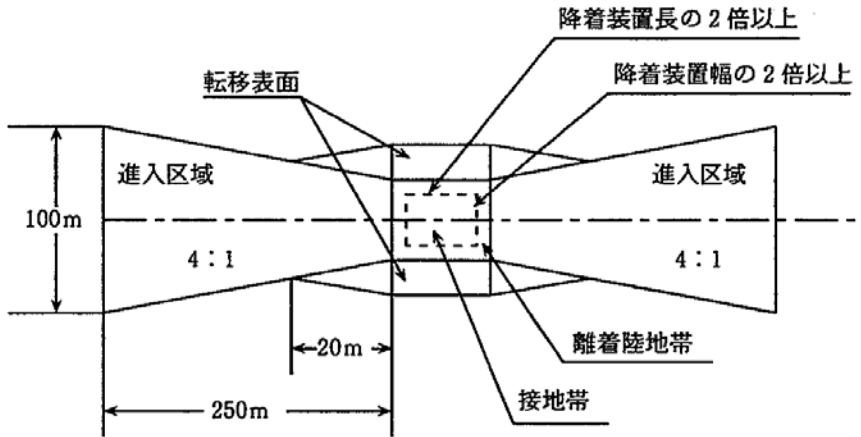


$3/4D$ の範囲内で離着陸地帯の最高点を含む水平面より上に出る物件がないこと。

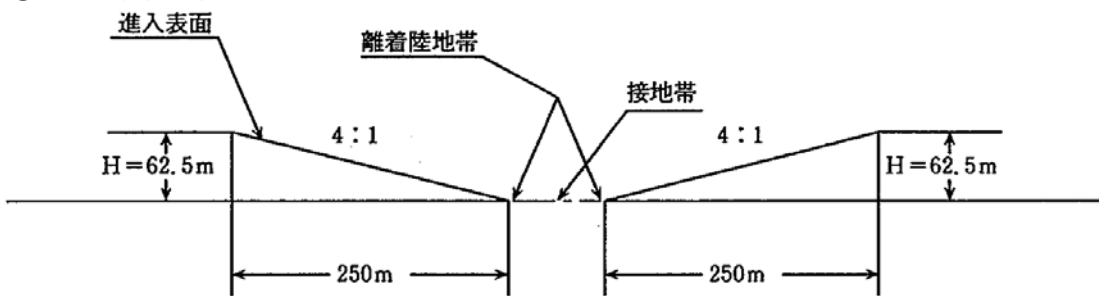
$2W$ の範囲内は1/10勾配の表面の上に出る高さの物件のないこと。

(イ) 山岳地，農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合（特殊地域）

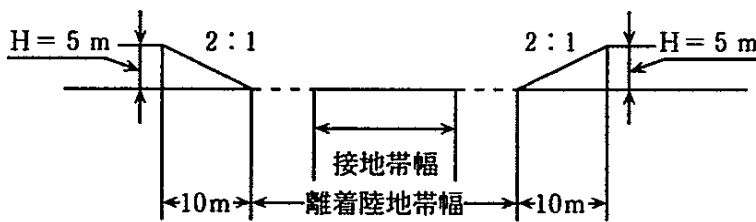
① 平面図



② 進入表面断面図

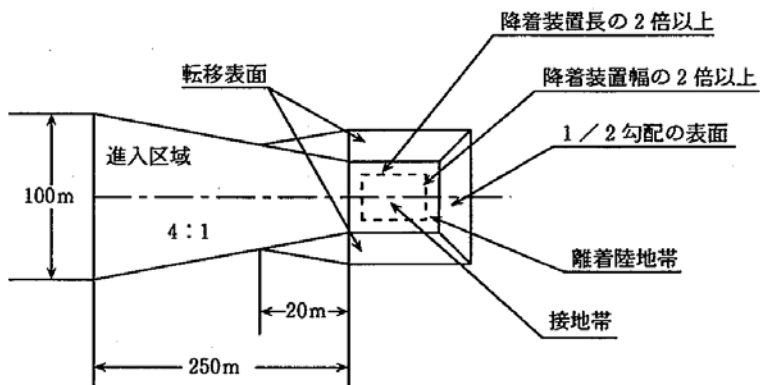


③ 転移表面断面図

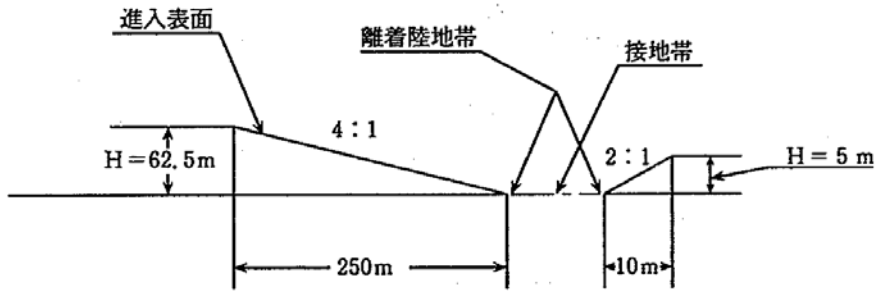


[進入区域が1方向しか確保できない場合の進入表面，転移表面の特例]

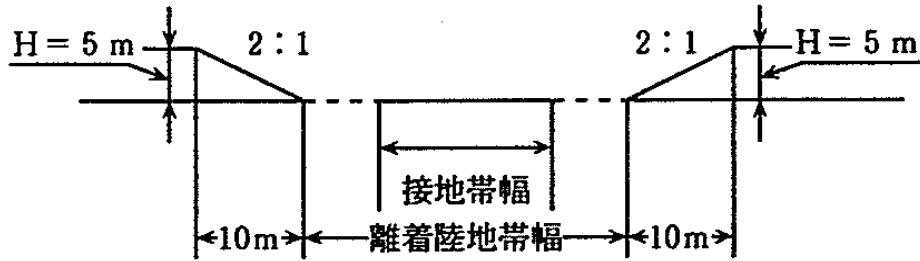
① 平面図



② 進入表面断面図

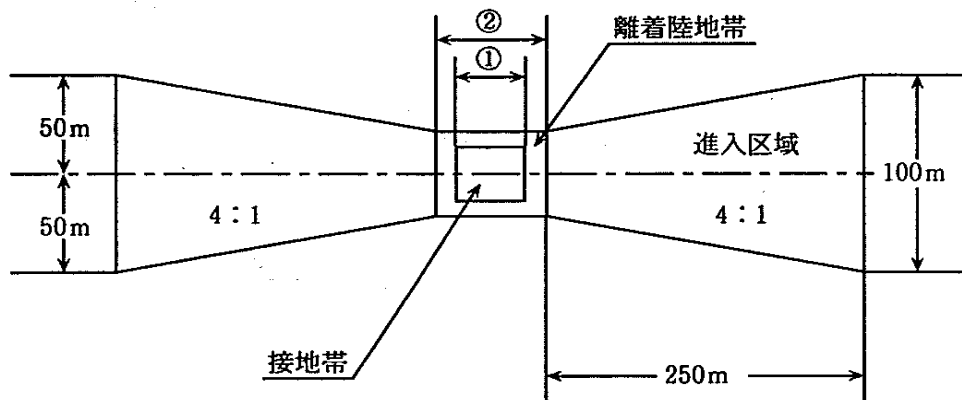


③ 転移表面断面図



(ウ) 災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

① 平面図

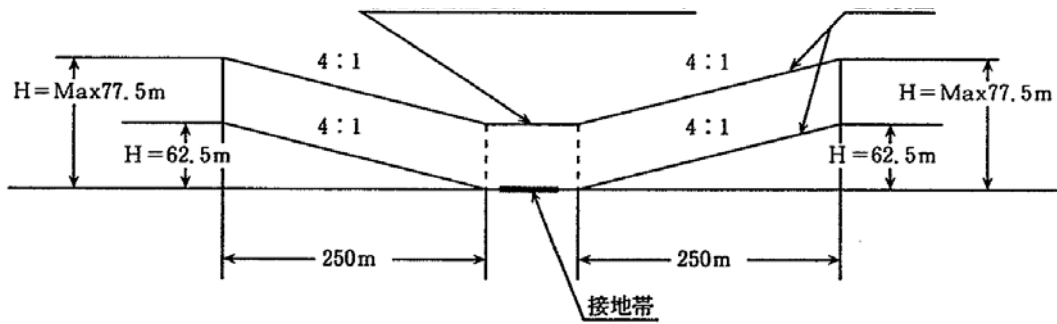


- ① 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
- ② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。
 *全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。
 *離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

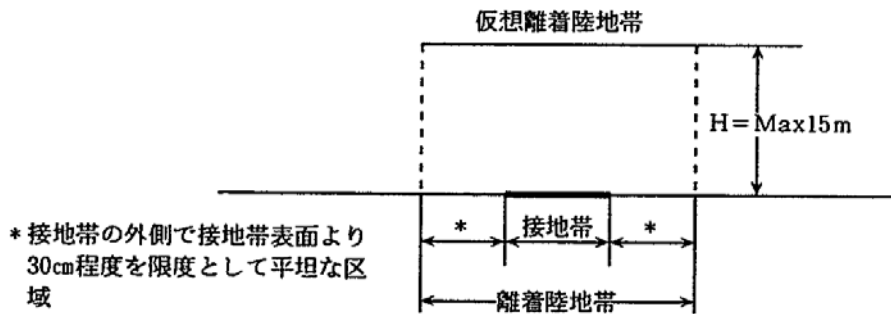
② 進入表面断面図

仮想離着陸地帯 (H=Max15m)

進入表面

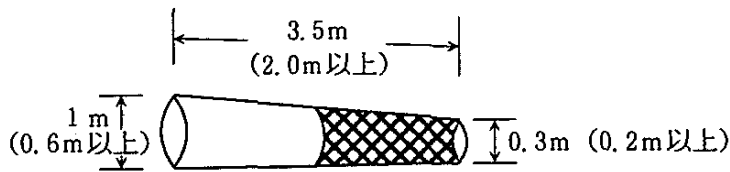


③ 転移表面断面図
(転移表面は設定せず)



- (2) 吹流し等
ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹流し又は旗をたてること。

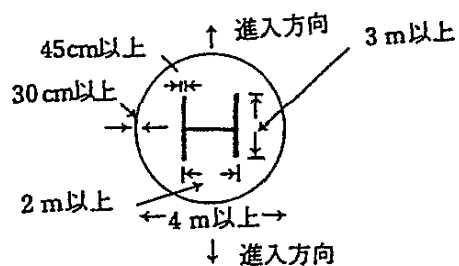
吹流しの基準



※()内は陸上ヘリポート、水上ヘリポートの場合

- (3) 着陸中心点
着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を標示して着陸中心点を示すこと。

H記号の基準



- (4) 危険予防の措置
 - A 離着陸地帯への立入禁止措置
離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。
 - B 防塵措置
表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。
 - C 重量計の準備
物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

- (5) 飛行場外離着陸場の現況
市町村における飛行場外離着陸場の現状は、資料編3-6-4のとおりである。

3-6-4 飛行場及び飛行場外離着陸場一覧（県調査）

平成30年10月1日現在

飛行場外離着陸場

注：座標の欄のNは北緯，Eは東経を表す。

市町村名	離着陸場名	地名・地番	座標		長さ×幅 (m)	避難場 所指定 の有無	津波によ る 浸水が予 想
			世界測地系 WGS 84				
盛岡市	盛岡太田橋グラウンド	盛岡市 下厨川字稲荷9他	N 39° 42' 14"	E 141° 07' 01"	400 110		
	盛岡南大橋下流	盛岡市 東仙北地内	N 39° 40' 58"	E 141° 09' 35"	200 80		
	盛岡都南大橋下流	盛岡市 三本柳北上川河川公園	N 39° 39' 31"	E 141° 10' 14"	110 130		
	盛岡競馬場C駐車場	盛岡市 新庄字上八木田10番	N 39° 41' 35"	E 141° 12' 58"	200 100	有	
	県営運動公園陸上競技場	盛岡市 みたけ一丁目10番1号	N 39° 44' 19"	E 141° 07' 16"	185 120	有	
	盛岡市立見前南中学校	盛岡市 西見前第16地割73番	N 39° 38' 36"	E 141° 09' 39"	100 80	有	
	国土交通省津志田河川 防災ステーションヘリポート	盛岡市 向中野新田地先	N 39° 39' 29"	E 141° 10' 14"	23 20		
	盛岡市渋民文化会館 (姫神ホール)	盛岡市 渋民字鶴塚55番地1	N 39° 50' 58"	E 141° 10' 06"	150 75	有	
	高松公園	盛岡市 上田字堤頭	N 39° 43' 40"	E 141° 08' 47"	125 155		
	盛岡中央公園	盛岡市 本宮字姥屋敷外	N 39° 41' 42"	E 141° 07' 33"	146 103		
八幡平市	八幡平市総合運動公園 陸上競技場	八幡平市 大更第37地割105番地2	N 39° 55' 53"	E 141° 05' 50"	38 70		
	岩手山焼走り 国際交流村	八幡平市 平笠第24地割720-2	N 39° 52' 36"	E 141° 02' 26"	290 130		
	鬼清水球技場	八幡平市 野駄第3地割360番地	N 39° 56' 55"	E 141° 01' 44"	200 100		
	八幡平市ラグビー場	八幡平市 寄木第7地割3番地1	N 39° 55' 19"	E 140° 59' 39"	200 100		
	八幡平市さくら公園	八幡平市 柏台一丁目27	N 39° 55' 15"	E 140° 58' 26"	200 100		
	中山ラグビー場	八幡平市 寄木第2地割512番地	N 39° 55' 43"	E 141° 00' 24"	100 150		
	八幡平市松尾総合運動公園 多目的広場	八幡平市 野駄第7地割地内	N 39° 56' 30"	E 141° 02' 59"	100 60		
	安比高原スキー場 駐車場	八幡平市 安比高原117-1	N 40° 00' 12"	E 140° 58' 18"	300 400		
	八幡平市 安代総合グラウンド	八幡平市 寺志田110	N 40° 05' 32"	E 141° 02' 42"	130 120		
	八幡平市田山グラウンド	八幡平市 馬場下夕46-1	N 40° 08' 26"	E 140° 57' 30"	180 85	有	
雫石町	岩手高原スノーパーク	岩手郡雫石町 大字長山字岩手山	N 39° 48' 47"	E 140° 57' 56"	200 200		
	雫石町宮鶯宿運動場	岩手郡雫石町 南畑字男助山地内	N 39° 38' 34"	E 140° 56' 26"	100 180		
	雫石町総合運動公園 陸上競技場	岩手郡雫石町 高前田107	N 39° 41' 58"	E 140° 57' 47"	175 110	有	
	中央家畜市場駐車場	岩手郡雫石町 七ツ森20-1	N 39° 41' 44"	E 140° 59' 42"	118 40		
	雫石町宮 西山運動場	岩手郡雫石町 長山猿子地内	N 39° 44' 00"	E 140° 57' 56"	90 110		
	旧西根小学校	岩手郡雫石町 西根上駒木野320	N 39° 44' 25"	E 140° 57' 08"	100 95		
ふれあい交流センター 多目的グラウンド	岩手郡葛巻町 葛巻第5地割70	N 40° 02' 58"	E 141° 27' 45"	70 100	有		

葛巻町	旧冬部小学校	岩手郡葛巻町 田部字境ノ沢44	N 40° 07' 21" E 141° 22' 47"	110 100	有	
	葛巻町立小屋瀬中学校	岩手郡葛巻町 葛巻第28地割76-70	N 39° 59' 16" E 141° 23' 55"	120 100	有	
	葛巻町立江刈中学校	岩手郡葛巻町 江刈第16地割54-2	N 40° 00' 13" E 141° 29' 15"	135 115	有	
	葛巻町立葛巻小学校	岩手郡葛巻町 葛巻第12地割37番地1	N 40° 02' 22" E 141° 26' 24"	120 90		
岩手町	佐藤弘吉所有休耕田	岩手郡岩手町 大字川口第26地割25番地1	N 39° 53' 46" E 141° 18' 07"	300 110		
	県立 沼宮内高等学校	岩手郡岩手町 大字五日市10-4	N 39° 58' 13" E 141° 12' 42"	90 60	有	
滝沢市	雫石川原市営グラウンド	滝沢市 大釜中瀬53	N 39° 42' 06" E 141° 04' 31"	200 300		
	陸上自衛隊岩手駐屯地 総合グラウンド	滝沢市 後268-433	N 39° 50' 12" E 141° 06' 16"	100 50		
	国立岩手山青少年交流の家	滝沢市 後292	N 39° 49' 34" E 141° 05' 25"	200 300		
	岩手産業文化センター	滝沢市 砂込389-20	N 39° 48' 32" E 141° 07' 48"	250 120		
	岩手山馬返し駐車場	滝沢市 岩手山268-6	N 39° 49' 57" E 141° 02' 27"	90 80		
	滝沢総合公園 多目的広場	滝沢市 鶉飼御庭田1番地1	N 39° 43' 56" E 141° 04' 15"	80 45	有	
紫波町	紫波場外 (桜町河川グラウンド)	紫波郡紫波町 桜町下川原地内	N 39° 32' 56" E 141° 10' 28"	150 120		
	ラ・フランス温泉館 多目的広場	紫波郡紫波町 小屋敷字新在家90番地	N 39° 34' 23" E 141° 05' 05"	100 70	有	
矢巾町	消防学校	紫波郡矢巾町 大字藤沢第3地割117-1	N 39° 37' 08" E 141° 09' 43"	200 100		
	矢巾町総合グラウンド	紫波郡矢巾町 大字煙山6-152	N 39° 36' 51" E 141° 05' 31"	160 120		
一関市	一関河川防災ステーション	一関市 中里字沖田47	N 38° 56' 49" E 141° 08' 05"	20 19		
	一関市運動公園 陸上競技場	一関市 真柴字宮沢	N 38° 55' 07" E 141° 07' 30"	150 100	有	
	磐井川緑地公園	一関市 青葉2丁目地先	N 38° 55' 50" E 141° 07' 46"	450 40	有	
	須川高原温泉	一関市 巖美町字祭時山国有林46林班ト号	N 38° 58' 47" E 140° 46' 10"	70 70		
	一関健康の森 第2駐車場	一関市 巖美町字祭時	N 39° 00' 35" E 140° 51' 49"	130 65		
	一関IC	一関市赤萩鶴巻48	N 38° 56' 18" E 141° 06' 09"	40 40		
	岩手県立磐井病院HP	一関市狐禅寺字大平17	N 38° 56' 04" E 141° 10' 15"	45 20		
	花泉空中消火基地	一関市 花泉町花泉字伊勢沢21番地	N 38° 50' 05" E 141° 10' 01"	200 40		
	一関市立 花泉中学校	一関市 花泉町涌津字古川8	N 38° 49' 52" E 141° 11' 14"	120 120	有	
	千厩多目的グラウンド 運動広場	一関市 千厩町千厩字草井沢32-2	N 38° 55' 47" E 141° 20' 36"	118 158	有	
	一関東消防署	一関市 千厩町千厩字上駒場360-9	N 38° 55' 31" E 141° 21' 31"	120 80		
	駒場交流公園	一関市 千厩町千厩字上駒場404	N 38° 55' 55" E 141° 21' 22"	64 55		
	一関市立 奥玉小学校	一関市 千厩町奥玉字宿下94-1	N 38° 57' 16" E 141° 22' 30"	120 100	有	
	砂鉄川大明神公園	一関市 大東町大原字有南田209-1地先	N 39° 00' 53" E 141° 23' 23"	100 30		
	大東グラウンド	一関市 大東町摺沢字塚ノ沢72	N 39° 00' 23" E 141° 19' 51"	80 90		

	一関市東山球場 駐車場	一関市 東山町長坂字西本町212-1	N 38° 59' 49" E 141° 15' 06"	60 40			
	一関市立 室根中学校	一関市 室根町矢越字五反田73-1	N 38° 56' 02" E 141° 26' 04"	160 160	有		
	室根きらめきパーク 多目的広場	一関市 室根町折壁字宝下	N 38° 56' 03" E 141° 26' 50"	120 65	有		
	川崎町運動広場	一関市 川崎町薄衣字法道地152-5	N 38° 53' 55" E 141° 16' 16"	150 150	有		
	川崎町農山村広場	一関市川崎町薄衣字町裏 (北上大橋堤防公園)	N 38° 53' 54" E 141° 16' 05"	100 18			
	川崎防災センター (国土交通省川崎ヘリポート)	一関市 川崎町薄衣字如来地100	N 38° 54' 06" E 141° 15' 43"	20 22			
	大籠コミュニティ体育館 (旧大籠小学校)	一関市 藤澤町大籠字大白1-3	N 38° 48' 04" E 141° 23' 12"	100 100	有		
	並木ヶ丘コミュニティグラウンド	一関市 藤沢町新沼字西風46-10	N 38° 52' 53" E 141° 20' 57"	125 125			
平泉町	国土交通省 一関水防ヘリポート	西磐井郡平泉町 平泉字塩沢地先	N 38° 57' 59" E 141° 07' 37"	23 20			
宮古市	医療の村	宮古市 崎嶽ヶ崎第4地割1	N 39° 39' 38" E 141° 57' 04"	138 55			
	宮古消防署訓練場	宮古市 五月町2-1	N 39° 38' 49" E 141° 56' 48"	130 60	有		
	宮古市立 崎山中学校	宮古市大字崎山 第3地割字トロの木1-1	N 39° 40' 44" E 141° 57' 42"	130 100	有		
	三陸病院グラウンド	宮古市大字田鎖第12地割 字糸濱場94-1-2	N 39° 37' 45" E 141° 53' 51"	100 100			
	閉伊川スポーツ公園 (左岸)	宮古市 宮古第7地割字中川原	N 39° 38' 08" E 141° 56' 53"	700 150		浸水	
	閉伊川スポーツ公園 (右岸)	宮古市 宮古第7地割字中川原	N 39° 38' 01" E 141° 56' 49"	700 150		浸水	
	県立 宮古高等学校	宮古市 宮町二丁目2-1	N 39° 38' 12" E 141° 56' 50"	120 120			
	県立 宮古商業高等学校	宮古市 磯鶏三丁目5-1	N 39° 37' 05" E 141° 57' 34"	160 150			
	宮古市立 河南中学校	宮古市 河南一丁目1-1	N 39° 37' 18" E 141° 57' 16"	150 120	有		
	老木グラウンド	宮古市 老木11地割	N 39° 37' 45" E 141° 53' 10"	300 130			
	合同資源産業 (ラサ工業)	宮古市 小山田1丁目7番地	N 39° 37' 55" E 141° 56' 48"	200 200			
	県立 宮古北高等学校	宮古市 田老字八幡水神43-2	N 39° 43' 46" E 141° 57' 08"	150 120	有		
	新里山村広場	宮古市 刈屋17-6	N 39° 38' 09" E 141° 46' 32"	120 100			
	宮古市立 新里中学校グラウンド	宮古市 刈屋第15-133	N 39° 38' 28" E 141° 46' 25"	110 110	有		
	川井地区河川公園	宮古市 川井2-81	N 39° 35' 50" E 141° 40' 44"	200 50			
	やまびこ産直館	宮古市 川内8-2	N 39° 38' 58" E 141° 35' 21"	120 75			
	宮古市立 旧門馬小学校	宮古市 門馬田代4-10	N 39° 38' 22" E 141° 25' 32"	115 80	有		
	宮古市立 重茂中学校	宮古市 重茂第2地割1番地	N 39° 35' 14" E 142° 01' 10"	90 65			
	山田町	県立 山田高等学校	下閉伊郡山田町 織笠8-6-2	N 39° 27' 00" E 141° 57' 00"	160 170	有	
		山田町立 山田北小学校	下閉伊郡山田町 山田14-21	N 39° 28' 42" E 141° 56' 57"	120 50	有	
山田町立 豊間根小学校		下閉伊郡山田町 豊間根7-58-1	N 39° 31' 33" E 141° 55' 45"	95 65	有		

	山田町立 船越小学校	下閉伊郡山田町 船越10-45	N 39° 25' 39" E 141° 58' 58"	105 80	有	
岩泉町	龍泉洞青少年旅行村 グラウンド	下閉伊郡岩泉町 岩泉字神成12	N 39° 51' 49" E 141° 47' 29"	95 95		
	大牛内育成牧場	下閉伊郡岩泉町 小本字大牛内62-23	N 39° 51' 25" E 141° 56' 59"	500 300		
	岩泉町立 岩泉中学校	下閉伊郡岩泉町 岩泉字一ツ石4	N 39° 50' 58" E 141° 48' 15"	95 92	有	
	ふれあいらんど岩泉	下閉伊郡岩泉町 乙茂字大向48	N 39° 50' 29" E 141° 52' 03"	185 145		
	岩泉町立 有芸小中学校	下閉伊郡岩泉町 上有芸字運名根27-21	N 39° 46' 18" E 141° 48' 37"	120 50	有	
	旧安家中学校	下閉伊郡岩泉町 安家字日陰181	N 39° 59' 01" E 141° 43' 26"	125 65		
	岩泉町立 小川小学校	下閉伊郡岩泉町 袋綿字関屋57-1	N 39° 51' 27" E 141° 40' 54"	90 60	有	
	岩泉町立 釜津田中学校	下閉伊郡岩泉町 釜津田字種倉27-6	N 39° 47' 37" E 141° 35' 33"	90 50	有	
	岩泉町立小本小学校・ 小本中学校屋外運動場	下閉伊郡岩泉町 小本字南中野145	N 39° 50' 21" E 141° 57' 20"	240 78	有	
田野畑 村	田野畑村立 田野畑中学校	下閉伊郡田野畑村 松前沢97	N 39° 55' 18" E 141° 54' 36"	150 90	有	
	田野畑村 臨時防災ヘリポート	下閉伊郡田野畑村 管窪43番地4	N 39° 55' 16" E 141° 54' 06"	64 68		
	小谷木橋グラウンド	奥州市水沢 羽田町字上小谷木地内	N 39° 08' 03" E 141° 10' 40"	80 160		
奥州市	胆沢川桜つつみ広場	奥州市水沢 佐倉河字玉貫地内	N 39° 11' 07" E 141° 07' 24"	500 100		
	県立 水沢商業高等学校	奥州市水沢 土器田1	N 39° 08' 40" E 141° 07' 33"	120 120	有	
	藤橋グラウンド	奥州市水沢 黒石町鶴城	N 39° 05' 26" E 141° 11' 18"	500 320		
	江刺中央運動公園 陸上競技場	奥州市江刺 岩谷堂字松長根2番地	N 39° 12' 10" E 141° 10' 31"	160 100	有	
	田原地区農村広場	奥州市江刺 田原字沢田前48-5	N 39° 09' 07" E 141° 13' 44"	120 100	有	
	伊手スポーツ広場	奥州市江刺 伊手字西風54番地	N 39° 10' 39" E 141° 18' 14"	110 100	有	
	米里地区総合運動場	奥州市江刺 米里字荒谷30-2	N 39° 14' 19" E 141° 18' 51"	130 100	有	
	梁川地区総合運動場	奥州市江刺 梁川字藤渡戸289-3	N 39° 17' 08" E 141° 15' 58"	140 100	有	
	広瀬地区総合運動場	奥州市江刺 広瀬字柿ノ木421-1	N 39° 15' 12" E 141° 12' 36"	140 90	有	
	稲瀬地区総合運動場	奥州市江刺稲瀬 字十文字台249-130	N 39° 13' 57" E 141° 09' 22"	150 100	有	
	奥州市立 江刺東中学校	奥州市江刺 玉里字後沢76-1	N 39° 14' 09" E 141° 14' 47"	135 105	有	
	前沢いきいき スポーツランド	奥州市前沢 字阿部館27-1	N 39° 03' 24" E 141° 08' 23"	100 100		
	旧赤生津小学校	奥州市前沢 生母字田谷49-2	N 39° 01' 59" E 141° 08' 59"	150 100	有	
	前沢分署	奥州市前沢 古城字島田2-1	N 39° 03' 41" E 141° 08' 19"	20 20		
	東洋工機	奥州市胆沢 小山北蛸ノ手5-6	N 39° 06' 42" E 141° 04' 29"	150 50		
	胆沢陸上競技場	奥州市胆沢 南都田字小十文字160	N 39° 07' 22" E 141° 04' 12"	96 94	有	
	県立 水沢高等学校	奥州市胆沢 小山龍ヶ馬場5-1	N 39° 07' 20" E 141° 08' 15"	150 150	有	
	つぶ沼場外	奥州市胆沢 若柳字谷子沢1-1	N 39° 06' 50" E 140° 53' 14"	125 100		

	プーキートレーディング(株) 駐車場	奥州市衣川 字日向59-636	N 39° 02' 05" E 141° 05' 08"	200 75			
	胆沢分署	奥州市胆沢小山字 十文字39-2	N 39° 07' 11" E 141° 03' 37"	98 48			
金ヶ崎町	森山総合公園 陸上競技場	胆沢郡金ヶ崎町 西根森山31-2	N 39° 12' 36" E 141° 05' 33"	150 80	有		
	岩手県農業大学校	胆沢郡金ヶ崎町 六原蟹子沢14	N 39° 14' 12" E 141° 02' 48"	285 90	有		
	東北電力北上ヘリポート	胆沢郡金ヶ崎町 西根字森山19-3	N 39° 12' 24" E 141° 04' 35"	32 60			
	金ヶ崎分署	胆沢郡金ヶ崎町 西根北宿内78-1	N 39° 12' 29" E 141° 05' 43"	100 49			
花巻市	日居城野運動公園 陸上競技場	花巻市 松園町613-1	N 39° 24' 31" E 141° 05' 56"	125 90	有		
	県立 花巻北高等学校	花巻市 本館54	N 39° 24' 38" E 141° 06' 52"	100 200	有		
	県立 花巻南高等学校	花巻市 中北万丁目228-1	N 39° 23' 31" E 141° 05' 16"	190 100	有		
	葛丸ダム	花巻市石鳥谷町 大瀬川309-2、309-3	N 39° 30' 40" E 141° 03' 15"	150 40			
	県立 花北青雲高等学校	花巻市 石鳥谷町北寺林11-1825	N 39° 29' 41" E 141° 08' 08"	140 120			
	大正橋公園	花巻市 石鳥谷町好地16-271	N 39° 29' 51" E 141° 09' 30"	700 100			
	猿ヶ石川河川敷 (東晴山)	花巻市 東晴山7区	N 39° 22' 07" E 141° 15' 14"	300 63			
	横峰駐車場	花巻市 東和町田瀬6区	N 39° 19' 39" E 141° 18' 01"	81 41			
	あやめ苑駐車場	花巻市 東和町田瀬25区	N 39° 17' 36" E 141° 19' 40"	300 51			
	田瀬振興センター	花巻市 東和町田瀬14区137	N 39° 18' 53" E 141° 18' 47"	150 60			
	県立 大迫高等学校	花巻市 大迫町大迫9-19	N 39° 28' 18" E 141° 17' 15"	170 200			
	外川目振興センター	花巻市 大迫町外川目27-86	N 39° 27' 16" E 141° 17' 54"	120 80	有		
	大迫野球場駐車場	花巻市 大迫町大迫第16地割42番地	N 39° 28' 04" E 141° 16' 26"	38 68			
	石鳥谷ふれあい運動公園 駐車場	花巻市 石鳥谷町北寺林第11地割	N 39° 29' 46" E 141° 07' 56"	70 350			
	北上市	和賀川ふれあい広場	北上市 鬼柳町下鬼柳第4地割	N 39° 16' 33" E 141° 06' 34"	380 140		
		県立 中部病院HP	北上市 村崎野17地割10番地	N 39° 19' 53" E 141° 06' 20"	20 20		
北上総合運動公園		北上市 相去町高前檀27-36	N 39° 15' 28" E 141° 05' 39"	165 165			
北上市民岩崎城 陸上競技場		北上市 和賀町岩崎18-53-37	N 39° 16' 50" E 141° 02' 32"	195 125			
ふるさと体験館「北上」		北上市和賀町 山口23-24-5	N 39° 17' 44" E 140° 58' 20"	40 40			
西和賀町	県立 西和賀高等学校校庭	和賀郡西和賀町 湯田19-25-2	N 39° 21' 14" E 140° 46' 00"	300 100			
	錦秋湖川尻総合運動公園 駐車場	和賀郡西和賀町 川尻41地割	N 39° 18' 54" E 140° 47' 22"	40 40			
	旧沢内第一小学校	和賀郡西和賀町 沢内字新町1-39	N 39° 24' 10" E 140° 45' 13"	115 80			
	二戸空中消火基地	二戸市 堀野字大平16番地	N 40° 17' 14" E 141° 18' 11"	160 70			
	県立 福岡工業高等学校	二戸市 石切所字火行塚2-1	N 40° 15' 41" E 141° 17' 01"	100 100	有		
	二戸市立 金田一中学校	二戸市 金田一字野月55	N 40° 18' 48" E 141° 18' 07"	100 100	有		

二戸市	堀野近隣公園	二戸市 堀野字馬場 5 5 - 1	N 40° 17' 49" E 141° 17' 59"	100 100	有	
	二戸市立 御返地中学校	二戸市 安比字上大築平 4 - 2	N 40° 14' 01" E 141° 13' 15"	90 50	有	
	県立 二戸病院HP	二戸市 堀野字大畑 6 - 1	N 40° 17' 57" E 141° 18' 20"	48 40		
	浄法寺運動公園野球場	二戸市浄法寺町 小池 8 5 - 2	N 40° 11' 21" E 141° 09' 12"	100 100		
	県立福岡高等学校 浄法寺校 (旧浄法寺高校)	二戸市浄法寺町 霜屋敷 4 - 2	N 40° 10' 35" E 141° 08' 01"	130 100		
	天台の湯広場	二戸市浄法寺町 野黒沢 1 3 3 - 1	N 40° 11' 55" E 141° 05' 24"	70 50		
	二戸消防署駐車場	二戸市金田一 字上田面 3 0 0 番地 2	N 40° 18' 15" E 141° 18' 16"	88 62		
	軽米町	ハートフルスポーツランド	九戸郡軽米町 大字軽米 1 - 1 6 0 - 1	N 40° 18' 42" E 141° 27' 49"	190 140	
県立 軽米高等学校		九戸郡軽米町 大字軽米 9 - 3 4 - 1	N 40° 19' 25" E 141° 27' 28"	140 100	有	
九戸村	九戸村総合運動場 陸上競技場	九戸郡九戸村 大字伊保内 1 - 6 1 - 5 3	N 40° 11' 35" E 141° 25' 59"	170 110		
	九戸村立 九戸中学校	九戸郡九戸村 大字山根 1 0 - 3	N 40° 11' 13" E 141° 25' 21"	140 110		
	一戸町立 奥中山小学校	二戸郡一戸町 奥中山字西田子 7 6 - 3	N 40° 03' 52" E 141° 13' 31"	110 100	有	
一戸町	奥中山高原スキー場 駐車場	二戸郡一戸町 奥中山字西田子 6 6 2 - 1	N 40° 04' 57" E 141° 11' 32"	80 75		
	一戸町総合運動公園 陸上競技場	二戸郡一戸町 西法寺字大平 8	N 40° 12' 06" E 141° 17' 32"	185 120		
久慈市	久慈空中消火基地	久慈市 長内町第 2 8 地割 1 0 5 番地 1	N 40° 10' 42" E 141° 47' 33"	125 40		
	久慈川左岸河川敷公園	久慈市 栄町 (市立久慈小学校前)	N 40° 11' 39" E 141° 45' 12"	500 70		
	平庭高原ふれあい広場	久慈市山形町 荷軽部 2 0 - 1 3 - 1 7 4	N 40° 05' 06" E 141° 30' 37"	150 80		
	久慈市立 山形中学校	久慈市山形町 川井 1 0 - 8 7 - 8	N 40° 09' 03" E 141° 34' 10"	115 115	有	
普代村	黒崎展望台駐車場	下閉伊郡普代村 第 2 地割下村	N 40° 00' 22" E 141° 55' 54"	30 45		
	普代村北緯 4 0 度総合運動 公園多目的グラウンド	下閉伊郡普代村 第 1 9 地割白井 7 1 番地	N 40° 02' 27" E 141° 52' 22"	45 75		
	普代浜緑地公園 駐車場	下閉伊郡普代村 第 7 地割字明神 3 0 番地 4	N 40° 00' 47" E 141° 53' 45"	28 46		
野田村	県立 久慈工業高等学校	九戸郡野田村 大字野田 2 6 - 6 2 - 7	N 40° 06' 53" E 141° 48' 28"	230 184	有	
	野田村立 野田小学校	九戸郡野田村 大字野田第 1 2 地割 6 1 - 1 8	N 40° 06' 10" E 141° 49' 07"	90 70	有	
	のんちゃんパーク②	九戸郡野田村 第 1 8 地割内	N 40° 06' 27" E 141° 49' 25"	100 50		
	種市運動場	九戸郡洋野町 種市 2 1 地割 1 8 8	N 40° 24' 20" E 141° 42' 07"	200 150		
洋野町	洋野町立 中野中学校	九戸郡洋野町 中野 2 4 5 - 7	N 40° 18' 35" E 141° 46' 32"	150 100	有	
	県立 種市高等学校	九戸郡洋野町 種市 3 8 地割 9 4 - 1 1 0	N 40° 25' 55" E 141° 41' 47"	200 150	有	
	大野山村広場	九戸郡洋野町 大野 6 0	N 40° 16' 37" E 141° 37' 58"	120 100		
	洋野町立 大野中学校	九戸郡洋野町 大野 9 - 3 9 - 1	N 40° 17' 05" E 141° 37' 23"	100 120	有	
	洋野町立 向田小学校	九戸郡洋野町 上館 5 5 - 4 9 - 1 4	N 40° 19' 41" E 141° 36' 18"	130 90	有	
	洋野消防署	九戸郡洋野町 種市第 2 3 地割 8 6 番地 1	N 40° 24' 40" E 141° 42' 36"	60 50		

大船渡市	大船渡盛川河川敷	大船渡市 盛町字盛川緑地公園内	N 39° 04' 57" E 141° 43' 05"	290 70		浸水
	県立 大船渡高等学校	大船渡市 猪川町字長洞7-1	N 39° 05' 36" E 141° 42' 54"	180 100	有	
	県立大船渡東高等学校 (東校舎)	大船渡市 立根町字冷清水1-1	N 39° 06' 40" E 141° 42' 51"	80 75	有	
	フレアイランド尾崎岬	大船渡市 赤崎町字鳥沢188	N 39° 01' 28" E 141° 44' 20"	85 65		
	三陸空中消火基地	大船渡市越喜来 字杉下56-3	N 39° 07' 10" E 141° 49' 00"	120 80		
	旧甫嶺小学校	大船渡市三陸町 越喜来字甫嶺134-2	N 39° 05' 39" E 141° 48' 16"	85 70	有	
	大船渡市立 吉浜中学校	大船渡市三陸町 吉浜字扇洞127-2	N 39° 09' 29" E 141° 50' 09"	150 100		
	大船渡市 鷹生ダム多目的広場	大船渡市 日頃市町字赤坂西風山1-5	N 39° 09' 43" E 141° 42' 52"	140 80		
	県立高田高等学校 (旧大船渡農業高等学校)	大船渡市 立根町字萱中215-1	N 39° 07' 22" E 141° 43' 53"	150 180		
	住田町	住田町立 世田米中学校	気仙郡住田町 世田米字大崎72-1	N 39° 08' 21" E 141° 34' 56"	150 100	有
住田町立 有住中学校		気仙郡住田町 上有住字櫃割12-1	N 39° 11' 43" E 141° 35' 15"	100 100	有	
住田町五葉地区公民館		気仙郡住田町 上有住字中塚63	N 39° 12' 06" E 141° 38' 59"	90 60	有	
住田町河川敷公園		気仙郡住田町 世田米字川向95-4	N 39° 08' 38" E 141° 34' 37"	60 70	有	
遠野市	遠野早瀬川緑地公園	遠野市 遠野町第19地割	N 39° 19' 59" E 141° 32' 25"	100 100		
	遠野運動公園 軽スポーツ広場	遠野市 青笹町糠前第11地割	N 39° 19' 51" E 141° 33' 58"	110 70		
	遠野市立 小友小学校	遠野市 小友町16-133	N 39° 16' 14" E 141° 25' 29"	80 85		
	上郷生涯学習スポーツ施設	遠野市 上郷町板沢11-6-6	N 39° 17' 10" E 141° 35' 15"	110 90		
	遠野市立 附馬牛小学校	遠野市 附馬牛町下附馬牛11-43-1	N 39° 24' 46" E 141° 31' 45"	105 90		
	上鱒沢緑地公園	遠野市 宮守町上鱒沢8地割	N 39° 18' 17" E 141° 25' 38"	76 100		
	遠野市立 遠野西中学校	遠野市 宮守町下宮守39-65	N 39° 20' 39" E 141° 22' 11"	120 70	有	
	柏木平河川運動公園	遠野市 宮守町下鱒沢21地割内	N 39° 18' 21" E 141° 22' 38"	100 100		
	銀河の森運動公園	遠野市 宮守町下宮守25-19	N 39° 20' 54" E 141° 20' 44"	160 115		
	遠野市立 達曽部小学校	遠野市 宮守町達曽部15地割	N 39° 23' 31" E 141° 20' 51"	150 105		
	遠野市総合防災センター (遠野消防署)	遠野市 青笹町糠前10-46	N 39° 19' 46" E 141° 33' 49"	110 100		
釜石市	県立 釜石商工高等学校	釜石市 大平町三丁目6番	N 39° 15' 30" E 141° 53' 48"	130 130	有	
	釜石市球技場	釜石市 甲子町10-159-4	N 39° 15' 15" E 141° 48' 31"	160 120		
	新日鐵住金グラウンド	釜石市 鈴子町25番地15号内	N 39° 16' 11" E 141° 52' 37"	130 50		浸水
	釜石東中学校 鶉住居小学校校庭	釜石市 鶉住居町第13地割20-3	N 39° 19' 31" E 141° 53' 06"	150 70	有	
	吉里吉里農村広場	上閉伊郡大槌町 吉里吉里一丁目250	N 39° 22' 01" E 141° 56' 38"	117 80		浸水
大槌町	大槌消防署庁舎 北側駐車場	上閉伊郡大槌町 大槌14-142-1	N 39° 21' 57" E 141° 53' 51"	55 40		浸水
	矢作町交流促進センター	陸前高田市 矢作町字清水川8-3	N 39° 04' 31" E 141° 30' 31"	70 40		

陸前高田市	気仙小学校 仮設グラウンド (旧上長部グラウンド)	陸前高田市 気仙町字上長部地内	N 38° 59' 35" E 141° 36' 40"	150 100		浸水
	陸前高田市立高田第一 中学校仮設グラウンド	陸前高田市高田町字 森の前、中川原、大石沖地内	N 39° 01' 06" E 141° 37' 22"	147 76		浸水
	陸前高田市立 小友小学校	陸前高田市 小友町字宮崎3-2	N 39° 59' 43" E 141° 41' 48"	110 64		浸水
	陸前高田市立 広田小学校グラウンド	陸前高田市 広田町字天王前64	N 38° 57' 48" E 141° 41' 56"	82 62		浸水
	横田小学校 仮設運動場	陸前高田市 横田町久連坪地内	N 39° 04' 41" E 141° 34' 52"	100 67		
	陸前高田市立 高田東中学校	陸前高田市 米崎町字和方130-1	N 39° 00' 26" E 141° 40' 41"	100 100		
	陸前高田市コミュニティーホール (屋上ヘリポート)	陸前高田市 高田町字栃ヶ沢210番地3	N 39° 01' 38" E 141° 37' 27"	17 21		

岩手山噴火対策関係場外離着陸場

番号	離着陸場名	地名・地番	座標		長さ×幅 (m)	避難場所指定の有無	津波による浸水が予想
			世界測地系 WGS 84				
1	岩手山9合目	八幡平市 国見国有林553林班	N 39° 50' 46" E 140° 59' 59"	20 20			
2	姥倉山	岩手郡雫石町 国有林556林班	N 39° 51' 01" E 140° 57' 26"	20 20			
3	黒倉山	岩手郡雫石町大字網張 1-1網張国有林183林班	N 39° 51' 02" E 140° 57' 44"	20 20			

飛行場

番号	離着陸場名	地名・地番	座標		長さ×幅 (m)	避難場所指定の有無	津波による浸水が予想
			世界測地系 WGS 84				
1	花巻空港	花巻市 葛第3地割183-1	N 39° 25' 43" E 141° 08' 07"	2500 50			
2	岩手県警察盛岡ヘリポート	盛岡市 内丸62番8号	N 39° 42' 08" E 141° 09' 13"	23 19			

大型ヘリ複数機用離着陸場一覧(再掲)

市町村名	離着陸場名	地名・地番	座標		長さ×幅 (m)	避難場所指定の有無	津波による浸水が予想
			世界測地系 WGS 84				
盛岡市	盛岡太田橋グラウンド	盛岡市 下厨川字稲荷9他	N 39° 42' 14" E 141° 07' 01"	400 110			
	盛岡競馬場C駐車場	盛岡市 新庄字上八木田10番	N 39° 41' 35" E 141° 12' 58"	200 100	有		
八幡平市	岩手山焼走り 国際交流村	八幡平市 平笠第24地割720-2	N 39° 52' 36" E 141° 02' 26"	290 130			
	鬼清水球技場	八幡平市 野駄第3地割360番地	N 39° 56' 55" E 141° 01' 44"	200 100			
	八幡平市ラグビー場	八幡平市 寄木第7地割3番地1	N 39° 55' 19" E 140° 59' 39"	200 100			
	安比高原スキー場 駐車場	八幡平市 安比高原117-1	N 40° 00' 12" E 140° 58' 18"	300 400			
雫石町	岩手高原スノーパーク	岩手郡雫石町 大字長山字岩手山	N 39° 48' 47" E 140° 57' 56"	200 200			
滝沢市	国立岩手山青少年交流の家	滝沢市 後292	N 39° 49' 34" E 141° 05' 25"	200 300			
	岩手産業文化センター	滝沢市 砂込389-20	N 39° 48' 32" E 141° 07' 48"	250 120			
矢巾町	消防学校	紫波郡矢巾町 大字藤沢第3地割117-1	N 39° 37' 08" E 141° 09' 43"	200 100			

宮古市	閉伊川スポーツ公園 (左岸)	宮古市 宮古第7地割字中川原	N 39° 38' 08" E 141° 56' 53"	700 150		浸水
	閉伊川スポーツ公園 (右岸)	宮古市 宮古第7地割字中川原	N 39° 38' 01" E 141° 56' 49"	700 150		浸水
	老木グラウンド	宮古市 老木11地割	N 39° 37' 45" E 141° 53' 10"	300 130		
	合同資源産業 (ラサ工業)	宮古市 小山田1丁目7番地	N 39° 37' 55" E 141° 56' 48"	200 200		
岩泉町	大牛内育成牧場	下閉伊郡岩泉町 小本字大牛内62-23	N 39° 51' 25" E 141° 56' 59"	500 300		
	ふれあいランド岩泉	下閉伊郡岩泉町 乙茂字大向48	N 39° 50' 29" E 141° 52' 03"	185 145		
奥州市	胆沢川桜つつみ広場	奥州市水沢区 佐倉河字玉貫地内	N 39° 11' 07" E 141° 07' 24"	500 100		
	藤橋グラウンド	奥州市水沢区 黒石町鶴城	N 39° 05' 26" E 141° 11' 18"	500 320		
花巻市	県立 花巻北高等学校	花巻市 本館54	N 39° 24' 38" E 141° 06' 52"	100 200	有	
	大正橋公園	花巻市 石鳥谷町好地16-271	N 39° 29' 51" E 141° 09' 30"	700 100		
	県立 大迫高等学校	花巻市 大迫町大迫9-19	N 39° 28' 18" E 141° 17' 15"	170 200		
北上市	和賀川ふれあい広場	北上市 鬼柳町下鬼柳第4地割	N 39° 16' 33" E 141° 06' 34"	380 140		
	北上市民岩崎城 陸上競技場	北上市 和賀町岩崎18-53-37	N 39° 16' 50" E 141° 02' 32"	195 125		
西和賀町	県立 西和賀高等学校校庭	和賀郡西和賀町 湯田19-25-2	N 39° 21' 14" E 140° 46' 00"	300 100		
洋野町	県立 種市高等学校	九戸郡洋野町 種市38地割94-110	N 40° 25' 55" E 141° 41' 47"	200 150		
	種市運動場	九戸郡洋野町 種市21地割188	N 40° 24' 20" E 141° 42' 07"	200 150		

3-7 公安警備計画

3-7-1 県警察装備品保有状況

品名	数量	備考
災害レスキューセット	100	スコープ、とびぐち、ノコギリ、バール
レスキューフォース	22	
エンジンカッター	28	
エンジンカッターⅡ型	2	
チェーンソー	29	
高性能チェーンソー(Ⅰ・Ⅱ)	3	
削岩機	7	
災害用ファイバースコープ	1	
小型赤外線カメラ	1	
伸縮式画像探索機	1	
エアージャッキ	19	
エアークッション	2	
臨時仮設信号機	14	
大型投光器	22	
災害用通行止め看板	89	
避難誘導・交通規制用自動制御告知版セット	3	
エアータント	2	
フレーム式テント	1	
救助用ボート	20	
潜水用具	34	
救命索発射器	6	
遠隔操縦式水中ロボット	1	
遠隔操縦式水中ロボットⅡ型	3	
レスキュー車	2	
投光車	1	
キッチンカー	1	
トイレカー	1	
災害対策用資機材運搬車	1	
オフロード二輪車	19	

3-8 消防活動計画

3-8-1 緊急消防援助隊岩手県大隊

小隊名	構成消防本部名等	装備等
統合機動部隊指揮隊	盛岡(1隊)	指揮車
都道府県大隊指揮隊	盛岡, 一関(2隊)	指揮車
消火小隊	盛岡(7), 花巻(4), 北上(2), 奥州金ケ崎(4), 釜石大槌(3), 一関(6), 大船渡(2), 陸前高田(1), 遠野(1), 宮古(4), 久慈(3), 二戸(4)(41隊)	消防ポンプ自動車, 水槽付消防ポンプ車, 化学消防ポンプ車
救助小隊	盛岡(1), 北上(2), 奥州金ケ崎(1), 一関(1), 宮古(1)(6隊)	救助工作車, 高度救助用資機材
救急小隊	盛岡(4), 花巻(2), 北上(2), 奥州金ケ崎(3), 釜石大槌(1), 一関(2), 大船渡(1), 陸前高田(1), 遠野(1), 宮古(3), 久慈(2), 二戸(1)(23隊)	災害対応特殊救急自動車, 高度救命用資機材
後方支援小隊	岩手県(1), 盛岡(4), 花巻(2), 北上(1), 奥州金ケ崎(2), 釜石大槌(1), 一関(2), 大船渡(1), 宮古(1), 久慈(2)(17隊)	支援車, 資機材搬送車, 上記の部隊が72時間対応できるように必要な物資等
特殊災害小隊 (毒劇)	盛岡, 北上(2隊) (救助部隊と重複登録)	劇毒物, B災害, C災害対応資機材
特殊装備小隊	盛岡(屈折はしご車), 奥州金ケ崎(はしご車), 釜石大槌(水難救助車)(3隊)	
航空小隊	岩手県防災航空隊(1隊)	防災ヘリコプター

3-8-2 緊急消防援助隊岩手県隊出動要請連絡先

消防本部	時間 帯別	連絡窓口	電話番号	F A X 番号	衛星電話 (県庁から)
盛岡地区	昼間	警防課	019-626-7402	019-651-9916	9-20-003-414-1
	夜間	通信指令課	019-622-0119	019-626-4016	9-20-003-414-2
宮古地区	昼間	消防課	0193-71-1159	0193-62-9008	9-20-003-466-1
	夜間休日	指令課	0193-77-5019		
一関市	昼間	消防課	0191-25-0119	0191-25-5922	9-20-003-534-1
	夜間				
釜石大槌地区	昼間	釜石消防署	0193-22-2525	0193-22-2166	9-20-003-453-1
	夜間				
奥州金ヶ崎	昼間	通信指令室	0197-24-7211	0197-23-6009	9-20-003-526-1
	夜間				
久慈広域	昼間	消防課	0194-53-0119	0194-53-3115	9-20-003-487-1
	夜間	久慈消防署			
花巻市	昼間	警防課	0198-22-6124	0198-23-2201	9-20-003-495-2
	夜間	通信指令課	0198-24-2119		
北上地区	昼間	指令室	0197-64-1122	0197-65-4621	9-20-003-502-1
	夜間				
大船渡地区	昼間	消防課	0192-27-2119	0192-27-7414	9-20-003-555-2
	夜間	大船渡消防署			9-20-003-555-1
遠野市	昼間	保安施設課	0198-62-4311	0198-62-9922	9-20-003-563-1
	夜間	遠野消防署			
陸前高田市	昼間	通信室	0192-54-2119	0192-55-2648	9-20-003-556-1
	夜間				
二戸地区	昼間	消防課	0195-23-7119	0195-25-5899	9-20-003-434-1
	夜間	二戸消防署			9-20-003-434-2

3-10 相互応援協力計画

3-10-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村(以下単に「市町村」という。)間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要となる物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等(以下「応援職員等」という。)の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村(以下「被災市町村」という。)及び応援を行う市町村(以下「応援市町村」という。)の間の連絡調整等を行う市町村(以下「応援調整市町村」という。)を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
 - (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
 - (4) 応援職員等の職種別人員
 - (5) 応援場所及び応援場所までの経路
 - (6) 応援を要する期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書 59 通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成8年10月7日

盛岡市

盛岡市長 桑島 博

宮古市

宮古市長 菊池 長右エ門

大船渡市

大船渡市長 甘竹 勝郎

水沢市

水沢市長 後藤 晨

花巻市

花巻市長 渡邊 勉

北上市

北上市長 高橋 盛吉

久慈市

久慈市長 久慈 義昭

遠野市

遠野市長 菊池 正

一関市

一関市長 佐々木 一朗

陸前高田市

陸前高田市長 菅野 俊吾

釜石市

釜石市長 野田 武義

江刺市

江刺市長 及川 勉

二戸市

二戸市長 小原 豊明

雫石町			
雫石町長	川口	善彌	
葛巻町			
葛巻町長	遠藤	治夫	
岩手町			
岩手町長	田中	幸平	
西根町			
西根町長	工藤	勝治	
滝沢村			
滝沢村長	柳村	純一	
松尾村			
松尾村長	佐々木	正四郎	
玉山村			
玉山村長	工藤	久徳	
紫波町			
紫波町長	鷹木	壯光	
矢巾町			
矢巾町長	高橋	隆三	
大迫町			
大迫町長	畠	敏	
石鳥谷町			
石鳥谷町長	大竹	義文	
東和町			
東和町長	小原	秀夫	
湯田町			
湯田町長	菅原	信夫	
沢内村			
沢内村長	内記	正志	
金ヶ崎町			
金ヶ崎町長	高橋	紀雄	
前沢町			
前沢町長	鈴木	一司	
胆沢町			
胆沢町長	千田	明	
衣川村			
衣川村長	佐々木	秀康	
花泉町			
花泉町長	小野寺	亮助	
平泉町			
平泉町長	穂積	昭慈	

大東町			
大東町長	小原	伸元	
藤沢町			
藤沢町長	佐藤	守	
千厩町			
千厩町長	藤野	光男	
東山町			
東山町長	松川	誠	
室根村			
室根村長	名取	渉	
川崎村			
川崎村長	千葉	莊	
住田町			
住田町長	菅野	剛	
三陸町			
三陸町長	佐々木	菊夫	
大槌町			
大槌町長	黒澤	友吉	
宮守村			
宮守村長	照井	春雄	
田老町			
田老町長	竹花	達雄	
山田町			
山田町長	黒澤	孝	
岩泉町			
岩泉町長	八重樫	協二	
田野畑村			
田野畑村長	早野	仙平	
普代村			
普代村長	岩澤	義雄	
新里村			
新里村長	山口	通男	
川井村			
川井村長	原	眞	
軽米町			
軽米町長	平	澄芳	
種市町			
種市町長	関根	重男	
野田村			
野田村長	中川	正勝	

山形村			
山形村長	小笠原	寛	
大野村			
大野村長	柏木	幸夫	
九戸村			
九戸村長	伊保内	昭一	
浄法寺町			
浄法寺町長	砂子田	一男	
安代町			
安代町長	北館	義一	
一戸町			
一戸町長	稲葉	暉	

3-10-3 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の親定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規程により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2項により難しいときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(費用負担の協議)

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

(訓練の実施)

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1（第2条関係）

応 援 調 整 市 町 村

地域名	構 成 市 町 村	応 援 調 整 市 町 村	
		正	副
二 戸	二戸市，軽米町，九戸村，浄法寺町，一戸町	盛岡市	久慈市
久 慈	久慈市，普代村，種市町，野田村，山形村，大野村	二戸市	盛岡市
盛 岡	盛岡市，雫石町，葛巻町，岩手町，西根町，滝沢村，松尾村，玉山村，紫波町，矢巾町，安代町	北上市	宮古市
宮 古	宮古市，田老町，山田町，岩泉町，田野畑村，新里村，川井村	盛岡市	花巻市
岩 手 中 部	花巻市，北上市，大迫町，石鳥谷町，東和町，湯田町，沢内村	一関市	釜石市
胆 江	水沢市，江刺市，金ヶ崎町，前沢町，胆沢町，衣川村	花巻市	大船渡市
釜 石	遠野市，釜石市，大槌町，宮守村	遠野市	江刺市
両 磐	一関市，花泉町，平泉町，大東町，藤沢町，千厩町，東山町，室根町，川崎村	水沢市	陸前高田市
気 仙	大船渡市，陸前高田市，住田町，三陸町	一関市	水沢市

別表第2 (第7条関係)

連 絡 担 当 課

地域	市町村名	連絡担当課	電 話 番 号		F A X 番号
			防災行政無線	有 線 電 号	
二戸	二 戸 市	生活環境課	×-431-1	0195-23-3111	25-5160
	軽 米 町	総 務 課	×-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九 戸 村	総 務 課	×-433-1	0195-42-2111	42-3120
	浄法寺町	総 務 課	×-441-1	0195-38-2211	38-2161
	一 戸 町	総 務 課	×-442-1	0195-33-2111	33-3770
久慈	久 慈 市	消防防災課	×-487-1	0194-53-3109	53-3115
	普 代 村	住 民 課	×-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種 市 町	総 務 課	×-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野 田 村	住 民 課	×-484-1	0194-78-2111	78-3995
	山 形 村	総 務 課	×-485-1	0194-72-2111	72-2848
	大 野 村	総 務 課	×-486-1	0194-77-2111	77-4015
盛岡	盛 岡 市	消防防災課	×-411-1	019-651-4111	622-6211
	雫 石 町	総 務 課	×-421-1	019-692-2111	692-1311
	葛 巻 町	総 務 課	×-401-1	0195-66-2111	66-2101
	岩 手 町	総 務 課	×-402-1	0195-62-2111	62-3104
	西 根 町	総 務 課	×-422-1	0195-76-2111	75-0469
	滝 沢 村	総 務 課	×-423-1	019-684-2111	684-1517
	松 尾 村	総 務 課	×-424-1	0195-74-2111	74-2102
	玉 山 村	総 務 課	×-425-1	019-683-2111	683-1130
	紫 波 町	町 民 課	×-20-412-1	019-672-2111	672-2311
	矢 巾 町	住 民 課	×-413-1	019-697-2111	697-3700
	安 代 町	総 務 課	×-403-1	0195-72-2111	72-3531
宮古	宮 古 市	消防防災課	×-466-1	0193-62-5533	62-3637
	田 老 町	総 務 課	×-462-1	0193-87-2111	87-3667
	山 田 町	総 務 課	×-463-1	0193-82-3111	82-4989
	岩 泉 町	総 務 課	×-471-1	0194-22-2111	22-3562
	田 野 畑 村	住 民 生 活 課	×-472-1	0194-34-2111	34-2632
	新 里 村	住 民 生 活 課	×-464-1	0193-72-2111	72-3282
	川 井 村	総 務 課	×-465-1	0193-76-2111	76-2042
岩手中部	花 巻 市	消防防災課	×-495-1	0198-24-2119	24-0259
	北 上 市	消防防災課	×-20-502-1	0197-64-1122	63-7023
	大 迫 町	総 務 課	×-492-1	0198-48-2111	48-2943
	石 鳥 谷 町	総 務 課	×-493-1	0198-45-2111	45-3733
	東 和 町	総 務 課	×-20-494-1	0198-42-2111	42-3605
	湯 田 町	福 祉 課	×-506-1	0197-82-2111	82-3111
	沢 内 村	総 務 課	×-507-1	0197-85-2111	85-2119

地域	市町村名	連絡担当課	電 話 番 号		F A X 番号
			防災行政無線	有 線 電 号	
胆 江	水 沢 市	生活環境課	×-521-1	0197-24-2111	24-1991
	江 刺 市	企画調整課	×-511-1	0197-35-2111	35-5120
	金ヶ崎町	生活環境課	×-522-1	0197-42-2111	42-4474
	前 沢 町	町 民 課	×-523-1	0197-56-2111	56-3427
	胆 沢 町	町 民 課	×-524-1	0197-46-2111	46-4455
	衣 川 町	総 務 課	×-20-525-2	0197-52-3111	52-4142
釜 石	釜 石 市	総 務 課	×-451-1	0193-22-2127	22-2686
	遠 野 市	消防防災課	×-563-1	0198-62-4311	62-2271
	大 槌 町	総 務 課	×-20-452-1	0193-42-2111	42-3855
	宮 守 村	総 務 課	×-562-1	0198-67-2111	67-2037
両 磐	一 関 市	企画調整課	×-531-1	0191-21-2111	21-2164
	花 泉 町	総 務 課	×-532-1	0191-82-2211	82-2210
	平 泉 町	総 務 課	×-533-1	0191-46-2111	46-3080
	大 東 町	町 民 課	×-541-1	0191-72-2111	72-2222
	藤 沢 町	自治振興課	×-542-1	0191-63-2111	63-5133
	千 厩 町	町民生活課	×-543-1	0191-53-2111	53-2110
	東 山 町	総 務 課	×-544-1	0191-47-2111	47-2118
	室 根 村	住民福祉課	×-20-545-2	0191-64-2111	64-2115
気 仙	川 崎 村	民 生 課	×-546-1	0191-43-2111	43-2550
	大 船 渡 市	総 務 課	×-551-1	0192-27-3111	26-4477
	陸 前 高 田 市	総 務 課	×-552-1	0192-54-2111	54-3888
	住 田 町	総 務 課	×-20-553-2	0192-46-2111	46-3515
	三 陸 町	総 務 課	×-554-1	0192-44-2111	44-2110

備考1 防災行政無線の「×」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2 は、応援調整市町村であること。

別紙様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

(応援調整市町村長) 殿

(応援要請市町村長)

応 援 要 請 書

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種 類	地震災害	津波災害	風水害	その他 ()
人 的 被 害	(1) 死 者 人	(2) 行方不明者 人	(3) 重 傷 者 人	(4) 軽 傷 者 人
住 家 被 害	(1) 全 壊 棟 世帯	(2) 半 壊 棟 世帯	(3) 一 部 破 損 棟 世帯	(4) そ の 他 棟 世帯
公共施設等被害	(庁舎, 学校, 病院, 道路, 鉄道, 港湾, ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担当課・係名	
担当者名	
電話・FAX番号	

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の提供

品名（種類・規格等）	数量	場所

(2) 職員等の派遣

職種	活動内容	人員	場所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 応援場所までの経路

陸路	
空路（ヘリポート等）	
水路（港湾）	

3-10-4 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2、第8条第2項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条に規定するカバー（支援）県については、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目（以下「8道県協定実施細目」という。）で定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

(ブロック間応援)

第4条 全国協定第9条に規定するブロック間応援のカバー（支援）ブロックについては、8道県協定実施細目で定めるものとする。

(幹事県の役割)

第5条 全国協定第4条第1項に規定する幹事県は、8道県協定実施細目で定めるものとする。

2 幹事県は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

(1) 複数道県が被災した場合における、全国協定第4条第3項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請

(2) 全国協定第9条に規定するブロック間応援に係る隣接ブロック幹事県等との連絡調整

(連絡調整員の派遣)

第6条 カバー（支援）県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

(応援の内容)

第7条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

(応援の要請)

第8条 被災道県は、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー（支援）県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー（支援）県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

2 カバー（支援）県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり他の道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第10条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(ブロック間応援におけるカバー（支援）県)

第11条 複数道県が被災し、全国協定第9条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災道県を応援する都県については、幹事県が、隣接ブロックの幹事都県等と協議の上決定するものとする。

2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事県の調整により、被災県（全国協定第1条に規定する被災県をいう。）を応援する道県を決定するものとする。

(資料の交換)

第12条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第13条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するもの

とする。

(準用)

第14条 この協定の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成19年11月8日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各道県記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 佐 藤 雄 平

新潟県知事 泉 田 裕 彦

3-10-5 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部局は、別表1のとおりとする。

(カバー（支援）県)

第3条 協定第3条に規定するカバー（支援）県は、別表2のとおりとする。

(ブロック間応援)

第4条 協定第4条に規定するブロック間応援については、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目の別表3により、カバー（支援）ブロックを関東ブロックとすることを基本とする。

(幹事県)

第5条 協定第5条に規定する幹事県は、北海道東北地方知事会の会長道県とする。

(応援の内容)

第6条 協定第7条に規定する応援の具体的項目は、次のとおりとする。

(1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制)

第7条 協定第9条第1項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためのヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表3のとおりとする。

2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー（支援）県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(応援職員等の表示等)

第8条 協定第6条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

2 被災道県は、応援職員との連絡調整に十分配慮するものとする。

(応援職員等の携行品)

第9条 応援職員等は、災害等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

(応援職員等に対する便宜の供与)

第10条 被災道県は、必要に応じ、応援職員等に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(防災訓練等)

第11条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第12条 協定第10条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第13条 応援道県が、協定第10条ただし書の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額

- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 前5号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施に要した額
- 2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書（関係書類添付）により連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。
 - 3 前2項の規定により難いときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

（経費負担の協議）

第14条 協定第10条の規定にかかわらず、被災道県の被災状況等を勘案し、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、被災道県と応援道県との間で協議することができるものとする。

（資料の交換）

第15条 協定第12条に規定する資料の交換は、毎年度、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。

- 2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第6条に規定する応援の内容及びその他必要と認める資料とする。

（連絡会議の開催）

第16条 協定第13条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

（協定の見直し）

第17条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成19年11月8日から施行する。
- 2 平成11年4月1日の実施細則は、これを廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。
- 2 平成19年11月8日の実施細則は、これを廃止する。

別表 1

連絡担当部局

道県名	部局名	課名	無線電話	通常時の連絡先		災害対策本部等の 体制時の連絡先
				N T T 電話 (直通)	夜間・休日の連絡先	
北海道	総務部 危機対策局	危機対策課	01-11	011-204-5008 (防災) 011-204-5014 (国民保護) F A X 011-231-4314	同左又は011-231-3398 (当直室)	011-204-5007 F A X 011-231-4314
青森県	総務部	防災消防課	02-221	017-734-9088 (防災) 017-734-9089 (国民保護) F A X 017-722-4867	同左 (夜間休日常駐員 から当番職員へ連絡)	017-773-6866 F A X 017-773-6921
岩手県	総務部	総合防災室	03-16	019-629-5155 (防災及び国民保護) F A X 019-629-5174	同左 (宿日直職員から 当番職員へ連絡)	019-629-5155 F A X 019-629-5174
宮城県	総務部	危機対策課	04-8-2375	022-211-2375 (防災) 022-211-2382 (国民保護) F A X 022-211-2398	同左又は022-211-3161 (防災センター警備員 から当番職員へ連絡)	022-211-2375 F A X 022-211-2398
秋田県	総務部	総合防災課	05-11	018-860-4563 (防災) 018-860-4562 (国民保護) F A X 018-824-1190	同左	018-860-4500 F A X 018-860-4530
山形県	環境エネルギー 一部 危機管理・くらし安心局	危機管理課	06-531	023-630-2231 (防災) 023-630-2654 (国民保護) F A X 023-633-4711	同左又は023-630-2754 (宿日直職員から当番 職員へ連絡)	023-630-3142～3145 F A X 023-630-3140 3141
福島県	生活環境部	災害対策課	07-61	024-521-7194 (防災) 024-521-7641 (国民保護) F A X 024-521-7920	同左又は024-521-7821 (警備員から当番職員 へ連絡)	024-521-1903 024-521-1907 F A X 024-521-1958
新潟県	防災局	危機対策課	15-11	025-282-1638 (防災) 025-282-1636 (国民保護) F A X 025-282-1640	同左又は025-285-5511 (警備員から当番職員 へ連絡)	025-282-1638 (防災) 025-282-1636 (国民保護) F A X 025-282-1640

別表 2

カバー（支援）県

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表 3

ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	山形県	福島県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	福島県	山形県

別表 4

連絡会議及び協定見直し当番道県のローテーション

順 番	道県名
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	新潟県

3-10-6 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自立的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。

6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に

報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。

- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(緊急広域災害対策本部の設置)

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。

- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。

- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(広域応援の要請)

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構 成 都 道 府 県 名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広

域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
 - (3) 職種及び人数
 - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5) 応援期間（見込みを含む。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。
- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（ブロック間応援）

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成24年5月18日

全 国 知 事 会 会 長
京 都 府 知 事
全 国 知 事 会
東 日 本 大 震 災 復 興 協 力 本 部 本 部 長
埼 玉 県 知 事
北 海 道 東 北 地 方 知 事 会 会 長
北 海 道 知 事
関 東 地 方 知 事 会 会 長
静 岡 県 知 事
中 部 圏 知 事 会 会 長
愛 知 県 知 事
近 畿 ブ ロ ッ ク 知 事 会 会 長
奈 良 県 知 事
中 国 地 方 知 事 会 会 長
岡 山 県 知 事
四 国 知 事 会 常 任 世 話 人
徳 島 県 知 事
九 州 地 方 知 事 会 会 長
大 分 県 知 事

3-10-7 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、道県が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務等のために出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）」の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(応援体制)

第3条 前条による応援要請は、各道県毎に他の道県に対して行うものとする。

応援要請を受けた道県は、所掌事務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第4条 ヘリの応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法第21条第1項による応援活動があったものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより、下記事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高責任者の職・氏名及び現場との連絡方法
- (5) 現場の気象情報
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援要請先)

第6条 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める「連絡・要請窓口の名称」とする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、応援側の長は、ヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けて飛行場を出発したときから始まり、飛行場に帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリが飛行場以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

- 2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高責任者が行うものとする。

また、応援活動の内容が第4条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

- 2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動にあたって、前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）

及び消耗品等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

- 2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) ヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

- 3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

- 4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき道県は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出勤時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、道県が協議して定めるものとする。

附 則

(実施時期)

この協定は、平成12年3月1日から実施する。

この協定の締結を証するため本協定書8通を作成し、道県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年3月1日

北海道知事	堀 達 也
青森県知事	木 村 守 男
岩手県知事	増 田 寛 也
宮城県知事	浅 野 史 郎
秋田県知事	寺 田 典 城
山形県知事	高 橋 和 雄
福島県知事	佐 藤 栄 佐 久
新潟県知事	平 山 征 夫

3-10-8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等

(3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

(4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

- ① 応援側市町村
- ② 要請者・要請日時
- ③ 災害の発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認められる場合は、消防庁長官へ要請を行なうものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行なうことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰されるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに到着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰す

べき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたとときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリにより搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応

援側市町村の消防本部に提供するものとする。

- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村等の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村等の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議して定めるものとする。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

別表 [略]

3-10-9 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目

1 目的

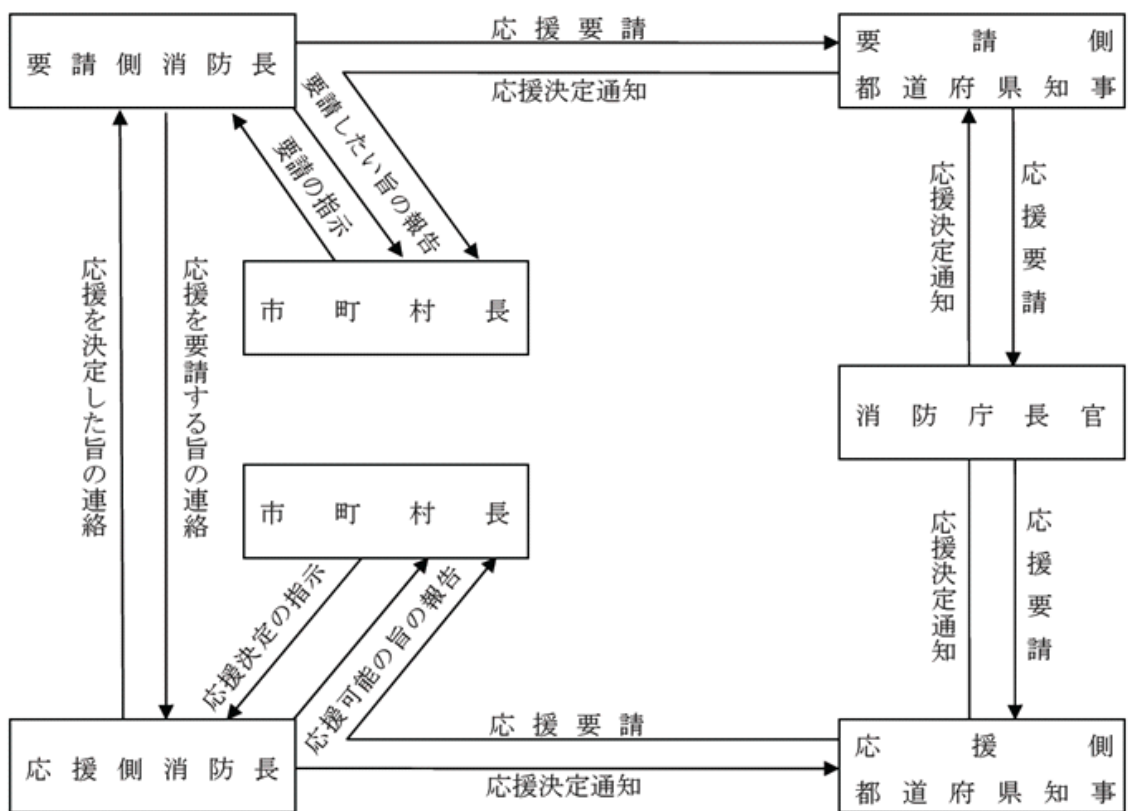
この細目は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施の
 手続等の細部事項について定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 要請側市町村 要綱第2項第1号における要請側市町村をいう。
- (2) 要請側都道府県 要綱第2項第2号における要請側都道府県をいう。
- (3) 応援側市町村 要綱第2項第3号における応援側市町村をいう。
- (4) 応援側都道府県 要綱第2項第4号における応援側都道府県をいう。

3 広域航空消防応援の要請手続

- (1) 要綱第6項及び第7項に定める要請及び決定通知手続きの順序は、次図のとおりとする。



- (2) 要綱第6項第1号から第4号までに定める要請又は連絡は、電話、無線、ファックス等によって様式1（①から⑦までに限る。）により行うとともに、後日正式文書を送付するものとする。
 - (3) 要綱第6項第5号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式1（⑧から⑱までに限る。）により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
 - (4) 様式1の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
 - (5) 要綱第8項に定める要請及び決定通知の手続については、前4号を準用する。
- 4 通信連絡
- 要綱第12項第2号に定める通信連絡の使用電波は全国共通波（150.73MHz）とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。
- 5 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等
- (1) 要綱第13項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等
 - ② 燃料の補給体制
 - ③ 応援航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法
 - ④ 離発着場への職員の派遣
 - ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
 - ⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
 - ⑦ その他必要と認める事項
 - (2) 要綱第13項第2号に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式2により届け出るものとする。
- 6 要請側都道府県の事前計画に定める事項等
- (1) 要綱第14項の要請側都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 要綱第13項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等
 - ② 昼間、夜間における連絡体制
 - ③ 市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資機材、燃料等の補給体制の補完措置
 - ④ 広域航空消防応援に関する費用の補助
 - (2) 要綱第14項第2号に定める必要事項は、前号の①とし、様式3により届け出るものとする。
 - (3) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。
- 7 事故時の連絡等
- (1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市町村の消防長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）に速やかに連絡するものとする。
 - ① 人の死傷を伴う事故

- ② 航空機の重大な損傷事故
 - ③ 救難対策を必要とする事故
 - (2) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。
 - (3) ヘリを保有する都道府県の知事は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、消防庁長官へ連絡しておくものとする。
- 8 応援側市町村及び応援側都道府県の届出
- (1) 要綱第15項第1号及び第2号に定める事項について届出を行う場合は、次の様式によるものとする。
 - ① 保有ヘリの性能及び活動能力 様式4
 - ② 特別救助隊等の種別及び隊員数 様式5
 - ③ 救助器具 様式6
 - (2) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。
- 9 消防庁長官の情報提供
- (1) 要綱第16項第1号に定める情報提供は、様式3によるものとする。
 - (2) 要綱第16項第2号に定める情報提供は、様式6及び様式7によるものとする。
- 10 費用負担
- 要綱第17項に定める応援に要した経費の負担区分及び支払方法については、次の各号による。
- (1) 要請側市町村の負担する経費
 - ① ヘリの燃料費
 - ② 隊員の出場手当、旅費、日当及び宿泊費
 - ③ 当該応援により特別に必要となったヘリの修繕料
 - (2) 応援中に発生した事故の処理に要する経費
 - ① 土地、建物及び工作物等に対する補償費
 - ② 一般人の死傷に伴う損害賠償
 - ③ 機体の補償費
 - ④ その他の諸経費
 - (3) 応援側市町村の長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）は、応援終了後14日以内に当該応援に要した第1号に定める経費の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。
 - (4) 要請側市町村の長は、通知を受けてから7日以内に通知書の写を要請側都道府県の知事に送付するものとする。
 - (5) 要請側市町村は、第3号の通知があつた日から90日以内に応援に要した経費を応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県を含む。）に支払うものとする。

〈以下様式については省略〉

3-10-10 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況一覧

(平成30年1月1日現在)

区分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	担当部局	
通信情報 (21 団体 22 協定)	災害に関する放送	昭和39年12月15日	日本放送協会盛岡放送局	災害時における放送要請に関する協定	総務部	
	〃	昭和40年4月1日	(株)IBC岩手放送	〃		
	〃	昭和46年2月1日	(株)テレビ岩手	〃		
	〃	平成3年4月1日	(株)岩手めんこいテレビ	〃		
	〃	平成8年10月1日	(株)岩手朝日テレビ	〃		
	〃	昭和60年10月1日	(株)エフエム岩手	〃		
	災害に関する報道	平成9年12月15日	(株)岩手日報社	災害時における報道要請に関する協定		
	〃	平成9年12月15日	(株)朝日新聞社盛岡支局	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)毎日新聞社盛岡支局	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)読売新聞社盛岡支局	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)河北新報社盛岡支社	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)産業経済新聞社盛岡支局	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)日本経済新聞社盛岡支局	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)岩手日日新聞社	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)デーリー東北新聞社盛岡支局	〃		
	〃	平成9年12月15日	全国新聞情報農業協同組合連合会東北支所	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)日刊工業新聞社盛岡総局	〃		
	〃	平成9年12月15日	(一社)共同通信社盛岡支局	〃		
	〃	平成9年12月15日	(株)時事通信社盛岡支局	〃		
	アマチュア無線の活用	平成26年3月10日	(一社)日本アマチュア無線連盟岩手県支部	アマチュア無線による災害時応援協定		警察本部
ドローンによる情報収集	平成29年12月25日	損害保険ジャパン日本興亜(株)	防災力向上に関する協定			
災害に関する緊急放送	平成25年1月30日	(株)エフエム岩手	災害時等緊急放送の協力に関する協定	政策地域部		
緊急輸送	鉄道輸送	平成8年12月24日	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社		災害時における輸送の確保に関する協定	
		平成3年12月24日	日本貨物鉄道(株)東北支社		〃	
		平成8年12月24日	三陸鉄道(株)		〃	
		平成17年6月9日	IGRいわて銀河鉄道(株)		〃	
(17 団体 17 協定)	バス輸送	平成8年12月24日	(公社)岩手県バス協会		〃	商工労働 観光部
	トラック輸送	平成25年12月24日	(公社)岩手県トラック協会		災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定	
漁船輸送	漁船輸送	平成15年4月1日	赤帽岩手県軽自動車運送協同組合		〃	農林水産部
		平成8年11月28日	岩手県漁業協同組合連合会		災害時における漁船による輸送の確保に関する協定	
船舶輸送	船舶輸送	平成8年11月28日	岩手県漁業協同組合連合会		災害時における漁船による輸送の確保に関する協定	総務部
		平成17年3月29日	東北内航海運組合		災害時における船舶による輸送の確保に関する協定	
航空輸送	航空輸送	平成18年1月17日	東北旅客船協会		災害時における旅客船による輸送等の確保に関する協定	警察本部
		平成8年11月26日	東邦航空(株)		災害時における航空輸送に関する協定	
航空燃料調達等	航空燃料調達等	平成8年11月26日	北日本航空(株)		〃	警察本部
		平成10年1月13日	(株)宮澤商店		災害時における航空機燃料の調達及び輸送に関する協定	
交通誘導警備	交通誘導警備	平成22年1月12日	弘済企業(株)		大規模災害時における航空機への給油に関する協定	警察本部
		平成10年2月16日	(一社)岩手県警備業協会		大規模災害時における交通誘導警備業務等に関する協定	
放置自動車等の道路障害物の除去 遺体搬送	放置自動車等の道路障害物の除去 遺体搬送	平成17年3月23日	(一社)日本自動車連盟 東北本部岩手支部		覚書	環境生活部
		平成29年8月1日	岩手県葬祭業協同組合		災害時における遺体搬送に関する協定	
医療関係 (22 団体 22 協定)	医療救護	平成1年4月20日	(一社)岩手県医師会		災害時の医療救護に関する協定	保健福祉部
		平成21年5月28日	(学法)岩手医科大学	災害時等における岩手DMATの医療救護活動に関する協定		

資料編 3 災害応急対策計画

区分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	担当部局
		平成29年4月1日	盛岡赤十字病院	〃	
		平成23年3月11日	(一社)岩手県薬剤師会	災害時における医療救護活動に関する協定	
		平成23年3月15日	(一社)岩手県歯科医師会	災害時の歯科医療救護に関する協定書	
		平成9年2月6日	岩手県医薬品卸業協会	災害時における医薬品等の確保に関する協定	
		平成9年2月6日	岩手県医療機器販売業協会	災害時における医療資機材の確保に関する協定	
		平成23年3月11日	(一社)産業・医療ガス協会 東北地域本部医療ガス部門 岩手県支部	災害時における医療用ガス等の確保に関する協定	
		平成22年11月22日	特定非営利活動法人災害救助犬ネットワーク	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	
		平成22年11月22日	特定非営利活動法人日本レスキュー協会	〃	
	動物の救護活動	平成20年4月30日	(一社)岩手県獣医師会 他11団体	災害時における動物の救護活動に関する協定	環境生活部
身元確認 (1団体 1協定)	多数死体の検視及び身元確認	平成21年11月28日	(一社)岩手県歯科医師会	覚書	警察本部
葬祭用品の確保 (1団体 1協定)	葬祭用品の確保	平成13年2月13日	岩手県葬祭業協同組合	災害時における棺等葬祭用品の確保に関する協定	環境生活部
生活必需品、食料及び飲料の確保 (29団体 28協定)	生活物資の確保	平成26年12月18日	岩手県生活協同組合連合会	災害時における生活物資の確保等に関する協定	環境生活部
		平成9年1月16日	(株)川徳	災害時における衣料、寝具その他の生活必需品の調達に関する協定	商工労働 観光部
		平成9年1月16日	ホームック(株)	〃	
		平成9年1月16日	ジャスコ(株)東北事業本部	〃	
		平成9年1月29日	(株)イトーヨーカ堂	〃	
		平成20年6月23日	(株)ローソン	〃	
		平成20年9月30日	(株)ファミリーマート	〃	
		平成20年12月22日	NPO法人コメリ災害対策センター	〃	
		平成21年11月13日	(株)セブン-イレブン・ジャパン	〃	
		平成29年9月14日	(株)カワチ薬品	災害時における物資の調達に関する協定	
		平成25年3月25日	岩手県生活衛生同業組合中央会、(公財)岩手県生活衛生営業指導センター	災害時における救助に関する協定	総務部
		平成9年1月16日	(一社)岩手県高圧ガス保安協会	災害時におけるプロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定	
		平成19年10月11日	岩手県石油商業組合	災害時における応急対策用燃料及び応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定	商工労働 観光部
		平成25年6月24日	石油連盟	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	
		平成8年12月25日	(一社)岩手県木炭協会	災害時における木炭の確保に関する協定	農林水産部
平成9年1月31日	岩手県乾麺工業協同組合	災害時における食糧の確保に関する協定			
平成9年1月31日	岩手県生めん協同組合	〃			
平成9年1月31日	岩手県パン工業協同組合	〃			
平成8年12月19日	(株)岩手畜産流通センター	〃			
平成8年12月19日	岩手県牛乳協会	〃			

資料編 3 災害応急対策計画

区分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	担当部局		
	野菜の確保	平成8年11月14日	全国農業協同組合連合会岩手県本部	災害時における野菜の確保に関する協定			
	水産食料の確保	平成8年11月28日	岩手県漁業協同組合連合会	災害時における水産食料品の確保に関する協定			
		平成3年12月19日	岩手県水産加工業協同組合連合会	〃			
	原材料、パン・ミルクの確保	平成8年12月26日	(公財)岩手県学校給食会	災害時における学校給食の実施に係る原材料又はパン、ミルクの調達に関する協定		教育委員会	
	精米の供給及び玄米の搗精	平成18年12月25日	(株)純情米いわた	災害時における食料の確保に関する協定		農林水産部	
	飲料の確保	平成19年1月25日	(株)岩泉産業開発	災害時における飲料の確保に関する協定		環境生活部	
平成19年1月25日		サントリーフーズ(株)	〃				
平成19年1月25日		みちのくココアラボトリング(株)	〃				
帰宅困難者の支援 (12団体 1協定)	帰宅困難者の支援	平成29年8月1日	(株)岩番屋 (株)オートボックスセブン (株)ストロベリーコーンズ (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ドトールコーヒー (株)ハードオフコーポレーション (株)ファミリーマート ミニストップ(株) (株)モスフードサービス 山崎製パン(株) デイリーヤマザキ事業統括本部 (株)吉野家 (株)ローソン	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	総務部		
		農畜産関係 (5団体 8協定)	稲の種苗の確保	平成8年11月11日	全国農業協同組合連合会岩手県本部	災害時における稲の種苗の確保に関する協定	農林水産部
			蚕種・桑苗の確保	平成8年11月11日	全国農業協同組合連合会岩手県本部	災害時における蚕種・桑苗の確保に関する協定	
			肥料及び病害虫防除用資機材の確保	平成8年11月11日	全国農業協同組合連合会岩手県本部	災害時における肥料及び病害虫防除用資機材の調達に関する協定	
			家畜飼料等の確保	平成8年11月11日	全国農業協同組合連合会岩手県本部	災害時における家畜飼料等の確保に関する協定	
			動物用医薬品等の確保	平成8年11月12日	岩手県動物薬品器材協会	災害時における動物用医薬品等の確保に関する協定	
			家畜防疫業務への協力	平成24年2月8日	岩手県農業共済組合連合会	家畜防疫業務に関する協定	
			家畜防疫業務への資機材等の調達	平成27年11月2日	(一社)岩手県高圧ガス保安協会	家畜防疫業務における液化炭酸ガス及び関連資機材の調達に関する協定	
		伝染病家畜処理	平成22年4月1日	(一社)岩手県建設業協会	家畜伝染病における緊急対策業務に関する協定	県土整備部	
		応急住宅建設 (6団体 7協定)	住宅建設	平成7年11月13日	(一社)プレハブ建築協会	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	県土整備部
民間賃貸住宅媒介	平成22年3月16日		(公社)全日本不動産協会岩手県本部	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定			
	平成22年3月16日		(一社)岩手県宅地建物取引業協会	〃			
	平成25年7月1日		(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定			
民間賃貸住宅提供	平成26年9月3日		(一社)岩手県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会岩手県本部	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定			
木材の確保	平成8年12月25日	岩手県森林組合連合会	災害時における木材の確保に関する協定	農林水産部			
	平成8年12月18日	岩手県木材産業協同組合	〃				

資料編 3 災害応急対策計画

区分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	担当部局	
廃棄物処理 (2 団体 2 協定)	廃棄物の処理	平成26年10月27日	(一社)岩手県産業廃棄物協会	災害時における廃棄物の処理に関する協定	環境生活部	
	し尿の処理	平成18年10月12日	岩手県環境整備事業協同組合	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の処理に関する協定		
復旧 (41 団体 47 協定)	漁港・漁場関係公共土木施設等の応急対策業務の実施	平成25年4月15日	(一社)全日本漁港建設協会 岩手県支部	災害時における漁港・漁場の応急対策業務に関する協定	農林水産部	
	災害査定業務等への協力	平成15年4月18日	(一社)岩手県土地改良設計協会	災害査定業務等に関する協定		
	被災情報の収集・報告 障害物除去用等の重機 資機材等の調達 応急復旧工事	平成9年1月10日	(一社)岩手県建設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定	県土整備部	
	詳細な被災情報の収集 及び連絡ほか	平成21年6月29日	(一社)岩手県建設コンサル タント協会	〃		
	詳細な被災情報の収集 及び連絡応急復旧工事 の実施	平成21年7月9日	(一社)岩手県電業協会	〃		
	公共土木施設等の応急 対策に対する協力	平成20年5月19日	(一社)岩手県測量設計業協 会	災害時における応急 対策業務に関する協 定		
	災害時における公共土 木施設等の緊急点検	平成28年3月24日	(一社)プレストレスト・コ ンクリート建設業協会東北 支部	〃		
	工事中の施設の復旧	平成19年2月19日	(一社)日本建設業連合会東 北支部	〃		
	公共土木施設等の応急 対策に対する協力	平成29年9月13日	(一社)建設コンサルタンツ 協会東北支部	〃		
	災害時における下水道 管路施設の復旧活動	平成26年3月28日	(公社)日本下水道管路管理 業協会	災害時における岩手 県内の下水道管路施 設の復旧支援に関す る協定		
	県営発電施設の応急対 策用資機材及び復旧要 員の確保	平成26年3月31日	(株)東芝	災害時における県営 発電施設の応急対策 用資機材の調達及び 復旧要員の確保に関 する協定		企業局
		平成26年3月31日	日立三菱水力(株)	〃		
		平成8年11月18日	(株)明電舎盛岡営業所	〃		
		平成26年3月31日	シンフォニアテクノロジー (株)	〃		
		平成26年3月31日	(株)日立プラントメカニク ス	〃		
		平成26年3月31日	富士電機(株)	〃		
		平成26年3月31日	日本ケーブル(株)東北支店	〃		
		平成26年3月31日	北芝電機(株)	〃		
		平成26年4月1日	(一社)岩手県建設業協会	災害時における県営 発電施設の応急対策 業務に関する協定		
県営工業用水道施設の 応急対策用資機材及び 復旧要員の確保		平成8年11月18日	(株)タカヤ	災害時における県営 工業用水道施設の応 急対策用資機材の調 達及び復旧要員の確 保に関する協定 ※対象地域：北上中 部		
	平成26年3月31日	(株)タカヤ	〃 ※対象地域：北上中 部以外			
	平成8年11月18日	(株)日立製作所東北支社	〃			
	平成8年11月18日	(株)電業社機械製作所東北 支店	〃			
	平成26年3月31日	(株)東芝	〃			
	平成26年3月31日	(株)明電舎	〃			
	平成26年3月31日	オルガノ(株) オルガノプラントサービ ス(株)	〃			
	平成26年6月19日	日立造船(株)	〃			

資料編 3 災害応急対策計画

区分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	担当部局
		平成8年11月18日	日本碍子(株)仙台営業所	〃 ※対象地域：北上中部	
		平成26年3月31日	メタウォーター(株)	〃 ※対象地域：北上中部以外	
		平成8年11月18日	(株)荏原製作所東北支店	〃 ※対象地域：北上中部	
		平成26年3月31日	(株)荏原製作所東北支店	〃 ※対象地域：北上中部以外	
		平成26年3月31日	北上鐵工(株)	〃	
		平成26年3月31日	(株)小原建設	〃	
		平成12年3月10日	(有)アセス	〃 ※対象地域：北上中部	
		平成26年3月31日	(有)アセス	〃 ※対象地域：北上中部以外	
		平成12年3月10日	(株)北日本環境保全	〃 ※対象地域：北上中部	
		平成26年3月31日	(株)北日本環境保全	〃 ※対象地域：北上中部以外	
		平成17年8月8日	(株)水質研究所	〃 ※対象地域：北上中部	
		平成26年3月31日	(株)水質研究所	〃 ※対象地域：北上中部以外	
		平成26年3月31日	東北計測サービス(株)	災害時における県営工業用水道施設の応急対策用資機材の調達及び復旧要員の確保に関する協定	
	水道施設の復旧活動	平成11年2月12日	(一社)岩手県空調衛生工事業協会	災害時における水道施設の復旧活動に係る応急対策に関する協定	環境生活部
		平成22年8月6日	岩手県管工事業協同組合連合会	〃	
	災害時における建築物の清掃及び消毒等環境衛生の実施	平成21年10月26日	岩手県ビル管理事業協同組合	災害時における建築物の清掃及び消毒等環境衛生に関する協定	総務部
	大規模災害時の各種救護活動への協力	平成25年4月8日	(公社)隊友会岩手県隊友会	隊友会との災害時応援協定	
	情報システムの応急復旧	平成25年3月28日	(株)アイシーエス	災害時の情報システムの応急復旧に関する協定書	政策地域部
	交通安全施設の復旧	平成27年3月17日	(一社)全国道路標識・表示業協会東北支部岩手県協会 (一社)全国交通信号工事技術普及協会	災害時における交通安全施設の復旧対策に関する協定	警察本部

3-11 自衛隊災害派遣要請計画

3-11-1 陸上自衛隊岩手駐屯地主要装備品

(平成29年4月1日現在)

種 類	数 量	用 途
小 型 車	81	偵察, 連絡用
中 型 ト ラ ッ ク	62	人員, 資器材輸送用
大 型 ト ラ ッ ク	125	〃
特 大 型 ト ラ ッ ク	31	〃
救 急 車	5	患者輸送
レ ッ カ ー	4	
雪 上 車	5	冬季人員, 資器材輸送用
給 水 ト レ ー ラ ー	21	給 水
野外炊具1号(炊事ト レ ー ラ ー)	10	野外炊事
小 型 ド ー ザ	0	土木工事
中 型 ド ー ザ	1	〃
大 型 ド ー ザ	5	〃
バケツローダー	2	〃
15t ク レ ー ン	1	〃
グ レ ー ダ ー	2	〃
油 圧 シ ョ ベ ル	7	〃
ス ノ ー モ ビ ル	4	偵察, 資機材輸送
人命救助システム Ⅰ 型	1	人命救助システム構成品内訳表のとおり
人命救助システム Ⅱ 型	1	〃
オ ー ト バ イ	7	偵察, 連絡用
装軌車(APC)	5	人員, 資器材輸送
指 揮 通 信 車	5	指揮・通信
円ピ(スコップ)	1400	工事用
十 字 鍬	480	〃
斧	190	〃
アキオ(ソリ)	42	冬季患者, 物資輸送
ボ ー ト	18	水上救助
救 命 胴 衣	272	〃
背負い式消火水のう	78	火災消火

人命救助システム構成品内訳表

区分		物品管理 区分	構成品	数量	
				I型	II型
部隊用 装備品	中隊用		マスク用リサイクラー	2	
			捜索用音響探知機	4	
			破壊構造物探索器	4	3
			検電器	4	3
			折り畳み式リヤカー	4	1
			救助用油圧器具	8	1
			救助用三脚	2	
			万能運搬具	2	1
			三連伸縮はしご	2	
	小隊用	施設器材	救助作業用照明具	8	1
			エンジン式削岩機	8	1
			エアジャッキ	8	1
			手動式ウィンチ	8	
			背負式消火ポンプ	11	3
		救助作業用誘導棒	8	2	
分隊用		サイレン付警報器	16	3	
		捜索用投光器	16	1	
		救助用ロープ	16	4	
		携帯式便所	16	13	
		エンジンカッター	16	2	
		チェンソー	22		
		油圧式ジャッキ	16	2	
		手動式ウィンチ	16	1	
		油圧式カッター	16	1	
		ピストン式破壊工具	16		
		ピック付バール	16	30	
		鉄線きょう	16	2	
	衛生器材	救急キット（携帯用）	16		
個人用装備品			防じん眼鏡，レスキューベスト	200	30
その他	化学器材	空気呼吸器	4	4	
		空気濃度測定器	2	1	
		可燃性ガス検知器	4	1	
		予備ボンベ	4	4	
	衛生器材	患者固定具セット（陰圧式，3型×1，2型×1）	2		
		担架ベッド	4	1	
		吸引器（足踏式）	4		
		人工そ生器セット（手動式）	4		

3-14-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

平成 30 年 4 月 1 日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
		流失	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
		冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500	
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当りの限度額 584,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内						

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3-16 医療・保健計画

3-16-1 指定病院連絡先一覧

指定病院名	N T T回線	
	電話番号 (代表)	F A X 番号
岩手医科大学附属病院	019-651-5111	019-651-5730 (救命救急センター)
盛岡赤十字病院	019-637-3111	019-637-3801
県立中央病院	019-653-1151	019-653-2528
県立中部病院	0197-71-1511	0197-71-1414
県立胆沢病院	0197-24-4121	0197-24-8194
県立磐井病院	0191-23-3452	0191-23-9691
県立大船渡病院	0192-26-1111	0192-27-9285
県立釜石病院	0193-25-2011	0193-23-9479
県立宮古病院	0193-62-4011	0193-63-6941
県立久慈病院	0194-53-6131	0194-52-2601

3-16-2 医療施設一覽表(病院)

(平成30年10月1日現在)

保健所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急告示	病床数					診療科目	目	
						精神	感染症	結核	療養	一般			合計
盛岡市	国立病院機構盛岡病院	盛岡市青山1-25-1	(019) 647-2195	独立行政法人国立病院機構		-	-	10	-	250	260	内科・小児科・外科・歯科・呼吸器科・整形外科・整形外科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・アレルギー科・リウマチ科・消化器内科・循環器内科	
	岩手県立中央病院	// 上田1-4-1	653-1151	岩手県	○	-	-	-	-	685	685	内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・小児科・精神科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・呼吸器外科・心臓血管外科・小児外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・放射線科・麻酔科・リハビリテーション科・歯科口腔外科 等	
	盛岡市立病院	// 本宮5-15-1	635-0101	盛岡市	○	80	8	-	-	180	268	内科・精神科・外科・整形外科・眼科・歯科・放射線科・循環器内科・皮膚科・麻酔科・消化器内科・糖尿病代謝内科・神経内科・呼吸器内科・腎臓内科	
	盛岡赤十字病院	// 三本柳6-1-1	637-3111	日本赤十字社	○	-	-	-	-	438	438	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・小児科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・精神科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・放射線科・麻酔科・リハビリテーション科・アレルギー科・小児外科・病理診断科	
	岩手医科大学附属病院	// 内丸19-1	651-5111	学校法人岩手医科大学	○	78	-	-	-	1,088	1,166	内科・小児科・精神科・神経内科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・呼吸器外科・心臓血管外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・麻酔科・リウマチ科・循環器内科・心療内科・アレルギー科・リウマチ科・リハビリテーション科・歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科 等	
	三田記念病院	// 加賀野3-14-1	624-3251	一般財団法人岩手済生医会		277	-	-	-	-	277	精神科・神経科	
	中津川病院	// 下米内2-4-12	662-3252	//		-	-	-	-	51	51	内科・呼吸器内科・循環器科・リハビリテーション科	
	遠山病院	// 下ノ橋町6-14	651-2111	医療法人遠山病院	○	-	-	-	102	34	136	内科・外科・整形外科・婦人科・皮膚科・胃腸科	
	栃内病院	// 肴町2-28	623-1316	医療法人巖心会	○	-	-	-	-	118	118	内科・外科・整形外科・脳神経外科・リハビリテーション科・麻酔科・形成外科	
	高松病院	// 館向町4-8	624-2250	医療法人社団高松病院	○	-	-	-	55	40	95	内科・整形外科・外科・麻酔科	

保健所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急告示	病床数					診療科目	目
						精神	感染症	結核	療養	一般		
	孝仁病院	〃 中太田字泉田28	656-2888	社団医療法人啓愛会		-	-	54	126	180	内科・整形外科・外科・婦人科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科	
	赤坂病院	〃 名須川町29-2	624-1225	社団医療法人赤坂病院		-	-	-	52	52	内科・外科・皮膚科・泌尿器科・性病科・歯科	
	盛岡観山荘病院	〃 高松4-20-40	661-2685	社会医療法人みやま会		173	-	-	-	173	精神科・心療内科	
	三愛病院	〃 月が丘1-29-15	641-6633	医療法人社団恵仁会		-	-	-	60	60	内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・泌尿器科・アレルギー科・糖尿病肝臓代謝内科・血液内科・腎臓内科	
	もりおかこども病院	〃 上田字松屋敷11-14	662-5656	社会福祉法人岩手愛児会		-	-	-	64	64	小児科・小児歯科・精神科	
	内丸病院	〃 本町通1-12-7	654-5331	社団医療法人久仁会	○	-	-	30	60	90	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・循環器内科・消化器内科・乳腺外科	
	荻野病院	〃 本宮1-6-12	636-0317	医療法人謙和会	○	-	-	-	58	58	内科・リハビリテーション科・循環器内科	
	盛岡つなぎ温泉病院	〃 繁字尾入野64-9	689-2101	特定社団医療法人盛岡つなぎ温泉病院	○	-	2	120	48	170	内科・呼吸器科・神経内科・整形外科・リハビリテーション科・アレルギー科・アレルギーク・脳神経外科	
	松園第一病院	〃 東黒石野3-2-1	662-6111	医療法人共生会		-	-	120	-	120	内科・耳鼻いんこう科	
	松園第二病院	〃 西松園3-22-3	662-0100	〃		-	-	30	59	89	内科・整形外科・神経内科・消化器内科・泌尿器内科・循環器内科・リウマチ科・耳鼻いんこう科	
	都南病院	〃 東見前6-40-1	638-7311	医療法人仁医会(財団)		248	-	-	-	248	内科・精神科	
	未来の風せいわ病院	〃 手代森9-70-1	696-2055	社会医療法人智徳会		333	-	-	-	333	内科・精神科	
	川久保病院	〃 津志田26-30-1	635-1305	盛岡医療生活協同組合	○	-	-	60	60	120	内科・小児科・外科・眼科・小児歯科・リハビリテーション科・歯科・歯科口腔外科	
	盛岡南病院	〃 津志田13-18-4	638-2020	医療法人社団愛和会		-	-	164	-	164	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科	
	盛岡友愛病院	〃 永井12-10	638-2222	医療法人友愛会	○	-	-	90	296	386	内科・消化器科・循環器科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・歯科・リハビリテーション科・放射線科・こころ科・心療内科・リウマチ科・心臓血管外科・麻酔科・小児歯科・眼科・耳鼻いんこう科・小児科・呼吸器外科・泌尿器科・矯正歯科・形成外科・婦人科・アレルギー科・呼吸器科・乳腺外科	

保健 所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急 告示	病床数					診療 科目	目	
						精神	感染症	結核	療養	一般			合計
県 央	済民中央病院	〃 浜民字大前田63-2	683-2336	医療法人仁妙光会		-	-	-	177	-	177	内科・外科・整形外科	内科・外科・整形外科
	ひめかみ病院	〃 下田字陣場41-10	683-2121	医療法人真彰会		123	-	-	-	-	123	内科・精神科・神経内科・眼科・呼吸器内科	内科・精神科・神経内科・眼科・呼吸器内科
	八角病院	〃 好摩字夏間木70-190	682-0201	医療法人日新堂	○	-	-	-	-	50	50	内科・外科・脳神経外科・消化器内科・消化器外科・糖尿 尿病内科	内科・外科・脳神経外科・消化器内科・消化器外科・糖尿 尿病内科
	いわてリハビリテー ションセンター	磐石町第22地割字七ツ 森16-243	692-5800	岩手県		-	-	-	-	100	100	リハビリテーション科・整形外科・脳神経外科・神経内 科	リハビリテーション科・整形外科・脳神経外科・神経内 科
	鶯宿温泉病院	〃 南畑32地割字南 棟沢265	695-2321	社団医療法人康生 会	○	-	-	-	88	-	88	内科・外科・整形外科・消化器科・循環器科・リウマチ 科・リハビリテーション科・麻酔科	内科・外科・整形外科・消化器科・循環器科・リウマチ 科・リハビリテーション科・麻酔科
	松誠会滝沢中央病院	滝沢市鶴飼笹森42番地 2号	684-1151	医療法人社団松誠 会	○	-	-	-	46	40	86	内科・外科・皮膚科・婦人科	内科・外科・皮膚科・婦人科
	栃内第二病院	〃 大釜吉水103-1	684-1111	医療法人巖心会	○	-	-	-	-	144	144	内科・外科・整形外科・脳神経外科・リハビリテーショ ン科・麻酔科・神経内科・リウマチ科	内科・外科・整形外科・脳神経外科・リハビリテーショ ン科・麻酔科・神経内科・リウマチ科
	平和台病院	紫波町大淵字南谷地 110-5	672-2266	社団医療法人法成 会		289	-	-	-	-	289	精神科	精神科
	岩手県立療育センタ ー	矢巾町大字藤沢2-29-1	601-2777	岩手県		-	-	-	-	60	60	整形外科・歯科・泌尿器科・小児科・神経内科・児童精 神科	整形外科・歯科・泌尿器科・小児科・神経内科・児童精 神科
	南昌病院	〃 広宮沢1-2-181	697-5211	医療法人社団福厚 堂	○	-	-	-	83	97	180	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・神経内 科・循環器内科・脳神経外科	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・神経内 科・循環器内科・脳神経外科
	みちのく療育園	〃 大字煙山24-1	611-0600	社会福祉法人新生 会		-	-	-	-	54	54	小児科・内科・リハビリテーション科・歯科・精神科・ 耳鼻いんこう科	小児科・内科・リハビリテーション科・歯科・精神科・ 耳鼻いんこう科
	国保葛巻病院	葛巻町葛巻16-1-1	(0195) 66-2311	葛巻町	○	-	-	-	18	42	60	内科・小児科・外科・産婦人科・眼科	内科・小児科・外科・産婦人科・眼科
	八幡平市国保西根病院	八幡平市田頭22-79-1	76-3111	八幡平市	○	-	-	-	-	60	60	内科・小児科・外科	内科・小児科・外科
	東八幡平病院	〃 柏台2-8-2	78-2511	一般財団法人みち のく愛隣協会	○	-	-	-	100	50	150	内科・小児科・神経内科・外科・整形外科・脳 神経外科・皮膚科・歯科・リハビリテーション 科・放射線科・消化器内科	内科・小児科・神経内科・外科・整形外科・脳 神経外科・皮膚科・歯科・リハビリテーション 科・放射線科・消化器内科
国立病院機構花巻病院	花巻市諏訪500	(0198) 24-0511	独立行政法人国立 病院機構		144	-	-	-	60	204	精神科・歯科	精神科・歯科	
イーハトーブ病院	〃 湯口字志戸平14-1	38-5656	医療法人杏林会		-	-	-	50	50	100	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・神経内 科	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・神経内 科	
総合花巻病院	〃 花城町4-28	23-3311	財団法人総合花巻 病院	○	-	-	-	-	199	199	内科・消化器内科・小児科・神経内科・外科・整形外科 科・形成外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻いん こう科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科・ 麻酔科	内科・消化器内科・小児科・神経内科・外科・整形外科 科・形成外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻いん こう科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科・ 麻酔科	

保健 所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急 告示	病床数					診 療 科 目
						精神	感染症	結核	療養	一般	
奥 州	岩手医科大学附属花巻 温泉病院	〃 台第2地割85番1	27-2011	学校法人岩手医科 大学	○	—	—	—	150	150	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・神経内 科・リウマチ科・麻酔科・消化器内科・老年内科
	もたて病院	〃 東宮野目13-1-1	23-5131	社団医療法人報昌 会		144	—	—	—	144	内科・精神科
	宝陽病院	〃 石鳥谷町新堀15 -23	45-6500	社団医療法人啓愛 会		—	—	45	112	157	内科・外科・整形外科・眼科・皮膚科・小児科
	岩手県立東和病院	〃 東和町安俵6区75 番地1	42-2211	岩手県	○	—	—	—	68	68	内科・外科・リハビリテーション科・消化器科
	岩手県立遠野病院	〃 遠野市松崎町白岩14- 74	(0198) 62-2222	〃	○	—	2	—	120	122	内科・小児科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻 いんこう科・リハビリテーション科・脳神経外科・消化 器科・皮膚科
	六角牛病院	〃 青笹町中沢5-5 -1	62-2026	医療法人財団正清 会		147	—	—	—	147	内科・精神科・神経科
	北上済生会病院	〃 北上市花園町1-6-8	(0197) 64-7722	社会福祉法人恩賜 財団済生会支部岩 手県済生会	○	—	4	—	299	303	内科・循環器科・小児科・神経内科・外科・整形外科・ 脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・泌尿器 科・呼吸器内科・消化器科・心臓血管外科・リウマチ 科・麻酔科・呼吸器外科・リハビリテーション科・救急 科・放射線科・皮膚科
	花北病院	〃 村崎野16-89-1	66-2311	社会医療法人花北 病院		124	—	—	—	124	内科・精神科・神経内科
	岩手県立中部病院	〃 村崎野17-10	71-1511	岩手県	○	—	—	20	414	434	内科・小児科・精神科・神経内科・心療内科・外科・整 形外科・形成外科・脳神経外科・呼吸器外科・産婦人 科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・リハビ リテーション科・放射線科・呼吸器内科・循環器内科・ 消化器内科・糖尿病代謝内科・血液内科・乳腺外科・麻 酔科
	西和賀さわうち病院	〃 西和賀町沢内字大野13- 3-12	85-3131	西和賀町	○	—	—	—	40	40	内科・外科・小児科・眼科・歯科・皮膚科
	岩手県立胆沢病院	〃 奥州市水沢字龍ヶ馬場 61	(0197) 24-4121	岩手県	○	—	—	9	337	346	内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・呼吸器外 科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・泌尿器科・放射 線科・麻酔科・皮膚科・心臓血管外科・呼吸器内科・消 化器内科・循環器内科・神経内科・精神科・乳腺外科・ リハビリテーション科
	奥州市総合水沢病院	〃 水沢大手町3-1	25-3833	奥州市	○	—	4	—	145	149	内科・小児科・精神科・神経内科・外科・整形外科・産 婦人科・耳鼻いんこう科・泌尿器科・循環器内科・麻酔 科
	奥州病院	〃 水沢東大通り1- 5-30	25-5111	医療法人清和会	○	—	—	—	36	156	内科・消化器内科・循環器内科・外科・整形外科・歯 科・リハビリテーション科・歯科口腔外科・消化器外 科・糖尿病内科・人工透析内科

保健所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急告示	病床数					診療科目	目	
						精神	感染症	結核	療養	一般			合計
一 関	おとめがわ病院	水沢佐倉河字慶徳27-1	24-4148	医療法人社団創生会胆江病院		274	-	-	-	-	274	精神科・神経科	
	石川病院	水沢南町8-10	25-6311	社団医療法人石川病院	○	-	-	-	12	20	32	内科・小児科・外科・整形外科・循環器科・皮膚泌尿器科・消化器科・麻酔科	内科・小児科・外科・整形外科・循環器科・消化器科・皮膚泌尿器科
	美山病院	水沢羽田町字水無沢495-2	24-2141	社団医療法人啓愛会		-	-	-	100	112	212	内科・外科	内科・外科・リハビリテーション科
	美希病院	前沢古城字丑沢上野100	56-6111	〃		-	-	-	100	149	249	内科・外科・整形外科・泌尿器科	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・小児科・皮膚科・麻酔科・泌尿器科
	奥州市国民健康保険まごころ病院	胆沢南都田字大持40	46-2121	奥州市	○	-	-	-	-	48	48	内科・外科・歯科口腔外科・消化器科・整形外科・循環器科・小児科	内科・外科・消化器科・整形外科・循環器科
	岩手県立江刺病院	江刺西大通り5-23	35-2181	岩手県	○	-	15	-	-	122	137	内科・小児科・精神科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・泌尿器科・皮膚科・消化器科・循環器科・麻酔科	内科・小児科・精神科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・泌尿器科・皮膚科・消化器科・循環器科・麻酔科
	国立病院機構岩手病院	一関市山目字泥田山下48	(019)25-2221	独立行政法人国立病院機構		-	-	-	-	250	250	内科・小児科・神経内科・外科・歯科・呼吸器科・循環器科・心療内科・脳神経外科・消化器科・リハビリテーション科	内科・小児科・神経内科・外科・歯科・呼吸器科・循環器科・心療内科・脳神経外科・消化器科・リハビリテーション科
	岩手県立南光病院	狐禅寺字大平17	23-3655	岩手県		359	-	-	-	-	359	精神科	精神科・リハビリテーション科
	岩手県立磐井病院	狐禅寺字大平17	23-3452	〃	○	-	10	-	-	305	315	内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・リハビリテーション科・麻酔科・消化器科・循環器科・形成外科・泌尿器科・呼吸器科・産婦人科・神経内科・心療内科・放射線科・歯科口腔外科・心臓血管外科	内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・リハビリテーション科・麻酔科・消化器科・循環器科・形成外科・泌尿器科・呼吸器科・産婦人科・神経内科・心療内科・放射線科・歯科口腔外科・心臓血管外科
	一関病院	大手町3-36	23-2050	医療法人博愛会	○	-	-	60	-	139	199	内科・呼吸器科・外科・整形外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・麻酔科・アレルギー科	内科・呼吸器科・外科・整形外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・麻酔科・アレルギー科
	昭和病院	田村町6-3	23-2020	医療法人社団愛生会昭和病院		-	-	-	-	54	54	内科・小児科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・アレルギー科・麻酔科・ペインクリニック内科	内科・小児科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・アレルギー科・麻酔科・ペインクリニック内科
	西城病院	八幡町2-43	23-3636	医療法人西城病院		-	-	-	-	66	66	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・神経内科・放射線科・泌尿器科	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・神経内科・放射線科・泌尿器科
	岩手県立大東病院	大東町大原字川内128	72-2121	岩手県		-	-	-	-	40	40	内科・神経内科・外科・リハビリテーション科・整形外科	内科・神経内科・外科・リハビリテーション科・整形外科
	岩手県立千厩病院	千厩町千厩字草井沢32-1	53-2101	〃	○	4	-	-	-	148	152	内科・小児科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・消化器内科・循環器内科・泌尿器科・神経内科・麻酔科・皮膚科	内科・小児科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・消化器内科・循環器内科・泌尿器科・神経内科・麻酔科・皮膚科

保健所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急告示	病床数					診療科目	目	
						精神	感染症	結核	療養	一般			合計
大船渡	ひがしやま病院	〃 東山町松川字卯入道121	48-2666	社団医療法人西城病院		—	—	—	—	44	44	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・神経内科・リハビリテーション科	
	一関市国保藤沢病院	一関市藤沢町藤沢字町裏52-2	63-5211	一関市	○	—	—	—	—	54	54	内科・小児科・小児科・整形外科	
	岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	(0192) 26-1111	岩手県	○	105	4	10	—	370	489	内科・小児科・精神科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・呼吸器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・循環器科・放射線科・麻酔科・リハビリテーション科・消化器科・血液内科	
釜石	希望ヶ丘病院	陸前高田市高田町字大隅8-6	53-1019	医療法人希望会		93	—	—	60	—	153	精神科・神経内科・内科	
	岩手県立高田病院	陸前高田市米崎町字野沢34-1	54-3221	岩手県	○	—	—	—	—	41	41	内科・小児科・外科・整形外科・婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・リハビリテーション科	
	国立病院機構釜石病院	釜石市定内町4-7-1	(0193) 23-7111	独立行政法人国立病院機構		—	—	—	—	180	180	内科・小児科・リハビリテーション科・神経内科	
宮古	岩手県立釜石病院	〃 甲子町10-483-6	25-2011	岩手県	○	—	—	—	—	272	272	内科・小児科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・泌尿器科・消化器科・循環器科・神経内科・心臓血管外科・リハビリテーション科・麻酔科・放射線科	
	釜石のぞみ病院	〃 大渡町3-15-26	31-2300	医療法人仁医会(財団)		—	—	—	102	52	154	内科・眼科・婦人科・精神科	
	釜石厚生病院	〃 野田町1-16-32	23-5105	〃		204	—	—	—	—	204	内科・精神科・神経科	
宮古	せいてつ記念病院	〃 小佐野町4-3-7	23-2030	医療法人栗山会	○	—	—	—	—	119	119	内科・外科・整形外科・眼科・皮膚科・泌尿器科・心療内科	
	岩手県立大槌病院	大槌町小槌第23地割字寺野1番地1	42-2121	岩手県		—	—	—	—	50	50	内科・外科・整形外科・眼科・リハビリテーション科・皮膚科	
	岩手県立宮古病院	宮古市大字崎畷ヶ崎1-11-26	(0193) 62-4011	〃	○	—	4	10	—	323	337	内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・心臓血管外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・放射線科・呼吸器科・消化器科・循環器科・精神科・神経内科・リハビリテーション科・麻酔科・形成外科	
宮古	三陸病院	〃 板屋1-6-36	62-7021	医療法人財団正清会		235	—	—	—	—	235	精神科・内科・麻酔科	
	宮古山口病院	〃 山口五丁目3-20	62-3945	社団医療法人新和会		340	—	—	—	—	340	内科・精神科・歯科・神経科	

保健所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急告示	病床数					診療科目	目
						精神	感染症	結核	療養	一般		
久慈	宮古第一病院	保久田8-37	62-3737	特定医療法人弘慈会		-	-	148	-	148	内科・消化器科・眼科・歯科・リハビリテーション科	
	岩手県立山田病院	山田町飯岡第1地割21番地1	82-2111	岩手県		-	-	-	50	50	内科・小児科・外科・整形外科・眼科・リハビリテーション科	
	済生会岩泉病院	岩泉町岩泉字中家19-1	(0194) 22-2151	社会福祉法人恩賜財団済生会支部岩手県済生会	○	-	-	-	98	98	内科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・小児科	
二戸	岩手県立久慈病院	久慈市旭町10-1	(0194) 53-6131	岩手県	○	-	4	43	287	334	内科・小児科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテーション科・精神科・神経内科・呼吸器科・循環器科・放射線科・麻酔科・消化器科・歯科口腔外科	
	北リアス病院	源道12-111	53-2323	社団医療法人祐和会		210	-	-	-	210	精神科・神経内科・心療内科・老年内科	
	久慈恵愛病院	湊町17-100	52-2311	社団医療法人祥和会		-	-	42	39	81	内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・整形外科・皮膚科泌尿器科・こう門科	
二戸	洋野町国保種市病院	洋野町種市23-27-2	65-2127	洋野町	○	-	-	-	41	41	内科・外科	
	岩手県立二戸病院	二戸市堀野字大川原毛38-2	(0195) 23-2191	岩手県	○	-	10	-	253	263	内科・小児科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・皮膚科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・麻酔科・放射線科・精神科・泌尿器科	
	岩手県立軽米病院	軽米町大字軽米2-54-5	46-2411	〃	○	-	-	45	54	99	内科・小児科・外科・リハビリテーション科・精神科	
岩手県立一戸病院	一戸町一戸字砂森60-1	33-3101	〃	○	225	4	47	48	324	内科・小児科・外科・整形外科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・精神科・神経内科・リハビリテーション科		

3-16-3 就業届出助産師数調（保健所別）

（平成28年12月31日現在）

保健医療圏	保健所 保健名	総 数	就 業 場 所								
			助 産 所			病 院	診 療 所	保健所 又は市 町村	社会福 祉施設	助産師 学校及 び養成 所	そ の 他
			開設者 (出張のみによ る者を除く)	従事者	出張の みによ る者						
総 数		389	5	0	6	266	72	24	0	14	2
盛 岡		193	3	0	2	119	42	13	0	13	1
	盛岡市	171	2	0	1	119	38	8	0	2	1
	県 央	22	1	0	1	0	4	5	0	11	0
岩手中 部	中 部	53	1	0	2	31	15	4	0	0	0
胆 江	奥 州	12	0	0	1	0	10	1	0	0	0
両 磐	一 関	32	1	0	0	25	3	3	0	0	0
気 仙	大船渡	23	0	0	0	22	0	0	0	0	1
釜 石	釜 石	17	0	0	0	17	0	0	0	0	0
宮 古	宮 古	23	0	0	1	17	2	2	0	1	0
久 慈	久 慈	13	0	0	0	13	0	0	0	0	0
二 戸	二 戸	23	0	0	0	22	0	1	0	0	0

3-16-4 医療救護班編成表

1 地方支部（県立病院班）

名 称	所 在 地	電 話	班数	患者 移送車
県立中央病院	盛岡市上田1-4-1	019 (653) 1151	2	1
県立東和病院	花巻市東和町安俵6-75-1	0198 (42) 2211	1	
県立中部病院	北上市村崎野17-10	0197 (71) 1511	1	1
県立胆沢病院	奥州市水沢龍ヶ馬場61	0197 (24) 4121	1	1
県立江刺病院	奥州市江刺西大通り5-23	0197 (35) 2181	1	1
県立磐井病院	一関市狐禅寺字大平17	0191 (23) 3452	1	1
県立南光病院	〃	0191 (23) 3655	1	
県立千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢32-1	0191 (53) 2101	1	
県立大東病院	一関市大東町大原字川内128	0191 (72) 2121	1	1
県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	0192 (26) 1111	1	2
県立高田病院	陸前高田市高田町字太田56	0192 (54) 3221	1	
県立釜石病院	釜石市甲子町10-483-6	0193 (25) 2011	1	2
県立遠野病院	遠野市松崎町白岩14-74	0198 (62) 2222	1	1
県立大槌病院	大槌町小鎗第23地割字寺野1-1	0193 (42) 2121	1	
県立宮古病院	宮古市崎楯ヶ崎1-11-26	0193 (62) 4011	1	1
県立山田病院	山田町飯岡1-21-1	0193 (82) 2111	1	
県立久慈病院	久慈市旭町10-1	0194 (53) 6131	1	1
県立二戸病院	二戸市堀野字大川原毛38-2	0195 (23) 2191	1	1
県立一戸病院	一戸町一戸字砂森60-1	0195 (33) 3101	1	
県立軽米病院	軽米町大字軽米2-54-5	0195 (46) 2411	1	
計			21	14

2 市町村本部

名 称	所 在 地	電 話	班数	輸送車
盛岡市立病院	盛岡市本宮5-15-1	019 (635) 0101	1	1
国保葛巻病疫	葛巻町葛巻16-1-1	0195 (66) 2311	1	1
国保西根病院	八幡平市田頭22-79-1	0195 (76) 3111	1	1
西和賀さわうち病院	西和賀町沢内字大野13地割3番地12	0197 (85) 3131	1	1
総合水沢病院	奥州市水沢大手町3-1	0197 (25) 3833	1	
国保まごころ病院	奥州市胆沢南都田大持40	0197 (46) 2121	1	1
国保藤沢病院	一関市藤沢町藤沢字町裏52-2	0191 (63) 5211	1	
国保種市病院	洋野町種市23-27-2	0194 (65) 2127	1	
計			8	5

3 日赤及び済生会

名 称	所 在 地	電 話	班数	輸送車
盛岡赤十字病院	盛岡市三本柳6-1-1	019 (637) 3111	2	2
北上済生会病院	北上市花園町1-6-8	0197 (64) 7722	1	1
済生会岩泉病院	岩泉町岩泉字中家19-1	0194 (22) 2151	1	
計			4	3

4 独立行政法人国立病院機構

名 称	所 在 地	電 話	班数	輸送車
独立行政法人国立病院 機 構 盛 岡 病 院	盛岡市青山1-25-1	019 (647) 2195	1	1
独立行政法人国立病院 機 構 花 巻 病 院	花巻市諏訪500	0198 (24) 0511	1	1
独立行政法人国立病院 機 構 岩 手 病 院	一関市山目泥田山下48	0191 (25) 2221	1	1
独立行政法人国立病院 機 構 釜 石 病 院	釜石市定内町4-7-1	0193 (23) 7111	1	1
計			4	4

5 岩手県医師会

名 称	所 在 地	電 話	班数	輸送車
岩 手 県 医 師 会	盛岡市菜園2-8-20	019 (651) 1455	88	

3-16-5 災害時の医療救護に関する協定書

災害時の医療救護に関する協定書

岩手県（以下「甲」という。）と社団法人岩手県医師会（以下「乙」という。）は災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は岩手県地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療班の派遣）

第2条 甲は、岩手県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（自主出動）

第2条の2 乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に医療班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に医療班を編成して、派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により医療班を派遣したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき医療班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（医療班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療班に対する指揮は、甲が指定するものを行う。

（医療班の業務）

第5条 乙が派遣する医療班は、甲または市町村が避難所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療班の業務は次の通りとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する医療班が使用する医薬品等は、当該医療班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用の弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの
(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し 甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 10 年 3 月 19 日

甲 岩手県

岩手県知事 中 村 直

乙 盛岡市菜園二丁目 8 番 20 号

社団法人 岩手県医師会

会長 三 浦 新 也

3-16-6 災害時における医療救護活動に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と社団法人岩手県薬剤師会（以下「乙」という。）は災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岩手県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う医療救護活動等に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し次の業務を要請できるものとする。

- (1) 薬剤師の派遣
- (2) 甲が行う医療救護活動に対する医薬品の供給
- (3) 災害支援物資の仕分け、配送

2 乙は、前項第1号の要請があったときは、甲の指定した場所に、速やかに派遣するものとする。

（薬剤師の業務等）

第3条 前条第1項第1号に基づく薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
- (3) その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

2 派遣薬剤師が使用する医薬品等は、当該薬剤師が携行するもののほか、甲が供給する。

3 派遣薬剤師の調剤費は、無料とする。

（医薬品の供給）

第4条 第2条第1項第2号に基づく業務は、次のとおりとする。

- (1) 乙の甲に対する医薬品等の供給
- (2) 乙の会員に対する、甲への医薬品等の供給要請

（災害支援物資の配送）

第5条 第2条第1項第3号に基づく業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲の指定する災害支援物資の受領
- (2) 前号の災害支援物資の仕分け、配送

（薬剤師に対する指揮等）

第6条 派遣薬剤師に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定するものを行うものとする。

（体制整備）

第7条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から災害時の対応等について必要な協議及び情報の交換に努めるものとする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する費用
- (2) 派遣薬剤師が携行し、使用した医薬品等の実費
- (3) 派遣薬剤師が医療救護活動等において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 乙が供給した医薬品等の実費
- (5) 乙の会員が供給した医薬品等の実費並びに乙の取りまとめの経費
- (6) 災害支援物資の配送経費
- (7) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの。

(細則)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な事項は別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定書の発行)

第13条 この協定は、平成23年3月11日から効力を発するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれの1通を保有するものとする。

平成23年3月11日

甲 岩手県
岩手県知事 達 増 拓 也

乙 岩手県盛岡市馬場町3-12
社団法人岩手県薬剤師会
会 長 畑 澤 博 巳

3-16-6-2

災害時の歯科医療救護に関する協定書

岩手県（以下「甲」という。）と社団法人岩手県歯科医師会（以下「乙」という。）は災害時における歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、甲が行う歯科に係る医療救護（以下「歯科医療救護」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（自主出動）

第3条 乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に歯科医療救護班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に歯科医療救護班を編成して、派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき歯科医療救護班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（災害歯科医療救護計画）

第4条 乙は、前条の規定により歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第5条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、甲が指定するものが行う。

（歯科医療救護班の業務）

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難所及び災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は次の通りとする。

- （1） 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- （2） 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （3） その他必要とされる措置

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容歯科医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(歯科医療費)

第9条 救護所における歯科医療費は無料とする。

2 収容歯科医療機関における歯科医療費は、原則として患者負担とする。

(費用の弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年3月15日

甲 岩手県
岩手県知事 達 増 拓 也

乙 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目5番25号
社団法人 岩手県歯科医師会
会長 箱 崎 守 男

3-16-7 医薬品等調達関係団体連絡先一覧表

団 体 名 称	事 務 局	電 話
岩手県医薬品卸業協会	花巻市空港南2-18 東北アルフレッサ(株) 内	0198-26-3299
岩手県医療機器販売業協会	紫波郡矢巾町高田10-37 (株) 南部医理科 内	019-697-3264
一般社団法人日本産業・医療ガス協会 東北地域本部医療ガス部門 岩手県支部	盛岡市本町通1-17-13 岩手県ガス会館 内	019-623-6471
(一社) 岩手県薬剤師会	盛岡市馬場町3-12 岩手県薬剤師会館 内	019-622-2467

3-16-8 災害時における医薬品等の確保に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、岩手県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岩手県（以下「県」という。）が岩手県医薬品卸業協会（以下「協会」という。）に、医薬品、医療資機材及び防疫用資機材（以下「医薬品等」という。）の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 県は、医薬品等を確保する必要があると認めたときは、協会又は協会に加盟する会員（以下「協会等」という。）に対し、その保有する医薬品等の確保の協力を要請することができるものとする。

(要請の手続等)

第3条 県は、協会等に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 品名
- (2) 数量
- (3) 供給希望日時
- (4) 送付場所
- (5) その他参考事項

2 協会等は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り、県に協力するものとする。

(費用の負担)

第4条 協会等が県の要請により医薬品等の確保に要した費用は、県が負担するものとする。

(報 告)

第5条 県は、この協定に基づく医薬品等の確保が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、協会に対し、医薬品等の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、県においては岩手県環境保健部生活衛生薬務課、協会においては岩手県医薬品卸業協会事務局とする。

(被災した他の都道府県への応援)

第7条 県が、被災した他の都道府県に対する医薬品等の供給応援を行うために、協会に協力要請を行った場合においても、協会は、この協定に準じて、可能な限り、県に協力するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び協会が協議して定めることとする。

(適 用)

第9条 この協定は、平成9年2月6日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、県及び協会が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年2月6日

岩 手 県

岩手県知事 増 田 寛 哉

岩手県医薬品卸業協会

理 事 長 小 田 島 實

3-16-9 災害時における医療資機材の確保に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、岩手県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岩手県（以下「県」という。）が東北医療機器協会岩手県支部（以下「協会」という。）に、医療資機材（以下「資機材等」という。）の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 県は、医薬品等を確保する必要があると認めたときは、協会又は協会に加盟する会員（以下「協会等」という。）に対し、その保有する資機材等の確保の協力を要請することができるものとする。

(要請の手続等)

第3条 県は、協会等に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 品名
- (2) 数量
- (3) 供給希望日時
- (4) 送付場所
- (5) その他参考事項

2 協会等は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り、県に協力するものとする。

(費用の負担)

第4条 資機材等の確保に要した費用は、県が負担するものとする。

(報 告)

第5条 県は、この協定に基づく医薬品等の確保が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、協会に対し、資機材等の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、県においては岩手県環境保健部生活衛生薬務課、協会においては東北医療機器協会岩手県支部事務局とする。

(被災した他の都道府県への応援)

第7条 県が、被災した他の都道府県に対する資機材等の供給応援を行うために、協会に協力要請を行った場合においても、協会は、この協定に準じて、可能な限り、県に協力するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び協会が協議して定めることとする。

(適 用)

第9条 この協定は、平成9年2月6日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、県及び協会が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年2月6日

岩 手 県

岩手県知事 増 田 寛 哉

東北医療機器協会岩手県支部

支 部 長 早 川 政 則

3-16-10 災害時における医療用ガス等の確保に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、岩手県内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、岩手県（以下「県」という。）が一般社団法人産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部（以下「岩手県支部」という。）に、医療用ガス及び関係資機材（以下「医療用ガス等」という。）の確保について協力を要請するために必要な事項を定める。

(要 請)

第2条 県は、医療用ガス等を確保する必要があると認めたときは、岩手県支部及び岩手県支部に加盟する会員（以下「岩手県支部等」という。）にたいし、その保有する医療用ガス等の確保の協力を要請することができるものとする。

(要請の手続等)

第3条 県は、岩手県支部等に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 品名
- (2) 数量
- (3) 供給希望日時
- (4) 送付場所
- (5) その他参考事項

2 岩手県支部等は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り、県に協力するものとする。

(費用の負担)

第4条 岩手県支部等が県の要請により医療用ガス等の確保に要した費用は、県が負担するものとする。

(報 告)

第5条 県は、この協定に基づく医療用ガス等の把握が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、岩手県支部に対し、医療用ガス等の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、県においては岩手県保健福祉部健康国保課、岩手県支部においては社団法人岩手県高圧ガス保安協会事務局とする。

(被災した他の都道府県への応援)

第7条 県が、被災した他の都道府県に対する医療用ガス等の供給応援を行うため、岩手県支部に協力要請を行った場合においても、岩手県支部は、この協定に準じて、可能な限り、県に協力するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び岩手県支部が協議して定めることとする。

(適 用)

第9条 この協定は、平成23年3月11日から適用する。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、県及び岩手県支部が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年3月11日

岩 手 県

岩手県知事 達 増 拓 也

一般社団法人日本産業・医療ガス協会
東北地域本部医療ガス部門岩手県支部

支 部 長 笠 井 昭 彦

3-16-11 健康管理活動班編成表

1 市町村班

名 称	所 在 地	電 話	班数
盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15-1	019(635)0101	1
国保葛巻病院	葛巻町葛巻16-1-1	0195(66)2311	1
国保西根病院	八幡平市田頭22-79-1	0195(76)3111	1
西和賀さわうち病院	西和賀町沢内字大野13-3-12	0197(85)3131	1
総合水沢病院	奥州市水沢区大手町3-1	0197(25)3833	1
国保まごころ病院	奥州市胆沢区南都田字大持40	0197(46)2121	1
国保藤沢病院	一関市藤沢町藤沢字町裏52-2	0191(63)5211	1
国保種市病院	洋野町種市23-27-2	0194(65)2127	1
計			8

2 地方支部保健医療班

健康管理活動班を組織する地方支部名	県立病院班を組織する県立病院名	所 在 地	電 話	班数
盛岡地方支部	県立中央病院	盛岡市上田1-4-1	019(653)1151	2
花巻地方支部	県立東和病院	花巻市東和町安俵6-75-1	0198(42)2211	1
〃	県立中部病院	北上市村崎野17-110	0197(71)1511	1
〃	県立遠野病院	遠野市松崎町白岩14-74	0198(62)2222	1
奥州地方支部	県立胆沢病院	奥州市水沢区龍ヶ馬場61	0197(24)4121	1
〃	県立江刺病院	〃 江刺区西大通り5-23	0197(35)2181	1
一関地方支部	県立磐井病院	一関市狐禅寺大平17	0191(23)3452	1
〃	県立南光病院	〃	0191(23)3655	1
〃	県立千厩病院	〃 千厩町千厩字草井沢32-1	0191(53)2101	1
大船渡地方支部	県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	0192(26)1111	1
〃	県立高田病院	陸前高田市米崎町字野沢34-1	0192(54)3221	1
釜石地方支部	県立釜石病院	釜石市甲子町10-483-6	0193(25)2011	1
〃	県立大槌病院	大槌町小鎚第23地割字寺野1-1	0193(42)2121	1
宮古地方支部	県立宮古病院	宮古市崎楯ヶ崎1-11-26	0193(62)4011	1
〃	県立山田病院	山田町飯岡1-21-1	0193(82)2111	1

資料編 3 災害応急対策計画

健康管理活動班を 組織する 地方支部名	県立病院班を 組織する 県立病院名	所在地	電話	班数
久慈地方支部	県立久慈病院	久慈市旭町10-1	0194(53)6131	1
二戸地方支部	県立二戸病院	二戸市堀野字大川原毛38-2	0195(23)2191	1
”	県立一戸病院	一戸町一戸字砂森60-1	0195(33)3101	1
”	県立軽米病院	軽米町大字軽米2-54-5	0195(46)2411	1
計				20

3-17 食料、生活必需品等供給計画

3-17-1 支給物資の種類、支給基準数量等

〔供給食料等の種類〕

区分	供給食料
主食用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
飲料	ミネラルウォーター、スポーツドリンク等

〔1人当たりの供給数量〕

区分	供給基準数量
米穀	被災者 1食当たり 精米200グラム以内 応急供給受配者 1日当たり 精米400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり 精米換算300グラム以内

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、懐中電灯、木炭、灯油、プロパンガス等

3-17-2 災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号 総合食料局長通知）第 4 章 I 第 1 1（以下「要領」という。）の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続きについては、下記のとおりとする。

記

1. 災害救助用米穀の供給に係る要請

(1) 要請の連絡（第 1 報）

- ① 市町村の災害救助用米穀の緊急引渡しに係る担当部署（以下「市町村」という。）は、災害救助用米穀の供給が必要な場合は、岩手県農林水産部流通課流通改善担当（以下「県」という。）（別紙 1 の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX 又はメールで連絡する。
- ② 市町村は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合には、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）（別紙 2 の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX 又はメールで連絡する。
- ③ 市町村が直接、政策統括官に連絡した場合は、必ず、県に連絡すること。

(2) 要請書の送付

- ① 市町村は、(1) の①の電話連絡後は、速やかに別紙 3 の要請書を岩手県農林水産部長に郵送により提出する。
- ② 市町村は、(1) の②の電話連絡後は、速やかに別紙 3 の要請書を政策統括官に郵送により提出する。

2. 災害救助用米穀の供給に係る調整

政策統括官は、1 の要請を受け、県または市町村と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

3. 災害救助用米穀の引渡し

市町村は、災害救助用米穀を、政府が所有する米穀の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業者」という。）から直接引渡しを受けた際は、受託事業者が発行する受領書と、市町村長が発行する受領書（別紙 4）を交換する。

4. 保管料の負担

災害救助用米穀の保管料は、引渡しの当日分から、災害救助用米穀の引渡しを受けた市町村長が負担する。

5. 災害救助用米穀の受領数量の報告

市町村長は、災害救助用米穀の受領が完了したときは、県に対し別紙5により速やかに受領数量を報告する。

6. 代金納付契約の締結

- (1) 岩手県知事は、市町村長が災害救助用米穀の引渡しを受けた場合、市町村長に代わってその代金を政策統括官に支払う。
- (2) 岩手県知事と市町村長は、災害救助用米穀の引取代金について別紙6により「災害救助用米穀等代金納付契約」（以下「代金納付契約」という。）を締結する。
- (3) 災害救助用米穀の価格は、要領の1の(2)ウにより決定される。
- (4) 岩手県知事は、政策統括官と「政府所有主要米穀売買契約」を締結後、速やかに、代金納付契約書（別紙6）を市町村長に2部送付する。
- (5) 市町村長は、送付された代金納付契約書の内容を確認し、記名、押印の上、岩手県知事に返送する。
- (6) 岩手県知事は、返送された代金納付契約書に、契約日、記名、押印を行い、1部を市町村長に送付する。
- (7) 岩手県知事は、代金納付契約の締結後、速やかに納額告知書の発行手続きを行う。

7. 災害救助用米穀の取引代金の納付

市町村長は、岩手県知事が発行する納額告知書によって、納付期限までに取引代金を納付する。

なお、納付期限は、岩手県知事が定める。

【別紙6】

災害救助用米穀代金納付契約書

- 1 種類
2 数量
3 代金 円 _____

内 訳

種別	産年	産地銘柄	包装	量目	等級	数量	単価	金額

- 4 現金取引場所
5 代金納付期限 年 月 日
6 引取目的 ○○災害の被災者等に対する給食、供給のため岩手県知事（以下「甲」という。）と○○市（町、村）長（以下「乙」という。）とは上記政府所有災害救助用米穀の引取代金納付について、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は災害救助用米穀の引取代金を甲の発行する納額告知書によって、納付期限までに岩手県金庫に納付しなければならない。

第2条 乙が納付期限までにその引取代金を納付しなかったときは、当該未納額について、納付期限の翌日から納付するまでの日の日数に応じ年 14.6%で計算した額の延滞金を甲に納付しなければならない。

第3条 この契約に定める納付期限については、その期限が土曜日、日曜日及びその他の休日に該当する場合は、その翌日をもって当該期限とする。

第4条 乙は、甲の指示又は承認がなければ災害救助用米穀を転売又は買受目的に反した処分をすることができない。

第5条 乙は、災害救助用米穀の引取後、又は引取中において天変地異、火災、盗難その他やむを得ない事由により乙が損害を被ることがあっても甲はその損害を負担しない。

第6条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるほか必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の証しとして本書2通を作成し、甲、乙各々1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岩手県知事

印

乙

3-17-3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）

（平成21年5月29日付 21総食第113号 総合食料局長通知）

第4章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 政策統括官は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 政策統括官が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を政策統括官から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、政策統括官が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ア) (1)のアの場合は、30日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内）であって政策統括官と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、政策統括官がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって政策統括官と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

政策統括官は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 政策統括官は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書（案）様式4-24により契約を締結する。

(2) 政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、政策統括官は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式4-23）により契約を締結するものとする。

3-20 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

3-20-1 製材品供給可能概数

(平成30年11月末現在)

団体の名称	代表者	所在地	電話	構成員	供給可能量
岩手県木材産業協同組合	理事長 日當 和孝	盛岡市菜園1-3-6 農林会館5階	019-624-2141	83名	23,030 m ³

地区毎の供給可能量

地区名	協力製材所数	在庫量(m ³)
盛岡地区	7	3,860
花巻地区	1	40
北上地区	1	200
奥州地区	4	11,000
一関地区	4	1,180
気仙地区	7	2,930
遠野・釜石地区	3	810
宮古地区	5	1,130
久慈地区	3	1,180
二戸地区	6	700
合計	41	23,030

註 製品在庫量は各地区の構成員が常時在庫している平均数量である。

3-21 感染症予防計画

3-21-1 感染症予防薬剤調達先一覧表

〔（消）石灰〕

（平成25年12月5日現在）

所在地	名称	電話
盛岡市高松2-13-10	合資会社小原商店	019(662)3301
紫波町佐比内字館前127	三陸石灰株式会社	019(674)2010
矢巾町流通センター南1-4-8	岩手農蚕株式会社	019(637)2424
一関市東山町長坂字町裏325	株式会社松川石灰工業所	0191(47)3232
盛岡市大通1-2-1	全国農業協同組合連合会岩手県本部	019(626)8615
大船渡市大船渡町字欠ノ下向1-125	橋爪商事株式会社	0192(27)1131

（注）クレゾール石けん液，サラシ粉等は医薬品等調達関係団体連絡先一覧表（3-16-7）によること

3-21-2 感染症予防関係法（抜すい）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抜すい）

第5章 消毒その他の措置

（感染症の病原体に汚染された場所の消毒）

第27条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。

（ねずみ族、昆虫等の駆除）

第28条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者又はその代理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は当該都道府県の職員に当該ねずみ族、昆虫等を駆除させることができる。

（物件に係る措置）

第29条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するために必要な措置をとらせることができる。

(死体の移動制限等)

第30条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止することができる。

2 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、都道府県知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。

3 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

(生活の用に供される水の使用制限等)

第31条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めて、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずることができる。

2 市町村は、都道府県知事が前項の規定により生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、同項に規定する期間中、都道府県知事の指示に従い、当該生活の用に供される水の使用に対して、生活の用に供される水を供給しなければならない。

(建物に係る措置)

第32条 都道府県知事は、一類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合であって、消毒により難しいときは、厚生労働省令で定めるところにより、期間を定めて、当該建物への立入りを制限し、又は禁止することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する措置によっても一類感染症のまん延を防止できない場合であって、緊急の必要があると認められるときに限り、政令で定める基準に従い、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について封鎖その他当該感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずることができる。

(交通の制限又は遮断)

第33条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合であって、消毒により難しいときは、政令で定める基準に従い、72時間以内の期間を定めて、当該感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断することができる。

(必要な最小限度の措置)

第34条 第26条の3から前条までの規定により実施される措置は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

予防接種法抜すい

[臨時に行う予防接種]

第6条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。
- 3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

3-22 廃棄物処理・障害物除去計画

3-22-1 一般廃棄物処理業者一覧表

(し尿処理業者)

(平成30年10月1日現在)

名称	住所
有限会社久慈衛生社	久慈市長内町10-7-5
久慈港運株式会社	久慈市長内町42-8-14
有限会社光衛生社	久慈市小久慈町8-24-1
有限会社北星産業	久慈市山形町小国4-143
株式会社普代衛生社	下閉伊郡普代村12字中村70
有限会社野田衛生社	九戸郡野田村大字野田26-39
有限会社大野衛生社	九戸郡洋野町大野61-40-3
有限会社種市清掃社	九戸郡洋野町種市25-1-2
有限会社中野衛生社	九戸郡洋野町中野9-4-1
有限会社八紘カイハツ	二戸市金田一字上田面241-1
有限会社県北衛生社	二戸市福岡字五日町28
有限会社アイオー浄化槽	二戸市福岡字城ノ内145-4
有限会社軽米清掃社	九戸郡軽米町大字上館30-246
有限会社軽米清運	九戸郡軽米町大字軽米7-35-15
九戸衛生社	九戸郡九戸村大字伊保内3-13-15
有限会社一戸衛生社	二戸郡一戸町一戸字大道沢47-3
有限会社一戸浄化槽	二戸郡一戸町西法寺字諏訪野8
文化企業株式会社	盛岡市上鹿妻稲荷場44
株式会社第一環境保全	盛岡市手代森19-19
有限会社都南清掃社	盛岡市三本柳9-17-34
有限会社南部衛生社	盛岡市羽場14-77
有限会社好摩衛生社	盛岡市好摩字夏間木70-346
有限会社安代衛生社	八幡平市荒屋新町61
株式会社北岩手衛生センター	八幡平市大更1-238-10
有限会社松尾清掃社	八幡平市松尾寄木13-242
有限会社岩手環境衛生	岩手郡岩手町大字一方井15-47-6
有限会社沼宮内衛生センター	岩手郡岩手町大字五日市10-184-7
有限会社シダ	岩手郡葛巻町葛巻13-3-2
株式会社紫波環境	紫波郡紫波町南日詰字小路口70-1
有限会社藤原クリーンサービス矢巾営業所	紫波郡矢巾町大字西徳田5-90-1
株式会社光衛生社	花巻市豊沢町8-75 花巻市石鳥谷町北寺林7-470-1
花巻市清掃株式会社	花巻市諏訪104-1
株式会社北上衛生社	北上市常盤台4-11-116
みちのく環境衛生有限会社	北上市和賀町岩崎26-24
有限会社遠野衛生社	遠野市上組町3-10
有限会社奥寺衛生社	遠野市松崎町白岩17-51-4
宮守衛生社	遠野市宮守町上鱒沢18-27
有限会社西和賀衛生社	和賀郡西和賀町大沓36-20-5
有限会社青葉衛生	一関市青葉二丁目2-12
有限会社一関衛生事業協会	一関市狐禅寺字手負沢49番地
有限会社東磐浄化槽センター	一関市千厩町千厩字脇谷11-4
有限会社東磐清掃事業協会	一関市千厩町磐清水字田神66-6

名称	住所
クリーンセンター花泉有限会社	一関市花泉町日形字日形山2-1
有限会社花泉衛生社	一関市花泉町花泉字下北浦41番地6
公徳社	西磐井郡平泉町平泉字片岡70-2
有限会社平泉衛生社	西磐井郡平泉町平泉字西郷59
有限会社エス・ケー・ケーオカド	奥州市胆沢小山字道場61-3
株式会社環境保全	奥州市江刺愛宕字朴ノ木218-1
株式会社江刺衛生社	奥州市江刺岩谷堂字北八日市323-2
有限会社衣川環境	奥州市衣川上河内248-2
有限会社丸高清掃車	奥州市前沢字陣場98-3
一般財団法人水沢環境公社	奥州市水沢工業団地四丁目42
株式会社衛生管理センター	胆沢郡金ヶ崎町西根東地蔵野10-4
有限会社文化衛生社	宮古市小山田4-3-45
株式会社宮古衛生社	宮古市小山田4-5-24
新里衛生社	宮古市刈屋16-61-1
有限会社田老衛生社	宮古市田老字新田70-1
有限会社ニコニコ総合企業	宮古市藤の川14-15
株式会社川井衛生社	宮古市古田第2地割49番地18
株式会社コバヤシ	下閉伊郡山田町飯岡2-110-1
有限会社三陸衛生社	下閉伊郡山田町織笠25-125-2
貫洞衛生社	下閉伊郡山田町中央町16-9
有限会社マリン衛生社	下閉伊郡山田町八幡町10-4
有限会社岩泉衛生社	下閉伊郡岩泉町岩泉字太田2-5
中央第一総合有限会社	下閉伊郡岩泉町岩泉字鼠入川66
有限会社田野畑清掃社	下閉伊郡田野畑村菅窪138
ライフ工業株式会社	大船渡市猪川町字久名畑98-3
有限会社東環	大船渡市大船渡町字赤沢19-1
株式会社成翊光産業	大船渡市大船渡町字富沢6-1
有限会社気仙広域清掃	大船渡市末崎町字上山108-18
株式会社菊池商店	陸前高田市広田町字泊138-2
釜石清掃企業株式会社	釜石市甲子町第10地割419番地5
株式会社大安	上閉伊郡大槌町安渡3-10-1

資料編 3 災害応急対策計画

(ごみ処理業者一覧)

(平成30年10月1日現在)

名称	住所
有限会社根井建設	久慈市大川目町第14地割84番地
大野運送有限会社	久慈市長内町第37地割12番地 8
有限会社陸中商会	久慈市長内町第37地割12番地 8
株式会社青松	下閉伊郡山田町豊間根第 9 地割86番地 1
有限会社久慈総合サービス	久慈市長内町第40地割12番地 2
株式会社 丸才	久慈市長内町37-15-2315
S A I S E I 株式会社	久慈市長内町第37地割17番地1
久慈港運株式会社	久慈市長内町第42地割 8 番地14
株式会社久慈中央商事	久慈市長内町第 9 地割20番地
株式会社中塚工務店	久慈市源道第13地割21番地
株式会社岩瀬張建設	久慈市小久慈町第 3 地割20番地
株式会社ヒカリ総合交通	久慈市小久慈町第36地割25番地39
株式会社中才貨物運送	久慈市巽町二丁目39番地
大内田建設有限会社	久慈市田屋町第 1 地割30番地10
久慈地区環境事業協同組合	久慈市湊町第15地割 1 番地 6
有限会社岩本朝日商店	久慈市門前第 1 地割138番地 5
株式会社つしま	久慈市門前第 3 地割39番地 4
有限会社北星産業	久慈市山形町小国第 4 地割143番地
株式会社普代衛生社	下閉伊郡普代村第12地割字中村70番地
有限会社野田衛生社	九戸郡野田村大字野田第26地割39番地
有限会社大野衛生社	九戸郡洋野町大野第61地割40番地 3
有限会社種市清掃社	九戸郡洋野町種市第25地割 1 番地 2
株式会社ノブタ興業	九戸郡洋野町種市第51地割72番地 4
有限会社中野衛生社	九戸郡洋野町中野第 9 地割 4 番地 1
有限会社リサイクルセンター二戸	二戸市石切所字馬作目8-1 二戸市福岡字八幡平21-22
有限会社八紘カイハツ	二戸市金田一字上田面241-1
有限会社阿要清掃センター	二戸市白鳥字白鳥12-13
合川公明	二戸市米沢字上平20-6
有限会社 生内企画サービス	二戸市福岡字五日町60番地2
株式会社マツハ総合計画	二戸市福岡字長塚11番地 1
株式会社丹野組	二戸市福岡字中村20番地
アグリ開発有限会社	九戸郡軽米町大字上館12-80-1
株式会社サンコーポレーション	九戸郡軽米町大字上館15-130-1
有限会社丸徳開発物流	九戸郡軽米町大字蛇口第 2 地割188番地
山野内運送有限会社	九戸郡軽米町大字晴山5-82-1
株式会社九戸清掃センター	九戸郡九戸村大字伊保内10-8-6
日幸運輸有限会社	二戸郡一戸町一戸字越田橋11-4
株式会社一戸リサイクル	二戸郡一戸町一戸字樋ノ口5-1
B e r r y 合同会社	二戸郡一戸町一戸字蒔前50-3
有限会社一戸浄化槽	二戸郡一戸町西法寺字諏訪野8
社会福祉法人カナンの園	二戸郡一戸町中山字大塚4-7
IGRいわて銀河鉄道 株式会社	盛岡市青山2丁目2-8
アートクリーン盛岡	盛岡市浅岸字橋場15番地2

名称	住所
有限会社錦開発	岩手県盛岡市上太田若宮1番地
有限会社開運興業	岩手県盛岡市大通三丁目9番19号
有限会社藤工	岩手県盛岡市乙部5地割105番
盛岡産資源株式会社	岩手県盛岡市乙部5地割158番地1
有限会社 芦名商会	紫波郡矢巾町大字藤沢第10地割183番地2
株式会社山崎組	盛岡市加賀野3-12-30
有限会社堀間組	岩手県盛岡市上飯岡15地割99番地3
有限会社晴山商店	盛岡市上飯岡6地割56番地3
有限会社ひまわり廃棄物処理事業所	岩手県盛岡市上太田穴口74番地1
文化企業株式会社	盛岡市上鹿妻稻荷場44
アイ環境株式会社	盛岡市上鹿妻稻荷場44番地
有限会社ニーズ開発	岩手県盛岡市上堂三丁目11番38号
株式会社公楽	岩手県盛岡市上堂四丁目1番20号
第一商事株式会社	岩手県盛岡市上ノ橋町8番8号
新工住建株式会社	岩手県盛岡市川崎字上川崎24番地1
クリーンダスト吉田	岩手県盛岡市川目第7地割18番地5
有限会社阿部建設	岩手県盛岡市厨川二丁目1番80号
株式会社 齊藤興業	盛岡市黒川12地割18番地
有限会社高祐	盛岡市八幡町4番23号
社会福祉法人盛岡市民福祉バンク	盛岡市紺屋町2番9号
株式会社佐藤英夫商店	岩手県盛岡市三本柳23地割104番地1
有限会社都南清掃社	盛岡市三本柳9地割17番地34
株式会社東北ターボ工業	盛岡市下太田田中1番地2
株式会社ホットハウス	岩手県盛岡市前九年三丁目26番1号
有限会社赤トンボ	岩手県盛岡市仙北三丁目10番18号
有限会社 クリーンワークさわぐち	盛岡市高松二丁目23番27号
盛北商運	岩手県盛岡市玉山字二子沢24番地1
有限会社玉山清掃衛生センター	盛岡市玉山字二子沢24番地1
有限会社アール・フォー	岩手県盛岡市下田字柴沢660番地2
株式会社アプト	岩手県盛岡市津志田町二丁目16番1号
秀商事	盛岡市つつじが丘3-16
株式会社盛岡清掃センター	岩手県盛岡市手代森19地割19番地
株式会社佐藤興産	盛岡市手代森19地割95番地2
株式会社アイヴィック	岩手県盛岡市永井1地割13番地1
丸大運輸株式会社	岩手県盛岡市永井13地割95番地
有限会社盛岡クリーンサービス	岩手県盛岡市西仙北二丁目19番16号
有限会社藤忠商事	岩手県盛岡市西松園四丁目2番6号
有限会社藤健	盛岡市新田町3番3号
有限会社南部衛生社	岩手県盛岡市羽場14地割77番地
有限会社東安工業	岩手県盛岡市東安庭三丁目8番34号
岩手福祉リサイクル	岩手県盛岡市東桜山28番地19
マックトータルサービス	岩手県盛岡市東新庄一丁目10番22号
有限会社岩井沢工務所	盛岡市本町通一丁目15番29号
藤丸運送有限会社	盛岡市巻堀字上桑畑52-2
藤丸運送 有限会社	盛岡市玉山区巻堀字上桑畑52番地2

資料編 3 災害応急対策計画

名称	住所
小原商事	盛岡市松園二丁目13-17
アリス株式会社	岩手県盛岡市神子田町21番15号
有限会社藤原クリーンサービス	岩手県盛岡市神子田町5番12号
菱和建设株式会社	盛岡市みたけ一丁目6番30号
有限会社ベストサーベイ	岩手県盛岡市みたけ三丁目4番37号
丸高商事株式会社	岩手県盛岡市みたけ四丁目25番1号
有限会社 アイ・リサイクル丸忠	盛岡市みたけ四丁目34番19号
株式会社メモリワーク紡	盛岡市みたけ5-11-15
有限会社イシマ	盛岡市三ツ割二丁目4番7号
有限会社エルカサ	岩手県盛岡市緑が丘三丁目19番43号
有限会社ホヤマ資源	岩手県盛岡市南青山町2番21号
株式会社サン寿広	岩手県盛岡市南大通三丁目9番35号
有限会社再販	岩手県盛岡市南仙北一丁目13番6号
有限会社アット・ユー	岩手県盛岡市紅葉が丘2番23号
JR盛岡鉄道サービス株式会社	盛岡市盛岡駅前通1番41号
株式会社 ロハス	岩手県盛岡市厨川三丁目11番地11号
照井商事株式会社	滝沢市鶉飼狐洞1-254
有限会社工藤商事	滝沢市鶉飼先古川55-3
有限会社藤倉商行	滝沢市大沢籠屋敷24
株式会社イトラスト	岩手県滝沢市下鶉飼16番地2
丹内建設株式会社	滝沢市篠木黒畑56-3
合資会社たきざわクリーンサービス	滝沢市篠木中村45番地2
株式会社 山本興業	滝沢市土沢220番地12
岩井建設株式会社	岩手県岩手郡雫石町大字繫第5地割字塩ヶ森175番地7
株式会社ツカサエアーク	岩手郡雫石町塩ヶ森300-1
有限会社クリーン雫石	岩手県岩手郡雫石町長山檜91番地4
有限会社桜商事	岩手郡雫石町西根田茂木58
株式会社バイオマスパワーしずくいし	岩手郡雫石町丸谷地36番1
有限会社 沼宮内衛生センター	岩手町大字五日市第10地割184番地7
有限会社 岩手環境衛生	岩手町大字一方井第15地割47番地6
株式会社 岩手特殊	岩手町大字一方井第7地割209番地1
有限会社 田中工業	岩手町大字土川第1地割207番地
株式会社 御堂	岩手町大字沼宮内第22地割37番地1
銀河造園土木	岩手町大字沼宮内第22地割37番地8
御堂重機 有限会社	岩手町大字沼宮内第22地割37番地8
有限会社 ハヤサカ	岩手町大字沼宮内第24地割1番地1
有限会社安代清掃社	八幡平市字川原25
有限会社北岩手衛生センター	八幡平市大更1-238-10
光商会	八幡平市大更1-305
有限会社丸安商会	八幡平市大更18-50-64
有限会社西根清掃	八幡平市大更18-88-101
株式会社高福組	八幡平市柏台1-1-1
安代ハイウェイ株式会社	八幡平市清水92-2
ライフサポートベルグ	八幡平市田頭3-147-1

名称	住所
有限会社藤喜建設	八幡平市田頭32-59
有限会社田村工業	八幡平市松尾3-157
株式会社高橋板金	八幡平市松尾寄木13-142
有限会社松尾清掃社	八幡平市松尾寄木13-242
清澤運輸有限会社	八幡平市松尾寄木13-357-39
有限会社ゴールド企画	八幡平市松尾寄木20-53
有限会社シダ	岩手郡葛巻町葛巻13-3-2
有限会社ビット	紫波郡紫波町稲藤字宝木27番地 2
有限会社タカシヨウ	岩手県紫波郡紫波町上平沢字川原田 1 7 7 番地 1
ビットハウス	紫波郡紫波町片寄字丹後 5 番地 1
有限会社共進工業	紫波郡紫波町上平沢字河原57 紫波郡紫波町平沢字幅63-8
有限会社紫波興業	紫波郡紫波町小屋敷字古屋敷70番地
株式会社遠山産業	岩手県紫波郡紫波町遠山字中松原73番地 1
作山興業有限会社	紫波郡紫波町遠山字中松原97番地
株式会社丸孝商会	紫波郡紫波町宮手字泉屋敷78番地
有限会社紫波浄化槽	紫波郡紫波町南日詰字小路口70番地1
株式会社シンコーエーゼット	紫波郡矢巾町大字北伝法寺11-36-1
川村工務店	紫波郡矢巾町大字西徳田 6 - 55
有限会社山岸	岩手県紫波郡矢巾町大字東徳田第 1 4 地割 2 9 番地 1
有限会社原建設工業	紫波郡矢巾町大字広宮沢 1 地割 2 番地636
有限会社村松興業	紫波郡矢巾町大字広宮沢第 7 地割46番地
株式会社カマイシリサイクルサービス	紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割52番地 1
社会福祉事業グローバルサービス盛岡	紫波郡矢巾町流通センター南3丁目4-3
株式会社山谷産業	紫波郡矢巾町広宮沢第10地割515-3
エグゼキュート東北株式会社	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第 5 地割312番地
有限会社丸石産業	花巻市石鳥谷町好地16-63-1
有限会社エルカサ	岩手県盛岡市緑が丘三丁目 1 9 番 4 3 号
有限会社新興産業	花巻市石鳥谷町小森林2-6-1
株式会社サンクリーン	花巻市太田5-74
藤田守	花巻市大迫町亀ヶ森28-39
北久保	花巻市大迫町亀ヶ森4-4-1
有限会社大迫白清社	花巻市大迫町外川目21-11
成和建設株式会社	花巻市金矢4-52-1
コーダ産業有限会社	花巻市幸田17-29-2
株式会社藤孝産業	花巻市実相寺237-17
有限会社松園総業	花巻市下似内17-93-3
花巻市清掃株式会社	花巻市諏訪104-1
株式会社報徳	花巻市東和町土沢5-364
秋篠健一	花巻市東和町町井3-65
有限会社大道地工業	花巻市中根子字道地8
アントレーヴ株式会社	花巻市二枚橋5-360-1
株式会社理水興業	花巻市星が丘2-16-12
株式会社光衛生社	花巻市豊沢町8-75
有限会社稗貫衛生社	花巻市石鳥谷町好地16-147

名称	住所
岩手コンポスト株式会社	花巻市石鳥谷町五大堂第6-1-13
株式会社スパット北上	北上市稲瀬町上台648
工藤隆雄	北上市上野町2-26-7
株式会社有田屋	北上市鍛冶町3-2-47
有限会社マルサ商会	北上市九年橋3-14-56
北上ビルメン株式会社	北上市幸町2-5
有限会社千田技建工業	北上市下江釣子15-4-2
リックス株式会社	北上市相去町大松沢1-64
中央建設株式会社	北上市堤ヶ丘2-9-50
株式会社北日本環境保全	北上市常盤台四丁目11番116号
株式会社北上衛生社	北上市常盤台4-11-116
株式会社マルサ	北上市成田26-83-12
株式会社岩手環境事業センター	北上市二子町上野112-1
K・S テック株式会社	北上市二子町築館14-14
有限会社中神工務店	北上市孫屋敷8-1
さくら環境企画	北上市村崎野9-194-11
マルケイ建設株式会社	北上市和賀町藤根17-54-1
有限会社遠野地方運送	遠野市青笹町青笹14-91
有限会社遠野環境企画	遠野市青笹町青笹4-54-2
有限会社遠野地区清掃社	遠野市綾織町新里18-69-3
丸和運送有限会社	遠野市宮守町達曾部4-43
松田重機工業株式会社	遠野市小友町17-51-7
株式会社テラ	遠野市青笹町中沢2-52
有限会社及信工業	遠野市小友町32-91
有限会社西和賀衛生社	和賀郡西和賀町大沓36-20-5
株式会社 山の幸王国	和賀郡西和賀町桂子沢75地割61番地7
有限会社県南クリーン	一関市赤萩字中条97-1
有限会社小山重機	一関市川崎町薄衣字如来地5-5
有限会社セレクトクリーン	一関市狐禅寺字手負沢49
千田古物商	一関市千厩町字梅田46-3
ニッコー・ファインメック株式会社	岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地6
有限会社東磐収集社	一関市千厩町奥玉字林ノ沢16
有限会社東磐クリーンサービス	一関市大東町大原字萱140-11
株式会社一関環境保全センター	一関市滝沢字苦木100-8
株式会社一関公害集配センター	一関市萩荘字上本郷149-7
有限会社花泉環境サービス	一関市花泉町老松字水沢屋敷3-4
クリーンセンター花泉有限会社	一関市花泉町日形字日形山2-1
有限会社中村解体	一関市東山町田河津字野土81番地2
有限会社東部産業	一関市東山町長坂字中倉157
有限会社バイオ・グリーン	一関市藤沢町大籠字天ノ穴39-1
有限会社グリーン総業	岩手県東磐井郡藤沢町大籠字天ノ穴38番地
新生ビル管理株式会社	一関市三関字仲田21-1
有限会社平泉衛生社	西磐井郡平泉町平泉字西郷59
有限会社平泉清掃社	西磐井郡平泉町平泉字樋渡17-2

名称	住所
株式会社 ゴトウ	西磐井郡平泉町平泉字瀬原109 奥州市胆沢小山字後嘉藤535番地
有限会社エス.ケー.ケー.オカド	奥州市胆沢小山字道場61番地3
黒沢建設株式会社	奥州市胆沢小山字駒籠267
株式会社阿部総業	奥州市胆沢若柳字愛宕796番地
有限会社胆沢環境	奥州市胆沢若柳字中横沢原273番地
株式会社広岡組	奥州市胆沢南都田字下広岡323番地1
奥州循環システム株式会社	奥州市胆沢若柳字堀通27番地1
株式会社昭和清掃興業	奥州市江刺岩谷堂字北八日市323番地2
株式会社環境保全	奥州市江刺愛宕字朴ノ木218番地1
新星興産株式会社	奥州市江刺岩谷堂字五道ヶ辻8番地1
株式会社江刺衛生社	奥州市江刺岩谷堂字北八日市323番地2
北日本油設株式会社	奥州市江刺玉里字玉崎133番地2
有限会社ニーズ	奥州市江刺梁川字下芦沢20番地 1
有限会社ふる里開発	奥州市江刺梁川字七下96-1番地
有限会社サンシコー開発	奥州市衣川大石ヶ沢1番地1
有限会社衣川環境	奥州市衣川上河内248番地2
有限会社志和商店	奥州市前沢字長檀3番の1
有限会社丸高清掃社	奥州市前沢字陣場98番地3
有限会社鈴木商会	奥州市前沢白山字館84番地1
有限会社小野徳三郎商店	奥州市水沢字大町82番地
永薬品商事株式会社	奥州市水沢字高屋敷24番地1
有限会社クレンリネスサンライズ	奥州市水沢字極楽14番地2
株式会社サンライフ	奥州市水沢字田小路16番地4
水沢便利センター	奥州市水沢字鶴淵25番地7
及川昭三	奥州市水沢字福原68番地10
砂押プラー株式会社 奥州支店	奥州市水沢黒石町字鶴ノ木新田70
振興開発株式会社	奥州市水沢佐倉河字杉ノ堂99番地2
株式会社リサイエンスシステム東日本	奥州市水沢佐倉河字向川原86番地
県南造園土木株式会社	奥州市水沢真城字北塩加羅157番地1
株式会社浅間建設	奥州市水沢真城字杉ノ下113番地
一般財団法人水沢環境公社	奥州市水沢工業団地四丁目42番地
EC南部コーポレーション株式会社	奥州市水沢佐倉河字慶徳71番地
有限会社リサイクル伊藤	奥州市水沢神明町二丁目1番42号
有限会社ワンダー商会	奥州市水沢堰合32番地
有限会社ケーエステック	奥州市水沢花園町二丁目2番17号
株式会社オイラー	奥州市水沢東大通三丁目7番15号
株式会社東北芝幸	奥州市水沢福吉町5番26号
株式会社大栄興業	奥州市水沢佐倉河字西館42番地7
トータル技建	奥州市水沢中田町3-15
株式会社ホワイトアウル	奥州市胆沢小山字小田切310
株式会社衛生管理センター	胆沢郡金ヶ崎町西根東地蔵野10番地4
岩手カレットセンター株式会社高橋商店	胆沢郡金ヶ崎町六原赤坂裏9番地1
柴田 由一	胆沢郡金ヶ崎町永栄谷木前58番地
有限会社共同産業	胆沢郡金ヶ崎町西根荒屋敷3番地1

資料編 3 災害応急対策計画

名称	住所
建掃産業	宮古市津軽石6-53
株式会社 宮古衛生社	宮古市小山田4丁目5番24号
新里衛生社	宮古市刈屋16-61-1
有限会社田老衛生社	宮古市田老字新田70-1
株式会社田川商店	宮古市田老字撰待43-2
リアス環境管理株式会社	宮古市長町1-9-17
宮古環境管理株式会社	宮古市藤の川13-23
有限会社 ニコニコ総合企業	宮古市藤の川14番15号
株式会社川井衛生	宮古市古田2-49-18
有限会社陸中協同クリーンサービス	宮古市八木沢5-70-1
有限会社芳賀清掃社	下閉伊郡山田町荒川4-6
有限会社 山田清掃社	下閉伊郡山田町飯岡第2地割114番地2
有限会社大和	下閉伊郡山田町豊間根21-40-9
マルヨ産業運送株式会社	下閉伊郡山田町船越第6地割51番地6
	岩手県下閉伊郡山田町織笠第12地割1番地3
有限会社岩泉衛生社	下閉伊郡岩泉町岩泉字太田2-5
中央第一総合有限会社	下閉伊郡岩泉町岩泉字鼠入川66
岩泉産廃興業有限会社	下閉伊郡岩泉町巖綿字本町30
有限会社クリーン田野畑	下閉伊郡田野畑村羅賀262-2
有限会社田野畑リサイクル	下閉伊郡田野畑村一の渡118-4
岩手県南運輸株式会社	大船渡市赤崎町字石橋前4番地3
	大船渡市赤崎町字石橋前39-5
岩手資源開発 株式会社	大船渡市猪川町字大野5番地1
株式会社 岩手環境保全	大船渡市猪川町字久名畑86番地5
有限会社熊谷技工	大船渡市盛町字中道下22-4
株式会社 大船渡資源	大船渡市盛町字みどり町21-2
中村建設 株式会社	大船渡市三陸町越喜来字所通122番地2
有限会社平田興運	大船渡市三陸町越喜来字所通24-7
株式会社 アトラス	大船渡市立根町字細野23-3
株式会社ヤスモト	大船渡市日頃市町字大迎37-1
開発運輸株式会社	大船渡市日頃市町字中板用45-8
有限会社気仙広域清掃	大船渡市末崎町字上山108番地18
ライフ工業株式会社	大船渡市猪川町字久名畑98-3
株式会社成翊光産業	大船渡市大船渡町字富沢6-1
株式会社小松組	大船渡市大船渡町字地ノ森61-9
マルショウ工業有限会社	陸前高田市小友町字茗荷1-13
有限会社クリーン石川	陸前高田市高田町字中和野5
公益社団法人陸前高田市シルバー人材センター	陸前高田市高田町字中田62-1
有限会社山城運輸	陸前高田市竹駒町字館117-2
同和鍛造 株式会社 釜石事業所	釜石市大字釜石12地割138番地

名称	住所
釜石清掃企業株式会社	釜石市甲子町10-736-1
	釜石市甲子町第10地割419番地5
トップ商会 西澤 利廣	釜石市甲子町第9地割227
日鉄住金物流 株式会社	釜石市鈴子町23番15号
三陸興産 株式会社	釜石市大平町3丁目3番2号
有限会社新菱和運送	釜石市松原町2丁目35番
	釜石市上中島町4-3-7
大和田清掃社	上閉伊郡大槌町大槌第5地割66番地1大槌仮設団地7-5
有限会社大槌運送	上閉伊郡大槌町吉里吉里第1-8-4
マルコ清掃社	上閉伊郡大槌町小槌第21地割91-1小槌第13仮設団地9-3
一般財団法人大槌シルバー人材センター	上閉伊郡大槌町須賀町3-23
大安環境有限会社	上閉伊郡大槌町安渡3-10-1
株式会社カワムラ	青森県八戸市大字金浜字土橋第5地割14
株式会社曾我産業	青森県八戸市南郷大字中野字丑木沢41番地7
有限会社伊藤商事	青森県八戸市大字新井田字出口平3-57
有限会社サンコー清掃	青森県三戸郡三戸町大字斗内字中堤13番地4
同和興業株式会社	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6-1
株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	宮城県仙台市青葉区郷六字庄子39-1
熊谷俊成	宮城県気仙沼市字久保171
気仙沼清掃事業協業組合	宮城県気仙沼市切通187-27
若清テクノ株式会社	宮城県栗原市若柳字川南字々松166番地
グリーンリサイクル株式会社	宮城県宮城県富谷市成田9-3-5
重吉興業株式会社	宮城県石巻市門脇字元明神10
東北ビル管財株式会社	秋田県大館市片山字中通6番地2
株式会社高良	福島県南相馬市原町区南町一丁目93番地
大成興業株式会社	香取市扇島2186
株式会社EJサービス	静岡県裾野市御宿1200番地
太平洋セメント株式会社	東京都港区台場2-3-5
東京パワーテクノロジー株式会社	東京都江東区豊洲5-5-13

3-22-2 一般廃棄物処理施設一覧表

(し尿処理施設)

(平成30年4月1日現在)

設置者	構成市町村名	処理能力 kl/日	処理方式	所在地	
				TEL	〒
盛岡地区衛生処理組合	盛岡市、滝沢市、雫石町	70	膜分離 高負荷	滝沢市大崎94-194	
				019-688-5110	020-0621
		100	標脱	滝沢市大崎94-194	
				019-688-5110	020-0621
盛岡北部行政事務組合	盛岡市、八幡平市、葛巻町、岩手町	145	標脱	八幡平市平館第27地割49番地	
				0195-74-2716	028-7405
紫波、稗貫衛生処理組合	盛岡市、花巻市、紫波町、矢巾町	170	標脱	紫波郡紫波町南日詰字小路口92-1	
				019-672-2017	028-3317
北上地区広域行政組合	花巻市、北上市、西和賀町	250	高負荷	北上市成田23-55-1	
				0197-68-2203	024-0003
奥州金ヶ崎行政事務組合	奥州市、金ヶ崎町	276	膜分離 高負荷	奥州市水沢区佐倉河字仙人49	
				0197-24-5821	023-0003
一関地区広域行政組合	一関市、平泉町	160	好一段 高負荷	一関市狐禅寺字草ヶ沢36-41	
					0191-21-2157
	一関市	100	高負荷	一関市川崎町薄衣字石船渡133	
				0191-43-2344	029-0202
遠野市		61	高負荷 膜分離	遠野市綾織町下綾織32-30-1	
				0198-62-2878	028-0532
宮古地区広域行政組合	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	211	標脱	宮古市千徳14-121-5	
釜石大槌地区行政事務組合	釜石市、大槌町	84	膜分離 高負荷	担当部署：釜石市鈴子町15-2 施設所在：釜石市甲子町10-498	
				0193-31-1336	026-0031
気仙広域連合	大船渡市、陸前高田市、住田町	130	高負荷	大船渡市盛町字田中島13-15	
				0192-26-3739	022-0003
久慈広域連合	久慈市、洋野町、普代村、野田村	105	嫌気 好気	久慈市夏井町閉伊口9-18-1	
二戸地区広域行政事務組合	二戸市、軽米町、一戸町、九戸村	112	高負荷	二戸市下斗米字細越20-1	
				0195-23-2651	028-6102
紫波町	紫波町、矢巾町	44	脱水 (助燃材) 希釈	担当部署：紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3-1 施設所在：紫波郡紫波町南日詰字小路口92-1	

(ごみ焼却施設)

(平成30年4月1日現在)

設置者	構成市町村名	処理能力 t/日	処理方式	所在地	
				TEL	〒
岩手・玉山環境組合	盛岡市、岩手町	28	ストーカ式	盛岡市寺林字平森54-54	
				019-682-0552	028-4122
滝沢・雫石環境組合	滝沢市、雫石町	100	シャフト式	滝沢市大石渡332-2	
				019-688-2464	020-0173
盛岡・紫波地区環境施設組合	盛岡市、紫波町、矢巾町	160	シャフト式	矢巾町大字西徳田12-168-2	
				019-697-3835	028-3603
盛岡市	/	405	ストーカ式	盛岡市上田字小鳥沢148-25	
				019-663-7153	020-0102
八幡平市	/	50	ストーカ式	八幡平市野駄27-621	
				0195-76-2814	028-7301
葛巻町	/	10	ストーカ式	岩手郡葛巻町葛巻7-10	
				0195-66-4286	028-5402
岩手中部広域行政組合	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町	182	ストーカ式	北上市和賀町後藤3地割60番地	
				0197-72-8286	024-0335
奥州金ヶ崎行政事務組合	奥州市、金ヶ崎町	240	ストーカ式	奥州市水沢区佐倉河字仙人49	
				0197-24-5821	023-0003
一関地区広域行政組合	一関市、平泉町	150	ストーカ式	一関市狐禅寺字草ヶ沢36-41	
				0191-21-2157	029-0131
	一関市	80	流動床式	一関市大東町摺沢字南長者101-1	
宮古地区広域行政組合	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	186	流動床式	宮古市小山田第2-110	
				0193-64-7111	027-0038
岩手沿岸南部広域環境組合	大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町	147	シャフト式	釜石市大字平田第3地割81番地3	
				0193-27-7020	026-0001
久慈広域連合	久慈市、洋野町、普代村、野田村	120	ストーカ式	久慈市夏井町大崎3-95	
				0194-53-5319	028-0001
二戸地区広域行政事務組合	二戸市、軽米町、一戸町、九戸村	90	流動床式	二戸市石切所字二枚平19-1	
				0195-25-5660	028-6103

3-23 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

3-23-1 県内火葬場一覧表

(平成30年7月1日現在)

No.	市町村名	火葬場名称	経営者	所在地	連絡先	火葬炉数	燃料
1	盛岡市	盛岡市斎場 やすらぎの丘	盛岡市 市民登録課	盛岡市三ツ割字寺山46番地4	019-601-5046 019-651-4111(役所)	9	都市ガス
2	八幡平市	八幡平市斎場	八幡平市 市民課	八幡平市野駄27-601	0195-76-2031 0195-74-2111(役所)	2	灯油
3	雫石町	雫石町火葬場	雫石町 環境対策課	雫石町七ツ森16番地80	019-692-3571 019-692-6486(役場)	3	灯油
4	葛巻町	くずまき斎苑	葛巻町 農林環境エネルギー課	葛巻町葛巻15地割21-3	0195-66-3092 0195-66-2111(役場)	1	灯油
5	岩手町	岩手・玉山斎場 「浄霊苑」	岩手町 町民課 岩手・玉山環境組合	岩手町大字五日市第7地割 92番地35	0195-62-2720 019-682-0552(事務局)	2	灯油
6	紫波町	紫波斎苑 かたくりの丘	紫波町 環境課	紫波町星山字杉田34番地6	019-672-4841 019-672-2111(役場)	2	灯油
7	矢巾町	矢巾斎苑	矢巾町 住民課	矢巾町大字白沢第6地割 175番地12	019-697-7848 019-611-2506(役場)	2	灯油
8	花巻市	大迫斎場	花巻市 大迫総合支所 市民サービス課	花巻市大迫町大迫第10地割 29番地1	0198-48-2918 0198-48-2111(支所)	1	灯油
9	花巻市	石鳥谷斎場	花巻市 石鳥谷総合支所 市民サービス課	花巻市石鳥谷町好地第2地割 161番地1	0198-45-4912 0198-45-2111(支所)	2	灯油
10	花巻市	東和斎場	花巻市 東和総合支所 市民サービス課	花巻市東和町土沢5区255番地	0198-42-1251 0198-42-2112(支所)	1	灯油
11	北上市	しみず斎園	北上地区 広域行政組合	北上市北工業団地5-36	0197-66-2725 0197-68-2203(組合)	6	灯油
12	遠野市	遠野市斎場 永遠の丘	遠野市 環境整備部環境課	遠野市遠野町22-7	0198-62-2681 0198-62-2111(役所)	3	灯油
13	西和賀町	にしわが斎苑	西和賀町 町民課	西和賀町沢内字鍵飯14地割 7番地13	0197-81-2580 0197-85-2111(役場)	1	灯油
14	奥州市	胆江地区広域火葬場 さくらぎ苑	奥州金ヶ崎行政事務組合	奥州市水沢佐倉河字東鍛冶 屋44番地	0197-51-3900 0197-24-5821(組合)	5	灯油
15	一関市	釣山斎苑	一関地区広域行政組合 一関清掃センター	一関市字釣山30-1	0191-21-2159 0191-21-2157(組合)	5	灯油
16	一関市	千厩斎苑	一関地区広域行政組合 一関清掃センター	一関市千厩町千厩字東小田 334-2	0191-52-2426 0191-21-2157(組合)	4	灯油
17	大船渡市	おおふなと斎苑	大船渡市 市民環境課	大船渡市立根町字猫足83番地	0192-27-6849 0192-27-3111(役所)	3	灯油
18	陸前高田市	陸前高田斎苑	陸前高田市 市民課	陸前高田市高田町字太田87番地	0192-55-3579 0192-54-2111(役所)	2	灯油
19	釜石市	釜石斎場	釜石市 生活安全課	釜石市大字平田3-60-3	0193-26-7111 0193-22-2111(役所)	3	灯油
20	大槌町	大槌町火葬場	大槌町 町民課	大槌町安渡1-7-33	0193-42-4530 0193-42-8713(役場)	2	A重油
21	宮古市	みやこ斎苑	宮古市 総合窓口課	宮古市千徳第14地割71番地4	0193-64-2225	4	灯油
22	宮古市	宮古市川井火葬場	宮古市 川井総合事務所 住民生活係	宮古市箱石第2地割87番地1	0193-76-2111 (川井総合事務所)	1	灯油
23	宮古市	常安寺火葬場	宗教法人常安寺	宮古市沢田4番11号	0193-62-4252	2	灯油
24	山田町	やまだ斎苑	山田町 町民課	山田町山田第1地割10番地	0193-82-6878 0193-82-3111(役場)	2	灯油
25	岩泉町	岩泉斎場	岩泉町 保健福祉課	岩泉町岩泉字天間40番地1	0194-22-5533 0194-22-2111(役場)	2	灯油
26	久慈市	久慈地区斎場	久慈広域連合 事務局衛生課	久慈市夏井町鳥谷第4地割 23番地35	0194-58-3670 0194-66-9090(連合)	3	灯油
27	二戸市	斎場にのへ	二戸市 生活環境課	二戸市下斗米字寺久保113-1	0195-20-3003 0195-23-3111(役所)	2	灯油
28	軽米町	軽米町火葬場	軽米町 町民生活課	軽米町大字軽米第6地割 52番地3	0195-46-3892 0195-46-2111(役場)	1	灯油
29	九戸村	九戸村斎場	九戸村 住民生活課	九戸村大字伊保内第22地割 16番地2	0195-42-2111(役場)	1	灯油
30	一戸町	一戸町営火葬場	一戸町 水環境課	一戸町岩館字館37番地	0195-33-2278 0195-33-2111(役場)	1	灯油

3-23-2 岩手県広域火葬計画

岩手県広域火葬計画

第1 総則

1 目的

この計画は、大規模災害（以下「災害」という。）発生時における広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

2 定義

この計画において「広域火葬」とは、災害により市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが困難になった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

4 県、市町村及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し、市町村等に提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び他都道府県との調整等、必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、広域火葬を円滑に実施するため、火葬許可事務の特例的な取扱いの実施及び市町村内の情報収集と整理を行う等必要な措置を講じる。
- (3) 火葬場設置者は、県及び市町村と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。

第2 平常時の対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、広域火葬を円滑に実施するため市町村及び火葬場設置者に情報提供するものとする。

- (1) 県内及び近隣県内の火葬場の名称、所在地、連絡先、能力、形式、その他必要な事項
- (2) 県内市町村及び近隣県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町村は、災害発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害発生時における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、広域火葬における被災市町村と応援火葬場の割振りについて、地域ごとにあら

かじめ定めておくものとする。（別表）

3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

(1) 市町村は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材等の確保

- ・ 棺及び遺体保存剤並びに作業要員の確保
- ・ 災害発生時に使用する遺体安置所
- ・ 災害発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路

イ 協定等の締結

災害発生時における資機材等の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結

(2) 火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材等の確保

火葬に必要な燃料及び資機材の確保

イ 協定等の締結

災害発生時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的にした関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ 通信の確保

通常の通信が途絶した場合における市町村等との通信（連絡）手段の確保

(3) 県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 訓練等

(1) 県は、市町村及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を行うものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害発生時を想定した訓練を行うものとする。

第3 災害発生時の対応

1 広域火葬の実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、環境生活部県民くらしの安全課に広域火葬のための専従班を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

2 被災状況等の把握

(1) 被災市町村は、県内で災害が発生した後、速やかに区域内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握するものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害発生後、速やかに施設の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。（別記第1号様式）

(3) 県は、火葬場設置者からの報告等に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、被災市町村及びその他の関係機関に周知するとともに、国に報告するものとする。

3 広域火葬の応援・協力

- (1) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣県で災害が発生したときは、速やかに協力体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (2) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に応援を要請するものとする。(別記第2号様式)
- (3) 被災市町村は、市町村内の死亡者数の大幅な変動により、前記(2)の広域火葬応援要請に基づき県から割り振られた応援火葬場以外の火葬場においても、広域火葬が必要と判断したときは、改めて県に応援を要請するものとする。(別記第2号様式)
- (4) 県は、被災市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、火葬場設置者及び必要に応じ近隣県に協力依頼するとともに、国に報告するものとする。(別記第3号様式の1、別記第3号様式の2)
- (5) 県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。
- (6) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。(別記第4号様式)
- (7) 県は、前記(4)において広域火葬の実施を決定したときは、市町村及び火葬場設置者に、市町村は、住民及び葬祭業者等関係団体に速やかにその旨を周知するものとする。
- (8) 県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合には、(4)及び(6)を準用し対応するものとする。

4 応援火葬場の調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣県等からの回答に基づき応援火葬場を割り振り、被災市町村及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣県等に通知するものとする。(別記第5様式の1、別記第5様式の2)
- (2) 被災市町村は、県の割り振りに基づき、遺体ごとに火葬場を割り振り、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整するものとする。(参考様式)
また、県から割り振られた日以降も火葬応援が必要な場合は、火葬受入れ期間の延長について応援火葬場と調整するものとする。
- (3) 県は、災害の規模が大きく、被災市町村だけでは応援火葬場との調整を行うことが困難な場合は、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整するものとする。(別記第5様式の3)

5 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。
火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。(別記第6号様式の1)
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。(別記第6号様式の2)

また、県は燃料又は資機材の確保のための手配の要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

6 遺体の保存及び搬送

- (1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入は、災害対策基本法（以下「法」という。）第76条第1項に規定する緊急通行車両により行うものとする。

- (2) 被災市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は、法第76条第1項に規定する緊急通行車両により行うものとする。

- (3) 被災市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。（別記第7号様式）

- (4) 県は、関係市町村から遺体保存に必要な資機材の確保の要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

また、遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体への応援・協力依頼を行うものとする。

7 相談窓口の設置

被災市町村は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。

その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行うものとする。

なお、自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても同様に受付を行い、広域火葬の対象とするものとする。

8 火葬に係る特例的取扱い

- (1) 市町村及び火葬場設置者は、被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、状況に応じた事務処理を行うものとする。

- (2) 県は、市町村等から前記(1)に係る協議があったときは、直ちに国に照会し、その結果を市町村等に連絡するものとする。

9 火葬状況の報告

- (1) 広域火葬が実施された場合、災害により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告するものとする。

ア 広域火葬協力を行った火葬場（別記第8号様式の1）

イ 被災市町村が平常時に使用している火葬場（別記第8号様式の2）

- (2) 前記(1)の火葬状況報告は、1週間分を取りまとめ、火葬実施日の翌週末までに報告

するものとする。なお、災害対応等業務都合により期限までの報告が困難な場合は、この限りではない。

(3) 県は、火葬場からの報告をとりまとめ、国に報告するものとする。

10 引き取り者のない焼骨の保管

引き取り者のない焼骨は、被災市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

11 広域火葬の終了

(1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡するものとする。

(2) 県は、被災市町村からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障がないと認める場合には、広域火葬を終了し、関係する市町村及び火葬場設置者等に周知するとともに国に報告するものとする。

(3) 広域火葬を依頼した市町村は、依頼実績をとりまとめ、県に報告するものとする。(別記第9号様式)

(4) 災害により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(別記第10号様式)

(5) 前記(3)及び(4)の広域火葬に関する報告は、広域火葬の終了後、翌月末までに全体を取りまとめて報告するものとする。

第4 大規模な疾病の流行等への準備

大規模な疾病の流行その他広域火葬が必要となる危難や非常事態が生じた場合においては、この計画の第1から第3までに定めるところにより対応するものとする。

第5 他の協定等との関係

この計画は、市町村又は火葬場設置者が他の市町村又は火葬場設置者と締結している災害発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

附則

この計画は、平成24年11月29日から適用する。

附則

この計画は、平成30年8月24日から適用する。

応援火葬場の割振り

○ 被災市町村が通常使用している火葬場だけでは火葬が困難な場合は、被災市町村を構成市町村とする地域の火葬場に火葬の割振りを行う。

また、被災市町村を構成市町村とする地域の火葬場だけでは、火葬が困難な場合は、応援地域として割当てした地域の火葬場に、火葬の割振りを行う。

なお、応援地域の火葬場の被災状況及び死者数の状況等に応じて、他の地域の火葬場も含めて広域火葬の協力依頼を行うものであること。

地域名	構成市町村	応援地域	
盛岡	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢市、紫波町、矢巾町	岩手中部	胆江
岩手中部	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町	盛岡	胆江
胆江	奥州市、金ヶ崎町	岩手中部	両磐
両磐	一関市、平泉町	岩手中部	胆江
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	胆江	両磐
釜石	釜石市、大槌町	岩手中部	宮古
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	盛岡	岩手中部
久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町	盛岡	二戸
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛岡	久慈

3-26 農畜産物応急対策計画

3-26-1 家畜診療班及び防疫班編成表

支 部	家畜診療班			家畜防疫班			備考
	班 長	班 員	事務職員	班 長	班 員	事務職員	
中 央	1	5~8	1	1	5~8	1	地方支部農林班及び協力期間の職員により構成
県 南	1	5~8	1	1	5~8	1	
県 北	1	5~8	1	1	5~8	1	

3-28 ライフライン施設応急対策計画

3-28-1 電力施設現況一覧表

1 発電所

事業者名	発電所名	所在地
東北電力株式会社		
〃+	米内	盛岡市下米内
〃+	山口	久慈市大川目町
〃+	附馬牛	遠野市附馬牛町
〃+	猿ヶ石	花巻市東12丁目
〃+	磐井川	一関市巖美町
〃+	鷲の滝	釜石市橋野町
〃+	橋野	〃 〃
〃+	栗橋	〃 〃
〃+	福岡	〃 石切所
〃+	舌崎	〃 釜沢
〃+	葛根田第一	岩手郡雫石町
〃+	葛根田第二	〃 〃
〃+	水神	北上市和賀町
〃+	浅内	下閉伊郡岩泉町
〃+	岩泉	〃 〃
〃+	岩泉第二	〃 〃
〃+	川内	宮古市川内
〃+	鈴久名	宮古市鈴久名
〃+	腹帯	宮古市腹帯
〃+	世田米	気仙郡住田町世田米
〃+	葛根田地熱	岩手郡雫石町
東北水力地熱株式会社		
〃+	松川地熱	八幡平市松尾寄木
〃+	石羽根	北上市和賀町
〃+	和賀川	〃 〃
電源開発株式会社		
〃+	東和	花巻市東和町
〃+	胆沢第一	奥州市胆沢区
岩手県+	胆沢第二	奥州市胆沢区
〃+	岩洞第一	盛岡市日戸
〃+	岩洞第二	盛岡市川又
〃+	仙人	北上市和賀町
〃+	四十四田	盛岡市上田
〃+	御所	盛岡市繫
〃+	滝	久慈市小久慈町
〃+	北ノ又	八幡平市松尾
〃+	北ノ又第二	八幡平市松尾
〃+	北ノ又第三	八幡平市松尾
〃+	入畑	北上市和賀町
〃+	松川	八幡平市松尾
〃+	早池峰	花巻市大迫町
〃+	稲庭高原風力	二戸市浄法寺町
〃+	柏台	八幡平市松尾
〃+	胆沢第三	奥州市胆沢区
〃+	胆沢第四	奥州市胆沢区
〃+	相去太陽光	北上市相去町

注 +印は無人発電所

2 変電所

事業者名	変電所名	所在地
東北電力株式会社+	盛岡	盛岡市本宮
〃+	盛岡中央	〃 神明町
〃+	東盛岡	盛岡市東新庄
〃+	高松	〃 高松
〃+	仙北町	〃 向中野
〃+	釜石	釜石市千鳥町
〃+	大橋	〃 甲子町
〃+	千徳	宮古市長根
〃+	西通	盛岡市盛岡駅西通
〃+	東宮古	宮古市日の出町
〃+	津軽石	〃 津軽石
〃+	山目	一関市山目
〃+	一関	〃 赤萩
〃+	大船渡	大船渡市大船渡町
〃+	日高	奥州市水沢区
〃+	花巻	花巻市西大通り
〃+	柳原	北上市さくら通り
〃+	河原町	〃 九年橋
〃+	宮古	宮古市老木
〃+	北上	北上市藤沢
〃+	北盛岡	滝沢市耳取山
〃+	久慈	久慈市田屋町
〃+	遠野	遠野市大工町
〃+	岩手高田	陸前高田市高田町
〃+	岩谷堂	奥州市江刺区
〃+	江刺	〃 〃
〃+	葛巻	岩手郡葛巻町
〃+	沼宮内	〃 岩手町
〃+	好摩	盛岡市好摩
〃+	雫石	岩手郡雫石町
〃+	日詰	紫波郡紫波町
〃+	川尻	和賀郡西和賀町
〃+	前沢	奥州市前沢区
〃+	千厩	一関市千厩町
〃+	平泉	西磐井郡平泉町
〃+	花泉	一関市花泉町
〃+	大槌	上閉伊郡大槌町
〃+	本銅	下閉伊郡岩泉町
〃+	岩手中里	〃 岩泉町
〃+	山田	〃 山田町
〃+	種市	九戸郡洋野町
〃+	伊手	奥州市江刺区
〃+	耳取	和賀郡西和賀町
〃+	仙人	北上市和賀町
〃+	普代	下閉伊郡普代村
〃+	軽米	九戸郡軽米町
〃+	松園	盛岡市三ツ割
〃+	長田町	〃 長田町
〃+	宮野目	花巻市西宮野目
〃+	大平	釜石市大平町

事業者名	変電所名	所在地
〃+	東山	一関市東山町
〃+	常盤	奥州市水沢区
〃+	下船渡	大船渡市大船渡町
〃+	矢巾	紫波郡矢巾町
〃+	岩手滝沢	滝沢市大釜
〃+	沢	一関市三関
〃+	岩手	盛岡市玉山永井
〃+	金ヶ崎	胆沢郡金ヶ崎町
〃+	飯豊	北上市村崎野
〃+	安代配電塔	八幡平市荒屋新町
〃+	竜ヶ森配電塔	〃 星沢
〃+	柏台	〃 松尾寄木
〃+	大迫配電塔	花巻市大迫町
〃+	大東配電塔	一関市大東町
〃+	九戸配電塔	九戸郡九戸村
〃+	渋民	盛岡市渋民
〃+	後藤野	北上市和賀町
〃+	二戸	二戸市堀野
〃+	水沢	奥州市水沢区
〃+	雫石開閉所	岩手郡雫石町
〃+	立根	大船渡市立根町
〃+	都南	盛岡市永井
〃+	北岩手	二戸郡一戸町
〃+	藤沢	一関市藤沢町
〃+	葛巻開閉塔	岩手郡岩手町
〃+	相去変電所	北上市相去町
〃+	巢子変電所	滝沢市狼久保
〃+	住田	気仙郡住田町
〃+	東花巻	花巻市東和町
電源開発株式会社+	胆沢	奥州市胆沢区

3 支店・営業所・サービスセンター

事業者名	支店・営業所・サービスセンター	所在地
東北電力株式会社	岩手支店	盛岡市紺屋町1-25
	久慈営業所	久慈市門前4-1-1
	二戸営業所	二戸市福岡字五日町20
	盛岡営業所	盛岡市紺屋町1-25
	宮古営業所	宮古市築地2丁目2-33
	遠野営業所	遠野市大工町3-34
	釜石電力センター	釜石市甲子町10-210-3
	花北営業所	北上市本通り四丁目11-12
	水沢営業所	奥州市水沢区西町5-27
	大船渡営業所	大船渡市盛町字内の目11-10
	一関営業所	一関市田村町8-10
	サービスセンター	県下4ヶ所
	盛岡駅西口熱供給センター	盛岡市盛岡駅西通2丁目9-1 マリオスB2

4 技術センター

事業者名	技術センター	所在地
東北電力株式会社	盛岡技術センター	盛岡市本宮字水門3-1
〃	宮古技術センター	宮古市太田1-3-7
〃	北上技術センター	胆沢郡金ヶ崎町西根森山17-2

3-28-2 都市ガス事業者一覧表

名称	所在地	電話	F A X	供給区域
盛岡ガス株式会社	盛岡市上田二丁目19番56号	盛岡 019(653)1241	019 (653) 1217	盛岡市, 滝沢市, 矢巾町
花巻ガス株式会社	花巻市材木町17-37	花巻 0198(22)3633	0198 (24) 9089	花巻市(旧花巻市)
水沢ガス株式会社	奥州市水沢山崎町14-16	水沢 0197(24)4151	0197 (24) 4135	奥州市(水沢区, 胆沢区)
一関ガス株式会社	一関市三関字日照40-1	一関 0191(23)3417	0191 (23) 3477	一関市(旧一関市)
釜石瓦斯株式会社	釜石市鈴子町147番地5	釜石 0193(22)3535	0193 (22) 3542	釜石市

3-28-3 都市ガスの状況

種別 \ 名称	盛岡ガス(株) (一般ガス13A)	花巻ガス(株) (一般ガス13A)	水沢ガス(株) (一般ガス13A)	一関ガス(株) (一般ガス13A)	釜石瓦斯(株) (一般ガス13A)
製造法	LNG気化器 エアフィン式	LNG気化器 エアフィン式	LNG気化器 エアフィン式	液化石油ガス気化器, プロパンエア方式	LNG気化器 エアフィン式
能力 (1,000MJ換算)	12,830 m ³ /日	1,319 m ³ /日	1,846 m ³ /日	4,069 m ³ /日	5,238 m ³ /日
原料ガス 貯蔵基数	4基	3基	3基	2基	3基
ガスホルダー 基数	3基	0基	0基	3基	2基
貯蔵能力	105,000m ³	0m ³	150m ³	1,300m ³	9,700m ³
導管延長	684,093m	74,843m	74,630m	51,426m	163,491m
供給戸数	45,950戸	3,958戸	5,878戸	3,145戸	8,579戸

3-28-4 液化石油ガス充てん所・オートガススタンド・充てん設備の所在地

(平成30年4月1日現在)

(1) 充てん所

事業所名	住 所	電 話
岩手共同ガス(株)	盛岡市仙北2-6-6	019-634-0311
シナネン(株) 東北支社 盛岡営業所	盛岡市みたけ2-1-24	019-641-2170
(株)八木又商店	大船渡市大船渡町字地の森61-10	0192-27-1778
岩手工業(株)	大船渡市盛町字田中島27-13	0192-26-5155
全国農業協同組合連合会岩手県本部 岩手クミアイプロパンセンター	花巻市二枚橋第5地割120-1	0198-26-3124
(株)丸片ガス	北上市村崎野第20地割80	0197-68-3350
協同組合北上エルピーガスセンター	北上市藤沢17-147-1	0197-64-7632
北良(株) ガスセンター	北上市和賀町後藤2地割106-160	0197-73-7222
(有)佐甚商店	一関市大東町摺沢字大森115-1	0191-75-2327
岩手県オイルターミナル(株)	釜石市大平町4-1-4	0193-22-3921
水沢ガス(株) 北充てん所	奥州市水沢区佐倉河字中の町64	0197-23-6218
泉金物産(株) 県南営業所	奥州市水沢区真城字中林下18	0197-25-5215
物産石油瓦斯岩手販売(株)	滝沢市巢子1031-5	019-688-4466
盛岡ガス燃料(株) 滝沢LPG充てん所	滝沢市湯舟沢491-1	019-688-0210
東邦岩手(株) 本店営業所	矢巾町大字藤沢第10地割136	019-697-4151
(株)ホームエネルギー東北 盛岡センター	矢巾町大字広宮沢第一地割字上山276	019-697-0341
マルハ産業(株) 盛岡営業所	矢巾町大字西徳田第8地割字堰根15-1	019-697-2929
トヨタ自動車東日本(株) 岩手工場	金ケ崎町大字西根森山1	0197-41-1120
大陽日酸(株)東北支社 岩手ガスセンター	金ケ崎町大字西根森山4-6	0197-44-4365
東邦岩手(株) 宮古充填所	宮古市赤前4地割1	0193-63-4251
シナネン(株) 北東北支店三陸営業所	大船渡市大船渡町砂森1-18	0192-26-3828
東網商事(株) 北上営業所	北上市北工業団地7-9	0197-66-2641

(2) オートガススタンド

事業所名	住 所	電 話
盛岡ガス燃料(株)	盛岡市上堂1-7-45	019-647-1151

事業所名	住 所	電 話
(有)宮崎商店 盛岡上堂オートガススタンド	盛岡市上堂4-9-1	019-641-5872
イワタニ東北(株) 盛岡支店 オートガススタンド106	盛岡市東山2-167-1	019-625-4411
(株)丸片石油 北上インターオートガススタンド	北上市北鬼柳18-159-1	0197-65-4165

(3) 充てん所・オートガススタンド併設

事業所名	住 所	電 話
イワタニ東北(株) 盛岡支店	盛岡市下太田田中47-1	019-659-1111
泉金物産(株) 盛岡支店	盛岡市厨川1-15-46	019-641-5121
東邦スワン(株)	盛岡市盛岡駅西通2-3-10	019-651-6771
岩手ミツウロコ(株) 本社事業所	盛岡市東見前6地割27-1	019-638-1076
カメイ(株) 盛岡ガスターミナル	盛岡市湯沢第10地割48-40	019-639-7071
泉金物産(株) 宮古支店	宮古市上鼻2-40-6	0193-62-6021
(株)丸光商事 宮古LPGガス充てん所	宮古市大字根市第2地割字中割目33-2	0193-62-5000
(有)石川ガス	大船渡市盛町字二本柁23-4	0192-27-3232
気仙郡漁業協同組合連合会 プロパン充てん所	大船渡市大船渡町字上平16-2	0192-27-1635
花巻ガス(株)	花巻市材木町17-37	0198-22-3633
カメイ(株) 花北ガスターミナル	北上市村崎野第19地割127-2	0197-68-3117
北良(株)	北上市堤ヶ丘1-9-32	0197-65-0155
ENEOS グローブエナジー(株) 北日 本支社久慈営業所	久慈市大沢8-2-3	0194-53-5265
(株)細谷地	久慈市長内町17-100-10	0194-53-2305
マルキ産業(株) LPG充てん所	遠野市青笹町青笹4-58-2	0198-62-4033
(株)森燃	一関市真柴字中田87	0191-21-4741
カメイ(株) 一関ガスターミナル	一関市赤荻字桜町175	0191-25-2537
カンリョウ(株) 千厩充てん工場	一関市千厩町千厩字上駒場106-5	0191-53-2231
釜石瓦斯(株) LPガス製造所	釜石市松原町3-1-19	0193-22-1513
岩手液化ガス(株)	二戸市金田一字上田面76-1	0195-27-3325
二戸ガス(株)	二戸市堀野字長地18	0195-23-3388
泉金物産(株) 八幡平ガス営業所	八幡平市平館25地割55-4	0195-74-3276

事業所名	住 所	電 話
水沢ガス(株) 南充てん所	奥州市水沢区山崎町14-1	0197-24-4457
日通商事(株) 日詰充てん所	紫波町南日詰字箱清水127-1	019-672-3343
泉金商事(株)	岩泉町岩泉字中野32	0194-22-4465
シナネン(株) 北東北支店三陸営業所釜石基地	釜石市鶴住居町第9地割4-1	0193-28-1451
カンリョウ(株) 東山充てん工場	一関市東山町長坂字大田74-9	0191-53-2231
東海プロパン(株) 大船渡充填所	大船渡市盛町字中道下2-26	0192-27-4121
東海プロパン(株) 高田営業所	陸前高田市米崎町字中田225-1	0192-55-2723
ロジトライ東北(株) 水沢事業所	奥州市水沢区真城字町下101-5	0197-25-2266

(4) 充てん設備 (バルクローリ)

事業所名	住 所	電 話
カメイ物流サービス(株) 盛岡営業所	盛岡市湯沢10地割48-40	019-605-6111
(株)丸片ガス 宮古営業所	宮古市宮町4-2-40	0193-62-1525
泉金物産(株) 宮古支店	宮古市上鼻2-40-6	0193-62-6021
カメイ物流サービス(株) 北上営業所	北上市村崎野19-127-2	0197-68-3117
(株)丸片ガス	北上市村崎野20地割80	0197-68-3350
(株)笠井	北上市堤ヶ丘1-7-30	0197-63-2311
北良(株) ガスセンター	北上市和賀町後藤2地割106-160	0197-73-7222
カメイ物流サービス(株) 一関営業所	一関市赤荻字桜町175	0191-25-2537
釜石瓦斯(株) LPガス製造所	釜石市松原町3-1-19	0193-22-3535
岩手液化ガス(株)	二戸市金田一字上田面76-1	0195-27-3325
二戸ガス(株)	二戸市堀野字長地18	0195-23-3388
水沢ガス(株) 南充てん所	奥州市水沢区山崎町14-1	0197-24-4457
(株)アストモスガスセンター岩手 (株)ミツウロコ水沢営業所内)	奥州市水沢区真城字町下101-5	0197-25-2266
(株)アストモスガスセンター岩手 (盛岡ガス燃料(株)滝沢LPガス充てん所 内)	滝沢市湯舟沢491-1	019-688-8611
(株)ホームエネルギー東北 盛岡LPGセンター	矢巾町大字広宮沢第一地割字上山276	019-697-0341
(株)アストモスガスセンター岩手 矢巾 営業所	矢巾町大字藤沢第10地割183-7	019-697-8510
協同組合 北上エルピーガスセンター	北上市藤沢17-147-1	0197-64-7632
三協運送株式会社 釜石営業所	釜石市大字平田3-75-4	0193-26-6001

3-28-5 応急給水資材の整備状況

(平成30年4月1日現在)

	市町村名	給水車	給水タンク	ポリタンク	運搬車	その他
北上川流域広域水道圏	盛岡市	4m ³ 1台 3m ³ 1台 1.5m ³ 1台	1m ³ 20基	20L 153個 10L 809個	1台	給水パック 6L 8,750枚
	八幡平市	2m ³ 1台	1m ³ 2基	20L 50個		給水パック 6L 100枚
	雫石町		1m ³ 7基 0.5m ³ 2基 0.2m ³ 1基	20L 510個 10L 630個		給水パック 6L 2,200枚 給水パック 5L 800枚
	岩手町		1m ³ 2基 0.5m ³ 2基	20L 130個		給水パック 6L 80枚
	滝沢市	2m ³ 1台	1m ³ 7基	20L 20個 10L 20個		給水パック 6L 2,000枚
	矢巾町	2m ³ 1台	1m ³ 5基	20L 17個		給水パック 6L 2,000枚
	西和賀町		0.5m ³ 1基 0.3m ³ 1基 0.2m ³ 4基	18L 20個		
	奥州市	3.8m ³ 2台	1m ³ 3基	500L 3個 18L 56個		給水パック 6L 1,500枚
	金ヶ崎町	2m ³ 1台	1.5m ³ 1基 1m ³ 1基	20L 10個 18L 15個		給水パック 6L 520枚
	一関市	3.7m ³ 1台	2m ³ 1基 1.5m ³ 1基 1m ³ 2基 0.5m ³ 6基	20L 30個 10L 10個	1台	給水パック 10L 600枚 給水パック 6L 45枚
	平泉町	1.8m ³ 1台	1.8m ³ 1基 0.5m ³ 2基	300L 1個 200L 1個 100L 3個 20L 150個	1台	
	遠野市		1m ³ 1基 0.5m ³ 2基 0.3m ³ 4基	23L 35個	1台	給水パック6L 800枚
	岩手中部 水道企業 団	3.8m ³ 1台 3.7m ³ 1台 2m ³ 1台	1m ³ 10基 0.5m ³ 3基 0.3m ³ 2基	20L 23個 10L 87個	1台	給水パック 6L 1,500枚
	盛岡市・矢 巾町都市 計画事業 等組合		0.5m ³ 2基	20L 10個	1台	給水パック 3L 18枚

	市町村名	給水車	給水タンク	ポリタンク	運搬車	その他
沿岸広域水道圏	大船渡市	3m ³ 1台	1m ³ 6基 0.5m ³ 1基 0.3m ³ 1基	20L 61個 5L 30個 2L 9個	1台	給水パック 10L 200枚 給水パック 6L 5,600枚
	陸前高田市	2m ³ 1台	1m ³ 1基 0.5m ³ 2基	20L 36個 10L 7個		給水パック 10L 900枚 給水パック 6L 600枚 給水パック 5L 100枚 給水パック 3L 1,000枚
	住田町		1.5m ³ 2基			
	釜石市		1m ³ 6基	500L 5個 10L 40個	2t 1台	給水パック 10L 1,700枚 給水パック 6L 1,560枚 給水パック 4L 400枚
	大槌町	3m ³ 1台	1m ³ 5基 0.5m ³ 6基	20L 5個		給水パック 6L 5,200枚
	宮古市	3m ³ 2台	1m ³ 3基 0.3m ³ 1基 0.2m ³ 1基	20L 281個 10L 3個	1台	給水パック 6L 800枚
	山田町		1m ³ 1基	20L 20個		給水パック 10L 1,000枚 給水パック 5L 2,000枚
	岩泉町		1.5m ³ 1基 1m ³ 2基 0.3m ³ 1基	18L 40個	1台	
	田野畑村		1m ³ 1基		1台	給水パック 6L 200枚
	普代村		4m ³ 1基 1m ³ 1基	20L 20個		
県北広域水道圏	久慈市	2m ³ 1台	1m ³ 4基	20L 20個	1台	給水パック 10L 1,300枚 給水パック 6L 6,300枚
	洋野町	2m ³ 1台	1m ³ 2基	1,000L 3個 20L 50個 10L 14個		
	野田村					給水パック 6L 800枚
	二戸市		1m ³ 2基 0.3m ³ 4基	20L 85個 15L 8個 10L 65個		給水パック 10L 400枚 給水パック 6L 100枚 給水パック 5L 800枚
	軽米町		2.0m ³ 1基 0.5m ³ 3基	20L 96個	1台	
	九戸村		1m ³ 1基	20L 19個	1台	給水パック 10L 60枚 給水パック 6L 190枚
	一戸町		1m ³ 1基 0.5m ³ 1基	20L 20個		給水パック 6L 200枚
	葛巻町		1m ³ 1基	20L 20個 10L 20個		

3-32 防災ヘリコプター活動計画

3-32-1 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができるかと認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町村等の消防長が行うものとする。

ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書（昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に規定する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

3-32-2 岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 運航体制（第4条―第12条）
- 第3章 運航管理（第13条―第21条）
- 第4章 安全管理（第22条・第23条）
- 第5章 教育訓練（第24条・第25条）
- 第6章 事故防止対策等（第26条―第28条）
- 第7章 雑則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、岩手県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、防災ヘリの安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号、以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災ヘリ等 防災ヘリ及び防災ヘリ用装備品、活動用装備品、付属品、整備用工具類その他の防災ヘリの整備等に必要な資機材をいう。
- (2) 防災業務 防災ヘリを使用して行う消防防災活動に関する業務をいう。
- (3) 防災航空隊員 防災ヘリに搭乗し、防災業務に従事する総合防災室の職員をいう。
- (4) 自隊訓練 防災航空隊員の基本技術及び応用技術の修得を図るため、独自に行う訓練をいう。
- (5) 運航計画 防災ヘリを効率的に運航するため、防災業務及び自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

第2章 運航体制

（常駐基地）

第4条 防災ヘリの常駐基地は、岩手県防災航空センター（以下「航空センター」という。）とする。

（総括管理者）

第5条 防災ヘリの運航に関する総括管理は、総合防災室防災消防課長（以下「総括管理者」という。）が行う。

（運航管理責任者）

第6条 防災ヘリの運航管理に関する事務は、総合防災室防災航空担当課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

（防災航空隊）

第7条 総合防災室防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

2 副隊長は、運航管理責任者が指名する。

（隊長等の任務）

第8条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代行する。

(隊員の任務)

第9条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、防災ヘリの性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、隊員相互の連携を密にして、所期の目的を達成するように努めなければならない。

(防災ヘリに搭乗する者の指定)

第10条 運航管理責任者は、防災ヘリの運航に際して、あらかじめ搭乗する者を指定するものとする。

(運航指揮者の選任)

第11条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が防災ヘリに搭乗しないときは、運航管理責任者が前条の規定により指定した搭乗者の中から、隊長が指定するものとする。

(運航指揮者の責務)

第12条 運航指揮者は、法第73条の規定により機長が行うこととされる業務を除き、搭乗者を指揮監督し、運航の目的を適切に遂行するよう努めなければならない。

2 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、搭乗者の任務及び分担業務が適正に執行され、防災業務が安全かつ効果的に遂行できるよう努めなければならない。

第3章 運航管理

(運航基準)

第13条 防災ヘリは、次の各号に掲げる防災業務で、その特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められた場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) その他運航管理責任者が必要と認めた活動

2 前項のほか、県が行う一般行政活動で特に防災ヘリによる活動が有効と認められる場合に運航するものとする。

3 防災ヘリの運航時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

(緊急運航)

第14条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、次条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 緊急運航の時間は、前条第3項の規定にかかわらず、運航管理責任者が別に指示するものとする。

3 運航管理責任者は、防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに緊急運航に移行する旨を指示するものとする。

4 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、速やかに災害状況を総括管理者に報告しなければならない。

5 緊急運航に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航計画)

第15条 防災ヘリの運航は、あらかじめ運航計画を定めて行うものとする。

2 運航計画は、岩手県防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び岩手県防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とし、運航管理責任者が定めるものとする。

3 運航管理責任者は、前項の計画を定めた場合、遅滞なく総括管理者に報告しなければならない。

(防災ヘリの使用)

第16条 防災ヘリの使用（緊急運航に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、原則として、前年度の1月末日までに、岩手県防災ヘリコプター年間使用予定表（様式第3号）を運航管理責任者に提出しなければならない。

(防災ヘリの使用申請)

第17条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、防災ヘリを使用しようとする者は、岩手県防災ヘリコプター使用申請書（様式第4号）により使用する1ヵ月前までに、運航管理責任者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

第18条 運航管理責任者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めた場合は、承認するものとする。

2 運航管理責任者は、前項の規定により承認したときは、岩手県防災ヘリコプター使用承認書（様式第5号）を交付するものとする。

(情報連絡及び報告)

第19条 運航指揮者は、防災ヘリの搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

2 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第6号）により、運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場等)

第20条 運航管理責任者は、防災業務を円滑に遂行するため、市町村と協議し、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しなければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場等を調査し、常にその実態の把握に努めるものとする。

(ヘリコプター保有機関との相互応援)

第21条 運航管理責任者は、防災ヘリの整備点検中又は大規模災害時の防災業務に対処するため、ヘリコプターを保有する近隣県、消防機関等との航空消防防災に関する相互応援体制の確立に努めるものとする。

第4章 安全管理

(運航上の安全管理)

第22条 運航管理責任者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める防災ヘリの運用限界等指定書に基づき、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務の遂行に当たり、防災航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

3 運航管理責任者は、防災業務や自隊訓練等の安全確保を図るため、活動の手順や資器材の使用方法を明らかにした要領等を整備しなければならない。

4 運航管理責任者は、前項の要領等を制定又は改廃するときは、軽微なものを除き、あらかじめ総括管理者に協議しなければならない。

5 総括管理者は、防災業務及び自隊訓練等の実施状況について、自ら又は防災業務等に知見を有する第三者をもって、定期的にも実地調査を行なうものとする。

(防災ヘリ等の安全管理)

第23条 運航管理責任者は、法第19条第1項に基づいて、一定の資格を有する技術者が防災ヘリの安全性が確保されていることについて確認をしなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、防災ヘリ等を適正に管理し、防災ヘリ等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

第5章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第24条 運航管理責任者は、隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設及び設備の整備を図り、隊員の資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務を効率的に遂行するため、市町村、消防機関及び関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第25条 運航管理責任者は、前条第2項のほか計画的に自隊訓練を実施しなければならない。

2 自隊訓練は、あらかじめ前年度末までに年間訓練計画を定めて実施するものとする。

3 前項の訓練計画は、第15条第2項の運航計画に基づき運航管理責任者が定めるものとし、運航管理責任者は、計画を定めた時は、遅滞なく総括管理者に報告するものとする。

4 自隊訓練における安全管理体制等について必要な事項は、別に定める。

第6章 事故防止対策等

(搜索及び避難体制の確立)

第26条 運航管理責任者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第27条 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗中、防災ヘリの故障、気象の変化等により航空事故が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合は、前条の規定により、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第28条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第7章 雑則

(記録及び保存)

第29条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しなければならない。

(その他)

第30条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(様式第1号)

岩手県防災ヘリコプター年間運航計画（年度）

岩手県防災航空隊

項目 月	防災業務・自隊訓練				その他の				整備計画	累計飛行時間	累計使用燃料	備考
	内容	飛行予定時間	飛行時間	燃使用量	内容	飛行予定時間	飛行時間	燃使用量				
上旬												
中旬												
下旬												
月												
上旬												
中旬												
下旬												
月												
上旬												
中旬												
下旬												
月												

(様式第2号)

岩手県防災ヘリコプター月間運航計画 (月)

岩手県防災航空隊

項目 日・曜	運航内容	飛行予定時間	飛行区分	燃料 使用量	飛行場所 (市町村)	使用 離着陸場	申請手続 の有無	機体 整備計画	累計 飛行時間	累計 使用燃料	備考
日 ()			1・2・3								
日 ()			1・2・3								
日 ()			1・2・3								
日 ()			1・2・3								
日 ()			1・2・3								
日 ()			1・2・3								
日 ()			1・2・3								
日 ()			1・2・3								
日 ()			1・2・3								

(注) 飛行区分は、1 防災義務、2 訓練、3 その他のうち、該当業務に○印をすること。

(様式第3号)

岩手県防災ヘリコプター年間使用予定表 (年度)

部課名
職氏名
連絡先

TEL

1 使用日時

2 使用目的

3 飛行経路

4 飛行時間

5 その他参考となる事項

(様式第4号)

岩手県防災ヘリコプター使用申請書

第 号
年 月 日

岩手県総務部総合防災室防災航空担当課長 様

申請者 (印)

(担当者 TEL)

岩手県防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
目的					
飛行経路					
使用の目的					
搭乗者所属	職 名	氏 名	男・女	年 齢	備 考

(注) 使用に係る事業計画等を添付すること。

(様式第5号)

岩手県防災ヘリコプター使用承認書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

岩手県総務部総合防災室防災航空担当課長

年 月 日付け 第 号で申請のあった岩手県防災ヘリ
コプターの使用について下記により承認する。

記

1 使用日時

年 月 日 () 時 分～ 時 分

2 目的

(様式第6号)

飛 行 報 告 書

運航管理責任者

総合防災室防災航空担当課長 様

報告者

年 月 日	年 月 日 () 天候					
業 務 内 容						
飛 行 経 路						
操 縦 士 名				整 備 士 名		
運 航 指 揮 者						
搭 乗 隊 員						
飛 行 時 間	出 発 時 間	時 分		実 飛 行 時 間	時 分	
	到 着 時 間	時 分		使 用 燃 料	ℓ	
No.	搭 乗 者 氏 名	No.	搭 乗 者 氏 名	搭 載 物 資 品 名	個 数	重 量 (kg)
1		5				
2		6				
3		7				
4		8				

3-32-3 岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第14条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び岩手県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3 緊急運航は、別紙に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が総合防災室防災航空担当課長（以下「運航管理責任者」という。）に行うものとする。

2 前項の要請は、岩手県防災航空センターに対して電話等により次の事項を明らかにした後、遅滞なく岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援態勢
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(緊急運航の決定)

第5 運航管理責任者は、第4の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊隊長（以下「隊長」という。）に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答しなければならない。

2 隊長は、第4に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

3 運航管理責任者は、第1項の結果を速やかに総合防災室防災消防課長（以下「総括管理者」という。）に報告するとともに、状況に応じ岩手県警察航空隊等に通報するものとする。

(受入態勢)

第6 緊急運航を要請した市町村等の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ次の受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第7 隊長は、緊急運航を終了した場合は、速やかに活動の内容を災害等即報（様式第2号）により運航管理責任者に報告するものとする。

- 2 運航管理責任者は、緊急運航を終了した場合は、速やかに災害状況を総括管理者に報告するものとする。
- 3 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第3号）により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

別紙

岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

2 緊急運航の活動内容

防災ヘリの緊急運航の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察及び情報収集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範にわたる偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資及び人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で緊急に救援物資及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報及び警報等の災害広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報並びに避難指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 消火活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では消火が困難であり、防災ヘリによる消火の必要があると認められる場合

イ 偵察及び情報収集

大規模火災若しくは爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員及び資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員及び資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる消火活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層建築物等の火災における救助

中高層建築物等の火災において、地上からの救出が困難であり、屋上からの救出が必要と認められる場合

イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索及び救助

山岳遭難及び水難事故等において、現地の消防力等だけで対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助

高速自動車道等の道路上の事故において、車両等による傷病者等の収容及び搬送が困難と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる救助活動が有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急自動車搬送するよりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であると認められる場合

イ 傷病者の転院搬送

医療機関に収容中の傷病者が、他の医療機関の処置が必要となり、緊急に転院搬送を要する場合で、医師がその必要性を認め、救急自動車搬送するよりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であり、医師が搭乗できる場合

ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送

交通遠隔地において緊急医療を行うため、防災ヘリにより医師及び資機材等を搬送する必要があると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請機関	発信者		TEL	
			FAX	
要請日時	平成 年 月 日 ()		時	分要請
災害の種別 (要請内容)	1 災害応急対策活動 (偵察・情報収集 物資・人員搬送 災害広報 その他:)			
	2 火 災 (空中消火 偵察・情報収集 その他:)			
	3 救 助 (山岳―搜索・救助 水難―搜索・救助 中高層建物等火災) (高速自動車道等事故救助 その他:)			
	4 救 急 (傷病者搬送 転院搬送 医師搬送 医療資器材搬送 その他:)			
発生場所	市 町 村			
	(世界測地系座標) N		E	
気象状況	天候	視程	(風向)	(風速) (気温)
災害の状況	発生日時:平成 年 月 日 時 分頃			
要救助者情報	ふりがな 氏 名		生年月日	
			(男 ・ 女) 年 月 日生 (歳)	
	住所		携帯電話	
	特徴			
現場指揮者	職・氏名		連絡方法	
			携帯電話等 無線 コールサイン (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波)	
離着陸場-1 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送 ⑥給油 ⑦その他:			
	(世界測地系座標) N		E	
	無線コールサイン (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波)			
離着陸場-2 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送 ⑥給油 ⑦その他:			
	(世界測地系座標) N		E	
	無線コールサイン (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波)			

その他	応援に要する資器材の品目及び数量
	特記事項

※要請は電話等により確認後、遅滞なく運航要請書をFAX又はメールで送信して下さい。

なお、要請書は全ての項目の記載を求めるものではなく、第二報以降の続報で補完することで支障ありません。

※搜索ポイント等の地図情報があれば、添付して下さい。

※緯度経度は、分かる場合に記載して下さい。

※以下の項目は出動の可否決定後、回答します。

航空隊指揮者	
使用無線	無線 CH (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波) コールサイン
到着予定時間	年 月 日 () 時 分頃
現場活動時間 (最長時間)	約 時間 分間
燃料の手配	要手配 (ドラム缶 本) ・ 手配不要 (※ドラム缶 1 本で、約 30 分の飛行が可能)
特記事項	
受信日時	年 月 日 () 時 分
受信者	

岩手県防災航空センター： TEL0198-26-5251 FAX0198-26-5256 アドレス CG0011@pref.iwate.jp

公用携帯電話：隊長 090-6853-4083、副隊長 090-6853-4090、副隊長 090-6853-4073

災害等即報

年 月 日

運航管理責任者 様

報告者

記

活動種別	1. 災害対策() 2. 火災() 3. 救助() 4. 救急() 5. その他()
要請市町村等	
発生日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
要請日時	平成 年 月 日 () 時 分
活動日時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
発生場所	
災害の概要 及び 活動内容	(災害の概要) (活動内容) (活動範囲)
搬送人員	
その他 参考事項	
現場出動人員	

様式第3号

災害状況等報告書

年 月 日

運航管理責任者

岩手県総合防災室防災航空担当課長 様

要請市町村等の長

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領第7により、次のとおり報告します。

記

災害種別	1. 災害対策 2. 火災 3. 救助 4. 救急 5. その他()				
発生日時	平成	年	月	日 ()	時 分頃
要請日時	平成	年	月	日 ()	時 分
発生場所					
災害の概要 及び 対応状況					
出動機関 及び 人員等	消防署隊	人	台	関係機関(人)	
	消防団隊	人	台		
被害の概要等 (被害の規模、 または被救助者 の傷病程度等)					
その他 参考事項					
担当者	所属・役職・氏名・TEL				

岩手県防災航空センター: TEL0198-26-5251 FAX0198-26-5256 アドレス CG0011@pref.iwate.jp

岩手県防災ヘリコプターによる交通遠隔地の救急活動基準

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領別紙「岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準」2(4)アの岩手県防災ヘリコプターが交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う場合の具体的な基準は、次のとおりとする。

(交通遠隔地)

1 交通遠隔地とは、おおむね別図のヘリコプターの有効範囲内の地域とする。

(傷病者)

2 緊急に搬送を行う必要がある傷病者とは、次の傷病原因に該当する者とする。

(1) 自動車事故

ア 自動車から放り出された事故

イ 同乗者が死亡した事故

ウ 自動車が横転し、又は転覆した事故

エ 車体がおおむね50cm以上つぶれた事故

オ 車内がおおむね30cm以上つぶれた事故

カ 歩行者若しくは自転車が自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

キ その他これらに準ずる事故

(2) オートバイ事故

ア おおむね時速35km以上で衝突した事故

イ オートバイから放り出された事故

ウ その他これらに準ずる事故

(3) 転落事故

ア 高所からの転落事故

イ 山間部における滑落事故

ウ その他これらに準ずる事故

(4) 窒息事故

ア 溺水事故

イ 生き埋め事故

ウ その他これらに準ずる事故

(5) 列車事故

(6) 航空機事故

(7) 傷害事件

ア 発砲事件

イ 刺傷事件

ウ その他これらに準ずる事件

(8) 重症が疑われる中毒事件

(9) 重症が疑われる疾病

(傷病者の観察判断基準)

3 緊急に搬送を行う必要がある傷病者の観察判断基準は、次のとおりとする。

(1) 傷病者の状態（バイタルサイン）

ア 痛み刺激を加えつつ呼びかけを繰り返すことにより開眼する（ジャパンコーマスケールで30以

上)。

- イ 全く脈がない，又は脈拍が弱い。
- ウ 呼吸が停止している，又は呼吸が弱い。
- エ 呼吸障害がある。
- オ その他これらに準ずる状態

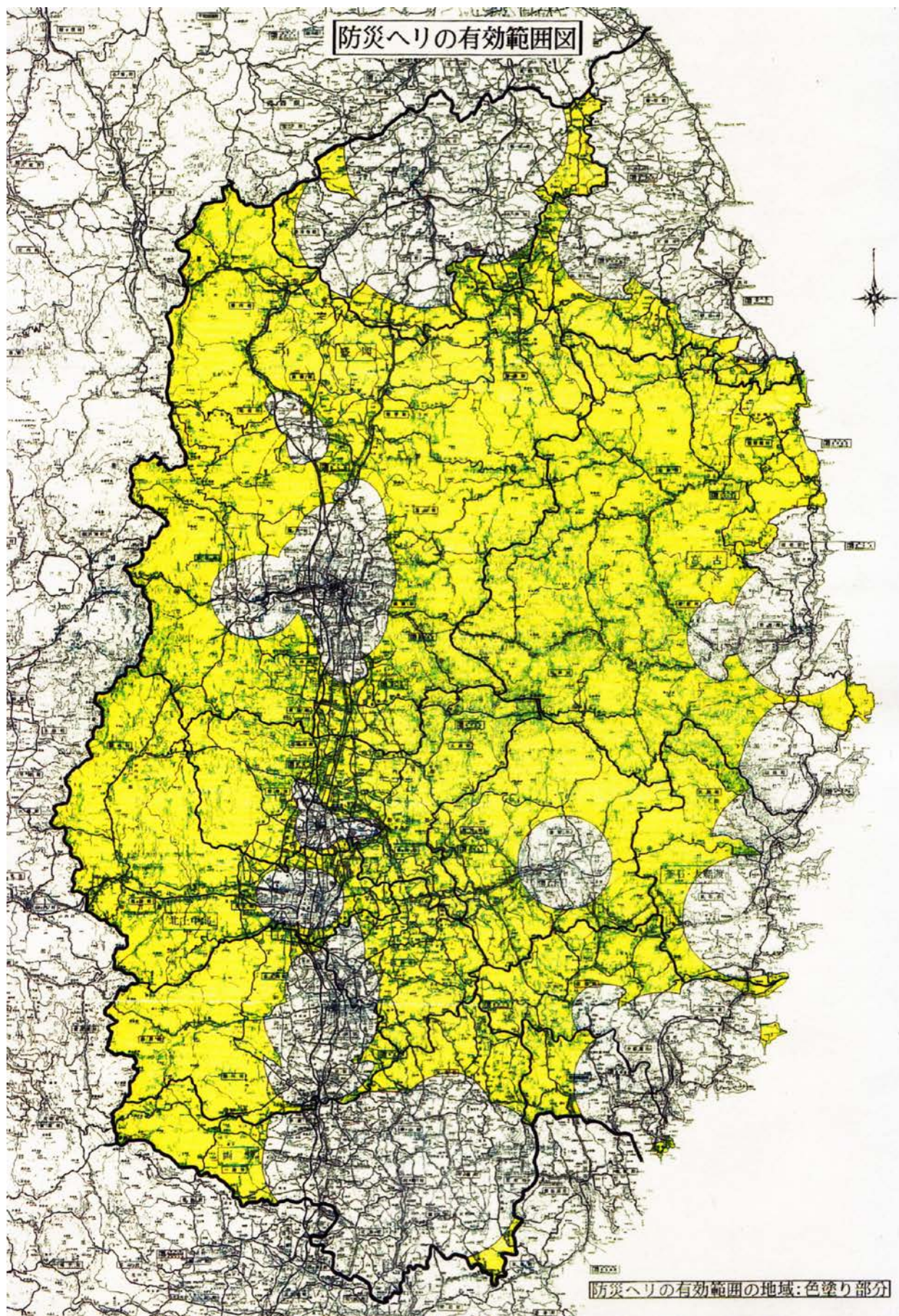
(2) 外傷

- ア 頭部，頸部，躯幹又は肘若しくは膝より近位の四肢の外傷性出血
- イ 2箇所以上の四肢の変形又は四肢（手指及び足趾を含む。）の切断
- ウ 麻痺を伴う四肢の外傷
- エ 熱傷
 - (ア) 体のおおむね3分の1を超える熱傷
 - (イ) 気道熱傷
 - (ウ) その他これらに準ずる熱傷
- オ 意識障害を伴う電撃傷（雷又は電線による感電事故）
- カ 意識障害を伴う外傷
- キ その他これらに準ずる外傷

(3) 疾病

- ア けいれん発作
- イ 不穏状態（意識障害等により暴れる状態）
- ウ 四肢の麻痺
- エ 強い痛み
- オ その他これらに準ずる疾病

(4) その他緊急性があるもの



3-32-4 岩手県ヘリコプター等運用調整会議規約

(目的)

第1条 岩手県内における大規模な災害の発生時において、ヘリコプター又は固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図り、ヘリコプター等による災害対策活動の効率的な運用調整及び安全運航確保を図るため、岩手県ヘリコプター等運用調整会議（以下「ヘリ運用調整会議」という。）を設置する。

(組織構成)

第2条 ヘリ運用調整会議の構成は、別表（岩手県ヘリコプター等運用調整会議参画機関）のとおりとする。

(所掌事項)

第3条 ヘリ運用調整会議は、次の事項について所掌する。

(1) 平時における所掌事項

- ア 大規模な災害の発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動に関すること。
- イ 大規模な災害の発生時におけるヘリコプター等の安全運航確保に関すること。
- ウ 関係機関が保有するヘリコプター等に関する情報共有に関すること。
- エ 災害時に活動拠点となる場外離着陸場に関すること。
- オ ヘリコプター等の運航に関する情報交換に関すること。
- カ ヘリコプター等を保有する機関が参加する防災訓練に関すること。
- キ その他ヘリ運用調整会議の目的遂行のため必要な事項に関すること。

(2) 大規模な災害の発生時

別途定める「大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画」に基づき、岩手県災害対策本部支援室内に設置されるヘリコプター等運用調整班としてヘリコプター等の運用調整を行う。

(座長)

第4条 ヘリ運用調整会議に座長を置く。

- 2 座長は、岩手県総務部総合防災室防災消防課長があたる。
- 3 座長は、ヘリ運用調整会議の議事運営の全般を総括する。
- 4 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 ヘリ運用調整会議は、毎年度1回開催するほか、座長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、座長があたるものとする。
- 3 座長は、必要があると認めたときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 ヘリ運用調整会議の事務は、岩手県総務部総合防災室が担当する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ヘリ運用調整会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年1月12日から施行する。

※別表 (略)

3-32-5 大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画

1 目的

この計画は、岩手県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプター又は固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）が災害対策活動に従事する必要がある場合において、岩手県災害対策本部支援室（以下「支援室」という。）におけるヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

※ 本計画は岩手県ヘリコプター等運用調整会議の参画機関（以下「参画機関」という。）が独自に行う災害対策活動を妨げるものではない。

※ 大規模な災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による多数の人的・物的被害が発生した災害又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故をいう。

2 ヘリコプター等運用調整班の設置

(1) 岩手県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプター等が災害対策活動に従事する必要がある場合において、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、岩手県災害対策本部支援室長（以下「支援室長」という。）の指示により、支援室内に岩手県ヘリコプター等運用調整班（以下「ヘリ運用調整班」という。）を設置する。

(2) ヘリ運用調整班は、災害時におけるヘリコプター等の機動的な活動調整を行うため、参画機関から参集できる最小限の要員等（以下「ヘリ運用調整員」という。）で構成するものとする。

(3) ヘリ運用調整班長は、岩手県防災航空隊副隊長又は支援室長が指名する者を充てるものとする。

3 ヘリ運用調整員の自主参集

ヘリ運用調整員は、岩手県内で大規模な災害が発生した場合には、参集する旨を支援室に報告するとともに、次の情報等を可能な範囲で携えて支援室に参集するものとする。（別紙1 「岩手県ヘリコプター等運用調整班連絡先一覧」 別紙4 「岩手県ヘリコプター等運用調整班活動系統図」参照）

- (1) 参画機関が収集した災害情報及び映像
- (2) 参画機関が既に行なった災害対策活動状況
- (3) 参画機関が予定している災害対策活動及び飛行計画
- (4) ヘリコプター等の性能・装備情報及び整備までの飛行残時間情報
- (5) ヘリコプター等の航空燃料給油計画
- (6) ヘリコプター等の使用予定駐機場所及び場外離着陸場情報
- (7) その他必要な事項

4 ヘリ運用調整員の派遣の要請

支援室長は、災害対策活動のために参画機関が保有するヘリコプター等の支援が必要と認めた場合には、参画機関に対してヘリ運用調整班設置の旨を通知するとともに、ヘリ運用調整員の派遣を要請するものとする。（別紙1 「岩手県ヘリコプター等運用調整班連絡先一覧」参照）

※ 「3」との違い

基本的にはヘリ運用調整員の自主参集を原則とするが、状況によっては大規模な地震や津波など大規模な災害であることが明白である場合ばかりではなく、発災してからしばらくして大規模な災害であることが判明する場合もある。そのような場合には、ヘリ運用調整班の設置の事実を参画機関に通知しなければヘリ運用調整員の派遣ができないものと考えられることから、自主参集を補完するために規定するものである。

5 大規模災害発生時におけるヘリコプター等の初動行動

参画機関は、岩手県内で大規模な災害が発生した場合には、努めて次の任務を行うものとする。

※ 大規模災害発生時においては初動対応が肝要であることから、ヘリ運用調整班活動に入る前の初動行動を規定しておくものである。

- (1) 岩手県防災航空隊は、速やかに被災地災害対策本部及び消防本部と連絡を取り、被災地災害対策本部職員又は消防本部職員を搭乗させて上空偵察を行うものとする。その際、ヘリ運用調整班長も搭乗するものとする。また、ヘリ運用調整班長は、上空偵察後、直ちに支援室に入り被害状況を伝えるとともに支援室長の指示によりヘリ運用調整班を立ち上げ、ヘリ運用調整班長の職務を行うものとする。
- (2) 岩手県警察航空隊は、速やかに被災地の上空偵察を行い、ヘリコプターテレビ電送システム（以下「ヘリテレ」という。）により被災地の映像を支援室に電送するものとする。
- (3) 陸上自衛隊東北方面隊は、被災地の上空偵察を実施した場合には、可能な限り速やかにヘリテレにより被災地の映像を支援室に配信するものとする。
- (4) 国土交通省東北地方整備局は、被災地の上空偵察を実施した場合には、可能な限り速やかにヘリコプター画像伝送システムによる被災地の土砂崩れや河川、道路の被害の状況記録を支援室に提供するものとする。
- (5) 第二管区海上保安本部は、被災地の上空偵察を実施した場合には、可能な限り速やかにヘリテレによる被災地の状況記録を支援室に提供するものとする。
- (6) 上記の他、参画機関は、活動態勢の準備を行うものとする。

6 参画機関ヘリコプター等の集結場所

参画機関ヘリコプター等の集結場所は、原則としていわて花巻空港とする。

7 いわて花巻空港における受援体制

岩手県防災航空隊は、参画機関のヘリコプター等がいわて花巻空港に集結する場合には、支援室及び花巻空港事務所と次の事項を調整するものとする。

- (1) 駐機スポットの調整
- (2) 通行ゲート開閉に伴う警備員の配置
- (3) 時間外運用の調整
- (4) 航空燃料の確保及び給油方法
- (5) 応援航空隊員等の待機及び宿泊場所の確保
- (6) 夜間駐機場所の調整
- (7) その他必要な事項

8 ヘリ運用調整班の活動調整事項

ヘリ運用調整班は、次の任務を行うものとする。

- (1) 支援室及び関係機関との活動連絡調整
- (2) いわて花巻空港における受援調整
- (3) 参画機関への災害対策活動及び活動拠点の振り分け調整
(別紙2「ヘリコプター等活動振分書」 別紙3「応援航空隊活動表」参照)
- (4) 航空燃料の給油に関する調整
- (5) 他県との広域的な連携及び調整
- (6) その他必要な事項

9 ヘリコプター等の安全運航に関する調整事項

ヘリ運用調整班は、ヘリコプター等の安全運航を確立するため、次の事項について調整するものとする。

- (1) 安全運航確保のための航空情報（ノータム）
- (2) 参画機関の飛行計画及び災害対策活動
- (3) 使用航空波
- (4) 使用場外離着陸場
- (5) 他機関ヘリ（報道ヘリコプター等）活動把握
- (6) その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項

10 ヘリ運用調整班の活動終了等

ヘリ運用調整班長は、災害の推移等により、参画機関によるヘリコプター等の災害対策活動等の調整を要しないと認めた場合には、支援室長にヘリ運用調整員の任務終了及びヘリ運用調整班の廃止を具申するものとする。

11 計画の準用

岩手県総務部総合防災室長は、支援室の設置に至らない災害が発生した場合であっても、参画機関が保有するヘリコプター等が岩手県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合には、この計画を準用してヘリ運用調整班を設置し、適切に対応するものとする。

※ 小規模の災害であっても参画機関が保有するヘリコプター等が、岩手県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合や隣県又は複数の市町村に関係する災害等でヘリコプター等の運用を調整する必要がある場合を想定するものである。

12 計画の見直し

本計画は、参画機関等からの修正意見等が提言された場合等、岩手県ヘリコプター等運用調整会議において必要に応じて見直しをするものとする。

※別紙1～4 （略）

3-32-6 岩手県ヘリコプター等安全運航確保計画

岩手県ヘリコプター等安全運航確保計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、「大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画」第9項「ヘリコプター等の安全運航に関する調整事項」を具体的に定め、ヘリコプター等の安全な運航を確保することを目的とする。

2 適用

この計画は、岩手県内に大規模災害等が発生し又は発生するおそれがある場合において（以下「大規模災害等が発生した場合等」という。）、当該地域を飛行する参画機関等に適用するものとし、関係協力団体に対しては協力を求めるものとする。

3 用語の定義

この計画において使用される用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「大規模災害等」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による多数の人的・物的被害が発生した災害又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故をいう。
- (2) 「参画機関」とは、ヘリコプター等運用調整会議に参画する機関をいう。
- (3) 「参画機関等」とは、参画機関及び参画機関への応援等機関をいう。
- (4) 「関係協力団体」とは、その他の航空機運航者及び報道機関をいう。
- (5) 「参画ヘリ等」とは、参画機関等が保有するヘリコプター等で、参画機関が調整可能なヘリコプター等をいう。
- (6) 「注意喚起ノータム」とは、災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル（平成8年1月26日付け空航第35号、空保第5号）（以下「安全対策マニュアル」という。）に基づき、航空機の輻輳が予測される場合に、一定の空域における飛行の注意喚起のため発行する航空情報（ノータム）をいう。
- (7) 「航空交通情報提供ノータム」とは、安全対策マニュアルに基づき、一定の空域において航空機の輻輳により救援活動に支障がある場合、当該空域を飛行する航空機に対して航空交通情報の聴取を推奨するために発行する航空情報（ノータム）をいう。

第2章 安全運航対策の実施

1 安全運航対策に関する基本的事項

ヘリコプター等運用調整班は、ヘリコプター等の災害対策活動等の状況について情報収集し、ヘリコプター等の安全運航に関する対策（以下「安全運航対策」という。）を講ずる必要性の有無を随時検討し、実施するものとする。

2 安全運航対策に係るヘリコプター等運用調整班の業務

(1) 参画ヘリ等の飛行の調整

ヘリコプター等運用調整班は、ヘリコプター等の安全な災害対策活動の実施のため必要があると認めるときは、参画ヘリ等の飛行に関する調整を実施するものとする。

(2) 航空情報の提供

ヘリコプター等運用調整班において提供を検討する航空情報の種類及び手続きは次のとおりとする。

ア 注意喚起ノータム

- 1) 参画機関は、大規模災害等が発生した場合等において、航空機の安全運航のため必要と認めるときは、地方航空局等に対し、注意喚起ノータム発行のための手続きを依頼する。
- 2) 通報した内容に変更があった場合には、速やかに通報する。

イ 航空交通情報提供ノータム

- 1) ヘリコプター等運用調整班は、局地航空情報の提供を決定したときは、地方航空局等に航空交通情報提供ノータムの発行のための手続きを依頼する。
- 2) 通報した内容に変更があった場合には、速やかに通報する。

ウ 依頼文書の例を別紙1に示す。

(3) 局地情報提供

ア 局地情報提供所の開設

- 1) ヘリコプター等運用調整班は、特定の地域において局地航空情報を提供する必要が生じた場合に、局地情報提供所の開設を検討する。
- 2) ヘリコプター等運用調整班は、参画機関に局地情報提供所開設の協力を要請することができる。
- 3) 局地航空情報として提供する航空交通情報は、気象情報、他機に関する交通情報、離着陸に関する助言等とする。
- 4) 局地航空情報の提供の範囲（以下「局地情報提供エリア」という。）は、被災状況又はヘリコプター等活動状況等に応じ、ヘリコプター等運用調整班で定める。
- 5) 局地航空情報を提供する場所は、その提供の範囲を考慮の上、ヘリコプター等運用調整班で定めるものとし、その実施機関は参画機関の中からヘリコプター等運用調整班で調整する。
- 6) 2) 及び3) の定めは、個々の参画機関が自己の必要により局地航空情報を提供することを妨げないものとする。
- 7) 独自に局地航空情報を提供しようとする（単発的又は一時的なものを除く。）参画機関は、事前に局地情報提供エリア、局地航空情報を提供する場所、提供の期間

等をヘリコプター等運用調整班に通知しなければならない。

イ 局地情報提供の実施

1) 局地情報提供実施の通知等

ヘリコプター等運用調整班は、局地情報提供の実施を決定したときは、速やかに参画機関等に連絡するとともに、関係協力団体に情報提供し、協力を求めるものとする。

2) 局地情報提供所における協力要請

局地情報提供所は、局地情報提供エリア内において以下の状況が認められる場合は、ヘリコプター等に当該エリアへの進入禁止又は退去について協力を要請する。

ア) 局地情報提供所が必要と認めるとき。

イ) 局地情報提供エリア内の災害活動ヘリコプター等からの要請があったとき。

ウ 局地情報提供実施内容の変更及び廃止

ヘリコプター等運用調整班は、局地情報提供実施内容を変更又は廃止したときは、参画機関等及び関係協力団体に通知する。

エ 局地情報提供実施内容に対する参画ヘリ等の基本方針

参画ヘリ等は、局地情報提供実施要領の通知があったときは、第3章に定める飛行要領に基づき活動するものとする。

3 情報連絡体制等

(1) 参画機関

参画機関への情報連絡体制は別紙2のとおりとする。

(2) 関係協力団体

関係協力団体は別紙3のとおりとし、情報提供及び協力要請は次のとおりとする。

ア 岩手県総務部総合防災室は、本計画を策定（修正を含む。）したときは、文書で通知し、協力を要請するものとする。

イ 大規模災害等が発生した場合等における情報提供及び協力要請は、電話又は FAX により行う。

第3章 飛行要領

1 移動を主目的とした飛行

(1) 位置通報点の基準を別紙4のとおりとする。

(2) 可能な限り位置通報点において、管制機関等に対し位置通報を行う。管制機関等と通信設定が困難な場合は、位置通報点又は著名な地名等付近において航空機相互連絡用周波数（122.6MHz）で所属・位置・高度・針路・目的地・意図等を一方送信し、航空機相互間の連携を図る。

2 局地情報提供エリアの飛行

局地情報提供エリア内は、次により飛行するものとする。

- (1) 局地情報提供エリアへ進入する際は、局地情報提供所の許可を得る。
- (2) 局地情報提供エリアでは、局地情報提供所との通信設定を保つ。
- (3) 極力着陸灯等及びストロボライト等を点灯し、他機からの視認を容易にする。
- (4) 局地情報提供所からエリア外への退去の要請があった場合は、エリアから離脱する。
- (5) 局地情報提供エリアから離脱する際は、その旨を局地情報提供所に通報した後、周波数を変更する。
- (6) 局地情報提供所との交信要領
災害対策活動等に従事するヘリコプター等が局地情報提供所と交信する場合は、呼出符号の後にその業務に対応した次の単語を通報するものとする。

[例] ○○Information, JA766M, Rescue

Rescue	救助・救急（医師搬送を含む）
Search	搜索
Fire Fighting	消火
Transporter	物資輸送及び救急以外の人員搬送
Public	広報
Observation	情報収集

[注] 上記以外の活動は、単語を通報しない。

3 局地情報提供所が設置されていない離着陸場等での飛行

(1) 離着陸要領

着陸するために降下する場合は、風の正対成分で進入方向を東向き(E)か、西向き(W)とする。

航空機相互連絡用周波数で一方送信しながら降下し、安全に着陸できると判断する時点から風に正対して着陸する。

離陸する場合は、その逆とする。

(2) 高度区分

次の高度区分を基準として活動する。

ただし、高度区分以外の高度で飛行する場合は、航空機相互連絡用周波数で一方送信した後、高度を変更する。

ア 搜索救助活動、消火活動を行うヘリコプターは、対地 1000ft 以下

イ 飛行統制、ヘリテレ（映像伝送）を行うヘリコプターは対地 1500ft から 2500ft

ウ 固定翼機は対地 3000ft 以上

4 災害復旧・復興計画
 4-2 生活の安定確保計画
 4-2-1 災害復興住宅等に対する融資一覧表

(平成30年11月1日現在)

種目	(1) 災害復興	(2) 地すべり関連	(3) 宅地防災
概要	自然災害により被害が生じた住宅の建設、購入又は補修に要する資金の貸付 (独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第5項)	地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受け、おそれのある家屋の移転等に要する資金の貸付け (同左法第13条第6項)	宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事に要する資金の貸付け (同左法第13条第6項)
融資の対象	1 住宅の建設 2 住宅の購入 3 住宅の補修	地すべり等防止法第24条第3項により承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項による移転又は建設 1 住宅の移転又は建設 2 住宅の購入	宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律又は建築基準法による勧告又は改善命令に基づく 1 のり面の保護 2 排水施設の設置 3 整地 4 擁壁の設置 (旧擁壁の除去を含む)
融資要件	1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から災害証明書を交付されていること ・建設・購入の場合は、「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の災害証明書を交付されていること ・補修の場合は、住宅に被害が生じた旨の災害証明書を交付されていること 2 自分が居住するために建設、購入又は補修する方であること 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4 個人(日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方)又は法人であること	1 関連事業計画又は勧告に基づいて住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から証明書類の発行を受けた方であること 2 関連事業計画の公表の日又は勧告の日から2年以内に申込みこと 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4 自分が居住するため又は他人に貸すために移転又は建設等する方であること 5 個人の方(日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方)又は法人であること	1 宅地について勧告又は改善命令を受けた方であること 2 勧告を受けた日から2年以内又は改善命令を受けた日から1年以内に申込みこと 3 住宅金融支援機構の資金以外に必要となる資金を用意できること 4 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 5 申込み現在、原則として79歳未満であること 6 個人の方(日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方)であること
一戸当りの床面積及び構造階数等の要件	1 各戸に居室、台所、トイレが備えられていること 2 木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること(建設・購入の場合のみ) 3 敷地の権利が転貸借でないこと 4 住宅部分の床面積が、建設の場合は13㎡以上175㎡以下であること、購入の場合は50㎡(マンションの場合30㎡)以上175㎡以下であること(被災前の住宅部分が175㎡超の場合は、その床面積が上限)	1 各戸に居室、台所、トイレが備えられていること 2 住宅部分の床面積が、建設の場合は原則として13㎡以上、購入の場合は50㎡以上(共同建ての場合は40㎡以上)であること 3 木造の場合は一戸建て又は連続建てであること(建設・新築購入の場合のみ) 4 敷地の権利が転貸借でないこと 5 建築基準法その他関係法令に適合していること	

種目	(1) 災害復興	(2) 地すべり関連	(3) 宅地防災
貸付金の限度	所要額又は融資限度額のいずれか低い額	所要額又は融資限度額のいずれか低い額	1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額
利率	個人向け0.63% (平成30年11月1日現在)	個人向け0.90%、事業者向け0.61% (平成30年11月1日現在)	個人向け0.66%、事業者向け0.37% (平成30年11月1日現在)
期間	25年又は35年以内	25年又は35年以内	15年以内

4-2-2 災害復興住宅資金

(平成27年12月17日現在)

貸付対象	根拠法令	融資限度額	貸付条件
<p>火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>1 建設資金 (1) 建設資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合 (3) 土地取得資金 宅地が流出したなどで新たに宅地を取得する場合</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）</p>	<p>1 建設資金 1,650万円 2 整地資金 440万円 3 土地取得資金 970万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>2 購入資金 (1) 購入資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合</p>		<p>1 新築購入資金 2,620万円 2 中古住宅購入資金 (1) リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 2,620万円 (2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,320万円 ※ 購入資金のうち、土地取得資金は970万円が限度</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 (1) 新築購入 耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 (2) 中古住宅購入 リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 35年以内 リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>3 補修等資金 (1) 補修資金 住宅に被害が生じた旨のり災証明書の交付を受けた場合 (2) 引方移転資金 補修する家屋を引方移転する場合 (3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合</p>		<p>1 補修資金 730万円 2 引方移転資金 440万円 3 整地資金 440万円 ※ 2と3をあわせて利用する場合は、合計で440万円が限度</p>	<p>1 据置期間 1年以内（返済期間は延長しない。） 2 返済期間 20年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>

4-2-3 生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付限度額の目安	貸付条件
低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯のうち、他からの融資を受けられない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）	福祉資金福祉費（災害援護資金） 福祉資金福祉費（住宅改修費）	1世帯 150万円以内 1世帯 250万円以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 連帯保証人 原則必要（ただし連帯保証人を立てられない場合でも利用可能。） 4 利子 連帯保証人有り：無利子 連帯保証人無し：年1.5% 5 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還（ただし繰上償還可能。） 6 申込方法 借入申込書に官公署が発行する被災証明書、被災証明書等を添付し民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会を經由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。

4-2-4 災害援護資金

(平成27年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内 平成14年8月1日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1)=1+2 350万円 (2)=1+3 270万円 (3)=1+4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） 3 貸付 利率年3%（据置期間中は無利子） 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 年10.75%

5 附属資料

5-1 みんなで取り組む防災活動促進条例（平成22年10月15日岩手県条例第49号）

本県は、これまで台風や地震、津波をはじめ、甚大な被害をもたらす災害に幾度となく見舞われてきたが、将来においても、巨大地震や大津波による広域的な被害が懸念される。

本県における防災の体制は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画により確立し、行政が主体となって対策を推進してきたが、他方で、住民のなかには「防災は行政の役割」という意識が醸成され、災害に対する備えや行動等に課題がある。また、急速な高齢化の進展により、災害時に周囲からの支援を必要とする高齢者等が増加しつつある。

このような現状を踏まえ、将来の災害に適切に対処するためには、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、災害時の高齢者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、自助、共助に基づく防災活動を公助が支援していくことが不可欠である。過去の教訓を次代に継承し、「自分の命を守りたい」、「家族を守りたい」、「地域を守りたい」という主体的な自助や共助が発揮される社会の実現に向け、県を挙げて防災に取り組んでいくことが、私たちに課せられている課題である。

ここに私たちは、県民相互の協力の下、防災活動に取り組み、将来に向かって、安心して生活することができる災害に強い地域社会を築いていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、災害から県民の生命及び財産を守るための防災の対策について、基本理念を定め、県民、自主防災組織等、事業者及び県の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、県民、自主防災組織等及び事業者による防災活動並びに県の支援等の基本となる事項を定めることにより、県民、自主防災組織等及び事業者の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- （2） 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
- （3） 自主防災組織等 自主防災組織（法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。）その他地域において防災を目的として活動を行う組織をいう。
- （4） 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。

（基本理念）

第3条 防災の対策は、県民が自らを災害から守る自助、地域において県民、自主防災組織等及び事業者（以下「県民等」という。）が助け合う共助並びに県及び市町村が行う公助を基本としなければならない。

- 2 防災の対策は、自助の意識を高揚しつつ、共助を尊重する社会的気運を醸成しながら、県民等、市町村及び県が相互に連携し、及び協力して実施されなければならない。

（県民の責務）

第4条 県民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自助の主体とし

て災害の発生に備える意識を高め、自ら防災活動を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織等及び事業者の責務)

第5条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として防災活動を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として自ら災害の発生に備えるための手段を講ずるとともに、地域における防災活動に参加するよう努めるものとする。

(県の責務)

第6条 県は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するとともに、県民等が行う防災活動の支援を行うものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(災害への備え)

第8条 県民は、防災に関する知識の習得のため、防災に関する講演会、研修会等に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、地域における防災訓練及び自主防災組織等の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 県民は、災害が発生した場合において必要とする生活物資並びに災害及び防災に関する必要な情報を収集するための機器を備えておくよう努めるものとする。

4 県民は、所有し、又は居住する建築物の倒壊を防止するため、必要に応じて耐震診断を行い、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難の経路、方法及び場所並びに家族との連絡の方法を確認しておくよう努めるものとする。

第9条 自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、支援体制の整備に努めるものとする。

第10条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における事業の継続又は早期の復旧のための計画（以下「事業継続計画」という。）を作成しておくよう努めるものとする。

(災害時の行動)

第11条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自主的な避難、市町村長の避難の勧告又は指示に従った行動その他適切な行動をとるよう努めるものとする。

第12条 自主防災組織等及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、互いに連携しながら、地域における情報の収集及び伝達、避難の誘導、消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めるものとする。

(県民等の防災活動への支援)

第13条 県は、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を支援するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 防災に関する正しい知識の習得のための教育を行うこと。
- (2) 防災活動に携わるボランティアの育成を図ること。
- (3) 地域における防災活動のリーダーの育成を図ること。

- (4) 事業者の事業継続計画の作成に関する助言を行うこと。
- (5) 県民等の防災活動に関する普及啓発及び表彰を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県民等の自発的な防災活動に資する援助を行うこと。

(避難行動要支援者の支援体制の整備に係る支援)

第 14 条 県は、第 9 条に規定する支援体制の整備が円滑に行われるよう、市町村が作成する避難行動要支援者の避難の支援に関する計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。

(実施状況の公表)

第 15 条 知事は、毎年度、前 2 条に規定する施策の実施状況について、県民が利用しやすい方法により公表するものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 県は、県民等の防災活動への支援に係る施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条の規定は、平成 23 年度に実施する施策から適用する。

附 則 (平成 26 年 3 月 28 日条例第 16 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

5-2 岩手県防災会議条例（昭和 37 年岩手県条例第 34 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 15 条第 8 項の規定に基づき、岩手県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員及び専門委員）

第 2 条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ 15 人以内、4 人以内、30 人以内及び 9 人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）

第 3 条 防災会議に、幹事 71 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第 4 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する職員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

（庶務）

第 5 条 防災会議の庶務は、総務部において処理する。

（補則）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 40 年 3 月 26 日条例第 6 号）

この条例は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 10 月 13 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 5 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成 8 年 11 月 11 日までの間に市町村長及び消防機関の長のうちから任

命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員（岩手県防災会議条例第2条第2項ただし書に規定する補欠委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成8年11月11日までとする。

附 則（平成15年7月14日条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成16年11月11日までの間に指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員（岩手県防災会議条例第2条第2項ただし書に規定する補欠委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成16年11月11日までとする。

附 則（平成24年10月18日条例第62号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月16日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月10日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成26年11月10日までの間に指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員（岩手県防災会議条例第2条第2項ただし書に規定する補欠委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成26年11月10日までとする。

附 則（平成27年3月11日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成28年11月10日までの間に指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員及び自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員（岩手県防災会議条例第2条第2項ただし書に規定する補欠委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成28年11月10日までとする。

5-3 岩手県災害対策本部条例（昭和 37 年岩手県条例第 40 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき、岩手県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員その他の職員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（補則）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 18 日条例第 63 号）

この条例は、公布の日から施行する。

5-4 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

(昭和 37 年岩手県条例第 47 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 2 項の規定により、同法第 71 条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）に係る損害補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害補償の種類)

第 2 条 前条の損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償の 6 種とする。

(補償基礎額)

第 3 条 損害補償（療養補償を除く。）は、補償基礎額を基準として行う。

2 前項に規定する補償基礎額は、次のとおりとする。

- (1) 従事者のうち、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって病気の発生が確定した日を基準として、同法第 12 条の規定により算定した平均賃金の額。
- (2) 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、標準収入額を基準として知事が定める額とする。

(療養補償)

第 4 条 従事者が負傷し、又は病気にかかった場合においては、療養補償として、必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

(休業補償)

第 5 条 従事者が負傷し、又は病気にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業補償として、その業務に服することができない期間 1 日につき、補償基礎額の 100 分の 60 に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けすることができる期間中は休業補償を行わない。ただし、その業務上の収入が休業補償の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害補償)

第 6 条 従事者の負傷又は病気になおった場合において、別表に定める程度の身体障害が存するときは、

障害補償として、その障害の等級に応じ、補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

- 2 別表に定める程度の身体障害が2以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。
- 3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者に最も有利なものによる。
 - (1) 第13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より1級上位の等級
 - (2) 第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より2級上位の等級
 - (3) 第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より3級上位の等級
- 4 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の額を合算した額を超えてはならない。
- 5 すでに身体障害のある従事者が、負傷又は病気によって、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の額を差し引いた額をもって、障害補償の額とする。

(遺族補償)

第7条 従事者が死亡した場合においては、遺族補償として、その者の遺族に対して、補償基礎額の1,000倍に相当する金額を支給する。

第8条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫及び祖父母で、従事者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、従事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 3 従事者が遺言又は知事に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。
 - 4 遺族補償を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によって等分して行う。

(葬祭補償)

第9条 従事者が死亡した場合においては、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給する。

(打切補償)

第10条 第4条の規定によって療養補償を受ける者が、療養補償の開始後3年を経過しても負傷又は病気がなおらない場合においては、打切補償として、補償基礎額の1,200倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行ったときは、その後は損害補償は行わない。

(補償の制限)

第11条 損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、損害補償を行わない。

2 損害補償の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、損害補償を行わない。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養に継続して、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養としてされたものとみなす。

別表(第6条関係)

等級	倍数	身 体 障 害
1 級	1,340	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能が失われたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をそれぞれ肘関節以上で失ったもの 6 両上肢が用をなさなくなったもの 7 両下肢をそれぞれ膝関節以上で失ったもの 8 両下肢が用をなさなくなったもの
2 級	1,190	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下に減じたもの 2 両眼の視力がそれぞれ0.02以下に減じたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢をそれぞれ手関節以上で失ったもの 6 両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの
3 級	1,050	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下に減じたもの 2 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能が失われたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

等級	倍数	身 体 障 害
		4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の全ての指を失ったもの
4 級	920	1 両眼の視力がそれぞれ 0.06 以下に減じたもの 2 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が全く失われたもの 4 1 上肢を肘関節以上で失ったもの 5 1 下肢を膝関節以上で失ったもの 6 両手の全ての指が用をなさなくなったもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
5 級	790	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下に減じたもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1 上肢を手関節以上で失ったもの 5 1 下肢を足関節以上で失ったもの 6 1 上肢が用をなさなくなったもの 7 1 下肢が用をなさなくなったもの 8 両足の全ての指を失ったもの
6 級	670	1 両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの 2 咀嚼（そしゃく）又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 4 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1 上肢の 3 大関節のうちのいずれか 2 関節が用をなさなくなったもの 7 1 下肢の 3 大関節のうちのいずれか 2 関節が用をなさなくなったもの 8 片手の全ての指を失ったもの又はおや指をあわせ片手の 4 本の指を失ったもの
7 級	560	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.6 以下に減じたもの 2 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 3 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することがで

等級	倍数	身 体 障 害
		きないもの 6 おや指をあわせ片手の3本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の4本の指を失ったもの 7 片手の全ての指が用をなさなくなったもの又はおや指をあわせ片手の4本の指が用をなさなくなったもの 8 片足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の全ての指が用をなさなくなったもの 12 外貌が著しく醜くなったもの 13 両側の辜（こう）丸を失ったもの
8級	450	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下に減じたもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 おや指をあわせ片手の2本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の3本の指を失ったもの 4 おや指をあわせ片手の3本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の4本の指が用をなさなくなったもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節のうちのいずれか1関節が用をなさなくなったもの 7 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節が用をなさなくなったもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 片足の全ての指を失ったもの
9級	350	1 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの 2 1眼の視力が0.06以下に減じたもの 3 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄（さく）又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 8 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 9 一方の耳の聴力が全く失われたもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

等級	倍数	身 体 障 害
		12 片手のおや指を失ったもの又はおや指以外の片手の2本の指を失ったもの 13 おや指をあわせ片手の2本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の3本の指が用をなさなくなったもの 14 第1足指をあわせ片足の2本以上の指を失ったもの 15 片足の全ての指が用をなさなくなったもの 16 外貌が相当程度醜くなったもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの
10 級	270	1 1眼の視力が0.1以下に減じたもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼（そしゃく）又は言語の機能に障害を残すもの 4 14本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 7 片手のおや指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の2本の指が用をなさなくなったもの 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 片足の第1足指又は他の4本の指を失ったもの 10 1上肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に著しい障害を残すもの
11 級	200	1 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 第1足指をあわせ片足の2本以上の指が用をなさなくなったもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
12 級	140	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの

等級	倍数	身 体 障 害
		3 7本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの 4 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に障害を残すもの 8 長管状骨に変形を残すもの 9 片手のこ指を失ったもの 10 片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなったもの 11 片足の第2足指を失ったもの、第2足指をあわせ片足の2本の指を失ったもの又は片足の第3足指以下の3本の指を失ったもの 12 片足の第1足指又は他の4本の指が用をなさなくなったもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌が醜くなったもの
13級	90	1 1眼の視力が0.6以下に減じたもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄（さく）又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの 5 5本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 片手のこ指が用をなさなくなったもの 8 片手のおや指の指骨の一部を失ったもの 9 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10 片足の第3足指以下の1本又は2本の指を失ったもの 11 片足の第2足指が用をなさなくなったもの、第2足指をあわせ片足の2本の指が用をなさなくなったもの又は片足の第3足指以下の3本の指が用をなさなくなったもの
14級	50	1 1眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの 2 3本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの 3 一方の耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 4 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜い痕を残すもの 5 下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜い痕を残すもの 6 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失ったもの 7 片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 片足の第3足指以下の1本又は2本の指が用をなさなくなったもの 9 局部に神経症状を残すもの

備 考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 手の指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手の指が用をなさなくなったものとは、指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足の指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足の指が用をなさなくなったものとは、第1足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第1足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

5-5 岩手県防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手県防災会議条例（昭和37年岩手県条例第34号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、岩手県防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第2条 防災会議の招集は、会長が会議開催の五日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 防災会議は会長（会長に事故があるときはその指名する委員）及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること。

(2) 岩手県地域防災計画の軽微な修正に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。ただし、会議を開催することが困難と認めるときは、委員への通知をもって報告に代えることができる。

(部会)

第4条 部会の招集は、部会長が会長の承認を得て行うものとする。

2 会長は、防災会議において部会に付議すべき事項と決定したものについては、速やかに部会に付議するものとする。

3 部会長は、付議された事項の調査審議を終わったときは、速やかにその結果を、会長に報告するものとする。

4 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

(幹事会議)

第5条 会長は、防災会議の運営について必要があるときは、幹事会議を開催することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員（委員の属する機関の職員のうちから幹事が任命されていない委員に限る）及び専門委員を出席させることができる。

3 部会長は、部会の運営について必要があるときは、会長の承認を得て、部会に属する委員の属する機関の職員のうちから任命された幹事の会議を開催することができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、昭和38年3月22日から施行する。

附則

この規程は、昭和49年9月7日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 3 月 28 日から施行する。

5-6 小災害見舞金交付内規

(目的)

第1条 この内規は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害で、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）が適用されない小災害の発生に際して当該災害により住家の滅失した世帯に見舞金を支給した市町村及びり災住民の救助を行った市町村に対して小災害見舞金を交付し、り災住民の援護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 全壊世帯 住家が全壊し、全焼し、又は流失した世帯をいう。
- (2) 半壊世帯 住家が半壊し、半焼する等著しく損傷した世帯をいう。
- (3) 床上浸水世帯 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯をいう。
- (4) 住家が滅失した世帯 全壊世帯、半壊世帯及び床上浸水世帯をいう。
- (5) 小災害 災害により住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表に掲げる数に該当するもの（法第2条に規定する政令で定める程度の災害（以下「法適用災害」という。）を除く。）をいう。
- (6) 被災率 市町村ごとに、災害により住家が滅失した世帯の数を当該市町村の人口に応じそれぞれ災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）別表第一に定める世帯の数で除して得た数（小数点第2位以下切捨て）をいう。

(世帯の数の算定)

第3条 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊世帯は2世帯をもって、床上浸水世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した世帯の1世帯として算定するものとする。

(小災害見舞金の種類)

第4条 小災害見舞金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) り災見舞金
- (2) 救助見舞金

(小災害見舞金の交付)

第5条 り災見舞金は、小災害によって住家が滅失した世帯に対して見舞金を支給した市町村に交付する。

2 救助見舞金は、り災住民の救助を行った市町村に交付する。

(小災害見舞金の額)

第6条 り災見舞金の額は、当該市町村における住家が滅失した世帯ごとに災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）第6条別表第1の3の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額（6人を超える世帯にあつては、6人世帯の金額を限度とする。）に当該市町村の被災率を乗じて得た金額（1,000円未満は切り上げるものとする。）の合計額とする。ただし、実際に市町村が住宅が滅失した世帯に支給した見舞金の総額を超えないものとする。

2 救助見舞金の額は、当該市町村が行った救助のうち、法適用災害に係る法第23条に規定する救助の種類（法第23条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について法第2条に規定する救助の例によって算出した額に当該市町村の被災率を乗じて得た金額（1,000円

未満は切上げるものとする。) とする。

(同一災害による見舞金の交付)

第7条 小災害又は法適用災害の発生した市町村以外の市町村において、当該災害とほぼ同時に発生した同一原因による災害によって住家が滅失した世帯に対して当該市町村が見舞金を支給した場合及び当該市町村が災住民の救助を行った場合には、当該市町村の災状況を勘案し、特に必要と認めるものについて、前条の例により算定した小災害見舞金を交付することができる。

附則

1 この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附則

1 この内規は、平成18年9月19日から施行する。

別表

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数	
人口	5,000人未満	15世帯以上	30世帯未満
人口	5,000人以上 15,000人未満	20世帯以上	40世帯未満
人口	15,000人以上 30,000人未満	25世帯以上	50世帯未満
人口	30,000人以上 50,000人未満	30世帯以上	60世帯未満
人口	50,000人以上 100,000人未満	40世帯以上	80世帯未満
人口	100,000人以上 300,000人未満	50世帯以上	100世帯未満
人口	300,000人以上	75世帯以上	150世帯未満

「小災害見舞金交付内規」の一部改正について

〔 平成 15 年 3 月 31 日付地福第 1080 号
保健福祉部長から各地方振興局長あて 〕

災害救助法が適用される災害（以下「法適用災害」という。）以外であって、一定規模以上の被害をもたらした災害（小災害）が発生した場合には、昭和 41 年 10 月 27 日施行の標記内規により見舞金を交付しているところですが、このたびその一部を別紙のとおり改正し、平成 15 年 4 月 1 日から施行することとしましたので通知します。

なお、改正の要点及び留意事項は下記のとおりです。

記

- 1 改正前の内規（以下「旧内規」という。）では、小災害により住家の滅失した世帯に対して、県が直接「り災者見舞金」を交付していたが、これを住家の滅失した世帯に見舞金を支給した市町村に「り災見舞金」として交付することとしたこと。
- 2 市町村に対するり災見舞金の額は、個々の住家の滅失した世帯ごとに旧内規によるり災者見舞金と同様の算定方式により算定した額の合計額とし、実際に市町村が当該世帯に支給した見舞金の総額を超えないものとする。この場合の市町村の見舞金の総額には、床下浸水の被害にあった世帯に対して支給した額を含まないものであること。
- 3 上記 1 のとおりり災見舞金を市町村に交付することとしたことから、旧内規による「市町村見舞金」については名称を「救助見舞金」に改めたが、交付の対象及び額の算定方式等は従前のとおりであること。
- 4 旧内規では、小災害（法適用災害を含む。）の発生した市町村に接続する市町村（以下「接続市町村」という。）において、当該小災害の同一災害により被害が生じた場合には見舞金を交付することとし、また、接続市町村以外の市町村において、同一災害により被害が生じた場合にはその被災状況を勘案して特に必要と認めるものについて見舞金を交付することができることとしていたが、同一災害により被害が生じた場合には、接続市町村であるか否かを問わず、その被災状況を勘案して特に必要と認める市町村に対して見舞金を交付することができる規定に改めたこと。従って、従前と異なり、接続市町村であっても、被災状況によっては見舞金が支給されない場合があること。
- 5 旧内規では、同一災害による見舞金の額の算定に当たり、小災害の発生した市町村の被災率を適用していたが、同一災害による当該市町村の被災率を適用することとしたこと。このことに伴い、被災率の定義を改めて規定したこと。

小災害見舞金交付内規の施行について（42.2.1付42社第73号）

厚生部長通牒

災害救助法第2条の規定によって救助の行なわれる災害（以下「法適用災害」という。）以外の災害が発生した場合には、従前「小災害によるり災者に対する見舞金交付基準」（以下「旧内規」という。）によって見舞金を交付することとされていましたが、市町村におけるり災住民の救助を迅速かつ適切に行なわせるため、今般旧内規を全面的に改正して、標題の内規（以下「小災害内規」という。）が別添のとおり定められ、昭和41年10月13日に発生した災害から適用されることとなりました。

小災害内規の改正の要点は、別記第1のとおりであり、その留意事項は別記第2のとおりですから、ご知のうえ、関係事務は別記第3によって処理されたく、命によって通知します。

別記

第1 改正の要点

- 1 旧内規は、り災住民に対する見舞金（弔慰金を含む。）のみを定めていたが、これを改め、り災住民に交付するり災者見舞金及び弔慰金と、災害救助を行なった市町村に対して交付する市町村見舞金の3本立てとし、これを「小災害見舞金」と総称したこと。
- 2 この内規の適用対象市町村を決定するための基準及び見舞金の交付対象に新たに床上浸水世帯を加えたこと。
- 3 法適用災害以外の災害で一定基準に達したものを「小災害」と呼称し、定義規定を設けてその範囲を明確にしたこと。
- 4 見舞金の額を改善したこと。
- 5 り災者見舞金の額は、従前単に被害別に定めていたものを季別、被害別、世帯構成人員別に定めたこと。
- 6 市町村見舞金の額は、法適用災害の救助の例によって算定した救助費用の額に被災率を乗じて得た額としたこと。

第2 留意事項

- 1 この制度は、内部的なものであり、市町村その他関係者に広く知らせる必要はないが、その運用にあたっては、市町村長の十分な協力を得て行なう必要があること。

2 第2条関係

住家が滅失した世帯の算定は、次の算式のとおり行なうものであること。

$$\text{全壊世帯} + (\text{半壊世帯} \times 1/2) + (\text{床上浸水世帯} \times 1/3)$$

3 第3条関係

り災者見舞金の額は、法適用災害の場合の「被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与」（以下「生活必需品の給与等」という。）に係る法適用災害の場合の救助費用の限度額を基準としているため、市町村が生活必需品の給与等を行なった場合には、この救助事業は市町村見舞金算定の基礎と、されないものであること。

4 第6条関係

- (1) 被災率の算定は、次の算式のとおり行なうものであること。

$$\text{滅失世帯数} \div \text{基準世帯数}$$

- (2) 市町村見舞金の額の算定の基礎となる救助の種類は、次に掲げるとおりであること。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
 - イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ウ 災害にかかった者の救出
 - エ 災害にかかった住宅の応急修理
 - オ 学用品の給与
 - カ 埋葬
 - キ 死体の捜索及び処理
 - ク 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい影響を及ぼしているものの除去
- (3) 「法第 2 条に規定する救助の例によって算定した額」とは、災害救助法を適用したものと仮定して算定した救助費用の額をいうものであること。

すなわち、実施した救助が法適用災害の場合の救助の程度、方法及び期間の限度をこえる場合はその限度でおさえ、限度を下廻る場合は当該実績とすること。

第 3 事務処理要領

- 1 この制度の運用にあたっては、小災害内規及びこの通知に掲げるもののほか、その細目は、法適用災害の例に準じて措置すること。
- 2 福祉事務所長（「地方振興局保健福祉環境部長」と読み替えること。以下同様。）は、管内の町村及び付表に掲げる区分に応じる市において小災害に該当し、または該当するおそれのある災害が発生した場合には、すみやかに次の事項を厚生部長（「保健福祉部長」と読み替えること。以下同様。）あて報告すること。
 - (1) 災害発生の日時及び場所
 - (2) 災害の原因及び被害の概況
 - (3) 被害状況調（別紙様式第 1）
 - (4) すでにとった措置及びとろうとする措置
 - (5) その他必要事項
- 3 前項の報告を受けた厚生部長は、小災害内規の適用の有無を所管福祉事務所長あて通知するものとする。
- 4 小災害内規の適用があった場合は、福祉事務所長は被災市町村の行なった救助事業を調査のうえ、すみやかに小災害救助事業実施状況調査（様式第 2 号）を厚生部長あて提出すること。
- 5 第 2 項の報告及び前項の調書の作成にあたっては、関係市町村長の協力を求めるとともに、実地に調査する等の方法により、正確に実態をは握し、迅速に処理されたいこと。
- 6 厚生部長は、第 4 項の調書に基づいて、見舞金を決定し、り災住民または市町村に対して交付するものとする。
- 7 この見舞金については、事業費補助と異り、精算または実績報告を要しないものであること。

付 表

小災害見舞金関係事務所管事務所

市	所 管 福 祉 事 務 所
盛 岡 市	岩 手 紫 波 福 祉 事 務 所 (盛岡地方振興局保健福祉環境部)
釜 石 市	上 閉 伊 " " (釜 石 " ")
宮 古 市	下 閉 伊 " " (宮 古 " ")
一 関 市	西 磐 井 " " (一 関 " ")
大 船 渡 市	気 仙 " " (大船渡 " ")
水 沢 市	胆 沢 " " (水 沢 " ")
花 巻 市	稗 貫 " " (花 巻 " ")
北 上 市	和 賀 " " (北 上 " ")
久 慈 市	九 戸 " " (久 慈 " ")
遠 野 市	上 閉 伊 " " (遠 野 " ")
陸 前 高 田 市	気 仙 " " (大船渡 " ")
江 刺 市	胆 沢 " " (水 沢 " ")
二 戸 市	二 戸 " " (二 戸 " ")

小災害見舞金交付内規の改正について

(52. 6. 7 付厚第 309 号)

福祉部長通知

災害救助法第 2 条の規定によって救助の行われる災害（以下「法適用災害」という。）以外の災害が発生した場合には、昭和 41 年 10 月 27 日施行の標記内規により見舞金を交付していたが、関係法令との関連、適用範囲及び交付基準等について、所要の整備を行う必要が生じたため、その一部を別添内規のとおり改正し、昭和 52 年 5 月 16 日に発生した災害から適用することとしたので通知します。

なお、改正の要点及び留意事項は、次のとおりであるので了知のうえ事務処理にあたっては、遺漏のないよう配慮されたいこと。

おって、従前の内規及び施行通知は、岩手県地域防災計画（岩手県防災会議編の 3545 ページ以下）に集録されているので参照されたいこと。

記

- 1 改正前の内規では、見舞金の種類をり災者見舞金、弔慰金及び市町村見舞金としていたが、これをり災者見舞金及び市町村見舞金とし、弔慰金については、「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律」（昭和 48 年法律第 82 号）により支給することになっているため、これを削除したこと。従って、市町村における災害弔慰金の支給に関する条例等の整備について指導のうえ、その支給について遺漏のないよう留意されたいこと。
- 2 り災者見舞金の算出方法については、別表第 2 を削除し、「災害救助法施行細則」（昭和 35 年岩手県規則第 59 号）第 6 条別表 1 の 3 の (3) に掲げる額に被災率を乗じて得た額とし、1,000 円未満は切り上げることにしたこと。
なお、施行細則別表に掲げる額が年度途中で改正され、4 月に遡及適用されても、本内規においては遡及適用はしないものであること。
- 3 改正前の内規では、小災害発生市町村及びその接続市町村を見舞金の交付対象としていたが、今回の改正により、接続市町村以外の市町村でもほぼ同時に発生した同一原因による災害があった場合、その被災率、被害額等が接続市町村と比して同等以上のものと認められるときは、見舞金を交付できることにしたこと。
なお、法適用災害発生市町村に接続する市町村等に対する見舞金の交付については、被災率 0.9 を限度として行うものであること。
- 4 目的については、関係法令との関連において位置づけを明確にし、また定義については、用語の意義の表現形式を整理したこと。

5-7 岩手県災害対策本部規程

(平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号)

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 本部（第3条―第9条）
- 第3章 広域支部（第10条―第14条）
- 第4章 地方支部（第15条―第21条）
- 第5章 現地災害対策本部（第22条）
- 第6章 本部支援室（第23条）
- 第7章 削除
- 第8章 調査班及び現地作業班（第25条・第26条）
- 第9章 配備体制（第27条―第32条）
- 第10章 災害情報（第33条）
- 第11章 雑則（第34条―第36条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県災害対策本部条例（昭和37年岩手県条例第40号。以下「条例」という。）第5条の規定により、岩手県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織等)

第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 部並びに室、課、所、調査監（以下「課等」という。）及び機関
- (2) 広域支部
- (3) 地方支部及び班
- (4) 現地災害対策本部
- (5) 本部支援室
- (6) 調査班及び現地作業班

2 本部の事務所は、原則として岩手県庁内に置く。

第2章 本部

(災害対策副本部長及び災害対策本部員)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事及び総務部長をもって充てる。

2 災害対策副本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときにその職務を代理する順位は、次のとおりとする。

- 第1順位 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第5条第2号に掲げる総務部の事務を監督する副知事
- 第2順位 第1順位に掲げる者以外の副知事
- 第3順位 総務部長

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局長（総務部長を除く。）、総務部副部長、総合防災室長並びに東京事務所長

(2) 医療局長

(3) 企業局長

(4) 教育長

(5) 警察本部長

4 知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、県の職員のうちから本部員を指名することができる。

5 本部のその他の職員には、県の職員をもって充てる。

(本部員会議)

第4条 本部長は、災害応急対策の総合的な方針決定並びに各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行うため、必要に応じて、本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、審議事項の内容に応じ、副本部長のほか一部の本部員の出席により会議を開催し、並びに副本部長及び本部員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることがある。

(部)

第5条 本部に、別表第1に掲げる部を置く。

2 部に、部長及び次長を置き、部長にあつては別表第1の中欄に掲げる職にある者を、次長にあつては同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 次長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(課等及び機関)

第6条 部に、別表第2に掲げる課等及び別表第3に掲げる機関を置く。

2 課等に課等の長、機関に機関の長を置き、課等の長にあつては別表第2の課等の長に充てる職の欄に掲げる職にある者を、機関の長にあつては別表第3の機関の長に充てる職の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 課等及び機関に職員を置き、課等にあつては別表第2の課等の長に充てる職の欄に掲げる者の部下の職員、機関にあつては別表第3の機関の長に充てる職の欄に掲げる者の部下の職員をもって充てる。

4 課等の長及び機関の長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課等又は機関の事務を掌理する。

(課等及び機関の主な担当業務)

第7条 課等及び機関の主な担当業務は、次のとおりとする。

(1) 別表第2にあつては課等の欄、別表第3にあつては機関の欄に掲げる区分に応じ、これらに対応するそれぞれの表の主な担当業務の欄に掲げる事務

(2) その他本部長が特に命じること。

(本部連絡員)

第8条 本部に、本部連絡員を置き、各部長が当該部内の職員のうちから指名する。

2 本部連絡員は、本部長の命令の伝達、各部間及び部内の連絡調整並びに情報収集の事務を担当する。

3 本部支援室長は、必要に応じて本部連絡員その他の職員を招集し、連絡調整会議を開催する。

(部の運営)

第9条 この訓令に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は、当該部の部長が定める。

第3章 広域支部

(広域支部)

第10条 地方における広域的な災害対策の的確かつ迅速な実施を図るため、別表第4に掲げる広域支部を置く。

第11条 広域支部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 所管区域内の調整に関すること。
- (2) その他本部長が特に命じること。

第12条 広域支部に、広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及びその他の職員を置く。

2 広域支部長は、広域振興局長をもって充てる。

3 副広域支部長は、広域支部長が広域支部委員のうちから適当と認める者を指名する。

4 広域支部委員は、別表第4に掲げる構成地方支部の長及び広域支部長が構成地方支部の支部委員のうちから指名する者をもって充てる。

(広域支部委員会議)

第13条 広域支部長は、広域的な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、広域支部委員会議を招集する。

2 広域支部委員会議は、広域支部長、副広域支部長及び広域支部委員をもって構成する。

3 広域支部長は、審議事項の内容に応じ、副広域支部長のほか、一部の広域支部委員の出席により会議を開催し、並びに副広域支部長及び広域支部委員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。

(広域支部の運営)

第14条 この訓令に定めるもののほか、広域支部の運営について必要な事項は、本部長が定める基準に従い、広域支部長が定める。

第4章 地方支部

(地方支部)

第15条 地方における災害対策の的確かつ迅速な実施を図るため、別表第5に掲げる地方支部を置く。

第16条 地方支部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施に関すること。
- (3) 所管区域内の市町村その他の関係機関との連絡に関すること。
- (4) その他本部長が特に命じること。

第17条 地方支部に、支部長、副支部長、支部委員及びその他の職員を置く。

2 支部長は、広域振興局副局長（以下「副局長」という。県南広域振興局にあっては、広域振興局長があらかじめ指名する副局長）及び広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあっては、総務部総務センター所長）をもって充てる。

3 副支部長は、支部長が支部委員のうちから適当と認める者を指名する。

4 支部委員は、別表第5の左欄に掲げる地方支部及び同表の中欄に掲げる所管区域の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる構成機関又は組織の長をもって充てる。ただし、広域振興局にあっては、広域振興局の部長をもって充てる。

(支部委員会議)

第 18 条 支部長は、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、支部委員会議を招集する。

2 支部委員会議は、支部長、副支部長及び支部委員をもって構成する。

3 支部長は、審議事項の内容に応じ、副支部長のほか一部の支部委員の出席により会議を開催し、並びに副支部長及び支部委員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。

(班)

第 19 条 地方支部に、別表第 6 に掲げる班を置く。

2 班に、班長を置き、別表第 6 の左欄に掲げる班の区分に応じてそれぞれ同表の中欄に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、特別の事情がある場合においては、同表右欄に掲げる構成機関又は組織の長が協議して適当と認める者に班長を行わせることができる。

3 班に、副班長及び班員を置き、副班長にあつては別表第 6 の右欄に掲げる班の構成機関又は組織の中から班長が指名し、班員にあつては、同表の右欄に掲げる班の構成機関又は組織の職員をもって充てる。

(支部連絡員)

第 20 条 地方支部に、支部連絡員を置き、各班長が当該班内の職員のうちから指名する。

2 支部連絡員は、支部長の命令の伝達、各班間の連絡、調整及び情報収集の事務を担当する。

(現地連絡員)

第 20 条の 2 地方支部に、現地連絡員を置き、支部長が地方支部の職員のうちから 2 人以上を指名する。

2 本部長、広域支部長又は支部長は、災害により被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）からの情報収集が困難であると認めたときは、当該被災市町村に現地連絡員 2 人以上を派遣する。

3 現地連絡員は、被災市町村における災害情報の収集及び被災市町村から本部、広域支部及び地方支部への情報の伝達を担当する。

(地方支部の運営)

第 21 条 この訓令に定めるもののほか、地方支部の運営について必要な事項は、本部長が定める基準に従い、支部長が定める。

第 5 章 現地災害対策本部

第 22 条 本部長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

2 現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
- (2) 所管区域内の地方支部、現地作業班等を指揮監督し、災害応急対策を実施すること。
- (3) 所管区域内の市町村その他の関係機関との連絡に関すること。
- (4) その他本部長が特に命ずること。

3 現地本部は、現地本部長、現地本部員及びその他の職員をもって構成する。

4 現地本部長は、広域支部長をもって充てる。

5 現地本部員は、現地本部長が災害地を所管する広域支部の職員のうちから指名する。

第 6 章 本部支援室

第 23 条 本部における各部の総合調整、防災関係機関との連絡調整等を行い、本部長を補佐し、本部の機能を円滑にするため、本部支援室を置く。

- 2 本部支援室に本部支援室長、副室長、班長、副班長及び班員を置く。
- 3 本部支援室長は、総務部長をもって充てる。
- 4 副室長は、総合防災室長をもって充てる。
- 5 総務部長は、班長、副班長及び班員を、総務部にあつてはあらかじめ総務部の職員のうちから、総務部以外の部にあつては別表第1の左欄に掲げる部の長と協議して当該部の職員のうちから指名する。
- 6 本部支援室の構成及び主な担当業務は、別表第7のとおりとする。

第7章 削除

第24条 削除

第8章 調査班及び現地作業班

(調査班)

第25条 本部長は、必要があると認めるときは、調査班を設け、災害地に派遣する。

- 2 調査班は、災害の現場における被害の状況、被災市町村の行政機能、被災市町村が必要とする支援内容等を調査し、本部長に報告する。
- 3 調査班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、本部支援室長が関係部長と協議してそれぞれ指名する。

(現地作業班)

第26条 本部長は、災害地における応急対策活動上必要があると認めるときは、医療班、感染症予防班その他の現地作業班を設け、災害地に派遣する。

- 2 現地作業班は、災害地における救護の実施、感染症予防の指導その他の応急対策の実施又は指導に当たる。
- 3 現地作業班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、所管部長がそれぞれ指名する。

第9章 配備体制

(配備体制)

第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区 分		配備基準	配備職員の範囲
(1)	本部	ア 次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (ア) 気象警報 (イ) 高潮警報 (ウ) 波浪警報 (エ) 洪水警報 (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報） (カ) 水防警報（知事が指定した河川に係るものに限る。）	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員
指定職員配備体制(以下「指定職員配備体制」という。)	イ 次に掲げる警報のいずれかが発表された場合 (ア) 気象特別警報		

	<p>(イ) 高潮特別警報</p> <p>(ウ) 波浪特別警報</p> <p>ウ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>エ 津波警報が発表された場合</p> <p>オ 県内に震度5強の地震が発生した場合</p> <p>カ 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 八幡平に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク 原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第3号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第4号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下同じ。）から原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態をいう。以下同じ。）の発生に関する通報があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策（原災法第2条第5号の規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>ケ 原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故（原災法第2条第2号に規定する事業所外運搬に係る事故をいう。以下同じ。）による特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象のことをいう。以下同じ。）又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>コ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	
<p>広域 支部 及び 地方</p>	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p>	<p>アからコマまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部</p>

	<p>支部</p> <p>(ア) 気象警報</p> <p>(イ) 高潮警報</p> <p>(ウ) 波浪警報</p> <p>(エ) 洪水警報</p> <p>(オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報）</p> <p>(カ) 水防警報（知事が指定した河川に係るものに限る。）</p> <p>イ 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表された場合</p> <p>(ア) 気象特別警報</p> <p>(イ) 高潮特別警報</p> <p>(ウ) 波浪特別警報</p> <p>ウ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p> <p>エ 津波警報が発表された場合（沿岸の広域支部及び地方支部に限る。）</p> <p>オ 所管区域内の市町村に震度5強の地震が発生した場合</p> <p>カ 所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p> <p>ケ 原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の発令をしたとき。</p> <p>コ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものの</p>
--	--	---

<p>(2) 主査以上配備(2号)体制(以下「主査以上配備体制」という。)</p>	<p>本部</p>	<p>ア 次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>(ア) 気象警報</p> <p>(イ) 高潮警報</p> <p>(ウ) 波浪警報</p> <p>(エ) 洪水警報</p> <p>(オ) 気象特別警報</p> <p>(カ) 高潮特別警報</p> <p>(キ) 波浪特別警報</p> <p>(ク) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報(洪水警報)</p> <p>(ケ) 水防警報(知事が指定した河川に係るものに限る。)</p> <p>イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>ウ 津波警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>エ 県内に震度6弱の地震が発生した場合</p> <p>オ 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>カ 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言(原災法第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。)に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県に隣接する県の区域が含まれる場合において、本部長が主査以上配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>キ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員</p>
	<p>広域支部及び地方支部</p>	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</p> <p>(ア) 気象警報</p>	<p>アからキまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副</p>

		<p>(イ) 高潮警報 (ウ) 波浪警報 (エ) 洪水警報 (オ) 気象特別警報 (カ) 高潮特別警報 (キ) 波浪特別警報 (ク) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報） (ケ) 水防警報（知事が指定した河川に係るものに限る。） イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。 ウ 津波警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき（沿岸の広域支部及び地方支部に限る。）。 エ 所管区域内の市町村に震度6弱の地震が発生した場合 オ 所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県に隣接する県の区域が含まれる場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。 キ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものの並びに地方支部の主査相当職以上の全職員</p>
<p>(3) 全職員配備(3号)体制（以下「全職員配備体制」という。）</p>	<p>本部</p>	<p>ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 イ 大津波警報が発表された場合 ウ 県内に震度6強又は震度7の地震が発生した場合 エ 原子力緊急事態宣言がなされた場合において当該原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県の区域が含まれる場合又は本県の区域が含まれることが想定されるとき。 オ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>全職員</p>

広域 支部 及び 地方 支部	ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 イ 大津波警報が発表された場合 ウ 所管区域内の市町村に震度6強又は震度7の地震が発生した場合 エ 原子力緊急事態宣言がなされた場合において当該原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県の区域が含まれる場合又は本県の区域が含まれることが想定される時。 オ その他本部長が特に必要と認めた場合	アからオまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の全職員
----------------------------	---	---

- 2 各部長、広域支部長及び支部長は、前項の表に定める配備職員の範囲のみでは、夜間、休日等の勤務時間外において、指定職員配備体制又は主査以上配備体制に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、同表に定める配備職員の範囲と異なる範囲の職員を配備職員に指名することができる。

(活動要領)

第28条 指定職員配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長及び支部長は、次の措置を講じる。

- ア 情報の収集、報告及び伝達並びに応急措置を行うこと。
- イ 予測される災害に対処し、必要と認められる物資、車両、機材等を点検整備し、直ちに使用できるよう準備を整えること。
- ウ 予測される災害に対処し、必要と認める予防措置を検討し、被害を最小限に止めるために必要な計画を検討すること。
- エ 状況の推移に応じて、次の配備体制に応じ得る体制を整えること。

- (2) 広域支部長は、情報の収集を行い、管内の状況把握に努め、必要な措置を講じる。

- (3) 本部長、広域支部長及び支部長は、状況に応じ本部員会議、広域支部委員会又は支部委員会を開催し、状況に対応する措置を検討する。

- 2 主査以上配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長及び支部長は、前項第1号に掲げる措置を行うほか、災害応急対策を実施する。
- (2) 広域支部長は、前項第2号に掲げる活動のほか、地方支部長から応援の要請があった場合及び地方支部と連絡が取れない場合で必要と認めるときは、応援体制を整える。広域支部だけでは対応できない場合は、災害対策本部総務部長（以下「総務部長」という。）に報告し、指示を受ける。
- (3) 本部に本部室を、地方支部に支部室を設ける。
- (4) 本部長は本部員会議を、支部長は支部委員会を直ちに開催し、状況に対応する措置を講じる。
- (5) 総務部長は、被害状況を取りまとめ、本部長の指示により、関係省庁への報告等の措置を講じる。

- 3 全職員配備体制においては、前項各号に掲げる活動のほか、本部の全ての組織及び機能を挙げて、災害応急対策を実施する。

(緊急初動要員)

第 28 条の 2 第 27 条第 1 項に規定する配備基準のうち、主査以上配備体制又は全職員配備体制における初動体制の確立を図るため、本部及び地方支部に緊急初動要員を置く。

- 2 緊急初動要員は、本部又は地方支部の体制が整うまでの間、別表第 9 の主な担当業務の欄に掲げる業務を行う。
- 3 緊急初動要員の人員数及び配備場所は、それぞれ別表第 9 に定めるところによる。
- 4 緊急初動要員は、本部にあつては各部局長及び教育長が指名し、地方支部にあつては副局長が指名し、又は広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあつては、総務部総務センター所長）が別表第 5 の構成機関又は組織の欄に掲げる構成機関又は組織の長（広域振興局にあつては、広域振興局の部長）と協議して指名する。

(配備指令)

第 29 条 本部長は、第 27 条第 1 項に規定する配備基準に従い、各部長、広域支部長及び支部長に対して、配備体制の指令を発する。ただし、本部長は、災害の状況により、特定の部、広域支部又は地方支部に対して同項に規定する区分と異なる配備体制の指令を発することがある。

- 2 各部長及び支部長は、前項の配備体制の指令を受けた場合は、速やかに、所属の職員に指令する。
- 3 前項の指令を受けた職員は、各部長及び支部長の定めるところにより、当該職員が在勤する公署（以下「在勤公署」という。）に参集し、又は自宅等で待機する。

(自主参集)

第 30 条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、第 27 条第 1 項に規定する配備基準に該当する災害の発生又は気象警報等が発表されたことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに、在勤公署に参集する。

第 31 条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、在勤公署に参集できないやむを得ない事情があるときには、前条の規定にかかわらず、在勤公署の長に連絡の上、本庁又は最寄りの地方支部に参集することができる。

- 2 前項の場合において、当該職員は、参集先の公署の長に対して到着の報告を行い、直ちに、その指示に従い、必要な業務に従事する。
- 3 前項の規定による到着の報告を受けた公署の長は、その参集状況を取りまとめ、速やかに、関係部長又は支部長に報告する。
- 4 参集先の公署の長は、その後の事情により、第 2 項に規定する職員を当該職員の在勤公署に移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属する公署の長と調整の上、当該職員の移動を命じる。

(応援職員の配置)

第 32 条 各部長、広域支部長及び支部長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する課等、地方支部又は班がある場合は、部内の他の課等、所管区域内の他の地方支部若しくは地方支部内の他の班から応援職員を配置し、又は本部支援室長（支部長にあつては、広域支部長）に対し応援職員の派遣を要請する。

- 2 本部支援室長又は広域支部長は、前項の規定による派遣要請を受けた場合又は連絡が取れない場合で必要と認めるときは、速やかに、応援職員の派遣の措置を講じる。
- 3 広域支部長は、前項の規定による派遣の措置を講じた場合には、速やかに本部支援室長に報告する。
- 4 本部支援室長は、応援職員の派遣に当たっては、必要に応じ、岩手県議会事務局、本部を構成する

組織以外の県の執行機関及び岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定する広域振興局以外の出先機関（地方支部の構成機関を除く。）の協力を求めることができる。

第10章 災害情報

（災害情報の報告等）

第33条 支部長は、災害に関する情報を、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる内容ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告先に報告する。

種 類	内 容	報 告 先
初期情報報告	災害の発生直後に当該災害概要を報告するとともに、災害応急対策の内容及びその進捗状況について、逐次、報告するもの	本部支援室長
	災害の規模又は災害の状況が判明するまでの間に、災害の種類別に報告するもの	当該情報に係る事務を分掌する課等の長
被害額等報告	被害額等が判明したときに、災害の種類別に報告するもの	当該情報に係る事務を分掌する課等の長
その他の報告	前2項の報告の内容以外の必要な事項について報告するもの	本部支援室長

- 2 本部支援室長は、支部長から受けた災害情報に関係課等の長に通知する。
- 3 関係課等の長は、支部長から受けた災害情報を所属の部長に報告し、かつ、本部支援室長に通知する。
- 4 各部長は、収集した災害情報のうち主要なものについては、次の措置を講じる。
 - (1) 関係広域支部長及び関係支部長又は関係市町村災害対策本部長に対する通知
 - (2) 本部員会議への付議
 - (3) 防災関係機関の長に対する通知

第11章 雑則

（指定地方行政機関等との連絡調整等）

第34条 本部長は、災害応急対策を実施するため、又は市町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、岩手県地域防災計画に定める指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「指定地方行政機関等」という。）が災害時において処理すべき事務又は業務に関して、指定地方行政機関等との連絡調整、又は指定地方行政機関等に対する応急措置の実施の要請を行う。

（標識）

第35条 本部の職員が災害応急対策事務に従事するとき、又は災害応急対策業務に自動車を使用するときは、法令等に別に定めがあるものを除き、別図の規格による腕章又は標識旗を着用する。

（補則）

第36条 この訓令に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成8年6月25日から施行する。
- 2 岩手県災害対策本部活動要領（昭和41年岩手県災害対策本部長訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年10月7日から施行する。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年9月9日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年6月6日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年9月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 23 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
秘書広報部	秘書広報室長	秘書広報室副室長
総務部	総務部副部長	総務室管理課長
政策地域部	政策地域部長	政策地域部副部長（政策推進室長を兼ねる者に限る。）
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	文化スポーツ部副部長
環境生活部	環境生活部長	環境生活部副部長 環境担当技監
保健福祉部	保健福祉部長	保健福祉部副部長 医務担当技監
商工労働観光部	商工労働観光部長	商工労働観光部副部長
農林水産部	農林水産部長	農林水産部副部長 農政担当技監 農村整備担当技監 林務担当技監 水産担当技監 漁港担当技監
県土整備部	県土整備部長	県土整備部副部長 道路都市担当技監 河川港湾担当技監
復興部	復興局長	復興局副局長
出納部	出納局長	出納局副局長
東京連絡部	東京事務所長	東京事務所総務行政部長
医療部	医療局長	医療局次長
企業部	企業局長	企業局次長 企業局技師長
教育部	教育長	教育次長（教育企画室長を兼ねる者に限る。）
公安部	警察本部長	警備部長

別表第2 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課 等	課等の長に充てる職	主な担当業務
秘書 広報 部	秘書課	秘書課総括課長	部内各課等の統括に関する事。 本部長及び副本部長（副知事に限る。）（以下「本部長等」という。）の秘書に関する事。 本部長等の被災地域の視察に関する事。 大臣等主要来県者の接受に関する事。
	広聴広報課	広聴広報課総括課長	災害に関する広聴の実施に関する事（県政提言電話、ファクシミリ及び電子メールによるものに限る。）。 県民室及び県庁総合案内の運営に関する事。
	調査監	総括調査監	他課等に対する応援に関する事。
総務 部	総務室	総務室長	部内各課等の統括に関する事。 文書の收受及び発送に関する事。 災害応急対策に必要な法令の解釈及び運用の支援に関する事。
	人事課	人事課総括課長	被災市町村その他の関係機関並びに本部内各部、広域支部及び地方支部に対する職員の派遣の調整及び応援に関する事。 職員の被害調査に関する事。 別表第7に定める統括班の主な担当業務のうち、本部の組織編成の支援に関する事。
	財政課	財政課総括課長	予算に関する事。 県議会に関する事。
	行政経営推進課	行政経営推進課総括課長	他課等に対する応援に関する事。
	税務課	税務課総括課長	県税の減免等に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
	管財課	管財課総括課長	県庁舎、地区合同庁舎及び公舎の被害調査及び応急対策に関する事。 県有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 本部用自動車及びその自動車燃料に関する事。 電話の応急仮設及び管理運営に関する事。 災害対応に係る県庁舎の利用に関する事。
	総合防災室	総合防災室長	職員の非常招集及び配置に関する事。 危険物の保安に関する事。 高圧ガス及び火薬類施設の被害調査及び応急対策に関する事。

			<p>プロパンガスの調達及びあっせんに関すること。</p> <p>岩手県消防学校及び岩手県立総合防災センターに関すること。</p> <p>他部課等の主管に属さないこと。</p>
	総務事務センター	総務事務センター所長	他課等に対する応援に関すること。
政策 地域 部	政策推進室	政策推進室長	<p>部内各課等の統括に関すること。</p> <p>国に対する要望活動に関すること（特定分野の提言及び要望を除く。）。</p> <p>国及び他の都道府県から派遣される人員の受入れに関すること。</p> <p>復興計画の策定に関すること。</p>
	市町村課	市町村課総括課長	<p>被災市町村の行政機能の発揮に係る支援の統括に関すること。</p> <p>被災市町村の被災による行政機能への影響に係る情報収集に関すること。</p> <p>被災市町村の行政機能の回復の支援に係る市町村職員の派遣に関すること。</p> <p>被災市町村の行財政運営の助言、勧告等に関すること。</p> <p>被災市町村の応急対策資金のあっせんに関すること。</p> <p>被災市町村の応急対策費用等の調査に関すること。</p>
	調査統計課	調査統計課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	学事振興課	学事振興課総括課長	<p>私立学校の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>公立大学法人岩手県立大学の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
	地域振興室	地域振興室長	いわて体験交流施設に係る被害調査及び応急対策に関すること。
	I L C 推進室	I L C 推進室長	他課等に対する応援に関すること。
	国際室	国際室長	<p>海外からの支援の受入れの連絡調整に関すること。</p> <p>被災した外国人に対する支援に関すること。</p> <p>駐日外国公館からの問合せへの対応に関すること。</p> <p>海外からの視察に関すること。</p>
	交通政策室	交通政策室長	<p>物資の陸上輸送に関すること。</p> <p>広域一時滞在（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の8第1項に規定する広域一時滞在をいう。以下同じ。）の実施に係る輸送手段の確保支援等に関すること。</p>

			鉄道関係の被害調査及び応急対策に関すること。
	三陸防災復興プロジェクト 2019 推進室	三陸防災復興プロジェクト 2019 推進室 長	他課等に対する応援に関すること。
	科学・情報政策室	科学・情報政策室長	大学等研究機関からの支援の申出等の受入れに関すること。 通信関係の被害調査及び応急対策に関すること。
文化 スポ ーツ 部	文化スポーツ企画室	文化スポーツ企画室長	部内各課等の総括に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
	文化振興課	文化振興課総括課長	公立文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
	スポーツ振興課	スポーツ振興課総括課長	公立社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
	ラグビーワールドカップ 2019 推進室	ラグビーワールドカップ 2019 推進室 長	他課等に対する応援に関すること。
環境 生活 部	環境生活企画室	環境生活企画室長	部内各課等の統括に関すること。 災害及び被災者に関する総合窓口の設置に関すること。 被災者その他住民からの問合せ及び苦情の受付に関すること。 電力関係の被害調査、応急対策及び需給状況確認に関すること（企業部業務課の主管に属するものを除く。）。 岩手県環境保健研究センターに関すること。
	環境保全課	環境保全課総括課長	鉱山（坑廃水処理事業を行っている休廃止鉱山に限る。）関係の被害調査及び応急対策に関すること。 災害により発生した公害に係る応急対策に関すること。 岩手県環境保健研究センター等の環境調査機器の被害調査及び応急対策に関すること。 空間線量率及び降下物の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害（原災法第2条第1号に規定する原子力災害（当該原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）により本県の区域に影響が及ぶ場合等をいう。以下同じ。）の場合に限る。）。

		他課等に対する応援に関する事。
資源循環推進課	資源循環推進課総括課長	衛生施設（ごみ処理施設及びし尿処理施設に限る。）の被害調査及び応急対策に関する事。 廃棄物収集運搬用機材及びし尿処理用資機材の調達並びにあっせんに関する事。 災害廃棄物及び災害により生じた障害物の除去及び処理（以下「廃棄物・障害物対策」という。）に関する事。 災害廃棄物の広域処理体制の調整に関する事。 災害廃棄物の保管場所の確保のための調整に関する事。 その他廃棄物の処理及び清掃に関する事。
自然保護課	自然保護課総括課長	自然公園施設の被害調査及び応急対策に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
県民くらしの安全課	県民くらしの安全課総括課長	食品衛生に関する事。 流通食品（県内で消費者に対し販売の用に供する食品をいう。）及び水道水の放射性物質濃度の測定等に関する事（原子力災害の場合に限る。）。 上水道施設の被害調査及び応急対策並びに災害復旧対策の指導に関する事。 応急給水用資機材の調達及びあっせんに関する事。 水道及び給水車による水の供給並びに井戸の使用に係る指導に関する事。 災害における応援協定に基づく飲料の確保に関する事。 衛生施設（火葬場、墓地、死亡獣畜取扱場及びと畜場に限る。）の被害調査及び応急対策に関する事。 埋葬に関する事。 埋葬用品等の調達及びあっせんに関する事。 避難所等における愛玩動物の取扱いに関する事。 被災地における防犯の意識啓発に関する事。
廃棄物特別対策室	廃棄物特別対策室長	県境不法投棄現場の被害調査及び応急対策に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
若者女性協働推進室	若者女性協働推進室長	被災した女性のための相談に関する事。 性差別的取扱いに関する相談に関する事。 非営利活動を行う団体による支援の受入れの連絡調整に関する事。 いわて県民情報交流センターに係る被害調査及び応急対

			策に関する事。
保健 福祉 部	保健福祉企 画室	保健福祉企画室長	部内各課等の統括に関する事。 避難所（福祉避難所を含む。以下同じ。）及び避難者（在宅の避難者を含む。以下同じ。）の把握及び応急対策の統括に関する事。 避難所の運営等の応援に関する事。 避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統括に関する事。 広域一時滞在の実施に係る避難者の受入れの協議等に関する事。 生活再建等被災者支援の統括に関する事。 被災者に対する支援制度の情報提供の統括に関する事。 義援金に関する事。
	健康国保課	健康国保課総括課長	医薬品及び医療資機材の調達及び輸送に関する事。 被災地における医薬品の受払体制の確保に関する事。 透析医療の確保に関する事。 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等に関する事。 感染症予防用資機材の調達及びあっせんに関する事。
	地域福祉課	地域福祉課総括課長	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に基づく救助（応急仮設住宅の建設及び修理を除く。）に関する事。 人的被害及び住家等被害の調査に関する事。 避難所及び避難者の把握及び応急対策に関する事。 岩手県災害福祉広域支援推進機構に関する事。 岩手県災害派遣福祉チームの派遣及び活動支援に関する事。 被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に関する事。 日本赤十字社の応援を得て行う応急対策に関する事。 生活保護世帯の応急対策に関する事。 災害弔慰金に関する事。 防災ボランティア活動の支援に係る統括及び災害ボランティアセンターの活動の支援に関する事。
	長寿社会課	長寿社会課総括課長	老人福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 避難所及び避難者の把握及び応急対策に関する事。 在宅の要援護高齢者の把握及び応急対策に関する事。
	障がい保健 福祉課	障がい保健福祉課総 括課長	障害者福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事。

		<p>避難所及び避難者の把握及び応急対策に関すること。</p> <p>在宅の障がい者の把握及び応急対策に関すること。</p> <p>地域精神保健医療活動の統括及び調整に関すること。</p> <p>災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の編成、派遣及び活動支援に関すること。</p>
子ども子育て支援課	子ども子育て支援課 総括課長	<p>児童福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>避難所及び避難者の把握及び応急対策に関すること。</p> <p>在宅の妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策に関すること。</p> <p>児童及びひとり親世帯の把握及び応急対策に関すること。</p> <p>災害遺児対策に関すること。</p> <p>母子健康包括支援センターの被害調査及び応急対策に関すること。</p>
医療政策室	医療政策室長	<p>医療の統括に関すること。</p> <p>被災地における医療体制の確立に関すること。</p> <p>災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣及び活動支援に関すること。</p> <p>災害医療コーディネーターの活動に関すること。</p> <p>いわて感染制御支援チーム（ICAT）の派遣及び活動支援に関すること。</p> <p>医療機関及び助産施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>感染症指定医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>感染症予防に関すること。</p> <p>一般社団法人岩手県医師会等に対する遺体の検案に係る応援要請に関すること。</p> <p>身体の避難退域時検査等に関すること（原子力災害の場合に限る。）。</p>
医師支援推進室	医師支援推進室長	<p>他課等に対する応援に関すること。</p>

商工 労働 観光 部	商工企画室	商工企画室長	部内各課等の統括に関する事。 商工労働観光関係の被害調査及び応急対策の統括に関する事。 陸上における物資の調達、輸送及び供給並びにそのあつせんに係る統括に関する事。 被災市町村の物資の要請の受付に関する事。 燃料の確保、調達及びあつせんに関する事（市場への燃料の供給が停滞した場合に限る。）。 災害従事車両並びに防災上重要な施設及び機関に対する優先的な燃料供給の調整に関する事。
	経営支援課	経営支援課総括課長	商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 物資調達の統括に関する事。 被災市町村の需要の把握に関する事。 被災中小企業の金融対策に関する事。
	産業経済交流課	産業経済交流課総括課長	輸送に係る統括に関する事。 物資の陸上輸送に関する事。 物資の集積拠点及び在庫の管理に関する事。
	観光課	観光課総括課長	観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 観光客等の帰宅が困難な者への対応に関する事。 避難者及び支援者の受入れに係る宿泊施設への協力の要請及び移送に関する事。 観光に係る風評被害対策に関する事。
	定住推進・ 雇用労働室	定住推進・雇用労働室長	被災労働者の福祉対策及び雇用対策に関する事。 職業訓練施設の被害調査及び応急対策に関する事。 労働者及び技術者の確保に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
	ものづくり 自動車産業 振興室	ものづくり自動車産業振興室長	義援物資の受入れに関する事。 他課等に対する応援に関する事。
農林 水産 部	農林水産企画室	農林水産企画室長	部内各課等の統括に関する事。 農畜産物、農業施設、農地・農業用施設、林業施設、水産施設、漁港施設等の被害調査及び応急対策の統括に関する事。 県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関する事（原子力災害の場合及び所管事項（岩手県知事部局行政組織規則第12条に規定する農林水産部の分課の分掌事務のことをいう。以下同じ。）に係るものに限る。）。

団体指導課	団体指導課総括課長	農業共済に関すること。 農業金融、林業金融及び水産金融に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
流通課	流通課総括課長	食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせんに関すること。 食料品取扱機関との連絡に関すること。 県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。 他課等に対する応援に関すること。
農業振興課	農業振興課総括課長	経営構造対策事業、山村等振興対策事業等で整備した施設の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
農業普及技術課	農業普及技術課総括課長	農作物の被害の技術対策に関すること。 農業気象に関すること。 肥料の輸送及びあっせんに関すること。 病虫害防除用の資機材の調達及びあっせんに関すること。 病虫害防除に関すること。 県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。 他課等に対する応援に関すること。
農村計画課	農村計画課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
農村建設課	農村建設課総括課長	防災ダムの洪水調節及び応急対策に関すること。 農地・農業用施設、農村生活環境施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設の被害調査及び応急対策に関すること（県土整備部下水環境課の主管に属するものを除く。）。 他課等に対する応援に関すること。
農産園芸課	農産園芸課総括課長	農作物の種苗、蚕桑の輸送及びあっせんに関すること。 農作物の被害に対する応急対策に関すること。 蚕種及び養蚕の被害に対する応急対策に関すること。 県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。 他課等に対する応援に関すること。

畜産課	畜産課総括課長	<p>国庫事業により整備された施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>畜産物の被害の応急対策に関すること。</p> <p>家畜、家きん及び家畜飼料の被害の応急対策に関すること。</p> <p>家畜伝染病予防及び家畜防疫対策に関すること。</p> <p>県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。</p>
林業振興課	林業振興課総括課長	<p>食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>林産及び特用林産施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>林産物（苗木を除く。）の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>国有林関係被害の情報収集に関すること。</p> <p>県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。</p>
森林整備課	森林整備課総括課長	<p>森林火災の予防及び森林火災発生状況の把握に関すること。</p> <p>林業種苗の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>作業道（県有林を除く。）及び苗畑施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>林産物（苗木）の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>国有林及び県有林以外の森林の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
森林保全課	森林保全課総括課長	<p>治山施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>県有林関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>林地荒廃の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>林道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
水産振興課	水産振興課総括課長	<p>水産関係の応急対策に関すること。</p> <p>食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>漁船による海上輸送に関すること。</p>

		<p>漁業災害補償に関すること。</p> <p>海上災害に係る連絡調整及び応急対策に関すること。</p> <p>県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。</p>	
漁港漁村課	漁港漁村課総括課長	<p>漁港施設及び漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>漁場施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>応急対策に係る漁港の利用に関すること。</p> <p>所管道路の車両の移動等に係る措置に関すること。</p> <p>所管道路の車両の移動等に伴う損失の補償に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>	
競馬改革推進室	競馬改革推進室長	他課等に対する応援に関すること。	
県産米戦略室	県産米戦略室長	他課等に対する応援に関すること。	
県土整備部	県土整備企画室	<p>県土整備企画室長</p> <p>部内各課等の統括に関すること。</p> <p>土木関係の被害調査の総括に関すること。</p> <p>廃棄物・障害物対策に係る重機資材等の確保及び運用調整に関すること。</p> <p>空港の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>応急対策に係る空港の利用に関すること。</p>	
	建設技術振興課	<p>建設技術振興課総括課長</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>	
	道路建設課	道路建設課総括課長	道路の被害調査及び応急対策の応援に関すること。
	道路環境課	道路環境課総括課長	<p>道路の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>道路交通規制及び道路情報に関すること。</p> <p>車両の移動等に係る措置に関すること。</p> <p>市町村道の道路管理者に対する車両の移動等に係る措置の指示に関すること。</p> <p>車両の移動等に伴う損失の補償に関すること。</p>
	河川課	河川課総括課長	<p>水防活動に関すること。</p> <p>水防関係の気象情報等の収集及び通報に関すること。</p> <p>河川管理施設及び海岸保全施設（国土交通省の所管に属するものに限る。）の施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>ダム洪水調節に関すること。</p> <p>ダム施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p>

	砂防災課	砂防災課総括課長	<p>砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>国土交通省の所管に属する公共土木施設（港湾及び公園を除く。）の災害被害額の取りまとめ及び応急対策の総括に関すること。</p> <p>土砂災害関係の気象情報等の収集及び発表に関すること。</p> <p>応急対策工事に関する関係部課との連絡調整に関すること。</p> <p>災害復旧工事の技術指導に関すること。</p> <p>土砂災害危険箇所の緊急点検の取りまとめ及び応急対策の総括に関すること。</p>
	都市計画課	都市計画課総括課長	<p>都市施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>被災宅地危険度判定活動に関すること。</p> <p>復興計画（まちづくりに関する部分に限る。）に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
	下水環境課	下水環境課総括課長	<p>下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
	建築住宅課	建築住宅課総括課長	<p>公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。</p> <p>公営住宅の入居のあっせんに関すること。</p> <p>民間賃貸住宅の情報提供に関すること。</p> <p>住宅関係の金融対策に関すること。</p> <p>建築物の応急危険度判定活動に関すること。</p>
	港湾課	港湾課総括課長	<p>港湾の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>応急対策に係る港湾の利用に関すること。</p> <p>所管道路の車両の移動等に係る措置に関すること。</p> <p>所管道路の車両の移動等に伴う損失の補償に関すること。</p>
復興部	復興推進課	復興推進課総括課長	<p>部内各課の統括に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
	まちづくり・産業再生課	まちづくり・産業再生課総括課長	<p>他課等に対する応援に関すること。</p>
	生活再建課	生活再建課総括課長	<p>他課等に対する応援に関すること。</p>

	震災津波伝承課	震災津波伝承課総括課長	他課等に対する応援に関する事。
出納部	出納局総務課	出納局総務課総括課長	他課等に対する応援に関する事。
	出納局会計課	出納局会計課総括課長	応急対策に要する経費の支出に関する事。 災害見舞金及び寄付金の出納保管に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
東京連絡部	東京連絡課	総務行政部長	関係官庁等との連絡に関する事。 首都圏において被災し、帰宅が困難となった県民への情報提供等必要な支援に関する事。
医療部	経営管理課	経営管理課総括課長	部内各課等の統括に関する事。 県立病院における医療に関する事。 県立病院に係るD P A T、D M A T及び医療救護班の活動に関する事。 県立病院施設の被害調査及び応急対策に関する事。
	職員課	職員課総括課長	県立病院における医療に関する事。 県立病院職員の派遣及び派遣の調整に関する事。 県立病院職員の被害調査及び支援に関する事。 他課等及び県立病院に対する応援に関する事。
	医事企画課	医事企画課総括課長	県立病院における医療に関する事。 県立病院における診療機能及びシステムの被害調査並びに支援に関する事。 県立病院における災害救助（医療等）関係事務に関する事。 県立病院における遺体の検案及び処理に関する事。 他課等及び県立病院に対する応援に関する事。
	業務支援課	業務支援課総括課長	県立病院における医療に関する事。 県立病院における医薬品、医療資機材その他の物資の調達及び輸送に関する事。 他課等及び県立病院に対する応援に関する事。
	医師支援推進室	医師支援推進室長	県立病院における医師の派遣及び派遣の調整に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
	企業部	経営総務室	経営総務室長
業務課		業務課総括課長	県営電気事業施設及び県営工業用水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 電力の供給及び確保に関する事。

教育部	教育企画室	教育企画室長	<p>部内各課等の統括に関する事。</p> <p>教育部が所管する被害調査の取りまとめに関する事。</p> <p>被災生徒の奨学生追加採用に関する事。</p> <p>教育広報に関する事。</p> <p>教育に関する見舞金品の取りまとめに関する事。</p> <p>市町村立の小中学校及び幼稚園の施設及び設備の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>県立学校その他の教育機関（以下「県立学校等」という。）の施設及び設備の被害調査及び応急対策に関する事（他室課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>県立学校等に避難所を開設することについての指導に関する事。</p> <p>被災した県立高等学校の生徒に対する授業料減免措置の実施に関する事。</p>
	教職員課	教職員課総括課長	<p>教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の被害調査に関する事。</p> <p>市町村立の小中学校教員の非常招集及び配置についての協力要請に関する事。</p> <p>県立学校等の職員の非常招集及び配置に関する事。</p>
	学校調整課	学校調整課総括課長	<p>市町村立学校及び県立学校の幼児、児童及び生徒の心のサポートに関する事。</p> <p>岩手県立総合教育センターの被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>被災した児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置に関する事。</p> <p>災害救助法に基づく学用品の給与についての協力等に関する事。</p>
	学校教育課	学校教育課総括課長	<p>市町村立学校及び幼稚園の教職員及び児童生徒の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>県立学校等の教職員並びに児童及び生徒の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>被災市町村以外の市町村への被災した児童及び生徒の受入要請等に関する事。</p> <p>被災児童及び生徒に対する応急教育に関する事。</p> <p>被災地の学校運営の指導に関する事。</p>
	保健体育課	保健体育課総括課長	<p>学校給食の実施状況及び実施の見込みに係る調査に関する事。</p> <p>学校における食事の確保が困難な児童及び生徒に対する支援に関する事。</p>

		被災学校における感染症発生状況調査、保健管理及び保健指導に関すること。 給食食材（県立学校の給食に使用する食材のうち、農家等から直接仕入れた農産物等をいう。）の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合に限る。）。
生涯学習文化財課	生涯学習文化財課総括課長	公立社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 公民館等に避難所を開設することについての指導に関すること。 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。
公安部		公安部長の定めるところによる。

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

担当業務	統括する課等	連携が必要な課等
被災者からの相談への対応	環境生活企画室	広聴広報課 若者女性協働推進室
市町村の行政機能回復のための支援	市町村課	人事課 政策推進室
防災ボランティアに係る調整	地域福祉課	若者女性協働推進室
物資の供給	商工企画室	交通政策室 県民くらしの安全課 経営支援課 産業経済交流課 ものづくり自動車産業振興室 流通課 林業振興課 水産振興課 県土整備企画室
廃棄物・障害物対策	資源循環推進課	廃棄物特別対策室 漁港漁村課 県土整備企画室 道路環境課 河川課 港湾課
避難者への支援	保健福祉企画室	地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 子ども子育て支援課 観光課 教育企画室 生涯学習文化財課
医療対策	医療政策室	健康国保課 障がい保健福祉課 県土整備企画室 経営管理課 職員課 医事企画課 業務支援課 医師支援推進室

別表第3（第6条、第7条関係）

本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務

部	機 関	機関の長に充てる職	主な担当業務
---	-----	-----------	--------

総務部	岩手県消防学校	岩手県消防学校長	総合防災室に対する応援に関する事 備蓄防災資機材の貸付けに関する事。
環境生活部	岩手県環境保健研 究センター	岩手県環境保健研 究センター所長	衛生試験検査に関する事。
	岩手県立県民生活 センター	岩手県立県民生活セ ンター所長	消費生活協同組合施設等の被害調査に 関すること。 岩手県生活協同組合連合会との協定に基 づく生活物資の調達に関する事。 生活関連物資の価格及び需給調査に 関すること。
保健福祉部	岩手県精神保健福 祉センター	岩手県精神保健福祉 センター所長	地域精神保健医療活動に関する事。
県土整備部	花巻空港事務所	花巻空港事務所長	空港の被害調査及び応急対策に 関すること。 応急対策に係る空港の利用に 関すること。

別表第4（第10条、第12条関係）

広域支部の名称等

名 称	所管区域	構成地方支部
岩手県災害対策本部盛岡広域支部	盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	盛岡地方支部
岩手県災害対策本部県南広域支部	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡	奥州地方支部 花巻地方支部 一関地方支部
岩手県災害対策本部沿岸広域支部	宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙郡 上閉伊郡 下閉伊郡（普代村を除く。）	釜石地方支部 宮古地方支部 大船渡地方支部
岩手県災害対策本部県北広域支部	久慈市 二戸市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡 二戸郡	久慈地方支部 二戸地方支部

別表第5（第15条、第17条関係）

地方支部の名称等

名 称	所管区域	構成機関又は組織
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	盛岡広域振興局 岩手県中央家畜保健衛生所 北上川上流流域下水道事務所 岩手県立中央病院 盛岡教育事務所 岩手県立盛岡第一高等学校 岩手県立盛岡第二高等学校 岩手県立盛岡第三高等学校 岩手県立盛岡第四高等学校 岩手県立盛岡北高等学校 岩手県立盛岡南高等学校 岩手県立不来方高等学校 岩手県立杜陵高等学校 岩手県立盛岡農業高等学校 岩手県立盛岡工業高等学校 岩手県立盛岡商業高等学校 岩手県立沼宮内高等学校 岩手県立葛巻高等学校 岩手県立平舘高等学校 岩手県立雫石高等学校 岩手県立紫波総合高等学校 岩手県立盛岡視覚支援学校 岩手県立盛岡聴覚支援学校 岩手県立盛岡となん支援学校 岩手県立盛岡青松支援学校 岩手県立盛岡峰南高等支援学校 岩手県立盛岡みたけ支援学校 岩手県立盛岡ひがし支援学校 岩手県盛岡東警察署 岩手県盛岡西警察署 岩手県岩手警察署 岩手県紫波警察署
岩手県災害対策本部奥州地方支部	奥州市 胆沢郡	県南広域振興局経営企画部 県南広域振興局総務部 県南広域振興局県税部 県南広域振興局保健福祉環境部 県南広域振興局農政部 県南広域振興局林務部 県南広域振興局土木部 県南広域振興局奥州審査指導監 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県立胆沢病院 岩手県立江刺病院 県南教育事務所 岩手県立杜陵高等学校奥州校 岩手県立水沢高等学校 岩手県立水沢農業高等学校 岩手県立水沢工業高等学校 岩手県立水沢商業高等学校 岩手県立前沢高等学校 岩手県立金ヶ崎高等学校 岩手県立岩谷堂高等学校 岩手県立前沢明峰支援学校 岩手県奥州警察署
岩手県災害対策本部	花巻市 北上市 遠野市	県南広域振興局総務部花巻総務センター 県南広域振興局県税部花巻県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター 県南広域振興局農政部遠野農林振興センタ

花巻地方支部	和賀郡	一 県南広域振興局農政部北上農村整備センター 県南広域振興局土木部花巻土木センター 県南広域振興局土木部北上土木センター 県南広域振興局土木部遠野土木センター 県南広域振興局花巻審査指導監 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県立中部病院 岩手県立遠野病院 岩手県立東和病院 中部教育事務所 岩手県立花巻北高等学校 岩手県立花巻南高等学校 岩手県立花巻農業高等学校 岩手県立花北青雲高等学校 岩手県立大迫高等学校 岩手県立黒沢尻北高等学校 岩手県立北上翔南高等学校 岩手県立黒沢尻工業高等学校 岩手県立西和賀高等学校 岩手県立遠野高等学校 岩手県立遠野緑峰高等学校 岩手県立花巻清風支援学校 岩手県花巻警察署 岩手県北上警察署 岩手県遠野警察署
岩手県災害対策本部一関地方支部	一関市 西磐井郡	県南広域振興局総務部一関総務センター 県南広域振興局県税部一関県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部一関農林振興センター 県南広域振興局農政部一関農村整備センター 県南広域振興局土木部一関土木センター 県南広域振興局土木部千厩土木センター 県南広域振興局一関審査指導監 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県立磐井病院 岩手県立南光病院 岩手県立千厩病院 岩手県立大東病院 県南教育事務所 岩手県立一関第一高等学校附属中学校 岩手県立一関第一高等学校 岩手県立一関第二高等学校 岩手県立一関工業高等学校 岩手県立花泉高等学校 岩手県立大東高等学校 岩手県立千厩高等学校 岩手県立一関清明支援学校 岩手県一関警察署 岩手県千厩警察署
岩手県災害対策本部釜石地方支部	釜石市 上閉伊郡	沿岸広域振興局経営企画部 沿岸広域振興局保健福祉環境部 沿岸広域振興局農林部 沿岸広域振興局水産部 沿岸広域振興局土木部 沿岸広域振興局釜石審査指導監 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県水産技術センター 岩手県立釜石病院 岩手県立大槌病院 沿岸南部教育事務所 岩手県立釜石高等学校 岩手県立釜石商工高等学校 岩手県立大槌高等学校 岩手県立釜石祥雲支援学校 岩手県釜石警察署
岩手県災害対策本部宮古地方支部	宮古市 下閉伊郡 (普代村を除く。)	沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター 沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター 沿岸広域振興局宮古審査指導監 岩手県中央家畜保健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県立宮古病院 岩手県立山田病院 宮古教育事務所 岩手県立山田高等学校 岩手県立宮古高等学校 岩手県立宮古北高等学校 岩手県立宮古工業高等学校 岩手県立宮古商業高等学校 岩手県立宮古水産高等学校 岩手県立岩泉高等学校 岩手県立宮古恵風支援学校 岩手県宮古警察署 岩手県岩泉警察署
岩手県災害対策本部	大船渡市 陸前高田市 気仙郡	沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター 沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター 沿岸広域振興局土木

大船渡 地方支 部		部大船渡土木センター 沿岸広域振興局大船渡審査指導監 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県立大船渡病院 岩手県立高田病院 沿岸南部教育事務所 岩手県立高田高等学校 岩手県立大船渡高等学校 岩手県立大船渡東高等学校 岩手県立住田高等学校 岩手県立気仙光陵支援学校 岩手県大船渡警察署
岩手県 災害対 策本部 久慈地 方支部	久慈市 下閉伊郡の うち普代村 九戸郡（軽 米町及び九 戸村を除 く。）	県北広域振興局経営企画部 県北広域振興局保健福祉環境部 県北広域振興局農政部 県北広域振興局林務部 県北広域振興局水産部 県北広域振興局土木部 県北広域振興局久慈審査指導監 岩手県県北家畜保健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県立久慈病院 県北教育事務所 岩手県立久慈高等学校 岩手県立久慈東高等学校 岩手県立久慈工業高等学校 岩手県立種市高等学校 岩手県立大野高等学校 岩手県立久慈拓陽支援学校 岩手県久慈警察署
岩手県 災害対 策本部 二戸地 方支部	二戸市 九戸郡のう ち軽米町及 び九戸村 二戸郡	県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター 県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター 県北広域振興局農政部二戸農林振興センター 県北広域振興局土木部二戸土木センター 県北広域振興局二戸審査指導監 岩手県県北家畜保健衛生所 岩手県立二戸病院 岩手県立軽米病院 岩手県立一戸病院 県北教育事務所 岩手県立軽米高等学校 岩手県立伊保内高等学校 岩手県立福岡高等学校 岩手県立福岡工業高等学校 岩手県立一戸高等学校 岩手県二戸警察署

別表第6 (第19条関係)

地方支部に置く班並びに班長及び構成機関又は組織

班	班長に充てる職	構成機関又は組織
総務班	広域振興局経営企画部管理主幹 広域振興局経営企画部地域振興センター 所長 広域振興局総務部長 広域振興局総務部総務センター支出入 札課長	広域振興局経営企画部 広域振興局経営企画部地域振興センタ ー 広域振興局総務部 広域振興局総務部総務センター 広域振興局県税部 広域振興局県税部県税センター 広域振興局審査指導監
福祉環境班	広域振興局保健福祉環境部長 広域振興局保健福祉環境部保健福祉環 境センター所長	広域振興局保健福祉環境部 広域振興局保健福祉環境部保健福祉環 境センター
保健医療班	広域振興局保健福祉環境技監	
農林班	広域振興局農政(林)部長 広域振興局農政(林)部農林振興センタ ー所長	広域振興局農政(林)部 広域振興局農政(林)部農林振興センタ ー 広域振興局農政部農村整備センター 広域振興局林務部
水産班	広域振興局水産部長 広域振興局水産部水産振興センター所 長	広域振興局水産部 広域振興局水産部水産振興センター
土木班	広域振興局土木部長 広域振興局土木部土木センター所長	広域振興局土木部 広域振興局土木部土木センター
県立病院班	県立病院長	県立病院
教育事務所班	教育事務所長	教育事務所
県立学校班	県立学校長	県立学校
警察署班	警察署長	警察署
その他支部長が 必要と認める班	当該班を構成する機関の長	当該班を構成する機関

別表第7 (第23条関係)

本部支援室の構成及び主な担当業務

班名	主な担当業務
統括班	<p>本部支援室全体の統括に関すること。</p> <p>本部員会議の運営に関する補佐に関すること。</p> <p>本部長の方針に基づく各部及び本部支援室各班への具体的な指示に関すること。</p> <p>指定地方行政機関等との連絡調整等を行う総合調整所の設置及び運営に関すること。</p> <p>本部の組織編成に関すること。</p> <p>災害救助法の適用に関すること。</p> <p>市町村からの問合せに関すること。</p> <p>通信回線、通信機器の確保及び設置運用に関すること。</p> <p>Web会議システムの設置及び運用に関すること。</p> <p>ヘリコプターテレビ映像の受信、配信、記録及び整理に関すること。</p> <p>防災関係機関や応援部隊との通信環境の整備に関すること。</p> <p>その他本部支援室長が特に命ずること。</p>
対策班	<p>応急対応に係る行動計画の策定に関すること。</p> <p>防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>自衛隊の災害派遣その他の応援に関すること（部の主管に属するものを除く。）。</p> <p>ヘリコプター等の運用統制及び調整に関すること。</p> <p>消防応援活動調整本部の運営に関すること。</p> <p>活動状況図の作成に関すること。</p>
情報班	<p>情報収集及び整理に関すること。</p> <p>情報の評価分析に関すること。</p> <p>災害状況図の作成に関すること。</p> <p>総合クロノロジーの作成及び管理に関すること。</p> <p>国への被害報告に関すること。</p> <p>政府調査団、大臣等の視察における災害状況資料の作成に関すること。</p> <p>本部員会議資料の作成に関すること。</p>
広報班	<p>災害広報の実施に関すること。</p> <p>報道機関等からの問合せに関すること。</p> <p>放送事業者及び新聞事業者に対する放送要請及び報道要請に関すること。</p> <p>政府調査団、大臣等の視察における要望書の作成に関すること。</p> <p>活動記録に関すること。</p>
総務班	<p>本部員会議の開催に係る事務及び記録に関すること。</p> <p>政府調査団等の視察の統括に関すること。</p> <p>緊急通行車両証明書の発行手続きに関すること。</p> <p>災害派遣等従事車両証明書の発行手続きに関すること。</p> <p>その他本部支援室運営に係る事務に関すること。</p>

受援班	人的支援及び物的支援の要請に関する事。 人的支援の申出の受付に関する事。 人的支援に係る各部との調整に関する事。 被災地における支援の需要の把握に関する事。 応援のため派遣される職員の宿泊場所及び駐車場のあっせんに関する事。
-----	--

備考 受援班は、全国の自治体からの応援の受け入れについて、本部長が必要と認めるときに限り設置する。

別表第8 (第27条関係)

指定職員配備体制に当たる課等及び公所

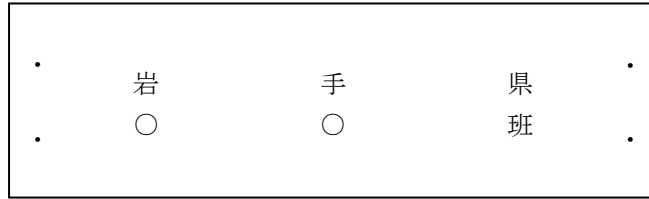
区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる課等及び公所
本部	秘書広報部	秘書課 広聴広報課
	総務部	総務室 管財課 総合防災室
	政策地域部	政策推進室 地域振興室 交通政策室 科学・情報政策室
	文化スポーツ部	文化スポーツ企画室
	環境生活部	環境生活企画室 環境保全課 資源循環推進課 自然保護課 県民くらしの安全課 若者女性協働推進室
	保健福祉部	保健福祉企画室
	商工労働観光部	商工企画室
	農林水産部	農林水産企画室 農村建設課 林業振興課 森林整備課 森林保全課 漁港漁村課
	県土整備部	県土整備企画室 道路環境課 砂防災害課 河川課 都市計画課 下水環境課 建築住宅課 港湾課
	復興部	復興推進課
	医療部	経営管理課
	企業部	経営総務室
	教育部	教育企画室
公安部	公安部長が別に定める課	
地方支部	総務班	広域振興局経営企画部 広域振興局経営企画部地域振興センター 広域振興局総務部 広域振興局総務部総務センター 広域振興局県税部 広域振興局県税部県税センター 広域振興局審査指導監
	福祉環境班	広域振興局保健福祉環境部
	保健医療班	広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター
	農林班	広域振興局農政(林)部 広域振興局農政(林)部農林振興センター 広域振興局農政部農村整備センター 広域振興局林務部
	水産班	広域振興局水産部 広域振興局水産部水産振興センター
	土木班	広域振興局土木部 広域振興局土木部土木センター
	警察署班	公安部長が別に定める部署

別表第9（第28条の2関係）

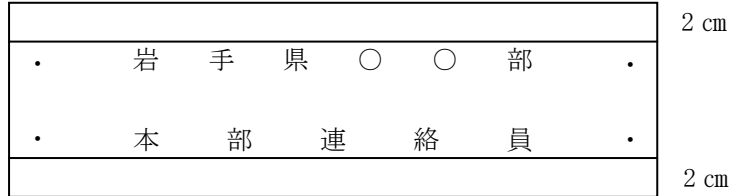
緊急初動要員の人員及び主な担当業務

区 分	人 員	配備場所	主な担当業務
本部各部（総務部を除く。）	2以上	総合防災室及び各所属課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に係る情報収集及び指示に関すること。 2 本部支援室、広域支部、地方支部及び関係機関等との連絡調整に関すること。 3 その他本部長が特に命ずること。
地方支部	10以上	各所属課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び支部長の指令等の伝達に関すること。 2 本部との連絡調整及び報告に関すること。 3 関係機関等との連絡調整に関すること。 4 災害応急対策に係る情報収集及び指示に関すること。 5 県民からの要請の処理に関すること。 6 その他支部長が特に命ずること。

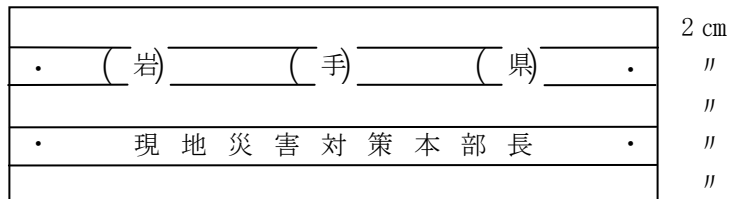
8 調査班 現地作業班員腕章



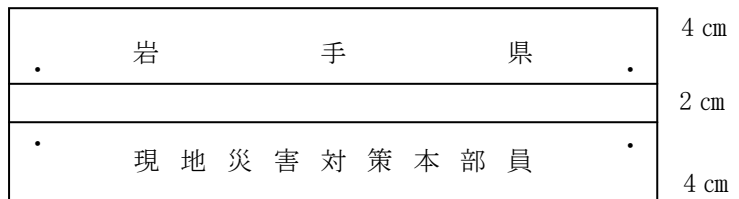
9 本部連絡員腕章



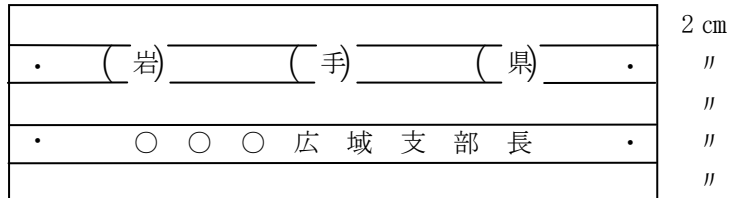
10 現地災害対策本部長腕章



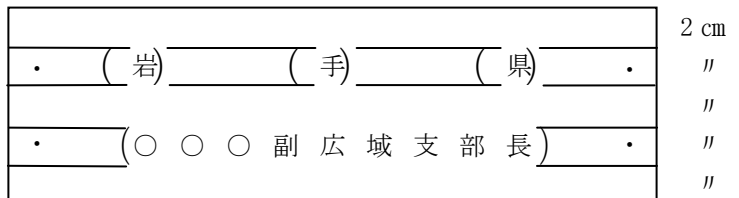
11 現地災害対策本部員腕章



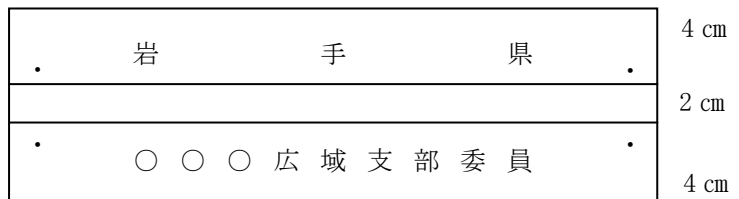
12 広域支部長腕章



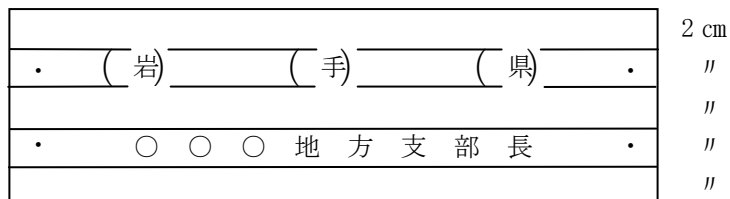
13 副広域支部長腕章



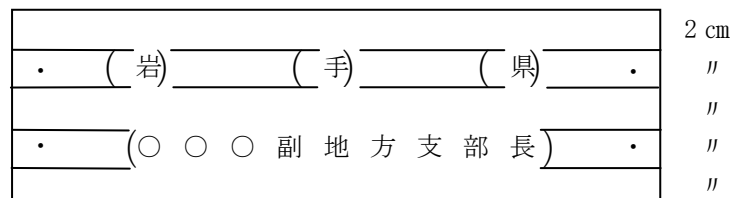
14 広域支部委員腕章



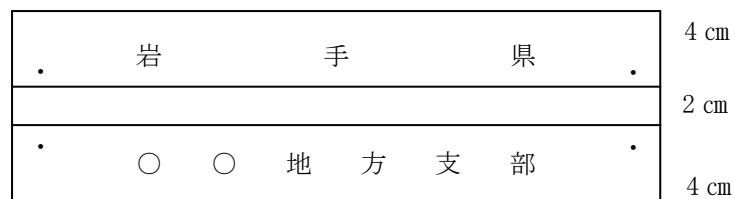
15 支部長腕章



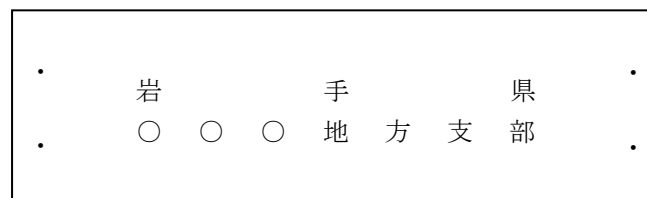
16 副支部長腕章



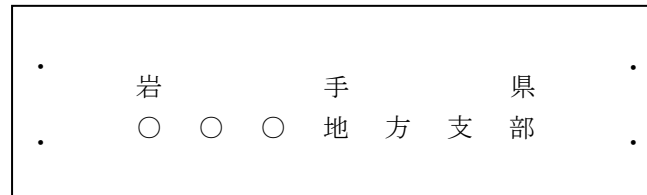
17 支部委員班長腕章



18 班員腕章

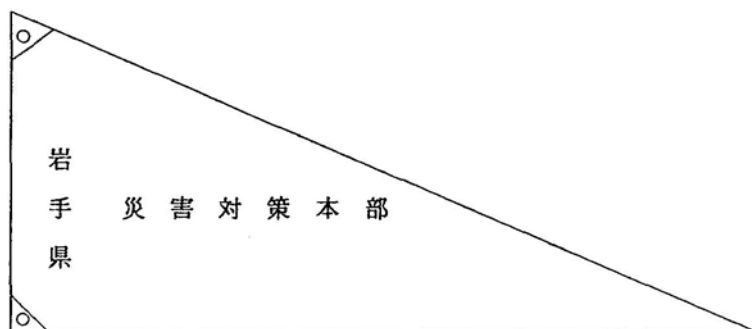


19 支部連絡員腕章



備考1 腕章の大きさは幅10センチメートル長さ40センチメートルとする。

2 1～8及び10～18の腕章は黄地に赤線及び赤字を縫い付け、9の腕章は黄地に青線及び青字を縫い付け、19の腕章は黄地に青字を縫い付けるものとする。



備考 標示旗は黄地に赤色の字を染抜くものとする。

5-8 岩手県災害警戒本部設置要領

〔制 定 昭和 57 年 4 月 15 日〕

〔最終改正 平成 31 年 4 月 1 日〕

(目的)

第1 この要領は、気象警報の発表、地震の発生等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達等を迅速かつ円滑に行うため、岩手県災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）及び岩手県災害特別警戒本部（以下「災害特別警戒本部」という。）（以下「災害警戒本部等」と総称する。）の設置に関し必要な事項を定める。

(設置基準)

第2 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表された場合
- (2) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合
- (3) 大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、総合防災室長が必要と認めた場合
- (4) 県内に震度 4 又は震度 5 弱の地震が発生した場合
- (5) 原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 2 条第 3 号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第 4 号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下同じ。）から原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定）に示された警戒事態に該当する事象等（以下「警戒事象」という。）の発生に関する通報があった場合
- (6) その他総合防災室長が特に必要と認めた場合

2 災害特別警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 前項第 1 号から第 5 号に掲げる設置基準において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。
- (2) 津波注意報が発表された場合
- (3) 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル 3 が発表された場合
- (4) 八幡平に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合
- (5) 原子力事業者から原災法第 10 条第 1 項に規定する事象（以下「特定事象」という。）の発生に関する通報があった場合
- (6) 原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から県内での事業所外運搬事故（原災法第 2 条第 2 号に規定する事業所外運搬に係る事故をいう。以下同じ。）の発生に関する通報があった場合
- (7) その他総務部長が特に必要と認めた場合

(所掌事項)

第3 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び関係機関への伝達に関すること。
 - (2) 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達に関すること。
 - (3) 各地域の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。
 - (4) 市町村等の対応状況の把握に関すること。
 - (5) 警戒事象の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達に関すること。
 - (6) その他情報の収集等に関し必要な事項
- 2 災害特別警戒本部の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 前項第1号から第4号に掲げる所掌事務
 - (2) 応急措置の実施に関すること。
 - (3) 警戒事象及び特定事象の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達に関すること。
 - (4) 県内での事業所外運搬事故の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達に関すること。
 - (5) その他情報の収集等に関し必要な事項
- (組織)

第4 災害警戒本部等は、本部長、副本部長及び本部職員をもって構成する。

2 災害警戒本部における本部長は総合防災室長を、副本部長は防災危機管理監を、本部職員は総務部職員をもって充てる。

3 災害特別警戒本部における本部長は総務部長を、副本部長は総合防災室長を、本部職員は総務部職員及び各部局等職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第5 本部長は、部務を総括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 災害警戒本部等の会議は、必要に応じて、本部長が招集する。

(事務所)

第7 災害警戒本部等の事務所は、総合防災室に置く。

(地方支部)

第8 地方における災害警戒活動を効果的に実施するため、別表に掲げる地方支部を置く。

2 災害警戒本部体制における地方支部の設置基準及び設置の対象は、次の表のとおりとする。

設置基準	設置の対象
気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表された場合	当該気象警報等の対象区域を管轄する地方支部
北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合	当該洪水予報の対象流域を管轄する地方支部
大規模な火災、爆発等による災害が発生した場合で総合防災室長が必要と認めた場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部

県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合	当該震度を観測した市町村を管轄する地方支部
原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
その他総合防災室長が特に必要と認めた場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部

3 災害特別警戒本部体制における地方支部の設置基準及び設置の対象は、次の表のとおりとする。

設置基準	設置の対象
気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表された場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	当該気象警報等の対象区域を管轄する地方支部
北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	当該洪水予報の対象流域を管轄する地方支部
大規模な火災、爆発等による災害が発生した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
津波注意報が発表された場合	釜石地方支部、宮古地方支部、大船渡地方支部、久慈地方支部
県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	当該震度を観測した市町村を管轄する地方支部
岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部
八幡平に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部
原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
原子力事業者から特定事象の発生に関する通報があった場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から県内での事業所外運搬事故の発生に関する通報があった場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部

その他総務部長が特に必要と認めた場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
--------------------	---------------------

- 4 災害警戒本部体制における地方支部の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 管内市町村の気象等に関する状況及び被害発生状況の把握に関すること。
 - (2) 河川の水位の状況に関すること。
 - (3) 管内市町村等の対応状況の把握に関すること。
 - (4) その他災害警戒本部との連絡及び災害警戒本部から指示された事項の処理に関すること。
- 5 災害特別警戒本部体制における地方支部の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 前項第1号から第3号に掲げる事項
 - (2) 応急措置の実施に関すること。
 - (3) その他災害特別警戒本部との連絡及び災害特別警戒本部から指示された事項の処理に関すること。
- 6 地方支部は、地方支部長、地方副支部長、地方支部職員及び現地連絡員をもって構成し、それぞれ次の表の右欄に掲げる職員をもって充てる。ただし、地方副支部長にあつては、特別の事情がある場合においては、地方支部長が適当と認める者に地方副支部長を行わせることができる。

地方支部の職員	地方支部の職員に充てる職員
地方支部長	広域振興局副局長（県南広域振興局にあつては、局長があらかじめ指名する副局長）、広域振興局経営企画部長及び総務部総務センター所長
地方副支部長	広域振興局経営企画部管理主幹、広域振興局経営企画部地域振興センター所長、広域振興局総務部長及び広域振興局総務部総務センター支出入札課長
地方支部職員	地方支部長が指名する職員
現地連絡員	地方支部長が指名する職員

- 7 第5から第7までの規定は、地方支部に準用する。この場合において、「本部長」とあるのは「地方支部長」と、「副本部長」とあるのは「地方副支部長」と、「災害警戒本部等」とあるのは「地方支部」と、「総合防災室」とあるのは「経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター又は総務部若しくは総務部総務センター」と読み替える。
- 8 地方支部長は、第2項又は第3項の基準により地方支部を設置したときは、その旨を直ちに本部長に報告する。
- 9 地方支部長は、気象警報等の解除、被害情報の確認等により、地方支部の存続の必要がないと認めるときは、当該地方支部を廃止する。この場合においては、その旨を直ちに本部長に報告する。
(廃止基準等)
- 第9 災害警戒本部等は、気象警報等が解除された場合等において、本部長が、災害の発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- 2 災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部等を廃止し、岩手県災害対策本部を設置する。
(補則)
- 第10 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

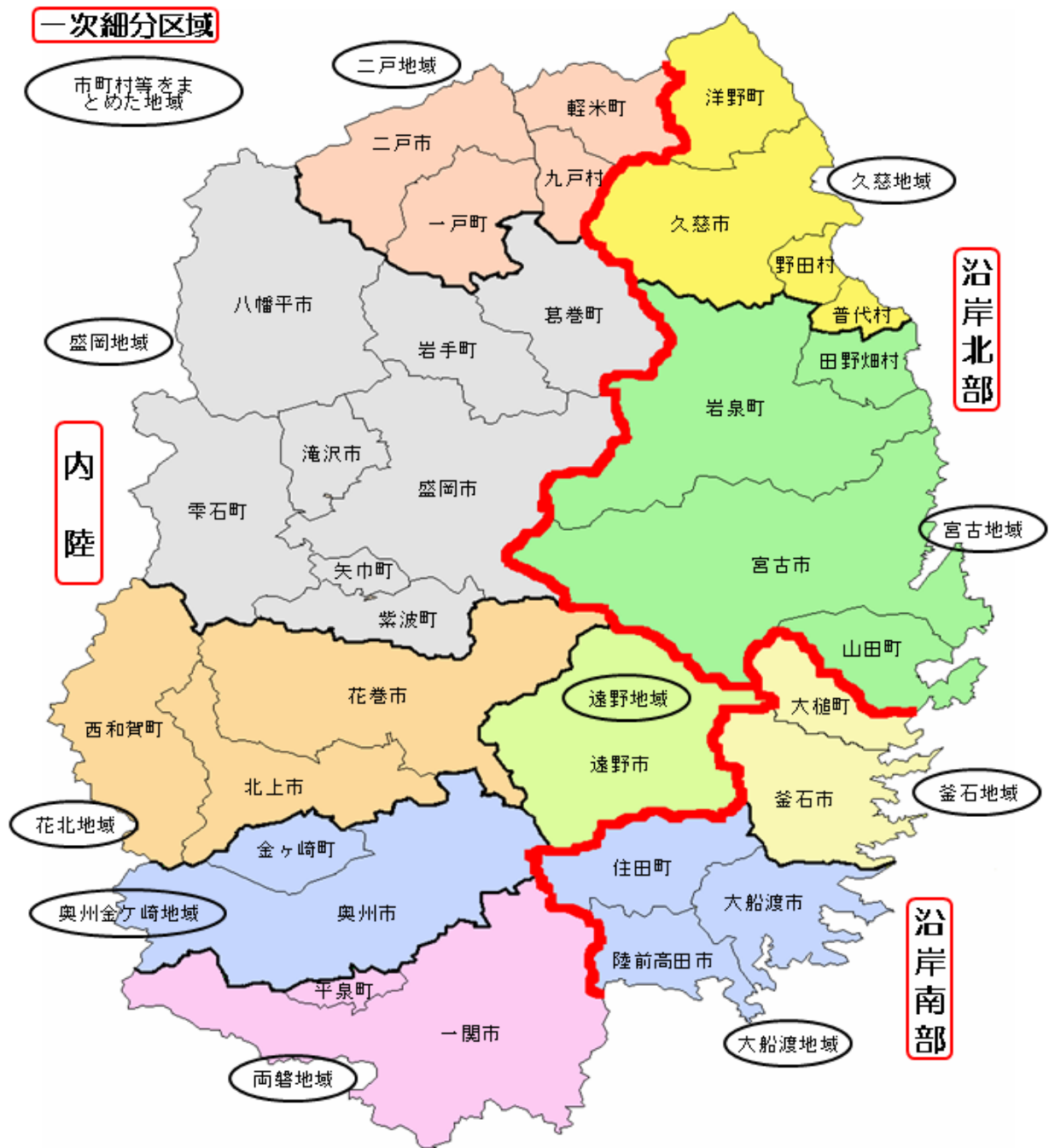
別表（第8関係）

地方支部の名称等

名 称	所管区域	構成機関又は組織
盛岡地方 支部	盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	盛岡広域振興局
奥州地方 支部	奥州市 胆沢郡	県南広域振興局経営企画部 県南広域振興局総務部 県南広域振興局県税部 県南広域振興局保健福祉環境部 県南広域振興局農政部 県南広域振興局林務部 県南広域振興局土木部 県南広域振興局奥州審査指導監
花巻地方 支部	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	県南広域振興局総務部花巻総務センター 県南広域振興局県税部花巻県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター 県南広域振興局農政部遠野農林振興センター 県南広域振興局農政部北上農村整備センター 県南広域振興局土木部花巻土木センター 県南広域振興局土木部北上土木センター 県南広域振興局土木部遠野土木センター 県南広域振興局花巻審査指導監
一関地方 支部	一関市 西磐井郡	県南広域振興局総務部一関総務センター 県南広域振興局県税部一関県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部一関農林振興センター 県南広域振興局農政部一関農村整備センター 県南広域振興局土木部一関土木センター 県南広域振興局土木部千厩土木センター 県南広域振興局一関審査指導監
釜石地方 支部	釜石市 上閉伊郡	沿岸広域振興局経営企画部 沿岸広域振興局保健福祉環境部 沿岸広域振興局農林部 沿岸広域振興局水産部 沿岸広域振興局土木部 沿岸広域振興局釜石審査指導監
宮古地方 支部	宮古市 下閉伊郡 (普代村を除く。)	沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター 沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター 沿岸広域振興局宮古審査指導監
大船渡地方 支部	大船渡市 陸前高田市 気仙郡	沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター 沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター 沿岸広域振興局大船渡審査指導監

久慈地方 支部	久慈市 下閉伊郡の うち普代村 九戸郡（軽 米町及び九	県北広域振興局経営企画部 県北広域振興局保健福祉環境部 県北広域 振興局農政部 県北広域振興局林務部 県北広域振興局水産部 県北広 域振興局土木部 県北広域振興局久慈審査指導監
	戸村を除 く。)	
二戸地方 支部	二戸市 九戸郡のう ち軽米町及 び九戸村 二戸郡	県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター 県北広域振興局保健 福祉環境部二戸保健福祉環境センター 県北広域振興局農政部二戸農林 振興センター 県北広域振興局土木部二戸土木センター 県北広域振興 局二戸審査指導監

5-9 気象予報・警報の地域区分



5-10 地震被害想定調査（平成9年度実施）

1 想定手法

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県全域を対象に想定地震発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
ア) 想定地震の設定	
イ) 地盤状況の把握	全県 500m メッシュ単位で表示
ウ) 地震動の想定	全県 500m メッシュ単位及び市町村単位で表示
エ) 液状化危険度の想定	
オ) 急傾斜地崩壊危険度の想定	該当箇所及び市町村単位で表示
カ) 建築物被害の想定	全県 500m メッシュ単位及び市町村単位で表示
キ) 火災被害の想定	市町村単位で表示
ク) 人的被害の想定	
ケ) 道路被害の想定	該当路線及び市町村単位で表示
コ) 橋梁被害の想定	該当箇所及び路線で表示

(2) 想定地震の設定

過去の被害地震に関する資料及び活断層関係資料等をもとに、本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型2地震、海溝型2地震について検討を行い、次のとおり定めることとした。

対象地震		内陸直下型地震		海溝型地震	
		【地震1 (A、B)】 北上低地西縁断層群北部地震	【地震2】 北上低地西縁断層群南部地震	【地震3】 1968年十勝沖地震をもとにした地震	【地震4】 岩手県沿岸部の空白域を考慮した地震
断層の原点	パラメータ 北緯 (°)	39.64	39.35	41.80	39.50
	東経 (°)	141.13	140.99	143.04	144.00
	深さ (km)	1.0	1.0	0	0
マグニチュード		M7.4	M7.3	M7.9	M8.0
破壊形式		断層面下端から同心円状に破壊 (1A) 南側から破壊 (1B) 北側から破壊	断層面下端南側から円心円状に破壊	断層面上端中央から円心円状に破壊	断層面上端中央から円心円状に破壊

(3) 地盤状況の把握

地盤状況の把握は、基準地域メッシュごとの表層地質や地形データが整えられている「国土数値情報(国土地理院)」をもとに、地震動の想定に必要な微地形分類及び液状化の想定に必要な微地形分類を行った。

(4) 地震動の想定

地震動の想定は、岩盤（基盤）での地震動の強さを評価し、これに表層地盤の増幅特性を掛け合わせるにより行った。

① 基盤における地震動の評価

震源断層を一定の大きさの小領域に分割し、破壊開始点から次々に破壊が進行するにつれて、各小領域から到達する地震動の強さを足し合わせるにより評価した。

② 表層地盤の増幅の評価と地表における地震動

表層地盤の増幅の評価については、地震動評価のための微地形区分ごとに平均 S 波速度を設定して増幅度を算定し、既に算定されている基盤加速度と掛け合わせるにより、地震動の想定に必要な地表加速度及び液状化の想定に必要な地表速度を算定した。また震度については、地表最大加速度との経験式から求められた。

(5) 液状化危険度の想定

液状化危険度の想定は、微地形分類区分と液状化評価の関係及び液状化評価と液状化可能性の関係を判定基準として用いることにより、すでに把握されている液状化の想定に必要な微地形分類とすでに算定されている液状化の想定に必要な地表速度から液状化危険度を評価した。

(6) 急傾斜地崩壊危険度の想定

急傾斜地崩壊危険度の想定は、県内の急傾斜地崩壊危険箇所について、形状や地形地質等を考慮して判定した各斜面がもつ平常時の危険度に、地震時に加わる地震力（震度）を加味し、被害危険度を相対的に評価した。

(7) 建築物被害の想定

建築物被害の想定は、住宅統計や国勢調査等の公表資料をもとに、建築物の建築年や構造別分布等を推定し、それぞれの構造ごとに、建物に加わる地震力と建物の強度・耐力とを比較し、被害の判定基準に基づき、地震動による被害を算出した。

また、液状化危険度の高い地域については、建物の構造・階数と液状化による被害率の既往の調査結果をもとに、液状化による被害を算出し、地震動による被害と液状化による被害とを比較し、その大きい方を採用した。

(8) 火災被害の想定

火災被害の想定は、建築物被害の想定で得られた建物の被害率をもとに算出した出火危険率に、火災の発生した季節、時間帯といった前提条件を設定して出火点数を算出し、さらに消防活動による消火や風による影響等を考慮して焼失棟数を算出した。

(9) 人的被害の想定

人的被害の想定は、建築物被害の想定で得られた建物の被害棟数及び火災被害の想定で得られた建物の焼失棟数に、時間帯や時代といった前提条件を設定して死者数を算出し、その死者数から経験式をもとに負傷者数を算出した。

また、罹災者数については、大破又は焼失した建物に住む住民数を算出した。

(10) 道路被害の想定

道路被害の想定は、県内の主要な道路（高速道路、国道及び主要地方道）を対象に、地震力（震度ランク）と道路橋示方書にいう地盤種（1～4種）とをもとにした被害率を設定し、路線ごとに被害箇所数を算出した。

(11) 橋梁被害の想定

橋梁被害の想定は、県内の主要な道路（高速道路、国道及び主要地方道）に架かる橋梁のうち、橋長 15m 以上のものを対象に、上部構造の落下に重点を置いた橋梁の耐震性判定のための評価値を用いて各項目ごとに該当する重み係数を求め、それらの積を評価点として、橋梁ごとに危険度を判定した。

2 想定結果

各想定地震ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

想定地震		【地震1】 北上低地西縁断層群北部地震		【地震2】 北上低地西縁 断層群南部地 震	【地震3】 十勝沖地震	【地震4】 三陸沖空白域 地震
		A (南側から破壊)	B (北側から破壊)			
		主な被害想定項目		M=7.4		M=7.3
1 地震動	最大震度	震度6弱		震度6弱	震度5強	震度5強
	最大震度を示した地域	滝沢村～ 花巻市	矢巾町～ 北上市	胆沢町～ 花巻市	種市町～ 岩泉町	岩泉町～ 陸前高田市
2 建築物被害	大破壊	5, 313 棟	1, 559 棟	1, 763 棟	11 棟	183 棟
〔現況棟数：686, 116 棟〕						
3 火災被害	炎上出火	19 点	1 点	4 点	—	—
	延焼出火	13 点	点	1 点	—	—
	消失棟数	164 棟	1 棟	19 棟	—	—
〔現況棟数：686, 116 棟〕						
4 人的被害	死者数	97 人	6 人	11 人	—	—
	〔冬・夕方〕 負傷者数	1, 484 人	230 人	350 人	—	—
	罹災世帯数	3, 607 世帯	1, 084 世帯	1, 137 世帯	7 世帯	103 世帯
	罹災者数	10, 947 人	3, 568 人	3, 745 人	21 人	319 人
〔世帯数：453, 722 世帯〕						
5 急傾斜地崩壊	危険度 大	53 箇所	52 箇所	49 箇所	12 箇所	115 箇所
〔危険箇所：6, 959 箇所〕						
6 道路被害	被害箇所	53 箇所	67 箇所	62 箇所	29 箇所	74 箇所
〔対象路線延長：3, 310km〕						
7 橋梁被害	危険度 大	5 箇所	7 箇所	3 箇所	—	—
〔対象橋梁数：1, 201 箇所〕						

5-11 津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成 15～16 年度実施）

1 津波の被害想定

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県沿岸域を対象に想定津波発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
①浸水予測	津波浸水予測図（全体図、市町村図、地区別図） 全沿岸域を 40m メッシュ単位で表示
②建物被害の想定	全沿岸域を 400m メッシュ単位及び市町村単位で表示
③人的被害の想定	
④道路被害の想定	該当路線及び市町村単位で表示
⑤ライフライン被害の想定	該当箇所及び市町村単位で表示

(2) 想定津波の設定

過去の津波被害に関する資料及び地震調査研究推進本部等の資料をもとに、本県に強い影響を及ぼすおそれのある津波として、次のとおり定めることとした。

パラメータ		明治三陸地震津波 (1896 年)	昭和三陸地震津波 (1933 年)	想定宮城県沖連動地震津波		
				領域 A1	領域 A2	領域 B
断層の 原点	北緯 (°)	40.31	40.16	38.41	38.20	38.95
	東経 (°)	144.40	144.50	142.49	142.39	143.52
	深さ (km)	0	1	26	26	14
気象庁マグニチュード (モーメントマグニチュード)		8 1/2 [*]	8.1	(8.0)		

※理科年表によるマグニチュードである。

(3) 浸水予測

浸水予測については、現況の地形、構造物、土地利用を反映した地形モデルを作成し、波源から沿岸までについては線形長波方程式、沿岸から陸上（遡上）までについては非線形長波方程式を基礎式として、津波の浸水予測計算を行った。

3つの想定津波ごとに、津波防災施設の効果がある場合と効果がない場合について計算を行い、予測された浸水域を、浸水深、津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高なども併せて、市町村ごとに津波浸水予測図として整理した。

(4) 建物被害の想定

建物被害の想定は、都市計画図や森林基本図、家屋に関する概要調査等の資料を参考にして、木造建物と非木造建物の棟数を40mメッシュごとに推定し、過去の調査結果から得られている浸水深と建物の被害区分の関係に基づいて、木造・非木造別の建物被害を算出した。

(5) 人的被害の想定

人的被害の想定は、季節や避難時間などの前提条件を設定した上、過去の災害から得られている建物被害率と人的被害の関係式に、津波避難に関する普及啓発効果や時間帯による補正係数を掛け合わせて、死者数、重傷者数、中等傷者数を算出した。

(6) 道路被害の想定

道路被害の想定は、津波浸水域と道路を重ね合わせ、浸水する道路を抽出した。交差点から交差点までの区間を単位とし、その一部でも浸水すると判定される場合は、漂流物等により使用困難と考え、使用困難となる延長を算定した。

また、緊急輸送道路に着目し、津波で浸水するおそれのある区間を抽出した。

(7) ライフライン被害の想定

ライフライン被害の想定は、上水道、下水道、都市ガス、電力、電話の施設について、管内図、計画平面図、地形図を利用して位置を調査し、拠点施設の位置と浸水域を重ね合わせ、浸水するおそれのあるライフライン拠点施設を抽出した。

2 想定結果

各想定津波ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

被害想定項目		想定津波		
		明治三陸地震津波	昭和三陸地震津波	想定宮城県沖連動地震津波
1 浸水予測	最大遡上高	31.2m (大船渡市綾里白浜)	21.0m (大船渡市綾里白浜)	10.8m (大船渡市吉浜)
	第1波最短到達時間	およそ26分後 (宮古市姉吉)	およそ31分後 (宮古市姉吉)	およそ25分後 (宮古市姉吉、山田町 小谷鳥、釜石市佐須)
2 建物被害	床上(全壊)	約6,700~17,600棟	約1,800~6,800棟	約1,300~4,300棟
	床上(半壊)	約3,800~6,600棟	約1,400~6,300棟	約2,200~5,600棟
	床上(軽微)	約2,900~3,300棟	約1,400~3,900棟	約2,400~3,800棟
	床下浸水	約2,000~2,300棟	約1,700~2,200棟	約1,700~2,200棟
3 人的被害	死者数	約160~1,300名	少数~約200名	約110~1,000名
	重傷者数	約90~800名	少数~約200名	約50~630名
	中等傷者数	約200~2,000名	少数~約400名	約120~1,500名
4 道路被害	使用困難道路延長	約270~370km	約170~370km	約180~270km
	緊急輸送道路浸水地区数	28~31地区	16~28地区	17~21地区
5 ライフライン被害 浸水するライフライン拠点数	上水道浄水場	3~5箇所	0~2箇所	0~1箇所
	上水道ポンプ場	2~3箇所	1~2箇所	1箇所
	下水処理場	19~22箇所	14~17箇所	13~15箇所
	ガス貯蔵施設	1箇所	1箇所	1箇所
	変電所	0箇所	0箇所	0箇所
	電話交換施設	3~10箇所	0~4箇所	2~4箇所

○本調査結果は沿岸全域の被害傾向を把握する観点から作成したものであり、数字は四捨五入により概数で示した。

○避難所要時間、時期、防災構造物の効果の有無などにより予測結果が異なるので、数字に幅を持って記載している。

3 地震災害の被害想定

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県全域を対象に想定宮城県沖連動地震発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
①地震動の想定	全県 500m メッシュ単位で表示
②液状化危険度の想定	
③建物被害の想定	全県 500m メッシュ単位及び市町村単位で表示
④人的被害の想定	市町村単位で表示
⑤道路被害の想定	該当箇所を表示
⑥急傾斜地崩壊の想定	該当箇所及び市町村単位で表示
⑦地震火災の想定	全県 500m メッシュ単位で表示
⑧ライフライン被害の想定	全県 500m メッシュ単位及び市町村単位で表示

(2) 想定地震の設定

地震調査研究推進本部等の資料をもとに検討を行い、次のとおり定めることとした。

パラメータ		想定宮城県沖連動地震津波		
		領域 A1	領域 A2	領域 B
断層の 原点	北緯 (°)	38.41	38.20	38.95
	東経 (°)	142.49	142.39	143.52
	深さ (km)	26	26	14
断層の長さ (km)		36	40	133
断層の幅 (km)		64	36	49
断層の走向 (°)		200	200	205
断層の傾斜 (°)		21	21	12
モーメントマグニチュード		8.0		

(3) 地震動の想定

地震動の想定は、岩盤（基盤）での地震動の強さを評価し、これに表層地盤の増幅特性を掛け合わせるにより行った。

① 基盤における地震動の評価

過去の地震における地震動の大きさを分析して求められた、地震の規模、震源断層から基盤までの距離と地震動の大きさの関係を用いて評価した。

② 表層地盤の増幅の評価と地表における地震動

表層地盤の増幅の評価については、地震動評価のための微地形区分ごとに平均 S 波速度を設定して増幅度を算定し、既に算定されている基盤速度と掛け合わせるにより、地表最大速度を算定した。

また、計測震度については、地表最大速度より経験式から求めた。

(4) 液状化危険度の想定

液状化危険度の想定は、微地形分類区分と液状化評価の関係及び液状化評価と液状化可能性の関係を判定基準として用いることにより、すでに把握されている液状化の想定に必要な微地形分類とすでに算定されている液状化の想定に必要な地表最大速度から液状化危険度を評価した。

(5) 建物被害の想定

建物被害の想定は、住宅統計や家屋に関する概要調書報告等の公表資料をもとに、建築物の建築年や構造別分布等を推定し、それぞれの構造別、建築年代別ごとに、過去の経験から得られている地震動の大きさと被害率の関係から、被害を算出した。

また、液状化危険度の想定結果をもとに、建物の構造・階数と液状化による被害率の既往の調査結果から液状化による被害を算出した。

(6) 人的被害の想定

人的被害の想定は、国勢調査や住宅・土地統計調査等の資料から、各メッシュにおける設定時間帯ごとの人口を推定し、過去の地震災害から導かれた建物被害と死者数、重軽傷者数、要救出者数、避難者数の関係式を用いて、それぞれの被害を算出した。

(7) 道路被害の想定

道路被害の想定は、緊急輸送道路上の施設のうち、防災上の未対策と考えられる施設を対象に、震度と液状化可能性および道路橋示方書の準拠年次から被災危険度ランクを設定し、箇所ごとに示した。

(8) 急傾斜地崩壊の想定

急傾斜地崩壊の想定は、保全人家のある急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、地震時の崩壊要因と考えられる項目の点検結果から崩壊危険度の第一次判定を行い、さらに危険箇所の位置するメッシュで予測された震度から、各危険箇所の崩壊危険度を評価した。

(9) 地震火災の想定

地震火災の想定は、木造建物からの出火を対象に、季節と時間帯を設定し、建物全壊率と出火率および初期消火率の過去の経験式に基づいて出火件数を算出した。

(10) ライフライン被害の想定

ライフライン被害の想定は、上水道、都市ガスを対象として、過去の地震における被災事例より導かれた、地震動の大きさに対する標準的な埋設管の被害率に、管種・管径及び液状化についての補正を行い、市町村別に被害箇所数を算出した。

4 想定結果

想定宮城県沖連動地震の主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

		想定宮城県沖連動地震	
地震動	最大震度	6 弱	
	最大震度を示した地域	大船渡市、陸前高田市、一関市花泉町及び川崎町、藤沢町	
建物被害	木造全壊棟数	251 棟	
	RC 造大破棟数	12 棟	
	S 造全壊棟数	26 棟	
人的被害		夜間	夕刻
	死者数	7 人	10 人
	重傷者数	124 人	103 人
	軽傷者数	2, 589 人	2, 134 人
道路被害	橋梁被災危険度 B	1 箇所	
	橋梁被災危険度 C	24 箇所	
急傾斜地崩壊	崩壊危険度 高	80 箇所	
地震火災		0 件	
ライフライン被害	被害箇所	水道	都市ガス
		546 箇所	21 箇所

様 式

様式目次

報告担当機関等一覧表	6-1-1
初期情報報告様式一覧表	6-1-4
被害額等報告様式一覧表	6-1-5
〔初期情報報告専用様式〕	
庁舎等被害報告（県合同庁舎，県職員公舎）	様式 A 6-1-6
水道施設被害状況報告	〃 B 6-1-7
火葬場等被害報告	〃 C 6-1-8
観光施設被害報告	〃 D 6-1-9
商工関係被害報告	〃 E 6-1-10
農林水産関係被害報告	〃 F 6-1-11
土木施設関係等被害報告	〃 G-1 6-1-12
土木施設関係等被害報告	〃 G-2 6-1-13
教育施設関係被害報告（県立及び市町村立関係）	〃 H 6-1-14
通信事故情報・通信規制情報報告	〃 I 6-1-15
鉄道関係被害報告	〃 J 6-1-16
現地調査状況速報	〃 K 6-1-17
被害発生等報告	様式 1 6-1-18
避難の指示・勧告等の状況報告	〃 1-1 6-1-19
人的及び住家被害報告	〃 2 6-1-20
人的被害内訳	〃 2-1 6-1-21
住家被害内訳	〃 2-2 6-1-22
庁舎等被害報告	〃 3 6-1-23
社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設被害報告	〃 4 6-1-24
医療衛生施設被害報告	〃 5 6-1-25
医療衛生施設被害内訳	〃 5-1 6-1-26
消防施設被害報告	〃 6 6-1-27
観光施設被害報告	〃 7 6-1-28
商工関係被害報告	〃 8 6-1-29
高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告	〃 9 6-1-30
水産関係被害報告	〃 10 6-1-31
漁港施設等被害報告	〃 11 6-1-32
農業施設被害報告	〃 12 6-1-33
農作物等被害報告	〃 13 6-1-34

農作物被害内訳	〃	13-1	6-1-35
家畜関係被害報告	〃	14	6-1-36
農地農業用施設被害報告	〃	15	6-1-37
林業関係被害報告	〃	16	6-1-38
土木施設等被害報告	〃	17	6-1-39
公営住宅等被害報告	〃	18	6-1-40
児童，生徒及び教員等被害報告	〃	19	6-1-41
学校被害報告	〃	20	6-1-42
文化財被害報告	〃	21	6-1-43
船舶被害報告	〃	22	6-1-44
電力関係被害報告	〃	23	6-1-45
工業用水道被害報告	〃	24	6-1-46
鉄道関係被害報告	〃	25	6-1-47
報告要領			6-1-48
被害状況判定の基準			6-1-49
災害情報報告系統図			6-1-50
消防庁報告 火災	様式 1		6-1-51
消防庁報告 特定の事故	〃	2	6-1-52
消防庁報告 救急・救助事故	〃	3	6-1-53
消防庁報告 災害状況即報	〃	4-1	6-1-54
消防庁報告 災害状況即報	〃	4-2	6-1-55

報告担当機関等一覧表

様式 番号	報告種別	報告区分	報告担当機関	報告受領機関			
				地方支部等	本部各課	取りまとめる課	
1	被害発生等報告		市町村本部	地方支部 (総務班)		総合防災室	
1-1	避難の指示・勧告等の状況報告		市町村本部	地方支部 (総務班)		総合防災室	
2 2-1 2-2	人的及び住家被害報告		市町村本部	地方支部 (福祉環境班)	地域福祉課	保健福祉企画室	
A 3	庁舎等被害報告	県有財産	地方支部各班 又は県立各施設等		財産を分掌する課	管財課 各部局主管課	
		市町村有財産	市町村本部	地方支部 (総務班)		総合防災室	
4	社会福祉施設、社会教育、文化施設、体育施設被害報告	社会福祉施設	県立	県立各施設		長寿社会課 障がい保健福祉課 地域福祉課 児童家庭課	保健福祉企画室
			上記以外	市町村本部	地方支部 (福祉環境班)		保健福祉企画室
		社会教育施設	県立	県立各施設		生涯学習文化財課	教育企画室
			上記以外	市町村本部	地方支部 (教育事務所班)	生涯学習文化財課	教育企画室
		文化施設	県立	県立各施設		文化振興課	文化スポーツ企画室
			上記以外	市町村本部	地方支部 (教育事務所班)	文化振興課	文化スポーツ企画室
		体育施設	県立	県立各施設		スポーツ振興課	文化スポーツ企画室
			上記以外	市町村本部	地方支部 (教育事務所班)	スポーツ振興課	文化スポーツ企画室
B C 5 5-1	医療衛生施設被害報告	医療施設	病院等	国立	地方支部 (保健環境班)	医療政策室	保健福祉企画室
				県立	地方支部 (県立病院班)		(医療)管理課
				上記以外	市町村本部	地方支部 (保健医療班)	医療政策室
			感染症指定医療機関	市町村本部	地方支部 (保健医療班)	医療政策室	保健福祉企画室
			母子健康センター	市町村本部	地方支部 (保健医療班)	子ども子育て支援課	保健福祉企画室
			上水道施設	市町村本部	地方支部 (福祉環境班)	県民くらしの安全課	環境生活企画室
			衛生施設	市町村本部	地方支部 (福祉環境班)	県民くらしの安全課 資源循環推進課	環境生活企画室
6	消防施設被害報告		市町村本部	地方支部 (総務班)		総合防災室	
D 7	観光施設被害報告	自然公園施設	市町村本部	地方支部 (福祉環境班)	自然保護課	環境生活企画室	
		観光施設	市町村本部	地方支部 (総務班)	観光課	商工企画室	
E 8	商工関係被害報告		市町村本部	地方支部 (総務班)	経営支援課	商工企画室	
9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告	鉱山関係	市町村本部	地方支部 (福祉環境班)	環境保全課	環境生活企画室	
		高圧ガス、火薬類施設	市町村本部	地方支部 (総務班)		総合防災室	
F 10	水産関係被害報告		市町村本部	地方支部 (水産班)		農林水産企画室	
F 11	漁港施設等被害報告	海岸保全施設	県管理	地方支部 (土木班)	河川課	漁港漁村課	農林水産企画室
			市町村管理	市町村本部	地方支部 (土木班)	河川課	漁港漁村課
		海岸保全施設以外	県管理	地方支部 (水産班)		漁港漁村課	農林水産企画室
			市町村管理	市町村本部	地方支部 (水産班)	漁港漁村課	農林水産企画室
F 12	農業施設被害報告		市町村本部	地方支部 (農林班)		農林水産企画室	
F 13 13-1	農作物等被害報告		市町村本部	地方支部 (農林班)		農林水産企画室	
F 14	家畜等関係被害報告		市町村本部	地方支部 (農林班)		農林水産企画室	
F 15	農地農業用施設被害報告	海岸保全施設	県管理	地方支部 (土木班)	河川課	農村建設課	農林水産企画室
			その他	市町村本部	地方支部 (土木班)	河川課	農村建設課

資料編 様式

様式 番号	報告種別	報告区分		報告担当機関	報告受領機関				
					地方支部等	本部各課	取りまとめる課		
		海岸保 全施設 以外	県管理	地方支部 (農林班)		農村建設課	農林水産企画室		
			その他	市町村本部	地方支部 (農林班)	農村建設課	農林水産企画室		
F 16	林業関係被害報告	林業 施設	林産・特用林産 施設	市町村本部	地方支部 (農林班)	林業振興課	農林水産企画室		
			苗畑施設	市町村本部	地方支部 (農林班)	森林整備課	農林水産企画室		
			治山施設	市町村本部	地方支部 (農林班)	森林保全課	農林水産企画室		
		林産 物	苗木	市町村本部	地方支部 (農林班)	森林整備課	農林水産企画室		
			苗木以外	市町村本部	地方支部 (農林班)	林業振興課	農林水産企画室		
			林地荒廃	市町村本部	地方支部 (農林班)	森林保全課	農林水産企画室		
		林道	県管理	地方支部 (農林班)		森林保全課	農林水産企画室		
			市町村管理	市町村本部	地方支部 (農林班)		農林水産企画室		
		森林	県有林	地方支部 (農林班)		森林保全課	農林水産企画室		
			市町村有林 ・私有林	市町村本部	地方支部 (農林班)	森林整備課	農林水産企画室		
			緑資源機構の施設 ・森林等	緑資源機構		森林整備課	農林水産企画室		
			国有林の施設 ・森林等	東北森林管理局 盛岡森林管理署		林業振興課	農林水産企画室		
		G-1 G-2	土木施設等被害報告	道路・ 橋梁	県管理	地方支部 (土木班)		道路環境課	県土整備企画室
市町村管理	市町村本部				地方支部 (土木班)	道路環境課	県土整備企画室		
河川	県管理			地方支部 (土木班)		河川課	県土整備企画室		
	市町村管理			市町村本部	地方支部 (土木班)	河川課	県土整備企画室		
ダム	県管理			地方支部 (土木班)		河川課	県土整備企画室		
	市町村管理			市町村本部	地方支部 (土木班)	河川課	県土整備企画室		
海岸	県管理			地方支部 (土木班)		河川課	県土整備企画室		
	市町村管理			市町村本部	地方支部 (土木班)	河川課	県土整備企画室		
	砂防			地方支部 (土木班)		砂防災害課	県土整備企画室		
	地すべり			地方支部 (土木班)		砂防災害課	県土整備企画室		
	港湾			地方支部 (土木班)		港湾課	県土整備企画室		
	空港			空港事務所			県土整備企画室		
都市 施設 等	県 管 理			下水道施設	北上川上流流域 下水道事務所		下水環境課	県土整備企画室	
				上記以外	地方支部 (土木班)		都市計画課	県土整備企画室	
	上記以外			市町村本部	地方支部 (土木班)	都市計画課 下水環境課	県土整備企画室		
17	土木施設等被害報告			河川	国管理	岩手河川国道事務所		砂防災害課	県土整備企画室
					県管理	地方支部 (土木班)		砂防災害課	県土整備企画室
		市町村管理	市町村本部		地方支部 (土木班)	砂防災害課	県土整備企画室		
		道路・ 橋梁	国管理	岩手河川国道事務所 三陸国道事務所		砂防災害課	県土整備企画室		
			国管理	盛岡管理事務所		砂防災害課	県土整備企画室		
			県管理	地方支部 (土木班)		砂防災害課	県土整備企画室		
			市町村管理	市町村本部	地方支部 (土木班)	砂防災害課	県土整備企画室		

資料編 様式

様式 番号	報告種別	報告区分		報告担当機関	報告受領機関			
					地方支部等	本部各課	取りまとめる課	
		海岸	県管理	地方支部 (土木班)		砂防災課	県土整備企画室	
			市町村管理	市町村本部	地方支部 (土木班)	砂防災課	県土整備企画室	
		砂防	国管理	岩手河川国道事務所		砂防災課	県土整備企画室	
			県管理	地方支部 (土木班)		砂防災課	県土整備企画室	
		べ地 りす	県管理	地方支部 (土木班)		砂防災課	県土整備企画室	
		港湾		地方支部 (土木班)		砂防災課	県土整備企画室	
		空港		空港事務所		砂防災課	県土整備企画室	
		都市 施設 等	県 管 理	上下水道 施設	北上川上流流域 下水道事務所		砂防災課	県土整備企画室
				上記以外	地方支部 (土木班)		砂防災課	県土整備企画室
			上記以外	市町村本部	地方支部 (土木班)	砂防災課	県土整備企画室	
G-1 G-2 18	公営住宅等被害報告	県管理等		地方支部 (土木班)		建築住宅課	県土整備企画室	
市町村管理		市町村本部	地方支部 (土木班)	建築住宅課	県土整備企画室			
H 19	児童、生徒及び教員等被害報告	国立学校		国立学校			総合防災室	
県立学校（県立大学及び県立大学短期大学部を除く）		県立学校		学校教育課	教育企画室			
市町村立学校		市町村本部	地方支部 (教育事務所班)	学校教育課	教育企画室			
私立学校		私立学校		学事振興課	政策推進室			
県立大学・ 県立大学短期大学部		県立大学・ 県立大学短期大学部		学事振興課	政策推進室			
H 20	学校被害報告	国立学校		国立学校			総合防災室	
県立学校（県立短大を除く）		県立学校			教育企画室			
市町村立学校		市町村本部	地方支部 (教育事務所班)		教育企画室			
私立学校		私立学校		学事振興課	政策推進室			
県立大学・ 県立大学短期大学部		県立大学・ 県立大学短期大学部		学事振興課	政策推進室			
H 21	文化財被害報告			市町村本部	地方支部 (教育事務所班)	生涯学習文化財課	教育企画室	
22	船舶被害報告			東北運輸局岩手 運輸支局等			総合防災室	
I	通信事故情報・通信規制 情報報告			東日本電信電話(株)岩手 支店、エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ (株)、(株)NTTドコモ 東北、KDDI(株)		科学・情報政策室	政策推進室	
23	電力関係被害報告	東北電力関係 施設	東北電力(株) 岩手支店				環境生活企画室	
電源開発(株) 関係施設		電源開発(株) 東和電力所				環境生活企画室		
県営電力関係施設		企業局各施設			業務課	経営総務室		
24	工業用水道被害報告	県営工業用 水道施設	企業局各施設			業務課	経営総務室	
J 25	鉄道関係被害報告			東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 三陸鉄道(株) IGRいわて銀河鉄道(株)		交通政策室	政策推進室	

【初期情報報告様式一覧表】

様式No.	報 告 名
様式1	被害発生等報告
様式1-1	避難の指示・勧告等の状況報告
様式2	人的及び住家被害報告
様式2-1	人的被害内訳
様式2-2	住家被害内訳
様式A	庁舎等被害報告（県合同庁舎、県職員公舎）
様式3	庁舎等被害報告
様式4	社会福祉施設・社会教育・文化施設・体育施設被害報告
様式B	水道施設被害状況報告
様式C	火葬場等被害報告
様式5	医療衛生施設被害報告
様式5-1	医療衛生施設被害内訳
様式6	消防施設被害報告
様式D	観光施設被害報告
様式E	商工関係被害報告
様式9	高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告
様式F	農林水産関係被害報告
様式G-1, G-2	土木施設等被害報告
様式H	教育施設関係被害報告（県立及び市町村関係）
様式22	船舶被害報告
様式 I	通信事故情報・通信規制情報報告
様式23	電力関係被害報告
様式24	工業用水道被害報告
様式J	鉄道関係被害報告
様式K	現地調査状況速報

注 は、初期情報報告専用様式

【被害額等報告様式一覧表】

様式No.	報 告 名
様式2	人的及び住家被害報告
様式2-1	人的被害内訳
様式2-2	住家被害内訳
様式3	庁舎等被害報告
様式4	社会福祉施設・社会教育・文化施設・体育施設被害報告
様式5	医療衛生施設被害報告
様式5-1	医療衛生施設被害内訳
様式6	消防施設被害報告
様式7	観光施設被害報告
様式8	商工関係被害報告
様式9	高压ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告
様式10	水産関係被害報告
様式11	漁港施設等被害報告
様式12	農業施設被害報告
様式13	農作物等被害報告
様式13-1	農作物被害内訳
様式14	家畜等関係被害報告
様式15	農地農業用施設被害報告
様式16	林業関係被害報告
様式17	土木施設等被害報告
様式18	公営住宅等被害報告
様式19	児童，生徒及び教員等被害報告
様式20	学校被害報告
様式21	文化財被害報告
様式22	船舶被害報告
様式23	電力関係被害報告
様式24	工業用水道被害報告
様式25	鉄道関係被害報告

様式A 【地方支部（総務班） ⇒管財課⇒総合防災室】
 庁舎等被害報告（県合同庁舎，県職員公舎）

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
地 方 支 部 名		発 信 者	

1. 庁舎等

名 称 等	被 害 状 况	復 旧 状 况

2. 職員公舎

名 称 等	被 害 状 况	復 旧 状 况

注1 本様式は，災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり，被害件数，被害額等が判明した時点では，様式3を使用するものであること。

注2 「名称等」の欄には，庁舎等については階数等，職員公舎については公舎名を記入すること。

様式B 【市町村本部⇒地方支部（福祉環境班） ⇒県関係課⇒総合防災室】

送信先 岩手県県民くらしの安全課 019-629-5279 岩手県 保健所長 様	発信者	発信日	年	月	日	
		事業体・所属				
		職・氏名				
		連絡先				

水道施設被害状況報告書（ ）【第 報】

1 災害発生の日時	年	月	日	発生
2 災害発生の原因				
3 施設被害状況・対応状況				
① 取水施設				
② 貯水施設				
③ 導水施設				
④ 浄水施設				
⑤ 送水施設				
⑥ 配水施設				
⑦ その他				
⑧ 被害金額				
4 断水・減水の状況				
① 断水	(断水世帯数= 世帯) (断水日時= 月 日 時~)			
	(地区名=)			
② 減水	(減水世帯数= 世帯) (減水日時= 月 日 時~)			
	(地区名=)			
③ 断・減水の対応状況				
④ 復旧状況				
⑤ 復旧見込				
5 応援要請	() 要請する () 要請しない () 第 報で要請済み			
① 応援内容	() 応急給水 () 応急復旧 () その他<			
② 応援期間の見込	年 月 日 から () 日間の見込み			
③ 必要な資機材等				
④ 応援隊参集場所	住 所			
	施設名			
⑤ 連絡担当責任者	職	氏名		
	固定電話	- -	携帯電話	- -
⑥ 連絡担当補助者	職	氏名		
	固定電話	- -	携帯電話	- -

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。

様式C【市町村本部⇒地方支部（福祉環境班） ⇒県関係課⇒総合防災室】

火 葬 場 等 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 火葬場

名 称 等	被 害 状 况	復 旧 の 見 通 し

2 墓地

名 称 等	被 害 状 况	復 旧 の 見 通 し

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。

注2 墓地の被害報告では、墓地の区域の流出や管理棟の倒壊など公共的な被害を報告の対象とし、墳墓の倒壊など個人的な被害は、報告の対象としない。

様式 F 【市町村本部⇒地方支部（農林班・水産班） ⇒県関係課⇒総合防災室】

農 林 水 産 関 係 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	
被 害 項 目	調 査 結 果		
今 後 の 調 査 ス ケ ジ ュ ー ル			

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式10～様式16を使用するものであること。

様式 G-1【市町村本部⇒地方支部（土木班）⇒県関係課】

土木施設関係等被害報告

災害名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市町村名		市町村発信者	
地方支部名		地方支部発信者	

施設区分	被害状況	対応状況
道路		
河川		
海岸		
ダム		
砂防		
下水道		
都市公園		
公営住宅		
港湾		
空港		
その他		

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式15・様式16・様式17及び様式18を使用すること。

様式 G-2【県関係課⇒県土整備企画室⇒総合防災室】

土木施設関係等被害報告

災害名	第 報 (月 日 時 分現在)		
関係課名		関係課発信者	

施設区分		
地方支部	被害状況	対応状況
盛岡地方支部		
花巻地方支部		
奥州地方支部		
一関地方支部		
大船渡地方支部		
釜石地方支部		
宮古地方支部 (宮古土木部)		
宮古地方支部 (岩泉土木事務所)		
久慈地方支部		
二戸地方支部		
その他		

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式15・様式16・様式17及び様式18を使用すること。

- 様式H 【《県立学校》県立学校⇒県関係課⇒総合防災室】
 【《市町村立学校》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒総合防災室】
 【《学校以外の教育施設》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒総合防災室
 県立施設⇒県関係課⇒総合防災室】

教育施設関係被害報告（県立及び市町村立関係）

災害名	第 報 (月 日 時 分現在)		
施設名		施設発信者	
市町村名		市町村発信者	
地方支部名		地方支部発信者	

1 人的被害状況（児童・生徒・教職員等）

市町村名	学校等施設名	学年・年令・職名	性別	被害の状況

2 学校等施設被害状況

市町村名	学校等施設名	被害状況	対応状況

3 学校の休校等の状況

(1) 全体

市町村名	学校名	休校等の理由

(2) その他

市町村名	学校名	休校等の理由

4 避難所となっている学校の状況

市町村名	学校名	避難者数	避難者数のうち児童生徒数

5 児童生徒の被災状況（教科書等の学用品の滅失がある場合）、児童生徒の登下校の大きな障害（通学路や公共交通機関等）

市町村名	学校等施設名	被害状況	対応状況

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式4（社会教育、文化施設及び体育施設）、19（児童、生徒及び教職員）、20（学校）及び21（文化財）を使用するものであること。

様式 J 【東日本旅客鉄道(株)盛岡支社, 三陸鉄道(株), IGRいわて銀河鉄道(株)⇒県関係課⇒総合防災室】

鉄 道 関 係 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)			
事 業 所 名		発 信 者		
課 等 名				
被 害 発 生 日 時	月 日 時 分			
被 害 の 種 類				
被 害 状 況 及 び 対 応				
鉄 道 不 通 区 間 及 び 代 替 輸 送 の 有 無	不 通 区 間			
	代 替 輸 送	有	無	
	代 替 方 法			
人 的 被 害 の 有 無	人 的 被 害	有	無	
	内 訳 人 数	死 者		人
		行 方 不 明 者		人
		重 傷 者		人
		軽 傷 者		人
		計		人
鉄 道 不 通 区 間 の 復 旧 の 見 通 し				
そ の 他 特 記 事 項				

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式26を使用するものであること。

様式K【県本部調査班、自衛隊等 ⇒ 県本部支援室】

【県本部調査班、自衛隊等 ⇒ 地方支部（総務班）】

現 地 調 査 状 況 速 報	市町村名	市・町・村
	報告者所属／機関名	
	報告者名	

日時	月 日 () 時 分 天候 []		
報告地区名 (建物名・施設名など)	地区/付近		
報告項目	内 容 (○印をつけ、空欄に記入)		
要救助者	1 無し / 2 不明 3 あり → ①救助対応中⇒部隊 [自衛隊・警察・消防・その他 ()] ②救助待ち 約 _____ 人 状況 [土砂崩れ、火災、孤立、事故、建物の下敷き、その他] 地上からのアクセス 可 / 不可 / 困難 状況→		
負傷者	1 無し / 2 不明 3 あり → 人数 [] 人、場所 []		
火 災	1 無し 2 不明 3 あり → 場所 [] 付近		
孤 立	1 無し 2 不明 3 あり → [] 地区、 [] 名 → [] 地区、 [] 名		
家屋倒壊	1 無し 2 不明 3 あり → [] 地区、 [] 棟		
道路状況	路線 _____ 線、区間 _____ ~ 1 通行可 2 通行不可 → [土砂崩れ、路肩決壊、落石、倒木、浸水、他]		
	路線 _____ 線、区間 _____ ~ 1 通行可 2 通行不可 → [土砂崩れ、路肩決壊、落石、倒木、浸水、他]		
避難者／ニーズ	1 無し 2 不明 3 あり → [避難所: _____、人数 _____ 人] ⇒支援 1 不要 2 必要 → [水、食料、毛布、その他 ()]		
通信状況	NTT	通話可・不明・不通	a u 通話可・不明・不通
	NTTドコモ	通話可・不明・不通	ソフトバンク 通話可・不明・不通
停 電	1 無し 2 不明 3 あり → [] 地区、 [] 世帯		
庁 舎	1 被害なし 2 被害あり → [倒壊、一部損壊、停電、その他]		

注1 この様式は、県本部調査班、自衛隊等が発災初期の被害状況を収集する場合の共通様式として用いていること。

2 記入は、分かる範囲で構わないのものであり、およその数字で構わないのものであること。

様式1【市町村本部⇒地方支部(総務班)⇒総合防災室】

【第二管区海上保安本部(八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署)⇒総合防災室】

被害発生等報告

災害名	第報(月日時分現在)		
市町村名		市町村発信者	
地方支部名		地方支部発信者	

1 人的被害

区分	人数	氏名	年齢
死者			
行方不明者			
重傷者			
軽傷者			

4 その他の被害

区分	数量	被害の状況

2 住家被害

区分	棟数	世帯数	人員
全壊			
半壊			
一部破損			
床上浸水			
床下浸水			

5 本部の活動状況

災害対策(警戒) 本部設置・廃止 状況	災害対策本部・災害警戒本部	
	設置	月日時分
	廃止	月日時分
避難の指示・ 勧告等の状況	該当する場合、別添様式1-1を 添付すること。	
応援要請の状況		
消防機関の 活動状況	消防職員	人
	消防団員	人
ボランティア センターの設置 及び活動状況		
津波警報等発表 時における 水門等閉鎖状況	閉鎖時間	時 分
	閉鎖箇所	箇所
	解除時間	時 分
その他の 措置状況		

3 非住家被害

区分	棟数	被害の状況
公共建物		
その他の 建物		

注1. 本様式に書き切れない場合は、別紙に記入のうえ、併せて送付のこと。

注2. 「4 その他の被害」の欄には、ライフライン(電気、ガス、上水道等)被害について、特に記入すること。

注3. 第二管区海上保安本部に係る海上災害については、この様式を準用すること。

様式1-1【市町村本部⇒地方支部（総務班）⇒総合防災室】

避難の指示・勧告等の状況報告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 避難指示・避難勧告

避 難 指 示 等 の 区 分	避 難 指 示 ・ 避 難 勧 告		
避 難 指 示 等 を 行 っ た 者			
避 難 指 示 等 の 理 由			
避 難 指 示 等 の 発 令 日 時	月 日 時 分		
避 難 対 象 地 区 名 及 び 避 難 対 象 者 数	地 区	世 帯	人
	地 区	世 帯	人
	地 区	世 帯	人
	【計】	世 帯	人
実 避 難 先 及 び 実 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
	(施設等名)	世 帯	人
	(施設等名)	世 帯	人
	【計】	世 帯	人
避 難 指 示 等 の 解 除 日 時	月 日 時 分		

2 自主避難

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

注1 本様式は、避難指示を発令した場合等（避難指示・避難勧告・自主避難）に、様式1に添付するものであること。

(様式2-1)
人的被害内訳

区分	住所	氏名	年齢	性別	原因	負傷部位
ア 死者						
イ 行方不明者						
ウ 重傷者						
エ 軽傷者						

(様式2-2)
住家被害内訳

区分	地区	棟数	世帯数	人員
ア 全壊（流失）				
イ 半壊				
ウ 一部破損				
エ 床上浸水				
オ 床下浸水				

様式7

〔 市町村本部⇒地方支部（総務班・保健環境班）
⇒関係係課⇒総合防災室 〕

観 光 施 設 被 害 報 告

市町村名 (支部名)	課等名 (班名)	発信者	第 報	報告時点	月 日 時 分現在	調 査 率		%														
						調査率	調査率															
区 分	種 別	公 共 施 設												民 営 施 設								
		道路	橋梁	園地	駐車場	展望休憩所	上下水道	索道施設	野営場施設	宿泊施設	船舶施設	その他	計	展望休憩所	索道施設	宿泊施設	その他	計				
市町村名	計	被害額	被害額	被害額	被害額	被害額	被害額	被害額	被害額	被害額	被害額	被害額	被害額	被害額	被害額	被害額	被害額	被害額	被害額			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
市町村名	計	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数		
		箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
	自然公園																					
	観光施設																					
	計																					
	自然公園																					
	観光施設																					
	計																					
	自然公園																					
	観光施設																					
	計																					

注1 「自然公園」欄には、自然公園法に規定する自然公園の区域内の被害について記載し、「観光施設」欄には、自然公園の区域外の被害について記載すること。

2 公共施設に係る被害のうち、道路及び橋梁の被害は、河川・道路等土木施設被害（様式17）とは重複しないものであること。

3 展望休憩所等の建物に係る被害は、人的及び住家被害（様式2）の住家被害とは重複しないものであること。

4 上下水道被害は、医療衛生施設被害（様式5）とは重複しないものであること。

5 宿泊施設の被害については、人的及び住家被害（様式2）の「住家被害」欄に記載することとなるので、この表では（ ）をもって記載すること。

様式12 [市町村本部⇒地方支部(農林班)⇒農林水産企画室⇒総合防災室]

農業施設被害報告

市町村名 (支部名)	課名 (班名)	共同利用施設(農業協同組合、同連合会所有)												非共同利用施設												報告時点	月	日	時	分	現在	調査率	%		
		共同利用施設(農業協同組合以外)						共同利用施設						地方公共団体等の施設						小計															
		耕種 関係	畜産 関係	蚕糸 関係	園芸 関係	その他	被 害 数	耕種 関係	畜産 関係	蚕糸 関係	園芸 関係	その他	被 害 数	耕種 関係	畜産 関係	蚕糸 関係	園芸 関係	その他	被 害 数	耕種 関係	畜産 関係	蚕糸 関係	園芸 関係	その他	被 害 数									被 害 額	被 害 数
市町村名		被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額
計		被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額

※ 被害内訳が不明な場合は小計または合計欄に記載。
【備考】被害状況の詳細については以下に記載。

様式23

【東北電力(株)各施設】東北電力(株)岩手支店
 ⇒県関係課⇒総合防災室
 【電源開発(株)施設】電源開発(株)東和電力所
 ⇒県関係課⇒総合防災室
 【企業局各施設】県企業局⇒総合防災室

電 力 関 係 被 害 報 告

事業所等名	課等名	発信者	報告時点	月 日 時 分 現在	調 査 率	%										
							第 報									
区 分	被害額合計	送電関係	発電関係	通信関係			その他事項									
				配電関係												
被 害 数	千円	電 気 設 備 (箇所)	土 木 工 作 物 (箇所)	支 持 物 (基)	硝 子 (個)	電 線 (経間)	変電設備 (箇所)	無線	搬 送 (回線)	有 線 (回線)	電 源 装 置 ・ 他 (台)	電 柱 (本)	電 線 (条ハン)	変 圧 器 (台)	引 込 線 (口)	保 安 閉 鎖 器 ・ そ の 他

様式24 〔企業局各施設⇒県企業局⇒総合防災室〕

工業用水道被害報告

事業所等名	課等名	発信者	第 報	報告時点	月 日 時 分現在	調査率	%
区 分	取水施設	取水塔					
		ポンプ棟					
被 害 数	導水施設	導水管路					
		沈砂池					
被 害 額	被害額合計	着水井					
		沈殿池					
被 害 額	被害額合計	管理棟					
		受配電設備					
被 害 額	被害額合計	計装設備					
		汚泥処理設備					
被 害 額	被害額合計	送水管					
		配水池					
被 害 額	被害額合計	配水管					
被 害 額	被害額合計						千円

報告要領

- 1 被害状況判定の基準は別記1のとおりとする。
- 2 災害情報報告系統図は、別記2のとおりとする。
- 3 様式1及び様式1-1については、市町村本部から地方支部を経由して総合防災室への報告に使用すること。
- 4 20 屯以上の船舶の被害報告については東北運輸局が様式22に掲げる様式を使用し、又、東日本電信電話株式会社岩手支店、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ東北、KDDI株式会社、東北電力株式会社岩手支店、電源開発株式会社東和電力所、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社、三陸鉄道株式会社、IGRいわて銀河鉄道株式会社は県内の被害をとりまとめ、様式I、23、25の様式を使用し報告すること。

別記 1

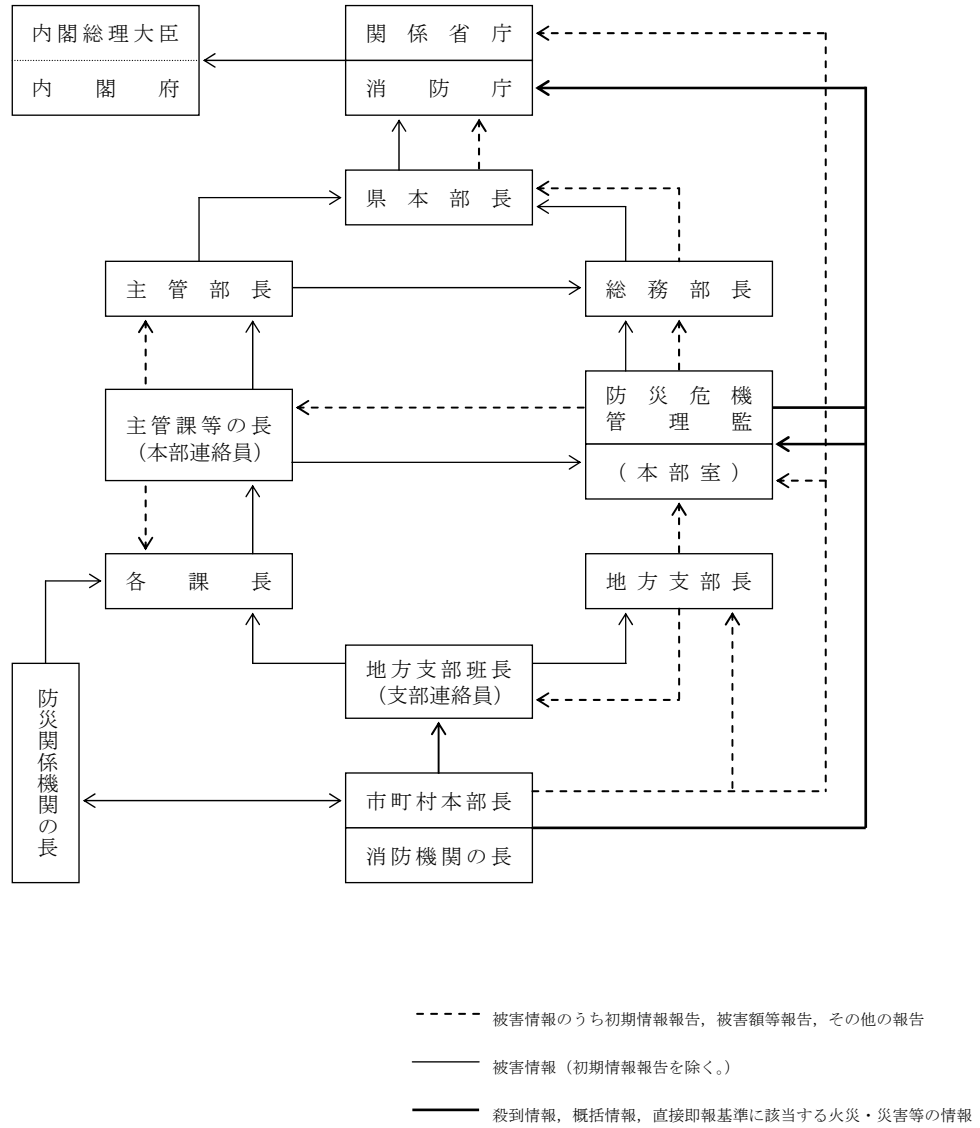
被害状況判定の基準

災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全焼、全壊、全流失	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	半壊、半焼	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
床下		浸水が住家の床上に達せず、床下に留った程度のもの	
被害 田畑の	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他の被害	道路損壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害	
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害	
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	
	被害 船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの
		流失	流失し、所在が不明になったもの
破損		修理しなければ航行できないもの	
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚しく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの	
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの	
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの	

別記 2

災害情報報告系統図



消防庁報告 第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 _____
 ※爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の 生じた 理由			
	負傷者	重症 人				
		中等症 人				
		軽症 人				
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	棟 } 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
					建物焼損表面積	m ²
					林野焼損面積	a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁報告 第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る災害
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域 (レイアウト第1種, 第1種, 第2種, その他)				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火(処理完了)日時	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1危険物 2指定可燃物 3高压ガス 4可燃性ガス 5毒劇物 6R I等	物質名			
	7その他 ()				
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢)	負傷者数	人 (人)		
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)			
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場機材	
		事務所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台		
		消防団	台		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁報告 第3号様式 (救急・救助事故)

第 報

(救急・救助事故)

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重症	人 (人)
		{ 中等症	人 (人)
		{ 軽症	人 (人)
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動 の状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁報告 第4号様式 (その1)

(災害状況即報)

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 _____ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概要	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

消防庁報告 第4号様式 (その2)

(災害状況即報)

都道府県				区分			被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名			そ の 他	田	流失・埋没	ha	
	第 報 (月 日 時現在)	冠	水			冠 水	ha	
畑				流失・埋没	ha			
	報告者名	冠	水	冠 水	ha			
文教施設				箇所				
区分				病院	箇所			
				道路	箇所			
人的被害者	死者	人		橋りょう	箇所			
	行方不明者	人		河川	箇所			
	負傷者	重傷	人		港湾	箇所		
		軽傷	人		砂防	箇所		
住家被害	全壊	棟		清掃施設	箇所			
		世帯		崖くずれ	箇所			
		人		鉄道不通	箇所			
	半壊	棟		被害船舶	隻			
		世帯		水道	戸			
		人		電話	回線			
	一部破損	棟		電気	戸			
		世帯		ガス	戸			
		人		ブロック塀等	箇所			
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
床下浸水	棟		り 災 世 帯 数	世帯				
	世帯		り 災 者 数	人				
	人		建 物	件				
非住家	公共建物	棟		危 険 物	件			
	その他	棟		そ の 他	件			

区分		被 害		災等 害の 対設 策置 本状 部況	都 道 府 県				
公立文教施設	千円								
農林水産業施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
小 計	千円								
公共施設被害市町村数		団体			市 町 村				
そ の 他	農 業 被 害	千円							
	林 業 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円			災適 害用 救市 助町 法村 名				
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
そ の 他	千円			計	団体				
被 害 総 額		千円			消防職員出動延人数	人			
					消防団員出動延人数	人			
<p>災害発生場所</p> <p>災害発生年月日</p> <p>災害の種類概況</p> <p>応急対策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 									

※ 被害額は省略することができるものとする。